

令和 6 年 2 月 14 日 開会
令和 6 年 3 月 13 日 閉会

第 433 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第433回長野県議会（定例会）会議録目次

2月14日（水曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
議員辞職許可の報告	6
諸般の報告	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
長野県国民保護計画の変更について	
令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
会期決定の件	6
知事提出議案の報告	6
第1号より第77号まで及び報第1号より報第10号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	10
教 育 長 内 堀 繁 利 君	23
警 察 本 部 長 小 山 巖 君	28
公 営 企 業 管 理 者 吉 沢 正 君	30
延 会 午後2時33分	

2月20日（火曜日）

開 議 午前10時	
諸般の報告	39
人事委員会意見回答	
知事提出議案の報告	39
第78号より第90号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	40
各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑	
依 田 明 善 君	41

休 憩	午後0時	
再 開	午後1時	
小 林 東一郎 君	……………	73
延 会	午後3時17分	

2月21日（水曜日）

開 議	午前10時	
各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑		
小 山 仁 志 君	……………	115
休 憩	午後0時18分	
再 開	午後1時20分	
知事提出議案（第77号）に対する質疑		
荒 井 武 志 君	……………	154
知事提出議案委員会付託…………… 159		
第77号		
休 憩	午後1時42分	
再 開	午後3時30分	
委員会審査報告書提出報告…………… 160		
危機管理建設委員長報告		
委 員 長 寺 沢 功 希 君	……………	160
延 会	午後3時32分	

2月22日（木曜日）

開 議	午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑		
清 水 純 子 君	……………	165
和 田 明 子 君	……………	178
休 憩	午前11時24分	
再 開	午後1時	
共 田 武 史 君	……………	187
小 林 あ や 君	……………	201
休 憩	午後2時26分	

再 開	午後2時42分	
続 木 幹 夫 君	……………	211
藤 岡 義 英 君	……………	220
大 畑 俊 隆 君	……………	228
延 会	午後4時33分	

2月26日（月曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

高 島 陽 子 君	……………	245
宮 下 克 彦 君	……………	259
休 憩	午前11時34分	
再 開	午後1時	
佐 藤 千 枝 君	……………	271
小 林 陽 子 君	……………	282
奥 村 健 仁 君	……………	292
休 憩	午後2時37分	
再 開	午後2時53分	
勝 山 秀 夫 君	……………	298
竹 村 直 子 君	……………	303
酒 井 茂 君	……………	310
延 会	午後4時28分	

2月27日（火曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

丸 茂 岳 人 君	……………	329
林 和 明 君	……………	341
大 井 岳 夫 君	……………	350
休 憩	午前11時50分	
再 開	午後1時	
山 田 英 喜 君	……………	360

向山賢悟君	369
休憩 午後2時9分	
再開 午後2時25分	
川上信彦君	379
加藤康治君	385
延会 午後3時8分	

2月28日（水曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

両角友成君	395
グレート無茶君	400
早川大地君	407
休憩 午前11時32分	
再開 午後1時	
毛利栄子君	422
勝野智行君	428
垣内将邦君	435
休憩 午後2時24分	
再開 午後2時40分	
丸山寿子君	444
延会 午後3時12分	

2月29日（木曜日）

開議 午前10時

発言取消しの許可

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

望月義寿君	457
青木崇君	464
花岡賢一君	478
休憩 午前11時57分	
再開 午後1時	

小林君男君	490
清水正康君	500
小池久長君	510
休憩 午後2時40分	
再開 午後2時56分	
百瀬智之君	519
知事提出議案委員会付託	527
第1号より第76号まで及び第78号より第89号まで	
陳情提出報告、委員会付託	527
陳情（陳第222号より陳第229号まで）	
議員提出議案の報告	528
議第1号より議第7号まで	
散会 午後3時28分	

3月12日（火曜日）

開議 午後1時	
諸般の報告	537
令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
委員会審査報告書提出報告	537
危機管理建設委員長報告	
委員長 寺沢功希君	537
県民文化健康福祉委員長報告	
委員長 続木幹夫君	539
環境文教委員長報告	
委員長 両角友成君	540
農政林務委員長報告	
委員長 百瀬智之君	541
産業観光企業委員長報告	
委員長 酒井茂君	542
総務企画警察委員長報告	
委員長 共田武史君	544

第1号に対する討論

山口典久君	545
委員会提出議案の報告	547
委第1号及び委第2号	
散会 午後1時37分	

3月13日（水曜日）

開議 午前10時30分	
議長の辞職	553
議長辞職挨拶	
佐々木祥二君	553
議長の選挙	554
議長就任挨拶	
山岸喜昭君	555
副議長の辞職	555
副議長辞職挨拶	
埋橋茂人君	556
副議長の選挙	557
副議長就任挨拶	
続木幹夫君	557
散会 午前10時51分	

3月13日（水曜日）

開議 午後4時40分	
常任委員、同委員長及び同副委員長の選任	561
常任委員の辞任	562
議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任	562
長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙	563
知事提出議案の報告	563
第91号	
閉会 午後4時48分	

令和 6 年 2 月 14 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和6年2月

第433回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和6年2月14日(水曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇		野	市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	統	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ		根	市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員 (1名)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
会計管理者兼会
計局長 宮 原 茂
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議事課担当係長 風 間 真 楠
議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課担当係長 津 田 未知時

午後1時開会

○議長（佐々木祥二君）ただいまから第433回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに2月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和6年2月14日（水曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

議員辞職許可の報告

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後1時1分開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（佐々木祥二君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議ありませんので、勝野智行議員、加藤康治議員、小林あや議員

を指名いたします。

●議員辞職許可の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、去る1月26日、高村京子議員から議員辞職願の提出があり、閉会中につき、地方自治法第126条ただし書きの規定により議長において同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

●諸般の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（佐々木祥二君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から3月14日までの30日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、会期は30日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年2月14日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第1号 令和6年度長野県一般会計予算案

第2号 令和6年度長野県公債費特別会計予算案

第3号 令和6年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第4号 令和6年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第5号 令和6年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

案

- 第 6 号 令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計予算案
- 第 7 号 令和 6 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案
- 第 8 号 令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計予算案
- 第 9 号 令和 6 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案
- 第 10 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計予算案
- 第 11 号 令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計予算案
- 第 12 号 令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案
- 第 13 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案
- 第 14 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算案
- 第 15 号 令和 6 年度長野県電気事業会計予算案
- 第 16 号 令和 6 年度長野県水道事業会計予算案
- 第 17 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する
条例案
- 第 18 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 20 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 21 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 22 号 長野県文化会館条例の一部を改正する条例案
- 第 23 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 24 号 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案
- 第 25 号 長野県女性相談支援センター条例案
- 第 26 号 県立ときわぎ寮条例案
- 第 27 号 医療法施行条例の一部を改正する条例案
- 第 28 号 貸付金免除条例の一部を改正する条例案
- 第 29 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案
- 第 30 号 長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に
基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 31 号 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関
する条例等の一部を改正する条例案
- 第 32 号 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関
する条例を廃止する条例案

- 第 33 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案
- 第 34 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 35 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 37 号 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 38 号 長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案
- 第 39 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案
- 第 40 号 信州登山案内人条例の一部を改正する条例案
- 第 41 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 42 号 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 43 号 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 44 号 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 45 号 長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 46 号 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 47 号 長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案
- 第 48 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 49 号 包括外部監査契約の締結について
- 第 50 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 51 号 指定管理者の指定について
- 第 52 号 指定管理者の指定について
- 第 53 号 県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について
- 第 54 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

- 第 55 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 56 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 57 号 長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について
- 第 58 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）請負契約の締結について
- 第 59 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 60 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 61 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について
- 第 62 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）請負契約の締結について
- 第 63 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 1 工区）変更請負契約の締結について
- 第 64 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 65 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 4 工区）変更請負契約の締結について
- 第 66 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 67 号 一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について
- 第 68 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について
- 第 69 号 一級河川の指定について
- 第 70 号 河川隣接地の事故に係る損害賠償について
- 第 71 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 72 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 73 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 74 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について
- 第 75 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 76 号 高等学校の統合について
- 第 77 号 訴えの提起について
- 報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 2 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

- 報第3号 試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第6号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第7号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第8号 河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第9号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第10号 自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。
提出議案の説明を求めます。

最初に、阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）はじめに、初の県民栄誉賞を授与させていただいた小澤征爾氏が御逝去されました。私たち長野県民は、小澤さんの温かなお人柄と情熱あふれる音楽から多くの元氣と希望をいただいてまいりました。改めてこれまでの多大な御功績に深く敬意と感謝の意を表し、哀悼の誠を捧げます。

さて、ただいま提出いたしました令和6年度当初予算案をはじめとする議案の説明に先立ち、新年度の県政運営に関する所信などについて申し述べさせていただきます。

元日に発生した令和6年能登半島地震は、北陸地方、とりわけ石川県内に極めて甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本県においても住家の一部破損、断水・漏水、鉄道や道路の一時不通といった被害があり、今後は栽培施設等が損壊したきのこ農家を支援してまいります。

石川県に対しては、発災直後から緊急消防援助隊や警察の広域緊急援助隊、DMATやDPATなどを派遣し、救助・救出や救援活動を支援してまいりました。また、対口支援先の輪島

市・羽咋市に対しては、現地のニーズを丁寧に把握しながら、水・食料などの物資の提供や、避難所運営等を担う職員の派遣などの支援を市町村と協力して行うとともに、二次避難に対応するための公営住宅等の確保・提供も積極的に進めてきたところです。

能登半島では今なお多くの方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされています。幅広い分野の関係団体の皆様とともに立ち上げた「能登半島地震復興支援県民本部」を中心に「チームながの」として、被災された方々の思いに寄り添いながら、息の長い支援に努めてまいります。

「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」、新たな基本目標を掲げた総合5か年計画がスタートしてから約10か月が経ちました。今年度は、県民対話集会の全市町村での実施や県民参加型予算の試行など、「対話と共創」を意識して県政を進めてまいりました。

令和6年度は、新時代創造プロジェクトを中心にしあわせ信州創造プラン3.0で掲げた政策を本格的に実行する年にしてまいります。特に、「女性・若者から選ばれる県づくり」や「県内移動の利便性向上」をはじめとする「人口減少の緩和と適応」のための政策、「個別最適な学びへの転換」をはじめとする「未来への挑戦」としての政策に最も重点を置くこととし、女性（W o m a n）、若者（Y o u t h）、子ども（C h i l d）の頭文字であるW Y Cをキーワードに県政を進めてまいります。加えて、能登半島地震を踏まえた地震防災対策の抜本的強化、「かえるプロジェクト」における職員提案の具体化を含む県の組織風土改革にも力を入れて取り組めます。

本県の人口は平成13年の約222万人をピークに減少を続けており、このままの状況が続くと、2100年の人口は80万人以下にまで減少する見通しです。私も参画した人口戦略会議が取りまとめた「人口ビジョン2100」では、このまま人口が減り続けた場合には、労働力人口も消費者人口も減少して市場や社会が縮小していくこと、国としての成長力や産業競争力が低下していくこと、社会保障等の財政負担が増大することなど、我が国の現状に対して強い警鐘を鳴らしています。本県としてもこのような危機意識を持って、少子化と人口減少の問題に正面から対処してまいります。先日お示しした「長野県少子化・人口減少対策戦略方針案」では、急激な少子化に歯止めをかけて総人口を早期に定常化すること、人口減少期でもゆたかで活力ある経済社会を構築すること、この2つを基本目標として掲げたところです。今後、女性や若者の意見を幅広くお伺いしながら政策を取りまとめ、秋頃までに「長野県少子化・人口減少対策戦略」を策定してまいります。

今定例会に提出いたしました令和6年度当初予算案及びその他の案件について御説明申し上げます。

令和6年度当初予算案の総額は、一般会計9,991億1,254万7千円、特別会計4,529億103万2

千円、企業特別会計556億510万4千円であります。特別会計は公債費特別会計など11会計、企業特別会計は総合リハビリテーション事業など4会計であります。

一般会計では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が大幅に減少することから、予算総額は前年度比約465億円の減となっております。歳入面では、県税や地方特例交付金等の増加により、実質的な一般財源総額は前年度比約29億円増加する見込みです。実質公債費比率及び将来負担比率は、引き続き財政健全化法に基づく早期健全化基準を下回る見通しですが、高齢化による社会保障関係費の増加などにより、今後はこれまで以上に厳しい財政運営を迫られる見通しです。一方で、新時代創造プロジェクトの推進をはじめ、県土の強靱化、県立高校や特別支援学校の学習環境整備等、県民の皆様の御期待に応えるための施策は積極的に推進していかなければなりません。そのため、長野県行政・財政改革実行本部を中心に、徹底した事務事業の見直し、投資的経費の重点化、社会保障関係費の適正化、新たな財源確保の検討などに取り組んでまいります。

以下、新年度予算案における主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

まず、人口減少の緩和と適応に関わる4つの新時代創造プロジェクトについて、御説明します。

「女性・若者から選ばれる県づくり」は3つの観点で進めてまいります。

第1に、「子育てしやすい環境づくり」です。「子育て家庭応援プラン」に予算を重点配分し、市町村とともに子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組めます。国の無償化の対象外となっている3歳未満児の保育料について、同時入所等の要件を設けることなく第3子以降を無償化、第2子を半額とするほか、年収360万円未満相当の世帯については第2子以降を無償化、第1子を半額とします。子ども医療費については、県の助成対象を通院についても入院と同様に中学校3年生まで拡大します。このことにより、県内すべての市町村で入院・通院とも18歳までを医療費助成の対象としていただく見通しであり、加えて市町村の財政負担の軽減が結果として市町村の子育て支援施策の拡充につながることを期待しております。また、新たに創設する「子ども・子育て応援市町村交付金」では、未就学児を育てている家庭を対象に一時預かり保育や予防接種に係る経費の軽減など市町村が独自に実施する負担軽減策を支援します。私立高校については、年収目安590万円以上の世帯のうち、年収目安750万円未満の世帯と年収目安910万円未満で子どもが2人以上いる世帯に対して、国の就学支援金とあわせて授業料が半額程度となるよう支援します。今後、低所得世帯における子ども医療費の自己負担金の無料化に向けた調整を市町村と行うほか、県立の高等教育機関等における多子世帯の授業料減免などについても検討してまいります。こうした子育て家庭に対する経済的負担の軽減策を継続的・安定的に実施するため、こどもの未来支援基金に、子育て家庭応援分として新たに100億円を積

み立てます。

また、潜在保育士の復職支援、県外在住の保育士に対する移住支援金の支給、ICT化の推進等による保育職場の環境改善などを通じて保育サービスの充実を図るとともに、県営住宅を子育て世帯向けにリノベーションすること等により、子育て世帯にとって魅力ある住まいの提供に努めてまいります。

第2に、「女性・若者が働きやすい職場づくり」です。近年では共働き世帯数は専業主婦世帯数の約2倍となっており、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場を増やしていくことが重要です。まず「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」のメンバーとともに、職業生活における女性の活躍を促進してまいります。また、女性が自分らしく働くことができるよう、女性起業家の支援、女性デジタル人材の育成と就業支援、多様な働き方の創出などに取り組みます。このほか、男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業等に対する奨励金の支給、奨学金返還支援を行う企業等に対する助成などを行います。

第3が、「若者とのつながりづくり」です。若い世代の地元への定着やUターンを促進するためには、地域を知ってもらい、地域の人や企業と関わりを深めてもらうこと、そして若者同士の交流をもっと活発にすることが重要です。そのため、小中学生を対象とする職業体験講座の開催、県内IT企業での高校生向けインターンシップの実施など、地域の産業や企業の魅力を児童生徒に知ってもらう機会を増やしてまいります。また、本県の魅力を伝えるためのコンセプトブックを作成し、県内企業と連携して地方移住に関心の高い若い世代への情報発信を強化します。さらに、県内外の大学生・若手社会人等の主体的な企画による新しい形の若者の交流の場づくりを進めてまいります。

様々な産業分野における共通の課題は人手不足です。我が国全体の人口が縮小する中、あらゆる分野で人材獲得競争が激化する「労働供給制約社会」の到来を見据えて人材確保政策を強化します。

まず、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の労働参加を進めます。一人ひとりのライフスタイルに合わせた働き方を可能にするための取組として、業務の切出し等によるショートタイムワークの求人創出を支援します。オンラインやインターンシップによる職業訓練と再就職支援を一体的に実施することにより、女性のデジタル分野等への就職を促進するほか、外国人材の受入れを促進するため、企業等と登録支援機関等とのマッチングを支援します。人口急減地域における地域産業の担い手確保を図るため、特定地域づくり事業協同組合の設立から運営までを支援します。

県外からの人材確保にも取り組みます。県内に就職しようとする県外の大学生、専門学校生等に対し、就職活動のための交通費を新たに助成するほか、保育士やバスドライバーを確保す

るための移住支援金を創設します。また、フォレストバレー構想を推進し、木曾谷・伊那谷地域を森林・林業人材の全国的な育成拠点にしてまいります。

さらに、仕事の機械化・自動化を促進します。デジタル・最先端技術活用推進プロジェクトによる政策を進めるほか、様々な産業分野へのロボット技術等の導入を支援してまいります。中小企業等におけるセルフレジ、ロボット等の導入を支援する国の業務改善助成金に上乗せ補助を行うとともに、介護・障害福祉サービス事業所における情報端末やソフトウェア、ロボット等の導入経費を助成します。

以上のような労働力の需給ギャップを解消するための取組とあわせて、労働環境の改善にも取り組みます。前述した女性・若者が働きやすい職場づくりに加え、企業等に対する職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得等の働き掛けや、介護・障害福祉分野における職場環境改善を推進するための「生産性向上総合相談センター（仮称）」の新設などに取り組みます。

世界で稼ぎ地域が潤う経済循環を実現するため、世界に貢献することを通じた資金の獲得と地消地産・地産地消の推進に徹底して取り組みます。

まず、優れた技術で貢献するべく、電気自動車（EV）や医療機器など成長期待分野における県内企業の研究開発、海外展開などを支援します。企業、大学等とサーキュラーエコノミー（循環型経済）について学び共創する場を設けるとともに、残さ食材である酒粕等を利用した代替肉の開発支援などを行い、環境問題に貢献します。味噌や日本酒など高品質な「発酵・長寿NAGANOの食」で世界に貢献するべく、海外販路の拡大に取り組みます。信州の雄大な自然や豊かな文化に触れていただき、多くの感動体験を観光客の皆様提供できるよう、世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるとともに、インバウンドの誘致、とりわけヨーロッパ、アメリカなどの高付加価値旅行市場をターゲットとしたプロモーションに力を入れてまいります。また、旅行商品の企画から造成・販売までを一貫して行う「Nagano Operation Center（仮称）」を長野県観光機構に設置します。

エネルギーや食料等の地消地産・地産地消を進めます。薪やペレットなど木質バイオマスへのエネルギー転換を進めるため、市町村やハウスメーカー等が参画する研究会を設置するとともに、体験会や相談会の開催、補助制度の普及などに取り組みます。輸入依存度が高い小麦・そばの品質向上や販路開拓に取り組み、県内産への置き換えを促進します。有機農産物の生産・利用の拡大を図るため、有機農業に係る新たな認証制度を検討するとともに、学校給食や社員食堂での活用を促進するためコーディネーターの派遣や食材費の助成を行います。また、「長野県薬草振興ネットワーク」を設立し、薬草の生産・利用の拡大に取り組みます。

県産品や地域のお店を県民の皆様を選んでいただくための「しあわせバイ信州運動」を本格的に展開することとし、幅広い情報発信、スーパー等における特設コーナー設置などを進めま

す。また、金融機関やソフト開発会社等と連携してデジタル地域通貨の普及拡大を図ります。

県内の公共交通は、利用者数の減少や人材不足等により、安定的なサービスの提供に多くの課題を抱えています。社会的共通資本としての交通を県として支えてまいります。

まず、現在の最重要課題である担い手確保については、就職相談窓口の設置、魅力発信セミナーの開催などに加え、県内バス会社に運転手として就職する方に対して新たに移住支援金を支給します。また、女性のための就労環境整備支援、タクシー等第二種免許取得支援の対象年齢の引上げ、退職自衛官・消防吏員とバス事業者とのマッチング支援などに取り組みます。

交通ネットワークの維持・構築に県としても主体的に関わってまいります。県内の基幹的な路線である長野・飯田間の高速乗合バスについては、新たに運行経費を支援するとともに、利用促進にも取り組んでまいります。地域鉄道の安全を確保するため、コンクリート製マクラギへの交換等の設備整備を支援します。JR大糸線については、北陸新幹線の敦賀延伸を契機とした観光プロモーションを行うなど、本格的な利用促進に関係者一丸となって取り組めます。交通空白地における自家用有償旅客運送を推進するため、市町村の主体的な取組を促進するとともに、NPO法人等が事業を開始する際の経費を補助します。夏季の軽井沢などでのタクシー不足解消は急務であることから、長野県タクシー協会と連携して「日本版ライドシェア」によるタクシーの供給力確保を図ります。さらに、観光と連携したMa a Sの推進、公共交通のキャッシュレス化、オープンデータの活用などにも取り組めます。

未来への挑戦として、4つの新時代創造プロジェクトを推進してまいります。

県民対話集会を通じて最も多くいただいた御意見は教育に関するものであり、そのキーワードは「選択肢が少ない」でありました。信州学び円卓会議の議論では、教育課程の柔軟な運用や子どもたちが自分らしく学べる場づくりなど、教育に関する当たり前を変えていくことの重要性が共有されてきました。こうしたことを踏まえ、様々な個性や能力を持つすべての子どもたちが、自分に合った学びを選択できるようにすることを第一に考えて政策を構築しました。

まず、公立学校における画一的な学びを多様化します。小中学校等においては、子どもたちの特性や興味関心に応じた学びの在り方に関する実証研究の成果を踏まえ、子どもたちが自ら学びの内容や方法を選択できる「一人ひとりに合った学び実践校」を令和7年度に設置できるよう取り組めます。

教員の働き方改革も重要です。教員が本来注力すべき業務に専念できるよう、外部専門家の知見も取り入れて学校業務の見直しやICT化を進めるとともに、校長等のマネジメント力向上を図ります。

学校以外の学びの場も充実します。「信州型フリースクール認証制度」を創設して必要な支援を行うとともに、メタバースなども活用した不登校児童生徒の新たな学びの在り方について

検討します。さらに、知的好奇心が旺盛なアドバンス・ラーナーの子どもたちに対する学習機会の提供や、高校生が国内外の大学生等と交流する体験学習の充実などを通じて、多様な学びの機会を創出します。

信州学び円卓会議では、子どもたちがやりたいことを実現できる学校の条件、学校・フリースクール・地域・行政等の連携協働の在り方などについて、今後更に議論を深めてまいります。また、特色ある県立高校づくり懇談会の議論を踏まえて各高校の特色化、魅力化を進めなければなりません。引き続き教育委員会と力を合わせて学びの改革を進めてまいります。

世界各地での異常高温による熱波や森林火災等の頻発を受け、昨年、国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と危機感をあらわにしました。脱炭素化の推進はもはや一刻の猶予も許されません。昨年策定したゼロカーボン戦略ロードマップに基づく取組を加速してまいります。

運輸部門では、まずEVの普及促進を図るため、道の駅や観光地等における急速充電設備の整備を支援します。また、自家用車から公共交通への転換を図るための信州スマートムーブ通勤の取組を強化するほか、交通の利便性向上に取り組みます。家庭部門では、高い断熱性能や再エネ設備を有する「信州健康ゼロエネ住宅」の新築・リフォーム費用を引き続き助成するほか、県民や県内工務店への一層の周知を図ります。また、屋根ソーラー設置の標準化と新築住宅のZEH水準適合義務化の早期実現を目指して取組を進めてまいります。

産業・業務部門では、事業活動温暖化対策計画書制度への参加を事業者にも促すとともに、省エネ・再エネ設備の導入支援、温室効果ガス排出量の可視化支援、水素利活用のための調査などを実施します。再エネ部門では、屋根ソーラーが当たり前の信州を目指し、既存住宅エネルギー自立化補助金や共同購入事業を継続するほか、初期費用ゼロ円モデルの検討を進めます。小水力発電については、収益納付型補助金の上限額を引き上げるとともに、地域の合意形成等に県も関与することで事業化の促進を図ります。

新築・改築する県有施設の原則ZEB化、太陽光発電設備の設置や照明のLED化、本庁舎の省エネ改修、公用車のEV化推進など、県自らも率先して行動します。また、「くらしふと信州」の活動等を通じて、気候危機の現状やゼロカーボン戦略ロードマップを広く共有することにより、県民、事業者の皆様の実体的な行動を促してまいります。

ゆたかな暮らしの実現と産業の持続可能な発展のため、デジタル技術をはじめとする最先端のテクノロジーを積極的に活用します。

まず地域社会のDXを推進します。本県は令和2年に国に先駆けてDX戦略を策定するとともに、全市町村が参加する長野県先端技術活用推進協議会を設立して、情報システムの共同利用や「デジとしょ信州」の立上げなどの成果を上げてきました。こうした取組を加速するため、

私を本部長とする「長野県DX推進本部（仮称）」を立ち上げ、重点分野と具体的な施策を検討し、本年秋頃を目途に新たなDX戦略を取りまとめてまいります。また、自治体DX推進計画実現のため、外部デジタル人材を活用して市町村を支援します。

県内産業のDXも加速します。「信州ITバレー構想」の実現に向け、革新的なITビジネス創出や、民間企業、大学等が連携して取り組むDX推進のためのプロジェクトを支援します。中小企業等に対しては、汎用的なデジタルツールに関する情報提供を通じて省力化や生産性の向上を支援するとともに、デジタル化の機運醸成から導入に至るまでの一貫した支援を行います。また、海外のIT人材獲得に取り組む企業を支援するとともに、信州リゾートテレワークをIT人材の集積・交流につなげてまいります。

次世代空モビリティの利活用を推進します。ドローンや空飛ぶクルマの早期の社会実装を目指して設立した「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」と連携しつつ、災害対応や物流、観光等様々な分野での活用促進に向けた市場調査や実証実験等に取り組めます。

農山村が持つ優れた資源を日本・世界で類のないレベルにまで磨き上げることにより、オンリーワンの輝く農山村地域の創造を目指します。

地域資源の認知度や取組の発展性などの観点で支援地域の選定を進めてきた結果、「りんご」、「森林」という優れた資源を有する飯綱町及び根羽村とともに取組を進めることとしました。両町村においては、りんごの搾りかすを利用した合成皮革「りんごレザー」を使った商品開発、間伐材から生成した「木の糸」で作るタオルやシャツの開発などの創造的な取組が既に行われています。今後、関係部局や試験研究機関等で支援チームをつくって、ビジョン策定から具体的な取組実施までの一貫した支援を行うとともに、3年間で最大5,000万円の補助金により財政面からも取組を後押ししてまいります。

長野県北部地震や神城断層地震、令和元年東日本台風など幾多の災害に襲われてきた本県は、これらの教訓を踏まえ、ハード・ソフトの両面から対策強化に努めてまいりました。平成27年に地震被害想定を策定するとともに、長野県地域防災計画や長野県強靱化計画の定期的な改定、信州防災アプリの導入や避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の改善、緊急輸送道路の整備、県民の防災意識の向上などに取り組んできたところです。しかしながら災害に強い県づくりはまだ道半ばです。しあわせ信州創造プラン3.0では、人権を尊重し、誰一人取り残さないことを政策構築・推進の共通視点としており、災害時においても被災者の権利を最大限尊重して一人ひとりに寄り添った対応を行うことができるよう、災害対策の質的・量的充実に取り組んでまいります。

今回の能登半島地震は、糸魚川静岡構造線断層帯をはじめ多くの活断層を抱える本県にとって決して他人事ではありません。特に、本県は能登半島と同様に高齢者の比率が高く中山間地

域が多いことから、避難所環境や孤立集落対応などの更なる充実が必要です。そのため、今回の教訓を踏まえて地震防災対策を総点検した上で、予防対策、応急対策、復旧復興対策の3つの柱からなる「地震防災対策強化アクションプラン（仮称）」を策定し、被害の軽減と復興の迅速化に取り組んでまいります。

一方、今回の予算案にも緊急対策として必要な施策を計上しました。住宅の耐震化を加速するため、耐震改修の補助金額を150万円まで引き上げるとともに、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路整備、法面对策等に予算を重点配分します。県民の皆様に対しては、物資の備蓄、地震保険への加入など自主的な防災対策を集中的に呼び掛けてまいります。災害時のドローン活用を検討するなど、防災対策に新しい技術を積極的に取り入れます。市町村及び県の危機対応力を総合的に評価するほか、消防団活動協力事業所に対する事業税の軽減措置を最大10万円から100万円に拡充します。

行政経営理念に掲げる「最高品質の行政サービスの提供」を実現するため、長野県の組織風土改革を大胆に進めてまいります。

昨年1月、「長野県が県民の皆様のために真に役立つ組織となるためにはどうすれば良いのか」、「私たち長野県職員が明るく楽しく前向きに仕事をするためにはどうすれば良いのか」、この2点を私から職員の皆さんに投げ掛けました。このことを契機に、長野県の組織風土改革を進める「かえるプロジェクト」が始動しました。具体的な検討を行うタスクフォースには、部長級から中堅・若手まで意欲あふれる職員が集い、長野県組織の課題やその解決策について年齢や役職を超えた精力的な議論が行われ、今月6日には具体的な改革提案を含む最終報告をいただいたところです。

最優先で解決すべき課題は、県組織の「集団皿回し」状態であるとされました。すなわち、社会情勢の変化等から業務量が増加し、皆が目の中の仕事に対応するのが手一杯となっており、このことが、仕事へのモチベーションが低い、互いに協力し合わないなどといった悪しき組織風土の要因であるとの指摘です。そして、その解決のため、生産性向上等による仕事の減量化・効率化、風通しが良く多様で柔軟な働き方ができる組織への転換などの方向性が、具体的な対策とともに提案されました。提言の取りまとめに尽力してもらったすべての職員に改めて感謝します。

今後、こうした提案の具体化に向け、私も先頭に立って取り組んでまいります。新年度は、共通する業務の集約化・効率化、職員の専門性を高めるための人事制度改革、職場環境改善のためのオフィス改革、しごとの目的や意義を明確化するためのワークショップの実施など、提案を踏まえた取組を着実に実施してまいります。「かえるプロジェクト」に参加した職員の組織風土改革に対する熱い思いをより多くの職員に波及させ、県民の皆様からの期待にしっかり

と応えることができる県組織となるよう努力してまいります。

次に、これまで述べてまいりました新時代創造プロジェクト等以外の主な施策について、しあわせ信州創造プラン3.0の5つの政策の柱に沿って順次御説明申し上げます。

持続可能で安定した暮らしを守るため、災害に強い県づくり、水環境や生物多様性の保全、社会的なインフラの維持・発展、健康づくり支援と医療・介護サービスの充実、県民生活の安全確保などに取り組みます。

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を最大限活用して、流域治水対策、土砂災害対策、インフラの老朽化対策などを着実に推進します。5年前の令和元年東日本台風災害の経験と教訓を後世に引き継ぐためのシンポジウムを開催するほか、「逃げ遅れゼロ」を実現するために地域の中核的な人材を育成します。御嶽山噴火災害から10年となる今年、日本火山学会が木曾地域で開催する火山防災シンポジウムを支援するとともに、「信州火山防災の日」のイベントを小諸市で開催します。また、火山対策総合アドバイザーを新たに置くことにより、研究機関等との連携を強化します。

美しく豊かな自然と多様な生態系を守るとともに、廃棄物の適正処理等による生活環境の維持に努めてまいります。諏訪湖におけるヒシの大量繁茂など河川・湖沼の諸課題に対応するための拠点として「諏訪湖環境研究センター」を4月に開設します。また、絶滅危惧種であるライチョウのモニタリングや県民参加による外来種駆除イベントの実施など、生物多様性の保全に取り組みます。

現在策定中の「第3期信州保健医療総合計画」に基づき、医療提供体制のグランドデザインを踏まえた医療機関の適切な役割分担と連携を進め、そのために必要な財政支援を行います。中期目標の策定に合わせて長野県立病院機構が取り組む抜本的な経営改善や運営効率化の取組を支援します。また、信州大学医学部地域枠の15名から22名への増員や病院勤務の薬剤師に対する奨学金返還支援制度の創設など、医療人材確保対策を一層充実します。

新型コロナウイルス感染症については、現在「医療警報」を発出しています。先月29日から今月4日までの患者届出数は定点当たり22.13人と9週連続で増加しており、入院者数も多い状況が続いております。引き続き状況を注視するとともに、感染拡大防止対策等を県民の皆様に呼び掛けてまいります。また、今後の新興感染症危機に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画の改定、医療機関等との医療措置協定の締結などを進めてまいります。

犯罪捜査能力の向上や防犯活動の強化、交通安全対策の推進、山岳遭難の防止などにより、県民生活の安全確保に努めます。地域の犯罪発生状況や防犯等に関する情報を提供する「長野県警察セーフティアプリ（仮称）」を開発するほか、「飯田警察署・南信運転免許センター（仮

称)」を建設するための設計業務を実施します。「子どもの自殺危機対応チーム」による専門的な支援や、高校等における自殺リスクの評価システムの試験的導入などにより、子どもの自殺対策を一層充実します。

創造的で強靱な産業の発展を支援するため、スタートアップ・エコシステムの機能強化、一次産業の高付加価値化、県のブランド価値向上と国内外への発信、リスクリング機会の提供等による人材育成などに取り組みます。

中小企業の事業転換や新分野進出を促すため、信州創生推進資金（事業展開・物流革新向け）の貸付利率の引下げを継続するほか、中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の対象者を拡大します。女性や若者の勤務条件等に配慮している企業の立地促進を図るとともに、商店街の賑わいづくりに女性・若者を中心に取り組む団体等を支援します。スタートアップ企業と県内企業との交流の場づくりを行うほか、商店街の課題解決を目的としたソーシャル・ビジネスの創業を支援します。関係機関と連携した事業承継支援や県産品の販路拡大に取り組み、日本酒・ワイン等の地酒や伝統的工芸品などの振興にも一層力を入れてまいります。

農業分野では、果樹生産者の稼ぐ力の向上に向け、りんご高密度植栽培やぶどう「クイーンルージュ」の生産拡大、本県オリジナル品種等の魅力発信などを進めます。また、地域計画の策定や実践を支援することにより、地域農業と集落の維持発展を図ります。環境にやさしい持続可能な農業への転換を図るため、温室効果ガス削減技術の実証・普及や堆肥のペレット化などに取り組みます。林業分野では、主伐・再造林の拡大により木材生産量の増加と森林の若返りを図ります。森林づくり県民税を活用して、木材等の運搬に必要な架線の設置・撤去にかかる経費やニホンジカの食害から苗木を守るための経費などを支援します。また、安定した木材流通体制を構築するため、木材加工業者等の連携体制構築等に取り組みます。

快適でゆとりのある社会生活の創造に向け、魅力ある空間づくりや地域活力の維持・発展、本州中央部広域交流圏の形成、世界水準の山岳高原観光地づくり、沖縄県との交流連携、文化・スポーツの振興などに取り組みます。

信州地域デザインセンター（UDC信州）による快適で魅力あるまちづくりを支援するほか、緑地や街路樹などまちなかのグリーンインフラ整備を推進します。地域発元気づくり支援金や地域振興推進費により地域活性化の取組を引き続き支援するほか、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成や森林サービス産業の創業を支援します。

本州中央部広域交流圏の形成に向け、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進するほか、伊那木曾連絡道路の姥神峠道路延伸工区の整備、松本糸魚川連絡道路の安曇野道路工区の早期着工に向けた取組などを進めてまいります。信州まつもと空港の発展・国際化を推進するため、地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、一層の利用促

進と路線の拡充に取り組みます。国際チャーター便の再開に向けて航空会社等への働き掛けを強化するほか、ジェット化開港30周年を記念するイベントを開催します。また、専門家の助言に基づく植栽や園庭の整備などにより、松本平広域公園を含む空港一帯の魅力向上に取り組みます。リニア中央新幹線に関しては、リニア駅近郊の土地利用に関するランドデザインの策定に新たに取り組むこととし、関係市町村等と連携してリニアバレー構想の具体化を進めます。

長期滞在客の増加やリピーターの獲得により観光消費額の増大を図るため、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進します。大都市圏の若年層をターゲットにプロモーションを進めるとともに、北陸新幹線の敦賀延伸や大阪・関西万博の開催を見据え、関西方面からの誘客に努めます。重要な観光資源であるスノーリゾートについては、経済波及効果分析ツールの提供等により再構築を支援します。観光振興審議会の部会で御審議いただいている観光振興財源については、市町村や宿泊事業者等関係する皆様の声を丁寧にお伺いしながら具体的な制度設計を検討してまいります。

昨年3月に締結した交流連携協定に基づき、幅広い分野で沖縄県との交流を進めてまいりました。新年度は、新たな旅行商品の造成等によりチャーター便の増便に取り組みます。また、沖縄県での物産展の開催や環境フェアへの出展、「第三の居場所」を利用する子どもたちの相互交流、さとうきびの搾りかす「バガス」をきのこ培地とするための適性試験の実施や、健康寿命延伸のための事例研究などに取り組み、沖縄県との交流連携を一層深めてまいります。

文化芸術の振興については、「信州アーツカウンシル」を通じて地域主体の文化芸術活動の活性化を図るとともに、「信州アーツカウンシル2024パレード」として県内5地域で開催する交流会を通じ、文化芸術の担い手と地域との新たな関係を育ててまいります。また、セイジ・オザワ松本フェスティバルや北アルプス国際芸術祭の開催支援などに加え、南信州地域における民俗芸能の伝承・活性化のためのパートナー企業制度を県全体の制度へと発展させてまいります。教育における演劇や対話型鑑賞の活用を広げていくほか、ザワメキサポートセンターによる展覧会の開催、支援人材の育成などを通じて障がい者の文化芸術活動を支援します。

スポーツの振興については、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催に向け、総合開閉会式会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を行うとともに、市町村の競技施設整備への支援、優れたコーチの招へい等による競技力の向上、障がい者スポーツの指導員養成などを進めます。観光スポーツ部の設置を契機として、プロスポーツ観戦ツアーの実施や一般スポーツと障がい者スポーツの一体的な推進など、施策の相乗効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

誰にでも居場所と出番がある社会をつくるため、子どもや若者の幸福追求への支援、公正な社会づくり、高齢者の活躍支援などに取り組みます。

令和4年に行った若者・子育て世代応援共同宣言を踏まえ、市町村と十分連携しながら、若者や子育て世代を支援してまいります。子育て家庭優待パスポートの利用促進、大学生等奨学金事業、信州こどもカフェの運営支援などに取り組むとともに、今後の政策づくりに当たっては子ども・若者の意見の反映に努めてまいります。

公正な社会づくりに向けては、まず、「障がいの社会モデル」を普及させるための研修やワークショップを開催するほか、外国人が安心して医療機関を利用できるよう多言語での医療通訳体制を整備します。また、家庭の経済状況によって学びの選択肢が制約されないよう、大学受験料等の支援対象を生活保護世帯以外にも拡大します。「長野県パートナーシップ届出制度」により性的マイノリティの方々の生活上の障壁を取り除くとともに、犯罪被害に遭われた方が被害を早期に回復できるよう見舞金の給付等で支援します。また、シニア大学の運営やシニア活動推進コーディネーターによる支援などによりシニア世代の社会参加を促進します。

学びの県づくりを進めるため、多様性を包み込む学びの環境づくり、高等教育の振興、多様な学びの創造などに取り組みます。

新しい学びにふさわしい学習環境を実現するため、長野スクールデザインプロジェクトによる施設整備基本計画に基づき、高校の再編整備や老朽化が進む特別支援学校の校舎改築を進めてまいります。高校生の海外留学を支援する信州つばさプロジェクトにおける県企画プログラムを充実するほか、長期預かり保育を実施する私立幼稚園に対する運営費の補助単価を引き上げます。

不登校児童生徒を市町村と関係団体とが連携して支援するため、多様な学び支援コーディネーターを新たに配置するほか、通級指導教室の増設や特別支援学校の学習環境整備を進めます。児童生徒の様々な不安や悩みに対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、相談・支援時間を充実します。高等教育については、長野県立大学及び大学院が行う教育研究活動や地域貢献活動を支援するとともに、県内高等教育機関の魅力向上、リカレント教育などを支援します。学校を社会に開かれた学びの拠点とするため、県立高校に連携コーディネーターを配置するほか、中学校における部活動の地域移行を促進するため、地域クラブ活動の体制整備や指導者確保等を支援します。

昨年11月に策定した『『ゆたかな社会』の実現を加速するための長野県総合経済対策』を着実に推進し、県民の皆様のご生活と産業を支えながら強靱で健全な経済構造への転換を促進してまいります。物価高騰が長期化する中、「生活就労支援センター（まいさぼ）」における生活や就労に関する相談支援体制を強化するほか、生活必需品の支給事業や緊急小口資金の償還金に対する助成などを継続します。事業者に対しては、経営改善サポート資金の借換対象資金を拡

大するなど資金繰りを支援するほか、エネルギーコスト削減促進事業により省エネ・再エネ設備の導入を引き続き支援します。

今回の予算案では、「県民参加型予算」として10の事業を計上いたしました。「提案・選定型」では、34件の事業提案をいただき、高校生や大学生を含む幅広い年齢層の審査員の意見を踏まえ、小海線の利用促進、ワインを活かした観光地域づくり、雪国での再エネ実装など6事業を選定しました。また、「提案・共創型」については、提案者と対話を重ねて事業構築を行い、信州まつもと空港における賑わい創出事業、共生社会実現への体験機会創出事業など4つのテーマを事業化することといたしました。

これまで県民対話集会でお伺いしてきた御意見、御提案などを念頭に予算編成に臨んだ結果、子育て支援の充実や、移住者を増やすための取組強化など120項目について今回の予算案で対応することとしました。いただいた御意見等につきましては、今後順次対応の方向性等を県民の皆様にお伝えしてまいります。

最後に、条例案などについて申し上げます。

条例案は、新設条例案3件、一部改正条例案28件、廃止条例案1件であります。

「女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案」など新設条例案3件は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等について定めるものです。

事件案は、29件であります。

このうち、「高等学校の統合について」は、中野立志館高等学校と中野西高等学校の統合に係るものであります。

「訴えの提起について」は、新型コロナウイルス感染防止のための防護服の売買代金等請求事件に係る判決に対し、県の主張が受け入れられなかったことから控訴しようとするものです。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など10件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）次に、内堀繁利教育長。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）令和6年度の教育委員会関係の議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

最初に、これからの長野県教育に関して、教育長としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、1月1日に発生した令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表

しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

この地震で施設に大きな被害を受けた学校では、集団避難を余儀なくされるなど、子どもたちの学びに大きな影響が生じました。

始業ができた学校では、教室で再会した仲間と手を取り合う子どもたちと、子どもたちを迎える教職員の姿がありました。災害発生直後から、何とかして子どもたちの学びを確保、再開しようと努力された被災地の関係者の胸中はいかばかりであったでしょうか。また、多くの学校が地域の避難所としても大きな役割を果たしております。子どもたちはもちろんのこと、地域に住むすべての人々にとっての学校の機能とその重要性をあらためて認識いたしました。県教育委員会としても、厳しい状況が続く被災地からの支援要請に対して、教員派遣など積極的に対応するとともに、被災地から本県への二次避難に当たっては、子どもたちの就学が円滑に行われるよう、市町村教育委員会に周知を行いました。また、県立学校においては、危機管理マニュアルの再確認を行うとともに、地震発生時に帰宅困難となった児童生徒等のための保温シートと非常用携帯トイレの備蓄を今年度内に完了させる予定としております。

さて、昨年3月に策定した第4次長野県教育振興基本計画では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を目指す姿として掲げ、一律一律の教育から「個別最適な学び」への転換と、多様な他者との対話や協働による「協働的な学び」の一体的な推進により、一人ひとりが多様な幸福を追求し、新しい価値やよりよい社会を創造する力を育むため、取組を進めているところです。

少子化・人口減少の進行、生成AIの急速な発達と普及、デジタル技術の進展などにより、社会の在り方が急激に変化しており、わずか先の未来も予測できない状況にあります。こうした中、未来を生き、未来を創っていく子どもたちが、時代の変化に即しながら、自ら課題を設定し、仲間と協力してその課題を解決していく「探究の力」はますます重要となっています。

計画に掲げる「探究県」長野の学びを具現化するために、まずは、学校の在り方を見直していく必要があると考えております。学習指導要領など既存の制度の中で最大限どのようなことが可能なのかをしっかりと研究した上で、それぞれの学校が特色を持ちながら、一つの学校の中に多様性と柔軟性があること、その中で、子どもたちが自ら学び方を選択し、子どもたち自身が興味を感じた事柄や自分の好きなことをとことん追求できること、そして、こうしたことによって、行かなければならない場所として位置づけられてきた学校を、楽しくて行きたい場所にしていくことが大事であります。そのためには、学校が子どもたちにとって安全安心で自分自身を表現できる場所であること、1人ではできない学びができ、発見や驚き、感動に満ちた場所であること、探究心や好奇心の火をずっと灯し続けられる場所であることが必要です。こうしたことを目指して、現在、県内各地で様々な取組を進めており、その成果も確実に見え

てきているところです。

一方で、様々な困難を抱える子どもたちに対する、置かれた状況や特性等に応じた学校でのきめ細かな支援に加え、不登校児童生徒が増加する中、子どもが居場所として選択できる場を拡充するなど、個々の状況に応じた支援や環境づくりが一層求められております。また、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の学びの場やオンラインなどが安心して利用できるよう、知事部局とも連携しつつ、すべての子どもたちの学びの保障にも取り組んでいかなければなりません。

第4次長野県教育振興基本計画の2年目となる令和6年度は、今年度着手した事業の成果を大きく育てるとともに、新たな事業にも取り組んでまいります。

こうした施策を着実に推進していくためには、何よりも県民の皆様の信州教育に対する信頼が不可欠であります。

しかしながら、教職員による非違行為は根絶には至っておらず、県民の皆様の信頼を大きく損なっておりますことを深くお詫び申し上げます。県教育委員会としては、コンプライアンスアドバイザー会議を開催し、アドバイスを頂戴するなどしながら、信州教育の信頼回復に向けて取組を重ねてきているところであり、引き続き、粘り強く取組を進めてまいります。

令和6年度の教育委員会の主な施策について、第4次長野県教育振興基本計画に掲げる政策の柱に沿って申し上げます。

まず、一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校づくりについて申し上げます。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、今年度、一人ひとりの認知や発達などの特性に応じた学びの在り方の研究や、特性を把握するアセスメントの活用、GIGAスクール構想をけん引するリーディング校の指定、自らが学習を調整し最適化する自由進度学習に取り組む学校への支援などを行ってきました。こうした、実証研究などによる効果検証を踏まえ、一つの学校ですべての子どもが、それぞれに合った学びをトータルで自ら選択できる実践校の令和7年度の設置を目指し、来年度、実践校におけるカリキュラム等について具体的な検討を行ってまいります。

学習者主体の学校づくりに向けては、学校の教育力の最大化と効果的な教育活動による、自立した学校経営を実現するため、新たに小中高等学校の若手の校長及び中核教員に対してマネジメント力を向上するための研修を行います。

教員の資質向上につきましては、今年度から、特色ある教育を行う私立学校に教員を派遣し、探究の学びを実践する研修プログラムの開発に向け取り組んでおり、来年度は研修プログラムを開発して全县に広め、学びの改革の中核を担う教員を育成してまいります。

教員のウェルビーイング向上のためには、教員の確保と働き方改革が欠かせません。教員の

確保に当たっては、引き続き信州教育の魅力を発信するとともに、他県で正規教員として働く長野県出身者や長野県への移住希望者を対象とした「信州U I Jターン秋選考」を実施いたします。また、新たに副校長・教頭の業務を補助する支援員を配置するとともに、教員業務支援員の配置を拡充いたします。加えて、高等学校入学者選抜や定期考査等における採点業務の負担を軽減するため、一部の高等学校に電子採点システムを試行的に導入して、その効果を検証するとともに、教員の働き方改革を推進してまいります。

高校改革につきましては、平成30年策定の「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」に基づき進めておりますが、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や科学技術の急速な進展など、高校教育を取り巻く状況が大きく変化しています。このような状況を踏まえ、生徒や地域の期待に応える県立高校を目指し「特色ある県立高校づくり懇談会」を設置し、「これまでの高校とこれからの高校」、「県立高校の入口出口」、「県立高校の特色化、魅力化」について議論を進めてまいりました。構成員からは「県立高校のやっていることが見えづらい」、「どの高校に行くか偏差値で決まっていると感じる」といった発言に加え、「学校の特色化のためには、地域資源を最大限に活用することが重要」などの様々なお意見をいただきました。

この懇談会は、最終となる回の開催を3月に予定しており、その議論を踏まえ、今後の統合新校の学校像や既存校の学校改革に活かしてまいります。

高校再編につきましては、昨年1月に決定した「再編・整備計画【三次】」に基づき、統合新校ごとに学校関係者や生徒、市町村、産業界などで構成する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、目指す学校像や設置学科、活用する校地などについて意見交換を行い、新たな高校づくりを進めてまいります。

なお、先行して議論が行われている一次分、二次分の統合新校のうち、中野総合学科新校（仮称）については、昨年12月の教育委員会定例会で「新校再編実施基本計画」を決定し、今県議会定例会に、中野立志館高等学校と中野西高等学校の統合について同意を求める議案を提出いたしました。今後とも引き続き、地域の皆様との合意形成を丁寧に行いながら、県立高校の再編・整備を進めてまいります。

次に、一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境づくりについて申し上げます。

不登校児童生徒への支援につきましては、県内で実施されている取組の好事例、出席の扱いや学習評価の在り方などを掲載した冊子「はばたき」を引き続き全県に周知するとともに、教育支援センターの市町村間の広域連携、新規設置や関係者間の連携強化、ICTを活用した先進的な取組などを推進する市町村に、多様な学び支援コーディネーターを配置し、不登校児童

生徒の学びの継続を支援してまいります。

多様な学びの場の整備につきましては、学齢期を経過した者の学びの機会を確保するため、現在県内に設置のない夜間中学について、今年度、有識者や市町村教育長が参画する検討会において設置に向けた検討を行うとともに、ニーズ調査や設置に係る市町村の意向調査を行い、夜間中学の設置に係る考え方の取りまとめを行っております。また、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）についても、市町村に設置の意向調査を行うとともに、有識者による検討を行ってまいりました。来年度は、夜間中学と学びの多様化学校について、その併設や新たなモデルを含め、こうした多様な学びの場の設置に向け、より具体的に市町村との連携・協議を進めてまいります。

インクルーシブな教育の推進につきましては、今年度、ICT機器等を効果的に活用し、個々の障がい特性に応じた個別最適な学びを支援する、ICT・ATリソースセンターを開所いたしました。来年度はデータベースを構築し、ICT機器等の最適な利活用を図ってまいります。さらに、特別支援学校の図書館機能充実と、図書館システムの導入により、学びの充実と教員業務の効率化を図ります。加えて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学びを充実するため、引き続き小中学校の通級指導教室を増設してまいります。

児童生徒の相談体制につきましては、子どもたちの悩みやヤングケアラーなどの課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員します。また、引き続き24時間体制の電話相談を開設するとともに、LINE相談窓口については、長期休業前後の日曜日の対応を充実させ、児童生徒の心のケアにきめ細かく対応してまいります。

生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点づくりについて申し上げます。

共に学び、共に創る、「共学共創」による地域づくりにつきましては、今年度、県立学校と地域をつなぎ、それぞれが必要とする活動や業務について調整を行う連携コーディネーターを県立高校2校に配置し、地域との協働体制を構築してまいりました。来年度は、新しいモデルとなる高校も想定しコーディネーターを配置するとともに、高校教員や関係者を対象とした有識者による講演会を開催するなどして、学校と地域との一層の連携を図ってまいります。

信州型コミュニティスクールについては、地域とともにある学校実現のため、地域の学校運営参画と協働活動がさらに発展するよう、コミュニティスクールの今後の方向性を議論する検討会を設置し、第1回の会議を行ったところです。今後も検討を続け、来年度中に方向性を取りまとめてまいります。

生涯を通じて学ぶことができる環境づくりにつきましては、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしょ信州”」の運営を引き続き行い、来年度は特に、学校教育との連携や多様な学

びの場における活用の検討、読書バリアフリーの更なる推進、地域資料の充実に取り組んでまいります。

平成6年に開館した県立歴史館が来年度、開館30周年を迎えることから、記念企画展を3回開催いたします。夏季は木曾義仲、秋季は川中島合戦、冬季は佐久間象山と、いずれも長野県にゆかりのある人物、出来事を題材に、貴重な歴史資料を展示し、県民の皆様の歴史に対する意識の高揚を図ってまいります。

最後に、文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会づくりについて申し上げます。

県史の編さんにつきましては、今年度、「新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会」を2回開催し、新たな長野県史の編さんに向け具体的な検討を行ってまいりました。来年度も引き続き懇談会を開催し、新たな長野県史編さん大綱を策定いたします。

公立中学校休日部活動につきましては、地域の多様で持続可能なスポーツ・文化環境を整備し、子どもたちの様々な体験機会を確保するため、来年度も引き続き、運営団体等の体制整備、指導者確保などについて、市町村とともに取り組んでまいります。

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」につきましては、市町村における施設整備を財政面で支援するなど大会に向けた準備を着実に進めるとともに、天皇杯・皇后杯の獲得に向け、新たに、優れた指導力を持つコーチの指定・招へいによる選手の競技力向上、指導者の資質向上を図ってまいります。

来年度から、教育委員会で所管していた文化財行政、学校体育を除くスポーツ行政が知事部局に移管されますが、いずれも教育委員会との関連が深い分野であり、今後も知事部局と連携して取り組んでまいります。

以上、教育委員会の重点的な施策について申し上げます。

これらの施策を推進するため、令和6年度当初予算案は、一般会計1,842億2,186万3千円、高等学校等奨学資金貸付金特別会計5,719万6千円をお願いしております。

条例案は、「長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の1件でございます。

事件案は、先ほど説明を申し上げます、県立高校「再編・整備計画」二次分の中野総合学科新校（仮称）に係る「高等学校の統合について」の1件でございます。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）次に、小山巖警察本部長。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長（小山巖君） 警察本部関係の議案説明に先立ち、県下の治安情勢と長野県警察の運営重点について御説明させていただきます。

初めに、令和5年中の県下の治安情勢について御説明いたします。

まず、犯罪の発生・検挙状況についてでございます。

令和5年中の刑法犯認知件数は暫定値で7,780件と前年比較でプラス1,145件であり、戦後最少を記録した令和3年から2年連続で増加いたしました。

また、検挙件数、検挙人員については増加したものの、全体の検挙率は前年から7.8ポイント低下しました。

次に、交通事故の発生状況について御説明いたします。

交通事故発生件数は、5,006件で前年と比較してプラス254件であり、平成17年から令和4年まで18年連続して減少していましたが、昨年は増加に転じました。

一方、死者数は42人で、統計を取り始めた昭和23年以降、最少を記録しました。

犯罪及び交通事故の増加は、人流の増加によるところが大きいと考えております。

次に、本年の長野県警察の運営重点について、御説明いたします。

県警察では、県民の安全・安心を確保するため、運営指針を「県民とともにある力強く温かい警察～日本一安全・安心な信州をめざして～」と定め、その下に、「総合的な犯罪防止対策の推進」、「県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙」、「交通事故防止対策の推進」、「テロ・大規模災害等危機管理対策の推進」、「治安情勢を的確に見据えた効果的な地域警察活動の推進」、「県民の立場に立った積極的な対応」、「警戒の空白を生じさせない組織体制の構築」の7つの運営重点を掲げております。

このうち、特に力を入れて取り組む対策について御説明いたします。

1点目は、電話でお金詐欺対策であります。

電話でお金詐欺は、認知件数、被害額ともに前年を大幅に上回り、依然として高齢者を中心とした被害が高水準で推移しています。

特徴としては、オレオレ詐欺などの対面型が大幅に減少する一方、架空料金請求詐欺などの非対面型が大幅に増加しています。

県警察といたしましては、「犯人からの電話を受けない」、「電話を受けてもだまされない」、「だまされても周囲が阻止する」の3本柱を念頭に、AIを使った特殊詐欺対策アダプタの普及促進や関係機関・団体等と連携した予防的活動を推進するとともに、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を更に強化し、被害防止対策を推進してまいります。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

交通死亡事故において、死者数全体に占める高齢者の割合が約6割と、依然として高い比率

で推移しており、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本年は、抑止目標を、死者数46人以下、重傷者数515人以下と定め、最重点である高齢者の交通事故防止対策を中心に、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら交通事故防止対策を推進してまいります。

以上、治安情勢と運営重点について御説明させていただきました。

引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

最後に、警察本部関係の議案について御説明いたします。

警察本部関係の議案は、予算案1件、条例案2件、事件案1件、専決処分報告1件の計5件でございます。

予算案につきましては、日本一安全・安心な信州の実現を目指し、運営重点として掲げた各種施策を推進するため、「令和6年度長野県一般会計予算案」において468億8千万円余を計上いたしました。

主な事業といたしましては、先ほど御説明いたしました「増加傾向にある電話でお金詐欺の被害防止など犯罪防止対策の推進」、「高齢者に対する交通安全教育など、交通事故防止に向けた各種対策の推進」のほか、「地域の安全・安心の拠点となる警察施設の整備など警察基盤の強化」のために要する経費を計上しております。

次に、条例案2件について御説明いたします。

始めに、「長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、警察職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、「長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、一部の手数を廃止するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案につきましては「交通事故に係る損害賠償」であり、賠償額が100万円を超えることから、議会にお諮りするものでございます。

最後に、専決処分報告についてでございますが、「交通事故に係る損害賠償」について報告するものでございます。

以上、警察本部関係の議案につきまして、その概要を御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）次に、吉沢正公営企業管理者。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）今回提出いたしました議案のうち、企業局関係につきまして、

その概要を御説明申し上げます。

まず、企業局事業を取り巻く状況等について御説明申し上げます。

長野県企業局は、昭和36年の発足以来、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、その時代、その時代の新たな課題に対応してまいりました。現在は、「長野県公営企業経営戦略」に沿い、電気・水道事業について「水の恵みを未来へつなぐ」を基本目標に、経営の安定や未来への積極的な投資等に取り組んでいます。引き続き、県民の豊かな暮らしを支えるため、関係部局や地域と連携しながら、身近なライフラインである電気・水道の安定供給を図ってまいります。

はじめに、電気事業について申し上げます。

脱炭素化に向けた取組が世界的に急務となる中で、長野県ゼロカーボン戦略で掲げる目標の達成に向けて、県を挙げた対策が求められています。「しあわせ信州創造プラン3.0」の「ゼロカーボン加速化プロジェクト」では、ロードマップに基づき、県民・事業者とともに施策を着実に推進することとしており、企業局としても、2050ゼロカーボンの達成に資する再生可能エネルギーの供給拡大に向けて、水力発電所の建設や市町村等の電源開発の取組に対する支援などに鋭意取り組んでまいります。

企業局の水力発電所については、現在23施設を運用していますが、来年度は、東信地域で新規建設中の森泉湯川及び金峰山川発電所、南信地域で大規模改修中の小渋第3及び与田切発電所の運転開始を予定しています。引き続き、計画に沿って長野市の湯の瀬いとおしき発電所など4か所の新たな発電所の建設・設計や、伊那市の美和、春近発電所などの大規模改修を着実に進めるとともに、関係部局や市町村などと連携して開発候補地点の調査を実施し、経営戦略の目標である令和7年度の着手ベース36か所の達成に向け、取り組んでまいります。

また、地域における再生可能エネルギー導入に対する支援として、菅平ダムの直下に建設される神川沿岸土地改良区の小水力発電施設について、建設工事と運転管理を受託することにより、菅平発電所と一体的で効率的な運転管理を目指してまいります。更に、独自に水力発電を計画している木祖村や高森町から発電地点調査等を受託するなど、市町村や土地改良区が行う小水力発電の円滑な事業化に向けて、企業局がこれまで培ってきたノウハウを活かして、調査から建設、管理まで一貫して支援してまいります。

企業局電力の活用については、これまで新規や既設の発電所における自立運転機能の整備・追加を図ってまいりましたが、近年頻発する大規模災害等による停電時を想定し、こうした機能を活用した電力供給について、関係市町村や送配電事業者等と連携して実証を行うなど、地域で電源を確保し、防災拠点等へ電力を供給する「地域連携水力発電マイクログリッド」の構築に向けた検討を進めてまいります。

また、昨年7月から、都道府県庁舎への供給としては全国で初めて、「自己託送」により、企業局の水力発電所で発電した電力の供給を開始しました。県庁舎の電気は、非化石証書の購入分と併せ全て再生可能エネルギー由来となり、今年度は、年間2千トンの温室効果ガスの削減を見込んでおります。

今後、県庁舎への供給量を増やす仕組みの導入など、地域内経済循環、エネルギーの地消地産の視点も踏まえながら、関係部局と連携し、企業局電力の更なる活用方策の検討を進めてまいります。

発電所等の運転管理については、これまで、先端技術を活用した次世代監視制御ネットワークシステムを構築し、監視制御を一元化するとともに、特にダム式の発電所については、AIを活用した流入量予測システムの開発を進めるなど、維持管理の高度化、効率化に向けた取組を進めてまいりました。来年度は、京都大学などと連携して、より高度な降雨予測の活用により流入量予測の精度を高め、発電量の増加や災害等に対する的確な対応につなげてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

一般の令和6年能登半島地震では、石川県などで大規模な断水が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼしています。また、地震発生当日は、企業局の給水区域においても給水装置の破損事故が発生し、復旧に一定の時間を要したことを受け、水道事業者として、改めて災害対策の強化について意を強くしたところです。

災害等への備えとしましては、基幹管路や病院、避難所等の重要給水施設に至る管路の耐震化や、老朽化した施設設備の更新などの取組を計画的に進めるとともに、激甚化して頻発する豪雨災害に備えた対策として、安定した取水を継続的に行えるよう、用水供給に係る塩尻市片平取水場の浚渫など、機能の維持強化を図ってまいります。

加えて、災害時等でも飲料水や生活水を確保できる応急給水施設「安心の蛇口」を、令和6年度、末端給水区域において新たに2か所設置し、全体で19か所とします。

施設等の維持管理につきましては、令和4年度に人工衛星を活用した漏水調査を実施し、その結果を修繕に活用するなど、先端技術の活用を進めてまいりました。今後、更新が必要となる老朽管の増加が見込まれる中、来年度は、新たに、布設年、管種等の管路情報や気象、土壌など多様な環境ビッグデータの情報などを用いたAIによる管路の劣化診断の実施を予定しており、今後の管路更新の優先度の判断に活用することで、効率的な維持管理につなげてまいります。

水道事業の広域化につきましては、本格的な人口減少時代の到来による水需要の減少、施設の老朽化、人材不足など経営環境が厳しさを増す中、安全で安心な水道水を安定して供給していくために必要な経営基盤の強化につながるものと認識しています。

昨年3月に改定された県水道ビジョンでは、県内各圏域において事業統合を目指すことが望ましいとされており、企業局が末端給水事業を行っている上田・長野地域においては、長野、上田、千曲の各市と坂城町、企業局の事業統合等を視野に入れた検討を、また、用水供給事業を行っている松本地域においては、企業局と受水事業者である松本、塩尻両市及び山形村との垂直統合等の検討を行うとの方向性が示されています。

上田・長野地域につきましては、令和3年度に関係市町とともに「上田長野地域水道事業広域化研究会」を設置し、広域化に伴う施設の配置や財政効果などのシミュレーションを実施するとともに、事業統合を一つの方向性として各種検討を行ってまいりました。また、昨年度から今年度にかけては、水道事業の現状と課題、シミュレーション結果等を踏まえた研究会での検討状況などについて、住民の皆様を対象とした説明会を各地域で開催してまいりました。

今後はこれまでの研究成果を総括し、広域化後の組織体制や業務運営計画など、事業統合に向けた具体の検討を進める予定で、そうした業務を担う専門の組織を設けることを含め、協議や準備を進めてまいります。

また、松本地域につきましても、関係市村とともに、広域化の効果や今後の水道事業の具体的な方向性について、検討を進めてまいります。

市町村等水道事業者への支援につきましては、企業局のみならず事業者全体の技術レベル向上を支援する目的で、現在、上田市内の諏訪形浄水場内に、配水管工事や漏水修繕等の技術に関する簡易研修設備を整備しておりますが、来年度は、その充実を図るとともに、本年度から上水道に関する支援を始めた公益財団法人長野県下水道公社とも連携し、現場の実情に即した相談窓口などの支援を実施してまいります。

それでは、令和6年度企業局当初予算案の概要について、御説明申し上げます。

予算案につきましては、経営の安定はもとより「地域への貢献、地域との連携」など「経営戦略」で掲げた6つの視点に基づき、社会環境の変化や直面する課題に迅速かつ的確に対応するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を推進する観点から編成いたしました。

最初に、電気事業については、料金収入は、冒頭申し上げました4発電所の運転開始により、電力量が増加することなどから、今年度に比べ4億1,484万円の増となる38億1,744万6千円を計上しました。一方、損益につきましては、基幹発電所である美和、春近発電所が大規模改修に伴い令和6年度まで運転停止することから、5億2,344万3千円の純損失を計上いたしました。これにつきましては、大規模改修を念頭にこれまで計画的に留保してきた利益積立金を活用することにより、繰越欠損金は発生しない見込みです。

建設改良費につきましては、発電所の建設や大規模改修に係る事業費等として、169億2,194万3千円を計上するとともに、債務負担行為につきましては、105億5,198万6千円を設定いた

しました。

なお、電気事業の利益剰余金を活用した一般会計への繰出しにつきましては、これまで積み立てた「こどもの未来支援積立金」から5,000万円を繰り出し、県立及び市町村立図書館等が協働で整備した「電子図書館」の充実や保育施設の園庭の芝生化等を支援してまいります。

次に、水道事業についてですが、水道料金収入は、末端給水事業では、近年、給水戸数が増加する一方で、戸当たり給水量が減少傾向にあることから、今年度を3,227万円下回る36億2,408万1千円を計上したほか、用水供給事業では、今年度とほぼ同額の14億4,395万4千円を計上いたしました。

両事業を合わせた純利益につきましては、末端給水事業における料金収入の減少や用水供給事業における機械装置の修繕費の増加などの影響により、今年度に比べ3,374万9千円の減となる2,360万6千円を計上いたしました。

建設改良費につきましては、施設・管路の耐震化や更新等を着実に進めるための事業費として、末端給水事業では、23億3,588万9千円、用水供給事業では、5億5,579万4千円を計上いたしました。

以上、電気事業会計と水道事業会計を合わせた企業局の予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせて329億1,862万9千円となります。

条例案は、発電所の新設に伴う「長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」の1件であります。

以上、企業局関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）以上をもって知事提出議案の口頭説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました以外の部長の説明につきましては、議会運営委員会の意見を徴した結果、口頭説明を省略することとし、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

〔議案等の部「3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨」参照〕

○議長（佐々木祥二君）これらの議案は、来る2月20日から行う質疑の対象に供します。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに

決定いたしました。

次会は、来る2月20日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後2時33分延会

令和 6 年 2 月 20 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 2 月
第433回長野県議会(定例会)会議録 (第2号)

令和6年2月20日(火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議事課担当係長 風 間 真 楠
議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時

令和6年2月20日（火曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年2月20日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第78号 令和5年度長野県一般会計補正予算（第6号）案

第79号 令和5年度長野県公債費特別会計補正予算（第1号）案

第80号 令和5年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第1号）案

第81号 令和5年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

- 第 82 号 令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 83 号 令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第 84 号 令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 85 号 令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 86 号 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 87 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 88 号 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 89 号 令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 90 号 教育委員会教育長の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 5 年度一般会計補正予算案など予算案12件、事件案 1 件です。一般会計補正予算案は298億9,168万 2 千円の減額であります。

増額する主なものは、こどもの未来支援基金、減債基金及びG I G A スクール構想加速化基金等の積立てに要する経費、道路除雪費、介護職員等処遇改善支援事業費、昨年12月に白馬村で発生した土砂災害に対応するための災害関連緊急砂防費、令和 6 年能登半島地震で被害を受けたきのこ生産施設等の災害復旧対策事業補助金、銀座N A G A N O 機能強化のための改修工事費などあります。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税118億7,939万1千円、地方交付税51億5,816万2千円を増額する一方、諸収入207億9,187万4千円、国庫支出金172億4,525万6千円、県債54億7,300万円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、1兆1,063億324万2千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など7会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など4会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

事件案は、教育委員会教育長の選任についてであります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

◎各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表依田明善議員。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）おはようございます。自由民主党県議団、依田明善です。ただいまより代表質問をさせていただきます。

まず初めに、元日に発生した令和6年能登半島地震において犠牲になられた皆様方に対し、心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様方に対しましては、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早く穏やかな生活が訪れますことを切にお祈り申し上げます。

1年の中で最も穏やかで厳かな日、なおかつ、親族が集い、一家団らんのさなかでの悲劇があります。本当に気の毒でなりません。元日における震度7以上の大震災は、我々が知る限りにおいては初めてだと思います。まさに波乱の幕開けとなってしまいました。

しかしながら、私たちは未来への歩みを止めるわけにはまいりません。自分たちの持ち場持ち場において責任を果たしつつ前進していかなければならないわけであります。そんな決意を込めながら代表質問をさせていただきます。

1980年代といえば、いわゆるバブル景気を思い出します。若者たちがディスコのお立ち台で狂喜乱舞する過去の映像は、バブルの象徴ともなっておりますが、それ以外にも、株や不動産

価格、ゴルフ会員権などが軒並み跳ね上がり、多くの大人たちが喜々としてマネーゲームに興じました。

では、そもそも日本にバブル景気を呼び込んだきっかけは何か。最大の要因は、プラザ合意ではないかと思います。1980年代、経常赤字と財政赤字の双子の赤字に苦しんでいたアメリカ政府は、輸出産業に力を入れることにより何とか経常赤字を減らすことを考えました。その最大のターゲットになったのが日本であります。

アメリカ政府にとって、対日本との貿易赤字は最も深刻な状態、そこで結ばれたのがプラザ合意であります。そして、その合意の意図は、アメリカの行き過ぎたドル高を是正し、アメリカの輸出力を高めるためにありました。実際、それまで240円前後だった円相場が、プラザ合意後は何と100円台にまで円高が進んでしまいました。こうなりますと、貿易をするメリットが少ない。仕方なく日本政府は内需を拡大し、円高による不況を避ける政策に転換いたしました。その具体的な金融政策として公定歩合の引下げを行ったわけであります。

そして、これにより国内企業は融資を受けやすくなりました。ただし、資産としての円は、金利が低いため、銀行に預けてもうまみが少ない。よって、企業はこぞって株や不動産に投資し、これがバブル景気に火をつけた。大まかに言えば、そんな流れではなかったかと思います。

しかしながら、このバブル景気は長くは続きませんでした。1989年には金融政策の転換が行われ、株価が暴落。公定歩合が段階的に引き上げられたため、1989年末に3万8,915円だった日経平均株価は、1年後の1990年9月末には約2万円となり、半値まで下落してしまいました。

また、地価が異常に高騰した原因は、不動産を担保にした融資を金融機関が野放図に行っているからだとして、1990年、大蔵省から金融機関に対し総量規制という行政指導が入りました。具体的には、不動産融資の伸び率を貸出し全体の伸び率を下回るように求めたものですが、その結果、不動産価格は下落の一途をたどり、不動産は必ず値上がりするといういわゆる土地神話が崩壊。その余波をもろにかぶる中で見る見るうちに景気がしぼみ、バブル景気はあっけなく崩壊してしまったわけであります。失われた30年の原因の一つとして今なお語り継がれているこれらの政策、金融政策と経済政策の難しさを如実に物語る象徴的な出来事でありました。

阿部知事も私と同世代でありますので、当時は25歳前後だったと思います。互いに生まれも育ちも違い、仕事も違う中、受け止め方は色々だと思いますが、バブル経済の発生から崩壊に至るまでの一連の流れをどう認識されておられるのか、まずはお伺いしたいと思います。

また、我が国の現状を鑑みる中において、金融政策及び経済政策等をどのように講じるべきとお考えか。知事の御所見をお聞かせください。

さて、当時はグローバル経済という新しい経済用語も耳にするようになりました。簡単に言えば、国境や民族の壁を越えた経済連携。確かに聞こえはよいですが、年功序列、家族的経営

など、社員を大切にし、「和を以て貴しと為す」といった精神文化を大切に多くの日本人にとっては、何やらえたいの知れない薄ら寒さを感じたものです。

サプライチェーンというのは、原材料を調達し、生産を行い、物流させ、販売し、消費するという一連のつながりですが、グローバル経済においては、単に自国のみでサプライチェーンを構築するのではなく、世界中の国々を巻き込んでいくことが本筋。例えば、労働賃金の安い中国などに生産拠点を移す。企業はより大きな利益を生み出して株主に還元する。つまり、企業の最大の使命はそこにあり、社員については二の次、三の次。嫌なら辞めればよい。派遣社員なら幾らでもいる。そういった傾向の企業が次々と誕生していったわけであります。当時は、これこそが未来志向だといった論調が闊歩しておりましたが、世の中の変わりようにむなしさや嫌悪感を抱いたのは私だけではなかったと思います。

そして、その後に問題化してきたのが、国内産業の空洞化であります。と同時に、それまで我々が大切にしてきたものづくり日本やメイド・イン・ジャパンに対する誇りとプライドが揺らぎ始め、心の空洞化も招きました。経済の悪化とともに、あらゆる世代、あらゆる業種の人々が自信を失い、貧富の差も広がり、社会全体のエネルギーが乏しくなってしまった。私はそんな印象を抱いております。

グローバル化の波、国内産業の空洞化、企業や社員の在り方、これらについて知事はどのような御認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

さて、バブル崩壊後の産業の空洞化というと、どちらかというと市街地などを想像しがちですが、実は、真っ先に空洞化現象を起こし衰退していったのは、中山間地域ではなかったかと思えます。

1960年代から1980年代にかけては、長野県の中山間地でも家内制手工業が盛んでした。当時、機械化やオートメーション化が難しかった工業製品、例えばアルミ電解コンデンサーやトランジスタ、コネクタといった弱電関係の部品などが盛んに製造されておりました。

また、子育てや農作業のために工場勤務ができない主婦の皆さんは、内職といった形で収入を得ていたわけであります。当時はまだ子供の給食費さえ払えないという御家庭もあり、ここで得る現金収入は非常にありがたいものでした。幸い、彼女らは勤勉で責任感も強く、協調性もありました。よって、当時の日本のハイテク産業については、農村部の主婦の皆さんも大きく貢献したことを忘れてはならないと思います。

しかしながら、その後、技術革新は進み、工場も海外に移転するなどで、こういった家内制手工業的な産業は次第に衰退していきました。グローバル社会の到来によって世の中にさざ波が起きる。そのさざ波が次第に荒波となり、やがて大きな津波となって日本社会全体に襲いかかる。その結果、中山間地が真っ先に被害を受け、人は減り、商店は潰れ、かつてにぎわいを

見せた観光地も寂れていく。朽ち果てるのを待つばかりの空き家。荒れ果てた農地、手入れの行き届いていない森林。これらの多くは、グローバル化という見えない津波に襲われ、なぎ倒されていった哀れな姿にほかなりません。

確かに、中国産を筆頭に、海外で生産された商品は安価で国内に入ってきます。それを多くの日本人は歓迎し、受け入れてきました。私もそのうちの一人です。しかし、これこそが30年以上続いているデフレ経済の元凶であり、さらには、新型コロナ感染防止のマスクすら自分の国でつukれないという深刻な産業の空洞化をも招いてしまったわけであります。

政府も、様々な反省の下、現在、サプライチェーンの強靱化を図っております。齋藤健経済産業大臣は、令和6年の年頭所感の中で、「半導体や蓄電池、AI、量子、宇宙等、今後の経済成長の鍵となる戦略分野については、国内投資、研究開発、人材育成等をさらに支援していくとともに、これらの重要物資にかかる国内製造基盤の強化、研究開発等を通じたサプライチェーン強靱化支援にも取り組みます」と明言しております。

そこで、お伺いいたします。

知事は、長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0で、「大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために」と高らかにうたっておられます。そのためには、中山間地域が元気になるよう、様々な人々が関わり、地域経済が潤う産業構造にしていくことが重要だと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、観光とスポーツの一括所管による効果についてお伺いいたします。

県組織については、大きな組織改編がなされました。一般スポーツと障がい者スポーツを新年度から知事部局である観光スポーツ部が一括して所管することになりました。これにより、スポーツツーリズム振興や信州やまなみ国スポ・全障スポでの相乗効果が期待されると思いますが、観光部長の御所見をお伺いいたします。

次に、農業問題についてお伺いいたします。

農業もグローバル化の弊害などにより危機的な状況にあります。例えば、ロシア・ウクライナ戦争によって、世界有数の小麦の産地であるウクライナは穀物の輸出が激減してしまいました。日本にもその影響は及び、小麦価格の高騰を招いてしまいました。

残念ながら、我が国の食料自給率は低迷を続けております。1965年、昭和40年にカロリーベースで73%あったものが、その後、減少の一途をたどり、1990年代以降は40%前後という極めて低い数値に甘んじているのが現状です。約30年間改善されなかった自給率を急激に上昇させることは非常に困難だとは思いますが、この点をどのように認識され、県としてどのように取り組んでいかれるのか、農政部長にお伺いいたします。

また、化学肥料や農薬の高騰は日本の農業経営に打撃を与えておりますが、これに対して農

水省は、みどりの食料システム戦略を打ち出しております。つまり、化学肥料や農薬に頼らず、なおかつ生産力を向上させる農業への転換です。

しかしながら、心配なのは、収穫量が十分に確保できるか否かです。化学肥料や農薬は、世紀の大発明と言われております。数十億人と言われる人類が今日まで生きながらえてきたのは、化学肥料や農薬のおかげだと言っても過言ではありません。

例えば、戦後の食糧難のときに農産物の収穫量を飛躍的に伸ばしてくれたのが化学肥料や農薬等であったという事実もあります。そこを見ずに短兵急に事をせいてはならないと思います。

インドの南端にスリランカという国があります。この国は、2022年7月に首相が国家破産宣言を行いました。その原因として、ほかの国からの借金が膨らんでしまったことが大きいと思いますが、もう一つ、農業政策の失敗があります。スリランカでは、化学肥料や農薬のほとんどを輸入に頼っておりましたが、その結果、貿易赤字を生み、財政全体も赤字になってしまいました。そこで取られたのが、強制的に有機農業に転換させる政策、いわゆる有機革命だったわけであります。

しかし、その結果は、まさに絵に描いた餅。つまり、米などの穀物の収穫量は激減してしまい、国民の多くが食べ物に困窮する事態を招いてしまいました。政府は慌てふためき、化学肥料の輸入禁止令の7か月後にはそれを撤回しました。しかし、農作物の生育には時間がかかるため、食糧難はすぐには改善されません。それゆえに、消費者物価の上昇率、いわゆるインフレ率が前年比で54%も跳ね上がってしまいました。

スリランカは、有機農業を農家に強制する際、有効的な支援が足りなかったということで、それも失敗の要因だと言われております。我が国の場合は、決して同じ轍を踏むことなく、必要な助成金や補助金もしっかりと手当てしながら事を進めていただきたいと思います。この点について農政部長の御所見をお伺いいたします。

確かに、有機農業などは、環境負荷が少なく、連作障害や病気の発生を防ぐのにも効果的だと言われております。また、人々の健康増進にも寄与することでしょう。しかしながら、話は簡単ではありません。環境に優しい農業というのは、技術的に大変難しく、手間暇もかかるため、生産者にとっては決して優しい農業ではありません。よって、有機農業などにシフトしていくためには、農業者自身の大きな意識改革と努力が必要となります。

また、環境に優しい農業で生み出された農産物は単価が高くなる傾向にあります。したがって、消費者側の意識改革も促しながら農家を買って支えていただく。そして、そのような消費者を増やすことにより、国内マーケットを飛躍的に拡大させ、併せて生産者の経営や生活も成り立つような三方よしの戦略を進めなければなりません。これらの難しい課題についてどう対応されるのか、農政部長にお伺いいたします。

また、長年化学肥料や農薬などによって支えられてきた慣行農業、それを有機農業等へ転換していくとなれば、土づくり、言うなれば畑の体質改善を行う必要があると思います。それには、例えば腐葉土や畜産堆肥など有機質をどのように確保するか、また、農薬に頼らない防除方法をどのように確立するかなど、技術的な困難が立ちほだかるわけであります。そういった問題にどのように対応されるのか。耕畜連携の課題と併せて農政部長にお伺いいたします。

次に、畜産業の危機的な状況についてお伺いいたします。

先般、酪農・肉牛部会の農家の皆さんと懇談会を開催いたしました。しかし、懇談とは名ばかりの、危機感に満ちた訴えの場となったわけであります。今のままであれば、今年、来年にも廃業を決断しなければならないといった悲壮感漂う声も聞かれましたが、経営を圧迫している問題の一つは、飼料、餌の高騰であります。

これについては、経費節約のため自給飼料を生産する農家もあります。ただし、品質のばらつきも多く、味の悪い牧草や穀類は食いつきが悪い。そうなると、育ちも悪くなるし、病気にもなりやすいというデメリットがあります。

また、耕作放棄地の有効利用とはいっても、狭い畑や段々畑といった農地では大きな機械も入らず、生産性が悪い。結局、牛を何百頭も飼っている大農家になればなるほど、自給飼料だけではどこにも追いつかないのが現状です。

この自給粗飼料ですが、輸入粗飼料については国では補助金が出ません。この点につきましてはぜひとも御対応いただければと思います。また、本県畜産業の現場が抱えている生産から消費に至るまでの諸課題及び課題解決に向けた方策についても併せて農政部長の御所見をお伺いいたします。

また、中山間地における耕作放棄地ですが、形状的にも様々なデメリットがあることは承知しております。しかしながら、広大な遊休農地を日々目にする中で、森林と同じく、これほどの宝の持ち腐れはないと痛感しております。

幸いにも、中山間地域で家族農業などを希望する若者も少しずつ増えてきている昨今、最新テクノロジーなどを駆使しながら、多くの皆さんがなりわいとできるような道を開くことが喫緊の課題だと思います。この点について農政部長の御所見をお伺いいたします。

防災・減災についてお伺いいたします。

最初に、このたびの能登半島地震を踏まえ、当初予算に計上した防災予算や耐震予算で、特に留意され、強化した点などを知事よりお聞かせいただければと思います。

次に、地震防災対策についてお伺いいたします。

県の地域防災計画は毎年見直されておりますが、このたびの能登半島地震で浮き彫りになっている課題等も踏まえ、今後さらに見直しを加えることが重要かと思っております。例えば、市街地

と中山間地域とでは、避難場所の設置一つ取っても状況は違ってくると思われま

知事は、提案説明において、地域防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定すると述べられました。どのような思いでこのプランを策定し、どのようなことに取り組み、こういったスケジュールで進めていくお考えか、知事にお伺いいたします。

被災地では、今もなお大勢の方々が避難所で生活されております。避難所生活は、老若男女問わず大変つらいものがありますが、一つの盲点として、女性に対する細やかなケアがおろそかにされているという点が挙げられると思います。

しかも、本県では、64の自治体、率にして83.1%の市町村において防災担当の女性職員が不足しており、全国ワースト1位という不名誉な状況にあります。これにつきましては、我が会派の女性局からも、一般質問を通じて改善策を訴え続けてまいりました。

避難計画から避難場所での対応に至るまでの女性のケアを担当するプロパー職員の必要性をどのように広め、実効性のある体制を構築していかれるのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

さて、避難生活を余儀なくされた場合、避難民の健康状態にも注力しなければなりません。そのときに見落としがちになるのが、口腔内の環境であります。電気、水、食事、睡眠時間などが不足し、極度の緊張状態の中においては、口腔内の手入れまでは行き届かない方も多いことでしょう。そのような状態が続いた場合、歯周病などの疾患が一気に進むことが想定されます。歯周病は万病のもととも言われ、歯茎から血管内に流れ込む細菌によって、脳梗塞、心筋梗塞、あるいは認知症などを発症させることが分かっております。よって、歯科医師などもこういった災害現場に入り、避難民のオーラルケアを行っていく必要があります。

そこで、お伺いいたします。

県の地域防災計画等においては、災害時の歯科医師の役割と位置づけをより明確にする必要があると思います。また、災害時の歯科医療に対応可能な歯科医師養成事業も実施していかなければと思います。さらには、災害時の歯科医療支援計画の策定も要望させていただきたいと思

また、災害時においては、医師、眼科医、リハビリテーション、栄養管理など、医科歯科連携や多職種連携も重要になってまいります。県では、令和4年度にオーラルフレイル対策タスクフォースを設置し、多職種連携に関連する事業を実施されておりますが、災害関連死といった悲劇を起こさないためにも、一層の取組を要望いたします。この点につきまして健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

さて、今回の能登半島地震において、石川県では、幹線道路が至るところで寸断され、災害直後からの救命救急活動や物資の供給、ライフラインの復旧に遅れが生じました。また、高校

受験を控えた皆さんが仲間と共に金沢などに避難するなど、一部の被災者におかれましては、安心な地域に集団的に移住いたしました。こうした状況は、本県においても想定しておかなければならないわけであります。

そのような際に、道路の複線化を講じることと同時に、緊急輸送道路、特に高規格道路は重要であります。

例えば、今回の能登半島地震のように日本海側で大規模災害が起きた場合は、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路等が、また、南海トラフ地震など太平洋側で大規模災害が起きた場合は、三遠南信自動車道や中部横断自動車道等が重要な幹線道路となります。

特に、中部横断自動車道については、昨年7月に国交省よりルート案が示されました。八千穂高原インターから仮称長坂ジャンクションまでの約40キロメートルがつながれば、佐久、上田、長野、松本、諏訪、岡谷と周遊することが可能となり、移動もスムーズになります。

今回発生した能登半島地震を踏まえ、当県においても災害に強い道路ネットワークが重要と考えますが、建設部長の御所見をお聞かせください。

令和6年能登半島地震においてお亡くなりになった方は、2月16日現在、241人となっております。その主な原因は、建物の倒壊です。

そこで、よく話題になるのが、旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物の違いです。今回の地震では、亡くなられた方の8割は建物の下敷きになってしまったわけでありますが、その建物の多くは旧耐震基準の建物だということです。しかしながら、実は新耐震基準の建物も多数倒壊しており、犠牲者も出ているようです。

一般住宅の耐震化については、1950年に制定された建築基準法によって規定されました。その後、度重なる地震によって耐震基準の見直しが図られてきました。その内容は、例えば、筋交いの入った壁の量を増やすといったことですが、その境目が、1981年、昭和56年の改正であります。つまり、その年の5月31日までに確認申請を受けた建物は旧耐震基準、6月1日以降のものは新耐震基準と呼ばれるようになりました。ところが、今回の能登半島地震では、この43年前に規定された新耐震基準で建てられた住宅の多くも倒壊しております。なぜか。その理由と背景を探る必要があると思います。

建物には損傷ランクというものがあり、5段階に分かれております。一番軽いのが一部損壊、2番目に軽いのが半壊、3番目が大規模半壊、4番目が全壊、一番ひどいのが倒壊となっております。

では、建築基準法による新耐震基準の最低基準は損傷ランクのどこに焦点を当てているかといいますと、4番目の全壊であります。つまり、家は傾くかもしれないが、一回程度の地震では倒れるところまではいかないと思うので、命だけは助かるかもしれないという非常に心細い

基準。これらを43年たった今でも「新耐震基準の住宅」と呼んでいるわけであります。

ところが、1995年に阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準の住宅の多くが倒壊してしまいました。そこで、2000年に建築基準法が再び改正され、土台、柱、はりなどを金物で固定すること、そして、耐力壁をバランスよく配置することなどが義務化されました。言うなれば、新耐震基準プラスアルファです。

今回の能登半島地震で倒壊してしまった新耐震基準の住宅の多くは、1981年から2000年までの建築基準法で建てられたものかと推察いたします。もちろん、老朽化もありますし、施工者の技術の優劣もあるでしょう。正確なところは今後の調査等によって明らかになるかと思いますが、それにしても、こういった県民の命に関わることは、同じ建築基準法の下にある本県においても十分に考慮し、警戒をする必要があります。

長野県の場合、県の中央を南北に走っている糸魚川－静岡構造線活断層の存在も不気味であります。1260年間もの間沈黙を続けている断層のようではありますが、南海トラフ地震との連動性も危惧されている中、決して予断を許しません。

県内において、旧耐震基準、新耐震基準の住宅がどのぐらい存在しているのか。また、旧耐震基準の住宅のうち、耐震診断や耐震改修により新耐震基準相当の耐震性を有している住宅はどの程度あるのか。さらには、新耐震基準の住宅のうち、2000年の建築基準法改正前の戸数は大まかにどの程度あるのか。また、県内でも震度7以上の地震による大規模な被害が想定されておりますが、そのうち建物の被害はどの程度あると予想しているのか、建設部長にお伺いいたします。

また、いまだに耐震化を終わっていない住宅の耐震性能を高めるため、どのような対策を取られているのか、その効果と課題についても建設部長にお伺いいたします。

さて、そんな中、近年では、木材を耐震化や地盤改良に活用する工法が注目されております。本県においても、先人たちの知恵を生かしたこれらの工法を取り入れながら需要を喚起していただければと思います。

具体例を申し上げます。木造在来軸組工法の場合、筋交いの効果は認められておりますが、それ以上に強度を増すには、筋交いの上から構造用合板を張りくるむ方法が極めて有効です。

県では、このたびの能登半島地震を受けて、耐震改修費の補助額を引き上げるようですが、住宅の耐震化は、限られた人だけでなく、多くの県民に行っていただければと思います。それには、価格と効果と施工性の三拍子がそろわなければなりません。現在は、県産材100%のオリジナル構造用合板の製品も流通しており、それらを改修の際にふんだんに活用することで県産材の利用促進も見込めると思います。

また、より安価で効果と施工性の高い耐震改修の推進については、産学官金がしっかりと連

携しながら改修率を高め、多くの県民の命を建物倒壊から守っていただければと思いますが、建設部長の御所見をお伺いいたします。

また、能登半島地震に限らず、その他の地震においても、液状化現象は深刻な問題です。地盤が液状化してしまえば、どんなに強固な建物を建てても無意味です。これについては、昔から行われております丸太のくいを使った地盤改良の技術が現代において再び注目されております。軟弱地盤対策と液状化対策を同時に行うこの技術は、近年の実証実験データによってもその優位性が証明されております。全国において施工実績や施工業者も増えており、実際に効果も発揮しているわけですが、この分野に信州の県産材を使わない手はないと思います。軽くて安くて腐らない。東京駅、新潟駅、諏訪の片倉館、松本城、水の都ベネチアも、全て木製のくいで守られてきたという歴史があります。

2012年6月定例会一般質問における私の要望に対して、阿部知事はおおむね次のようにお答えになりました。

今、質問をお聞きしていて、やはり歴史に学び、しっかりと未来のビジョンを立てなければいけないということを改めて感じた。丸太のくい材を含め、県産材を全国に売り込んでいくことは大変重要な取組である。今年度、森林総合研究所や県の林業総合センターなどと連携し、施工方法等の具体的なデータの蓄積を進めていきたい。また、液状化の問題を抱える自治体とも共同して県産材利用の技術指針を作成し、カラマツ材の優位性の検証をぜひ行っていきたい。そして、こうした技術的な課題の整理を進めつつ、PRの材料となるものを蓄積し、ぜひ林業関係者の皆様方と一緒に全国に発信し、売り込んでいきたいと、非常に前向きな答弁をされました。

あれから12年の歳月が経過したわけですが、2014年の4月、春のぼたん雪が降る中、諏訪市の東洋バルヴ跡地において、林務部も立会いの下、実証実験を行った際のデータ及び得られた知見はどうなったのか。そして、その後の取組はどこまでなされているのか。林務部長にお伺いいたします。

さて、この丸太ぐいの工法ですが、実は日々進化しております。東京都港区にある木材活用地盤対策研究会では、丸太打設液状化対策&カーボンストック工法、略称LP-LiC工法として2019年に技術審査証明を取得しております。認定元は、一般財団法人先端建設技術センターですが、この技術は、液状化に対する改良効果が公式に認められただけでなく、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減にも寄与することが認められました。

実績の一つとして、千葉市内で大手ハウスメーカーが販売した分譲地があります。その地域では、東日本大震災が発生した際、液状化現象で大きな被害を受けました。よって、土地の造成にはかなり慎重を期したようですが、最終的にはこの工法を採用し、約3,500本の丸太ぐい

を打ち込みました。分譲価格はかなり高額でしたが、約100区画の土地が短期間で完売となっております。私も実際に現地を視察いたしました。営業担当者に聞いたところ、分譲地を購入された方の多くは、地盤改良工事の状況を日々観察していた周囲の高層マンションの住人だったそうであります。

また、高知県高知市では、新庁舎を建築する際、南海トラフなどの大地震による液状化に備えてこの工法を採用し、およそ1万6,000本の丸太ぐいを打ち込みました。このように、施工実績は全国において着実に増えております。

空気に触れなければ半永久的に腐らないとされる木製のくい。液状化を防ぎ、地盤も改良して、建物を地震から守り、しかも吸収していたCO₂も地中深くに閉じ込め、地球温暖化を防ぐこの工法。しかも、集成材などと違い、原木をそのまま利用できるのも、山主への利益還元も大きく、社会貢献度も極めて高いと評価されているこれらの工法。こういった多くのエビデンスを持つ工法への取組は、全国有数の森林県である長野県こそ盛んであるべきだと思います。耕作放棄地と同じく、県産材も宝の持ち腐れになってはならないと思います。

今あるこの県庁も、建設費の3分の1は、当時県有林の木材を売った収入によって賄われております。残念ながら、その後、貿易の自由化、関税撤廃、グローバル化の波、これらに直撃されて一気に衰退してしまった日本の林業ですが、今こそ先人の知恵を取り入れ、イノベーションを起こし、必ずや復活させなければなりません。

長野県の中山間地域は、森林と農地が最大の財産です。したがって、林業と農業が元気になれば中山間地にも活気が戻ると確信しております。ぜひとも県産材の需要拡大に向けたダイナミックな戦略を望むわけですが、阿部知事の御所見をお伺いしたいと思います。

また、佐久市の林業業者と農業生産法人が連携し、冬場の農閑期に植林作業などを行う事業計画を結びました。県内では初の取組のようですが、こういったマッチングを県としても推進していただければ、林業における人手不足の改善にもつながると思います。また、農業サイドから見れば、年間を通じての労働平準化や安定収入にもつながると思います。林務部長の御所見をお伺いいたします。

2019年暮れからコロナ禍が始まり、足かけ5年の歳月がたちました。当初、ある感染症の専門医が、こういったパンデミックの影響は5年は続くであろうとおっしゃいました。そのときはまさかと思いましたが、現実のものとなってしまいました。

スペイン風邪の前例もあるように、100年に一度人類に起きると言われるパンデミック、これを完璧に防ぐことはできないかもしれませんが、被害を最小限に抑えることは可能です。県では、全部局協力体制の下、新型コロナ感染症対策において昼夜を分かたず尽力されました。改めて御礼を申し上げます。

対策の中においては、緊急事態宣言の発出や行動制限、行動自粛の協力依頼などがあったわけですが、これらを総括するとすれば、どのような成果、課題等を得ることができたのか、危機管理部長にお伺いいたします。

また、医療体制の確保やワクチン接種等、県民の健康管理に取り組む中で得られた成果や課題について健康福祉部長にお伺いいたします。

また、コロナ禍によって注目されたのが、基礎疾患や自己免疫力という言葉です。今後県民が目指すべきは、単にワクチンや薬ばかりに頼るのではなく、コロナ禍でしみついてしまった恐怖心をどのように払拭し、基礎疾患をどのように改善させ、生来備わっている自己免疫力をどう高めていくのかということが重要になると思います。

県では、信州ACEプロジェクトを開始して数年たつわけですが、その効果はどの程度確認されているのか。また、基礎疾患の改善や自己免疫力の向上を図るための特別プロジェクトなど、食育等も含めてさらに展開していくべきだと思いますが、健康福祉部長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、少子化・人口減少対策についてお伺いいたします。

まず、少子化・人口減少対策戦略策定の進め方についてであります。

言うまでもなく、少子化・人口減少問題は、本県の将来にとって最も重要な課題であります。これらの対策は、2030年までがラストチャンスと言われており、できる限り速やかに実行していく必要があります。

県では、昨年8月に、県民の希望をかなえる少子化対策及び今後の人口減少を前提とした社会づくりを検討するため、少子化・人口減少対策戦略検討会議を設置いたしました。この検討会議では、これまでに、有識者による講演が行われ、今年1月の第3回会議で戦略方針（素案）が提示されました。その後、県での検討を経て、先日、当初予算案と併せて戦略方針（案）が公表され、本年秋頃に戦略を策定するとしております。

我が会派では、少子化や未婚化といった課題について、若者の本音を探らなければ効果のある施策を打ち出すことはできないという認識の下、県内の大学生251人へのアンケート及び56人との意見交換を行いました。政調会の若手議員を中心にかなりの時間と労力を費やしたわけですが、その報告書と、併せて政策提言書を去る2月8日に知事へお渡しさせていただきました。その政策提言の中には、表面的な数字だけでなく、若者の本当の思いや願いを聞き取り、実態把握した上で対策を検討していただきたいといった議員らの熱い思いが込められております。

昔ならいざ知らず、現代社会においては、結婚を強制すればマリッジハラスメントの批判を免れない御時世です。だからこそ、行政は知恵を絞らなければなりません。

少子化・人口減少対策戦略の策定に当たっては、県民の意見を聞く機会を十分に設けて戦略に反映させていく必要があると考えます。知事の提案説明では、今後、女性や若者の意見を幅広く聞きながら政策を取りまとめるとしています。幅広く県民の意見を踏み込んで聞き、当事者の思いに寄り添った、より現実に即した戦略を練り上げるべきと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

また、我が会派で行った調査結果や政策提言の詳細につきましては、後日、政調会メンバーによる一般質問等によって明らかになるかと思いますが、1点だけ、政策提言の中から抜粋し、要望させていただきます。

それは、若者の現状を分析し、子供の成長段階に応じたライフプランニング教育を本格的に実施していただきたいというものであります。この点につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

教育委員会においては、文科省の方針でライフプランニング教育は既に実施されておりますが、実際はキャリア教育が主な内容となっているようであります。多様な生き方が認められる時代、ライフプランニング教育は必要不可欠だと思っておりますが、その重要性をどのように認識し、今後取り組んでいかれるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

近年は、結婚にまつわるネガティブな情報がネットを中心に氾濫しております。中には、結婚は人生の墓場だとか、子育ては時間とお金の無駄でありうっとうしいといった偏見のかつ自己中心的な書き込みが散見されます。心配なのは、こういった情報にいつの間にか洗脳されてしまい、明るはずの未来を自ら閉ざしてしまう若者も少なくないのではということであります。

やはり、ここは行政サイドからも恋愛、結婚、子育ての楽しさや奥深さを広く知らしめていただきたい。あわせて、支援メニューも明確に示し、行政として真剣に取り組んでいる姿をもっと積極的にアピールしていくべきだと思いますが、阿部知事の御所見をお伺いいたします。

次に、教育関係についての質問です。

バブル全盛期の1990年代までは、頑張れば報われるといった考え方を持つ人々が多かったと思います。ところが、バブル崩壊以降は、努力をしても無駄ではないのかといったネガティブな思考を持つ人々が増えていったように感じます。また、その風潮に呼応するように自殺者が激増し、不登校やひきこもりも増えてきました。無気力、無関心、こういったワードを頻繁に耳にするようになったのもこの頃であります。

また、教育分野においては、ゆとり教育という言葉が生まれ、激しい競争社会や詰め込み教育に対するアンチテーゼのような考え方が主流になっていきました。2002年に全面実施された学習指導要領の主な内容は、学習内容及び授業時数の削減、完全学校週5日制の実施、総合的

な学習の時間の新設、絶対評価の導入などであります。このゆとり教育については賛否両論ありますが、教育長はどのように評価されておられるのか、お伺いしたいと思います。

第4次長野県教育振興基本計画のスローガンは「個人と社会のウェルビーイングの実現」です。ウェルビーイングとは、その人にとって究極的によい状態、あるいはその人の自己利益にかなうものを実現した状態であるとウィキペディアには記載されております。字面だけ見れば誠に理想的に見えるわけですが、その人にとってよい状態であっても、相手にとってはよくない状態の場合も多いと思います。だとすれば、こういった二律背反的な状況を打破するためにどこかで折り合いをつけていくことが大切だと思いますし、それには高いコミュニケーション能力が求められるわけであります。

しかしながら、ある調査によれば、4年にわたるコロナ禍によりコミュニケーション能力が衰えたと回答した人が約2割、子供から若者の場合はさらに深刻な結果が出たようです。感染の心配が全くない場所でもマスクなしでは話せない、相手の目を見て話せない、会話が続かない、こういったコミュニケーション障害は我々大人でも自覚するぐらいですから、深刻な社会問題として捉える必要があると思います。

教育委員会では、「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」、さらには、「一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」といったことをスローガンに掲げておられます。しかし、これらは、生徒や教職員のお互いの意思疎通がうまくいくからこそ実現可能であると考えます。コロナ禍におけるコミュニケーション能力の低下の現状、課題、対応策等について教育長にお伺いいたします。

また、心身に障がいのあるなしにかかわらず、子を持つ親の多くは、自分の好きなこと、あるいは適性のある仕事を見つけ、それをなりわいとして豊かな人生を歩んでもらいたいという切実な親心を持っていると思います。しかしながら、それは画一的な試験の総合評価がよいからといって見つかるものではなく、どれだけの選択肢が用意され、どれだけの体験学習と深い学びができたのか。あるいはまた、社会に出て路頭に迷ったりだまされたりしないように、人付き合い、法律、金融、投資、ネットリテラシーなど実践的な学びがどれだけできたのか、そこが重要になってくると思います。

世の中は、学者といった存在ももちろん必要ですが、農林漁業、建設業、製造業、サービス業、運輸業、IT産業、医療介護、教育・保育などに携わる人材はその何十倍も何百倍も必要です。したがって、人材不足を理由に外国人に頼ることばかり考えずに、国づくりは人づくり、自分の国は自分たちで支えなければという気概を家庭や教育現場の中で子供たちに教えるべきだと思います。それには、総合的な学習の時間などよりも、専門性の高い教育に力を注ぐことが大切ではないでしょうか。

現在、ひきこもりは全国に約146万人、ニートは約74万人存在すると言われております。ここまで来れば、もはや子供の資質の問題ではなく、政治家や親、学校や職場などの責任が厳しく問われる重大な社会問題だと思えます。

子育てのベクトルが専門人材重視の方向に変わり、楽しく、広く、深く学べる環境があれば、ひきこもりやニートの問題も解決しやすくなると思えます。と同時に、約130万人が不足していると言われていた深刻な人材不足も次第に改善されていくのではないのでしょうか。

子供たちが自分の適性を探し当てることは、生涯の宝物を見つけるのに等しいと思えます。それには、様々な観点から深く学び、楽しみや興奮を味わうことが極めて重要です。各企業や事業所など外部の力もお借りしながら、今以上に専門的で魅力的な学びのできる環境を整える必要があると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には大きく九つの御質問を頂戴いたしました。

まず、バブル経済の発生から崩壊に至るまでの受け止め、そして、金融財政政策、経済政策をどう講じるべきかという御質問であります。

依田議員の代表質問の中でもる触れていただきましたように、1985年のプラザ合意以降の政府、日銀によります積極的な財政出動や金融緩和が背景となり、バブル経済が発生し、株式や不動産への過剰な投機を招いたというふうには指摘されてきています。

バブル崩壊の1991年以降、我が国の経済成長は緩やかに続いていましたが、1998年には名目経済成長率がマイナスということで、本格的なデフレ時代に突入いたしました。こうした時期に、我が国の生産年齢人口はピークを迎え、フリーターを含む非正規雇用も拡大し、格差社会という問題も顕在化してきたところであります。

バブル経済の崩壊は、失われた30年とも呼ばれる経済の停滞を招き、今日に至るまで大きな影響を与え続けてきているというふうに思っています。こうしたことを教訓としながら今後の経済政策が進められることが必要だと考えています。

私は、バブルの時期はちょうど若かりし頃で、今とは全く社会環境が違っていたと思っています。霞が関で仕事をしていたときには、今のように働き方改革が叫ばれる時代ではなかったので、毎晩遅くまで仕事をしましたが、その後六本木等に飲みに行くと、帰りにタクシーを呼んでも全くつかまらない。今のように人手不足でつかまらないのではなく、皆さんが夜中まで遊び歩いて、タクシーを呼ぶ人たちが多くてタクシーがつかまらないという状況を経験してきました。

また、海外、例えばニューヨークのタイムズスクエアなどでは、日本の企業の看板が至るところで目について、今とは全く違う状況でありましたし、株式市場においても、世界の時価総

額上位のランキングはほとんど日本の企業が占めているという時代もありました。

我が国としては、そうした経済がある意味順調な時代を経て今日に至っているわけでありませう。もう一回、経済的にも豊かな社会をつくるべく立ち上がっていかねばいけないというふうに思います。

金融政策については日本銀行の大規模金融緩和が続けられてきているわけですが、そろそろ市場は出口戦略を織り込み始めていく状況だというふうに思っています。

まず、金融政策においては、物価と賃金の好循環を目指すということを日本銀行が掲げて取り組んでいただいておりますので、確実に賃金上がる、物価も適度に上昇していく、こうした好循環をつくるべく機動的な金融政策に取り組んでいってほしいというふうに思います。

また、財政については、これはまさに我々も当事者でありますけれども、我が国は借金残高が非常に大きくなっています。財政の健全化ということについては十分意を用いていかねばいけないというふうに思っていますが、その一方で、必要な歳出、高齢化に伴う福祉・医療等に対する支出や、まさに災害に対する防災対策、災害に強い国土をつくるための投資、こうしたものは着実にやっていかねばいけないと思います。

そうしたことを考えると、国の予算においてもかなりめり張りをつけた予算にしていけないことには、財政自体の持続可能性も失われてしまうと思っています。我々も、あれもしてほしい、これもしてほしいと国に対して財政的な要望をたくさん出してきてはいますけれども、私としては、なるべくそうしたものは絞り込んで、何でもかんでも財政に頼るといようなマインドを転換していかなければいけないのではないかとこのように思っています。

加えて、我々長野県としても、今の価格高騰やコロナ禍を乗り越えるために非常にきめ細かな財政支援を行ってききましたけれども、しかしながら、こうしたものを財政で続けていくには限度があると思っています。やはり経済が自律的に発展していく軌道に乗るような投資を行わなければいけないというふうに思います。そのためには、財政政策のみならず、規制緩和等も含めたトータルとしての成長戦略、経済政策を国においてしっかりと打ち出して実行していただきたいというふうに考えています。

続きまして、グローバル化の波、国内産業の空洞化、企業や社員の在り方等についてどういう認識をしているのかという御質問であります。

グローバル化については、これは不可避だというふうに思います。まさにバブル期に、私は自治省の企画室というところにおりました。そこでどんなことをやっていたかという、これから地方行政も、高齢化対応、国際化対応、そして情報化対応、この三つの化けるに対応していかなければいけないということを議論していた記憶がございます。

国際化の流れはもう止めるべくもないわけでありませう。負の側面もある一方で、経済面では、

イノベーションが促進されたり市場が広がるといったプラスの面もあるわけであります。

こうした中で、私としては、やはりこのグローバル経済に県としてしっかりと向き合っていかなければいけないというふうに思っています。インバウンドの促進や農産物をはじめとする輸出の促進を通じて、人口減少下における長野県経済、日本経済をよりプラスの方向に転じられるように世界経済を活用していくという視点が重要だというふうに考えています。そうした政策を県としてもしっかりと進めていきたいと思っています。

それから、国内産業の空洞化ということでは、今まさに少し回帰が進みつつあります。グローバル化が進む一方で、ウクライナ戦争をはじめとして、世界にはかなり紛争リスクがあります。また、ブロック経済化というか、保護主義的な動きも出てくる中で、今までのように、グローバル化、海外展開をして、海外を巻き込んだサプライチェーンがあるだけで企業が安定的に成長していく状況ではなくなりつつあるというふうに思っています。そういうことを考えれば、こうした企業をしっかりと受け入れていく受皿を整備していくということも我々としては重要だと思っています。

また、時代の変化とともに、企業の在り方、社員の在り方は大分変わってきていると思っています。とりわけ、いわゆる新自由主義経済全盛時代は、とにかく株主利益が上がるのは重要だと。まずは目先の利益が上がればいいのだという視点が比較的強かったのではないかとこのように思っております。しかしながら、SDGsが叫ばれ、環境と調和した持続可能な成長抜きで利益を追求するだけでは、産業も発展していかない、企業も持続可能性がないという時代になっています。そうしたことを考えると、やはり企業や社員の在り方というものももう一回見直されていかなければいけないと思っています。

例えば、長野県内で言えば、伊那食品工業さんが年輪経営ということ唱えていらっしゃいます。まさに、このように、経済変動の波にかかわらず着実に発展してくるような経営、そして、従業員や地域の皆さんも含めてウェルビーイングが達成できるようなことを目指していく、こうした企業がこれからはより発展していこうというふうに思っています。我々県組織も、こうした考え方と全く無縁ではありません。県職員の働き方の在り方もしっかりと見直していかなければいけないというふうに思っています。

長野県全体では、企業の経営者の皆様方も、単に利益を追求すればいいというマインドの方よりも、むしろそうでない方たちのほうが多いというふうに思っていますので、長野県の経済界の皆様方と一緒に長野県産業が新しい時代に向けて発展していくことができるように我々としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

新自由主義経済のアンチテーゼとして、宇沢弘文先生が社会的共通資本という概念を唱えられました。新しい総合計画にもそうした概念を盛り込んでおりますので、まさにこうした視点

を持ちながら長野県としての政策を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、中山間地域についてでございます。地域経済が潤う産業構造にしていくことが重要と考えるがどう考えるかという御質問であります。

長野県のみならず、日本全体の地域がそれぞれの個性を生かして発展していくということがこれからの日本社会をより力強いものにしていく上で重要だと思っております。そのためには、まずはベースの産業であります農業や林業の振興、とりわけ、スマート化や高付加価値化を着実に進めていくことが必要だというふうに思っております。

加えて、長野県は、日本酒、ワイン等の振興や発酵食品の振興、さらには伝統工芸品等の振興を図ってきているわけですが、これまでの地域の特性を生かした産業をより元気にしていくこと、また、そうしたことに加えて、観光客を国内外からお迎えして満足していただけるような観光地域づくりをしっかりと進めていくということも重要だというふうに思っております。

私は、農山村地域、中山間地域は、クリエイティブ・フロンティアということで、新しい可能性を持った地域だというふうに思っております。コロナ禍で、人の移動が大都市から地方に少し向き始めて、また大都市に戻り始めています。労働をする場所としては都会はいいところなのかもしれませんけれども、人間が人間らしく暮らす場所としては適した地域ではないのではないかというふうに思っております。

そういう中で、クリエイターの方をはじめとして、多くの方たちが新しいライフスタイルを目指して移住してきていただいております。オンリーワンの「輝く農山村地域」の創造を目指すということも含めて、長野県の地域が持つ強み、価値をしっかりと生かせるような政策展開を図っていきたいというふうに思っております。

続きまして、防災・減災についてであります。能登半島地震を踏まえ、防災予算、耐震化予算で留意した点、強化した点という御質問であります。

大規模地震は、本県でも様々な地震の想定が行われているわけであります。決して人ごとではないという思いで対策を進めていく必要があると思っております。我々行政としては、県民の生命、財産を守り抜く、そして、誰一人取り残さないという視点を持ちながらきめ細やかな対策、対応をしていく、こうしたことが重要だと思っております。

今回の当初予算の中におきましては、まず、当面取り組むべき施策として何点か盛り込ませていただきました。一番重点を置きましたのは、住宅の耐震化であります。今回、家屋倒壊で命をなくされる方がいらっしまったということも踏まえて、補助上限の引上げを行い、集中的な情報発信を行っていききたいと思っております。

また、緊急時の輸送は、今回の能登半島を見てもみますと、非常に重要度が高いと思っておりますので、緊急輸送道路の整備や道路ののり面対策に重点的に予算を配分いたしました。また、

今後、県民の皆様方にも、備蓄や転倒防止策など、こうした防災対策の再確認をしっかりと呼びかけていきたいと思っております。このほか、様々な課題がありますが、今回の教訓をしっかりと踏まえた上で、市町村も含めて県全体の防災力を向上できるように取り組んでいきたいと考えております。

地震防災対策強化アクションプランへの思い、取組内容、策定スケジュールについてという御質問でございます。

先ほど申し上げたように、今回の能登半島地震は様々な教訓を私たちに与えていただいているというふうに思っています。まずは、被災された方々をしっかりと応援していくということと併せて、県の対策についても改めて総点検をして充実強化を図っていきたいというふうに考えております。そうした思いで地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定すると表明させていただいたところでもあります。

このアクションプランは、地震被害の軽減、そして地震被害が発生した後の復興の迅速化を目指しまして、予防対策、応急対策、そして復旧・復興対策の三つの側面から、何に重点を置いて取り組むべきかということを明らかにしていきたいと考えております。

とりわけ、今回の地震におきましては、高齢者の方々が多く被災されています。本県としても、避難所の環境改善をはじめ、高齢者をしっかりとサポートする体制を考えていかなければいけないと思います。

また、孤立集落への対応等としては、ドローン活用等新しい技術も積極的に取り入れていかなければいけないというふうに思っています。

能登半島地震発生後、部局長会議等において、私から、今回の能登半島地震を踏まえて、自分たちとして何が必要なのかということ各部でしっかり考えてほしいという呼びかけをさせていただいています。危機管理部を中心に、全庁を挙げて対策、対応を取りまとめていきたいというふうに思っています。9月の中旬を目途に取りまとめをさせていただき、速やかに対応すべきものにつきましては、補正予算での具体化も含めて、県議会の皆様方に御相談していきたいと考えております。

続きまして、県産材の需要拡大に向けた戦略という御質問でございます。

森林資源は、炭素の固定吸収ということのみならず、多面的な機能を有している地域にとって大変重要な資源であります。しかしながら、これは、放置しておくだけでは資源として有効に活用されませんし、国土保全の観点等からも課題が多いというふうに考えております。

そういう観点で、県産材の需要を拡大して林業を活性化していくということが重要だと考えております。土木・建築用材としての利活用を拡大するということがまず重要な観点だというふうに思っています。特に、建築物につきましては、都市の木造化推進法により木材利用の促

進を図ることとされております。全庁を挙げて県有施設の木造化、木質化を進めていきたいというふうに思っております。

また、オフィスビルや商業施設など非住宅分野におきましては、都市部等を中心に中高層建築物などで木材利用の機運が高まっております。強度特性に優れた本県のカラマツの強みを生かして、水平方向の構造材のツーバイテン材、大手ゼネコンが活用を進める耐火集成材、こうしたものの活用が期待されております。県としては、林業総合センターにおきます技術開発支援や木材関係団体と連携した販路開拓を進めて、輸入材やコンクリートからこうした県産材への転換を図っていききたいと思っております。

また、ウッドチェンジは、もう少し暮らしに身近な製品を木質・木材製品に変えていきたいというふうに思っております。例えば、アカマツを活用した経木や杉を原料とした天然繊維の木の糸など様々な取組が県内でも進められてきております。林務部のみならず、産業労働部等とも連携しながらこうした製品の商品開発や事業化支援を行って、木製品への転換を加速化していきたいというふうに考えております。

続きまして、少子化・人口減少対策戦略について何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、少子化・人口減少対策戦略策定の進め方についてでございます。

先日公表いたしました戦略方針案につきましては、基本目標や政策の柱と、現時点で考えられる少子化・人口減少対策の大きな方向性や枠組みをお示したものであります。年度内には方針を固めた上で戦略を具体化する段階に進もうと考えていたところでございますが、県議会で開催いただいております少子化・人口減少対策調査特別委員会におきまして、さらなる議論を重ねて、具体的な政策づくりを行うべき等様々な御意見をいただいたというふうに伺っております。

私としても、この少子化・人口減少対策は、これまでの政策を単になぞるような今までと代わり映えのしない視点の政策を実行しても十分な効果が上がってこないのではないかとこのように思っております。女性・若者、子育て家庭、こうした方々の本当の声をしっかりと伺いする中で、今の時代状況をしっかりと把握し、具体的な方向性と政策を固めていく必要があるというふうに考えております。

そうしたことから、早く方針を固めるということにこだわることなく、多くの皆様方と十分に意見交換をさせていただいた上でトータルとして戦略の全体像を秋口をめどに取りまとめていきたいというふうに考えております。

その過程では、御指摘いただきました女性・若者をはじめとする当事者の皆様方、そして経済界をはじめとする様々な分野の皆様方としっかりと意見交換をしていかなければいけないと考えております。

先日、自民党の県議団の皆様方から、若者世代の支援に関する政策提案を頂戴したところでありますが、大学生の皆さんに対するアンケートや意見交換を拝見させていただきますと、行政の視点ではなかなか見えてこなかったような新しい課題が見えてくると実感しているところでもあります。こうした思いから、県としても、関係方面とのきめ細やかな意見交換を改めて行う中で課題を深掘りしていきたいと思っております。

具体的には、来年度新たに取り組もうとしておりますテーマ別の県民対話集会で、この人口減少・少子化の問題をテーマにしっかり行っていきたいというふうに思っております。また、県内外の大学生や県内産業の未来を担う若手社会人の皆さんとの意見交換、さらには、結婚マッチングシステム登録者との意見交換など、あらゆる場面を活用し、知事である私だけではなく、各部局や地域振興局など県組織を挙げて多くの皆さんとの対話を行っていきたいと考えております。

そして、いただいた御意見から、課題や要因の通り一遍ではない分析、整理を行って、より踏み込んだリアリティーのある戦略として練り上げていきたいと思っております。また、具体的な政策のうち早急に取り組むべきものについては、補正予算での対応も含めて、速やかな対応を図っていきたいと考えております。

この少子化・人口減少の問題は、我々行政、県行政、市町村行政のみならず、広く産業界をはじめとする県民の皆様方、そして当事者の皆様方と、思いと方向性を共有しながら進めていくことが重要だというふうに思っています。そのため、様々な皆様方ともに対策、推進を行っていくことができるような新たな体制を来年度の早いうちに整えていきたいと考えております。

続きまして、ライフプランニング教育への見解という御質問でございます。

社会がより複雑化、多様化する中で、なかなか先が見通せない時代になってきているというふうに思います。そうした中で、若い世代の人たちが、自身の進学、就職、あるいは結婚、出産、子育て、こうした人生設計、ライフプランを包括的に考える機会は必ずしも十分ではないというふうに思っています。将来世代に自分らしい人生を過ごしてもらうためには、御指摘のライフプランニング教育は極めて重要だというふうに考えております。

本県も、平成30年度から、大学生、若手社会人向けのライフデザインセミナーを開催しております。これまで、累計1,500人の方に御参加いただいているわけですが、この少子化や人口減少の問題が社会的にも重要な課題になり、そして、若い世代が未来に向けて希望を持ちづらくなっている時代において、このライフプランニング教育の在り方を、改めて県としてもしっかりと考えて推進していきたいというふうに思っております。特に、内容面と対象者の拡大の両面から検討していきたいというふうに思っております。

ライフプランニング教育を通じて、若い世代の皆様方が自分自身の人生設計をしっかりと

行っていただけるような県づくりに努めていきたいと考えております。

それから、最後であります、結婚にまつわるネガティブな情報が氾濫している中で、行政からよりポジティブな情報発信や支援の取組のアピールをしてはどうかという御質問であります。

確かに、今、結婚しづらい、子育ては大変といったネガティブな情報が多く広まっている状況の中で、夢や希望がなかなか持ちづらい状況になっているということは我々としても憂慮しているところでございます。

先ほど申し上げたように、まずはこうした若い世代の皆様方との対話を行う中で、どのような情報提供が必要であるのかということをおま一度しっかり考えていきたいというふうに思っております。また、情報提供も、通り一遍のものではなく、メディア等との連携や、今行っている広報をより若者に見ていただけるように発信の仕方も工夫していかなければいけないと思っております。

そして、何よりも将来に向けて希望が持てるような発信が重要だと思っております。子育て世代で子育てにやりがい、生きがいを感じたり、あるいは、結婚に幸せを見いだしている若い世代も多くいるわけありますので、そうした方々の実情をもっと多くの皆さんと共有できるように取り組んでいきたいと思っております。

その一方で、結婚・子育てには課題があるということもやはり事実でありますので、我々行政としては、こうした課題に対してしっかり向き合っ具体的な対策を講じ、そうした施策が若い世代にしっかり伝わるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この結婚支援や子育て支援の問題については、若い世代の皆様方の思いをしっかりと共有して、こうした世代の皆様方と一緒に行動できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からの答弁は以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君） 観光とスポーツの一括所管による効果についてお尋ねをいただきました。

スポーツには、体力の向上や健康増進に加え、感動を与え、人と人をつなぐ力がございます。観光スポーツ部の創設によりまして、こうしたスポーツの持つ多面的な力や価値をさらに高めまして、それを活用し、交流人口の拡大を図ることで地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

そのために、観光スポーツ部として、例えば、本県の雄大な自然環境を生かしたスキーや登山、サイクリング等、アウトドアスポーツへの県民の参加機会の拡大と併せまして、コンテン

ツの充実を図り、また、プロスポーツチームや国内外の競技団体とのパイプを生かしたトレーニングキャンプ等の誘致、スポーツ観戦ツアーの造成を行うなど、これまで以上にスポーツと観光の緊密な連携による施策の展開に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、信州やまなみ国スポ・全障スポの参加者に再訪を促す仕掛けづくりや、開催を契機に、スポーツによるまちづくりを進める地域の観光向けコンテンツづくりや誘客の支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

スポーツをする、見る、支える、それぞれから新たな交流の機会を創出することによりまして、スポーツ振興と観光交流の好循環が生まれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には農業政策について6点御質問をいただきました。

まず、食料自給率の向上に関する認識と県の取組についてですが、日本の食料自給率は、農業者の高齢化による担い手不足や、食生活の多様化、低価格な輸入農畜産物の流入など複合的な要因の影響を受けており、その向上には国全体での戦略的な取組が必要と認識しております。

こうした状況を踏まえ、現在国では、食料自給率の向上も含めた食料安全保障の確立を基本理念とした食料・農業・農村基本法の見直しを進めており、県といたしましてもその動向を注視しているところでございます。

本県は、農畜産物の総合供給産地であり、農地や農業者の確保、生産性・収益性の向上を図ることが食料自給率の向上に貢献できるものと考えており、新規就農者の確保と本県農業の中核を担い、リタイアする農家の生産基盤の受皿となる大規模農業法人の育成や、基盤整備などによる農地の集積・集約化の促進、新品種の開発やスマート農業技術の導入の加速化などに取り組んでまいります。

加えて、輸入に依存せず食料自給率の向上にも資する県内産への置き換えの推進に向け、県産小麦の品質向上、生産拡大や、家畜飼料の国産への転換支援のほか、農畜産物の地産地消、地消地産にも取り組んでまいります。

次に、有機農業への補助金についてですが、現在、有機農業の生産者に対しましては、国、県、市町村が協調し、生産活動のかかり増し経費を環境保全型農業直接支払交付金で措置するとともに、県単独事業により、学校給食への有機農産物の提供など生産拡大や販路拡大等に取り組むグループを支援しているところでございます。

一方で、直接支払交付金に対しましては、生産労力に見合うよう交付単価を引き上げるべきなどの声が現場から寄せられておりますので、制度の拡充や必要な予算が十分に確保されるよう引き続き国へ要望してまいります。今後も、生産現場の声をしっかりと聞きながら、生

産者の自主性を尊重しつつ、必要な支援策を検討してまいります。

次に、有機農業などへのシフトについてですが、有機農業を進めるためには、生産者への直接支援に加え、有機農産物が生産コストに見合った価格で流通・消費されることが必要であり、生産から消費まで一体となった理解醸成の取組が重要となります。

このため、国では、こうした取組を地域ぐるみで実践し、産地づくりを推進する市町村をオーガニックビレッジとして支援しており、現在、県内において4市町が県と連携して取組を進めてございます。

また、県では、全国に先駆け創設した有機農業に係るプラットフォームにおいて、消費者等も巻き込んだ勉強会や意見交換などを実施しているところでございます。さらに、有機農産物の生産、利用の拡大を図るため、農業者が取り組みやすい新たな認証制度の検討を進めるとともに、様々な広報媒体を通じた価値の発信により、関係者と連携しながら有機農業の推進を図ってまいります。

次に、有機農業の技術的課題への対応についてですが、有機農業への転換には、有機質を活用した土づくりと化学合成農薬に頼らない病害虫防除を一体的に進めていくことが必要となります。

有機質の活用では、畜産堆肥等の確保、活用を円滑に進めるため耕畜連携に取り組むとともに、堆肥の散布が容易となるペレット化や汚泥肥料の活用にも取り組んでまいります。特に、耕畜連携では、堆肥を生産する畜産農家と利用する野菜や稲作農家の連携が取りづらいなどの課題があるため、ホームページや研修会等で堆肥生産者の情報を広く発信し、地域内での活用を支援してまいります。

また、化学合成農薬の削減に向けては、病気に強い品種や害虫防除に天敵を活用する技術の開発などを進めるとともに、現地実証等を通じて技術の普及を図ってまいります。さらに、本年度から収集を始めました県内各地の実践事例や成功のポイントを広く周知し、有機農業の取組がさらに広がるよう支援してまいります。

続いて、輸入粗飼料への支援と畜産業の課題解決に向けた方策についてでございますが、輸入粗飼料は、円安や海上運賃の上昇などの影響を受け、令和4年から高騰し、畜産農家の経営を圧迫していることから、補填制度の創設を国に対して要請してまいりました。

しかしながら、国は、粗飼料は配合飼料に比べ国産への置き換えが容易との考えから、補填制度の必要性が低いと判断している状況です。このため、県といたしましては、令和4年度から県独自の価格高騰対策として粗飼料購入費の助成を行っており、加えて、来年度からは、耕畜連携による飼料生産に必要な機械の無償貸出制度を創設し、生産体制の整備を支援してまいります。

畜産業の課題といたしましては、生産コストの上昇や家畜伝染病の発生予防、畜産物のブランド化や適正価格の維持、人口減少に伴う消費の低下などがあると認識してございます。これらに対応するため、自給飼料の増産による経営安定化、スマート畜産技術の導入等による生産規模の拡大や生産力の維持、信州プレミアム牛肉などブランド化の推進、鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫体制強化などの取組を総合的に展開し、持続性の高い畜産業の構築に努めてまいります。

最後に、中山間地域における農業振興についてですが、急傾斜で狭隘な農地が多く、営農条件が不利な中山間地域において農業をなりわいとして成り立たせるためには収益性が高い経営を行うことが求められます。

そのためには、ドローンを利用した農薬散布、リモコン式草刈り機、ハウス内温度の遠隔制御など、スマート農業技術の導入による省力化、効率化、標高差や気象条件などを生かした果樹、花卉などの園芸作物や新たな品目の導入による収益の確保、伝統野菜などの地域資源を活用した加工品の開発や農産物直売所等を通じた直接販売など複合的に推進していくことが必要であると考えております。

また、県内でも、多様な立場の地域住民が参画した農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOにより特産品の加工や直売など収益を確保するための取組も始まっており、こうした取組への支援を通じまして中山間地域の農業農村振興を図ってまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）まず、避難所での女性へのケアを担当する職員の必要性の周知や実効性のある体制の構築についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、市町村の防災担当の女性職員の割合は低い状況にございまして、県としても深刻に受け止めております。県では、これまでも、県の地域防災計画の見直しや、市町村が避難所を開設・運営する際に参考としております県避難所運営マニュアル策定指針の改定、研修や訓練を通じて、市町村にも女性の視点に立った取組の実施を促してきたところでございます。

ただ、まだ道半ばというところでございます。来年度以降、避難所の設置・運営研修を計画しておりますが、その際に、県が作りました男女共同参画の視点を生かす避難所のチェックリストを一緒に見ながら訓練を行うとか、市町村を訪問していろいろと助言をする制度があるのですけれども、その際に、女性職員を増やす取組だけでなく、女性の視点や意見を取り入れる仕組みをどうやってつくるかというような具体的なアドバイスなどもしまして、できるだけ男女共同参画の視点が防災にも生かせるように取り組んでまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の総括でございます。

5月8日に感染法上の5類に位置づけられ、県では本部を閉鎖しましたけれども、その後も新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部を設置して、引き続き医療アラートの運用など、現在も必要な対応を継続しているところでございます。

実は、感染の8波までは、その波ごとに専門家の御意見をお聞きしまして振り返りというものを行っております。ごく一例を御紹介申し上げますけれども、例えば、県独自の感染警戒レベルや医療アラートが非常に有効だったということや、営業時間の短縮要請の感染拡大抑制への寄与が一定の成果があったのではないかという評価をいただいた一方で、若年層への情報発信の工夫が足りなかったのではないかというような課題も認識しているところでございます。

現在、折しも、今回の新型コロナ対応を踏まえまして、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府の行動計画の改定に向けた議論が進められておりまして、県としましても、今年度までの県としてのコロナ対応の成果や課題について、来年度、事業者や生活者支援の視点や関係者へのインタビューも含めた記録集という形で取りまとめて振り返りを行い、国の動向を見極めつつ、県の行動計画も見直しをしてまいりたいと思います。それによって、今後新たな感染症の危機が到来してもしっかりと対応できるような準備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には4点御質問を頂戴しております。

まず、災害時における歯科医療についての御質問でございます。

長野県地域防災計画において、県は、大規模災害時に保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の設置と運営を行い、必要に応じて長野県歯科医師会に救護班等の派遣を要請することを定めております。

これを受けまして、県と長野県歯科医師会で災害時の歯科医療救護についての協定を締結し、令和4年度には長野県地域防災計画に避難所等における口腔ケアを盛り込むなど、取組を進めてまいりました。

しかしながら、今般の能登半島地震のような大規模災害を想定した場合、災害時の取組については迅速に必要な支援ができるように、より明確にしておく必要があると考えております。このため、現在、長野県歯科医師会と協定内容の改定についての協議を始めているところでございます。県歯科医師会と連携して迅速に必要な支援ができる体制を構築するとともに、災害時の歯科医療に対応可能な歯科医師の養成についてもさらなる充実を検討しております。今後

も、こうした取組を通じて、災害時の歯科医療支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の歯科における多職種連携についての御質問でございます。

オーラルフレイル対策タスクフォースについては、管理栄養士や理学療法士、健康運動指導士など幅広い職種に参画していただきながら、オーラルフレイルに加え、フレイル予防のための栄養摂取や運動などの対策を検討し、口腔、栄養、運動を一体化した普及啓発のリーフレットや動画の作成、長野県歯科医師会に運営委託いたしました相談窓口の整備などの取組を進めてまいりました。

口腔と全身の健康は密接に関係していることから、災害時においても歯科口腔管理や食事援助等を通じて予防や対処を行っていくことが重要でございます。本タスクフォースのような平時の取組を多職種で推進することが災害時の円滑な連携にもつながると考えており、引き続き多職種の連携を図りながら、作成したリーフレットや動画を活用した啓発を進めるとともに、相談窓口の周知などを通じてオーラルフレイル対策の一層の推進を図ってまいります。

次に、新型コロナ対応について、県民の健康管理に取り組む中で得られた成果や課題についてという御質問をいただいております。

新興感染症の急速な拡大が生じた場合には、医療提供体制はもとより、社会生活に重大な影響が及び、また、ウイルスの変異に伴い、再拡大が幾度も繰り返され、その影響が長期にわたることは、今回の経験を経て多くの方に御認識いただいたところかと思っております。

こうした極めて大きな影響を及ぼしたパンデミックに対し、限られた医療資源の中で可能な限りの専用病床の確保や宿泊療養施設の設置など前例のない対策も講じ、真に必要な方々に入院いただける体制を確保いたしました。医療関係者をはじめとする多くの皆様の御尽力もあり、医療崩壊を招くことなく対応できたことが一番の成果であると考えております。

また、ワクチン接種では、市町村や医療関係団体の皆様と連携し、全県を挙げての信州方式で取り組んだ結果、全国と比較して高い接種率となり、重症化リスクの高い方々を守ることに寄与できたものと認識しております。

こうした経験を踏まえ、今後の新興感染症の発生に対しても迅速かつ的確に対応できるよう、平時からの備えを一層強化していくことが課題と考えております。

現在策定中の感染症予防計画においては、医療機関等との協定締結による医療提供体制の確保、保健所や環境保全研究所の機能の強化、専門人材の育成、必要な機器や物資の備え等の施策を進めることとしており、新興感染症への備えに万全を期してまいります。

続いて、信州ACEプロジェクトの効果等についての御質問でございます。

まず、その効果としては、特定健診実施率が最新値の令和3年度では全国7位の61.5%であ

り、全国的にも高い値を維持していること、また、しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標の一つとして掲げている介護度を基に算出された令和3年の健康寿命が男女共に全国1位であることなどから、健康づくり県民運動として展開している本プロジェクトの効果が一定程度現れていると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に重症化するリスクの高い糖尿病や高血圧症などの基礎疾患の改善や、自己免疫力の向上も図るべきではないかとの御指摘でございます。

長野県では、いまだに脳卒中の発症や、その原因となる食塩摂取量が多い状況でございます。御指摘のような観点から、さらなる取組を進めていく必要があると認識しております。今後の展開につきましては、昨年度策定いたしました長野県食育推進計画や今年度策定する第4次長野県健康増進計画に基づいて基礎疾患の予防や健康的な生活習慣につながる減塩、野菜摂取の促進など、若者や働き盛り世代が健康に配慮した食事を選択できる環境づくりの取組をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には災害に強い道路ネットワークに関する御質問、それから住宅の耐震改修についての御質問をいただきました。

まず、災害に強い道路ネットワークに関するお尋ねでございます。

想定されている南海トラフ地震などの大規模災害リスクに対応するには、まずは高規格道路ネットワークの構築が重要でございます。このため、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道などの整備促進に向け、県としても引き続き取り組んでまいります。

そして、それぞれの地域においては、災害時に、役場や病院、物資の備蓄基地など、こういった防災拠点を孤立させない道路ネットワークも重要と考えております。具体的には、緊急輸送道路の幅員の狭い区間、落石の危険があるのり面及び地震対策の必要な橋梁などについて重点的に整備を進めてまいります。

さらに、幹線道路が通行止めになっても緊急車両などの通行が確保できるよう、その迂回路となる路線を選定し、段階的ではございますが、機能強化を図ってまいります。これらに加えて、今回の地震の教訓を踏まえ、緊急輸送道路などが寸断された場合に備えて、道路啓開を迅速に行うための方策について、関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

続いて、県内における耐震基準と住宅の耐震改修に対する質問をいただきました。

平成30年度の国の住宅・土地統計調査によると、空き家を除き、県内の住宅総数は80万6,000戸あり、そのうち、旧耐震基準の住宅は昭和56年5月以前に建設されたものでございますが、22万3,000戸となっております。旧耐震基準の住宅のうち、耐震性があると判断したも

のは約8万2,000戸となっております。

また、昭和56年6月以降に建設されたいわゆる新耐震基準で造られた住宅においても、阪神・淡路大震災における被害状況から、平成12年に建築基準法が改正され、さらなる耐震性の強化が図られたところでございます。平成30年度の住宅・土地統計調査によると、県内における新耐震基準の住宅のうち、この強化前の住宅は約55%の32万5,000戸となっております。

また、建物被害については、平成27年3月に策定された第3次長野県地震被害想定調査報告書において、震度7が想定される地震のうち糸魚川―静岡構造線断層帯における建物被害が一番多く、揺れにより全壊する建物の数は約8万棟と想定されているところでございます。

次に、耐震性能の向上対策に関する御質問についてです。

現在、県では、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）に基づき、早期に耐震性の向上が必要とされる旧耐震基準の住宅について、耐震改修及び建て替えによる耐震化の促進を図るため、国及び市町村と協働して、耐震診断をはじめ、耐震改修及び除却工事に対して助成を行っております。

一方、県民を対象としたアンケートでは、耐震改修をしない理由として、資金に余裕がない、住宅の後継者がおらずお金をかける気持ちにならないなどの資金面での負担に関する回答が多く、特に、高齢化が進んでいる地域での耐震化の遅れが課題となっております。

このような状況から、このたびの能登半島地震の被害状況を踏まえ、既存住宅の耐震化を加速するために、県の補助限度額を100万円から150万円に引き上げ、さらに、補助率を10割とし、所有者の負担ゼロとできるよう当初予算案にその費用を計上いたしました。

このほか、耐震改修の効果と必要性を、この住宅の所有者はもとより、所有者と離れて暮らす御家族の方にも届くよう、様々な媒体を活用して周知し、耐震化のさらなる加速に努めてまいります。

次に、安価で効果と施工性の高い耐震改修の推進に関する御質問をいただきました。

県では、天井及び床を解体することなく構造用合板を有効に活用して安価に耐震改修を行う工法の普及にも努めております。これらは、耐震化の加速に当たり、費用対効果の面でも有効ですので、県民の皆様などに周知を徹底してまいります。また、それらに県産材の構造用合板を利用することは、県産材の利用促進の観点からも有効と考えます。

いずれも、関係部局がしっかり連携して取り組むことが必要と考えておりますので、産学官の連携を図り、しっかり取り組んでまいります。この2点についての質問は、いずれも重要な対応だと思っておりますので、しっかり進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、県産材を活用した地盤改良技術の普及についてでございます。

これにつきましては、林業関係団体や県の林業総合センター等が参画した検討会において、平成26年3月に丸太基礎杭設計マニュアルとして取りまとめており、林野庁においても丸太活用の有効な方法として取り上げていただいています。

また、大手建設事業者や全国規模のハウスメーカーなどで構成する研究会において、諏訪市の実証実験で得られたデータを基に、その後の施工例を踏まえて技術の改良が進められてきています。

この工法の施工実績につきましては、議員から御紹介のありました事例をはじめ、沿岸部を中心に全国で取組が拡大しており、平成26年から令和5年までの10年間で、16都府県42か所で活用されています。このうち、29か所では、主に本県から供給されたカラマツのくい丸太が採用されており、地盤改良やCO₂の固定に役立つ土木資材として高い評価をいただいたものと受け止めております。県としましては、引き続き県産材を活用した本工法の優位性を全国に発信し、県産材の需要拡大に取り組んでまいります。

次に、他産業と連携した兼業による林業の人材不足の改善についてでございます。

主伐・再造林を進めていく上で、特に植栽や下草刈り等の繁忙期における従事者の不足が課題と認識しております。労働人口が減少する中、議員御指摘の佐久市の事例のような他産業と連携した兼業の取組は大変有効であると考えており、県では、同様の事例を県内全域に広めるため、令和5年度から兼業等の受入れに取り組む林業事業体に対して新規就労に必要な安全対策の指導等の支援をしているところです。

さらに、林業事業体からは兼業希望者の紹介を求める声が寄せられていることから、令和6年度においては、新たにマッチングを円滑に進めるための仕組みづくりや参考となる事例の普及に取り組むこととしており、こうしたことなどにより主伐・再造林を支える従事者を確保してまいります。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 4点御質問を頂戴いたしました。

まず、ライフプランニング教育の重要性と今後の取組についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、多様な生き方が認められる時代にあって、ライフプランニング教育は、自分自身を見つめ、自分の可能性を見いだすことで、職業的なキャリアを含め、人生を豊かにするために重要であると認識しております。

小中学校では、家族の大切さや家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気づくことができるよう、自分の成長と家族や家庭生活との関わりや、家族・家庭の基本的な機能など

について学んでおります。

高校では、小中学校の学びを踏まえ、例えば夢や目標を設定し、その実現のために、いつどこで何を学ぶか、いつから何をするか、どこでどのように生きるか、誰と生きるか等について自身のライフプランを作成する。就職、結婚等、人生における意思決定の場면을シミュレーションし、仲間と意見交換して、様々な生き方があることを理解するなどの授業を実施しております。このような学びを通して、自己の生活を主体的に考え、将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生涯を見通して意思決定をする力を育成しております。

県教育委員会といたしましては、同世代同士や人生の先輩を招いてのワークショップ等特色ある取組への支援、外部講師による教員対象の研修会の実施などを通して、自分はどう生きていきたいかを考えるライフプランニング教育の充実に努めてまいります。

次に、ゆとり教育の評価についてのお尋ねでございます。

戦後、学習指導要領の改訂のたびに学習内容や授業時数が増え、1968年の改訂でピークを迎えましたが、これに対し、学校教育が知識の伝達に偏りつつあるのではないかという指摘がなされるようになりました。

その後、学習内容を精選し、授業時数を削減した2回の改訂を経て、生きる力の育成を目指す学習指導要領が2002年から実施されました。この教育は、完全学校週5日制の実施とも相まって、一般的にゆとり教育とも言われ、学習内容や教科の時数の削減により、子供たちの学力が低下するのではないかとの批判があったことも承知しているところでございます。

一方で、この改訂では、自ら課題を見つけ、よりよく解決する総合的な学習の時間が新設されたことに加え、子供が学びたい教科を選んで学ぶ選択教科の時間が引き続き位置づけられたことや、他者との比較による相対評価から絶対評価への転換など子供が主体的に学ぶことを大切にしたものであったと認識しております。

この改訂は、各学校が特色ある教育を展開する中で、子供が自ら学び、自ら考える力を伸ばすことを目指したものであり、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」を掲げた第4次長野県教育振興基本計画において目指すところと相通ずる面もあると考えております。

コロナ禍におけるコミュニケーション能力の低下についてでございます。

コロナ禍で、授業における意見交換の場面の制限や学校行事の削減、給食時の黙食等が余儀なくされたことにより、コミュニケーション能力の低下を懸念する現場の声もありました。一方で、令和5年度の全国学力・学習状況調査では、学級の友達と話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができているかという質問に対し、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、コロナ禍以前よりも増加している状況でした。

これは、コロナ禍においても、マスクの着用や相手との距離などに配慮しつつ、ICTも活用しながら仲間や他者と意見交換をする機会を確保するなど、協働的な学びの充実に努めてきたことによるものと考えております。

学校では、現在、行事も含め、通常の生活が戻ってきており、コロナ禍よりもコミュニケーションの場面を多く取り入れた教育活動を進めております。県教育委員会といたしましては、コミュニケーション能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に推進し、一人一人が主体的に学び他者と協働する学校づくりを支援してまいります。

最後に、専門的で魅力的な学びの環境の必要性についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、学校が地域や地元企業等と連携し、体験的、実践的な学びの充実にすることは、子供たちが自分の適性を探し当てる上で重要であると考えております。

現在、小中学校では、職場見学や職場体験学習等を通して、働くことの意義や社会における自分の役割について考える力を醸成するなど、職業的・社会的自立に向けた学びを進めております。また、高校では、外部と連携することにより、例えば、複数の地元製菓店と連携し、創意工夫を重ね、共同開発したお菓子の商品化。地元の専門業者と協働し、生徒が自ら調査、測量、設計、施工した学校正門の改修。国内外の大学やJAXAと連携し、地元企業と試行錯誤を重ねた人工衛星の製作などの深い学びを実現しているところです。

県教育委員会といたしましても、学校単独では実施が難しい外部と連携した豊かな学びを大切にすることで、学校が子供たちにとってより一層楽しく、わくわく感が実感でき、専門性の高い深い学びの場となるよう、引き続き学習環境の整備に努め、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）それぞれ御答弁をいただきました。

今回の能登半島地震を受けまして、我が県においても様々な課題が浮き彫りになってまいりました。大震災に備えた防災・減災、耐震化、道路整備などの国土強靱化は喫緊の課題であります。

また、少子化や人口減少問題、労働力不足問題や経済活性化については、人づくりの根幹をなす教育行政も極めて深く関わっていることが改めて認識されました。

さらに、長野県の中で資源を循環させ、持続可能な社会を構築するには、森林を守り、水源を守り、農地を守ること、それなしでは不可能であることも明確になりました。

そして、今回、これらの課題や対応策につきまして、阿部知事はじめ理事者の皆様方からは、今までの成果も含め、前向きで積極的な御答弁をいただいたわけであります。

しあわせ信州創造プラン3.0、大変革への挑戦、ぜひともこののるか反るかの歴史的な大転換期において、長野県行政の底力を大いに発揮していただくことを御期待申し上げます。

あわせて、我々県議会議員も、一蓮託生の覚悟を持ち、県民の幸福追求のために突き進んでいかなければなりません。その決意を改めて表明させていただきまして、代表質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）改革信州を代表し、質問いたします。

冒頭、本年元日に発生した能登半島地震は、奥能登地域を中心に大きな被害をもたらしました。亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、復旧・復興のため日夜御奮闘いただいている自治体職員の方々、医療職など各種機関の方々、ボランティア活動に従事されている方々に感謝申し上げますとともに、被災地に一日も早く平穏な日々が戻ってまいりますことを祈念いたします。

最初に、我が国の政治を大きく揺るがしている自民党裏金問題等に見る政治家のあるべき姿について伺います。

22年11月6日付のしんぶん赤旗日曜版の調査報道と、その1年後の神戸学院大学上脇博之教授による東京地検特捜部への告発に端を発する自民党の裏金問題は、我が国民主義の在り方を問うと同時に、アンフェアな政治家への落胆、憤り、あきれ、蔑みなど様々な国民感情を誘発、政治不信がかつてないほど高まっています。

今月4日に行われた前橋市長選挙では、野党が推薦した元県議会議員の小川晶さんが、4期目を目指した与党推薦の現職を破って当選。保守の牙城で自民党支持層の一部が小川さんに流れたとの報道がありました。

岸田首相は、火の玉となって党の先頭に立ち国民の信頼回復に努めると宣言したにもかかわらず、疑惑の全容解明や政治改革に対する後ろ向きな姿勢が際立っているというのがこれまでの国民の受け止めで、選挙結果がその象徴です。にもかかわらず、小淵優子自民党選対本部長

は、辛勝した京都市長選挙結果が自民党にとって弾みとなるとただけで、前橋市長選挙結果には一切触れていません。

キックバックの受け取りを続けてきた国会議員はお金を全て政治活動に使ってきたのだから、裏金とは言えないとの冗談にも等しい話が巷間にありますが、収支報告書に記載する必要はないと派閥から言われて渡されたお金を裏金と言わずして、何を裏金と言うのでしょうか。

安倍派と二階派の議員らを対象とした聞き取り調査では、何人もの議員が不明朗な金銭であることなどを理由に使っていなかったことが判明していますし、訂正された収支報告書の支出には至るところに「不明」の文字が並んでおり、裏金であることを証明しています。

歴史をたどれば、自民党は金権腐敗が発覚するたびに政治改革を掲げてはきました。リクルート事件の反省の下にまとめられた政治改革大綱には、今回の疑惑の解決策が網羅されています。今回の事態で明らかのように、何が国民への背信なのかといえば、大綱を顧みず政治改革をおろそかにしてきた、捨て去ってきたことにあると思います。

知事に伺います。90年代政治改革は機能してきたとお考えでしょうか。機能不全があるとなれば、何が問題なのでしょう。選挙制度も含め、見解をお聞きします。

政治と金の問題に関し、離党決着、その後は関係ないとの対応について、国民の目は厳しさを増している。離党前後にかかわらず説明責任の履行を求めるなど、公認した政党として果たす姿勢を持つべきだ。これは、21年5月、参院広島選挙区再選挙敗北後に自民党広島県連が党本部に提出した申入れ書の一節です。このときの県連会長は、言うまでもなく、現在総理大臣をお務めの岸田文雄さんです。申入れ書提出後の記者会見では、説明責任を本人任せで大丈夫なのかという問題意識を挙げた。姿勢を示すことが大事だと強調されましたし、21年総裁選では、国民の信頼が崩れている。民主主義は危機に瀕しているとも訴えておられました。

ところが、今回の裏金問題、政策活動費の問題、官房機密費、果ては自身の首相就任を祝う会の疑惑など、どれ一つ取っても首相のやる気のなさが目に余ります。首相は、政治の信頼回復のためそれぞれが説明責任を果たすべきと再三再四口にされますが、説明責任を果たすということがどのような意味を持っているのか理解されていないように思えてなりません。

元総務大臣の片山善博氏は、説明責任について次のように解説しています。説明責任の原点は、雇主に対して会計係が負っている責任のことで、経理に不正や非違がないことを説明し、雇主に納得してもらえるかどうかで責任の有無が判別される。裏金等をめぐる問題では、閣僚や議員などの雇主は国民である。したがって、身に覚えのない疑惑に対しては、会計帳簿や関連資料を示して潔白を証明してみせる、それが説明責任を果たすことだと。「秘書が」とか「不明」とするのは、「お答えしかねます」と口をつぐむ会計係と全く同じで、問題外でありませぬ。結局、説明責任とは、自分自身を守るすべでもあるのです。

裏金等をめぐる一連の騒動の本質は、政治と金をもたらした民主主義の危機であることに間違いはありません。共同通信が去る3日と4日、両日に行った世論調査で、内閣支持率は24.5%まで低下。また、「裏金を受け取った議員が使途を説明する必要がある」は84.9%に達しています。これまで、主権者に対する説明責任は果たされているとお考えですか。

22年9月に示された旧統一教会と自民党所属議員との接点についての点検結果で、「一度挨拶をしていただけ」と回答していた盛山正仁文部科学大臣が、21年の総選挙の際、教団友好団体から推薦状を受け取っていたとの報道があり、国会で不誠実な答弁を繰り返しています。本日、衆議院に盛山文科大臣の不信任案も提出されました。

昨年12月、文科省は教団の解散命令を東京地裁に請求しており、教団との関係を隠していたとすれば、行政の公平・中立性に疑問符がつきます。内閣の信頼に関わる問題です。盛山文科大臣と旧統一教会との関係から見える自民党と同教会との関係のけじめについて、併せて大臣としての職責を果たせるかについての見解を伺います。

今回の政治と金に関わる問題で、「政治には金がかかる」がキーワードとなっています。上智大学の三浦まり教授は、自分に投票してくれる地盤、これを培養する行為に裏金が使われていると指摘しています。

その上で、この行為が次の3点で問題だとしています。

第1に、裏金を使って勝った政治家はアンフェアな選挙で選ばれたことを意味し、民主的な正当性を得ていない。第2に、後援者をつなぎとめる地盤培養行為の蔓延は、利益誘導を誘発し、民主主義を劣化させる。第3に、地盤培養のために大量の資金と膨大な時間を要することは、女性が議員になろうとする際の障壁となっている。そのために大勢の私設秘書を雇い、飲食にも金がかかるという実態があるとしています。「政治には金がかかる」をどうお考えですか。

政治資金規正法は、お金の出入りの真実を報告することを求めています。憲法で言えば、知る権利の保障でしょう。政治団体側に説明責任があり、それは、先ほど述べたように、主権者である国民への説明責任なのです。同法の厳正化、例えば連座制の導入が求められており、共同通信の世論調査でも、76.5%が導入すべきだとしています。政治資金規正法改正についての見解を伺います。

令和6年度地方財政計画と県財政について伺います。

昨年12月に国が示した来年度の地方財政対策では、地方税や臨時財政対策債の減少があるものの、地方交付税や国庫支出金等の増額により、昨年度を1兆6,000億円上回る歳入総額が確保されています。本県においても、県税や地方特例交付金等の増加により、実質的な一般財源総額は前年度比29億円の増加が見込まれています。

一方、国は、来年度予定している定額減税による減収への対応を、個人住民税の減収9,000億円については地方特例交付金により全額補填、所得税減税に伴う地方交付税の減収8,000億円分は繰越金、自然増収による法定率分の増により対応するとし、減税の影響も含めて適切に地方財源を確保したとしています。

知事に伺います。来年度地財計画への評価をお聞かせください。

また、定額減税の所得税分の財源確保は、国の説明では、捕らぬタヌキの皮算用的な考え方、防衛費増額の財源でも用いられている手法がそのまま使われているように思えてなりません。所得税、個人住民税の定額減税が地方財源に及ぼす影響をどのようにお考えですか。

臨時財政対策債は、昨年度に引き続き減額となり、元利償還分の5,000億円に半減する見通しとなっています。それにより、来年度、本県の臨時財政対策債残高も昨年度並み、309億円減の5,823億円になる見通しが示されています。国に臨時財政対策債の廃止を求めている立場からの評価をお聞きします。

来年度当初予算編成方針で示された収支差は110億円超であり、当初予算案とともに示された中期財政試算においては110億円と、赤字幅は縮小しませんでした。19年度、6億円、21年度、13億円、22年度は22億円減少しました。もっとも、20年度は7億円、23年度は5億円の拡大でしたが、これは査定が甘かったのではありませんか。

また、中期財政試算において、当該年度における効果的な予算執行により50億円を捻出するとしていますが、2009年度以降本年度まで40億円であったものが、10億円増額になりました。その根拠を御説明ください。

さらに、本年度2月補正予算でこどもの未来支援基金の100億円積み増しが計上されていますが、その財源をお示してください。

知事は、議案説明で、高齢化による社会保障関係費の増加などにより、今後は、これまで以上に厳しい財政運営を迫られる見通しである。一方で、新時代創造プロジェクトの推進をはじめ、県土の強靱化、県立高校や特別支援学校の学習環境整備等、県民の皆様の御期待に応えるための施策は積極的に展開していかなければならないとし、来年度早々、行政・財政改革実行本部において、事務事業の見直し、投資的経費の重点化、社会保障関係費の適正化、業務のデジタル化、新たな財源確保の検討などに取り組んでいくとしておられます。

そこで、重要度を増すのは政策評価なのですが、政策評価がルーチン化し、形骸化しているとの危惧はありませんか。また、政策評価と予算との連動こそが行財政改革の要となると考えますが、見解を伺います。

私は、本年度、決算特別委員会に所属し、決算審査に携わってきました。審査の過程でうかがえたのは、業務量の増加に加え、コロナ禍等もあって、多忙により職員が疲弊する状況がか

いま見えること、事業目的に合致した成果指標が設定されておらず的確な指標管理も行われていないなど、事業進捗を図る目安がなおざりになっている例も散見されました。それらについては指摘事項として報告され、改善を求めたところです。

そこで、お聞きします。議会の決算審査での指摘事項に対する来年度予算編成への反映にはどのようなものが挙げられますか。特に、成果指標の適正な設定と年度ごとの管理については、いかなる留意がされ、今後どのように取り組んでいかれますか。

また、事業改善シートについては、例えば、細事業一覧中、細事業を構成する主な取組の予算額すら記載されていませんが、県民に分かりやすく県事業を伝えるための課題認識と今後の対応をお聞きします。

新たな財源の確保策として、現在、長野県観光振興審議会の財源検討部会において、宿泊税など観光振興財源導入の議論が進められています。県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に、独自の自主財源確保が必要で、サステナブル、持続可能で、ユニバーサル、誰もが楽しめる観光地を住む人と訪れる観光客が共につくるを基本とするもので、理解はできるものの、徴税方法や市町村への分配率、独自に徴税する市町村への対応など、市町村からは疑問が示されており、議論を深める必要を感じます。これらの疑問にどのように対応されますか。

経済動向と持続可能な産業雇用の構築について伺います。

昨年我が国GDPの速報値は、3分の2の人口規模のドイツを56年ぶりに下回り、第4位に転落しました。円安の影響が大きいものの、経済停滞の帰結であることは間違いありません。50年にはインドやインドネシアにも抜かれるとの予測もあり、当面は賃金が持続的に上昇を続けられるかが景気浮揚の焦点となります。

また、昨年10月から12月期のGDPが2・四半期連続でマイナスとなったことで、物価高や2年連続実質賃金低下による国内消費の弱さを中心に、内需の低迷が改めて確認される結果になりました。

その一方で、株価は上昇を続けており、1989年12月29日につけた史上最高値更新が目前に迫ってきています。企業が物価上昇に追いつく賃上げをしていないことで、実質賃金は低下。労働分配率も下がる中、企業収益は大幅に増大し、株価を押し上げる構造に。それにより、長引く実質賃金の低下が株価を押し上げる要因の一つであるとも分析されています。株価は、もはや実体経済を反映するものではありません。

値上げできれば企業はもうかる。給料も上がるはず。すると、消費も増える。つまり、商品がよく売れる。それでまた企業が潤う。今年はそうした好循環がやってくると期待されています。間近に迫った春闘で経営側の交渉指針となる経団連の経営労働政策特別委員会報告では、賃金引上げの勢いを維持、強化できるか極めて重要な年と位置づけられました。長野県経営者

協会の碓井会長も、経営者が覚悟を持って賃上げを進める必要があると強調。技術革新などで生産性を高める必要があるとしています。

一方、連合の吉野会長は、地方も含めた中小がどれだけ賃上げできるかがポイントと述べており、連合長野も、24年春闘の要求を県経営者協会に申入れ、中小企業の賃上げに向け、原材料やエネルギーなどのコスト上昇分の価格転嫁を推進していく方向は一致したと報じられています。

知事に伺います。賃上げの鍵となるのは中小企業の動向ですが、どのように支援し、目指す目標は何かをお示してください。

東京商工リサーチが先月15日に発表した23年の負債総額1,000万円以上の企業倒産件数は、前年比35.2%増の8,690件で、8年ぶりの高水準となりましたが、県内の状況はどうなのでしょう。

また、新型コロナ対策の融資の返済が本格化するとともに、物価高と人手不足も深刻化しています。原材料など物価高に起因する倒産は、前年の2倍強に増加しています。物価高の主要因は円安にあります。しかし、円安を主導している日銀の金融政策変更に向けた道筋は見えてきていません。政策とは、経済が自ら律することができなくなったときに是正する役割を担うものはずなのに、それが果たされていないことへの見解を伺います。

先ほどの東京商工リサーチの調査では、昨年の人手不足関連の倒産は、13年の調査開始以来過去最多となっています。今後も、少子化による生産年齢人口の減少で我が国の体力が細っていくことは避けられませんが、賃金を抑え込むことでグローバル化する経済環境を生き延びようとしてきたことのツケも残ったままです。

そのような中で、人間らしい暮らしに近づけるよう、労働時間の規制が来年度本格化します。それにより、運輸や建設など多くの職場では、仕事が回らなくなるおそれがあります。2024年問題です。この問題は、無理を重ねてきた経済構造が迎えるべくして迎えた難局です。若い労働力が集まらないという課題に対する来年度の取組とその目標をお聞きします。

また、来年度当初予算案では、ドライバー等人材確保支援事業とU I J ターン就業・創業移住支援金との重複が可能となっていますが、保育士や林業従事者の県内移住支援においては一方のみと、ちぐはぐさを感じます。そうした制度設計になった理由は何でしょうか。部局間での足並みをそろえられないままに予算化されたとも映るのですが、いかがですか。

三菱総合研究所が昨年7月に発表した提言、食料安全保障の長期ビジョンによれば、主食用米等の国内生産は、20年の758万トンから、40年には半分以下の351万トンまで減少すると予測されています。これまで、米だけは自給可能と言われて続けてきましたが、それすらも厳しくなり、40年時点で主食穀物の耕地面積113万ヘクタールを死守すべきで、実現には、中規模・大

規模農家の耕地拡大が必要。日本全体で維持すべき耕地面積のグランドデザインを描き、地域計画に落とし込むべきとの提言がされています。

生産減少の主な要因は、高齢離農の進行です。本県における農業を取り巻く環境から考えても、米以外のほとんどの主要品目において同様の推測が成り立つのではないのでしょうか。中規模、大規模の耕地拡大といっても、果樹などでは大規模経営が難しく、また、県内には中山間農地も多く、どのようにして担い手確保を進めるのでしょうか。食料安全保障や国土保全の観点も含め、お考えをお聞きします。

森林資源が熟成し、活用が期待されています。知事は、議案説明で、主伐・再生林の拡大により木材生産量の増加と森林の若返りを図ります。森林づくり県民税を活用して、木材等の運搬に必要な架線の設置・撤去にかかる経費やニホンジカの食害から苗木を守るための経費などを支援しますとされましたが、林業事業者は、脆弱かつ人材も不足しています。主伐・再生林の加速化がもくろまれているものの、効率的な施業方法の普及すらこれからといった段階にあります。いかにして進捗を図るおつもりなのか、お聞きします。

少子化・人口減少対策戦略方針案について伺います。

本県が毎年行っている長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査では、結婚するつもりはないとする独身者の割合が、16年の19.4%から、23年には34.9%と大幅に増加しています。しかも、その理由として、そもそも人生設計に結婚が組み入れられていないとする割合が、21年、21.1%から、23年、26.9%へと増加する傾向が表れています。

また、25年に大学や大学院を卒業・修了予定の学生を対象とした就職情報サイトを運営するマイナビの調査では、子供は欲しくないと考える割合が19.2%に達し、24年卒・修の前回調査の13.1%を大きく上回っています。収入不安やキャリア志向など経済面の不安が人生観に影響を与えていることが調査結果から推測され、少子化対策は若年者の意向をベースに考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、知事にお聞きします。少子化・人口減少対策戦略検討会議では、具体的にどのようにして若年者の声を集め、会議での議論に反映させていくのでしょうか。せめて4広域ごとに意見を聞く機会を設けるべきではありませんか。

方針案の「取組の柱」に掲げられている実現すべき項目、例えば「若い世代の実質所得を引き上げる」については、その主体となるのは県のみとは考えられません。本年秋に示される予定の戦略では、それぞれの項目ごとに実施主体が具体的に示されることになるのでしょうか。

また、政策を検討する際、これまでの知事のスタンスとして、県民の意見を聞き、磨き上げていく姿勢を取ってこられました。戦略に関しては知事の思いが先行しているように感じられます。少子化・人口減少対策は、県の努力だけでは実効性が得られないだけに、今後の戦略

検討においては丁寧な議論が求められます。県民の納得と協力を得るための要点はどこにあるとお考えですか。

一旦県外に流出した20代、30代の女性を県内に戻すことができるかが少子化に歯止めをかける要因とされています。共働き、共育てが当たり前ができる、女性にとって魅力的な職場環境が整えられることが大切です。女性にとって働きやすい職場づくりは、男性の家事・育児参加をさらに促すことにもつながります。

職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度を女性が生き生き働くアドバンスカンパニー認証制度に切り替え、認証企業で働くことを選択した若年層への意識調査や、認証取得で職場がどのように変わったかについての実態調査を実施して、その後の施策に反映する、女性の働きやすさを追求する実践県宣言を行ってはどうでしょうか。

ゼロカーボン戦略ロードマップについて伺います。

知事は、議案説明で、脱炭素化の推進はもはや一刻の猶予も許されません。昨年策定したゼロカーボン戦略ロードマップに基づく取組を加速してまいりますと宣言されました。

そのロードマップには、これまでの温室効果ガス排出削減ベースのままなら30年度目標に126万トンCO₂の不足が見込まれることから、重点目標として、乗用車10万台、乗用車全体の1割をEVにとりか、新築住宅のZEH化を25年度以降早期に100%といった野心的な目標が組み入れられています。

そこで、以下2項目についてお聞きします。

1点目。相当なインセンティブがないとガソリン車からEVへの転換は難しいと思います。国施策の見通しや県の独自施策推進に向けての考え方をお聞かせください。

2点目。現状で3割と推測される新築住宅のZEH率を7年以内に100%にとのことなら、住宅メーカーのみならず、全ての建設事業者が早期にZEH対応を可能とする施策が不可欠となりますが、見込みはどのようなのでしょうか。

また、施主へのインセンティブも強めなければなりませんし、県産材についても抱き合わせで活用を図る必要がありますが、いかに進められますか。加えて、ゼロエネ改修も推進すべきですが、どのように取り組まれますか。

ゼロカーボンの取組を進めていくときに、我慢を強いられるという次元から、納得の上で行動変容を選択するという次元への移行が課題として存在し続けています。

昨年のCOP28で、化石燃料からの脱却について、非効率的な化石燃料補助金をできるだけ早く廃止との合意がなされたものの、我が国政府においては、それを真剣に検討しているとは感じられません。我が国では、脱炭素に向けての安定的な支持基盤がまだ形成されていないように思います。

ロードマップに示された学び・行動部門での取組を県民の行動変容に結びつけていく必要がありますが、どのように展開するお考えですか。

知事は、11月定例会での議案説明で、ロードマップは施策ごとに30年における具体的な目標値と温室効果ガスの推計削減量を明記するとともに、県民・事業者の皆様に取り組んでいただきたい事項をお示ししており、全国でも先駆的なものであると自負しておりますと胸を張られました。

しかし、ロードマップでは、カーボンニュートラルを主眼としない国のGX戦略に依拠し、温室効果ガス排出量削減の大部分の設定がなされています。極言すれば、GXは転換ではなく、原子力発電等の既存インフラを最大限活用する現状維持を目指すものです。

能登半島地震によって志賀原発での避難計画が机上の空論であったことが明らかになり、既存原発の維持そのものが不透明になっていることに加え、次世代革新炉の開発、建設については具体性が全く示されていません。国施策に寄りかかることが本県でゼロカーボンを進める具体的な道筋として正しいと言えるのでしょうか。見解を伺います。以上、全て知事に伺います。

能登半島地震に学ぶ防災の在り方について伺います。

能登半島地震では、熊本地震での初期対応と比較し、遅れを指摘する声があります。本県で発生が予測されている地震の中で最大級となる糸魚川－静岡構造線断層帯での地震では、全壊・焼失建物約9万7,000棟や約570集落の孤立が想定されており、初動の重要性は論を待ちません。能登半島での状況を知事はどう見ておられるのでしょうか。

本県では、知事も表明されているように、都市型地震防災と中山間地型地震防災の二正面防災を想定する必要があります。議案説明でも、地震防災対策を総点検した上で、予防対策、応急対策、復旧復興対策の三つの柱からなる地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定し、被害の軽減と復興の迅速化に取り組むとされています。緊急輸送路確保や家屋倒壊防止等も重要となりますが、国や市町村との連携による地域防災計画や備蓄の見直し、道路啓開計画の策定についての方向性を伺います。

また、冬期間の避難生活の困難さも見えてきています。高知県黒潮町で取り組まれている「防災×脱炭素×福祉」によって地域自立圏を目指す方向を本県でも推進すべきではありませんか。ここまで、知事に伺います。

能登半島地震では、上下水道等水回りの被害が甚大で、復旧にも時間を要しています。本県では、大きな地震に襲われれば孤立する集落が多数発生すると地震被害想定でも推定されていることから、中山間地では簡易ろ過装置の活用が有効と考えられます。信州大学や企業との連携で、備蓄や被災地での活用方法の開発などを進めるべきではありませんか。また、県水送水管等の耐震化の現状と今後の取組について公営企業管理者に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 順次お答えを申し上げます。

まず、政治改革に関連して何点か御質問をいただきました。

90年代政治改革について、機能してきたのか、機能不全があるとすれば、選挙制度も含めて何が問題なのかという話であります。

かつて私は、一時期、自治省の政治資金課で選挙制度改革を含む政治改革をかいま見たわけでありまして、90年代の政治改革について振り返ってみますと、同一政党の候補者が同一選挙区から複数立候補するという衆議院の中選挙区制度は、候補者個人の争いの側面が強くなり、そのことが政策、公約の形骸化と個人の資金需要の拡大、増大につながるという問題提起がなされるようになったところでありまして。そうしたことから、中選挙区制度を改める選挙制度改革と政治資金制度の一体改革の流れができたというふうに認識しています。

いろいろと紆余曲折があった上で、1994年に政治改革四法が成立しました。政権交代の可能性重視と少数意見の国政への反映の配慮から衆議院小選挙区比例代表並立制が導入され、また、政治資金については、企業・団体からの寄附を政党等に限定して、罰則の強化等が図られたところでありまして。

こうした政治改革が機能したかどうか、私が責任を持って評価するのはなかなか難しいわけですが、当時想定したような政策本位、政党本位の選挙を実現するということや、政治資金の調達を極力政党に集中させるといったような観点についてはまだ十分に実現してはいないのではないかというふうに思っています。

時代状況が大きく変化する中で、選挙制度、政治資金制度、政党助成制度などを含めて、当時の理念、二大政党制を追求するという方向性を貫徹するべく今後取り組んでいくのか、あるいは、こうした考え方は我が国の政治風土や国民性には必ずしも合わないのではないかということで、別の観点での改革議論を行うのか。まさに、今はその分かれ目ではないかというふうに思っています。

続いて、政治資金の収支報告書不記載と統一教会についてのお尋ねであります。

これらの問題は、まさに現在進行形の課題でありますので、国会での議論の推移を見守りたいというふうに思っております。ただ、国会法第124条の2においては、衆議院、参議院の政治倫理綱領を遵守しなければならないとされています。各国会議員の皆様方におかれては、そうした内容を踏まえた対応を行っていただきたいと思っております。

政治に金がかかるという点についてのお尋ねでございます。

政治に金がかかるという点については、先ほど90年代に政治改革を目指した状況を申し上げましたが、そのとき目指そうとした方向性には必ずしもなっていないのではないかと考えてい

ます。現在でも、国会議員の皆様方の日常の政治活動がある程度個人で行わざるを得ないという状況があると思います。また一方で、政策本位の選挙に必ずしも切り切れていない部分もあるのではないかとこのように思います。

こうしたことを考えれば、政治活動や選挙運動の現状、選挙の公費負担、政党助成金の在り方、こうしたものと併せて、政治活動の在り方全体について考えていく必要もあるのではないかとこのように思います。すなわち、民主主義のコストはどうあるべきなのか、そのコストを誰がどのような形で負担するべきなのか、こうした問題についての国民的な大きな議論が必要ではないかとこのように思います。

そうした中で、令和国民会議、令和臨調が2月2日に政治資金制度改革等に関する緊急提言を行っていらっしゃいます。その中では、政党ガバナンスの改革ということが言われていますし、政治資金等を監督する独立性の高い第三者機関の設置等も提言されているわけであります。

かつて90年代の選挙制度改革のときの選挙制度審議会においても、実は政党に関する法制の整備検討の必要性ということが指摘されていたわけであります。約30年の時を経て同じような議論が出てきたと受け止めておりまして、まさに国民の皆様方の政治への信頼を確かなものとするために、国民全体での議論が必要ではないかとこのように考えております。

続きまして、地方財政に関連して幾つか御質問をいただきました。

まず、令和6年度地方財政計画への評価でありますけれども、本年度を上回る一般財源総額の確保、臨時財政対策債の大幅な抑制、こうしたことから、地方財源の確保と財政の健全化に御尽力いただいたものというふうに評価しているところであります。

定額減税に伴う地方財政の減収につきましては、個人住民税の減収については地方特例交付金により全額国費で補填、所得税減税に伴う交付税原資の減収については、自然増収や繰越金も活用しつつ、前年度を上回る地方交付税総額及び一般財源総額が確保されているという状況であります。そういう意味では、地方財政にも一定の配慮をいただいた上での対策と受け止めています。

続きまして、臨時財政対策債への評価であります。

先ほど申し上げたように、令和6年度の地財計画では、臨財債が大幅に抑制されておりますので、地方財政の健全化を進めていただいたものというふうに評価しております。ただ、本来、財源不足額については、交付税率の引上げ等により対応すべきものと考えておりますので、引き続き国に対して交付税率の引上げ及び臨時財政対策債の廃止等の抜本的な見直しを強く求めていきたいと考えております。

本県当初予算編成方針で示した収支差が最終的に変わらなかったことで査定が甘かったのではないかとこのようにありますが、全くそんなことはないというふうに思っております。当初予

算要求段階の歳出額は1兆157億円でありました。これは、成果を重視しつつ厳しく優先順位づけ等を行った結果、要求段階から165億円減らした9,991億円を当初予算案の歳出額とさせていただいたところであります。我々としては、予算的にベストの内容として御提案させていただいているところがございます。

続きまして、中期財政試算における効率的な予算執行ということではありますが、この効率的な予算執行としてお示ししている部分については、執行段階における実施方法の見直しや契約差金等の不用額の不執行の徹底等による歳出削減、そして、税収の上振れ等による歳入増、こうした年度途中の収支差の改善を見込んでいるものがございます。

実際の決算額を見ますと、近年、実質的な収支は50億円程度で推移しております。10年ほど前の状況と比べると、おおむね10億円ほどこの実質的な収支が増加してきているという状況であります。したがって、こうした実態を反映するといった観点から、効率的な予算執行の計上額を50億円という形にさせていただいたところがございます。

こどもの未来支援基金への100億円の積立財源についてでございますが、コロナ禍からの社会経済活動の正常化によります法人関係税や個人県民税などの税収の増や、効率的な予算執行による歳出の減が生じてきているところがございます。こうしたことから生じた一般財源を活用して、令和5年度2月補正予算におきましては、こどもの未来支援基金への積立のために100億円の財源を確保することができると考えたところがございます。

なお、こうした対策、対応を行った上でも、基金残高については500億円を優に超える金額を確保できるというふうに見込んでいるところがございます。

政策評価についての御質問であります。ルーチン化、形骸化しているのではないかと、また、予算との連動が必要ではないかという御質問でございます。

政策評価につきましては、適切に評価し政策形成に生かそうということで、令和4年度に政策評価室を設けて、評価方法の見直しに鋭意取り組んできたところがございます。具体的には、各事業の成果と課題を検証して、総合計画で掲げた目標に対して有効に機能しているかを評価できるよう、事業改善シートの様式の見直し、また、政策評価報告書の評価方法の見直し等に取り組む、改善を行ってまいりました。

予算との連動につきましては、予算編成時においては、既存事業の成果や実績、新規事業について成果の見込み等を確認しながら予算編成を行っているところではありますが、今後ともしっかり連動させながら取り組んでいきたいと考えております。

決算審査での指摘事項に対する予算への反映についてという御質問でございます。

指摘事項に対し、令和6年度予算案における主な対応ではありますが、まず、収入の確保につきましては、県税収入の確保、未収金の縮減、そして脱炭素化推進事業債をはじめとする交付

税措置のある地方債の最大限の活用に努めました。また、繰越額や不用額につきましては、執行実績を踏まえ、それぞれの事業費の積算に適切に反映させていただいたところでございます。また、人員の確保につきましては、産休・育休取得者の代替教員の事前配置の拡充といった対応を図らせていただいたところでございます。

事業改善シートの成果指標の設定と管理についてでございますが、成果指標については、その重要性和適切な設定手法について庁内で認識を共有し、政策評価室と各課・室が連携して取り組んできております。また、指標の実績値の管理につきましては、事業担当課と主管課によるダブルチェックに取り組んでいるところでありまして、正確な把握と公表に努めてまいりたいと考えております。

事業改善シートの課題認識と今後の対応についてであります。県民の皆様方の目線に立って分かりやすいシートとなるよう、これまで様式を見直ししてきたところでございます。細かい事業を構成する個別の取組につきましては、これまで内容が抽象的であったことから、昨年度から事業実施のアウトプットを記載することで、より具体的に取組内容をお伝えするよう工夫をしてきているところでございます。今後とも、事業の必要性や目的、取組内容が明確になるよう、不断の見直しに努めてまいります。

宿泊税など観光振興財源導入の議論に関して、市町村の疑問への対応という御質問でございます。

観光振興財源につきましては、現在、検討部会の中間取りまとめに対するパブリックコメントを行っているところでありますが、例えば、市町村への配分をどうするか、市町村が独自に同様の制度を設ける場合の対応をどうするか、こうした点については、市町村との調整が必要になってくるというふうに考えております。

これらの点につきましては、観光振興審議会の答申、検討結果を踏まえて、可能な限り速やかに県としての考え方をお示しし、市町村との協議の場や、個別市町村との調整等を通じて、市町村の皆様と問題意識を共有しながら制度設計を図っていきたいと考えております。

賃上げに向けた中小企業支援と目指す目標という御質問でございます。

今、経済を発展させていく上でも、そして、県民の皆様方の暮らしを充実していく上でも、賃金の引上げが非常に重要なテーマだというふうに考えております。

私どもとしては、実質賃金を持続的に上昇させて県内経済の発展、県民生活の安定を図っていくことが、目指すべき方向性、目標だというふうに考えております。

こうしたことから、県としては、例えば中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金、エネルギーコスト削減促進事業等による中小企業の生産性の向上、DXの推進支援による事業の効率性の確保、こうしたことにより中小企業を支援しているところでございます。

また一方で、適正な価格転嫁ということも重要な観点になっております。価格転嫁サポート窓口等において丁寧な相談等を行う中で、適正な転嫁が行われていくように県としても取り組んでいきたいというふうに考えています。引き続き、中小企業が生産性を向上して、結果として賃金の引上げを行っていただくことができるように、県としても支援を行っていきたいと考えております。

県内の企業の倒産状況についてであります。民間調査会社の調べによりますと、令和5年の県内企業の倒産は73件ということで、ゼロゼロ融資等で倒産が少なかったコロナ禍での水準と同程度で推移しているのが現状でございます。

また、日銀の金融政策に関連しての御質問であります。日本銀行は、昨年7月に長期金利の上限を1%に引上げ、10月には、厳格に1%に抑えるとしていた運用を改め、1%をめどに見直すとするなど、経済情勢に応じた政策変更を少しずつ行ってきたところでございます。

今年は、賃金と物価の好循環が我が国で実現できるかどうか節目の年だというふうに言われています。そのためには、労働生産性や潜在成長率を高めていくことが必要であります。

一方で、政府、日銀においては、日本経済がしっかりと成長軌道に乗るように、状況に応じた適切な金融・財政政策を講じていっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、若い労働力確保の取組とその目標という御質問でございます。

本県の人口動態は、若い人口が大幅に転出超過になっているというところが大きな課題であります。そのため、来年度に向けては、県内企業に就職しようとする県外の大学生等に対する就職活動に係る交通費の補助制度や、児童生徒に職業体験の場の提供、地元産業や企業の魅力を伝える取組、こうしたことを行っていきたいというふうに思っております。

一方で、人材の確保は、新時代創造プロジェクトの中でも非常に重要なテーマになっております。現行のしあわせ信州創造プラン3.0では、令和9年3月の新卒学生のUターン就職率45%以上という目標を掲げて取り組んでいるわけですが、このテーマは非常に重要でありますので、今後、少子化・人口減少対策戦略を策定していく中で議論を行って、これ以外の目標の設定も含めて考えていきたいと思っております。

それから、移住支援に係る支援金の制度設計、部局間連携が足りないのではないかという御質問ですが、これは、それぞれの業種の特徴を踏まえて検討を行ったところでございます。

例えば、保育士について、国のUIJターン就業・創業移住支援金は民間を対象にしているわけですが、本県の場合は公立の保育園が多くなっておりますので、我々としては公立保育園もしっかり対象にしなければいけないと考えています。

また、バスドライバーについては、まさにバス路線の運休が大きな社会問題と化している状

況の中で、賃金が高い三大都市圏からもしっかりと人材を呼び込めるようにしていこうということで、UIJターン就業・創業移住支援金との併給を可能にしたところでございます。

業種によって、どういう方を対象にするかとか県外在住要件をどれぐらいにするかということについてもきめ細かく整理させていただいているところであります。また、例えば保育士については、県の負担だけでなく、市町村にも2分の1の負担を求めるといような制度設計になっており、結果的にそれぞれ違う制度になっているわけではありますが、これは、決して各々がばらばらに考えてこうなっているわけではないということはぜひ御理解いただければというふうに思います。

続きまして、農業の担い手確保という御質問でございます。

県民の皆様方との対話集会を行う中で、農村地域は担い手の確保が最大の課題になっているという認識を持っております。本県としても、地域が活力を維持していく上で、農業農村が元気でなければならないというふうに思っております。こうしたことを考えまして、これまでも、中核となる経営体の育成強化、農業法人等の呼び込み、新規就農者の確保、こうしたことに力を入れて取り組んできたところでございます。

一方、現在、各地域においては、地域計画の策定に向けた話合いが進められているところでありまして、そうした中で、農地利用の具体的な方向性や担い手の在り方、課題、こうしたものも明らかになってくるというふうに考えております。

私どもとしては、こうした課題等をしっかり踏まえて市町村や関係の皆様方と共に取組を進めていきたいというふうに思っております。特に、狭い意味での農業政策という観点だけでなく、地域政策という視点も踏まえながら農業農村の担い手確保に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、林業であります。主伐・再造林の加速化について御質問をいただきました。

いかにして進捗を図るのかということですが、三つの視点で取り組んでいきたいと思っております。担い手確保、施業の省力化、再造林経費の負担軽減ということでありまして。

まず、担い手につきましては、先ほどから申し上げている林業人材の確保について、様々な制度をかなり充実してきているところであります。引き続き担い手確保を図るとともに、通年雇用に加えて、兼業等の多様な働き方も支援していきたいと考えております。

また、施業の省力化という観点では、ドローンによる苗木等の運搬や、これまで人力で行われてきた下刈り作業への林業機械の活用に対して支援を行っていきたいと考えております。

また、再造林経費の負担軽減といたしましては、再造林や保育に必要な標準的経費の全額支援に加えまして、地形が急峻な地域等での再造林が進むよう、苗木等の運搬に必要な空の道としての架線の設置・撤去に係る経費を新たに支援してまいります。こうした取組によりまして、

主伐・再造林が増加していくよう取り組んでまいります。

続きまして、少子化・人口減少対策戦略方針案についての御質問をいただきました。

まず、どうやって若者の声を集めて検討会議の議論に反映していくのかという御質問であります。

これまで、戦略検討会議におきましては、有識者の講演や委員間での意見交換を行ってきました。戦略方針案をお示しすることで、一定程度検討段階での役割を果たしてきたものというふうに思っております。

今後は、県全体の多くの皆様方の参加と協力の下で少子化・人口減少対策戦略に向けた取組を進めていきたいというふうに思っておりますので、午前中答弁申し上げたように、幅広い方々の御参画をいただく中で、新年度の早い時期に新しい推進体制を整えていきたいというふうに考えております。

加えて、女性・若者も含めた当事者の皆さん、経済界をはじめ、人口減少対策と一緒に取り組んでいただきたい皆さんとの意見交換を行っていききたいというふうに思っております。4広域という御意見をいただきましたが、10広域でも意見交換をしっかりと行って、女性・若者をはじめ県民の皆様方の声をしっかりお伺いするように取り組んでいききたいと考えております。非常に短期間で行っていかねばいけませんので、私のみならず、各部局長や地域振興局長など、県庁を挙げて意見交換を行っていききたいと思っております。

戦略の取組の柱の項目ごとに実施主体を示されるのかということですが、まさにこれから戦略を取りまとめていくわけでありますので、具体的にどういうふうにお示ししていくかについてはその中で検討していききたいというふうに思っております。

ただ、御指摘のとおり、少子化・人口減少対策は行政だけではできません。そういう意味では、それぞれの関係の皆様方に主体的に取り組んでいただくことも多くありますので、そうしたことが分かる戦略となるように策定していかねばいけないと思っております。

また、県民の皆様方の納得と協力を得るための要点は何と考えるかという御質問ですが、私としては、問題意識や危機感を多くの皆様方と広く共有していくことだというふうに考えております。

少子化・人口減少の問題は、若い世代にとって問題であるだけでなく、全ての世代にとって大きな課題であり、また、個人の暮らし方、ライフスタイルの問題であると同時に、広く社会経済全般に影響を与える問題であるということを多くの皆様方と共有しながら取組を進めていきたいと思っております。

続きまして、女性にとって働きやすい職場環境の整備についてということで、まず、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、これは、女性が働きやすい職場環境づくりを進める企

業を認証させていただいているところでございますので、女性が生き生きと働くといった名称の制度に直ちに変わるということは考えていません。

ただ、認証企業で働く若者等への意識調査の必要性等は確かにあると思いますので、どういう形で調査を行えばいいのかということをしっかり検討しながら、効果的な実態調査ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

女性の働きやすさを追求する実践県宣言ということについては、そうした調査結果を踏まえた上で、必要があるのかどうか考えていきたいと思っております。

続きまして、ゼロカーボン戦略について御質問をいただきました。

まず、EVへの転換に向けた施策についてということでございます。

EV転換を促すためには、EVの購入に対する支援、EVを利用しやすい環境の整備、それから車種の拡大、こうした様々な面での取組が進んでいくことが重要だというふうに思っています。

国においては、EVの購入及び充電設備への補助やメーカー等への技術開発支援を行っているところであります。しかし、車両価格が依然高いということが消費者にとってのネックとなっているというふうに受け止めておりますので、補助上限額の引上げ等さらなる支援を国に対して要望していきたいと考えております。

また、県としては充電インフラの整備に重点的に取り組んでいるわけではありますが、道の駅や主要道路の充電設備を充実するべく、独自に国補助への上乗せ補助を行うほか、災害への備えともなるEVとV2Hの組合せの普及に向けてV2H導入への補助を行っているところでございます。引き続き関係方面とも連携しながらEV車の拡大を図ってまいります。

続いて、住宅分野におけるゼロカーボンの取組について御質問をいただきました。

新築住宅のZEH水準適合義務化の早期実現を目指して長野県としては取り組んでいきたいと考えております。新築住宅のZEH対応は、ハウスメーカーを中心に急速に進んでおりますが、中小工務店においては未対応のところもあり、そうした対応が急務だというふうに考えております。そのため、中小工務店向けに分かりやすくZEHの施工方法を解説した「信州のZEHスタートBOOK」を今年度作成し、講習会を開始したところでございます。また、施主の理解を促すために、ライフサイクルコストでの優位性を周知していきたいと考えております。

信州のZEHであります信州健康ゼロエネ住宅に対する助成も、今年度より、新築について最大200万円に拡充させていただく考えであります。県産木材も、使用割合に応じ、より多く使用した場合に金額を加算してまいります。令和6年度からは、ZEH化リフォームも、新築と同様、より高い省エネ性能への改修についてのインセンティブを高めて、既存住宅のZEH化も進めてまいります。この住宅分野は、特に重要なテーマでありますので、今申し上げたよ

うな観点も含めてしっかり進めていきたいと考えております。

ゼロカーボン実現に向けた県民の皆様方の行動変容についての御質問でございます。

ゼロカーボン社会を実現していく上では、県民の皆様方一人一人の行動が重要だというふうに考えています。このため、まず、あまり関心がないという方々に対しては、気候危機の現状をしっかりとお伝えしていく取組をぜひ行っていきたいというふうに思います。

その一方で、関心はあるけれども何をやればいいのか分からないといった方もいらっしゃいます。そうした方には、具体的な取組内容をお示しして、実践につなげていただくように呼びかけていきたいと考えております。こうした取組は、環境部だけでなく、部局横断で県庁を挙げてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

続いて、国施策に寄りかかることがゼロカーボンを進める具体的な道筋として正しいのかという御質問でございます。

独立した国であれば政策を無視して取組を進められますが、エネルギー政策は、やはり国全体の政策と連動させていかないと、県だけの取組で適切な方向感をつくることはなかなか難しいというふうに考えておりますので、エネルギー基本計画等国の政策を前提としながら県として独自の取組を進めていきたいと考えております。

これまでも、国に対して再エネの主力電源化や各分野の脱炭素化の推進を要望してきたところでございます。今後とも、必要に応じて、国に対しても施策の提案、要望等を行ってきたいと考えております。

それから、防災についてであります。能登半島地震での状況をどう見るのかという御質問でございます。

今回の能登半島地震の状況は、決して人ごとではなく、まさに長野県の今後の防災にしっかり役立てていかなければいけないと思っております。

特に、水害等とは異なって、地震の場合は、発災直後に一瞬にして相当数の家屋倒壊や孤立集落が発生してしまうという状況がございます。そうしたことを考えますと、予防的な対応、初期の応急対策、こういったことが非常に重要だと思っております。県としては、日頃から防災関係機関としっかりと意思疎通を図ることによって、早期の被害把握や救援部隊の投入が行えるようにしていきたいというふうに思います。私どもも含めて、関係機関と日頃から訓練を重ねておくことが重要だと思っております。

また、平時からの備えということで、今回の予算でお願いしております耐震化の促進、また、行政の備蓄、県民の皆様方への備蓄の呼びかけ、こうしたことにも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。今後、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定してまいりますので、そうした中で、今回の教訓を踏まえた具体的な対応を盛り込んでまいり

ます。

それから、地震防災計画や備蓄の見直し、道路啓開計画の策定についての方向性、それから「防災×脱炭素×福祉」による地域自立圏を目指す方向性を県としても推進すべきではないかという御質問でございます。

都市部と中山間地域は、講ずるべき対策は必ずしも同じではないというふうに私も思っております。長野県の特性を踏まえた対策をしっかりと講じてまいりたいと思います。

特に、道路啓開につきましては、東日本大震災を踏まえて、平成25年4月に長野県版の道路啓開計画を策定し、現在運用中でございます。今回の地震を検証する中で、より実効性の高い計画にしていきたいと考えております。

また、来年度、県、市町村の危機対応力の総合的な評価を実施していきたいと考えておりますが、評価結果を国や市町村とも共有して、地域防災計画や備蓄の見直しにも取り組んでいきたいと考えています。

また、地域自立圏については、詳細を承知しているわけではありませんけれども、大規模災害発生時には、国や県などの公的な支援が届くまでにどうしても時間を要する場合があります。その間、地域の皆様方が自立して暮らし続けていただくということは非常に重要でありますので、今後の本県の防災対策を検討するに当たって一つの課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

私に対する質問は以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）水道事業の防災に関連して2点御質問をいただきました。

まず、簡易ろ過装置の活用についてです。

河川などからの取水を浄水処理して生活用水に利用できる簡易ろ過装置は、災害などによる大規模断水時における水の提供という観点から効果が期待されており、今回の能登半島地震の被災地においても、水道事業者と企業が連携して、可搬式のろ過装置を活用した給水活動を行う事例が見られます。県内においても、例えば、長野市では、県営水道の給水エリアも含めて、市内の防災備蓄倉庫48か所に小型のろ過装置を配備しています。水道事業者である企業局としても、非常時の対応として、給水車による応急給水に加え、配備市町村と連携したろ過装置の活用や、装置を保有する事業者等と連携した給水活動などについて検討してまいります。

次に、県営水道送水管等の耐震化の現状と今後の取組についてですが、企業局では、災害時に、住民生活への影響が大きい水源からの導水管や、浄水場と配水池を結ぶ送水管、消費者へ水を送る直径20センチ以上の配水管等を、基幹管路、また、浄水場や容量1,000トン以上の配水池等を基幹施設と位置づけて優先的に耐震化を進めることとし、経営戦略の計画期間である

令和7年度に100%となるよう取り組んでいるところです。

末端給水を行っている上田長野間のエリアでは、厚生労働省が耐震性能ありと評価している耐震適合管の基幹管路に占める率は令和4年度末で97%、基幹施設については全施設で耐震化済みとなっております。また、用水供給を行っている松本塩尻エリアでは、管路における適合率が約95%、施設については現在施工中の浄水場1か所の工事終了により100%となる予定です。

今後は、未耐震の基幹管理や施設の耐震化を計画的に進めるとともに、老朽化対策に合わせた管路の更新により耐震性能のさらなる強化を図ってまいります。

以上でございます。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番(小林東一郎君) ケアについて伺います。

子供を虐待し、死に至らしめる事件が後を絶ちません。全ての子供が幸せに暮らすことができる社会の実現に向け、実効性のある政策をどのように進めていくのか。私たちは、知恵を絞り、行動していかなければいけません。

昨年12月22日、こども基本法に基づく今後5年間の政策基本方針であるこども大綱が閣議決定されました。そこには、子供が権利の主体であると明記されています。

自治体においては、こども計画の作成が努力義務とされたところで、本県においては、長野県子ども・若者支援総合計画をそれに充てるとお聞きしていますが、本県計画は、子供が権利の主体であることについて、大綱とのそごはないのでしょうか。

また、子供施策の策定に際しては、施策の対象となる子供等の意見を十分に反映させなければならぬと法で定められていますが、子供の意見を十分に取り入れ、計画が策定されたのでしょうか。さらには、子供が権利の主体であることをどのように施策に反映させていくおつもりですか。

学校以外の学びの場も充実します。信州型フリースクール認証制度を創設して必要な支援を行いますと議案説明で知事は宣言されました。

困難を抱える子供の居場所づくりは、未来を耕す作業です。子供が誰かに見守られている、受け止めてもらえる、尊重される、つながっていると感じられる関係性づくりのためには、地域の人とのつながりも模索していくべきです。県が進めるフリースクール認証制度にはそのような視点が組み込まれているのでしょうか。

60歳未満の単身世帯の持家率は、一般世帯の持家率と比較すると低い傾向にあります。総務省の平成30年住宅・土地統計調査に見る持家率は、65歳以上の一般世帯で80%前後に対し、単身世帯では60ないし80%と顕著な差はありませんが、55歳から59歳では、一般世帯77.1%に対

し、単身世帯39.4%と半分に低下、賃貸依存の傾向が読み取れます。

生涯未婚や離婚による単身生活者で賃貸居住という特徴を持つ世代の高齢化が今後進行していくのです。10年後、20年後を見据え、新たな住宅セーフティネットの構築と空き家活用が必要になってくると予想されますが、いかに取り組まれますか。あわせて、県営住宅での高齢者のみ世帯や独居世帯への対応状況と今後の展開を伺います。

6年に1度の介護報酬と診療報酬の同時改定が進められています。このうち、介護報酬の配分方針が先月まとめられました。施設系介護サービスには手厚く、訪問介護などの在宅系サービスには厳しい内容です。これでは、きめ細かい在宅ケアを行ってきた小規模事業者が先細る一方となり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとした地域包括ケアが机上の空論となりかねません。

昨年、初めて介護の職を離れる人が介護職に就く人を上回る離職超過が起きています。介護に携わる人材不足は深刻です。国にどのように働きかけていけますか。

また、デイサービス事業者の送迎負担をDXで軽減する黒部市のSMARTふくしラボの取組を先月視察いたしました。デイサービス事業者の利用者送迎に関わる負担は大きく、かつ単独で行っている現状は非効率と言えます。送迎負担軽減によって介護職員が利用者に向き合う時間を確保できるメリットを、市町村をまたぐネットワークの拡大で充実させていきたいとの抱負も伺ってきました。この取組を参考に、圏域ごとに事業者のネットワークを形成し、介護事業の充実を図る仕組みをつくっていくべきです。見解を伺います。

生涯学というプロジェクトが、昨年、生涯観、加齢観を探る目的で実施したウェブ調査で、対象は20歳から69歳、3万3,500人に行われた調査があります。

「幸福な老後を過ごすために必要なものは何か」との問いに、全世代で共通して選ばれたのが、お金に困らないこと、これは80ないし90%の選択率でした。次いで、健康であること、知能が衰えていないことで、選択率が低かったのは、低い順に、仕事をしていること、友人・知人に囲まれていること、子供が身近にいること、配偶者と一緒に暮らすことであったことが報告されています。

子供、配偶者など家族の選択が意外に低いことが示され、これは、各年代で20ないし40%あります。老後の幸福と家族との関係の切り離しが進んでいるようにも見えますが、そう単純ではなく、既に関係があるから殊さら重視しないということや、どうせ手に入らないから重視しないという意識も含まれているとの分析もされています。

このプロジェクトの一員である立命館大学の筒井淳也教授は、ライフコースが多様化する中で、人々の意識もまた分かれてくる。老後の生活様式も、必要な支援も、老後生活の価値観も違うはず。そうした特性に合わせ、社会制度をアップデートする必要性が高まっているとして

います。

高齢期が長くなり、少子化によって家族は細長くなっています。夫婦でケアを分担する共働きモデルによっても、全体のケア負担を減らすことにはなりません。とはいえ、家族が健全であるならば、ジェンダー問題の緩和等により、家族を基盤としたケア体制もまだリアリティーがありますが、現実には頼るべき家族がいない世帯の増加という方向に進んでいます。

無償のケア労働への対価を考えるべき、あるいは家族に頼ることができない状況への公的制度による補完を手厚くするべきとの議論がありますが、課題認識と今後の取組について伺います。

国土強靱化の取組について伺います。

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を最大限活用して、流域治水・土砂災害対策、インフラの老朽化対策などを着実に推進すると知事は議案説明で述べられました。本県では、改修を進めなければならない橋梁の割合、28%が、全国平均8%よりも突出して高い状況にあるなど、インフラの維持を予防保全型へと転換を進める必要があり、これは建設部長の議案説明でも触れられています。国土強靱化基本法の改正で、切れ目なく対策が実施される見通しとなりましたが、国の予算を活用し、どのようにインフラ維持を進めていかれるのか、お聞きいたします。

「災害は忘れた頃にやってくる」で高名な物理学者の寺田寅彦は、日本は宿命的な国土の脆弱性を抱えており、それに対する備えを国防と位置づけていたとされます。しかし、岸田政権は、台湾有事を避けられない必然とみなし、世界第3位の軍事予算を計上。高度国防国家建設に邁進しています。そのツケが足元の天然の敵に対する貧弱な対策となって国民に回ってくるものがあってはなりません。目指すべきは高度防災国家ではないのでしょうか。見解を伺います。

国土交通省は、来年度にも天竜川水系の河川整備計画を見直す予定で、昨年12月、河川整備基本方針を変更。天竜峡での想定最大流量、基本高水を現行の毎秒5,700トンから5,900トンに引き上げています。中でも、支流の計画高水の上げが大きく、三峰川では現行の毎秒700トンから1,700トンに変更されました。

今後、河川整備計画の変更を行う際には、地元知事からの意見を聴取することになりますが、三峰川での計画高水変更の理由について国土交通省からどのような説明があったのでしょうか。説明がないのであれば、国交省に文書で説明を求めるべきではありませんか。

また、変更理由が気候変動への対応ということならば、気候変動は三峰川流域に限定された局地的現象ということになりますが、見解を伺います。

さらに、戸草ダムについては、田中知事時代に利水からの撤退を県が表明して以来計画が止

まったままになっていますが、建設の必要性についての認識を伺います。以上、知事に伺います。

県内の治安について警察本部長に伺います。

全国的に犯罪認知件数が増加しており、本県でも21年の5,959件から22年には6,635件に、23年は7,769件と2年連続で増加しています。増加の要因として、コロナ禍後の人流の増加が大きいと分析されています。このような状況下、犯罪の未然防止と検挙率の向上が望まれています。どのように取り組まれますか。

また、昨年5月の中野市での警察官殉職事案を受け、いかなる対応が取られ、今後、警察官自身の身を守る取組をどのように展開していかれますか。

昨年、全国での特殊詐欺認知件数は1万9,000件で、被害額は441億円に達しました。本県でも、前年比14.6%増の227件、被害額は、前年を4億2,000万円上回り、9億8,000万円余になっています。議案説明では、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けてもだまされない」「だまされても周囲が阻止する」を3本柱として被害防止対策を推進するとされていますが、来年度、特殊詐欺防止事業をどのように展開していかれますか。また、検挙を進めるための取組についてもお聞きします。

信州教育について伺います。

知事は、かねがね教育の重要性について言及され、4期目に入ってから、信州学び円卓会議を設置し、教育改革を進める姿勢を鮮明にされています。

第2回信州学び円卓会議で今後検討すべき方向性が議論されてきましたが、これまでに出された意見の共通点は、教育委員会が取り組んでいる方向とも一致するものが含まれています。多様な個性や能力を持つ全ての子供が自分に合った学びを選択できるようにする、画一的な学びを多様化するという知事が提唱する方向は、教育委員会が第4次長野県教育振興基本計画に掲げる政策の柱である「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」「一人の子どもも取り残されない」「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」と本質的な違いは見当たりません。したがって、それらについての円卓会議における今後の議論を教育現場の改善に生かしていくべきですが、教育委員会との共創をどのようにつくっていかれますか。

知事は、教育が画一的だとし、様々な個性や特性に合った教育を行っていかねば教育自体が持続可能性がない。何よりも、子供がSOSを発信しているのが現状と述べておられます。新しい教育の形をつくっていく大きなテーマが一人一人に合った学びを実践する場をつくっていくことにあり、来年度は、実践校設置を見据えた実証研究などによる効果検証やメタバースの活用等が予定されています。

しかし、一人一人に合った学びを全県に広めていくには、教員確保が大前提となります。本

年度は、教員不足の状況が拡大し、採用数を増やしたものの、来年度当初の状況も不確定とお聞きしています。欠員を生じさせないための財政的裏づけが欠かせませんが、見解を伺います。以上、知事に伺います。

教育県長野が組み上げてきた全人教育は、これまで岩盤とも思えるものでした。先人たちの切磋琢磨、試行錯誤によって築かれたもので、信州教育の魂と言うべきものです。しかし、個人や社会のウェルビーイングの実現や、個別最適な学び、協働的な学びへの転換を進める上で、今、見直しを迫られているのではないのでしょうか。

その理念、「人間としての成長を促す。学校がそのための役割を果たす」は残るとしても、実現に至る道筋は社会の変化に即した自由な発想によって変えていかなければなりませんし、それぞれの学校の個性的な運営も認めるべきと思うのですが、見解を伺います。

また、そのためには、義務であっても、高校においても、校長の在任期間を少なくとも4年にし、しっかりとマネジメント力を発揮してもらいたいのですが、どうお考えでしょうか。

議案説明で、教育長は、行かなければならない場所として位置づけられた学校を、楽しくて行きたい場所にしていくことが大事だとされました。今、必ずしも学校が子供にとっての居場所になっているとは限りません。それは、不登校の児童生徒が年々増加していることに表れています。学校は、子供にとって安全・安心で、自分自身を表現できる場所であること、一人ではできない学びができ、発見や驚き、感動が満ちた場所であること、探求心や好奇心の火をずっとともし続けられる場所であることとするためにどのように取り組んでいけますか。具体的にお示してください。

来月取りまとめが行われる予定の特色ある県立高校づくり懇談会では、これまでの高校とこれからの高校、県立高校の入口出口、県立高校の特色化、魅力化について議論が進められてきました。そこでは、これまでにない新鮮な議論もあったように思います。しかしながら、定時制・通信制教育について掘り下げた議論が行われていないように感じます。働きながら学ぶ場から、義務教育段階で困難を抱える子供が、社会体験を積み重ねながら目標を見だし、学ぶ場となっているのですが、個に寄り添いながらの学びをどのように充実させていくのでしょうか。

また、夜間中学や学びの多様化学校の設置検討についての基本的な考え方を伺います。

来年度、松本養護学校と若槻養護学校の施設整備が本格化する予定です。確認ですが、両校の施設整備は、文科省が定める特別支援学校設置基準に準拠して進められているのでしょうか。また、両校のほかにも施設整備が急務となっている特別支援学校が複数あります。知事の議案説明でも、特別支援学校の学習環境整備等県民の皆様の期待に応える施設は積極的に推進するとされたところですが、整備に向けての基本計画を両校の新築と並行して策定していくべきでは

ありませんか。

来年度当初予算案には、特別支援学校の図書館機能の充実事業として、図書館システムの導入を進める事業費が計上されています。しかし、特別支援学校図書館の蔵書は極めて貧弱です。蔵書を増やしていく工夫はないのでしょうか。以上、教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私への御質問について順次お答え申し上げたいと思います。

まず、ケアについてということで、子ども・若者支援総合計画について御質問をいただきました。

この計画は、しあわせ信州創造プラン3.0に合わせて策定しましたが、こども大綱の策定の動きも見据えて検討を行ってきたところでございます。

策定に当たりましては、当事者である子供・若者との意見交換を重ねますとともに、子供や子育て家庭へのアンケートを実施して、生活困窮家庭においては学びの支援を充実する、また、子育てへの援助がもっとあれば子供を育てたいという御意見に対しては子育て家庭に対する経済的負担の軽減といったようなことで、御意見を計画に反映させてきているところでございます。

しかしながら、改めてこども大綱を見て照らし合わせると、子供が権利主体であるという点についてより強く打ち出していくことも必要ではないかというふうに考えるところであります。今後、少子化・人口減少対策戦略の策定に合わせて子供・若者の意見もさらに聞くことになってまいります。まずは子供たちの意見をしっかり聞いていきたいというふうに思いますし、必要があれば子ども・若者支援総合計画の見直しの検討も行っていきたいと考えております。

続きまして、信州型フリースクールの認証制度の中で地域の人とのつながりが組み込まれているかという御質問でございます。

この認証制度における地域とのつながりという観点では、地域の方々が外部講師やボランティアとしてその運営に御協力いただくことでつながりを持ち、地域住民に開かれたフリースクールであるということを制度の特徴として取組を推奨していきたいと考えております。

加えて、学校に行きづらい子供たちにとっては、地域とつながった居場所としての役割も大切でございます。そういう意味では、他県にない独自のものとして、学び支援型のほかに居場所支援型という類型も設ける予定でございます。こどもまんなかの視点を大切にしながらこの制度を発展させていきたいというふうに考えております。

単身高齢者の住まいへの対応という御質問、10年後、20年後を見据えたセーフティーネットの構築、空き家活用、そして県営住宅での対応という御質問でございます。

長野県の単身高齢世帯数は増加してきております。2030年には、7世帯に1世帯が単身高齢世帯となる見込みであります。少子化や未婚率の上昇に伴って、身寄りがない御高齢の方も増えていくというふうに考えております。

住宅のセーフティーネットの構築や空き家の活用という観点で申し上げますと、賃貸住宅の貸主の方はどうしても単身高齢者の入居に対する抵抗感がございます。そういう状況の中で、地域の住宅と福祉の関係者が連携して、借主、貸主双方が安心できるよう支援するとともに、空き家も活用しながら、シェアハウスやグループホームなど住まい方の選択肢を増やしていきたいと考えております。このため、地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、地域ごとの居住支援体制の構築を支援してまいります。

また、県営住宅に関しましては、高齢者世帯について単身入居や優先的な入居で居住の安定を支援しているところでございます。また、新築住宅におきましては、高齢のみの世帯や単身世帯が暮らしやすい環境の整備を行っております。

今後とも、生活就労支援センター「まいさぼ」や居住支援法人などとも連携して必要な住宅の提供に努めてまいります。

介護報酬の改定を受けた今後の国への働きかけという御質問でございます。

令和6年度の介護報酬改定におきましては、訪問介護など一部のサービスでは、国が行った実態調査で経営状況が比較的良好とされたため、マイナス改定となったところであります。一方で、これらのサービスは、介護職員等処遇改善加算において最も高い加算率の設定がなされたところであります。

県としては、介護事業者を支えるため、処遇改善加算の取得など必要な支援を行うとともに、事業所の実態をよく把握させていただいた上で、介護サービスの提供が安定的に行われるよう、必要な制度改正等を国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、デイサービス事業者の送迎負担軽減の取組についてでございます。

黒部市の取組は、複数のデイサービス事業所が専用アプリを導入して、送迎ルートの自動作成や送迎時のナビシステムなどのデジタル化による業務の効率化等に取り組んでいる事例であり、生産性の向上につながるものというふうに考えております。

県としても、介護ロボット、ICT等を活用した業務改善等の取組を支援しているところでありますが、今後ともDXの推進は必要だというふうに考えております。こういった介護分野におけるDXにつきましても、今後の長野県DX戦略を検討する中で在り方を考えていきたいと思っております。

家族による無償ケアについての課題認識と取組という御質問でございます。

令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査におきましては、家庭での主な介護者は、配

偶者、子の配偶者等が約8割、性別では女性が約7割を占めております。介護の社会化を進めるため、介護保険制度などの公的制度が導入されてきているものの、自宅で介護をする場合、家族、特に女性が主な担い手となっている場合が多く、経済的、精神的な負担軽減が必要だというふうに考えています。

今後、高齢夫婦のみの世帯や介護者に頼ることのできない単身高齢者世帯の増加も見込まれるところであり、こうした方々を支えるため、実態を踏まえた家族介護者支援や介護サービス、在宅医療、生活支援サービス等の充実に県として取り組むとともに、支援策の拡充について国へ要望していきたいと考えております。

続きまして、国土強靱化の観点でございます。

国予算を活用してどうインフラ維持を進めるのかという御質問でございます。

老朽化が進む橋梁をはじめとするインフラを健全な状態に保ち、財政負担を軽減するためには、壊れてから直す事後保全型から、壊れる前に手当する予防保全型へ早期に転換を図っていくことが必要と考えております。このため、令和2年度からの国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用して、計画的、集中的に補修を進めているところでございます。県としては、今後とも、国の予算を最大限活用し、効率的かつ持続可能なインフラメンテナンスへの転換を目指してまいります。

高度防災国家を目指すことへの所見という御質問でございます。

我が国は、地理的特性から、地震、火山、台風等による災害がこれまでも多数発生しており、災害リスクが高い国だというふうに思います。そうした特性に鑑みまして、長年防災・減災の取組が積み重ねられてきて、いろいろな知見、教訓が蓄積されてきているというふうに考えております。

先般、気候変動等でヨーロッパでも洪水が多発しているということで、ドイツを訪問した際にも、日本の災害対策に非常に関心を持たれている印象を深く感じたところでありますが、今後とも日本の国土に合わせた防災・減災対策をしっかりと進めていかなければいけないというふうに考えております。国民の皆様方が安心・安全に暮らすことができる防災力の強い国づくりを目指していくことが重要と考えております。

続きまして、三峰川の計画高水流量の変更理由の説明とその内容に対する見解という御質問でございます。

天竜川水系河川整備基本方針の変更に当たりましては、国から建設部が説明を受けているところでございます。

基本高水流量の算定に当たりましては、100年確率相当の雨量に対して気候変動の影響を考慮しているということ、また、様々な降雨パターンを考慮しているということでもあります。

三峰川の流量が増加している理由は、基本高水流量の算定に当たりまして、三峰川流域を含む南アルプス地域に雨が多く降る降雨パターンが、基準点である天竜峡に対して最も大きな影響を与えるということ、加えて、このパターンの出現頻度が高まることが確認されたということでございます。また、計画高水流量の設定に際しましては、三峰川の現況流下能力を考慮しているという説明を受けているところでございます。今回の計画高水流量の変更は、こうした検討の結果として導き出されたものというふうに認識しております。

ダム建設の必要性について、戸草ダムについての御質問でございます。

天竜川は、諏訪湖から伊那谷を下って太平洋に注ぐ急流河川でございます。一たび洪水が発生すると、大量の土砂流出を伴い、これまでも大災害を引き起こしてきたところでございます。近年では、令和2年7月豪雨におきます支川三峰川での堤防の欠損被害、令和3年8月に大雨による諏訪湖周辺の浸水被害が発生しております。

天竜川本川の治水安全度の向上は、天竜川本川流域の皆様方にとって重要なことであると同時に、釜口水門からの放流量が増大することによります諏訪湖周辺の内水被害の軽減を図るという意味からも、諏訪地域の皆様方の強い願いでございます。

今回の基本方針の変更を踏まえ、今後具体的な整備メニューの検討が行われると認識しております。天竜川本川や支川のさらなる河川整備や、ダムなど大洪水調節機能の整備を含め、より効率的、効果的な対策が検討されることを期待しているところでございます。

続きまして、信州教育についての御質問でございます。

信州学び円卓会議における議論を教育現場の改善に生かすための教育委員会との共創という御質問でございます。

信州学び円卓会議には、教育長と共に私もオブザーバーという形で参画させていただいております。これまでの議論では、現場の皆様方の思いや保護者の皆様方の思いも含めて、幅広い関係者の皆様方の御意見が出てきていると考えております。教育に関する当たり前を変えていくということの重要性、そして、子供たちがやりたいことを実現できる学校づくりの条件、こうした大きな方向性について共有させてきていただいているところでございます。

今後、教育に関する現行制度を踏まえた議論にしていかなければいけないと思いますし、また、これまで教育委員会において様々な取組を進めてきていただいておりますので、そうした取組も共有しながらさらに議論を深めていきたいと思っております。

あわせて、総合教育会議や県と市町村との総合教育懇談会といった場もございますので、県教育委員会はもとより、市町村あるいは市町村の教育委員会の皆様方とも問題意識と方向性を共有できるようにしっかり連携して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、教員の欠員を生じさせないための財政的裏づけが必要だが見解はいかがかとい

う御質問でございます。

全国的に教員不足が叫ばれる中、本県においても教員の確保は重要な課題だというふうに考えております。また、県民対話集会においても、学校現場における教員の配置について幾つかの市町村から御提案、問題提起をいただいているところでございます。近年、講師となる人材も不足してきていると伺っており、年度当初の配置も含めて欠員が生じる要因になっているというふうに考えています。

こうした状況を解消し、子供たちの学びの継続を保障していくということは、大変重要だと考えておりますので、望ましい教員配置の在り方について教育委員会と具体的な議論を始めたところでございます。できるだけ早く方向性を固めて必要な予算措置を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長（小山巖君） 県内の治安について大きく2点御質問をいただきました。

まず1点目の刑法犯認知件数増加に対する取組と警察官殉職事案に対する再発防止についてお答えいたします。

初めに、犯罪の未然防止についてお答えいたします。

認知件数の中でも街頭犯罪の増加が目立っていることを踏まえ、見せる警戒をはじめとする街頭警察活動を強化するとともに、関係機関・団体と協働した各種防犯活動の活性化や街頭防犯カメラの普及促進など地域の防犯意識の醸成を図る活動を推進し、犯罪の未然防止を図ってまいります。

次に、検挙率の向上に向けた取組についてお答えいたします。

防犯カメラ映像の早期確保、犯行予測に基づく先制的な現場検挙活動や、事案認知時における捜査員の大量投入など初動捜査を強化してまいります。また、来年度発足する特殊詐欺連合捜査班の運用等他都道府県警察との連携強化や捜査員の実務能力の向上などによる捜査力の強化を図り、検挙率の向上に努めてまいります。

次に、警察官殉職事案の再発防止についてお答えいたします。

県警察では、中野市において発生した殉職事案を受け、現場警察官の安全対策として次の3点について強化を図っています。

1点目は、あらゆる事態を想定した訓練等の実施です。事案発生時、最初に現場臨場する機会が多い地域警察官を対象として、刃物や銃器などの凶器を使用し警察官を襲撃するなどのあらゆる事案を想定した訓練や教養を実施しているところでございます。

2点目は、装備資機材の充実と通信指令の強化です。防弾盾などの対銃器装備資機材の充実

を図るとともに、通信指令課において現場臨場警察官に対する受傷事故防止に関する具体的な指示の徹底を図っているところです。

3点目は、交番における安全対策の強化です。交番ネットワークカメラの整備を推進し、住民への危害防止に併せ、交番勤務員の安全確保を図っているところです。

今後も、これらの安全対策を継続的に行うことにより、警察官の殉職・受傷事故防止に万全を期してまいります。

大きい2点目の特殊詐欺対策についてお答えいたします。

初めに、被害を防止するための取組についてお答えいたします。

昨年の被害状況を見ますと、オレオレ詐欺などの被害者と犯人が接触する形態を有する対面型の手口は減少したものの、架空料金請求詐欺や金融商品詐欺などの非対面型の手口が増加しております。

県警察としましては、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けてもだまされない」「だまされても周囲が阻止する」の3本柱の被害防止対策を継続して実施するとともに、新NISAの開始に伴う投資機運の高まりに乗じて増加している金融商品詐欺などの社会情勢によって変化する手口や、周期的に繰り返される手口に関する広報啓発を行うなど、被害の発生状況に応じた実効性のある対策を推進してまいります。

次に、検挙を進めるための取組についてお答えいたします。

広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、来年度から首都圏等の7都府県警察で合計約500人の専門部隊が発足され、また、長野県を含む全国警察に特殊詐欺連合捜査班が設置され、都道府県警察が緊密に連携して捜査を行う協力体制が構築されます。特殊詐欺の被害が発生した場所や、受け子、出し子、指示役等の所在にとらわれずに捜査協力を行う新たな体制であり、県警察としても、全国警察と一体となって捜査を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 頂戴した御質問に対して順次お答え申し上げます。

まず、学校の個性的な運営と校長の在任期間についてのお尋ねでございます。

全人教育とは、知・徳・体の調和の取れた発達を図り、しかも、個性豊かで、よりよく社会に貢献できる人格の育成を目指す教育の営みであり、変化が激しく予測が困難な時代にあって、この理念はますます重要であると考えております。

その実現に向けては、時代の変化や、学校、地域の実態等に応じた自由な発想による個性的な学校運営が欠かせないと考えており、例えば、今年度は、自由進度学習やICTの活用など、先進的、先端的な学びの改革に取り組もうとする学校を学びの改革パイオニア校に指定し、教

員を加配するなどして支援してきているところです。さらに、来年度は、全ての子供が一人一人に合った学びを自ら選択できる実践校の設置に向けた検討を行うなど、新しい時代の学校づくりを一層進めてまいります。

このような学校づくりには、校長のリーダーシップが不可欠です。校長の配置に当たっては、議員御指摘のように、1校当たりの勤務年数の長期化を図りながら、各校の課題に応じて、中長期的視点から学校運営に取り組めるようにすることが大切であると考えており、引き続き校長の在任期間の長期化に努めてまいります。

次に、学校を楽しくて行きたい場所にしていくための取組についてのお尋ねでございます。

これからの学校は、同一の内容を一斉一律に学ぶ場から、子供たち一人一人の興味関心を尊重する子供中心の学びの場への転換が必要であると考えます。

このような考えに基づき、県教育委員会では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、全ての子供に特性があるという前提に立った多様性を包み込む授業の在り方や特性に応じた教育方法、子供が一人で学ぶ、級友と学ぶ、教員と学ぶなど自らの学び方を選択できる授業の在り方、興味関心などに応じて自ら課題や問いを見だし、その解決を目指して仲間と協働しながら新たな価値を創造する授業などについて実証的な研究を進めているところです。

さらに、来年度は、これまでの学校というイメージにとらわれることなく、メタバースを活用し、物理的な距離を超えた同一空間内で安心して学べる環境について検討する有識者会議の設置や、先ほど答弁申し上げた一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けた検討などにも取り組んでまいります。

今後、これらの取組の成果を県内の学校に広げ、誰一人取り残されない学びの環境づくりをさらに進めることによって、全ての子供にとって学校が楽しくて行きたい場所になるように努めてまいります。

定時制・通信制における個に寄り添った学びの充実についてでございます。

議員御指摘のとおり、定時制・通信制課程は、様々な困難を抱えた生徒が、入学を機に、自分らしさを取り戻し、社会に適応し、自立できるようにすることなどの多様なニーズに対応する教育の場として重要であると認識しております。このため、各校においては、生徒の相互理解や安全・安心な環境づくりを重視しながら、例えば、定時制では、読み書きに困難のある生徒が、学び直しのため、貸与された1人1台端末を活用し、EdTech教材で理解度に応じて学ぶ。通信制では、生徒が自分の生活や学習スタイルに合わせ、1週間の登校日数を計画して学ぶなど、時代の変化に合わせて、少人数によるきめ細かな支援ができるよう創意工夫を凝らしているところです。

県教育委員会といたしましても、引き続きこのような定時制・通信制課程における取組を支

援しながら、個に寄り添った教育のさらなる充実に努めてまいります。

夜間中学や学びの多様化学校の設置に関する基本的な考えについてでございます。

夜間中学や学びの多様化学校の設置検討につきましては、今年度、夜間中学設置検討会議及び不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会においてそれぞれ議論を重ねてまいりました。双方共通して、夜間中学と学びの多様化学校との併設も含め、多様なニーズを包括したインクルーシブでフレキシブルな学びの場を創造する必要があるとの方向性が示されております。

これを受け、現在、県教育委員会としての考えをまとめているところであり、今後は、設置を検討する意向のある市町村と共に設置に向けたより具体的な協議を進めてまいります。

松本養護学校と若槻養護学校の施設整備についてでございます。

松本養護学校と若槻養護学校の改築につきましては、昨年12月に策定した両校の施設整備事業基本計画に基づき、現在設計を行っているところです。

この基本計画及び設計においては、障がい種ごとの児童生徒数に応じた大綱的な基準である国の設置基準に準拠しつつ、本県独自の長野県特別支援学校整備基本方針や長野県スクールデザインプロジェクトに基づき、新しい学びにふさわしい学習空間デザインやZEB化の視点等を大切に施設整備を行っているところです。

他の特別支援学校の基本計画策定についてでございます。

県立特別支援学校は、多くの学校で老朽化が進んでおり、現在設計中の松本養護学校と若槻養護学校以外の学校につきましても、建物の老朽化や狭隘化の状況等を踏まえ、改築等の環境整備を行ってまいります。まずは上田養護学校で施設の移転も含めた対応の検討に着手することとしており、今後も、必要性の高い学校から適時基本計画を策定の上、児童生徒の学習環境の整備を行ってまいります。

最後に、特別支援学校の図書館の蔵書を増やす工夫についてのお尋ねでございます。

近年、学校で活用する図書教材の開発、充実が進み、図書の活用による教育的効果への認識が高まる中、県教育委員会では、これまでの点字図書等に加え、音声とともに文字や画像が表示されるマルチメディアデージー図書や仕掛け絵本等、障がいの特性や発達段階に応じた多様な図書の整備に努めてまいりました。

しかしながら、蔵書数はまだ十分とは言えないため、来年度導入予定の図書館システムを活用して、児童生徒の図書貸出し・返却手続の簡素化やプライバシー保護等を図るほか、図書ニーズに関する詳細な把握を行ってまいりたいと考えております。

今年度、各校の司書教諭などと共に図書館機能の充実に関する検討を開始したところですが、図書館システムを活用したニーズ把握の結果も踏まえ、また、県立長野図書館等によるデジと

しよ信州の効果的な活用なども行いながら、児童生徒一人一人の興味関心に応じた蔵書整備と図書活動の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）豊かさについて伺います。

自然災害、戦争、食料や天然資源の不足、インフレといった複合リスクが絡み合い、予測できない結果を引き起こす複合危機に世界が直面しています。

東京大学の斎藤幸平准教授は、気候変動をモーターにして、環境危機や地政学的リスクの増大、インフレ、格差拡大と危機は、併存するだけでなく、互いを増幅させ、加速させる。これが複合危機の本質としています。

また、成長を優先する社会は、私たちの幸福追求を、利潤追求、成長追求という狭い枠に押し込めるとも言っています。地球環境を考えれば、成長至上主義のまま突き進んでいくことが持続不可能であることは既に明らかです。デジタル化が莫大な電力を消費することも課題となっており、国のエネルギー基本計画での需要抑制との間に相克があることは明白です。

そのような中、覚醒資本主義あるいは社会正義に目覚めた資本主義を意味するウオークキャピタリズムを目指す動きが注目を集めています。

知事は、一昨年2月議会における私の代表質問に、環境と経済の両立などを企業が意識しながら経済活動を行ってもらうことを強く意識し、政策を進めていくと答弁されましたが、現在に至るまでの県施策の取組状況を伺います。

人口密度の低い農山村での生活は、サービス提供の観点から見て非効率であり、行政コストもかさむことから、集住すべきだ。農山村に公金を投じるべきではないとの議論があります。憲法が定める基本的人権の尊重や租税の無償性から考えれば、効率の低さを理由にないがしろにされてよいわけはありません。あるいは、クロスセクター効果に注目すれば、農山村に人が住むことで自然環境が守られ、高齢者が農作業や人間関係を通じて元気を保ち、医療費、介護費が軽減されるといった便益をもたらすとも考えられます。農山村で生きることは非効率ということについての見解を伺います。

最後に、人口減少時代の自治の在り方について伺います。

47都道府県が今年度実施した職員採用試験で、採用予定数を満たす合格者を全ての職種区分で確保できたのは大阪府と兵庫県の2府県にとどまり、45都道府県で採用予定数割れが生じていたことがアンケート調査で判明したと、先月16日付の毎日新聞が報じています。土木などの技術・専門職で人を集められなくなっているとともに、採用難が近年急速に進み、インフラ整備や災害対応にも影響を及ぼしかねない状況と警鐘を鳴らしています。

本県においても、少子化により職員確保が難しくなっており、今後影響が出てくるとの懸念は強く、総合土木では本年度から複数回の採用試験を実施するといった工夫を迫られています。採用難が続くと、技術や業務のノウハウの継承が難しくなり、市町村の応援や職員派遣の要請に応えるのが難しくなるとの声も聞こえてきますし、総務省も、地方公務員制度は変革期にあるとし、昨年10月に検討会を発足させています。地域に貢献したいという意思を持つ人材をいかに呼び込み、確保していくのか。お考えをお聞きます。

国においても、若手・中堅官僚の退職が相次ぐとともに、多くの人材を霞が関に輩出してきた東京大学でもキャリア官僚を選択する学生が減ってきています。そのような中、中途退職した元官僚と霞が関との関係を維持するネットワークづくりが始まっており、回転ドア、リボルビングドアのように、官民を行き来しやすくする人材流動化が目指されています。

中途採用者らでつくるグループ、ソトナカプロジェクトも、人事院に改革を提言しています。本県においても、職員が転職しても再度県に戻れるよう、県と民間で人材が行き来しやすい仕組みを構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

新型コロナウイルス禍のような非常時において、現行の個別法が想定していない事態への効果的な対応を可能にするとして、自治体に対する国の指示権創設を柱とする地方自治法改正案が今国会に提出予定となっています。これは、国と自治体の対等・協力関係を変え、地方分権を後退させるとの指摘があり、全国知事会も、指示は特例とし、現場の自治体との十分な協議、調整を求めています。見解を伺います。

日本財団による6か国調査で、自分の行動で国や社会を変えられると思う17歳から19歳は、中国70%、アメリカ58%、日本は26%で、他の国に大きく引き離され、最下位に位置しています。民主主義の一員として関わりを学ぶ市民性教育、シチズンシップ教育が重要ではないでしょうか。全米調査では、公教育の最も重要な目的を市民性の獲得とする教員は45%で、最多となっています。

人口減少による担い手不足は、自治会の役員や民生児童委員、消防団員などあらゆる地域の現場で起きています。ただ、こうも考えられるのではないのでしょうか。これまでのシステムの綻びは、外にいた人が入り込む余地を広げると。県内にも、そこで暮らす人が主体となって自立的な将来像を描き、開かれた人間関係によって地域をつくっていく芽があるのですが、若者から身近な課題を民主的に解決する機会を奪ってきた大人の罪は重いですし、その大人もまた経験が乏しいと言えます。

自治を前に進める。これは知事の持論ですが、子供も大人も誰しものが、地域の諸課題の解決に向けて自ら考え行動する力を養うため、県民が県政に参画する機会をつくっていくことは重要だと考えます。これまでの取組と今後の展開を伺います。以上、知事に伺います。

知事は、大変革の時代にあると言っておられます。その大変革時代の道しるべとなるのが、しあわせ信州創造プラン3.0なのだと思います。

知事は、議案説明で、来年度は新時代創造プロジェクトを中心にしあわせ信州創造プラン3.0に掲げた政策を本格的に実行する年としています。県事業が計画に即して進められているか、しかも、効率的な執行が行われているか、厳正な監査が必要なことは論を待ちません。これら会計監査のみならず、事業の執行において県民との共創がしっかりと図られているか、変革の歩みが県民福祉の向上に結びつく正しい方向に向かっているのかについても独立した立場からきちんと意見をしてもらわなければなりません。どのように取り組まれますか。監査委員にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げたいと思います。

まず、環境を意識した経済活動ということで、県施策の取組状況等という御質問でございます。

相次ぐ気象災害やエネルギーコストの高騰を背景として、経済の問題と環境の問題は非常に密接につながっているという見方は、多くの方々に共有していただけるようになってきているのではないかというふうに思っています。

例えば、県の施策におきましては、SDGs推進企業登録制度の登録企業数2,229者ということで、この2年間で約900増加してきております。また、令和4年6月補正予算で中小企業エネルギーコスト削減促進事業を創設いたしましたが、これまで、2,500を超える企業が省エネ・再エネの推進に取り組んでいただいています。

加えて、長野県産業振興機構と連携してサーキュラーエコノミーの普及に向けたシンポジウムを開催いたしました。多くの皆様方に御参加いただいたところであり、企業は環境と経済との両立について非常に意識しながら取組を進めていく、経済活動自体の持続可能性が問われているということを多くの皆様方に共有していただけるようになってきていると考えています。

今後とも、こうした視点を我々もしっかり意識しながら、関係機関と共に経済と環境の両立に向けた政策を進めていきたいと考えております。

続きまして、集住への見解という御質問であります。

いろいろな態様、形態があるので、一概に何が悪い、悪いと申し上げづらいわけですが、御質問にもあったように、居住・移転の自由が憲法上保障されているわけですから、強制的に移転を進めるというようなことはあってはならない、居住・移転の自由はしっかりと尊重されるべきものというふうに思っております。

一方で、コンパクトシティー化を進めるなど都市構造をしっかりと形成していく、あるいは誘

導していく、こうした取組は、災害リスクの軽減等有効な部分もあるわけでありますので、極端な議論というよりは、むしろどういう形でまちづくり、地域づくりを進めるかということを経済的に考えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。

それから、人口減少下における人材の呼び込み、確保という観点であります。

県民の皆様方の期待に応えられる県組織にしていく、最高品質の行政サービスの提供を進めていく上で、やはり県職員の人材の確保が一番重要な課題だということに思っております。これまで、試験方法の変更や試験回数の増加、インターンシップの受入れなどいろいろな取組を進めてきていますし、職員が地域に貢献してもらえようように社会貢献職員応援制度等をつくって職員の県庁外での活動も応援させていただいています。

県庁だけでなく、どこでも人材確保が一番重要な課題になっていますので、私としては、そうしたほかの組織に負けないように、魅力のある組織にしていかなければいけないということに思っています。

本来、行政の仕事というのは、多くの皆様方に喜んでもらえる、役に立つ、非常に重要な仕事だということに私は考えています。ただ、かえるプロジェクトで職員と対話をする、自分の仕事は何につながっているのか分からないという職員も多いので、個々の仕事と県全体のミッション、あるいは県民の皆様方の幸福がどうつながっているのかということ、職員ともっと対話をして分かっていただけるようにしていかなければいけないということに思っています。

また、やはり成長したいという職員が非常に多いと感じています。単に昇進するということだけではなくて、自分のスキルを上げていきたい、いろいろな分野で活躍をしていきたい。そういう意味では、職員の強みや専門性を伸ばしていけるような人事の在り方、人材育成の在り方、こうしたものもこれまでの枠を踏み越えて考えていかなければいけないということに考えています。

幸い、かえるプロジェクトで多くの職員がこうした問題意識を共有していただけるようになってきていますので、この動きを途絶えさせることのないように、魅力ある職場づくり、風通しがいい、働きやすい環境づくりをしっかりと進めることによって、多くの優位な人材に長野県を志望してもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、職員が転職しても再度県に戻れるような民間と行き来できる仕組みを構築すべきと考えるのがかかという御質問でございます。

私は、国家公務員を退職した後、もう一回任期付職員で内閣府に採用されたので、霞が関を出たり入ったりさせていただいた立場で申し上げれば、御指摘のとおり、多様な経験を積んだ人材が公務職場にいるのは非常に重要だと思います。国においては、昔に比べると、かなりいろいろな人が組織の中に入ってくるようになってきていますので、長野県としてもぜひ多様性

のある職場づくりを進めていかなければいけないというふうに思います。

今年度から県職員を退職した人を再度採用するウェルカムバック採用を導入させていただいて、3名の方を採用する予定になっております。社会人経験者の採用に加えて、県組織で働いて一旦県組織を離れた、外から長野県の在り方を見た方にもぜひ長野県にもう一回戻ってきて活躍していただきたいというふうに思っています。今後とも、多様な人材が活躍できる組織となるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、自治法の改正案が提出の方向になっている国の指示権についてでございます。

国による指示は、ある意味では必要な場面もなくはないというふうに思っています。ただ、安易に行使されてはいけないというふうに思います。国と地方は、上下、主従の関係ではなく、対等、協力の関係でありますから、やはりそうしたことを十分に意識した制度にしてもらうことが非常に重要だというふうに思っています。目的達成のために必要最小限度のものにしてもらうということが重要だと思いますし、地方自治の本旨が損なわれることがないような制度設計をぜひ行っていただきたいと思っております。

最後に、県民の皆様方が県政に参画する機会のこれまでの取組と今後の展開という御質問でございます。

県民の皆様方を一緒に県政を進めていくパートナーとして位置づけて取り組んでいきたいと、そういう思いで県民の皆様方との対話と共創ということを掲げて県政を進めさせていただいているところであります。

これまでも、県民ホットライン、県政ティーミーティング、タウンミーティングなどいろいろな形で県民の皆様方の声を県政に反映させようと取り組んでまいりました。審議会のメンバーを一般公募するということや、県民協働による事業改善ということにも取り組んできました。

また、今取り組んでいるものとしては、県民参加型予算を試行という形で行っておりますけれども、令和6年度に向けて、この県民参加型予算をさらに充実して取り組ませていただきたいというふうに思っております。

御質問にありましたように、我が国の国民一人一人、若い人たち一人一人が自分は社会を変革できないというふうに思っているという状況は、非常に重要な問題だと思っております。国民主権を掲げながらも、国民が、自分が動いても世の中は変わらないというふうに思ってしまうというのは、大変ゆゆしきことだというふうに私も思っております。少なくとも、県民の皆様方が、アクションを起こせば県政はしっかり応えてくれると思っていただけるように、こうした取組をさらに充実させていきたいというふうに思っておりますし、この人口減少・少子化の問題に当たりましては、これまで以上に幅広い皆さんとの対話を通じて政策形成を図っ

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔監査委員増田隆志君登壇〕

○監査委員（増田隆志君）私には時代認識を踏まえた監査の取組について御質問をいただきました。

今日、社会が大きく変革する時代にあつて、県行政がそのパフォーマンスを正しく発揮していくことが強く求められていると認識しております。監査の立場からそれを支え、進める役割を果たしてまいりたいと考えております。

県行政がパフォーマンスを発揮するには、まず、基本として、信頼性の確保が欠かせません。県民の皆様と一緒に歩みを進めるためにも、一方の当事者である職員が安心して力を発揮するためにも、大変重要な点であり、着実に取り組んでまいります。

御指摘の県民福祉の向上に結びつく方向性にあるかという点は、まさしく県行政のミッションそのものに関わることでございますので、事務の正確性のみならず、目的が正しいか、さらに多様化する行政需要の中で効率的、効果的に行われているかの観点をしっかり持ちながら監査を進めてまいります。

また、私自身、社会における様々な主体の関わり合いの中で、県が施策を進めてこそ大きな意味があると実感してまいりました。自治法は、監査に当たっては、他の地方公共団体との協力について特に意を用いることとしておりますが、御指摘いただいた、より広い県民との共創についても意を用いていくことが大切と考えております。生かせる経験は生かしながら、客観的かつ公正不偏の立場で必要な意見を申し上げてまいりたいと考えております。

最後に、監査の意見と申しますと、誤りの指摘といったところがクローズアップされるわけですが、それだけではなく、事務局員や監査委員が担当の方々と様々な意見交換をしております。そうした中から、事業の改善やその気づきに結びつく、そうした監査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）ただいま、政治情勢、地方財政及び県財政、それから県政全般、概略的なことを伺ってまいりました。

ゼロカーボン戦略ロードマップ、国施策との連動は避けられないというふうに知事は答弁されました。

15年、C O P 21で採択されたパリ協定、1.5℃の気温上昇に抑えていく、この1.5℃がもう目の前に迫っております。今、これを人類的な課題として、一人一人がよく考えて取り組んでい

かなければならない。人類の未来があるかどうか、大変大きな問題だと私は思っております。

ところが、この国のありようは、2030年で国が約束しました排出量46%の削減、これが原発の稼働にかかっているわけであります。30基程度稼働させなければ多分この目標には達しないでしょう。ところが、それができる状況ではない。ということは、何が起きるのか。2030年になったときに、原発を動かさなかったのでできませんでした、こういうことが予想されるわけであります。長野県の目標も、そこに沿って、達成できませんでしたということになっていきます。これは何としてでも避けなければならない課題であります。

ぜひ知事には国にしっかりと意見を言っていただきたい。このままでは目標達成はできない。加えて、県が策定した計画も机上の空論となってしまう。今何とかしていかなければならないのだ。再生可能エネルギーの拡大しかないと思います。ぜひ意見を言っていただきたいと思えます。

加えて、教育改革の方向であります。

先ほど来議論にありましたように、知事のお考え、教育委員会の考え方はほぼ一致していると思えます。違うのは何か。知事はスピードを求めておられる。教育委員会は学校現場一つ一つが変わっていかなければならないと考えている。そのスピード感の差をいかに埋めていくか。

今、かえるプロジェクトで県の機構改革が進められている。知事は、初当選のときから県組織約5,000人の改革を進めてこられたんじゃないですか。まだやっているじゃないですか、かえるプロジェクト。

教育の改革というのは、そんな簡単なものではありませんよ。じっくりと腰を据えてやっていかなければならない問題だと思います。教育改革というのは、10年後にようやくその成果が見えてくる。10年前に知事と教育委員会が決断をしたから、今、子供が目を輝かせて学んでいる。そういった姿が長野県で実現している。あのときによくやってくれたと後世に評価されるような取組をお願いいたしたいと思えます。

以上で代表質問といたします。

○副議長（埋橋茂人君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明21日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時17分延会

令和 6 年 2 月 21 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 6 年 2 月
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 3 号)

令和 6 年 2 月 21 日 (水曜日)

出席議員 (55 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

47 番 毛 利 栄 子

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 風 間 真 楠

議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課課長補佐兼経理係長 山 本 千 鶴 子
総務課担当係長 津 田 未 知 時

令和6年2月21日（水曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

危機管理建設委員長の報告案件（日程追加）

本日の会議に付した事件等

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

危機管理建設委員長の報告案件

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、毛利栄子議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

発言を許します。

新政策議員団代表小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）皆さん、おはようございます。新政策議員団を代表し、質問をいたします。

新型コロナウイルスのパンデミックは、人、動物、環境の健康と健全性が相互に密接につながり強く影響し合っているワンヘルス・アプローチを決して忘れてはならないという教訓を私たちに迫り、世界を覆う気候変動、大災害の頻発化は、地球の限界を突きつけています。そして、日本で急速に進む少子化の中で、なぜ子供を持つことを望まないのか、なぜ子供たちが子供らしくあることに生きづらさを抱えているのかという根源的な課題に正面から向き合っていく責任を、私たちは強く自覚しなければなりません。

こうした地球の、そして社会のこれからについての問いかけに向き合うときに、県が総合計画で掲げる「しあわせ」や「ゆたかさ」をどのように実現していくのか。その創造には、知事もよくおっしゃってきた共感力という言葉に糸口があると感じます。人間と動物の決定的な差、

つまり人間の本質は共感力にあるとゴリラの研究から喝破したのは山際壽一元京都大学総長ですが、この相手をおもんばかる力、共感力を育てていく素地となっていくのが、まさに学びや文化力にあると考えます。

そして、激動する予測困難な時代を迎え、レジリエンスを高め、持続可能な真の豊かさを創出するため不可欠なのは、多様性を分かち合える寛容な社会です。多様性、ダイバーシティーの尊重は、インクルージョン、包摂性がなければ実現し得ないものですが、この多様性と包摂性をつなぐかけ橋となるのは、まさに共感力にあります。多様性を共感力で包摂性につなげていくことが、これからの一人一人の幸せ、ウェルビーイングの創出には欠かせないものであり、これまで後れを取ってきた意識ではないかと考えます。そんな問題意識を視座に据えながらまず質問をさせていただきます。

私たちがつくってきた社会は人工物ですが、あらゆる制度や建物、あるいはまちづくりが多様性と包摂性に寄り添ったものなのかについては、問い返しを重ねていかなければなりません。

昨年「ハンチバック」という小説で芥川賞を受賞された重度障がい当事者の市川沙央さんが述べられた「日本では社会に障害者はいないことになっている」というコメントは、共生社会が少なからず前進してきたと感じてきた自分に重い問いかけをぶつけました。

障害とは、人がつくった環境やルールによって発生する困り事であり、障害は社会の側に存在する。障害者の権利に関する条約に示された障害の社会モデルに立脚しますと、町を見渡しただけでもまだまだ高いハードルを抱えていますし、私たちの意識、行動も大きな変容が必要と考えます。障害の社会モデルの理解や普及について、実態に対する知事の課題認識とともに、この理解の創出と行動変容を促すため何が必要と考えているのか、具体的取組も併せてお尋ねいたします。

そして、子供たちの学び、教育に目を向けましても、特別支援学校と地域の学校は、構造的には学籍という籍で分かれていて、その障壁に気づかなければ根源的な矛盾も見えてこないと感じます。学校や学びの機会における共生と共学の保障、原学級の保障に対して知事はどのように考え、また取組が必要と考えているのか、併せてお尋ねいたします。

子供の一人一人の特性は異なり、それぞれが何かしら持っている生きる力を伸ばし、育てていく学びの環境が必要とされています。急速に進むデジタル技術の進展は、あすればこうなるというような社会のシステム化を促しますが、ともすればその原理に合わないとみなされると排除する力が働いてしまわないかと憂慮する中で、インクルーシブとは対極であるその力から子供たちを包んでいかなければなりません。

多様化する子供の学びへのニーズに対し、それぞれの最善の利益に寄り添うとき、個々の実情に応じた学びの保障をしていくための最適な学びの場の確保は急務であると考えます。知事

は、この学びのニーズに対する多様性をどのように捉えているのか。また、学びの場の選択肢を拡大していくための県の考え方について伺います。

不妊治療、妊娠期、産後、更年期など女性特有の健康課題や疾患、また、家族の病気や事故、介護など、女性がライフステージの変化やライフイベントとともに直面したり抱えたりする心身の困難は、著しい就業への不安や物理的制約を生むものの、表に出しづらかったり、黙っていたほうが楽という諦めの中で、見えづらいがゆえに適切なサポートが行き届かない状況を招いてきました。

私は、昨年、佐久市の市民大学である佐久平女性大学で、この女性特有の心身の困難のように、人に言えない、目に見えない、気づかれにくい状態のことをサイレントダイバーシティと名づけて説明されている講師のお話をお聞きしました。

まず、この気づかれにくく女性活躍の障壁となっている状況に、社会が、企業がいかに寄り添っていくかは、大変重要な視点であると考えます。このサイレントダイバーシティと名づけるような課題といかに向き合っていくのか。まず県組織においても取り組むべき課題と考えますし、広く社会全体でも理解を深めていくべきものと考えますが、知事の見解を伺います。

そして、女性特有の健康課題に対しサポートするツールとして、女性のフィメールとテクノロジーを掛け合わせた造語であるフェムテックが注目を集めています。人に話すことがタブー視されてきた女性の健康やライフイベントによる悩みを企業や社会全体で共有し、共に解決していく方策としての新しいテクノロジーの活用が期待されています。

経済産業省では、フェムテック企業の製品やサービスと一般企業や自治体との連携を生み出すべく、フェムテックを活用したサポートサービスの実証事業に取り組まれています。実証事例を見ますと、民間のテクノロジーを生かしながら女性のQOLを高めていくための取組が並びます。これまで話すことさえタブー視されてきた女性の悩みや負担を共有し、助け合っていく風土、文化をつくっていくため、フェムテックの活用について、産学官の連携を生み出すような取組を県が中心となって取り組んでいったらいいのではないかと考えますが、知事の認識を伺います。

そして、多様性を尊重し包摂していくために、サポートの工夫をしていく社会づくりが、予測困難な時代に耐え得る持続可能な幸せや心理的安全性を高める暮らしの創出の基軸になっていくべきものであり、それは、様々な権利との向き合い方を丁寧に進めていくことと重なります。知事が目指すあるべき社会像に向けた多様性の尊重と包摂性、共感力への思いについて伺います。

続いて、少子化・人口減少対策についてです。

急速に進む人口減少、少子化に歯止めがかかりません。経済情勢や雇用環境、価値観に至る

まで、若者や子育て世代を取り巻く全てがかつての時代とは大きく異なっており、少子化という現実、そのリアルに迫ることができなかった私たち大人社会に対する無言の採点表と受け取らなければなりません。

少子化、その対策をめぐる大きなハードルは、その要因が複合的に絡み合い、何かをすれば即効性が見いだせる課題ではないということをもまず認識しなければなりません。個別分野の施策や事業が羅列的に並べられるだけでは、解決には至りません。少子化の波を反転させていくため、若者・子育て世代全般にわたる政策の構想力と戦略性が不可欠です。相乗効果を生むための施策の組み合わせや優先順位、その手順など、効果を高めていくための戦略的取組について、これまでの取組を踏まえ、どのように再構築していくお考えなのか、知事に伺います。

県では、子育て家庭応援プランとして、保育料減免支援の拡充、子供医療費助成の拡充、子ども・子育て応援交付金の創設など関連予算を令和6年度予算案に計上、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組む方針を示しています。この取組により、市町村においては、余裕が出る財源を活用して、県の考える戦略性との整合性を図り、具体化を図る取組を進めてもらうべきと考えますが、県としてこういった取組への活用を市町村に期待しているのか、伺います。

また、この支援策拡充の方針が示されたのは1月であり、2030年までがラストチャンスと言われる中で、今年度、市町村におけるより効果的な事業立案、予算編成ができるのか、憂慮いたしますが、県ではどのように認識されているのか。以上2点、知事に伺います。

チャイルドペナルティーという言葉があります。それは、子育てをする保護者は、そうでない人に比べ賃金が低く、貧困に陥りやすいという課題を指す概念ですが、今日まで育児や子育てを特に母親に任せ、教育費も含めその負担の責任も親に押しつけてきた日本の社会が背景にあるとも言えます。

これまで、様々な出産、育児、子育てへの支援施策が拡充されてきたものの、心理的安全性が確保されず、子供がいたほうが不利と思われてしまうような風潮は、政治や行政の政策に込めた思いが届いていないようにも感じます。出産や子育てについて、社会が包んでいくように安心・安全の土台となり、伴走者になっていく、共同体としてあること、その文化をつくっていくための決意を若者や子育て世代に届けていくことは、政治リーダーの大きな使命です。子育ての社会化をどのように育み、社会が出産・子育ての安心の伴走者である旨のメッセージをいかにして届けていくのか、知事のお考えを伺います。

本県の50歳時未婚率は、2020年、男性が約27%、女性は約14%で、それぞれ30年前の約5倍と、未婚化が急増してきました。一方で、結婚された夫婦が持つ子供の数は大きくは減少しておらず、何らかの形で未婚率の低減を図らなければ、出生の増加には結びつきません。

一方で、男女とも8割以上がいつかは結婚したいという意思は持っており、意思を持ちなが

らもその実現ができていない方の割合が高いことを認識し、その要因を捉えながら対策を講じていく必要があります。

まず向き合わなければならないのは、将来にわたる経済不安です。雇用と収入の安定は、婚姻にも大きなハードルになっています。

国の研究機関の調査では、男性におきましては、定職に就いているほど、年収が高いほど結婚率は高くなっています。非正規雇用の増加、社会保障や消費税など負担が高まる中で、給与の変化が見通せず将来不安に包まれた状況は、意思があれば結婚できる、お金がなくても結婚していたという高度経済成長期の経験とは大きく異なります。結婚を希望する若い世代にとって、雇用と収入の不安定さは婚姻の大きなハードルであり、若い世代の正規雇用化を支援することが重要と考えますが、県の取組について産業労働部長に伺います。

人口減少を人口移動という角度から見ますと、コロナ禍で一旦止まったかに見えた首都圏への一極集中が再加速化しています。長野県における圧倒的転出者数を占めるのが、18歳から24歳の女性です。その背景には都会への憧れがあり、また、転入してくる方の割合は圧倒的に女性が少なく、女性は一旦長野県から出てしまうとなかなか戻らない傾向、女性に選ばれない実態が見てとれます。

グローバル都市不動産研究所が上京経験がある20歳から29歳の女性に行った意識調査では、上京の理由として、都会への憧れ、地元、親元から離れたい、交通の便がよい、趣味をより楽しみたいという理由が際立って高くなっています。まずは都会に行ってみたいという憧れはよく理解できる一方で、この意識が変わらない限り、若い女性の転出はこれからも続いていくものと認識しなければなりません。

都会と地方の決定的な差は、自由な移動です。都会には、徒歩や自転車、バスや鉄道をシームレスな接続で、自分の好みの衣食住へのアクセスと生活に高い利便性があります。一方で、長野県内では車がなければ生活できない現実と、町なかでも歩行者、住民目線の交通移動設計はかなっていません。

県は、昨年、厳しい経営環境にある地方鉄道やバスなど持続可能な地域公共交通活性化等に取り組むため、交通政策局を設置しました。しかし、利便性向上のための公共交通の在り方について、まちづくりや地域づくりとセットにした構想への議論が見えてきません。まちづくりや市町村も絡めた広域像と連動させながら、移動の利便性を見据えた取組、構想づくりが不可欠と考えますが、取組状況を交通政策局長に伺います。

県では、令和6年度予算におきまして、県有民営による幹線バス路線確保対策事業費約2億9,000万円が各交通事業者への車両購入・貸与費として計上されています。幹線バスが維持できないのは、バス利用者の減少、ドライバーの不足、燃料費の高騰、ライフスタイルの変化な

ど、複数の要因が絡まっています。よって、バスが必要なユースケースや利用を増やすシナリオは何かなど、最適なモデルを検討していくことが前提となるべきであり、これから、さらなる人口減少社会に対してバス路線を維持する最適なモデルを検討すべきと考えますが、県の見解について交通政策局長に伺います。

女性の憧れにとって、移動の自由と併せ、センスよく居心地のよい楽しめる町の存在は大きな要素になりますが、県内は、数十年前から駅前の光景が変わらず、若者の感性を刺激するに十分な環境が整わない課題もあります。

そのエリアをどんな空間にし、どんなテーマで人を呼び込みたいのか、どんな都市課題を解決する場所なのか等、コンセプトを基にした道路や公園、街区一帯を活用した魅力的なまちづくりの実現に向けたユーザー目線でのプロデュース型エリアマネジメントに対し、県の積極的、主体的な関与が必要です。市町村の求めに応じたアドバイスにとどまることなく、県有施設等も含め、県自らが創出できる町の空間も多いと考えます。

また、こうしたまちづくりに対する貢献とともに、ビジネスチャンスを見いだす民間投資を促すため、デベロッパーとの連携は、さらなる魅力創出にも不可欠であると考えます。こうした観点から、女性・若者を引きつけるまちづくりを県はどのように行っていくお考えなのか、建設部長に伺います。

女性の世代別就業率で、25歳から34歳の就業率が下がり、底となるというかつての課題はほぼ解消を見ていますが、その中身は、出産・育児支援制度等の対象とならないことが多い非正規雇用を含む比率となっています。そして、女性の正規雇用の比率を世代別にグラフにすると、見事なL字カーブを描きます。すなわち、出産を機に正規雇用から解かれたり離職されるなど、女性の雇用が安定しないことが見てとれます。

まず、出産、育児を機に退職される要因として、離職中の賃金の損失とキャリアアップ機会の損失があり、この克服が急務です。確かな育休制度の普及拡大など企業に果たしていただく役割は重要ですが、県では、出産を機に生じる女性のこれらの損失を克服し、就業を継続していただくためどのように取り組むのか、産業労働部長に伺います。

女性・若者の人口流出の一方で、移住したい地域ランキングが常にトップクラスにあることは、本県にとって大きな強みです。子供の未来に必要とされる力や将来像から、バックキャストで特色あるユニークな取組をされる地方の学校を探し、地方が織りなす自然や風土に存分に触れ合う暮らしや働き方への憧れと併せ、移住される首都圏の起業家やクリエイター、IT人材の皆様が增加していく教育移住の流れがここ数年続いています。こうしたニーズをしっかりとつかんでいくことが教育の選択肢拡大とともに必要と考えますが、教育移住推進に向けた県の考え方について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 小山議員の御質問に順次お答え申し上げたいと思います。

まず初めに、多様性が尊重される社会についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

県の職員の皆さんにも、発信力、政策力と併せて共感力を身につけてもらいたいということをやっとお願いしてきております。まさに小山議員の御指摘のとおり、これからの社会を本当に安心して生きられる豊かな社会にしていく上では、多様性を尊重し、多くの皆様方が支え合って暮らしていくことができる、そうした社会をつくっていくことが重要だと私も思います。

人間は、本来共感力を備えていますが、仕事や立場で、どうしても心ではなく機能的な方向に人間の頭は行ってしまふ。特に、行政はそうした傾向がありがちだというふうに思います。私自身もそういう部分を心しながら取り組むとともに、県職員全体で共感力をもっと発揮できるように考えていきたいというふうに思っています。

まず、障がいの社会モデルの理解の実態に対する課題認識と行動変容が必要な取組という御質問でございます。

障がい者共生条例において、障がいの社会モデルの理念を記させていただいているところがあります。「『障がい』は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」とうたっているところでもあります。まさに我々はこうした考え方、理念を具現化していかなければいけないというふうに思っています。

県では、合理的配慮の提供等に取り組んでいかれる事業所を「ともいきカンパニー」ということで認定させていただいています。これまで、400を超える事業所の皆さんを認定させていただいているわけではありますが、例えば、筆談やコミュニケーションボードで配慮する。障がいのある方にしっかりお声がけをしてサポートをしていく。また、体温調節が難しい方に対しては膝かけ等を用意する。社内で手話トレーニングをする等いろいろな取組を行っていただいておりますし、この認定事業所は増加してきております。こうした合理的配慮に取り組まれる人たち、事業所がもっとも増えるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、議員の御質問にもありましたように、この障がいの社会モデルという考え方が十分に浸透していない部分もあるのではないかとこのように思っています。私としては、まずそうした考え方の普及、それから、具体的な取組事例の普及と拡大、こうしたことをしっかり意識して、障がい者支援課という狭い組織だけではなく、様々な部門、県組織を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

私が一番分かりやすいと思う事例が、天井高の低い車椅子レストランの話です。いわゆる健常者の人たちが立ってそこに入ると非常に不便。しかしながら、車椅子の皆さんにとっては全く支障がない。働いている方たちも車椅子に乗っていらっしゃいますので、健常者の皆さんは腰が痛くて大変ですね、大丈夫ですかと。あるいは、頭をぶつけるといけないのでヘルメットをお貸ししますよと。要は、社会的空間をつくり変えることによって、いわゆる健常者の人たちにとっては生活しづらい、逆に車椅子の方にとっては非常に快適、そういう空間が実現されます。

多数派に合わせた社会システム、空間をつくっているの、いわゆる少数派の皆さんにとっては非常に暮らしづらい。これがまさに障がいの社会モデルの本質だと思います。発想を逆転してみると、実は健常者と言われている人たちに不自由な空間、不自由な社会システムということで、立場が変われば少数派の皆さんと同じような困難に直面する。ぜひ多くの皆さんとこういう理解を共有して、長野県から障がいがある人もない人も共に生きる社会をつくっていきたいというふうに思っています。

続いて、共生と共学の保障に関する認識と今後必要な取組という御質問であります。

学びの場の理想像は、障がいがあるなしにかかわらず、希望する全ての子供が、合理的な配慮を受けつつ通常の学級で学ぶことだと考えています。ただ、今の状況は、必ずしも理想どおりにはなっていない、課題もたくさんあるというふうに思っています。

こうした理想を実現していく上で、例えば、1クラスの子供の数が多くてなかなかきめ細やかな支援が難しい状況や、学校の先生方の特別支援教育に関する支援力をもっと高めていくということ、学校関係者を含む社会全体で広く障がい、共生社会というものに対して理解を進めていく、こうしたことを全体として行っていかなければいけないというふうに思っています。

今後、具体的には、特別支援教育支援員等の配置の拡充や教員の特別支援教育に関する支援力向上のための研修の充実、さらには、学校に関わる関係者の皆様方の意識の醸成、こうしたことを教育委員会と共に進めていきたいというふうに思いますが、やはり目指すべき方向性のあるべき姿というものを常に意識しながら関係者の皆様と取り組んでいきたいと考えています。

続いて、学びのニーズの多様性と学びの場の選択肢の拡大についてどう考えるかという御質問でございます。

私は、学校教育の画一性を何とか打破したいということをいろいろなところで繰り返し申し上げてきておりますが、子供たちの学びのニーズは本当に様々だというふうに思っています。学校に行かない子供たちともお話ししましたが、学校に行かない子供の中には極めて能力が高い子供がたくさんいらっしゃいます。また、特定の分野に非常に優れた能力があったり関心があったりする子もいます。

その一方で、今の学校のシステムになかなか合わない、居心地が悪いと感じたり、学校の勉強になかなかついていくことができないような子供たちなど、本当に子供たちは様々です。しかし、今の教育システムは、小学校1年生はこれとこれをやりましょう、2年生になったら次はここまで行きましょうと決められてしまっています。そういうことを考えると、やはり子供たちのニーズをしっかりと受け止めて、それに合わせたシステムを我々が考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

やはり学校自体を変えていくということが重要だと思いますので、今回の新時代創造プロジェクトの中でも、一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けて教育委員会において検討を行っていただくことになっています。これまで、子供たちの特性、興味、関心に応じた学びの在り方についての実証研究を行ってきてもらっていますので、その成果をしっかりと生かして新しい学校をつくってもらいたい、私も一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っています。

それと同時に、学校以外の学びの場も重要だと思います。長野県は、これまで、信州型フリースクール認証制度や信州自然留学の推進、今回の予算案でもサマースクール、ウィンタースクールの推進ということを入れさせていただいておりますけれども、アドバンスラーナーの子供たちに対する学習機会の提供も含めて、学校だけが学びの場ではないと私は思っていますので、学校以外の学びの多様性ということももっと進めていきたいというふうに考えております。

こうした取組は、子供たちにとってももちろん最重要だと思っておりますが、社会の活力を維持していく上でも不可欠だというふうに私は思っておりますので、教育委員会と連携しながら、学校、それから学校以外の学びの場の多様性の拡大の両面から取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、女性が直面する課題との向き合い方、県組織、社会全体での理解促進についてどう取り組むかという御質問であります。

御指摘がありましたサイレントダイバーシティという概念は、女性であれば誰の人生にも起こり得るものだというふうに思います。しかしながら、生理の貧困同様、これまで社会の中で見過ごされてきた部分ではないかというふうに思います。

職業生活においては、生理休暇や不妊治療休暇、介護休業などいろいろな制度が出てきています。しかしながら、知られたくない、相談しにくい、見えづらい、こうしたことから、なかなか言い出しにくい、あるいは、職場に迷惑をかけるのではないかということで、制度はあっても取得には抵抗感があったり壁があったりすることも現状ではないかというふうに思います。

経済産業省では、働く女性の健康推進に関する実態調査を行っておりますが、女性特有の健康課題が原因で正社員化やキャリアアップなどを職場で諦めなくてはならないと感じた経験が

ある方が4割を超えているという結果があります。男性も女性も、自分らしい仕事で活躍できる、自分らしい生活を送っていく上で非常に大きな課題だというふうに思いますし、経済的にも大きな損失を招いているおそれがあるというふうに思います。

県組織においては、全国に先駆けて不妊治療休暇を設けたほか、生理休暇などの各種制度の整備を進めてきているところであります。こうした制度を職員の皆さんが利用しやすくなるように理解の促進に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、企業等に対しましては、専門家の派遣等により、職場環境の改善、理解増進を図っていくということを通じて、女性の皆さんがライフサイクルの中で直面する課題を乗り越えて自分らしく生きていくことができるように取り組んでいきたいとします。女性から選ばれる県づくりということを進めていく上で、御指摘いただいた点は重要な視点だと思しますので、そうした視点を持って取組を進めていきたいとします。

続いて、フェムテックについて、県が中心になって取り組んでいってはどうかという御質問でございます。

県内におきましても、大学や一部の自治体が参加する中でこうした取組が進んできています。助産師がオンラインで育児や復職に関する相談対応等を行うサービスや、女性特有の健康課題を男女誰もが体感する企業向けの研修プログラムなど、こうした取組が産学官連携による実証事業として行われてきているところでございます。こうした社会課題は、一方でビジネスチャンスの種でもあるというふうに思っておりますので、県としても、このフェムテックをはじめとするソーシャルビジネスへの参入を増やしていきたいというふうに考えております。

現在、信州スタートアップステーションを設置してソーシャルビジネスの伴走支援を行っているところでございますが、例えば、ここにおいても、先輩ママによる子育てママのための相談対応お弁当デリバリーサービスや、子供が本来持つ力を引き出すための音楽、農業、スポーツなどの体験型プログラムの開発、こうしたことに取り組む起業家に対する支援を行ってきているところでございます。今後とも、フェムテックをはじめとするこうした社会的な課題を解決するための取組を産学官連携でしっかり支援していけるような体制をより強化していきたいと考えております。

続いて、あるべき社会像に向けた多様性の尊重と包摂性、共感力への思いという御質問でございます。

冒頭申し上げたように、こうした観点は非常に重要だと思っておりますし、しあわせ信州創造プラン3.0におきましても、基本目標に「信州からゆたかな社会を創る」ということを掲げております。これは、経済的な繁栄とともに、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会を目指していくという方向性を持って掲げさせていただ

ているところでございます。

一定程度経済的に発展してきた社会ではありますが、その一方で、精神的な豊かさが取り残されてきたのではないかというふうに思っています。また、物質的な豊かさの面でも、格差や貧困が課題となり、本当の意味での豊かな社会が実現しているとは思えません。

日本国憲法には、幸福追求権や生存権、教育を受ける権利、働く権利、こうした権利が掲げられているわけではありますが、今の状況下において、こうした権利が十二分に保障されているかということを見ると、まだまだ十分ではない点がたくさんあるというふうに思います。

今日的な視点から、こうした権利の実質化を目指して、女性、若者、子供の幸福追求や、所得が少ない方に対する支援、さらには、画一的な教育を提供することによって教育を受ける権利を保障しているとは全く思えませんので、多様な学びの制度化を当たり前にしていく、こうした視点が重要ではないかというふうに思っております。

これまでも、誰にでも居場所と出番がある県づくりということを進めてきましたが、県の政策推進に当たっては、今後とも人権の尊重や公正さ、多様性、包摂性を追求して、誰一人取り残さない、こうした観点を政策推進の共通の視点として持ちながら県政を進めていきたいと考えております。

続きまして、少子化対策の効果を高める戦略的取組の再構築についてという御質問でございます。

この少子化という現状ではありますが、御質問にもありましたように、Aということがあったから少子化になっているという単純なものではないと思っております。様々な社会的、経済的な要因が複雑に絡み合って今の少子化という状況に立ち至っているというふうに考えております。

そうしたことから、この少子化問題、人口減少問題に立ち向かっていく上で、単に一つの政策を行うということだけではなく、社会経済の構造を変えていくような総合的な大きな戦略が必要になってくるというふうに考えております。

様々な施策を羅列するだけではなくという御指摘のとおり、施策を適切に組み合わせ、また優先順位、進めていく手順、こうしたものを明確にしながら取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。秋までには戦略を取りまとめていきたいと思っております。女性、若者をはじめ、当事者の皆様方も含めて、様々な皆さんの切実な声をしっかりお伺いする中で、行政だけでできないこともたくさんありますので、産業界、市町村も含めて県全体で推進していくような体制を構築して、この少子化・人口減少問題に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、子育て家庭応援プランによる財源を活用した市町村の取組についてという御質問でございます。

県としては、今回、子育て家庭を応援するため、かなり重点的に財源を配分させていただきました。今まで市町村の皆様方に牽引してきていただいております子供医療費支援についても、市町村からするとまだ十分ではないかもしれませんが、県としてはかなり思い切った財源を投入することにいたしました。

その結果、今まで市町村に行っていた部分に県の財源が入りますので、御指摘のとおり、市町村の皆様方から見れば、一定程度財源が生み出される形になると思っております。私どもとしては、子育ての経済的負担の軽減や保育環境の充実、こうした子供・子育て支援策の拡充に市町村においてさらに積極的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。これは、私どもから、これをしてほしい、あれをしてほしいというふうに申し上げてきてはおりません。まさに、子育て支援は市町村の皆様方が問題意識を持たれているところでありますので、ぜひそうした部分に充当していただければありがたいというふうに思っております。

県の予算と市町村予算編成との兼ね合いではありますが、今申し上げたように、市町村にとって、この子育て支援は非常に重要なテーマでありますので、できるだけ早く県としての考え方をお伝えしようということで、昨年12月末に県としての方向性をお示しし、順次説明を行ってきているところでございます。そうしたことから、県の考え方については市町村に伝わっているというふうに考えておまして、市町村においては県の取組内容を踏まえた検討を行っていただいているというふうに思っております。

引き続き市町村の皆様方と十分連携を図りながら、この子育て支援、子供支援のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

続いて、子育ての社会化をどう進めるのか、それから、伴走者である旨のメッセージをどう届けていくのかという御質問でございます。

出産、子育ては、本当に多くの経済的負担があり、また、子供を産み、育てたことがない方にとっては、やはり様々な不安なことがあろうかと思えます。まさに御指摘いただいたように、社会全体で出産、子育てを応援していくよと、そういうメッセージが若い世代に伝わっていくことが重要だというふうに思います。

我々行政としては、先ほどの子育て家庭応援プランのように、経済的負担の軽減があったり、若い世代にとって魅力ある環境づくりであったり、こうしたものを市町村とも連携しながらしっかり進めていかなければいけないというふうに思っております。

その一方で、この行政の取組だけではなく、やはり社会全体でこうした若い世代を応援していくという雰囲気づくり、意識の醸成を図っていかなければいけないと思っています。こどもまんなか応援サポーター宣言を県としても行わせていただいておりますが、こうした取組を

もっと広げていかなければいけないというふうに思っています。

これまでも、例えば信州こどもカフェをはじめとして、身近な地域で子育て家庭や子供さんを応援しようということで一生懸命熱意を持って取り組んでいただいている県民の皆様方が大勢いらっしゃいます。私としては、行政として具体的な政策をつくり、それを実践していく、行動に移していくということはもとより、こうした多くの子育てサポーターの皆さん、子供たちや子育て家庭を温かく応援していこうという皆様方と問題意識や方向性をしっかり共有していくことが重要だというふうに思っています。そうした中で子育ての社会化というものを進めていきたいと思っています。

こうしたメッセージをどう届けるかということですが、抽象的な思いだけを伝えてもいけませんので、やはり具体的な政策と行動をまず明確にした上で、社会全体の取組、アクション、こうしたものを可視化、総合化していきたいと思えます。

要は、信州こどもカフェにこれだけ多くの人が関わってみんなが応援していますよということをもっと見える化していく。そして、総合化するというのは、ボランティアやNPOなど多くの皆さんと我々行政がもっともつながつて、全体として力を発揮していく、そうした総合化が必要だと思います。こうしたことを踏まえた上で、広報や若い世代との対話を通じて社会全体にこうした意識を広げていきたいというふうに考えています。

最後に、教育移住についての御質問をいただきました。

人口問題を考えるに当たりまして、やはり長野県としての強みをしっかり生かしていくことが私も重要だというふうに思っています。そういう意味で、この移住という視点は、移住したい県ナンバーワンといろんなところで称されてきている長野県としては重要な観点だというふうに思っております。

とりわけ、今、佐久地域にいろいろな学びの場ができておりますが、多様な学びがある中で、自分の子供たちにこういう教育を受けさせたいということで移住してこられる若い世代も増えてきています。県としては、これまで、信州やまほいく（信州型自然保育）や信州自然留学（山村留学）を進めてきているわけですが、これまでは、どちらかというと、私立の学校の意欲あふれる皆さんの取組に牽引されて長野県の教育移住が進められてきたと思っております。私立学校等の皆さんのこれまでの御努力に私は本当に感謝しているところでありますが、これで止まっていけないと思っています。

先ほどから申し上げているように、公立の教育自体ももっと多様な子供たちを受け入れられる、子供たちのニーズに合った教育を進めていきたいと思えます。高校再編等を行っているわけですが、高校についても、特色ある県立高校づくり懇談会で様々な御意見をいただいております。次はこうした特色ある、魅力ある高校をどう具現化するかというフェーズに

なってきますので、こうした部分について教育委員会と一緒にしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

また、小学校、中学校も含めた義務教育段階も改善・改革に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。本県で生まれ育った子供たちが自らの思いに合った学校をしっかりと選べるようにしていくことと併せて、今具体的にそういう動きも出てきていますが、長野県が多くの人たちにお越しいただける、教育を中心にして選ばれる県にしていくということを一層加速化していかなければいけないというふうに思っています。

私立学校の皆さんをはじめ、こうした教育関係者の皆様方と、より一層協力連携関係を深めるとともに、公立学校においても多様な学びが実践できるよう、市町村、教育委員会とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

私に対する御質問は以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、若い世代の正規雇用化に向けた支援についてでございます。

県内の若者の非正規雇用率は、令和4年に25.4%と、5年前の平成29年の30.2%と比べますと5ポイントほど減少して改善してきておりますが、今後もこの正規雇用化に向けた一層の支援は大変重要だと認識しております。

本県の取組といたしまして、若年者就業サポートセンター、通称ジョブカフェ信州におきまして、非正規で働く若者にキャリアコンサルティングを行い、特性に合った企業とのマッチングを支援しております。あわせて、長野労働局とも連携いたしまして、夜間・休日相談会や内定者向けセミナーの開催など、早期離職防止などの雇用の安定化に資する取組を実施してきているところでございます。

例えば、令和4年度の実績としまして、ジョブカフェ信州では、就職確認数1,056件のうち正規雇用が836件と、79.2%が正規雇用となっているところでございます。加えて、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証におきまして、非正規女性社員の正社員転換や若者の離職率20%以下を要件項目にするなど、労働環境改善のサポートを通じて正規雇用化や定着率の向上を促進しております。

さらに、昨年11月補正予算で創設いたしました賃上げ・生産性向上サポート補助金の実施や企業の奨学金返還支援制度導入の支援などを通じまして、若い世代の実質所得の引上げにつなげております。引き続き、若者が安心して生活し、県内産業を支える人材として大いに活躍していただくためにも、正規雇用化に向けた取組を推進してまいります。

次に、女性の就業継続のための取組についてでございます。

県内の女性の有業率と正規雇用率の現状は、過去10年間で総数は上昇してきておりまして、子育て期に有業率が低下しますいわゆるM字カーブは解消されつつありますが、20代後半をピークに正規雇用率が低下するL字カーブはやはり解消が見られていない、こういった現状でございます。これは、家事や育児は女性、仕事は男性といった固定的性別役割分担意識が職場や社会に残っていることによりまして育児負担の女性への偏りにより女性のキャリアロスやワンオペ育児が生じていることが要因と考えております。

このため、現在女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有することで共働き・共育を推進するため、県としまして、奨励金の支給による男性の育児休業取得を促進する企業への支援でありますとか、コンサルタント派遣による育児休業取得ができる体制整備のための企業への伴走支援、さらには短時間正社員制度やテレワークといった多様な働き方の普及などの取組を実施しているところでございます。引き続き、女性の就業継続のため、育児に係る女性の負担を軽減し、正規雇用を継続できる職場環境の整備や働き方の改革を一層進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には少子化・人口減少対策に絡んで御質問を頂戴しております。

まず、移動の利便性を見据えた構想づくりの取組状況についてでございます。

総合5か年計画の県内移動の利便性向上プロジェクトでは、自家用車での移動が困難な高齢者などが公共交通により円滑に移動できるよう移動の利便性を高めることを掲げているところでございます。

現在、長野県公共交通活性化協議会で策定を進めております地域公共交通計画では、公共交通を単体で考えるのではなく、医療、教育、観光などの施策と連携し、取組を進めていくことが重要である、こうした考え方に立ちまして、特に、自家用車に頼ることのできない高齢者、高校生、観光客、こうした方の移動について全県統一で最低限保障すべき品質等を示す方向で検討しているところでございます。

これを基にしまして、10広域圏ごとに、市町村計画とも連動させながら、行政や交通事業者、利用者代表等の関係者が路線やダイヤ、便数の最適化に向けた検討を行いまして、移動の利便性を確保した実効性ある取組につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度、これまでに、名古屋大学大学院教授の加藤博和氏や、関西大学教授の宇都宮浄人氏など公共交通の専門家を県の講演会や研究会に招聘しまして、地域公共交通とまちづくりなどの統合的政策など国内外の先進事例を研究してきたところでございます。

こうした公共交通とまちづくりとの連携に関しましては市町村がまちづくりの主体となるこ

とから、講演会等に参加している市町村に対しましてUDC信州とも連携して具体的な取組を促していくとともに、あわせて、交通事業者も含め、デジタルサイネージや待合環境の整備など利用者の視点に立った取組を促すことにより、女性・若者にとっても魅力的になるよう、公共交通を中心に据えたまちづくりを前に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、幹線バスを維持するための最適なモデルの検討についてでございます。

地域公共交通は、利用者数の長期的な減少に加え、乗務員などの担い手不足が深刻化し、各バス路線において減便が進むなど、運行の維持が困難になっているところでございます。さきに申し上げた策定中の地域公共交通計画は、計画期間5年という短期の計画でございますので、この計画とは別に、人口減少を見据えた中長期にわたるバス路線の在り方を今後考えていく必要があると思っているところでございます。

本県知事が構成員として参画します国土交通省の地域の公共交通・デザイン実現会議の第4回会合が先日開催されまして、この中で、室蘭工業大学教授の有村幹治氏が室蘭市の将来人口を踏まえたバス利用者数をシミュレーションしまして、将来的なネットワーク再編の必要性を可視化するなど、データの分析、活用を踏まえた事例発表があったところでございます。地域の特性や利用実態ごとにバス路線の将来像が異なることから、こうした各地の取組事例なども参考にしながら、今後、市町村と共に、将来人口予測、住民の年齢構成、地理的制約など様々なデータの取得・分析を行い、地域ごとにバス路線の在り方を研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、女性・若者を引きつけるまちづくりをどのように行っていくのかということについてお尋ねをいただきました。

誰にとっても快適で暮らしやすく潤いのある空間を創出することが女性や若者を引きつけるまちづくりにつながると認識しており、しあわせ信州創造プラン3.0の施策にも位置づけ、推進しているところでございます。そのために、町なかへの都市機能の集約や、公共空間へのグリーンインフラ整備、歩きたくなるような町なかの魅力体験を体感いただく社会実験などを市町村と連携して取り組んでおります。

また、県が設置したUDC信州の支援により、諏訪市などにおいて、官民が連携した町なかのビジョン策定や、女性・若者が主体的に参画する新たな交流の創出、町なかの空き店舗への新規利用をサポートする取組などを現在進めております。このような取組の先導モデルの一つとなる小諸駅周辺では、町なかの空間が女性や若者を中心とした交流の場として活用され、空き店舗を活用した新規出店が増加し、こうした変化に伴い、町なかを回遊する人が増加するな

ど、成果が発現しつつあります。

今後とも、市町村や民間とも十分連携しながら、まずは現行の5か年計画の期間中に10地区程度の町なかを歩きたくなる居心地のよい空間の創出を目指し、その地域の特徴を生かし、若者、女性も巻き込んだ魅力あるまちづくりを積極的に進めてまいります。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）ダイバーシティやインクルーシブは、言葉にするのは大変簡単なのですが、当事者意識を持ったり、意識や行動の変容、壁を乗り越えることは決してたやすいことではありません。しかし、一人一人のウェルビーイング、知事からは精神的豊かさというようなお話もありましたが、幸せに関わる問いを起点にした取組において欠かせないことでありますし、私は政治が決めてはならないことであると考えます。これからも念頭に置いた県政の運営を期待させていただきます。

それから、少子化・人口減少に絡みまして、女性に選ばれない課題でございますが、女性活躍を推進する企業が取得できるえるぼし認定を取得している企業が東京に一極集中しているという実態があります。こうした認定情報とともに就業環境がネットで可視化される時代において、就職先での家族形成やキャリア形成の未来が自分の理想と異なる企業が視野に入らないのは当然のことだというふうに思います。いきいきアドバンスカンパニーもやっていますが、えるぼし認定を含め、女性目線での実を伴った就業環境づくりや認定取得への支援、啓発、その具体的な取組強化が必要であるということは指摘させていただきたいと思います。

続いて、教育施策の課題についてです。

教育が大きな転換期にあることは衆目の一致するところではありますが、コロナ禍の影響を大きく受け、ますます多様化する子供たちの学びのニーズと社会の大きな変化に対応できる教育が今求められています。この大きなうねりの最前線で奮闘される教職員の皆様にとって、なおもその資質向上が必要とされていますが、その余裕はなかなか見いだせない実態があります。

まず、公立の小中学校において先生が足りないという非常事態が続いています。昨年5月1日時点におきまして小中学校において32人不足しているという結果でありました。これは、前年と比較し4倍ということです。その後も、年度途中で様々な理由でお休みになる先生方が増えておられるようで、代替教員の不足も懸念いたしますが、現時点の状況についてまず伺います。

令和3年1月の中央教育審議会答申では、近年、採用倍率の低下や教師不足の深刻化など、必要な教師の確保に苦慮する例が生じており、教育の仕事に意欲を持つ、より多くの志願者の確保が求められていると示されました。本県でも、教員の志願者数は年々減少傾向をたどり、

かつてと比較し、大きな下げ止まり状況が続き、令和5年度実施の教員採用試験で、長野県は、小学校2.5倍、中学校は4.4倍となっています。

広島県では、平成29年度実施教員採用試験の競争率が2.2倍と低かったが、採用基準を下げず、質の維持を優先した結果、470人の採用計画に対し420人しか採用できず、教員不足に陥ったことが報じられました。長野県の状況も危機的状況と捉えることができます。

県教育委員会では、令和4年度実施採用試験より、日程の1週間前倒しや一部の試験免除などの対策を講じ、受験者数の増加が見られましたが、合格後の辞退者数は小中学校41名と、過去5年で最高となっています。併願を可能とする試験日の調整により単に他県に合格者が流れたのか、あるいは、教職を選ばずに他職種を選択する方がいるのか等、辞退者数の増加の要因についてしっかりと分析を行っていくべきと考えますが、教育委員会ではどのように分析されているのでしょうか。

長野県教育委員会では、秋選考導入の方針を示されています。一方で、近隣県においては、大学3年生にまで受験の機会を設定し、教員志願者の早期確保を図る取組も見られます。教員採用試験をめぐる改革への動きを見ますと、人材確保に向けて、競争の激化と、教員を目指す限られた人材の奪い合いという様相で、根本的な解決には程遠い実態に陥っているのではないかと不安を感じます。

そもそもの教職員不足をめぐる負のスパイラル、根本的な原因に目を向け、長野県で教職員として働くことの魅力を高め、長野県で先生をやりたいと願う人材を増やしていくために、どのような対策を講じていこうと考えているのか、教育長に伺います。

教職員を目指す人材の減少により、非正規職員や講師の不足も生じており、病気等で休暇を取得する職員や産休・育休の取得に対する教員の補充・代替に対応ができず、教員の欠員が拡大しています。その補充は年々されづらくなっており、急場しのぎのための校内の業務分担は、教員にさらなる業務負担の増加、疲弊を招いています。

教育委員会では、本年度、欠員対策のための教員配置事業を実施、4名の教員が各校において最大2か月まで派遣されています。また、年度途中の代替教員の任用が困難であることから、産休・育休の代替教員4名の事前配置にも取り組まれてきました。

一方で、10月時点での欠員は46人、1年前の3倍を超えており、実態に対する対応策に大きなギャップを感じます。欠員対策のための配置と事前配置による学び継続事業は大きな強化、拡充が不可欠と考えますが、新年度における対応策について伺います。

また、本年度は、欠員に対するサポートや欠員対策に関する研究も行われてきました。学校に共通する課題の研究についてどのような成果を得たと考えているのか。また、潜在教員の掘り起こし、講師登録の呼びかけの状況についても伺います。

さて、予測困難で不確実、変化の激しい時代にあつて、世界が前例のない課題に直面する中で、未来を担う子供たちに、自らが問いを立て解決する力が必要とされています。一方で、AI技術を取り入れたアプリケーションがスタンダードになりつつある昨今、教育の場での効果的なAIの活用は今後も大きな役割を果たしていくことが予想されますが、子供がAIの能力に凌駕され、一般化された仕組みの中に巻き込まれ、安易に答えを求めるツールになってしまったとき、激動の時代に必要とされる自らが問いを立て解決する力が育まれない危険性があります。

また、AIが写真や動画、音楽さえも生成できる時代が来ており、学校におけるセキュリティ、著作権、肖像権等をはじめとした情報リテラシー教育の強化も喫緊の課題になります。探究県長野の学びは、答えのない問いに立ち向かう、その困難さに耐え得る力、探究の楽しさを感じられる心を育むことも求められていると考えます。こうした時代背景の中で、画一化されない探究的な学びの実現のため、どのような取組が必要と考えるのか。以上6項目は教育長に伺います。

発達支援についてです。

県内の公立小中学校で発達障がいの診断・判断を受けている児童生徒は年々増加、2022年度、9,768人で、過去最高を更新しています。そして、さらに着目すべきは、診断は出ていないものの、学級担任が発達の特性があると見ている子供が2022年は1万400人ということであり、全児童生徒数に占める割合は6.9%ということです。診断、判断を受けていないものの、学級の中に困難さを抱える子供がいることを踏まえた対応策が必要です。

発達支援で重要なのは、早期発見とともに、適正な療育につなげていくことですが、初診まで数か月、診断書の発行まで1年かかる実態もあります。例えば、私立幼稚園、認定こども園等でも特別支援教育経費補助の手續に影響が出ています。

一方で、医療側も診断書にばかり負担をかけているわけにはいかない実情もあり、構造的な課題を抱えています。気づかれないまましんどさや困難さを抱える子供に必要な療育や教育における配慮等が届いていない現状は、深刻な状況と考えなければなりません。

まず、発達障がいの診断・判断につきまして、県が行っている施策と実態とのギャップについてどのように感じているのか、健康福祉部長に伺います。

長期間の受診待ちをなくし、必要なときに必要な医療を受けられるよう、専門的な診断ができる医師の養成による診断体制の強化とともに、既に受診待ちが長期化しており、今待っている方々を必要とする医療へつながりやすくする緩和策も重要と考えますが、どのような対策を講じていくのか、健康福祉部長に伺います。

軽度の知的障がい等がある子供や認知機能が弱い子供について見逃さないことも重要です。

医師や学校の教職員がその子供の状況についてキャッチできずに見逃されてしまい、気づかれないまま授業を受けさせられている環境が生じてしまうと、悲劇でしかありません。子供たちが困っているそのサインをいかに早く気づいてあげるかが支援の大きな一歩となります。基礎的な認知能力のアセスメント、弱さに対する児童への系統的な支援も欠かせない取組であると考えますが、対策は広められているのか、教育長に伺います。

子供の自殺対策についてです。

2022年、全国の小中高生の自殺者は初めて500人を超え、過去最多となりました。自殺者数が全体として減少傾向にある中で、子供には歯止めがかかりません。社会の未来自体が危機に瀕していると捉えた細やかな支援と対策は急務です。

本県におきましては、子供の自殺ゼロを目指す戦略を2019年に策定され、民間団体等との連携による子どもの自殺危機対応チームの設置など、全国の先駆的となる取組が重ねられてきました。そして、本県の取組もまさにモデルにされながら、昨年6月、こども家庭庁がこどもの自殺対策緊急強化プランを発表しています。

この緊急強化プランにも指摘があるように、まず子供の自殺リスクの早期検知、発見が重要です。1人1台端末等を活用したRAMP S等の評価ツールによるスクリーニングの実施など、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるためのシステムやその活用マニュアルを全ての学校に周知し、普及を図ることが必要と考えますが、県ではどのような対策を講じていくのでしょうか。

NPO法人OVAによる子どもの自殺の危険との遭遇に関する実態調査報告書によりますと、子供と関わりのある職場で働いた経験のある方のうち約5人に1人は過去1年以内に子供の自殺の危機と遭遇しており、特に学校、学習支援の現場、習い事教室で子供の自殺の危険と遭遇した人数が多くなっています。つまりは、対人支援の専門職でない大人が子供、若者の自殺リスクに遭遇していることが浮き彫りになっています。こうした現場で働く皆様にも自殺予防のためのゲートキーパー教育が重要と考えますが、県ではどのように取組を行っていくのか。以上2点は健康福祉部長に伺います。

県では、かねてより、自殺リスクに対するポピュレーションアプローチとして、SOSの出し方教育と、受け止めるための研修にも取り組まれてきました。大変重要なことと考えますが、一方で、なかなかSOSを出すことができない、相談できない子供たちが多い現実があります。揺らぎ続ける感情のはざままで、自傷・自殺行動が、勇気を振り絞って出した助けを求める悲痛な叫びとなっている。つながり方に苦しんでいる子供がいることを認識しなければなりません。

このところ、SOSの出し方教育や命を大切にす心の育成など、助けを求められるようになりなさいと、大人の正論に当てはめようと、子供の側に変化ばかりを求めているかについ

て見直し、振り返ることが必要です。自傷や自殺リスクを抱えている子供たちが必要としているのは、子供に変化を求める教育ばかりでなく、命を大切に思えない自分の心を吐露してもらう、死にたいと言える関係性が重要です。

自殺ゼロを目指す上で、この信頼への関係を構築していく責務と覚悟が、学校や子供支援に携わる皆様のみならず、社会に求められていると考えますが、知事の所見を伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 7点御質問を頂戴いたしました。

まず、現時点での教員不足の状況についてのお尋ねでございます。

令和6年1月末現在における公立小中学校の欠員は、小学校22名、中学校15名、全県で37名となっております。

次に、教員採用試験合格後の辞退者の増加要因についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、より多くの方に長野県の採用試験を受けていただくために、令和4年度実施の採用試験から首都圏と重複しないように試験日程を前倒しいたしました。その結果、議員御指摘のとおり、令和4年度は受験者数が増えたものの、他県を第一志望としている方も一定数いたため、辞退者が増加したものと考えております。

なお、教員採用試験合格後の辞退者の中には、次年度以降に長野県の教員として働くことを前提とした大学院進学や妊娠に伴う採用猶予者が含まれており、実質的な辞退者は28名ですが、このような方々にも長野県を第一希望としていただけるよう、働きやすく魅力ある職場づくりを進めていく必要があると考えております。

教員不足対策についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、教員不足への対応として、働き方改革や長野県の教員として働く魅力の発信、採用選考の改善等が大切と考え、様々な対策を講じてまいりました。例えば、学校における働き方改革推進のための方策に基づく時間外勤務の縮減や、教職員がメンタルヘルスを良好に保つためのサポートガイドの作成、先進的な取組を行う私立学校や海外等へ教員を派遣しスキルアップを図る研修の実施、県内高校生を対象としたPR活動や首都圏の学生向け説明会の開催、採用選考における大学推薦枠や英語資格所有者枠の設置などを県独自の取組として行ってきたところであります。

さらに、来年度は、専門家の知見を取り入れた業務の見直しや適正化によるさらなる働き方改革の推進、長野県への移住希望者等を対象とした信州UIJターン秋選考の実施などにより長野県で教員になろうと願っていただける方を増やすような取組を進めてまいりたいと考えております。

新年度における欠員対策についてのお尋ねでございます。

欠員対策のための教員配置事業につきましては、派遣された経験豊富なサポート教員の支援により子供たちの学びの継続を保障することはもとより、学校現場からは、他の教員の業務負担軽減や、校長が代替者を探すことに注力できる時間の確保につながった等の声が寄せられています。また、産休代替教員の年度当初からの配置により、子供たちも産育休取得予定者も安心して学校生活を送ることができ、代替者への引継ぎの時間も十分に確保できたとの声があり、両事業とも学校現場から高い評価を得ております。

新年度におきましては、欠員対策のためのサポート教員を今年度の4名から9名へ増員し、各校に最大2か月間派遣することで、少なくとも延べ54名分をカバーできるようにするとともに、年度当初からの産育休代替教員を今年度の4名から7名へ増員し、各校に最大3か月派遣することで少なくとも延べ28名分をカバーできるよう予算の増額をお願いしているところです。引き続き迅速な欠員対応による子供たちへの切れ目のない教育の実現や教育の質の確保に努めてまいります。

欠員対策に関する研究の成果と潜在教員の掘り起こしについてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、各学校からの報告による欠員発生状況や学校の実態を把握し、欠員対策のための情報収集・分析に努めているところです。これまでの研究によりますと、各学校が代替者確保に要した時間は平均56日間となっており、2か月間のサポート教員の派遣により代替者を探す時間を確保することは、子供たちの学びを継続するために有効な手段の一つであると考えております。

また、新たな講師登録者を増やすため、教員採用選考不合格者に直接登録を依頼したり、各教育事務所を通して地域の公民館へのチラシ配付や理容組合を通じた理髪店へのポスター掲示など潜在教員の掘り起こしに努めており、令和4年度は50名以上の講師を新規任用する成果を上げております。

さらに、来年度は、これまで作成してきた講師名簿に加え、求人情報を一元化したホームページを作成し、講師希望者と学校がスムーズに情報を共有できるようにすることにより名簿登録者の増加や代替者の確保を図ってまいりたいと考えております。

画一化されない探究的な学びの実現のための取組についてのお尋ねでございます。

A Iの急速な発達などの社会状況の中で探究的な学びを充実させていくためには、子供自身が単に答えを出して満足するのではなく、学ぶことそのものに喜びを感じることで、また、教員は、子供が導き出した結論だけでなく、学びの過程を適切に評価する力をつけることが重要だと考えております。

このため、具体的には、モデル校による子供たち一人一人の「好き」や「なぜ」から始まる探究を中核とした新たな学びの仕組みづくりや評価の研究、プロセスを重視した先進的な実践

を行っている私立学校と連携した教員研修プログラムの開発などに取り組み、県内全ての学校でより子供主体の探究的な学びが実現できるよう努めているところであります。

こうした取組の中で、興味、関心を持ったことに自分なりの追求方法で取り組み、うまくできなかつたことに対してどうしたらうまくいくのか考えるようになったと振り返る子供の姿や、目の前の子供の姿から、その子の考えやこだわりなどを捉え、その子なりの試行錯誤を支えようとする教師の姿などが見られております。県教育委員会といたしましては、楽しさやワクワク感が実感できる探究県長野の学びが広がっていくよう引き続き各学校を支援してまいります。

最後に、軽度の知的障がい等がある児童生徒の認知能力の調査、評価と系統的な支援についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、軽度の知的障がい等がある子供を見逃さず、基礎的な認知能力の調査や評価を行いながら個々の認知特性に応じた系統的な支援を行うことは、子供たち一人一人の持つ力を最大限伸ばしたり、二次障がいを防ぐ上で大変重要であると考えております。

このため、学校現場では、県教育委員会が作成した実態把握のためのチェックシートを用いて学習や生活における困難さを把握し、個のニーズに応じた系統的な支援を行ったり、小中特別支援学校の全教員に配付した「適切な学びの場ガイドライン」を研修会で活用し、学校全体がチームで支援する体制の構築等に取り組んでおります。

また、県教育委員会では、今年度から、一人の子供も取り残されない多様性を包み込む学びの環境を整備するため、一人一人の認知や発達の特徴を早期に把握するアセスメントや、その結果を活用した支援の在り方に関する実証研究に市町村教育委員会と共に取り組み、その中間まとめを今年度中に作成し、各学校等に配付して周知する予定でおります。

今後も、学校における実証研究の成果の活用や、教員向け研修の充実等を通じて、児童生徒一人一人の学習や生活における課題を丁寧に把握し、適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 順次お答え申し上げます。

まず、発達障がい診療について2点御質問をいただきました。

最初に、県の施策と実態についての受け止めはどうかというお尋ねでございます。

発達障がいは、社会的にも広く知られるようになってきておりまして、御指摘にもございましたとおり、県内では、患者や発達の特性があると考えられるグレーゾーンの子供の数が年々増加しております。現状では、特定の医療機関に患者が集中し、受診を希望しても医師の診察をすぐに受けられないケースが少なくないと承知しております。

県では、平成30年度より、発達障がい診療人材育成事業により発達障がいを専門的に診察できる長野県発達障がい専門医及び診療医の育成を行っており、現在までに、専門医49名、診療医4名を認定しております。これによりまして、専門医等による発達障がいの診療が県内の全医療圏でできるようになってまいりましたが、急速に増加する医療ニーズの受皿としてはまだまだ不足していると認識しております。発達障がいを専門的に診療できる医師の育成については、今後とも長期的視点を持って継続的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、長期化する受診待ちの緩和策についての御質問でございます。

現在取り組んでおります専門医等の育成には一定の時間がかかることから、御指摘のとおり、医療につながりやすくすることによって、現在の受診待ちの状況を改善することについても並行して取り組んでいく必要があると認識をしております。

県では、まずかかりつけ医研修により、身近なかかりつけ医の発達障がいに関する知識と技術力の向上、また、信州大学医学部附属病院に委託しております長野県発達障がい情報・支援センターによる発達検査を行う心理職などコメディカル人材等の育成、また、各圏域で開催する地域連絡会による医療・福祉・教育・行政等関係者との診療支援連携体制の構築などに取り組んでおります。

今後とも、発達障がい診療に関わる医療・支援関係者による連携を推進することにより、個々の状況に応じて適切な医療により早くつながり、適切な支援が早く受けられるよう努めてまいります。

次に、子供の自殺対策についてでございます。

まず、自殺のリスクの早期検知に係るシステムの普及についての御質問でございます。

子供の自殺リスクを把握、評価し、支援につなぐことができる精神不調アセスメントツールRAMPsにつきまして、本県では、令和3年度から県立や私立高校に試験的に導入しており、対象校も、令和3年度の10校から、令和6年度は地域の支援機関を含めた13校に拡大を予定しております。今後の活用につきましては、これまで行ってまいりました試験導入の効果を踏まえ、在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、対人支援の専門職でない方へのゲートキーパー教育についての御質問でございます。

ゲートキーパー研修は、平成28年度から令和4年度までに累計で6万4,300人の方に受講をいただいております。この研修によりまして、多くの方に命を守る意識が浸透してきていると考えております。

この研修につきましては、例えば企業の従業員でありますとか、福祉関係者、教職員などを対象に広く実施してきたところでございます。また、精神保健福祉センターが作成した研修動画をユーチューブにアップし、県民を対象に啓発を行っているところでございます。

今後は、フリースクール等で子供の支援に携わる方、大学生同士が支え合う研修など、多様な対象者への研修を積極的に進め、幅広い県民の方々にゲートキーパーとしての活動をしていただけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）子供の自殺対策に関連して、信頼関係を子供たちと築いていく責務と覚悟が社会に求められているのではないかという御質問でございます。

子供は必ず何らかの形で大人と接しているだろう。であれば、周囲の人間がそうした子供たちの思いにしっかりと向き合っただけで対応する機会が必ずあるはずだという思いで、子供の自殺をゼロにしていこうという目標を掲げて県として取り組んできています。

御質問にもありましたように、まずは子供たちに悩み、課題を素直に発信してもらえるようにということで、SOSの出し方のような研修を進めています。また、その受け手側のいのちの電話や精神保健福祉センター、こうしたものが子供たちに伝わるように取り組んできています。

ただ一方で、御質問にもあったように、なかなか自分からそういうアクションを起こせない子供たちはどうするのかという問題があります。これは、やはり身近な大人が子供たちの思いをしっかりと受け止めていかなければいけないというふうに思います。

学校や子供支援に携わる方々にゲートキーパー研修を受けてもらうということももっと広げていかなければいけないというふうに思っていますが、子供と大人の関係も、大人同士の関係と同じように、やはり話しやすい背景や自分に合った人など、いろいろな関係性があると思います。より多くの大人と子供たちが接する機会、つながる機会をもっとつくっていかねば、学校の先生だけに頑張っていたくには限界があるのではないかと考えています。

そういう意味で、学校自体をもっと開かれた形にしていくと同時に、子供たちが、学校以外、家庭以外の居場所をもっとつくっていく。信州こどもカフェなどいろいろな取組を行っていただいている方々が増えてきていますので、そうした場を通じて子供たちが様々な大人に接する機会を持つ。人生こういう生き方しかないみたいな固定的な観念にはまり込んでしまうとどうしても生きづらさを感じてしまうと思いますので、いろいろな価値観の大人がいるんだ、いろいろな生き方があるんだと、そういうことを子供たちにしっかりと伝えられるようにしていくことが重要だというふうに思っています。

本県の取組は、紹介いただいたように、全国的にも注目されている取組であります。これは、注目されているだけでは意味がありませんので、子供の自殺ゼロを目指して関係の皆様方と力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

[27番小山仁志君登壇]

○27番（小山仁志君）佐久市の東小学校の体育館が児童の大きな歓声でいただきました。子供の頃からバスケットボールを愛好してきた先生チームとミニバスに所属する児童チームとの熱戦がありました。

これは、夢を追ってきた先生たちのすごいところやふだんとは違う一面を見てもらおうと先生たちが企画した「憧れプロジェクト」でありまして、今後も様々なメニューが用意されているそうです。児童の夢への挑戦のきっかけづくり、そして、教職員への憧れも持ってもらえたらいいなという願いも込められているようであります。

教員は大変だからやめておいた方がいいよではなくて、堂々と自分たちのライフワークを見てくれという姿に、教職員としての矜持を見た思いがしました。こうした思いに至れる教職員の皆様が増えることを願ってやみません。

そして、子供支援で重要なのは、やはりこの状況にしっかり気づいてあげること、そして、つないでいくということですが、そのためのリソースは、人も施設も財源もまだ大きく不足している実態があるかと思えます。その状況を十分認識した上での御対応をお願いしたいというふうに思えます。

次に移ります。地域防災力の充実強化についてです。

本年は、大変つらい心痛む新年となりました。能登半島地震で多くの皆様が犠牲になられ、現在も避難生活を強いられている方が大勢いらっしゃいます。お亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げます。

半島という地形の特徴の中で、日に日にその深刻さ、過酷さが明らかになってくる。発災当初からなかなか支援が届かないもどかしさにも直面しました。日々変化していく避難の支援ニーズに的確なる対応を引き続きお願い申し上げたいと思えます。そして、私たちには、今回の教訓、課題というものをしっかりと受け止め、地域に重ね合わせた上で、細かい検証と対応が求められています。

そこで、危機管理について伺ってまいります。

まず、速やかな初動体制の構築と的確な陣頭指揮を執るためには、俯瞰的視点を持った情報収集が不可欠です。本県は、面積も広く、山あいも急峻で、広く分布した脆弱な地質により、土砂災害をはじめとした二次災害の危険性が高いと認識しなければなりません。情報収集への初動体制として、航空写真などを基に災害状況をチェックする必要があると感じますが、現状の取組と課題、今後の対策について建設部長に伺います。

続いて、長期化する避難生活を見据えた避難先における情報提供や安全で安心な避難所づく

り、運営に向けた対策についてです。

授乳やおむつ替え、また、トイレや食事の受け取り、親のお使い等々の出歩き時における性犯罪リスクはかねてより指摘されており、安全確保は喫緊の課題となっています。生理用品の取扱いも非常にデリケートな問題で、例えば男性スタッフから備品を受け取ることに抵抗を感じる女性がとても多い実情もあります。また、生理用品の交換の際に出るごみの処理についてもデリケートな課題として捉えなければなりません。避難所生活における安全・安心の確保や性犯罪リスクからの予防、安全策についてどのような対策を取っていくのか、危機管理部長に伺います。

また、大勢の人との共同生活の中で、性的マイノリティーの方の精神的負担にも寄り添った配慮、対策も不可欠です。性的少数者を理解し支える人であるALLYの方の受付や相談窓口での対応、誰でも使えるトイレの設置、プライバシーの確保、性別による役割分担意識の名残から重労働を課せられることなどへの対応など、様々な配慮について、平時から理解醸成、意識を高めることが不可欠です。被災者の最も身近で対応する市町村では、性的マイノリティーの方への配慮が避難所運営マニュアル等においてしっかりと想定されているのか、県及び県内市町村の対応状況と今後の対応策について危機管理部長に伺います。

あわせて、身体障がいや知的障がいだけでなく、精神障がいや神経発達症など障がいのある方の状況やニーズも多様化しています。障がい者の皆様への対応は障がいの特徴ごとに考えていく必要がありますが、避難所等における対策はしっかりと行われているのか、健康福祉部長に伺います。

大災害におきましては、道路の寸断、避難所の事情やペットの同伴などにより、車中泊を長期にわたり余儀なくされることがあります。支援情報が届かないために命の危険にさらされるため、何がどこでいつ支援されるのかの情報を届けることが必要です。また、寒さやエコノミークラス症候群等健康リスクへの支援も欠かせません。車中泊の皆様に対する情報発信、支援への対策について危機管理部長に伺います。

また、地域特性に合った情報提供は、地域のコミュニティーラジオ等が重要な連絡手段となります。コミュニティーラジオ放送をはじめとする地域限定のメディアとの連携に対する見解について危機管理部長に伺います。

能登半島地震においては、農業基盤、産業にも大きな被害を及ぼしていますが、畜産・酪農農家を中心に、家畜が舎内で鎖につながれたまま放置され、餓死したり、建物の下敷きになるなど悲惨な状況が伝えられています。家畜は、農家の財産であるだけでなく、命あるものとして尊厳を持って扱われる必要があります。こうした痛ましい出来事に心の痛みを感じる県民は多いと受け止めていますが、命を失う前の救済策、被災した畜産農家への対応策について県の

お考えを農政部長に伺います。

続いて、農業振興についてです。

気候変動や不安定な国際情勢の中で、生産資材や肥料、飼料の高騰など、食の輸入依存に対するリスクや担い手確保、農村の過疎化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。多くの課題を抱える中で持続可能な食と農業・農村の未来をどのように描いていくかが問われています。

長野県の基幹的農業従事者は、直近20年で約40%の減少、2020年は5万5,000人となっており、2027年には約2万人、34%の減少を見込み、今後、基幹的農業従事者の73.5%を占めるシニア世代の農業従事者の離農を踏まえ、担い手不足への対策は急務です。

アグリテックの分野におきましては、投資がまだまだ入りづらい環境があり、スマート農業は、品目や規模によっては実証・実装が進みやすい一方で、象徴的な事例や量産化がままならない分野においては、その普及に課題があります。今後、急速に担い手不足が課題となる中で、生産現場の実際のニーズに基づくスマート技術を開発していくイノベーションが農業分野においても必須であり、戦略的取組が必要と考えますが、県の対応策について伺います。

急速に進む担い手不足や競争力強化を背景にした農業の生産性向上、省力化が必要とされる一方で、中山間地を多く抱え過疎化も進む地域の多い長野県の特徴、特性を十分に踏まえた対応策も必要とされています。どのように農村農地の未来の姿を描いていくのか。

現在、市町村におきましては、目指すべき農地利用の姿を明確にし、最適化を推進する地域計画策定への取組が進められています。圏域や地域ごとに異なる農産物や農村の姿、その特色をしっかりと踏まえながら、将来を見据え、関係者の情報共有や連携を図っていく計画づくりが求められますが、県ではどのように地域計画策定への支援やマネジメントを行っていくのでしょうか。地域計画策定への取組状況と併せ、伺います。

将来にわたり、平時から国民一人一人の食料の安全保障の確立も図らなければなりません。対応策として、食料・農業・農村基本法改正案では、農業生産の増大やスマート農業の推進、新品種の開発や普及に重点が置かれています。

こうした取組と併せて、経済的には算定しにくい農村の持つ文化、助け合い、自然や環境など、まさに農業・農村の草の根の価値や意義についても評価をしていく必要があると考えます。この基盤を担われているのが、中小の家族経営の農家、家族農業です。伝統的な食文化の生産維持や農的な生物多様性と自然資源の持続的な利用、保全のため、こうした小規模の農家、農業の意義をどのように考え、支援を行っていくお考えか、伺います。

国が示すみどりの食料システム戦略は、有機農業の面積を2050年までに25%に拡大することを掲げ、スマート技術の導入により生産力向上や規模拡大を有機農業でどう実現するかに主眼

が置かれています。

一方で、重要なのは、持続可能な農業に向け、有機農業が培ってきた自然や消費者とのつながりの財産やその意義の共有を広めることであると考えます。米国では、有機農業によって利潤を追求するビッグオーガニックが広がる一方で、地域支援型農業やファーマーズマーケットなど家族的な小規模農家が大地や消費者とのつながりを取り戻そうとするビヨンドオーガニックという取組があります。また、欧州では、身近なマルシェなど消費者と農家の身近な関係性、コミュニケーションの中で、オーガニックの農産物を手にされ、その理解が広がっていきます。

有機農業は、食の安全、化学肥料不使用などがすぐ思い浮かびますが、自然界にある仕組みや生態系を生かしながら行っていく農業という幅広い意味の理解を広めていかなければなりません。生産者と消費者の距離を縮め、コミュニケーションを深め、有機農業の理解を広めていくため、県として果たす役割が大きいと考えますが、県の役割を含めどのように理解醸成を進めていくのか。以上4点については農政部長に伺います。

食と農のつながりは、単に生産や流通という産業的な視点と枠組みを超え、農の営み、多面的な価値を持つ空間としての農地、地域の環境や暮らしへと目を広げますと、様々な可能性が生まれていくように感じます。そこに、成長や生産性という物差しにはとらわれない社会や自然の幸せ、ウェルビーイングの創出にも農業・農村の果たす社会的役割、価値の大きさを感じますし、そのポテンシャルを大きく持つのが長野県であると考えます。

食と農のつながりや、単に生産する手段としてではない多面的な価値を持つ農業・農村から導かれていく幸福感や豊かさの創出、その可能性に対し、知事はどのように考え、またどう生かしていこうと考えているのか、知事に所見を伺います。

産業振興についてです。

1990年代のバブル崩壊以降、失われた30年とも称される日本経済の埋没や閉塞感が続いてきました。顕著なのは、賃金の低迷、中間所得層の弱体化、所得格差の広がりであり、単に景気が悪化しているというよりも、構造的課題を抱えていることを認識しなければなりません。

財務省の法人企業統計から企業経営の変化を見ますと、2022年の経常利益は95兆円を超え、今世紀に入って倍増近い上昇を見せ、増加を続けており、実体経済の中核たる国民生活の実感とはかけ離れた数値が見てとれます。一方で、人件費や設備投資は、ここ数年やや増加傾向にあるものの、今世紀に入ってからはほぼ横ばいで張りついた状況が続いてきました。

こうした統計からも、企業経営も、一言で言って、将来不安を抱え、リスクに対して高い収益性が期待できる産業や構造改革を促す投資を行うよりも、絞るだけ絞ってコストダウンに精を出してきた企業の姿が見てとれます。

将来不安やリスクに対するコストカット経済から、新たな成長産業をいかにして創生し、付

加価値を高めていくのかへの転換を図っていく、挑戦を促していく政策誘導、大胆な施策の転換が重要な局面にあると考えますが、知事の所見を伺います。

失われた30年、低迷したまま張りついているような賃金についても打開していかなければなりません。掛け声の高まる賃上げを持続的なものにしていくためには、お一人お一人の就業者の生み出す付加価値と労働生産性の向上を図らなければなりません。

もとより、生産年齢人口の急減が見通され、人的資本への投資、教育機会の拡充強化など、働き手も生産性向上を志向するような取組の意義が高まっています。県ではどのように労働生産性の向上に資するリスキリングなど人への投資の強化に取り組んでいくお考えなのか、産業労働部長に伺います。

将来を見据えた労働市場の変化にも対応策が迫られます。チャットGPTは公開から急速に普及を見せ、生成AIは経済活動の効率化、成長の後押しへの期待が高まる一方で、雇用への影響も懸念され、数年前から指摘されてきた人間の仕事に取って代わるという予測も現実味を高めています。

省人化により労働市場は職種によって大きく異なるという試算を示したのが、三菱総研による、2035年、日本の労働市場がどう変化するかを試算であります。人手不足が顕在化する一方で、2035年に生成AIなどに代替されて余剰となる雇用は、オフィス事務職や販売、教育などサービスにおいて480万人に上り、一方で、荷物の運搬や清掃、建設、介護などでは250万人が不足すると示しています。

県では、2030年において約7万5,000人の労働力が不足する推計を示していますが、労働市場における需給バランスの変化についてはどのように認識をされているのか。また、余剰となる雇用と不足する職種とのマッチング等の対策についてはどのように考えているのか、産業労働部長に伺います。

輸出拡大への取組についてです。

アフターコロナを迎え、本県の幅広いブランド資源の価値創造と発信力、営業力強化に向けて期待が高まる中で、海外展開の本格化、さらなる推進が必要です。県のブランド力や付加価値を高めていくためには欧州をターゲットにした取組が大変重要であり、それは、アジア圏への輸出促進とは意義もやや変わってくるものと考えます。

これまで、営業局では、欧州において、シェフをターゲットにした事業を積み重ねられ、知事も、昨年秋にパリを訪問された際、現地シェフの皆様との意見交換を行われています。第一線で御活躍のシェフの皆様は長野県産食材に対する評価、お感じになっている可能性というものも大変興味深いわけですが、どのような成果を得られたのでしょうか。また、その可能性、チャンスを生かした今後の展開をどのように考えているのか、営業局長に伺います。

私たち信州が誇る豊かな食材、食文化は、健康長寿とも密接な関係性を築いてきました。これは、世界のマーケットで戦っていく、貢献をしていくような意識を持つとき、大きな強みと感じます。

例えば、発酵食品の象徴とも言えるみそは、同じ塩分を取るにしても、血圧抑制効果がかなり高いというマルコメみそさんの研究は刮目に値します。あるいは、日本の食卓の排出するGHG、温室効果ガスは最低レベルというサステナビリティへの特徴もあります。こうした強みについてまだまだ知られていないという課題は、逆に言うと、大きなチャンスへの潜在性も感じます。本県の食文化、食材の強みを生かした輸出への取組とともに、それをインバウンドにもつなげていったらよいと期待いたしますが、県の取組に対するお考えを営業局長に伺います。

本年度から、長野県の美しい伝統工芸品を未来につなぐ条例が施行されています。豊かな自然と風土の中で悠久の歴史とともに築かれてきました本県の伝統工芸品と、その独自の技術、たくみの未来への継承は、私たちの大きな責任です。本県の伝統工芸品の持つ独自の文化やストーリー性、職人の皆様が込められる先進性が織りなす付加価値は、欧州において高い評価をいただく可能性を十分に秘めており、欧州市場、特にフランスにおける評価、販売は、ブランドイメージの向上にも大きく寄与するものと感じますし、その輸出支援、販路開拓に営業局の大きな役割があると考えます。

数百年にわたり岩手県の暮らしを温め、洗練された用の美を備えた南部鉄器が、カラフルになってパリのティーサロンを席卷し、ティーのお供として暮らしに定着したように、現地のライフスタイルや文化との合致、需要の可能性が高まるかの見極めや、市場動向の把握、現地の消費者の好みや需要に合わせたカスタマイズ、効果的なプロモーションや販売網確立へのつなぐ支援など、様々な支援によりマッチングを創出していく戦略的取組が重要です。

県では、令和6年度、長野欧州貿易支援機構が運営するパリのアンテナショップに本県伝統工芸品のテストマーケティングの場を設けるといことありますが、欧州への伝統工芸品販路開拓に向けた戦略的な取組への考え方について営業局長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、災害時の初動対応についてのお尋ねでございます。

航空写真など俯瞰的に状況を確認できる情報は、迅速な応急・復旧対策に有効であり、特に、天然ダムの発生など地上からのアクセスが難しい場合や広域的な災害においては、重要な情報であると認識しています。

建設部では、地すべりの危険区域の指定などのために、全県の地形データについて、大体平米4点ぐらいの精度で情報を取得しておりますが、災害時にその規模や正確な被災状況の把握

をするに当たりまして、各現地機関に配備したドローンを積極活用するとともに、現地で確認した道路施設などの被害状況をスマートフォンで収集し、デジタルマップ上にリアルタイムに表示できる災害情報共有システムを令和4年度から運用してまいりました。

大規模災害では、同時多発的に多くの被害が発生いたします。このシステムでは、職員のみならず、地域の建設事業者が投稿した災害情報も共有できますが、さらに、国や市町村、電気、上下水道事業者などの関係機関とも平常時から共有する仕組みが必要と考えております。このため、現在、関係機関との災害情報の共有に加え、県及び関係機関が保有する施設台帳などの基礎情報を連携できるインフラデータプラットフォームとして機能拡張を進めております。引き続き初動対応の体制強化に努めてまいります。

以上です。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）順次お答え申し上げます。

まず初めに、避難所生活における安心・安全の確保、性犯罪リスクからの予防対策についてでございます。

県では、県地域防災計画や避難所運営マニュアル策定指針において、避難所における女性や子供たちへの配慮や取組を明記しているところでございます。具体的には、例えば避難所の運営委員会に女性に参画していただきたいとか、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するといった具体的な記載もしているところでございます。

これまで、男女共同参画に配慮した内容の自主防災組織リーダー研修会を開催したほか、市町村に対する研修、県民への啓発なども実施してまいりましたけれども、来年度は、さらに女性の視点に配慮した避難所の運営、研修を行うなど、引き続き女性や子供等の安全に配慮した防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、性的マイノリティーの方への避難所運営マニュアルへの想定及び対応等でございます。

同指針では、男女別のトイレのほか、誰もが使えるユニバーサルトイレの設置など性的マイノリティーの方への配慮についても既に記載しているところでございます。

令和4年度に内閣府が全国130の市町村を対象に調査した結果では、性的マイノリティー配慮に関する記載のある市町村は13.8%にとどまっております。市町村における性的マイノリティーの取組の浸透はいま一步というふうに考えております。

今後、避難所運営マニュアルにおける性的マイノリティーに関する記載内容のさらなる充実を図るとともに、市町村を個別訪問して、市町村における性的マイノリティーの視点での防災対策の推進により一層努めてまいりたいと考えております。

次に、車中泊の方への情報発信でございますが、過去の地震災害のときには、確かに、いろ

いろいろな理由でやむを得ず車中泊をされる方が一定程度発生しております。例えば、余震が怖くて避難所に入れないとか、乳児がいるので迷惑をかけてしまうのではないかというような御心配があると思います。

御指摘のとおり、車中泊をされる避難者には実際の支援情報が届きにくいということも事実でございますので、その対応策として、SNSやラジオでの呼びかけ、それから、停電や通信障害が発生することも想定されますので、チラシを貼り出す、広報車で回ってお知らせするというような手段が考えられているところでございまして、実際、今回の能登半島地震でも、在宅や車中泊の方に対してLINEを活用した情報提供を行った事例もございます。

現在、国でも、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会において、年度内を目途に車中泊避難者への支援策等について検討がなされると聞いておりますので、県としても、こういった事例を踏まえまして、支援策の充実に向けてさらに研究してまいりたいというふうに考えております。

最後に、コミュニティー放送等地域限定メディアとの連携でございしますが、災害時には、確かに地域に密着したラジオ、テレビ、インターネットなどの媒体が非常に重要だというふうに考えております。とりわけコミュニティー放送やケーブルテレビは、例えば臨時に災害放送局への移行をお願いできるなど、非常に機動力がありまして、きめ細やかに地域の情報を発信できるという強みがあるというふうに考えております。

県でも、実は、今年度中野市で行った総合防災訓練に地元のケーブルテレビジョンに参加していただきました。また、一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会とも災害時の協定を結んでおりまして、常日頃から協力体制を確保しているところでございます。引き続き県、市町村ともに地域メディアとの平時からの連携強化が図られるように一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 私には避難所等での障がいのある方への配慮について御質問をいただいております。

御指摘のとおり、避難先での要配慮事項は一人一人異なっておりまして、こうした方々の状況やニーズ、避難先をあらかじめ把握し、市町村が個別避難計画に記載しておくことが大変重要でございます。県内では、個別避難計画作成が努力義務化された令和3年度の時点で作成着手済みが34市町村、令和4年度で43市町村、令和5年10月1日現在で56市町村になるなど、徐々に取り組が進んでおりますけれども、今回の災害を受けまして、さらにこの取組を加速させていく必要があると考えております。障がいの特性によりましては、電源の確保が必要であっ

たり、環境の変化による体調不良への対応など医療的な視点が必要となる場合がございます。県では、令和6年度から医療的ケア児等の個別避難計画の作成に際し、医療職の参画について市町村を支援していく予定としております。

また、県では、長野県社会福祉協議会と協定を結んでおりまして、避難所で要配慮者の支援を行うチーム、DWA Tの派遣に取り組むなど、誰もが安心して過ごすことができる環境の整備をさらに進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には地震関連で1点、農業振興で4点御質問をいただきました。

まず、家畜が被災した際の対応についてでございますが、本県でも、平成23年の長野県北部地震におきまして畜舎の損壊等の被害が発生した際、JA、市町村などと連携し、家畜を救うための餌や水の給与、外傷の治療、安全な地域への移動などに役割分担をしながら取り組んだところでございます。今後、同様の災害が発生した際には、そうした経験を踏まえ、家畜の救済等に迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

また、被災した畜産農家に対しましては、農業農村支援センターや家畜保健衛生所が農家の意向を十分確認した上で、経営再建計画の策定や、国の事業も活用した畜舎の復旧、家畜の導入などを支援し、早期の経営再開を後押ししてまいります。

次に、現場ニーズを踏まえたスマート農業技術の開発への対応策についてですが、農業関係試験場では、今年度スタートした農業技術ステップアッププログラムにおきまして、先進技術の開発を重要研究課題として位置づけ、AIを活用した環境制御技術などスマート農業技術の開発に取り組んでおります。また、生産現場からの要望や提案を毎年度取りまとめた上で研究課題を設定しており、現在、県内企業と包括連携協定を締結し、牛の健康状態を画像とAIで把握できるシステム開発に取り組んでいるほか、果樹などの他分野でも連携の可能性を検討しているところでございます。

今後、効率的かつ迅速な課題解決に向け、民間企業など様々な主体が一体となって取り組むコンソーシアムの手法をスマート農業技術開発にも取り入れ、研究開発を加速させてまいります。

続いて、地域計画への支援と取組状況についてですが、県では、円滑な策定を支援するため、地域計画策定実行の手引の作成、配付や研修会の開催、優良事例の情報提供などを行うとともに、農業農村支援センター等の職員で構成する現地支援チームが話合いの場へ参画するなど、進捗状況を確認しつつ、アドバイス等のサポートを行っております。各市町村では、地域の話合いに向けた意向調査や現況地図づくりが行われており、大部分の市町村では、それぞれが定

めたスケジュールに沿った取組が進められております。

一方で、遅れが見られる一部の市町村に対しては、現地支援チームにより集中的に助言などを行い、計画策定期限である来年度末までに全ての市町村において計画策定ができるよう支援してまいります。

次に、小規模な農家や農業の意義と支援についてですが、小規模農家は、本県の農業生産を支えるとともに、中山間地域等の農地保全や多面的機能の維持、集落コミュニティや食文化を含めた農村の維持に重要な役割を果たしていると認識しております。このため、小規模農家等に対しましては、中山間地域農業直接支払事業や多面的機能支払交付金などにより、農地や水路の維持管理、景観作物の作付など農村環境の保全を図るための活動等を継続的に支援しているところでございます。加えて、中山間地域の小規模農家がグループで行う新品目の導入や、新たな加工品開発、農産物直売所を活用した出荷販売等を支援してまいります。

最後に、有機農業の理解醸成に向けた県の役割と進め方についてでございますが、有機農業など環境に優しい農業に取り組むことの意義を、生産者をはじめ県民の皆様理解いただけるよう周知していくことが県の重要な役割と認識しております。地球温暖化の影響を受けやすい農業に対しては、まずは指導会や講習会などの折に、農業者に有機農業等が生物多様性の保全やゼロカーボンの実現などにつながることを伝え、理解を深めてまいります。

また、産地見学会の開催や、マルシェ、商談会などの場づくり、出展への支援等により、生産者と実需者、消費者相互のつながりを深めてまいります。さらに、関係部局とも連携し、エシカル消費の取組やしあわせバイ信州運動の中で、有機農業等で生産された農作物を選んでいただけるよう広く県民に呼びかけ、消費者の意識醸成に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、農業・農村の可能性をどう捉え、生かしていくのかという御質問でございます。

農村地域は、人口減少、過疎化等の課題を抱えている一方で、豊かな自然や美しい景観、伝統的な食文化を育て生活に潤いと安らぎをもたらす場として様々なポテンシャルを有する地域だというふうに考えております。こうしたことから、昨今では、都市部の若者を中心に田園回帰の動きも出てきていますし、また、定年退職を契機に農村に移住しようという方々も増えてきています。

このように、人々の価値観は少しずつ変化してきているというふうに考えています。働くことを中心にライフスタイルを考えるということから、働くことだけではなく、暮らしやすさ、生きがい、そうしたことに力点が置かれつつあるのかなと思っています。

そういう中で、やはりこの農業・農村の価値をもう一回しっかり見直されなければいけないというふうに思っております。県としては、これまで、こうした農村の自然や農業との関わりに魅力を感じる皆様方を引きつけようということで、半農半Xや農ある暮らし、こうした取組を支援させていただいてきたところでございます。

今後、大都市にはない地域資源をしっかりと磨き上げることによって、新しい価値を生み出す輝く農山村づくりに取り組んでいきたいというふうに考えています。飯綱町、根羽村からまずはスタートさせていただこうと思っております。県内各地域、各市町村には、固有の強み、魅力があるというふうに思っています。こうしたことを生かしながら、都市とは違う魅力、違う豊かさをしっかりと磨き上げ、発信できるように関係の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、企業の挑戦を促す大胆な施策が必要な局面ではないかという御質問でございます。

まさに今、社会経済の変化のスピードが非常に速くなってきていると思っております。かつて10年ぐらいのスピードで行われてきたことが、1年、あるいは1年かからずにどんどん変化していく中で、経済活動に当たっても、常にイノベーションが行われなければ、世の中の動きから取り残されてしまうというふうに思っております。

また、人口減少や気候変動など、ある意味前例のない社会に突入していくわけでありますので、そうしたことを考えれば、これまでの取組を改善していくということよりも、むしろ新しい価値をつくる、新しい仕組みをつくっていく、新たなものを生み出すということがますます重要になってきているというふうに考えております。

県としても、これまで、スタートアップ支援ということで、スタートアップエコシステムを構築していこうと取り組んでいますし、産業分野におけるDXの推進にも一層力を入れていこうと考えています。産学官連携の取組も含めて、新しい価値を創造していく、企業にイノベーションを起こしていく、こうしたことを引き続き産業労働部、産業部門所管部局を中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう一方で、やはり学びの県にしていくということもこうしたイノベーションを促していく上では極めて重要ではないかというふうに考えております。これまでの教育は、どうしても知識として覚えるというところに力点が置かれていたわけでありますので、先ほど申し上げたように、新しい価値を生み出す、ゼロから1をつくり出すということには向いていないのではないかと考えています。そうしたことを考えると、産業を変えていくという意味でも、教育、人づくり、企業におけるリスクリング等も含めて、広い意味で学びの県ということをしっかりと意識しながら取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

引き続きこうした問題意識を持ちながら、産業界の皆さんや、教育委員会をはじめ教育関係

の皆様方と共に未来志向で県づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には産業振興につきまして2点御質問をいただきました。

初めに、人への投資の取組についてでございます。

生産年齢人口の減少やDXの加速化など、社会経済環境が大きく変化する中で、県内産業の発展に向けては、人への投資を通じた労働生産性の向上が最も重要でございます。

このため、県では、今年度スタートしました産業振興プランにおきましても、リカレント、リスキリング等によりますデジタル高度人材の育成確保を重点施策に掲げ、人材育成の推進に注力しております。

具体的に申し上げますと、在職者向けのリスキリング支援としましては、工科短期大学校、技術専門校等におけるスキルアップ講座や技術講座の開催、また、民間教育訓練機関等における社会人向け講座の認定、これに加えて、企業に対しましては、リスキリングに対する理解促進を図るための企業向けセミナーの開催、また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度によります若者等の育成に積極的に取り組む企業の認証などに取り組んでいるところでございます。

さらに、来年度は、中小企業の生産性の向上を図るため、新たに企業経営者や現場リーダーを対象としました企業内のDXを推進する人材育成講座の開催も予定しております。こうした人への投資の取組を着実かつ計画的に進めることで、就業者が持つ付加価値を高め、社会全体で労働生産性の向上を図ってまいります。

次に、労働市場における需給バランスの変化についての認識とマッチング等の対策についてでございます。

令和5年12月の職業別の県内有効求人倍率は、事務従事者が1.0倍を下回り希望者が集まる一方で、土木従事者や介護専門職などでは求人が求職者を大きく上回り人手不足が続くなど、雇用のミスマッチが起きている状況でございます。

今後、生成AIに代替される事務職の減少が予想され、他方で、少子高齢化の進展によって介護需要等の増加が想定されることから、労働市場における需給バランスの変化が雇用のミスマッチの深刻化につながってくるものと考えております。

こうしたミスマッチ解消のために、県としましては、現在、成長産業でありますIT分野への労働移動を支援するために、求職中の方を対象としましたITスキルを習得できる職業訓練と再就職支援を一体的に行うリスキリング支援、また、介護資格取得費用の支援など、介護業界への就業を希望する方に対する支援などの具体的な施策に取り組んでいるところでござい

す。

今後、引き続き、労働市場における需給バランスの変化を捉えながら、リスクリング等労働移動に向けた支援策を所管部局と連携して講じ、雇用のミスマッチ解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）私からは、輸出拡大の取組について3点お答えします。

まず、シェフをターゲットにした取組の成果と今後の展開についてであります。

欧州、特にフランスでは、世界中から多くの方々が訪れる観光国であるとともに、ワインと食事を大切にする美食の街であることから、本県の優れた食材に対する理解を促し、発信することができれば、他国への波及も大いに期待できるものと認識しています。

そこで、長野の認知度、ブランド力を高めるため、フランス料理界の第一線で活躍されている本県出身の4名のシェフの御協力により県産食材の魅力を引き出すメニューを考案いただき、12月から3月にかけて自らのレストランで提供いただいているところであります。この企画に関し、シェフからは、食を通じたプロモーションは本県の魅力を伝える上で有効。県産食材を違和感なくメニューに取り入れることができた。好評だったものについては通常メニューに取り入れたい。まだ流通していない食材も試したいなど、県産食材に対する理解を深め、今後の継続的な展開が期待できる心強い言葉をいただいております。

今後、本県出身シェフやゆかりのある方々に県産食材等の価値発掘と魅力発信に御協力いただき、グローバルな視点から、多様性に富む価値観や感性によって本県の魅力を磨き上げ、さらには国内へも還元し、長野県の価値向上につなげてまいり所存であります。

次に、本県の食の強みを生かした輸出とインバウンドへの取組についてであります。

長野県では、地域の気候風土を生かし、みそや日本酒はもとより、漬物などの保存食を含めた発酵食品や、冬の寒さを生かしてつくられる寒天など、県民の健康長寿を支えてきた数多くの食材が育まれています。

特に、フランスでは、食事と文化の関係を考察するガストロノミーという言葉があるほど、食と水や土、風土に関心を持たれていますが、昨年の知事訪欧時のレセプションでも、発酵文化や食材の魅力に高い関心をいただいております。また、料理を科学的に解析する研究者が来県された際には、天然のフリーズドライであり長い歴史を持ちます寒天に感動されるなど、県産食材の潜在力の高さを改めて確認したところであります。

欧州の方々は、長期滞在の傾向が見られるとともに、フランスにおいてはガストロノミーに関心を持つ国民性を鑑みたとき、旅行先として本県が選ばれる可能性、そしてその有効性があ

る重要な市場の一つだというふうに考えております。

食は、観光資源としても重要な要素であることから、今後も、食を切り口に、恵み多き豊かな自然や、勤勉で長寿など長野ならではの価値も併せて、観光物産を一体的に発信するプロモーションにより販路拡大と誘客につなげてまいります。

最後に、欧州への伝統的工芸品の販路開拓についてであります。

これまでも、県内外での物産展や展示商談会への出展支援のほか、海外においては、自治体国際化協会パリ事務所、CLAIRパリが期間を限定して毎年開催しております伝統的な工芸品や産業技術にスポットを当てた企画展への出展により販路開拓に取り組んでおります。

今般、欧州への輸出支援を目的に県内事業者等により設立されました長野欧州貿易支援機構が、パリに中長期に渡って日本の名産品を展示、テストマーケティングする場を開設され、全国の産品を扱われると伺っております。

また、本年7月にはオリンピックが開催されることから、パリを訪れる多くの方に伝統的工芸品を知っていただける絶好の場と考え、県としても活用させていただきたいと考えております。

こうした取組を通じまして、現地消費者の意見や思考を県内事業者にフィードバックし、現代の生活様式や消費者のニーズに応え、より多く受け入れられるための商品開発や価値向上につなげてまいります。あわせて、本県の文化や地域資源に対する理解が深く、伝統や歴史に対する親和性があり、他国への波及効果も期待できるフランスでのテストマーケティングや輸出事業者との商談会を開催するなど、事業者の海外販路開拓を支援してまいります。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）危機管理についての答弁をいただきました。危機管理の成否を分ける基本は、平時において最悪の事態をリアルな形で想定すること、その事態を乗り越える具体的対策に全力を挙げる取組にあると思います。答弁をお聞きしますと、まだ深めていくべき対策、課題があるとお聞きしましたので、引き続き県民の安心と安全創出に向け全力で点検いただくことを求めたいというふうに思います。

さて、私たちは、大変スピード感のあふれる変化の時代を迎えています。その中で、大きな事件や不祥事が起きますと、政治や経済、企業や組織などの欠陥やひずみ、包み隠されていた問題が、時代の特質のように鮮烈なまでに顕在化するときがあります。そして、そのことに対する対処するかは、その組織や企業、あるいは政治家の体質や本質をつまびらかにし、その正当性や信頼を大きく揺るがすように感じています。改めてオープンで正直さに裏打ちされた誠実さ、インテグリティというそうですが、大変重要な時代を迎えていると感じています。

そんな時代認識を大切に、謙虚に向き合いながら、新時代にふさわしい活動を会派として新政策議員団は重ねてまいりますこととお誓いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）以上で各党派代表質問は終了いたしました。

この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時20分開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●知事提出議案に対する質疑

○副議長（埋橋茂人君）次に、荒井武志議員から、早期議決を要します第77号「訴えの提起について」に対する質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

荒井武志議員。

[34番荒井武志君登壇]

○34番（荒井武志君）皆様、こんにちは。改革信州、千曲市・埴科郡区選出の荒井武志です。

去る14日、令和6年度長野県一般会計予算案など専決処分報告を含め87件が提案され、昨日も令和5年度一般会計補正予算案など13件が提案されましたが、私は、改革信州を代表して、早期議決を要するとされた議案第77号「訴えの提起について」に関わり質問をさせていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症の脅威から県民の命を守ることを最重要課題として、刻々と変化する状況に的確に対処していくための予算措置を求め、令和2年4月28日に緊急に開催された臨時会における議案説明で、知事は、「医療提供体制の確保にとって喫緊の課題は、人と物資の確保です。そのため、医療従事者を派遣する医療機関に対する人件費等の支援や、現在医療現場で必要とされている防護服、マスク等の購入を行うほか、防護服等の生産に取り組む県内企業の設備整備を支援します」と表明されており、当時の切迫した緊急事態が容易に承知できるところであります。

このような状況下進められた防護服の購入に係る提訴事案に対し、知事は、去る14日の議案説明で、「新型コロナウイルス感染症防止のための防護服の売買代金等請求事件に係る判決に対し、県の主張が受け入れられなかったことから控訴しようとするもの」と表明されました。何ゆえこのような事態にまで発展してしまったのかの思いや、その経緯、納得がいかない事情等はいかなるものかなどについて順次伺ってまいります。

一つは、令和2年4月、防護服の需給が世界的に逼迫する中で、当県においても医療体制確保の観点から応分の防護服が必要との思いで防護服の検討が進められたと聞かるところですが、当時、令和2年4月時点において、県内医療機関からの防護服の要望は、幾つの施設が何着要望していたのでしょうか。

二つに、当時担当課では防護服の購入先をどのように選定していたのですか。

三つに、株式会社カタセと面談を行い、購入の検討を行うことになった経緯はどのようなことによるのですか。

四つに、一部数量については購入を行い、株式会社カタセと1者随意契約とした理由はどのようなことによるのでしょうか。

次に、令和2年4月28日に県と株式会社カタセが県庁で面談し、防護服を3万着、3万着、2万着の計8万着を随時納品できるとの説明を受けて、県は購入の検討を行い、5月8日、8万着分の物品購入状況説明書を同社に提供したとのことですが、その後、同日中に購入数量を3万着とすること、提供した物品購入状況説明書の取消し・破棄を連絡したと聞いていますが、この取消し・破棄の連絡はどのように行ったのか。相手が承諾したか否かの確認はどのようになされたのでしょうか。また、同日中に8万着を3万着に急遽変更し、購入を進めましたが、6割強に当たる5万着を減らした理由はどのようなことによりますか。

次に、5月19日に、株式会社カタセから、キャンセルできなかった防護服3万着を再度購入できないか検討してほしい旨依頼があったようですが、県は、購入予定がない旨を伝え、販路等の情報提供をしていく旨を伝えたとお聞きしています。このやり取りは、対面なのか、文書なのか、具体的にどのように対処されたのですか。

また、5月19日以降提訴されるまでの間、未購入とされる3万着分について同社から改めて要請はなかったのでしょうか。

次に、控訴案件に係る3万着分の株式会社カタセから中国企業への送金がいつどのように行われたのかについて確認はできているのでしょうか。以上、危機管理部長に伺います。

次に、1年余り後の令和3年7月20日に、株式会社カタセが県を相手取り1億4,000万円余の支払いを求め訴えを提起しましたが、この際の知事の受け止めはどのようなものであったのでしょうか。知事にお伺いいたします。

次に、新聞報道によれば、和解も模索したが条件が折り合わなかったとされています。令和3年7月20日に訴えが提起されて以降判決までの間の和解による解決に向けた経過はいかがだったのでしょうか。危機管理部長に伺います。

次に、提訴されて以降、口頭弁論等が行われ、去る2月9日、長野地裁は、県に対して、原告に対し6,717万927円を支払えとの判決を下しました。

一つは、判決要旨のうち、契約締結上の過失を認めるとしたことに関し、県としての過失の判断をどのように受け止めていますか。

二つに、もう一つの要旨、原告に3割の過失を認めるとの判断は、県には7割の過失があると受け止めざるを得ませんが、見解はいかがですか。

三つに、議案説明による県の主張が受け入れられなかった旨の知事の思いを含め、何を不服とし、どのような主張を持って新たな裁判に臨んでいこうとしているのでしょうか。以上、知事にお伺いいたします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には大きく分けて5点質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、防護服の購入検討に係る経緯についてでございますけれども、令和2年4月16日に本県に初の緊急事態宣言が発令される中、県民の生命、身体を新型コロナウイルス感染症から守るために、5月中を目途として県内医療体制の確保に向けて防護服の購入を検討していたところでございます。県内医療機関から防護服の要望があったのかということにつきましては、当時は、感染がどれだけ拡大するか分からないという未曾有の事態に対しまして、県内医療機関からも診療に必要な医療資材が不足しているとの声が寄せられておりまして、ありとあらゆる手段を尽くして優先的に調達を進めていたところでございます。具体的に県内医療機関からの要望を受けることを待たずに一定数を提供していくために調達に向けた検討を行っていたというものでございます。

次に、防護服購入先の選定とカタセとの交渉の経過でございますけれども、防護服については、様々な医療資材の調達に向けた検討を行う中で、速やかに調達することを前提に、早期の購入が可能な調達先の検討を行っていたところでございまして、そのような状況の中で、防護服を調達可能な事業者がいるとの情報が知事に入りまして、それを端緒として購入の検討を始めることとなったところでございます。

次に、1者随契の対象となった経緯でございますが、防護服の購入に当たっては、入札を行う時間的な余裕がなかったこと、調査した事業者の中で同社が短期間で調達できる者であったことから選定を行ったものでございます。

次に、物品購入状況説明書の取消し・破棄の連絡、確認、数量変更の理由についてでございます。

物品購入状況説明書の取消し・破棄については、まず数量変更について電話にて連絡するとともに、電子メールにより相手方にも連絡を行ったところでございます。この確認については、電話での対応、それから電子メールの返信を確認するといった対応により行っておりまして、

当方では相手方が承諾したものと認識しているところでございます。

数量の見直しについては、医療現場において防護服よりもアイソレーションガウンが使用されているとの新たな情報もたらされたことから、必要最小限の経費負担となるよう速やかに変更の連絡を行ったというものでございます。

それから、5月19日のやり取りとその後の要請でございますが、まず、5月19日のやり取りは、対面により行ったところでございます。その後、5月末に相手方から再度購入を検討いただけないかとの要請がございましたが、県として購入の予定がないことを連絡したところでございます。

次に、中国企業への送金でございますが、具体的な送金日等について当時は承知していないところではありましたが、本訴訟が始まってから、原告から提出された証拠等によりまして、中国企業への送金は令和2年5月8日に金融機関を通して行われていることを確認しているところでございます。

最後に、和解による解決に向けた経過でございますけれども、今回の訴訟において、和解案の受入れにつきまして検討したことは事実でございますが、訴訟の中で行ってきました県の主張が認められていなかったことから受入れには至らなかったところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には大きく2点御質問を頂戴いたしました。

まず、今回の訴えに対する受け止めについてという御質問でございます。

県としては、本件防護服については契約が成立していないという認識の下、相手方が他の販売先を探すことに協力をしてきたところであります。そのため、こうした訴えの提起がなされたことについては驚きをもって受け止めたところであります。

次に、今回の判決に対する受け止めと今後の主張についてという御質問でございます。

まずは、第一審の判断として今回の判決がなされたこと自体はしっかりと受け止めなければならないものというふうに認識しております。過失割合なども含めて訴訟代理人である弁護士から助言をいただく中で、争っていく余地はあるものというふうに考えております。

今後、具体的な主張は弁護士とも相談して検討してまいりますけれども、県の負担が最小となるよう、契約締結上の過失や過失割合などに関して県として必要な主張を行っていく考えであります。

以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁をいただきました。申し訳ございません。危機管理部長にちょっと

お伺いいたします。

結果的には防護服を8万着要望したわけですね。8万着と相手からも言われて云々と。状況説明書では8万着と、こういうふうに言っているわけです。結果として3万だけでいいということになったようではありますが、防護服が医療機関や保健所等でどのくらい必要だったのかぐらいは頭に入れていなければ、状況説明書でも8万着という要望はできないと思うんですね。この点について改めて丁寧に説明をいただきたいと思います。

それから、株式会社カタセと面談を行って購入の検討を行うことになった経緯について、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、あまり理解できるような状況ではありませんので、少し丁寧に話をいただきたい。この2点をひとまずお願いさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、新聞報道によれば和解も云々ということではありますが、危機管理部長は、検討したことはあるが県の主張が認められなかったからというふうに断定しているわけです。そのときの県の主張とは何だったのか、改めてお伺いいたします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）3点ほどお尋ねをいただきました。

1点目の必要数をきちんと精査しなかったのではないかとということでございますが、実は私はこれで危機管理の経験が7年目になりますけれども、常にコロナ対応は危機管理、災害対応と同じだというふうに申し上げてまいりました。その理由は、やはり刻一刻と状況が変わるということで、初動対応で常に先手を打ってやらなければいけないという考えでやっておりました。

例えば、熊本地震などでもありましたように、物資が不足するときにはプッシュ型で、とにかく必要であると思われるものを少し余分でも持っていくということをやっております。私どもの気持ちとすれば、早急に手に入れて、プッシュ型で医療機関の窮状をとにかく助けたいという一心でございました。

それから、面談についてですが、面談いたしましたときには、購入を検討するという事は申し上げましたけれども、明確に契約をするといったようなお約束はしていないと認識しております。

それから、和解案につきましては、これは控訴の理由にも関わってくるところでございますけれども、何分今申し上げたように非常に緊急事態であったことで通常とは違う手続をしたということがございます。そういった私どもの主張があまり認められなかったということ、それから、相手方がキャンセルを承諾していたと私どもは主張しておりまして、随分時間が経ってから訴訟が起こされたということで、信義則上いかなものかというような主張もしておりますが、そんなところも裁判官にはあまり受け入れられなかったというようなことなどるご

ざいまして、これは和解案として受け入れることはできないだろうという判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁いただきました。8万着云々について、先手先手で取り組む、そしてプッシュ型でやるのだと、これが8万着だったわけですね。結果として半分以下、3分の1近い3万着ですよ、買ったのは。状況説明書で8万着いいよと言っている。このことは納得がいきませんね、そんな点が一つあります。

それから、結果的に株式会社カタセさんに決まったのですが、どの段階でカタセさんという会社が出てきたのか。最初に出てきたそのいきさつを答弁いただいて、私の質問を終わります。危機管理部長をお願いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）2点お尋ねをいただきました。

まず、物品購入状況説明書でございますけれども、これは、もちろん契約書ではございませんし、私どもとすれば、検討しているというだけで、契約に必要な書類という認識ではなかったものでございます。私どもは裁判でも主張しておりますが、輸入をする際に必要なものでどうしても出してほしいという相手方の求めに応じて出したという経過でございます。

それから、カタセさんという名前は、先ほども答弁申し上げましたように、本当にいろいろな事業者の方から、こんな製品があるんだけれどもいかがでしょうかと、当時5月の連休中だったというふうに記憶しておりますけれども、いろいろな業者の皆様からお問合せや御提案をいただいている中で、5月中にある程度まとまった数の防護服を納入できる事業者はたまたまカタセだけであったということでございます。

以上でございます。

○副議長（埋橋茂人君）以上で第77号の事件案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○副議長（埋橋茂人君）次に、第77号の事件案を危機管理建設委員会に付託いたします。

危機管理建設委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表はお手元に配付したとおりであります。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後 3 時30分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（佐々木祥二君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、危機管理建設委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

●危機管理建設委員長の報告

○議長（佐々木祥二君）危機管理建設委員長の報告案件を本日の日程に追加いたします。

危機管理建設委員長の報告案件を議題といたします。

危機管理建設委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）危機管理建設委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明22日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時32分延会

令和 6 年 2 月 22 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 6 年 2 月
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 4 号)

令和 6 年 2 月 22 日 (木曜日)

出席議員 (55 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

47 番 毛 利 栄 子

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀

議事課課長補佐兼委員会係長 吉 沢 秀 義
議事課担当係長 井 出 文 香
総務課担当係長 津 田 未知時
総 務 課 主 事 浜 村 幸 宏

令和6年2月22日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）皆さん、おはようございます。公明党長野県議団、清水純子でございます。通告に従って順次質問をさせていただきます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになりました皆様に心より哀悼の意を申し上げますとともに、被災者全ての皆様にお見舞いを申し上げます。北陸の皆さんに一日も早く心休まる日が来ることを心から祈っております。

被災地に心を寄せながら、今回のつらい経験を教訓に、長野県の災害に対する備えをさらに確認し、改善を進める必要があることから、様々な角度から質問をさせていただきます。

今回の死因で一番多いのは、倒壊した建物の下敷きになり亡くなった圧死で、40%。長野県内の住宅耐震化率は82.5%で、全国平均87%を下回っております。県は、2025年の92%を目標に、耐震化を加速させるため、耐震改修費用の補助額を現行の1戸当たり上限100万円から150万円に引き上げることとしております。所有者の負担を軽減する方法としては、寝室や居間などを部分的に強化する耐震シェルターなどありますが、今回の拡充に当たっての所有者負担

の軽減について県の考え方を伺います。

2025年度までに耐震化92%の目標達成に向けては、市町村と連携して、大規模地震時に崩壊のおそれがある旧耐震の木造住宅の所有者を建築専門家が直接訪問して耐震診断や補助金制度を説明するなど、さらに踏み込んだ対策を進めるべきと考えますが、以上、御見解を建設部長に伺います。

今回、液状化も大きく課題となりましたが、液状化リスクのハザードマップはあるのか。なければ作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

道路陥没の原因となり得る目視では分からない道路路面下の空洞調査について、災害時の物資や救援の妨げとなる危険性から、県は、都市部の緊急輸送道路の路面下空洞調査を計画的に行っております。これまでの調査の状況と結果、そして補修状況について伺います。また、計画的な実施がさらに必要と考えますが、いかがでしょうか。建設部長に伺います。

能登半島地震において6万戸以上が断水し、各自治体において下水管の損傷等でトイレや風呂等が使用できない状況が続いております。県内の上下水道の耐震化の状況について伺うとともに、今後の対応について環境部長に伺います。

水道管の老朽化は、全国の自治体が抱える大きな課題となっております。厚生労働省によると、全国の水道管の総延長約72万キロのうち、法定耐用年数の40年を超えているのは17.6%。今後20年間で全ての水道管の24%を更新する必要があるが、現状の修繕ペースではその半分程度にとどまるとされております。

2021年、愛知県豊田市が人工衛星のデータを活用した水道管の漏水調査を全国で初めて行って、従来5年程度かかった調査は7か月間に、費用も大幅に削減したと聞いております。昨年は、長野県をはじめ、長野市、上田市も実施しております。早期発見・修繕が可能となる人工衛星を用いた漏水調査の活用についての御所見を伺うとともに、効果等を市町村に広く周知すべきと考えますが、御見解を伺います。

県が進める安心の蛇口の設置も災害時には大変有効であると思えます。さらなる増設への見解と、市町村への事業の普及を考えてはいかがでしょうか。以上2点、公営企業管理者に伺います。

糸魚川－静岡構造断層で巨大地震が発生した場合、県の被害想定は、死者7,000人以上、負傷者3万7,000人以上、建物の全壊・焼失は10万棟近くになると県の防災会議で示されました。大規模地震が広範囲で発生した場合、公助だけでは被災者の救援が間に合わないことが想定されます。

国は、東日本大震災を教訓に、大規模災害が発生した際、住民の生命、財産を守るため、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と位置づけ、

消防団の抜本的な強化を図るため、装備の充実と教育訓練を図ることなどを法律に盛り込んでおります。

しかし、大規模地震を想定したとき、現在十分な体制が整っていないと考えます。大規模地震災害を想定した消防団の装備と教育訓練のさらなる充実を図るべきと考えますが、危機管理部長に伺います。

今回の能登半島地震において、広域消防本部の指令システムに不具合が生じ、通報者及び救急車等の位置情報が把握できなかったと聞いております。それとともに、119番通報が鳴りやまないこの状況の中で、待機職員だけでは対応し切れなかった状況もありました。このような事態を想定し、県全域を統括する消防システムが必要と考えますが、いかがでしょうか。

今回は、元旦ということもあり、帰省者や観光客も多く被災されました。長野県でも同様な状況が想定されます。住民以外の把握はどのようにするのでしょうか。以上、危機管理部長に伺います。

被災地では、膨大な災害ごみが重い課題になっております。石川県が想定したのは9万トンですが、専門家の推定では80万6,000トンに上ると伝えられております。珠洲市では、年間の処理量の64年分とのことでした。

県内市町村の災害ごみ処理計画策定率、これは約77%。残りの23%余りの策定支援とともに、策定済みの自治体においても見直す必要があると考えますが、県の支援について環境部長に伺います。

受験シーズンを控えた児童生徒や学校が避難所になった学びの場の継続が難しい児童生徒に対して、学びの場の提供などの配慮と柔軟な措置に取り組むことが重要です。被災した公立の小中高校生への電子端末等の貸与やオンライン授業の活用など、学びの継続の確保について災害時の対応を伺います。

厳寒の中、体育館で寒さに耐えている避難者が数多くいる中、避難所となっている学校体育館への空調設置については、災害関連死を防ぐ意味からも大変大事な視点と考えます。

国は、今年度から2025年度まで、公立小中学校などの体育館への空調設置の新設について、国庫補助の割合を引き上げて自治体の取組を後押ししておりますが、現在の整備状況、また、県の後押しも必要と考えますが、以上2点、教育長に伺います。

今回、福祉避難所の開設が進まなかったように思います。福祉避難所として計画をしていた施設が使えないこともあり、一般の避難所で生活できない方の行き先に困難を抱えた地域もありました。大規模災害時の介助、ケアが必要な方々を受け入れられる施設の確保について県としてどう対応していくのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

災害時、介護が必要な家族がいる、障がいがあつて福祉避難所に入れない等の様々な理由で

やむなく被災した自宅に避難をしている方について把握ができないことが今回課題となりました。健康の変化やニーズを確認できず支援が不十分になることから、避難所以外の自宅避難者の把握方法の確立が求められるが、いかがでしょうか。

また、物資やそのほかに関する情報提供の徹底について県ではどのような対応を想定しているのか、伺います。

備蓄品について、今回の地震被害を見たとき、水が必要な粉ミルクよりも液体ミルクを備蓄しておく必要があると考えます。液体ミルクの備蓄の市町村への推奨についての見解を伺います。

また、さらなる備蓄品の内容の確認と、県と市町村との備蓄のすみ分け、そして、孤立集落を見据えた備蓄場所の増設について見解を伺います。

避難の長期化が予想される中、避難所等でのプライバシーを守るパーティションの設置の徹底や、男女のスペースの確保、安全面に配慮したトイレの確保など、今回改めて女性の視点を生かした避難所の環境整備の必要性が課題になりました。改めての確認、徹底が必要と考えます。

その対策として、避難所運営に女性が参画してリーダーシップを発揮できるように、避難所の責任者や副責任者などの役員に女性を積極的に登用することが改めて必要と考えておりますけれども、御見解を伺います。

また、これまでの教訓から、子供や女性は避難所等において性暴力に巻き込まれるリスクもあることから、例えば防犯ブザーなどの配付や、被害を受けた方が相談できる環境整備も重要だと思いますが、いかがでしょうか。

これらの避難所運営や備蓄品に女性の視点を反映させていく鍵となるのが、地方防災会議に占める女性委員の割合です。女性委員の割合の差は、避難所運営の差にもつながります。内閣府の調査では、生理用品や粉ミルク、紙おむつや大人用おむつを備蓄している割合が、女性委員が10%以上の自治体より、いない自治体では約20ポイントも低くなっております。県防災会議及び市町村防災会議の女性委員の割合の現状をお聞きするとともに、女性の自主防災組織への登用と防災人材育成の県の役割について、以上5点、危機管理部長に伺います。

今回の能登半島地震では、地形的な問題もあるとは思いますが、必要な物資が長い間被災者の手に届かない状況が続きました。被災現場のニーズが確実に把握できる体制づくりの構築が必要であり、改めて情報の収集拠点となる災害対策本部と避難所での情報を集約する避難所の責任者との連携強化、これが大変大事だというふうに思いました。

このほか、これまでのお尋ねのとおり、能登半島地震を契機として様々な課題が顕在化したものと思います。今後策定される地震防災対策強化アクションプラン（仮称）などの県の防災

対策の整備に向けて、これらの課題を長野県の課題としてどう位置づけていくのか、知事の御所見を伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） ただいま私には3点御質問をいただきました。

まず、耐震改修における所有者の負担軽減に関する御質問をいただきました。

耐震シェルターの設置は、耐震改修工事よりも比較的安価ではございますが、設置する床の補強工事が必要となり、全体での工事費は増大する傾向がございます。天井及び床を解体することなく補強できる安価な耐震改修工法であれば、耐震シェルターとおおむね同じ費用と期間で家屋の倒壊は防げるため、特定の場所でなく、家のどこにいても安全が確保されることとなります。さらに、家屋倒壊を防ぐことは、円滑な救助活動や復旧のためにも効果が大きいものと考えます。このようなことから、耐震改修に関する県の補助限度額を100万円から150万円に引き上げ、補助率を10割とし、所有者の費用負担をゼロにするための費用を当初予算案に計上させていただいたところでございます。

続きまして、耐震化の対策に関する御質問です。

現在、県内約8割の市町村では、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、その計画に基づき、耐震診断士による戸別訪問やダイレクトメールの発送など、住宅の所有者に対し直接的に耐震化を促す取組を実施しております。

一方、アクションプログラムが未策定であったり、住宅の所有者に対する働きかけが不十分と思われる市町村もございますので、アクションプログラムの策定支援を行うとともに、取組の強化を市町村と協働して行ってまいります。

県として耐震改修に関する補助制度を拡充したことと、市町村の取組を併せて、早期に耐震性の不十分な住宅を減らすよう取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、路面下空洞調査に関するお尋ねでございます。

突然発生する道路の陥没事故を防止するため、探査車両等による路面下空洞調査を、平成28年度から平成29年度にかけて、延べ12路線、51.9キロの区間で試行し、陥没の可能性が高い空洞12か所について平成30年までに補修工事を完了させ、事故の予防を行うことができたと考えております。

この試行を踏まえ、県、市町、占有者で構成される長野県路面下管理連絡会議において調査路線などを検討し、地下インフラ施設が多い都市部の緊急輸送道路約130キロを対象に、令和5年度から5年間で本格的に調査することとしております。

令和5年度は、佐久・上田建設事務所管内の12路線20.3キロの区間で現在調査中であり、1次調査において緊急に対策が必要と判断した1か所は既に補修工事を完了し、今後は、2次調

査の結果を踏まえ、補修が必要となった箇所については対策を講じていく予定でございます。
全国的に地下インフラ施設の老朽化を原因とする陥没事例が発生していることを踏まえ、引き続き計画的に路面下空洞調査を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）順次お答え申し上げます。

まず、液状化リスクのハザードマップでございますけれども、国土交通省がホームページに掲載している「重ねるハザードマップ」の中で地形区分別の液状化発生傾向が公表されておまして、どなたでもリスクを確認することが可能であります。この分布図はハザードマップのサイトの中の少し分りにくいところにあるという声もお聞きしております。今後県民の皆様様に備蓄や家屋の転倒防止など今回の地震を受けて再確認の呼びかけをしてまいりますので、併せて積極的にPRしていきたいというふうに思っております。

次に、消防団の装備と教育訓練の充実についてでございますが、今回の能登半島地震の被災地のような建物の倒壊現場からの救助に当たっては、消防本部による活動とともに、消防団による活動も非常に大きな役割を果たすものだというふうに認識しております。

消防団や消防本部では、国の補助制度等を活用し、大規模地震の際に必要な救助工作車、チェーンソー、ジャッキ、AEDなどの資機材を配備し、実際に災害時にも活用しているところでございます。

消防団に対する教育訓練は県の消防学校が担っておりまして、災害時における現場指揮と分団の現場活動に関するコースを設けまして、令和4年度は県下の消防団員110名の方に受講していただいているところでございます。

議員御発言のとおり、消防団は地域防災力の中核を担う存在でございますので、大規模地震発生時における対応の強化に向けて、引き続き装備充実に向けた助成制度活用を、市町村、消防本部に呼びかけるとともに、訓練内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、県全域を統括する消防システムについてでございますが、輪島市と珠洲市、能登町、穴水町の2市2町を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部の指令センターでは、今回の通報数が平常時の1日の通報の20倍に当たる400件に上りまして、このうち半数ほどしか電話に出られなかったという報道がなされているところでございます。

大規模地震発生時でも通信指令システムの稼働を確保することは、多くの活断層を有する本県においても非常に重要なことであるというふうに認識しておりますので、現在、県内では、複数の消防本部が有している通信指令システムの共同運用に向けた検討が進められております。

そのことによって、例えば、同時に入ってくる119番の受付可能数が増えるということや、システムの高度化によって現場把握や現場出動のスピードアップといった効果が期待できるところでございますので、今後、消防本部の広域化や共同運用の在り方につきまして、消防本部だけではなく市町村長の考え方も確認させていただくようにしまして、さらなる組織強化に努めてまいりたいと思っております。

それから、災害時における観光客などの把握でございますけれども、住民以外の方、例えば観光客が被災した場合には、地域防災計画に記載しておるとおり、まずは市町村が警察、消防などと連携して素早く救助・救出を行い、観光客等に安全な地域へ避難していただくということが大事でございます。

仮に今回のように交通の寸断によって安全な地域への避難ができない場合には、市町村が準備する避難所にそのまま避難をしていただくということになりますが、このとき、市町村は、観光客の方々に避難者カードに記入していただいて名簿を作成することで避難者の情報を把握する仕組みとなっているところでございます。

次に、災害時における自宅避難者の方の把握方法の確立、それから物資等の情報提供でございますけれども、地域防災計画では、自宅に避難されている方については、例えば住家の被害認定の調査に行く、保健師さんによる保健衛生活動や避難所での炊き出しなどの際に情報把握することとなっておりますけれども、当然このような調査でも漏れてしまう場合が出てまいりますので、例えば民生委員の方、社会福祉協議会、自治会、NPOなどによる戸別訪問や、広報による各種被災手続の呼びかけ等によって把握するとともに、支援情報の提供を行っております。

現在、国でも、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会において、在宅避難者への支援策等が検討されているところでございます。これが年度内には取りまとめられるというふうに聞いておりますので、県としましては、こうした検討会の議論や被災地の事例も踏まえまして、在宅避難者の把握方法、物資配付や情報提供の充実に向けてさらに研究を深めてまいりたいと考えております。

次に、液体ミルクの備蓄の状況でございますが、液体ミルクは、特に、災害が発生し、今回のように飲料水の確保が困難となったような場合に非常に有用であるというふうに考えておりまして、本県でも令和元年から備蓄をしております。

実際に、今回、石川県の要請を受けて、中能登町に360本を提供したところでございますが、市町村の備蓄がなかなか進んでないという状況もございますので、液体ミルクは非常に役立つという情報を今後積極的に市町村と共有し、研修なども通じて備蓄が進むように積極的に促してまいりたいというふうに考えております。

それから、備蓄品につきましては、今回の地震で現地で真に必要なとされた備蓄品は何なのか、また、県と市町村の現在の備蓄状況などを把握、確認した上で今後検討を深めてまいりますけれども、県と市町村のすみ分け、役割は、県は市町村を補完する立場として広域単位での備蓄をすることと、物資応援協定等に基づいて調整に努める役割となっております。県としては、こうした視点の下、今回の地震において多数の孤立集落が発生した状況を踏まえまして、県内市町村における備蓄拠点の追加整備や備蓄品の見直し状況なども参考にしながら、県の分散備蓄の配置やドローンを活用した物資輸送の仕組みの検討などを戦略的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、避難所運営に女性を積極的に活用するというところでございますが、現在県で定めております避難所運営マニュアルの策定指針では、避難所を運営する組織、例えば避難所運営委員会といったところに積極的に女性の参画を促したり、「女性視点の備蓄・避難所のチェックシート」において備蓄管理責任者に男女両方を配置することをチェック項目としているところでございます。

避難所運営の責任者は、それぞれの地域の住民が中心となって選んでいただくことが理想でございますので、地域の様々な実情を考慮する必要があるわけですが、できる限り女性の参画に配慮いただきますよう、県としても様々な機会を捉えて、市町村、地域防災リーダーの研修などの場で働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、避難所における性暴力防止の取組ですけれども、これも、地域防災計画において、市町村は避難所等における女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を予防するため、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、それから、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努めるなどの取組を行うよう市町村に求めているところでございます。

また、県でも、同指針において、性暴力、DVについての注意喚起や、県で設置しておりますりんどうハートながの、長野県性暴力被害者支援センターでございますけれども、そういったところの相談窓口を紹介するポスターの案を提供して支援をしているところでございます。

引き続き市町村や関係部局と連携しまして、女性や子供の安全に配慮した取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

最後に、防災会議の女性委員の割合でございますけれども、県の防災会議の委員は、令和6年1月現在で委員79名中16名ということで、女性委員の割合は20.3%、それから市町村防災会議の女性委員の割合が10.1%となっております。

任命に当たっては、関係組織や機関から委員の推薦をいただくという構図になっておりまして、その場合、どうしても男性の推薦が多くなるといった傾向、課題がございます。今後、そ

うした機関にも積極的に女性の委員を推薦していただけるように依頼していきたいと思えます。

それから、自主防災組織への登用でございますけれども、自主防災組織における女性の登用状況は把握していないところでございますが、県では、後押しをするために、自主防災組織のリーダーに助言をする自主防災アドバイザーを委嘱しておりまして、このアドバイザーの委嘱に当たり、市町村に対して女性の推薦を積極的に呼びかけておるところでございます。女性は、今、165名中13名、率にして7.9%の方に委嘱しているという状況でございます。

また、自主防災アドバイザーを対象とした研修に男女共同参画の視点の内容を取り入れるなど、女性の防災人材の育成、防災分野での活躍に向けた支援を行っておりまして、今後もこうした取組の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長 諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）私には二つ御質問をいただきました。

まず、県内の上下水道の耐震化の状況と今後の対応についてでございます。

県内の上水道、用水供給事業施設の令和3年度末の耐震化率は、基幹管路が39%、浄水場が29%、配水池が36%となっており、いずれも全国平均を下回っている状況でございます。

また、下水道施設の令和4年度末の耐震化率は、県が事業者である流域下水道では全国平均を上回っておりますが、県全体では、重要な管路施設が50%、ポンプ場が51%、終末処理場が34%となっており、ポンプ場を除き全国平均を下回っている状況でございます。この主な要因といたしましては、本県の地形的条件により集落が点在し、管路延長が長く小規模な施設も多いなど、耐震化の対象施設が多いことや、人口減少下で収入が減少する一方、設備投資に伴う利用料金の値上げがなかなか難しいことなどがございます。

上下水道事業者においては、これまで、経営の効率化に努めながら、限られた財源の中で重要な管路を優先するなど、計画的に耐震化を進めてきてはおりますが、今回の能登半島地震を踏まえ、特に耐震化率が低い事業者に対して個別に状況をヒアリングした上で、広域化、共同化等の経営改善への助言も含め、必要な支援を行ってまいります。

また、県が事業主体である流域下水道事業についても耐震化を前倒しして進めるとともに、国に対して耐震化に必要な財源の確保や補助率の低い水道事業の補助率引上げ等を求めるなど、県民生活を支える重要なライフラインである上下水道施設の強靱化に向けて取り組んでまいります。

次に、市町村災害廃棄物処理計画に対する県の支援についてでございます。

被災地域の早期の復旧・復興に向けては、災害廃棄物を円滑に処理することが必要であることから、仮置場の設置及び運用方針を定めた災害廃棄物処理計画を策定しておくことは極めて

重要でございます。

一方、策定に当たっては、災害廃棄物の発生量推計や仮置場の検討方法などが市町村の負担となっていることから、令和4年度まで環境省の災害廃棄物処理計画強化モデル事業により支援を行ってまいりました。さらに、本年度は、処理計画の策定期間が未定の18市町村に対して個別にヒアリングや相談、助言などの支援を実施してまいりました。この結果、今年度末には長野県内の全ての市町村において策定済みとなることを見込んでいます。

なお、県内市町村の処理計画は、そのほとんどが東日本大震災以降に策定されたもので直ちに見直す必要は低いものと認識しておりますが、能登半島地震の教訓などを踏まえて、今後新たな視点での対策が求められた場合には、市町村の処理計画の見直しを支援してまいります。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）水道事業の災害対策について2点お答えいたします。

まず、人工衛星を用いた漏水調査についてです。

この調査は、人工衛星から地表に向けて照射された電磁波に対する水道水特有の反射波を解析することで半径100メートル範囲での漏水可能性エリアを抽出し、調査員が2次調査を行って漏水箇所を特定するもので、企業局では、令和4年度に、長野市、上田市と時期などを調整の上実施したところです。

企業局の給水区域全域を対象とした今回の調査では、約4か月の調査期間で漏水可能エリアが395か所抽出され、2次調査の結果、このうち78か所から100件の漏水が発見されました。漏水可能性エリアが特定されることにより、従来約6年かけて実施していた全域の調査が、2次調査を含め約1年間で可能となり、漏水の早期発見、早期修繕につながったと評価しています。この調査の成果については、市町村の水道事業担当者向け研修会などで情報提供してきており、実施を予定する市町村もあるとお聞きしています。

一方、漏水可能性エリアから実際に漏水が発見された割合は約2割と、愛知県豊田市の実績と比較すると、山間部では発見率が低くなる傾向があることも確認されました。こうした状況も踏まえ、次年度は、管路の布設情報や過去の漏水記録、土壌データ等と組み合わせ、AIを活用して漏水の発生確率を算出する劣化診断を予定しており、管路の更新計画に反映することで漏水の未然防止につなげたいと考えています。

次に、安心の蛇口の設置についてです。

企業局では、給水区域の市町と協議をして、避難所となる学校や公園などにおいて、災害時でも飲料水や生活水を確保できる応急給水施設「安心の蛇口」を設置してきています。この設備は、ふだんは単独の水飲み場として利用できますが、災害時には、組立て式非常用給水装置を地下の給水口に接続することにより複数の蛇口から同時に水を利用することができる構造と

なっており、設置に当たっては、接続管路の耐震化や地域の方々の参加による設備を活用した応急給水訓練にも取り組んでいるところです。

経営戦略においては、令和7年度までに当該設備を20か所整備する目標としています。来年度新たに2か所設置し、合計19か所とするよう計画しており、その後の増設については、設置場所、維持管理を含め、市町と検討してまいります。

また、こうした取組については、企業局ホームページでの紹介に加え、市町村等水道事業者向けの研修や、長野県下水道公社と連携して設置している相談窓口等を活用し、積極的に情報提供してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）2点御質問を頂戴いたしました。

まず、オンライン授業を活用した学びの確保など災害時の対応についてのお尋ねでございます。

地震などの災害時に学校が破損したり避難所になったりした場合に児童生徒の学習機会を確保するためには、オンラインを活用して学びを継続できる環境の整備が大切であると考えております。

現在、公立の小中高校には1人1台端末が導入されており、県内のほぼ全ての児童生徒が災害等の非常時に家庭で端末を利用できる環境になっております。加えて、学校によっては全ての授業をオンラインで行う日を設けるなど、日頃からオンライン授業に慣れる経験を積み、災害時に備えております。

また、子供が家庭で被災し端末が破損した場合には、代替の端末が必要となりますが、能登半島地震の被災地には、文部科学省と企業が連携して端末やWi-Fiルーターが整備され、オンライン授業が行われていると承知しております。

県教育委員会といたしましては、国や被災地の対応等も参考にしながら、コロナ禍におけるオンライン授業の体験を基に、災害時においても子供たちの学習が継続できるようICTを活用した学びの充実に努めてまいります。

次に、公立小中学校の体育館への空調設備の整備状況と県の後押しについてのお尋ねでございます。

公立小中学校の施設整備につきましては、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、体育館への空調設備の設置についても検討が行われていると承知しております。

県内小中学校体育館の空調設備については、令和4年9月1日時点で設置率が3%となって

おり、全国平均の11.9%と比較して低い状況です。体育館は、子供たちの教育、生活の場であると同時に、災害時においては避難所としての活用が期待されるものであることから、県といたしましても、これまでも、市町村に対し、活用可能な国庫補助制度などの周知に努めてきたところであります。

引き続き全国や県内における優良事例等を紹介するなどの情報提供を行い、設置促進に向けて後押しをしてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には、介助やケアが必要な方を受け入れられる施設の確保についての御質問をいただきました。

県では、毎年度当初、市町村の福祉避難所の設置状況調査を行い、適切に設置できるよう必要な働きかけを行うとともに、内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインの活用を促すなど注意喚起を行っております。また、要配慮者の視点に配慮した避難所設置・運営研修会の実施など、危機管理部とも連携した取組を進めております。

しかし、今回のような大規模災害が起きた際には、市町村、都道府県の枠を超えた連携が必要になる場合があるため、県としては、自治体をまたいで福祉避難所を確保できるよう、市町村相互での協定締結を働きかけるなど、地域間の協力関係構築を支援してまいります。

また、発災時には、職員が被災するなど人員が不足することも想定され、長野県社会福祉協議会と連携した災害派遣福祉チーム、DWA Tなどの専門的な人材を幅広く派遣するといった広域的な取組を支援してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には能登半島地震の課題を県としてどう位置づけて防災対策を進めていくのかという御質問を頂戴しました。

大規模地震が発生しますと、まさに県民の皆様方の暮らしの基礎が根底から覆される事態になるわけであります。そうなりますと、私どもは県民の生活を丸ごと支えていかなければいけないと思っておりますので、平常時に行っている行政の対応とは思考も行動も完全に切り替えていくということが重要だと考えています。

特に、今、清水議員から様々な御提言、御意見等を頂戴しているわけでありますけれども、非常に多面的に考察していかなければいけないというふうに思っております。

一つは、暮らしを丸ごと応援するために、上下水道から始まって様々な分野で、日常生活をどう継続していくかということを平常時とは全く違う形で考えていかなければいけません。ま

た、御質問にもあったように、御高齢の方、障がいがある方、あるいは女性や子供たち、いろいろな県民の皆様方がそれぞれ困難を抱えるという状況になりますので、そうした人に着目した対策も重要になってくると思います。自助、共助、公助、また、市町村、関係機関との役割分担、連携など、多くの皆様方と協力しながら対応していかなければいけないと思っています。

加えて、発災した場合には、発災初期の救助・救出活動からその後の復興までできるだけ迅速に進めていくことが求められてくるという状況になります。

今回の能登半島地震は、質問でもる触れていただきましたように、本当に様々な課題、教訓、我々が学ぶべき点があるというふうに思っております。物資の問題、孤立集落の問題、避難所の環境改善、子供たちへの支援、学びの場の継続など様々な課題があります。こうしたことを私どものこれからの対策の教訓としてしっかりと受け止め、対応を考えていきたいというふうに思っております。

地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を策定しようと考えているわけでありましてけれども、先ほど申し上げたような幅広い視点を持ちながら、我々長野県は特に何に重点を置いて取り組むべきかということを明らかにした上で具体的な対策を進めていきたいというふうに考えております。また、必要な対策については、補正予算での対応も含めて、速やかな対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）様々な観点から御答弁をいただきました。

今回、地震防災対策の計画については、特に東日本大震災以降力を入れてやってきていただいているのはよく分かっております。しかし、物資の配付、また避難所での女性や高齢者への配慮、いざというときに対応できるであろうその計画が、今回の能登半島地震を見ている限りなかなか難しいということが目に映ったわけでありまして。

避難所には、長い間パーティションもありませんでした。そして、3週間後の時点で、女性が避難所から被災している自宅に帰って着替えをしているというコメントがありました。このような言葉を聞いたときに、まさか、何でというのが正直な気持ちでありました。

改めて、防災に対する備えを確認しながらさらに実践的な訓練を重ねていく。防災対策、地震に勝つにはこれしかないであろうということを今回教訓としたわけでございます。

そして、今回質問の中には入れませんでしたけれども、災害時にはなかなか前に出てこない、初めに道をつくる建設業の皆さんがいるわけでございます。今回、4月の働き方改革や人材不足等たくさんの課題を抱え、いざというときに道を開ける人、そして、私たちの生活を元に戻す復旧をしてくださる最前線の建設業の皆さんが大変厳しい状況の中にあるということをしっ

かりと見据えて支援対策をしていかななくてはならないと、そう強く要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

能登半島地震で亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

最初に、知事の政治姿勢について伺ってまいります。

裏金疑惑と金権腐敗政治について、しんぶん赤旗のスクープが契機となり、自民党が組織的、系統的に派閥のパーティーを利用して違法な企業・団体献金を長期にわたって集め、政治資金収支報告書の偽造や不記載で多額の裏金をつくっていたことに国民の怒りと不信が広がっています。

政治資金規正法は、政党や政治家の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置くために、資金を透明化することをルールとして、政治資金収支報告書の提出を義務づけています。2018年から2022年の5年間に、安倍派の政治資金パーティー収入の不記載が約6億8,000万円にも上ること、さらに、収支報告書に記載しないよう指導されていたことも自民党の調査結果で明らかになりました。

自民党国会議員の4分の1以上が関わったとされ、地域を回ると、庶民は1円でも安いものごと日々四苦八苦しているのに、何百万円、何千万円ものお金を何に使ったか分からないなんて信じられないと憤りの声が聞かれ、政治不信を広げています。共同通信社が実施した世論調査でも、裏金を受け取った議員がその使い道について説明する必要があるとの回答が84.9%に上っています。うやむやにすることは許されません。

パーティー券の名による献金は、必ず見返りを期待して行われるものであり、政治をゆがめます。日本共産党は、企業・団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止し、金権腐敗政治の根を絶つことを求めています。自民党が組織的、系統的かつ長期にわたって行ってきた戦後最大とも言われる金権腐敗事件について、知事はどのような見解をお持ちですか。

沖縄辺野古新基地建設代執行と地方自治について伺ってまいります。

長野県と沖縄県は、民間同士の交流を含め、各分野において両県の発展に寄与することを目的として、昨年3月15日、長野県及び沖縄県の交流連携に関する協定を結びました。来県された玉城デニー知事は、県議会を表敬訪問され、議会側とも親しく懇談する機会がありました。

その沖縄の名護市辺野古の米軍新基地建設で、大浦湾の埋立予定海域にある軟弱地盤の改良

工事の設計変更を拒んできた玉城デニー知事に代わり、地方自治法で自治体に任されている事務を踏みにじって国土交通大臣が史上初の代執行を行い、埋立てが強権的に進められています。

沖縄県民の民意は、3回の知事選で辺野古への新基地建設反対を掲げる候補者が当選し、県民投票でも72%の県民が埋立て反対の意思を示していることで明確ではないでしょうか。このようなことを許していけば、今後、長野県民と知事が決めたことを国が気に入らないからと覆すことにもつながりかねません。民主主義破壊、地方自治破壊の非民主的なやり方が広がることが懸念され、地方分権が空洞化してしまいます。共に交流と発展を支え合う仲間、また、地方自治を尊重する立場から、この問題に関わる知事の見解を伺います。

災害列島における原発についてもお聞きします。

能登半島地震で震度7を記録した志賀町には、活断層の上に北陸電力志賀原発がありますが、運転休止中だったことから大事故に至りませんでした。しかし、様々な深刻なトラブルが発生したことが明らかになってきました。志賀原発の避難計画は、至るところで道路網が寸断される下で実行不可能な計画で、原発事故が起きたら住民は避難することさえできない事態も判明しました。長野県内には原子力事業所は存在しませんが、福島第1原発事故では、緊急防護措置を準備する30キロ圏以上の広範囲に放射性物質が拡散し、住民生活と産業に甚大な被害をもたらしました。

長野県を囲むように世界最大規模の柏崎刈羽原発と浜岡原発があり、糸魚川－静岡構造線断層帯地震や南海トラフ巨大地震の影響で原発事故が起こった場合に影響を受ける可能性があります。その際、屋内退避や避難が必要となったときに県民の命と安全を守る責務が県にはあります。県の地域防災計画ではどのように対応するのでしょうか。

今回の地震を見ても、災害列島の日本には原発の適地はありません。再稼働の道を探るのではなく、原発に依存しない再生可能エネルギーの利用拡大が必要だと思います。県のエネルギー施策について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）御質問に順次お答え申し上げたいと思います。

まず、政治資金パーティーをめぐる問題についてのお尋ねでございます。

一昨日の小林東一郎議員の代表質問にもお答えしたとおり、こうした問題は、まさに現在進行形の課題でありますので、国会での議論の推移を見守りたいというふうに思っております。令和臨調も含めて、政治資金等の改革に向けた様々な意見や提案が出されてきているという状況であります。政治に対する国民の信頼を確かなものにしていくための国民的な議論が必要になってきているというふうに受け止めております。

続きまして、沖縄の辺野古新基地建設に係る代執行と地方自治について御質問をいただきま

した。

まず、玉城知事におかれましては、県民の皆様方の民意を受け止めながら国との対応に誠心誠意御尽力されていることに敬意を表したいと思っております。

今回の代執行に係る国の対応につきましては、もう少し地方自治に配慮した対応の余地がなかったのかというふうにも思いますが、地方自治法に規定されている手順を踏み、司法判断も経ていることから、法令上は適切なものというふうに考えております。

一方で、地方自治、地方分権に関しては、いまだに国の過剰な規制や全国画一的なルールが我々地方を縛っているというふうに私は感じておりますので、今日的にもまだまだ課題が多いのではないかと考えております。

地方自治法に基づく代執行につきましても、その対象が法定受託事務に限られているとされていますが、地方分権一括法の制定以降20年以上が経過しております。また、社会情勢も大きく変化してきている中で、国と地方の事務の最適な役割分担や法定受託事務の在り方などを含めて検討されるべきものというふうに考えております。

こうした分権、自治の議論は最近あまり行われなくなってしまっておりますけれども、こうした問題提起を知事会等からも行えるように私としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、原子力災害について2点御質問を頂戴いたしました。

まず、県の地域防災計画で原発事故が起きた際の対応についてという御質問でございます。

本県の地域防災計画原子力災害対策編におきましては、原発事故が発生し、原子力事業所外に放射線の漏出が懸念または確認され、国において原子力災害対策本部が設置された場合には、県としても災害対策本部を立ち上げることにいたしております。その上で、各電力会社との覚書に基づく情報収集や県内のモニタリングポストにおける観測等を行い、入手した情報の市町村との共有、県民への広報を行ってまいります。また、国の原子力対策本部の指示に基づく屋内退避等の呼びかけや、必要に応じた県外からの避難者の受入れ、こうした対応も行うことといたしております。

原子力発電所の事故はあってはならないものでありますが、万が一に備えて、国や市町村、原発立地県、電力会社と連携して、適切な対応が取れるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、県としてのエネルギー施策についての考えという御質問でございます。

エネルギー政策の根幹につきましては、安定供給や経済効率性という観点はもとより、安全性、環境への適合性、こうしたことを総合的に検討した上で、国において責任を持って決定されるべきものと考えております。今後とも、国全体で再生可能エネルギーの最大限の普及に取

り組んでいただくことが必要というふうを考えております。

これまでも、知事会等を通じて、再エネの主力電源化に向けた施策の拡充を求めてきているところでありますし、今後ともこうした方向性の要請活動を行っていきたいと思っております。

加えて、本県としても、この脱炭素社会をしっかりとつくり上げていかなければいけないと考えておりますので、県内の豊富なポテンシャルを十分に生かした再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいきたい。そして、長期的にはエネルギーの自立の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

[48番和田明子君登壇]

○48番（和田明子君）御答弁いただきました。分権、地方自治など機会を捉えて知事からも発信していただきたいと思えます。

災害対策について危機管理部長並びに総務部長に伺ってまいります。

能登半島地震から7週間になります。亡くなられた方は241名、住家被害は6万棟を超え、避難生活を続けている人は少なくとも2万3,000人、3万4,000戸以上で断水が続いているなど、被害は甚大です。

県として直ちに災害対策支援本部を立ち上げ、市町村とともに「チームながの」として支援活動に携わっていただいておりますが、水がない、食料がない、避難所環境劣悪など、生活再建への不安にさいなまれながら、寒い中、被害に遭われた皆さんは心身ともに過酷な状況を強いられている状態です。いまだに先が見えず、復旧の長期化が予想されます。

被災者の切実な願いは、住まいの再建となりわいを取り戻すことです。国の被災者生活再建支援金は、建設資材が1.5倍に跳ね上がっているのに最大300万円で、あまりに不十分です。日本共産党は、600万円以上に引き上げるよう政府に求めています。また、半壊、一部損壊は対象外になっています。これでは暮らしの再建は困難です。国に対し範囲の拡大や支援金の引上げを求めていただきたいと思えます。危機管理部長に伺います。

地震のメカニズムや被害状況の全貌が徐々に明らかになってきています。犠牲者の死因は、圧死が41%、窒息が22%、低体温症が14%とのことで、犠牲になられた方の多くが家屋の倒壊によるものです。高齢化率の高さ、過疎地、孤立集落など長野県としても似たような状況であることから、決して人ごととは思えません。

教訓を生かし命を守ることを第一に、長野県地域防災計画の充実、とりわけ地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、緊急輸送道路の強化、代替路の確保、上下水道などのライフライン等の機能の確保、住宅の耐震化、孤立集落への対応など、見直しが必要だと思えます。危機管理部長にお聞きします。

能登半島地震においては、避難所の劣悪な環境が問題になっております。東日本大震災の避難所では、性被害に遭った事例も報告されております。避難所にも、男性用とは離れた場所への女性用トイレ設置や、授乳スペース、女性専用更衣室の設置など、ジェンダー平等の視点が求められています。県の女性防災担当は6名とのことですが、さらに女性の職員を増やしていただきたいと思っております。総務部長に伺います。

第5次男女共同参画基本計画では、地方防災会議の女性委員比率30%との数値目標が掲げられています。女性委員の比率が少ないほど避難所における女性用品や介護用品の備蓄が少ないとの調査結果もある中で、県防災会議の女性委員の比率はどうなっているのか現状を伺うとともに、増やしていただきたいが、見通しと課題について危機管理部長に伺います。

次に、信州F・POWERプロジェクトの現状について知事並びに林務部長に伺ってまいります。

信州F・POWERプロジェクトの中核を担う征矢野建材が、66億円余の負債を抱え、経営破綻に陥り、民事再生手続を行っています。県は、事態を真摯に受け止めるとして、直ちに事業継続支援チームと原木安定供給等検討チームを設置し、対応していただいているところでございます。征矢野建材の事業は綿半ホールディングスがスポンサー契約を結び支援するが、燃料供給の義務契約は解除するとのこと。征矢野建材は、民事再生法に基づく再生計画案を長野地方裁判所松本支部に提出したという状況であります。

私は、この事業が大北森林組合補助金事件の轍を踏むことにならないかと危惧しております。つまり、計画どおりに事業が進まなかった場合に変更もしくは中断ということになれば、補助金の一部または全部の返還を国に求められることになりはしないかということです。

現実には、製材事業にしても、木質バイオマス発電事業への燃料供給にしても、明らかに計画時とは異なっている、変化があるわけです。国に報告しながら相談していただいているとは思いますが、補助金を支出した国との関係ではどのような対応をされているのか、林務部長に伺います。

ソヤノウッドパワーの木質バイオマス発電事業ですが、燃料の取り合いになっていることは林野庁も資源エネルギー庁も警鐘を鳴らしています。熱効率が悪い上に、太陽光発電と違って燃料を有料で調達しなくてはなりません。しかも大規模であるために、広範囲から集めざるを得なくなっていることもネックになっていると思われまます。

計画では、24時間330日運転して全量を中部電力に売電して約29億円の収入を得ることになっていますが、発電施設の概算事業費はおよそ100億円、フル稼働していかなければ、今後補償金も入らない中で、次はソヤノウッドパワーの経営自体が深刻な状況に陥らないとも限りません。ある林業関係者は、発電量を小さくして燃料材に見合った事業にするしか活路はない

とも言っています。そこで、発電事業の現状と見通し、今後の対応について知事に伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には3点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、被災者生活再建支援金の支援範囲の拡大、支援金の引上げについてでございますけれども、災害が激甚化、頻発化する中、今回のような大規模地震は全国どこでも起こり得る可能性がございます。これまで、国に対して、地方を挙げまして再三にわたりこの支援金の支給対象の拡大等を要望してまいりました。その結果、令和2年には損害割合30%以上の中規模半壊を支給対象とする改正がなされたわけですけれども、まだまだ十分とは言えないと私どもは認識しているところでございます。

本年度も、全国知事会として、支給額の増額、適用条件の緩和、国負担の強化などさらなる制度充実を要望しているところでございますけれども、制度の見直しに向けまして、引き続き粘り強く要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、地域防災計画の充実でございますが、県の地域防災計画の中には項目立てがございまして、その中に、防災都市計画や建築物災害予防計画、ライフライン施設の災害予防計画など必要な計画が定められておりますので、この見直しを随時行ってきたところでございます。

今回の地震で生じた課題は、多くの中山間地を有する本県にとっても他人事ではないと思っております。こういったいつ起きてもおかしくない地震に備えて、耐震化や緊急輸送道路などの強化、県民一人一人の防災対策の再点検の呼びかけなど、県としても至急取り組むべき事業として令和6年度当初予算に計上したところでございます。

今後は、今回の地震を踏まえて本県の地震防災対策を見直し、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）を取りまとめまして、その内容をさらに地域防災計画にも反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、防災会議の女性委員の比率でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、79名の委員中16名ということで、20.3%にとどまっているところでございます。やはり関係機関からの推薦が大事でございますので、来年度以降も強力をお願いをしております。女性の比率が高まりますと、女性の視点に立った防災対策の推進に役立つという認識は私どもも同じでございますので、引き続きその比率の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君）県の防災担当への女性職員の配置についてのお尋ねでございます。

県の防災担当である危機管理部への女性職員の配置につきましては、平成31年4月1日時点で2名配置しておりましたが、令和5年4月1日時点で6名を配置しております。避難所対応を含めまして、災害時における女性の視点での対応は大変重要であると認識しており、さらなる女性職員の増員を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）信州F・POWERプロジェクト関係の補助事業に係る国への対応についてのお尋ねでございます。

一般に、補助事業につきましては、虚偽の申請内容等に基づいて補助金が不適切に交付された場合などには補助金の交付決定の取消しや返還命令に至る場合がありますが、信州F・POWERプロジェクトに関する補助事業についてはそうした状況にはないものと認識しております。

県としては、これまで、法令や補助要綱等に基づいて、事業主体が補助金の交付目的に沿って適切に事業を実施し、補助対象となった施設等の効率的な運営が図られるよう善良な管理者の注意をもって事業主体を指導監督するなど、補助金執行者としての役割を誠実に果たしてきたところです。

補助事業の原資となった基金の監督官庁である林野庁に対して随時情報提供を行うなど、これまでも意思疎通を図ってきたところであり、引き続き国との情報共有を密にして適切に対応してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトに係る発電事業の現状と県の対応という御質問をいただきました。

プロジェクトの発電事業につきましては、燃料材供給を担う征矢野建材と発電事業を行うソヤノウッドパワーとの間で木材供給が継続されております。発電事業の安定運営に資するよう燃料材の安定供給を目指して取り組んでいるという状況であると認識しております。

県としては、ソヤノウッドパワーをはじめ県内の木質バイオマス発電所への木材供給量を増やすべく、昨年11月に原木の安定供給に向けた今後の対応をまとめさせていただき、いわゆるA材からD材までの木材丸ごとの資源化、商品化と、主伐・再生林の効率化による森林資源の有効活用の一層の推進に取り組むとともに、補正予算によりまして、木質バイオマス発電における木材供給の安定化や、川上から川下までのサプライチェーン構築の支援を進めてきているところでございます。

引き続きこうした事業等を活用して原木の安定供給に向けた取組を強化し、プロジェクトに係る事業が安定的に継続されるよう支援をしていきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）信州F・POWERプロジェクトにつきましては今後も注視していかねばならない状況であります。林業関係者に燃料材に見合った規模と言われるほど深刻な事態に陥らないように今後とも力を尽くしていただきたいと申し上げておきます。

次に、教育問題について教育長に伺ってまいります。

学校がブラック職場になっていると、教職員の長時間労働が社会問題になっています。教職員組合が2023年6月に実施した勤務実態調査では、過労死危険ラインの月80時間を超える超過勤務時間が明らかとなっています。休憩時間も、約半数が全く取れないと回答しており、8割が15分未満です。文部科学省の調査でも、平均して1日12時間近く働いており、にもかかわらず、休憩時間は小中学校で5分から7分しか取れていないと言われております。

県教職員組合が33歳以下の教職員を対象に行った調査では、仕事を定年まで続けることについてどう考えるかの質問に対し、26%の教職員が、3年以内に辞めるつもり、いずれ辞めたいと回答しており、この結果を私は衝撃をもって受け止めました。

ある中学校教員は、午後6時過ぎに一旦帰宅し、子供の世話をした後、妻とバトンタッチしてまた学校に戻り、保護者と連絡を取るなどの仕事をして、9時頃帰宅。子供をお風呂に入れ、寝かせつけながら自分も寝落ちしてしまう。12時頃起きて生徒の提出物のチェックや授業の準備という生活を繰り返しているということをお聞きしました。

これで子供たちに行き届いたきめ細やかな教育ができるのでしょうか。教職員が疲弊していることで最も影響を受けるのは子供たちではないでしょうか。県教育委員会としても、負担軽減のために、部活の見直しや地域移行、研究授業の改善、支援員の配置、専科教員の配置など努力をいただいておりますが、抜本的な改善にはつながっていません。1人1日5こまも6こまも持っていれば勤務時間内に授業の準備ができず、結局は持ち帰りにならざるを得ません。

教員配置が標準法で定められていることは承知しておりますが、長野県は全国に先駆けて中学3年生まで35人学級を推進してきた経過があります。子育て支援と言うなら、学校教育での質的強化がより求められるのではないのでしょうか。

教育長は、常に財源が問題と言われますが、コストを一義的な困難に掲げるのではなく、米百俵の精神が必要ではないのでしょうか。一人一人に目が行き届く教育を推進する上でも、教職員の多忙化を改善する上でも、県独自のさらなる少人数学級の推進と教員増が必要だと思えます。長時間労働に対する認識と若年退職者の数、改善策について教育長に伺います。

教育に穴が開くと、教員の欠員問題が年々深刻化し、全国各地の学校現場の厳しい実態が報告されています。産休、育休、病休などの代替教員が確保されません。

全日本教職員組合は、昨年末、32都道府県、12政令市で欠員が補充できずに未配置になっている人数が、10月1日時点で3,112人いると発表しました。長野県でも、同時点で、小中学校で46名、特別支援学校で5名いるとのことで、大変な事態です。

ある小学校では、産休で休みになった担任の代替がなかなか決まらず、1日に何人もの先生が入れ替わり立ち替わりで自習になったりと目まぐるしいため、子供さんは学校が楽しくないと言っており、保護者も、子供たちが人としてまともに育つのかと心配しているとの話をお聞きしました。

県教育委員会は、応急対策として、今年度から欠員対策のための教員配置事業を始めていただっていますが、県内4名のサポート教員ではとても足りないため、新年度9名に増やすということは歓迎をするものです。サポート教員の増員への対応とともに、ゆとりを持った教員の採用が必要ではないでしょうか。教育長に現在の欠員状況と抜本的な改善策について伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） まず、県独自のさらなる少人数学級の推進と教員増についてでございます。

議員御指摘のように、多様な児童生徒へのきめ細かな対応や教員の多忙感解消の観点から、さらなる少人数学級の推進も有効な対策の一つであると認識しております。しかしながら、その実現のためには、財源に加え、必要となる教員や教室の確保等の課題があるため、現在、県教育委員会では、小学校への専科教員の配置を増員し、子供たちに専門性の高い指導を行えるようにするとともに、教員1人当たりの持ちこま数を減らし、さらには年度途中の欠員にも対応できるよう教科担任制の推進を図っているところであります。

長時間労働に対する認識と若年退職者の数、改善策についてでございます。

まず、若年退職者の数ですが、令和4年度は、20代が36人、30代が34人であり、合わせて定年退職者を除く退職者の約7割を占めております。退職の理由は、長時間労働に限らず、積極的な転職や結婚、家庭事情によるものなど様々であると認識しております。

また、長時間労働は、慢性的な疲労や睡眠不足により心身の健康を脅かすだけでなく、仕事の生産性低下にもつながるものと認識しており、これまでも、会議の精選等により時間外勤務時間の縮減を図ってまいりましたが、来年度は新たに専門家の知見を取り入れた課題の洗い出しや業務の見直しを行うなどさらなる働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、教員の現在の欠員状況とその改善策についてのお尋ねでございます。

令和6年1月末現在における公立小中学校の欠員は、小学校22名、中学校15名、全県で37名

となっております。県教育委員会では、計画的な正規採用者の増員や新たな講師登録者の発掘など様々な教員確保策に取り組んでいるところですが、とりわけ年度途中の急な欠員に早急に対応したいという学校現場の切実な声に応えるべく、欠員対策のための教員配置事業や産育休代替教員の年度当初からの配置を行っているところです。

令和6年度におきましては、欠員対策のためのサポート教員を今年度の4名から9名へ増員し、各校に最大2か月間派遣することで、少なくとも延べ54名分をカバーできるようにするとともに、年度当初からの産育休代替教員を今年度の4名から7名に増員し各校に最大3か月間派遣することで、少なくとも延べ28名分をカバーできるよう予算の増額をお願いしております。

引き続き子供たちの学びの継続を保障し、教員の働き方改革を推進するため、望ましい教員配置の在り方について研究を進めるとともに、状況に即した迅速な欠員対応ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）若年退職の方が70名にもなっている。本当に大変残念なことであります。せっかく採用されても早期退職してしまう。これが負のスパイラルになってきているのではないのでしょうか。

ある学校で、年度最後の保護者と担任の懇談会において、不登校の子供の親御さんが泣きながら子供の話をした際に、担任は、自分がけがでしばらく休んだことを話した後、お子さんは頑張っているが、自分の力不足であり申し訳ないと突然泣き出して、その場が静まり返った場面があったそうです。

ゆとりのない学校は、子供にも先生方にも言いようのない負担を押しつけ、追い込んでいるのではないのでしょうか。ゆとりのある学校を一日でも早く実現してほしい。この思いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時24分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。本日は、自由民主党県議団政調会を

代表して質問させていただきます。

昨年の新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、今年は市町村にて二十歳を祝う会が盛大に開催されました。その中で、第2次ベビーブーム世代のお子さんが二十歳となり、家族そろってお祝いをしている光景が見受けられました。一方で、年末年始、独身でアパートで一人で過ごす第2次ベビーブーム世代もいらっしゃいました。実際、この独身の第2次ベビーブーム世代には、結婚を望んでいたのになかなか人が多く存在しています。こうした状況を見ると複雑な思いに駆られますが、今の若者が結婚を望んでいるのにできなかった場合、30年後に同じような状況になることを危惧せざるを得ません。

そもそも、少子化のスタートは、第3次ベビーブームが起きなかったことです。第2次ベビーブーム世代が結婚し、出産をすれば、今ほど少子化は進んでいなかったでしょう。その原因は、今課題となっている4人に1人が結婚をしない、結婚ができなかった、そういった問題に関連していると思います。

そして、50代になると、もう初婚率が1%を切ります。第2次ベビーブーム世代が今後初婚する可能性はかなり低くなってきている現状があります。そうした問題を考えると、この少子化問題は、今の若者に対してどのような支援をするか、そういった問題にも大きく関わっていると考えています。

今回、我々自民党県議団は、大学生に対しアンケート調査、そして意見交換を行いました。この議場において、若者の実態調査をし、支援をしていただきたいと再三申し上げましたが、その理由は、国においては、昨年こども家庭庁ができ、異次元の少子化対策を実施しようとしておりますが、その説明を受けた際、若者支援がほとんどなかったことです。

こういった状況を考え、我々が自ら調査し、この課題の一端でも県政に、また国に届ける使命を感じ、我々政調会は半年がかりでこの調査を実施しました。今回の調査は、信州大学、長野県立大学、松本大学、長野大学、諏訪東京理科大学に対してアンケートを依頼し、251人の回答を得ました。そして、この回答を分析し、課題を抽出し、その課題について、5人程度のグループに分け、じかに大学生と意見交換をしました。そして、その課題に対する政策を、2月8日、自民党県議団として阿部知事へ提出させていただきました。

この調査の結果感じたことは、まず、私たちの認識と大きく違い、若者は恋愛や結婚に消極的なわけでもなく、子供が欲しくないわけでもない。様々な課題を感じて、恋愛・結婚に前向きになれない、踏み出せない状況にあることが分かりました。少子化対策は、単にマクロ経済データから結婚支援、出産支援を考えるのではなく、若者の人生を豊かにすることが一番の少子化対策だという結論にたどり着きました。

今回のアンケートの特徴は、設問に対し、なぜそう考えるかという記述式回答を設けたこと

です。例えば、恋愛をしたくないと回答した人に、なぜしたくないかという記述を求めました。その記述アンケートは、膨大な量を集めたのですが、実際にそのコメントを見ると、正直悲しくなりました。こんな悩みを抱えているのだ、そして、そうした様々な悩みや課題に対して行政が全く支援をしていないことが大きな課題だと感じました。

そして、この課題は、大きく分類しなければいけない。例えば、恋愛・結婚について。恋愛・結婚は、恋愛・結婚に前向きな人、そして、その人が求める条件に出会ったとき、そして出会う場があって初めて成立すると。

恋愛・結婚を求める人を需要として考えます。求める条件については供給として考えます。そして、その需要と供給がある中での出会いで初めて成立します。出てきた悩みや課題をこの需要、供給、出会いの中で分析します。

出てきた感想から、まず需要という部分で考えます。なぜ恋愛・結婚に前向きになれないか。その悩みは、過去に異性から傷つけられた経験。学校現場で異性の暴力的な場面を見た。陰口を言われた経験がある。いじめ、セクシャルハラスメントを受けたことがある。異性に対するトラウマ経験があると答えた人が一定数います。また、どうやって異性と会話したらいいのか分からないという声もあります。これはコミュニケーション能力の課題です。また、自分の容姿や性格に自信がない。自分が他者にどう見られているか分からない。自分への自信のなさ。異性が何を考えているか分からないという漠然とした不安、恐怖心があるという回答がありました。

次に、供給として考えた場合、人柄と回答するものが最も多く、次いで、育児・家事の協力を求めると続いています。経済的安定やコミュニケーション、外見を求めたりする傾向もあります。また、意見交換をする中で、大学生が自ら変わりたいと思っても、自分たちはそうなれないと自分の可能性に蓋をしていたり、諦めていたりする傾向も見受けられました。

続いて出会いの場ですが、行政が主催する出会いのイベントに参加したいかという質問に対しては、80%はしたくないという回答でありました。若い人たちは、自然な交流の中で出会い、恋愛し、そして結婚することを望んでいます。

私たちが抱えている最近の若者像は、ネット上で登録して出会いを求めているのだというのは大きな間違いで、実際に自然な出会いができないから、がつがつしていると思われたくないがマッチングサイトに登録しているという状況もうかがえました。

また、今回、学生たちが持っている現在の恋愛観、結婚観に学校教育の影響があったかどうかを尋ねると、一定数あったと回答している。

主なコメントを御紹介します。性的なものを忌避するような学校教育。男女別に分かれるグループ編成。恋愛を表向き禁止している雰囲気は恋愛をすることに対する向かい風となってい

る。学業をする上で恋愛は邪魔になるという風潮。教師自身が恋愛や結婚に関して隠すような雰囲気があった。学校においてライフプランや子供、配偶者がいる未来、いない未来について考える機会がなかったという声がありました。

私たち政調会のメンバーも、いろいろな議論をする中で、このライフプランニング教育の重要性というものを改めて感じたところです。また、この結論について、このアンケート調査を大学生にも分析してもらいました。結論は同じで、ライフプランニング教育が最も重要だということでした。

そこで、少子化対策について質問します。

第2次ベビーブーム世代が結婚して出産が増える予想をしていましたが、そうならず、第3次ベビーブームが起きなかったことが日本の少子化のスタートと言えます。現在50歳前後の第2次ベビーブーム世代が結婚したくてもできなかった原因や、この年代の独身者に対して、独身でよかったこと、困っていること、将来への不安を調査分析することが必要であり、少子化対策のヒントになると考えますが、いかがでしょうか。こども若者局長に伺います。

今後、第2次ベビーブーム世代が高齢化に進んでまいります。そうすると、引き続いて単身高齢者も増えてきます。高齢者施設で単身高齢者の状況を聞くと、結構大変だという話があります。対応に苦慮しているようです。また、葬儀屋さんに聞いてみますと、いろいろな状況を見る中で、孤独死、孤立死の課題を感じています。

こうした課題に備えるのに、単身独身者が自ら将来自分に課題が起きることを予見しながら対応しなければいけませんし、行政側も何らかの準備をする必要を感じます。そういった観点から、高齢者が抱える課題について把握している部分を福田健康福祉部長に伺います。

先ほども申し上げましたが、今回の調査で一番感じたことが、ライフプランニング教育の不足です。昔に比べると、今の時代は、働く時間は大幅に減っています。また、利便性も高まっています。多様な生き方を選択する時代が変わってきています。多様であるがゆえに人生観を育みながら自ら選択して生きていくことが重要だと思います。

人生観が成熟していない中で人生の方向を決めてしまうことは、ある意味、今後の人生に不安を覚えるところでもあります。多様な生き方が選択できるからこそ、ライフプランニング教育の中で自らの価値観を考え、その価値観に沿って仕事、趣味、ボランティア、家庭など自分の生き方を考える必要があると思います。仕事も結婚も子育ても選択肢の一つとして自ら判断してほしいと思います。

そして、結婚するメリット、デメリット、結婚しないメリット、デメリットを知ることが大切だと思っています。生涯独身者の暮らしにおけるメリットやデメリットを把握し、ライフデザイン教育に生かす必要があると考えますが、いかがでしょうか。こども若者局長にお尋ねし

ます。

当県議団の政調会が中心となり、県内大学生を対象としたアンケート、意見交換を実施しました。若者は恋愛にも消極的だったイメージがありますが、若者は決して恋愛や結婚をしたくないわけでもなく、子供が要らないわけでもありませんでした。私たちが若かった頃と今の若者は変わらないと感じています。最近の若者は、マッチングサイトでパートナーを見つけると思われていますが、自然な交流の中で出会い、恋愛し、結婚したいと考えています。

その中で、マクロデータからの分析と大きな乖離があると感じました。これまでの政策が若者の実態に即していないとも感じています。若者の実態をどのように認識しているのか、伺います。また、若者の結婚支援施策を効果的に講じるためには、当事者である若者が望む支援を行う必要がある。そのためには、各世代に対して踏み込んだ実態調査を行い、それぞれの実情と意向を把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。高橋こども若者局長に伺います。

結婚や恋愛への支援についてです。

結婚や恋愛は、恋愛・結婚に前向きな人が求める条件を満たし、そして出会うことで成立することから、需要、供給、出会いという要素が必要となります。こうした考えに基づく取組が必要だと思いますが、見解を伺います。

自民党県議団は、今回、具体的対応策を提案いたしました。様々な課題を抱えるために恋愛や結婚に前向きになれない状況から、性教育や金融教育を含む自身の価値観に基づき主体的に考え、自己決定をする能力を向上するライフプランニング教育、コミュニケーションスキル、対人関係を向上できる教育プログラムの提供、トラウマやコンプレックスに関する悩みに対するカウンセリングとメンタリング、自己肯定感の向上のサポートなどの支援です。このような需要を高めるため、若者が恋愛や結婚に前向きなイメージを持つためには、若者の悩みや不安を解消して前向きに生きる支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

自分磨きとなりたい自分になるための支援として、自己肯定感の向上サポート、健康的なライフスタイルの促進、パーソナルコーディネーターによるアドバイスなど身だしなみとファッションの改善支援、キャリア成長と収入増加、経済的な安定のための職業スキル・キャリア支援、コミュニケーションスキルの向上支援など。供給を高めるため、若者が結婚相手に求める条件として挙げる人柄、外見、年収等を向上させる自己研さんや、家事・育児等の生活能力を向上させる自分磨きの支援など、若者がなりたい自分になる支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

自然な交流からの出会いを考えます。趣味やスポーツクラブ、文化活動など共通の趣味、興味を持つグループの交流支援、職場での交流機会の提供、中小企業の社員同士の交流支援など

です。このように、出会うことに関して、若者は自然な出会いの中から恋愛に発展し、結婚につながることを求めています。最初から恋愛や結婚だけを目的としない学校や職場、趣味など、生活の中で交流の機会を増やす若者の自然な交流支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上4点、高橋こども若者局長に伺います。

学校教育における日々の先生の行動や対応が子供の恋愛観、結婚観に一定程度影響を与え、少子化、人口減少に影響を及ぼしていると考えます。今後教育委員会はどのような教育が重要と考え、どう取り組んでいくのか。内堀教育長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には少子化対策、若者対策について7点の御質問をいただきました。

まず初めに、共田議員からもお話がありましたとおり、自民党県議団から若者世代への支援に関する政策提案を2月8日に頂戴いたしました。県内大学生へのアンケートと意見交換を行い、その生の声を詳細に分析し、報告書にまとめて提案いただきましたことに心から敬意を表するところであります。若者への支援策などを考える上で大いに参考となる提案をいただいたと受け止めておりまして、今後の政策づくりに反映できるよう取り組んでまいります。

それでは、順次御質問にお答えいたします。

まず、第2次ベビーブーム世代の独身者への調査の必要性についてであります。

現在50歳前後のいわゆる第2次ベビーブーム世代は、就職する時期が、バブル崩壊による経済的な不況により新卒者の採用者数が減少した就職氷河期と呼ばれる就職難に遭遇した世代であります。思うように就職の希望がかなわず、非正規雇用労働者、派遣労働者などにならざるを得なかった方も多く、収入が安定せず将来が不安であるという理由で結婚できなかつたり、結婚しても子供を持つことをちゅうちょしたりする人が増加したと承知しております。

この年代の独身の方々が現在どんな思いでいるのか、独身でいることの利点や困っていること、結婚意思の有無、幸福感や将来への不安などについて調査することは、今後の少子化対策を検討していく上でも重要なことであると認識しております。来年度の前半で調査を行い、実態と課題を把握した上で、今後の若者支援などの施策の具体化にもつなげられるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、生涯独身者の暮らしにおけるメリットやデメリットを把握し、ライフデザイン教育に生かすべきではないかという提案をいただきました。独身でいることは、行動や生き方が自由であり気楽なことがメリットである一方で、孤独感や老後の不安を感じる方も多いと一般的には言われております。

若者が就職、結婚、出産、子育てなど包括的に人生設計を考えるに当たり、結婚して子育て

することのよさ、楽しさ、それに加え、老後の生活実態なども正確に理解した上で、人生をどう選択して生きていくのか、多様な選択肢の中から選ぶことを自ら考えてもらう必要があると考えます。代表質問で知事から答弁いたしましたライフデザイン教育の拡充を検討していくという中で、先ほど申し上げた実態調査結果による独身者の実態を反映してまいりたいと考えております。

次に、若者への認識と実態把握の必要性についてのお尋ねであります。

今回、県内の大学生に対するアンケートと意見交換の結果から、県が若者の実態をしっかりと把握できていないのではないかとのお指摘をいただいたところであります。

県におきましては、18歳から49歳までの男女約3,000人を対象に、毎年、長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査を実施し、分析結果を公表しているところでありますが、今回の提言を受けまして、若者に対してさらに効果的な支援を行うため、本調査の中で調査項目を充実するなどさらに踏み込んで若者の悩みや希望の実態を把握できるように検討してまいります。

また、当事者である若者の意見をもっと聞くべきではないかとの点についてであります。

これまで、若者の意見を施策に反映するため、大学生、社会人向けのライフデザインセミナーの参加者へのアンケート、こどもモニターへのアンケートや、県の結婚マッチングシステム登録者との意見交換会、女性、若者、こどもモニターとの意見交換などを通じて若者の生の声を聞き取る機会を意識的に増やしてきたところでありますが、来年度は、さらに大学生や若手社会人が自ら企画に参加するミーティングを県内外で開催し、直接若者の意見を聞き取ってまいります。

このほか、様々な機会を捉えて幅広い年代の皆さんとの意見交換の機会をこれまで以上に増やし、その悩みや希望の把握に努めるとともに、若者に対するきめ細かな支援の実施や長野県少子化・人口減少対策戦略の策定にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、需要、供給、出会いという考えに基づく取組の必要性に対する見解についてのお尋ねでございます。

今回の自民党からの政策提案の中で、需要、供給、出会いの三つの要素が必要という考え方に基いて若者の悩みや不安を踏まえた課題を分析し、具体的な提案をいただきました。

まず、若者自身が恋愛や結婚に前向きになるための若者の悩みや不安を解消して前向きになるための支援、次に、恋愛・結婚相手として求める条件を満たした人がいるための若者がなりたい自分になるための支援、そして、結ばれるための環境や機会づくりのための若者の自然な交流支援が必要といった観点から具体的な対策案について示されたところであります。こうした考えの下で必要な取組を具体的に整理することは重要なことでありまして、私たちが政策を

つくる上でも大いに参考になるものと感じました。今後、若者支援施策を検討する際に、こうした点も意識し、より効果的な施策の構築、実施に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、提案をいただいた三つの具体的な対策案ごとに御質問されていますので、個別に提案された具体策にも若干触れながらお答えさせていただきます。

まず一つ目の若者の悩みや不安を解消して前向きに生きるための支援の必要性についてであります。

恋愛や結婚に対して悩みや不安を抱えていたり、リスクと捉える風潮もある中で、若者が前向きな気持ちになって生きることは大変重要であり、これは取組の出発点とも言えます。これまでも、県では、体験談やロールモデルを通じて、結婚や子育てを身近に感じてもらうことで若者に前向きな気持ちになってもらうためのライフデザインセミナーを開催してきております。

御提案にありました悩みや不安に寄り添うカウンセリングとメンタリングやサポーターの育成などの支援については大事な視点だと考えておりますので、今後の新たな施策を考える上での参考にさせていただければと思います。

次に、二つ目のなりたい自分になる支援の必要性についてであります。

若者に対して魅力やコミュニケーションスキルの向上につながる自己研さんや自分磨きの講座を開催し、参加を促すなどの支援が必要と考えており、これまでも、市町村や社会福祉協議会では、身だしなみ、ヘアスタイルやメイク、スタイリング、コミュニケーションスキル等についての婚活セミナーをはじめ、様々な講習会を開催しているところであります。

御提案にありました自己肯定感の向上サポートや魅力アップセミナーなど若者の思いを踏まえてもっと踏み込んだ支援が必要ではないかとの御指摘については、市町村とも共有し、今後の事業改善や新たな事業実施につなげてまいりたいと考えております。

それから、三つ目の自然な交流支援の必要性についてであります。

自然な出会い、交流については、県の調査においても、常に独身者が求める出会いの上位となっております。大学を卒業し、就職をすると、同世代の若者と交流する機会が少なくなるため、より自然な出会い、交流の機会を設けることは重要と考えておりまして、これまでも、異業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流の促進などに取り組んできたところであります。

数年間続いたコロナ禍の下で若者の様々な交流機会が減少している中で、こうした取組はさらに重要性が高まっていると認識しております。今回の政策提案の中でも、共通の趣味を持つグループ同士の交流支援や大学や職場での交流機会の提供などの御提案もいただいております。今後、若者の間でどのような出会い、交流を求めているのか、どんな支援が必要なのか、若者とも対話をしながら進めてまいりたいと考えております。

これまでお答えしてきたとおり、今回いただいた具体的な提案の中で、既に県や市町村で取り組んでいる施策をさらにブラッシュアップする必要があるものについては速やかに反映できるように取り組んでまいります。

さらには、今後当事者である若者への実態調査や若者との意見交換も踏まえ、他の自治体の事例も参考にしながら今後の施策化についても検討していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には、高齢単身者が抱える課題について御質問をいただいております。

県内の高齢単身世帯数につきましては、これは、生涯独身の方だけでなく、離別、死別の方も含むものではございますが、令和2年で9万6,000世帯となっております。また、その数は今後増加し、令和22年には約1.3倍の12万8,000世帯に達する見込みとなっております。

県で実施いたしました令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査では、高齢者の一人暮らし世帯において20.7%の方が急病のときなどに30分以内に駆けつけてくれる親族はいないと回答しており、この割合は令和元年度の前回調査結果よりも増加しております。

高齢期、特に85歳以上の方においては、身体機能等の低下が見られることが多くなり、また、認知症高齢者の増加も見込まれる中、地域での生活の継続には大きな課題が伴うと認識しております。

県としては、介護保険サービス、在宅医療、生活支援サービス等の施策で支えていく必要があります。また、さらには孤独、孤立対策といった視点も必要になってくると思っておりますけれども、今後こうした施策のさらなる充実が欠かせないと考えております。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）少子化・人口減少の中で重要と考える教育についてのお尋ねでございます。

子供は、教師も含めた身の回りの方々や生活環境などの影響を直接的、間接的に受けながら自分の生き方について考えていくものと認識しております。このような子供たちが、多様な他者との関係の中で自分自身を見つめ、自分の可能性を見だし、自ら判断しながら人生を豊かにしていくためには、ライフプランニング教育が重要であると考えております。

依田議員の代表質問に答弁申し上げましたように、学校では、発達の段階に応じて、家族の大切さや他者と協働して家庭生活を営む必要性を理解する、就職、結婚等、人生における意思決定場面をシミュレーションするなどの授業を実施しております。このような学びを通して、

自己の生活を主体的に考え、将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生涯を見通して意思決定する力を育成しております。

県教育委員会といたしましては、同世代同士や人生の先輩を招いてのワークショップ等、特色ある取組への支援、外部講師による教員対象の研修会の実施などを通して、自分はどう生きていきたいかを考えるライフプランニング教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

[32番共田武史君登壇]

○32番（共田武史君）大学生との意見交換の中で、県、行政にどんな支援をしてほしいか、フリーで意見交換をしました。仮に、今言った課題に対して相談窓口を設置しても、恐らくほとんどの若者は利用しないというような反応でありました。

一方で、例えば、美容院に行くと、その美容院が似合うセット、カットをしてくれて、なおかつファッションアドバイスをしてくれる、また、人生の相談支援の紹介等をしてくれた場合、そういった認定されたコーディネーターがいたら相談するか、利用するかと聞いたら、ぜひしたいという回答がありました。ぜひ新しい視点で支援を考えていただければと思います。

長野県少子化・人口減少対策戦略方針についての質問です。

先日、長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）が示されました。以下3点、阿部知事に伺います。

知事は、提案説明において、少子化と人口減少の問題に危機意識を持って正面から対処すると述べました。これまでの少子化対策の効果をどのように分析し、また、これまでと同様の子育て支援、女性支援策で解決できると考えているのでしょうか。また、若者支援に焦点を当てた少子化対策がこれまで国や県において実施されていない状況について所見を伺います。

私たちは、子育て支援を減らせとか、子供への支援を減らせとか、そういった考えは一切ありません。ぜひそれも進めていただきたい。一方で、若者の悩みを解決したり、望む支援を実施すれば、婚姻数は増え、結果少子化対策になる本命とも言える支援だと思っています。若者支援を大きな柱にしなければなりません。

そこで、長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）が示されましたが、若者支援が取組の柱に掲げられていません。取組の柱として掲げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

今回のアンケート調査は、恋愛・結婚だけでなく、人生観、子育て、移住定住など幅広く意見を募集しました。今回は少子化に特化しましたが、今回重要な視点が出ていたので、質問させていただきます。

意見交換をする中で強く感じたのが、若い人たちが行政に対して支援を期待していないということです。どんな支援が欲しいか具体的に提案すると、「お金がないからできないと思いま

すが]「多分無理だと思いますが」、そんな言葉を言う若者が多かったです。行政にお金がないから自分たちへの支援はできないと思っている若者たちを見ていて、私たちは投票率が上がらないという言葉を使いますが、実際若い人たちに直接的な支援をあまりしていないことに気づかされました。

若者が行政の婚活事業に参加しないのはなぜか聞いたときも、どうせ行政が自分たちの数字を上げるためだけの事業でしょう、そんな言葉が返ってきました。こういった言葉を聞くと、そこに若者が存在していない、若者の意思が入っていない、そんなことを感じます。そして、この何十年若者の声を聞かずにまちづくりを進めた結果、若い人たちが大都市に出ていってしまったのではないかと、そんな疑問を感じています。

若者が大都市に出ていく理由として、利便性と答えた学生が多かったです。そして、その理由が公共交通でした。現在、長野県は公共交通施策を推進していますが、10年後、20年後、若い人たちがどんな公共交通を求めているのか、そういった議論がされていないのも事実です。そんな意味から、若者が都会に流出する大きな原因の一つに、公共交通が挙げられます。若者の流出を抑制するためには、公共交通政策に若者の意見を反映させていく必要があると考えます。これまでどう取り組み、また、今後どのように取り組んでいくのか、小林交通政策局長に伺います。

また、若者がなぜ流出してしまうかという話をするとき、物販についてはインターネットで買えるからそんなに困らない。ただ、ライブがなかったり、サービスがなかったり、娯楽がなかったり、そういったことを課題に掲げていました。松本ぐらいがぎりぎりちょうどいいと。

では、松本以外の小さな市町村はどうすればいいのだと。そういったことを考えると、都市のにぎわいの創出、そして近隣の小さな市町村からそこにつなげること、そういった観点からまちづくりをしなければいけないと、そんなことも考えさせられました。

そこで、若者を県内にとどめたいのであれば、中心市街地を若者の声を反映した魅力的な町にしていかなければなりません。10年後、20年後を見据え、若者が住みたいと思うまちづくりはどうあるべきか、阿部知事に所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 少子化・人口減少対策戦略方針に関連して3点御質問をいただきました。また、まちづくりについても御質問をいただきました。

まず、少子化対策の効果をどう分析し、また、これまでと同様の施策で解決できると考えているのかという御質問であります。

一番分かりやすい分析結果が、しあわせ信州創造プラン2.0の重点目標として少子化を何とか抑制しようということで掲げてきた合計特殊出生率目標についての分析かと思えます。結論

的に申し上げますと、個々の政策、例えば保育対策で待機児童数が下げ止まっている、社員の子育て応援宣言登録企業が増加している、こういう個別の政策については一定の成果を上げており、また、全国的な水準で見ると、合計特殊出生率は東日本では第3位、全国でも14位ということで、全国に比べるとまだいいレベルではあります。しかしながら、この2.0で掲げた目標、県民の希望出生率1.8を実現しようということで2022年の目標値を1.76というふうに掲げていましたが、実績は1.43ということで、大きく下回ってしまっているという現状であります。

しあわせ信州創造プラン2.0では八つの重点目標を掲げていたわけでありますけれども、例えば人口関連での社会増減は、これはコロナ禍の影響もあると思いますが、増加に転じさせることができました。また、健康寿命についても1位を維持することができました。こうしたものに比べますと、合計特殊出生率だけ八つの指標の中で評価Dと最低の評価になっているのが残念ながら現状でございます。

後段の御質問にありましたように、このままの取組でいいとは全く思っておりません。これまでの取組のさらなる充実や、いろいろ御指摘をいただいております若者施策も含めた政策、取組の拡大など、新しい視点で取組をしていくことが必要だというふうに考えております。

続きまして、若者支援に焦点を当てた少子化対策がこれまで国や県で実施されていないことについての所見という御質問でございます。

長野県は、御指摘のように、少子化対策はまだ十分に成果が上がっていないという現状であります。ただ、若者・子供支援はこれまでも取り組んできたところでありまして、例えば、こども若者局という組織をつくりましたが、全国の都道府県の中で若者という名前が部局の名前についているのは長野県だけだと聞いております。

また、県議会で制定いただきました少子化対策の推進に関する条例を踏まえて、子ども・若者支援総合計画、これは条令の行動計画という位置づけにしておりますけれども、県議会の皆様方の御意見もいただきながら、計画の中に若者の就業支援やライフデザイン教育の推進、社会全体の機運醸成を位置づけて着実に取組を進めてきたところであります。

ただ、先ほど申し上げたように、まだまだこれでは十分ではないというふうに思います。

これまでいろいろな調査研究が行われ、また、例えば令和4年には、内閣府のモデル事業で、上田市、千曲市とともに、結婚、出産、子育てに直接関わる要因の分析等が国において行われていますけれども、その際、所得の問題や町のにぎわい、地域のコミュニティー、こうした要因が複合的に絡み合っているのではないかという分析もなされているところであります。

こうしたことを我々もしっかり受け止めながら次の政策をつくっていかねばいけないわけですが、なぜこうした若者支援が十分取り組まれてこなかったのかという御質問であります。

一つは、この少子化・人口減少対策戦略検討会議の議論の中で有識者からも言われていますが、例えば、20代の女性と今の管理職世代では仕事や生活についての価値観に大きなギャップがあると。したがって、例えば、私の年代ぐらいの人たちだけが集まって議論していても全くピント外れの議論になってしまう可能性があると思っています。また、私もいろいろところで対話集会を行ってきていますが、率直に言って一定年齢層以上の方との触れ合いのほうが若い世代の皆さんと対話をする機会よりもかなり多い。行政全体が若い人たちと対話や交流をすることが比較的少ないということもあと思っています。

それからもう一つは、まさに共田議員からヒントをいただいた感がありますが、私も若い世代の皆さんとお話をして、しかも社会的課題に問題意識を持った若者と話をしても、その課題の解決が残念ながら政治や行政と結びついていないと。自分たちで取り組もうとしているけれども、これは政治を動かして何とかしようとか、あるいは行政に何とかさせようという発想をあまり持っていないと思っています。そうしたことが、まさに今まで行政として若者に焦点を当てた施策が十分に行われてこなかった要因の一つではないかというふうに思っています。

ここでも何度も申し上げておりますように、この自民党の皆様方の提案、若い人たちの思いを真剣に受け止めてしっかり対話をし、若い人たち自身に参加してもらいながら一緒になって取組を進めていくということは極めて重要だというふうに考えています。

少子化・人口減少対策戦略方針の案が示されたが、若者支援が取組の柱に掲げられていないという御指摘でございます。

今回お示ししている戦略方針案は、基本目標とするべき緩和と適応、人口減少の緩和と、人口減少下にあっても社会経済をそれに適応させていこうと、この二つを大きな目標に掲げ、それをそのまま取組の柱の大項目にさせていただいています。

戦略について、若者の皆さんとの対話も含めてより深い検討を行っていただければいけないと思っていますが、この柱の立て方についても今後よく検討する必要があるのではないかと私も思っております。といいますのは、今回の人口減少・少子化対策は、我々行政だけではできないことがたくさんあります。そういうことを考えると、そのためには一体何をするのかと、関係の皆様方と方向感を共有しなければいけません。まさにこの柱の立て方というのが非常に重要だと思います。

そしてもう一つは、これまでもずっと御指摘いただいておりますけれども、そうした取組が若い人たち、当事者の皆さんに届かなければいけない、心に響かなければいけないと思います。そういうことを考え、今後戦略を検討する中で、この緩和と適応という大きな柱の立て方だけで十分なのかということについてしっかり考えていきたいというふうに思っています。

そして、最後に、若者が住みたいと思うまちづくりはどうあるべきかという御質問ござい

ます。

結論から申し上げます、若者が参加し自らプロデュースをしていく、そうした場をつくっていくということが重要だというふうに思います。具体的には、イベントもできる魅力的な道路空間や広場の整備を行うと同時に、商業施設や娯楽施設もおしゃれで個性的なものに再構築していく。そうしたことによって、若者が集まりたくなる魅力的な町をつくっていくということが必要だというふうに思います。

先ほど申し上げたように、私どもの世代とは大分物の見え方、価値観が違っていると思いますので、まさに若い人たちの意見をしっかりと反映しなければいけません。と同時に、それだけではなく、若者がしっかりまちづくりに参加してもらえるような仕組みを段階的に講じていくということが必要だというふうに思っています。例えば、県が設置いたしましたUDC信州は、今、下諏訪町のランドデザインの策定を支援しています。その中で、高校生、大学生も参画して、その意見を反映させてきていますし、実現に向けては若者などが参加できる体制づくりも進めていこうということで取り組んでいます。

こうした取組をしっかりと行う中で、若者自らにまちづくりを担ってもらう。そして、我々としては、まちづくりに参画できるような若者が育っていくような環境づくりにも努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通政策への若者の意見の反映についてお尋ねいただきました。

若者の流出を抑制するため、若者のニーズを捉え、公共交通政策に反映していくことは、大変重要なことだと考えております。県では、これまで、県内全ての市町村で知事との県民対話集会を開催し、知事自ら、若者も含め県民から直接御意見をお聞きしてきたほか、今年度、高校生の移動実態を把握するため、県内全ての公立・私立高校に通う高校生を対象にアンケート調査を実施しまして、約1万2,000人から回答を得たところでございます。

こうした対話集会やアンケートでは、例えば、パークアンドライド方式で駅前の駐車場を利用し、電車で長野市等の都市部へ行けるようにしてほしい。また、採算の取れない電車やバスに県として助成してもらいたい。バス、電車の乗り降りは大変不便なので交通系ICカードを利用できるようにしてほしい。バスと電車との間の乗換えがうまくいくようにダイヤ調整をしてもらいたいなどの御意見を頂戴しているところでございます。

こうしたいただいた御意見に関しましては、県の総合5か年計画に掲げます県内移動の利便性向上プロジェクトにおける具体的施策の検討に生かしていくとともに、現在長野県公共交通

活性化協議会で策定を進めております地域公共交通計画にも反映させていきたいと考えております。

今後も、高校生や子育て世代、さらには社会経済活動の中核として活動しております20代、30代の若者、あるいは40代、50代の年代層なども含めまして、広く県民の皆さんの御意見をお聞きしながら、利用しやすい地域公共交通の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）前向きな答弁をいただいたと思います。本当にありがとうございます。

若者支援については、様々な課題がある中で、私たちも覚悟を持ってこのアンケート調査、意見交換を行いました。そんな中、若い人たちと会話をすると、最後に楽しそうにしてくれる姿を本当にうれしく思いました。直接声を聞く大切さを改めて感じたところでございます。

松本では、信州大学の学生が、浅間温泉にはバーがないからという理由で自分で経営を始めていました。長野県立大学でもカフェを経営している学生がいました。若い人たちが課題を理解し、チャンスがあれば多くの人たちが協力してくれるということが分かった次第でございます。

今回の調査に当たり協力していただいた大学、そして大学教授の皆様からも御助言や御指導をいただきました。いろいろな方に御協力いただいて今回の提案、一般質問をできたことを心から感謝申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。

○副議長（埋橋茂人君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。

中部縦貫自動車道は、1987年に策定された第四次全国総合開発計画の中で位置づけられました。こうした国土計画は改定が繰り返され、昨年7月に閣議決定された第三次国土形成計画は、人口や諸機能の広域的な分散や、日本海側と太平洋側、内陸部を含めた連結強化を図るといった方向性が示されています。大きな流れとしては、地方への人の流れの創出・拡大を目指すこととされています。

また、2009年に策定された中部圏広域地方計画では、北陸地方との広域交流を目指した交通アクセスとして中部縦貫道の整備促進が記載されていますが、今後の新たな計画策定に向けた基本的な考え方によると、ライフスタイル、産業、災害等の在り方の変化への対応、また、南海トラフ地震の被害を最小限に抑えることや、人口減少や若者・女性の圏外転出への対策などが練られていくべきとされています。

こうした点を踏まえると、中部縦貫道は、これまで以上に具体的かつ広い視点からその存在意義を捉えていく必要があると思われませんが、広域交流においてこの道路にどのような効果を期待し、必要と考えるのか、県の見解をお伺いします。

国土計画においても、高規格道路の位置づけは刻々と変化していることが分かります。国への要望活動においても、こうした情勢の変化を捉え、対応していかなければならないと考えます。以上2点、県の見解を建設部長に伺います。

次に、持続可能なまちづくりについて質問します。

近年、交通インフラ整備だけでは町のにぎわいにつながらず、交通インフラを活用したにぎわい創出という仕掛けづくりを同時に行う必要があることが様々な事例から分かってきています。にぎわい創出の仕掛けづくりなくして交通アクセスの利便性が向上するだけでは、地域の裾野に人が訪れるという現象よりも、より選択肢の多い町のほうに逆に地域住民が流出していく現象が起こります。

したがって、交流人口増加のためには、こうしたにぎわい創出を得意とする都市デザインや空間デザイン等の専門的知見を入れることが重要で、地域住民だけでなく、様々な立場の人々から交通インフラを活用したにぎわい創出等のアイデアや発想を収集することが効果的であると考えます。また、こうしたアイデア等を地域で共有し、ブレンドさせながら政策に具体化していく過程も重要となります。

このような取組を推進するために、県が市町村や住民とのつなぎ役になり、多部局や専門家、公民学連携の観点なども踏まえながら、都市計画や都市空間、にぎわい空間の創出をする必要があると考えますが、県の見解を建設部長に伺います。

二地域居住と子育て環境とをセットにした取組の推進について、本県は、おためしナガノ、ニブンノナガノ、コワーキングスペース創業支援など二地域居住や長期滞在を視野に入れた施策を展開しています。

県内都市の中には、ワークスペースへの問合せが年間200社を超える人気施設を抱えるところも出てくるなど、本県は二地域居住やテレワーク拠点として選ばれやすい環境に恵まれているのだと思います。

しかし、一方で、子供連れで滞在できる身近なロールモデルの存在がもっと必要だと感じています。子供の受入れに関する情報が少な過ぎる印象です。今、日本は、日本海側や太平洋側でいつまた大きな地震が来るか分からないという緊迫した状態にあります。そんなときに、内陸にも居所があれば安心して生活を続けることができると推察できます。

実際に、南海トラフ地震に不安を感じ、東京から本県に移住してきたという方もいらっしゃいます。移住とまではいなくても、内陸に安心して滞在できる場所があるという心のお守り

は一定の需要が見込めますし、地方においても持続可能なまちづくりにつながっていくものと考えられます。

しかし、滞在中に子供を保育園などに預けることができないとしたら、子供連れの御家族が二地域居住や長期滞在をちゅうちょする大きな原因となることが予測されます。したがって、こうした課題をクリアできる事例を多く発信していくことで、自分たちもやってみようという御家族が現れることは大いに期待できます。

例えば、保育園のデュアル通園は制度として不可能でも、こども家庭庁が新設した一時預かり事業を適用すれば、滞在先の保育園やこども園等での受入れが可能となります。本県はやまほいくに力を入れていますし、こうした取組などとも連携しながら受入れ環境を整えていくことは、二地域居住や長期滞在を推進する本県としても、女性や若者に選ばれる長野県づくりとしても、有効であると考えられます。

子育て世帯が二地域居住や長期滞在を実践するためには、子供を預けられる保育園の情報発信や区域外就学制度等の周知がもっと必要です。県でも、こういった事例を子育て世帯のロールモデルとして数多く発信し、市町村にも情報提供しながら、実践のハードルを下げる取組を行うべきと考えますが、県の見解を企画振興部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には3点御質問をいただきました。

まず、中部縦貫自動車道の整備効果と必要性に関するお尋ねでございます。

中部縦貫自動車道は、本県が目指す本州中央部広域交流圏を形成する幹線道路であり、その整備により本州内陸部と日本海側との往来を飛躍的に向上させ、新たな広域観光ルートの創出や企業進出など本県のさらなる観光振興や産業発展に資することを期待しているところでございます。

また、激甚化、頻発化する自然災害や、今後想定されている南海トラフ地震など大規模災害リスクに対し、災害に強い高規格道路ネットワークとして国土の強靱化を担う道路であると認識しております。

次に、国への要望活動に関するお尋ねでございます。

これまで、県では、物流や広域観光の観点から、本路線の整備効果をPRしながら早期整備について国への要望活動を繰り返し行ってまいりました。令和5年10月には、新たな国土形成計画を踏まえて、国土交通省から、2050年の将来を見据えた高規格道路ネットワークに求められる役割や、その構築に当たっての政策がW I S E N E T 2050などにおいて示されたところでございます。

今後も、こうした新たな方向性を要望内容に反映させながら関係機関や地域の皆様方と一層

の連携協力を図り、中部縦貫自動車道の一日も早い全線開通に向けてより効果的な要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについてのお尋ねです。

議員御指摘のとおり、都市やにぎわい空間の創出に当たっては、地域の特色を踏まえた上で、行政だけではなく、地域住民はもとより、様々な主体が連携し、アイデアや発想を共有して施策を具体化していくことが必要であると認識しております。

県が市町村のまちづくりを支援する組織として設置したUDC信州では、公民学が連携したプラットフォームにより、市町村だけでなく、事業者や学生、専門家など様々な立場のメンバーが連携し、その町の特色を生かしたまちづくりビジョンの策定などに取り組んでいるところでございます。県としては、まちづくりに携わる担い手の人材育成を行うなど、引き続き市町村のまちづくりを積極的に支援していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には子育て世帯に向けた二地域居住等の取組についてお尋ねをいただきました。

県では、これまで、県外からの移住、定住を必ずしもゴールとしない、二地域居住者をはじめとする地域と多様な形で関わる方々をつながり人口と呼称し、県の移住の指針である信州暮らし推進の基本方針にも重点項目として位置づけ、県内地域との接点をつくるための取組を進めてまいりました。

特に、子育て世帯への訴求力が高い子供のための特徴的な支援策を実施している地域を県としても積極的に周知してきております。例えば、今年度は、松本市安曇地区大野川区を長野県移住モデル地区に認定しました。お試し移住ができるシェアハウスや、区域外就学制度を活用した松本デュアルスクールの取組などについてPRする移住セミナーを地域の皆様とともに開催したところ、都市部の子育て世帯の方々にも御参加いただき、関心の高さを改めて実感いたしました。

こういった県内の先進事例を県として積極的に情報発信することに加えて、市町村や地域が移住検討者の方々に直接PRできる場を設けることで特色ある取組を展開する県内地域の認知度向上につなげ、子育て世帯をはじめとする多様なつながり人口の一層の拡大、創出に努めてまいります。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）中部縦貫道の要望に関して、国道158号線での行き違いに右往左往する

車列の実態などを動画に撮って要望書や資料等にQRコードで添付するなど、デジタル活用の工夫もぜひお願いしたいと思います。

二地域居住に関して、PRを積極的にしていくということですが、実践する側の目線に立った情報発信と、保育園というまだ未就学のお子さんたちにもそういうチャンスがある、そういう機会があるのだということも同時に発信していただきますようによろしくお願いたします。

本県は、県内移動の利便性向上に取り組んでいます。一方、ローカル鉄道や路線バスの不採算が大きな課題となっており、近年は廃線を含めた議論が急激に増えたように感じます。しかし、二酸化炭素排出量などの環境面から交通インフラの価値を見直すことは十分意味があることだと考えられます。例えば、ローカル鉄道について、列車は中古車両でもモーターを新しいものへと取り換えるなどの工夫により、新しくLRTを整備しなくとも、既にある交通インフラで十分LRTが実現できるというように、既存インフラの価値の見直しが期待できます。

そこで、鉄道やバスなどの公共交通の充実をはじめとして、公共交通機関がどれくらい環境に効果や影響があると捉えているのか。また、県民の理解促進のために、こうした効果等の可視化などインパクトのある効果的な取組をどのように進めていくのか。県の見解を交通政策局長に伺います。

女性に選ばれる長野県づくりについて質問します。

国土交通省が実施した平成27年、令和3年の全国都市交通特性調査結果を見ますと、地方都市に暮らす女性は、三大都市に暮らす女性に比べ、自動車での送迎が2倍以上多いようです。また、男性よりも女性のほうが家族の送迎にかかる時間が多く、地方の女性は自動車をより多く利用しています。ここから、地方の女性は自動車を使った家族の送迎に多くの時間を費やしているという実態が浮かび上がります。もしもデマンド交通など代替手段があれば、家族の送迎に充てていた時間を自分の時間に充てることができる。つまり、その時間を仕事や趣味などに充てるできるようになります。

このように、私たちがふだん何気なく生活する中に、実は放置すべきではないものがあるということに気づく必要があります。女性に選ばれる長野県になるために、各政策を実施する前段階として、長野県における女性の生活実態が男性に比べてどうなのか、都市圏に比べてどうなのか、送迎時間のほかにも放置すべきでないものがないかなど、女性のリアルな声を調査すべきと考えますが、県の見解を県民文化部長に伺います。

中山間地域の高校生の中には、自宅からの通学が困難なため、親の送迎に頼ったり、親が町場に住居を構えてやり、そこから通学する子もいます。また、行きはコミュニティーバスに乗って行けたとしても、帰りは部活動等で時間が遅くなることから、バスの運行時間と合わず、

母親が迎えに来るケースが圧倒的に多いと聞いています。

地域の中には、地域づくりと絡めて若い世代を外から呼び込もうとする動きもあると聞いていますが、教育環境が整っていない地域へ子連れで行こうとする家族は少ないのが現状です。本来、教育は子供が安心して学びを深められる環境であるべきですが、通学への負担にエネルギーを取られてしまうことは、教育の本来のあるべき姿から遠ざかってしまっていると感じます。

このような現状を踏まえますと、中山間地域に住む学生の通学手段の確保は必要不可欠であると思いますが、教育委員会として、本来あるべき教育の姿と照らし合わせて、高校生の通学手段の確保の必要性について内堀教育長の御見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）公共交通機関の環境への効果と県民の理解促進についてのお尋ねでございます。

国の調査によりますと、運輸部門における2019年度の二酸化炭素排出量について、1人を1キロメートル運ぶために排出される二酸化炭素は、自家用自動車では130グラムであるところ、バスでは57グラム、自家用車の43.8%に当たり、鉄道では17グラム、自家用車の13.1%となっているところでございます。このように、公共交通は環境負荷の面で大きなメリットがあることから、こうした点を県民に十分理解してもらい、公共交通の利用促進につなげることが重要であります。

一方で、公共交通は環境に優しいといった単なる呼びかけのみでは、利用の動機づけとして十分ではないことは議員御指摘のとおりでございます。県民一人一人に効果的に訴えかけることが必要でございます。このため、県では、今年度、自発的に行動の転換を促しますモビリティ・マネジメントに取り組んでいるところでありまして、この中では、自家用車から公共交通に切り替えることにより削減される二酸化炭素排出量、体を動かす機会が増えることに伴います消費カロリーの増加量、こうした効果を具体的な数値で示すことで一人一人に響く訴えかけをしていくこととしているところでございます。

また、今年度、県の講演会に招聘しました関西大学教授の宇都宮浄人氏から、ストラスブール市の資料としまして、同じ人数を自家用車と路線バスとトラム、路面電車とで運ぶ場面を比較した道路の占有面積のイメージ写真が紹介されたところでございます。これは、公共交通が輸送効率、空間効率で自家用車よりも優れることが一目で分かるものでございまして、可視化のよい事例であろうと考えております。こうした手法も用いまして、県民に対して環境への効果を伝えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○**県民文化部長（山田明子君）** 女性から選ばれる長野県づくりに向けた女性のリアルな声の調査についてのお尋ねでございます。

女性から選ばれる県づくりを進めるに当たりましては、当事者である女性の状況を把握し、その声を生かしながら施策を構築していくことが重要であると認識しております。

これまで、男女共同参画計画の策定などに当たりましては、県民意識調査を実施して状況を把握するとともに、審議会や女性活躍推進会議などの場を通じて御意見を伺いながら施策を構築してきたところでありますが、直接女性の皆様と意見交換を行う場は限られておりました。

長野県少子化・人口減少対策戦略の策定に向けましては、女性や若者をはじめとする当事者の皆様と意見交換を行うこととしておりますので、女性につきましては、来月開催いたします女性管理職の異業種交流会のほか、例えば子育て中の女性や、理系への進学・就職を志す学生やその先輩となる就業者、起業した方を対象とするなど、各部局や地域振興局とも連携しながら幅広く実施してまいりたいと考えております。

あわせて、引き続き固定的性別役割分担意識などに対する県民意識調査や企業における雇用環境実態調査なども行いながら、女性が自分らしく暮らすことができ、女性から選ばれる県づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○**教育長（内堀繁利君）** 高校生の通学手段の確保の必要性についてのお尋ねでございます。

教育的な見地だけから申し上げれば、高校へ自力で通える通学手段が確保され、通学の負担にエネルギーを取られることなく学びに集中できる環境が整備されているという状況は、一つの望ましい姿であると思えます。しかしながら、例えば、通学手段の一つである公共交通については、少子化・人口減少の急速な進行や、運転手をはじめとする担い手不足の深刻化、高齢化が進む中山間地域のコミュニティーの維持など、教育委員会だけでは解決できない様々な課題があり、行政、事業者、利用者などの地域の関係者が一体となって取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○**15番（小林あや君）** 子供の送迎からの解放は、母親の時間が増えることにつながります。また、子供の通学手段の確保は、子供が学業に専念できる環境につながっていきます。

現在、県では長野県地域公共交通計画を策定中ですが、恐らく本心では求めているであろうと思われるそういった声を、教育委員会にはぜひしっかり聞いていただきまして、子供や女性

が移動や送迎の負担から解放される取組へつながることを願っております。

また、女性の声の中には、自分では気づいていない負担もあるということはよくあることなのです。このことをしっかり考慮していただいて調査に臨んでいただきたいと思います。

食肉処理施設について質問いたします。

これまで、県が主体となって食肉処理施設の経営体制や移転候補地について協議を進めてきたところですが、2月9日に新聞報道で食肉処理施設の移転候補地に関する詳細な記事が出たことで衝撃を受けた住民もいることを踏まえると、今後、合意形成の面で難航するのではないかと懸念しています。この影響を加味して今後の合意形成の進め方を考えなければならないと思いますが、県の見解と方策を農政部長に伺います。

2月6日の小澤征爾氏の訃報を受け、これまで小澤氏が築かれた御功績や、日本人としての誇り、音楽界の牽引、若手音楽家の育成など、音楽に対する小澤氏の情熱を思い返すにつれ、その絶大な影響力に改めて敬意を表するとともに、大きな喪失感にも包まれているところです。小澤氏亡き後、求心力を失うのではないかと危惧されているOMFですが、県としてどのように今後を見据えているのか。方向性について県民文化部長に伺います。

昨年7月に発表された中部圏広域地方計画の基本的な考え方の中の課題として、「中部圏は美術家や音楽家などの人口が首都圏や近畿圏に比べると少なく、人口あたりの比率も低い。また、年間のライブなどの公演数も人口あたりにすると全国的に少ない水準にある」と記載があります。

その一方で、長野県では、様々な音楽祭や芸術イベントが開催されており、それは小澤氏の功績も極めて大きいと感じるところです。その水準を落とすことなくこれからも持続させていくことが必要ではないかと感じています。

そこで、阿部知事の小澤征爾氏への思いや、氏が長野県にどんな影響をもたらしたか、そして、これまでの御功績を踏まえ、国際的な文化芸術を長野県内で育てていく必要性や意義について知事の考えを伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には食肉処理施設の合意形成についてお尋ねいただきました。

移転候補地については、現在、食肉処理施設として求められる要件がクリアできるか確認作業を進めているところであり、今後も慎重に情報管理を行った上で検討を進めてまいり所存でございます。

円滑な合意形成に向けては、関係者との信頼関係の構築が重要であり、そのためには、最新の食肉処理施設は周辺環境に十分配慮されていることなど丁寧な説明を積み重ねていく必要があると考えております。

県としましては、候補地の選定や住民に対する合意形成に対して、関係者との役割分担に基づき、引き続き協力してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○県民文化部長（山田明子君） OMF、セイジ・オザワ松本フェスティバルの今後の方向性についてのお尋ねでございます。

初めに、OMFの小澤征爾総監督が御逝去されたことに謹んでお悔やみ申し上げます。また、これまでの御功績、御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

小澤総監督に築いていただいたOMFは、松本市民の皆様はもとより、ボランティアや合唱団、音楽ファンなど多くの皆様に愛され、支えられ、地域に根差した国際音楽祭として成長してまいりました。

また、子供や若手音楽家の育成にも情熱を注いでいただき、県としては、こうした音楽文化がこれからも本県に根づき、ますます発展するよう取り組んでいくことが使命であると認識しております。

今後とも、松本市をはじめ、OMF実行委員会や関係者の皆様とともに、小澤総監督が残してくれた音楽文化を大切に守り、育ててまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には小澤征爾氏への思いや本県にもたらした影響、また、国際的な文化芸術を県内で育てていくことの意義という御質問をいただきました。

まず、小澤征爾氏の御逝去に当たって、改めて哀悼の意を表したいと思います。世界で御活躍されただけでなく、私たち長野県に本当に大きな御貢献をいただいたというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思います。

まず、本県の音楽文化の発展に大変御貢献いただいたというふうに思っております。セイジ・オザワ松本フェスティバル、あるいはその前のサイトウ・キネン・フィスティバル松本を総監督として創設され、牽引いただいたわけであります。世界最高水準の音楽芸術を私たち長野県にもたらしていただき、長野県の文化振興に非常に大きな足跡を残されたというふうに思っております。

また、このサイトウ・キネンあるいはOMFのみならず、奥志賀高原等でも若手演奏家や子供たちの指導に当たられました。小澤さんの薫陶を間近で受けた子供たちが成長している。まさに人材育成や教育という観点でも大変大きな御貢献をいただけたというふうに思っております。

また、音楽を専門とする方々だけでなく、ボランティアスタッフをはじめ本当に多くの県民の皆様方と気さくに接していただいたことによって、多くの人たちが音楽を楽しむ、そういう心を持つことができたのではないかというふうに思います。こうした温かな思い、音楽に親しむ、楽しむ、そうした気持ちを多くの県民の皆様方に広げていただけたというふうに思っております。私も何度もお会いさせていただき、その情熱、そして音楽が本当にお好きなのだなという思いに何度も接してまいりました。

平成27年に県民栄誉賞を第1号として贈呈させていただきました。その折に思いを記していただいたところでありますけれども、「音楽してます。これからも音楽やりたいです」と、小澤さんのように世界で大成功を収めた方がこれからも音楽をやりたいですというふうに記されたこと、本当に心から音楽が好きなのだなというふうに感じたところであります。

また、OMFのコンサートが終わった後、楽屋に御挨拶にお伺いしたことがございました。本当に全身全霊を尽くされたというお姿、まさに音楽に打ち込む姿、常に全力で音楽に向き合う姿を間近で拝見させていただいたところであります。

このOMFは、実行委員会委員の皆さん、協賛企業の皆さん、ボランティアの皆さん、市民、県民の皆さん、多くの方々に支えられてきたところでございます。これからもこのOMFを愛し、守り、育てていきたいという思いは、多くの皆様方の共通の思いではないかというふうに思っています。

私は、数年前に小澤さんから直筆のメッセージを頂戴いたしました。「OMFはコンサートとオペラが大事です。これからもSKO（サイトウ・キネン・オーケストラ）、OMFをよろしくお願いします」というメッセージを私宛てに頂戴いただきましたが、まさに今となれば私への遺言のようなものだと思われ受け止めていただいているところでございます。こうした小澤さんの思いをしっかりと受け止めて、関係の皆様方と共にOMFのさらなる発展のために力を尽くしていきたいと考えております。

また、小澤さんは、こうした音楽文化、世界的な芸術文化を長野県にもたらせてくださいました。この文化芸術の振興、特に文化芸術の力は、人々に大きな感動を与え、私たちの心を豊かにしてくれるものだというふうに思います。まさに豊かな社会を目指す長野県としては、こうした国際的な文化芸術の振興、発展にもこれからしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）知事の熱い思いをお聞きできました。

音楽をこよなく愛したマエストロ、セイジ・オザワがともした光をこれからさらに輝かせて

いくことが後進の役目であると改めて胸に刻みました。

能登半島地震被災地の一日も早い復旧・復興を願いながら、以上で私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時42分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）改革信州、塩尻市区選出の続木幹夫です。順次質問に移ります。

まず、輪島塗への支援について伺います。

このたびの能登半島地震において、輪島市では震度7の揺れがあり、市内では大きな被害がありました。とりわけ、輪島市の代表的な伝統工芸品である輪島塗を制作している工房や店舗も多くが倒壊し、甚大な被害があり、店舗や工房などの再建のめどは立っておらず、輪島塗の制作もまだ当分先になるとのことです。

輪島塗は、我が国の漆器生産量の26%を占め、漆器製造のトップであります。こうした状況を見て、塩尻市にある木曾漆器工業協同組合では、小林広幸理事長を先頭に、地震発生直後に募金活動を行い、約200万円余の募金を集め、輪島漆器商工業協同組合に寄附しました。木曾漆器と輪島塗は以前より互いにその制作技術を高め合うために人的交流があり、切磋琢磨してきた仲であります。

小林理事長からは、カンパのみならず、要望があれば、道具の提供、工房が再建されるまでの間の一時避難的な工房の貸出し、避難してきた職人への住居の提供など、できることは何でも支援したいとの申出がありました。特に、工房については、ただ単に場所があるだけでは駄目で、漆器は、漆を塗っては乾かし、塗っては乾かしの繰り返しですから、そのための乾燥室が必要です。また、漆は、温度管理が重要で、エアコンも必要であり、漆を一定の温度で保管する保温室も必要です。木曾漆器の生産拠点である塩尻市木曾平沢には、こうした設備が整った廃業した漆器職人の工房が幾つかあり、要望があれば、こうした空いている工房の貸出しも考えているとのことでもあります。

しかし、現時点ではまだ被害の状況が明らかになっておらず、どのような支援が必要かも分からない混乱状態であり、木曾漆器組合としてもどのような支援をしたらよいのか分からない

とのことであります。そこで、被害状況が明らかになり、どのような支援が必要か判明してきた段階で、長野県として情報収集と支援の仲介をお願いできないでしょうか。産業労働部長に伺います。

次に、牛伏寺断層を震源とする地震への備えについて伺います。

牛伏寺断層は、松本市と塩尻市を通る活断層であり、岡谷断層群、諏訪断層群、釜無山断層群などとともに糸魚川－静岡構造線活断層系の間接断層を構成する活断層です。

政府の地震調査研究推進本部の主要活断層帯の長期評価によると、糸魚川－静岡構造線活断層は、今後30年間の地震発生確率が15%以上と評価されていますが、特に、牛伏寺断層の今後30年間の地震発生確率は、マグニチュード7.6の地震が14から30%であると評価され、県下で最も地震発生確率の高い断層です。

能登半島地震発災直後、水道管が寸断されて広範囲で断水となり、被災者が最も困窮したのが飲料水の確保でありました。いまだ水道の全面復旧には時間がかかるようであります。しかし、一方で、井戸を有するお宅は井戸水で急場をしのぎ、また、近隣の人にも井戸水を分け与え、災害時における井戸の有用性が見直されました。

そこで、本県においても災害時における井戸水の利用について再考すべきではないでしょうか。

松本盆地は地下水が豊富であり、現在も地下水を利用している個人や企業が多くあります。こうした個人や企業の井戸所有者から協力者を募り、災害時に近隣住民が無償で利用できる防災井戸として登録または指定し、井戸所有者の同意を得て、標識の掲示やホームページに掲載し、さらには自主防災組織への情報提供などによって周知することを図る施策を市町村に対し提言したらいかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

また、災害時の避難所において常に課題に挙がるのが、食事の問題であります。

報道によると、能登半島では、交通事情の改善とともに、避難所などに炊き出しに訪れる民間の支援団体が増えてきていて、被災者からは感謝の声が上がる一方で、炊き出しを実施する場所が偏ったり申込みが殺到したりして調整が難しくなっているとのことであります。

能登町の担当職員は、町内の避難所に身を寄せる被災者は多くても数十人規模なので、大量かつ単発的な炊き出しよりも、少ない数でも長期的かつ継続的に提供してくれるほうがありがたいと語っています。

また、トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBの問題や、プライバシーが保てないなどの理由で指定された避難所に避難せず、倒壊のおそれがないパイプハウスや車庫などに避難している家族も多くあるようであります。

こうした被災者に対して、移動スーパーとくし丸が無償ボランティアで被災地に入り、食品

や生活用品の配達を行い、非常に感謝されているとのことでもあります。株式会社とくし丸は、徳島県に本社があり、現在全国で1,164台が走っていて、長野県では46台が主に山間地の買物難民への生鮮食品や日用雑貨の販売をしています。

今やコンビニエンスストアは公共インフラとなった感があります。コンビニにはありとあらゆる種類の電子レンジで温めればおいしく食せる食品が並んでいます。こうした移動スーパーにこれらの食品や日用品とともにポータブル発電機と電子レンジを掲載し、移動コンビニとして避難所や被災した集落をきめ細かく回り、被災者の支援に当たってもらったらいかがでしょうか。移動コンビニならば、少量多種類の食事を臨機応変かつ継続的に提供できると思います。

県内には、とくし丸のほか、多くの移動スーパーが買物難民の助けとなっています。したがって、こうした社会貢献に意欲ある移動スーパーと協定を結び、災害時には直ちに被災者の支援に駆けつけてもらえるようにしたらいかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

阪神・淡路、東日本、そしてこのたびの能登半島地震など、大災害時には必ず火災が発生しています。地震が発生した際、電化製品の破損または誤作動が原因で通電火災が起こっています。地震が発生した際の火事の原因としては最も多く、全体の半数以上を占めています。そこで、地震発生時の火災発生を抑制する手段として、揺れを感知したらブレーカーが落ちる感震ブレーカーへの切替えが重要と考えます。現在の本県における感震ブレーカーの普及率はどのくらいでしょうか。また、さらに一層感震ブレーカーへの切替えが必要と考えられ、その促進策として切替えにかかる費用の補助制度を創設したらいかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

このたびの能登半島地震で課題となったことの一つに、1次避難所から1.5次避難所への移動の遅れが問題となりました。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そしてこのたびの能登半島地震は、なぜか冬に起き、避難所における寒さなどで体調を崩して亡くなる災害関連死が相次ぎました。

そこで、冬に牛伏寺断層を震源とする地震が発生したことを想定し、松本広域市村が連携し、1次避難所から松本広域近隣市町村への二次避難を迅速に行う避難訓練を県が主導して行ったらいかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

次に、外国人消防団員について伺います。

総務省消防庁は、来年度にも外国人の消防団員が従事できる任務を明確にした指針をつくり、全国の自治体に周知する方針を固めました。今、各地域において在留外国人が増え、災害のたびに在留外国人に対しての避難誘導や避難所での通訳をどうするかといった課題が挙がっています。能登半島地震においても、被災した外国人が避難所に入れず、食料などが確保できない人もいたということです。

消防団員の減少は全国的に深刻化していて、消防団の新たな担い手として既に外国人を入団させている自治体も増えてきました。外国語による避難誘導、避難所での通訳、平時における広報活動など、外国人消防団員ならではの任務ができると思います。本県における外国人消防団員の確保について、今後どのようにしていく方針なのか、危機管理部長に伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には能登半島地震で被害を受けました輪島塗への県の対応についての御質問でございます。

今回の地震によりまして輪島塗が大きな被害を受けたことに対しましては、同じく漆器の産地を持ちます当県といたしましても大変心が痛むところでございます。

既に、私ども産業労働部としまして、木曾漆器工業協同組合事務局から情報収集を行っておりまして、議員御指摘のとおり、組合事務局様では、義援金の輪島漆器商工業協同組合への寄附をはじめ、被災事業者向けに相談窓口を開設いたしまして、漆塗りの道具や工房の貸出しなどのニーズに応じた支援の準備を始めていると聞いております。

また、漆器業界全体としましては、日本漆器協同組合連合会様が中心となりまして、全国の産地、組合と連携して輪島塗を応援する会をこの1月に設置され、支援全体の整理を行いながら、支援金の募集や、輪島漆器商工業協同組合が進めます輪島塗を再び制作できるようにする活動に対する支援の準備を進めていると聞いております。

さらに、こうした漆器業界の動きと併せまして、私どもも石川県庁の伝統産業振興室に直接連絡を取っておりまして、今後支援ニーズがあれば県としても対応しますということをお伝えするとともに、何かニーズがあればお知らせいただくよう申出を行っているところでございます。

引き続き国や全国の業界団体、石川県、木曾漆器工業協同組合等とも情報を収集しながら、必要な支援について本県としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には5点ほど御質問をいただきました。

まず、災害時の井戸の利用でございますけれども、断水等によって水が不足する災害においては、井戸の利用は水不足を補う手段の一つにもなり得る可能性があるというふうを考えております。ただし、井戸の多くは個人や企業の所有となっております、所有者の協力が欠かせないという一面もございます。

県内の市町村の一部には、所有者に御協力をいただいて、災害時協力井戸として井戸の登録・指定をしまして、協力井戸と表示をする仕組みを設けているところもございます。井戸の

利用は、まだ取り組まれていない市町村も多々ございますので、そういった市町村を対象に、災害時協力井戸の取組の紹介をするほか、県内市町村の意見やニーズなどを丁寧にお聞きしながら、どのような取組が可能か研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、移動スーパーとの協定でございます。

能登半島地震では、被災者の要請、ニーズを踏まえまして、議員から今御紹介のありましたとくし丸やイオン様のグループ会社などの民間事業者が移動販売車により物資販売を行っているものと承知しております。

本県は、既にイオン様と包括連携協定を締結し、災害時に協力いただく体制を構築しているほか、災害時の多様なニーズに対応するため、様々な分野で、296の民間企業・団体と192件の応援協定を締結しているところでございます。そのうち、食品や生活必需品関係は34団体、34件の協定でございます。

大規模災害において迅速に効果的な支援を行うためには、民間事業者の協力が欠かせないと思っておりますので、今回の地震対応の振り返りを行う中で、発災時に発生し得るニーズや既存協定先の取組内容などをいま一度整理、確認いたしまして、移動スーパーや移動販売車といった手段も検討の対象として支援体制の強化にさらにつなげてまいりたいというふうに考えております。

それから、感震ブレーカーについてでございます。

今回の輪島市の大規模な火災について、総務省消防庁は、今月15日に、地震で住宅の電気系統がショートするなどして出火した可能性があるということを発表したところでございます。平成27年に策定した私どもの第3次長野県地震被害想定調査においても、耐震化や感震ブレーカーの設置により出火を大幅に軽減できる、被害を減少させる効果があるということが分かっております。

感震ブレーカーの設置率でございますけれども、防災に関する全国アンケートでは、令和4年9月現在で5.2%ということになっておりまして、まだ普及が進んでないところでございます。来年度も市町村に協力いただきながら耐震化の普及促進をやっていくことを考えておりますので、タイミングを合わせて感震ブレーカーの普及についても一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、広域市町村や近隣市町村と連携した避難訓練の実施でございます。

大規模災害に備えるには、個々の自治体の訓練だけでなく、広域で連携して訓練を行うという視点が非常に大事だというふうに私も思っております。

県内では、本年1月、諏訪地域振興局におきまして、管内市町村等と南海トラフ地震を想定した広域連合全体での防災訓練を実施しましたり、南信州地域振興局では、防災訓練の際に県

の職員がリエゾンとして実際に市町村に出向きまして有事の際のオペレーションを確認するなど、少しずつ広域の訓練も広がってきているところでございます。

今後は、毎年の県の総合防災訓練をこれまで以上に広域連合を意識して実施したいと思っております。例えば、開催市だけでなく、ほかの管内の市町村にも参加を呼びかける、例えば、東信の会場であれば松本や長野にも参加を呼びかけるなど、できるだけ大規模災害に備える実践的な訓練をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、外国人消防団員でございます。

県内の消防団員は2万9,500人ということで、10年前と比べて6,000人以上減少しており、減少に歯止めがかかっていない状況でございます。

少子高齢化、人口減少の進行により、社会の様々な分野において担い手の確保が困難となっている中で、地域防災力の中核を担う消防団についても、女性や学生、そして、今御指摘の外国人県民など、多様な主体の参加により団員を確保していくことが特に重要だというふうに考えております。

今できることとすれば、御指摘をいただきましたので、県のホームページなどを活用して外国人県民の方に消防団活動の紹介をするというようなことからまずは始めたいと思っております。これは、消防協会などともタイアップしてやっていかなければなりませんので、どんなことが一番効果的なのか研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）情けは人のためならずと言います。今輪島塗を支援することは、ひいては木曾漆器の振興にもつながってくると思っておりますので、石川県とは連絡を密にして支援の仲介をよろしく願いいたします。

避難訓練につきまして、今までの市町村単位で行ってきた避難訓練はマンネリ化しているとの声もあります。

次に、ライドシェアへの対応について伺います。

現在、タクシードライバーの不足は深刻であり、私もタクシー難民の1人です。塩尻市においては、数日前に予約をしなければ迎えのタクシーは来てくれず、コロナ禍前は塩尻駅前に常に待機していたタクシーが、今は夜の8時以降は1台も待機していない日があり、タクシー会社に電話をしても1時間待ちというときもあります。

こうした状況の下、政府は、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶライド

シェアについて、タクシー会社がドライバーを雇用し運行管理を行うことを条件に、地域などを限定して4月から導入することを決定いたしました。

本県においては、長野県タクシー協会が今月9日に理事会を開き、タクシー会社が運行管理を行う方式による日本版ライドシェアについて全会一致で県内でも導入することを決めました。

山谷長野県タクシー協会会長は、営業を圧迫するのではという不安の声もあったが、国が進めようとしている以上、ライドシェアの導入は避けて通れない。事業者への影響が少なくプラスになる形で進めることになるのではないかと述べ、新しいビジネスチャンスとして工夫して取り組みたいとも述べています。

一方で、県交通運輸労働組合協議会は、道路運送法上、有償で運送を行うライドシェアは、輸送の安全や利用者保護の観点から多くの課題があり、既にライドシェアを導入している諸外国では多くの事件や事故などが起きていることから、禁止や規制の強化が広がってきている。国の指針では、タクシーの規制緩和、自家用有償旅客運送の制度変更や利用料金についてはタクシーの約8割を目安と考えているようであるが、このような制度が一旦解禁されると、タクシーをはじめ鉄道やバスに与える影響も大きく、公共交通の崩壊にもつながることが予想され、極めて問題であり、安易に導入しないほうがよいと主張しています。実際、既にライドシェアを導入している海外の事例を見ますと、タクシー会社の営業を圧迫し、事件や事故が多発しています。

日本版のライドシェアはタクシー会社が雇用することが条件となっていますが、二種免許も要らず、さしたる訓練も教育も受けていないドライバーが客を乗せて走るのですから、日本においても事故や事件、客とのトラブルが多発することが危惧されます。

平成12年に貸切りバスの規制が緩和され、貸切りバスが増えてドライバーが不足しました。未熟な大型バスのドライバーが運転操作を誤り、15人もの死者を出した、2016年1月に起きた軽井沢スキーバス事故は、記憶に新しいところでもあります。

しかし、既に軽井沢町などの観光地はライドシェアの導入を図っており、県にはライドシェア導入に係る許認可権はありませんから、この流れを止めることはできないと思われます。したがって、野放図にライドシェアが広がる前に、県として、ライドシェア導入に伴い予想される様々な懸念事項が起きないように施策が必要ではないでしょうか。交通政策局長に伺います。

平井鳥取県知事は、中山間地を中心に交通が失われかけている中、足りない部分をコミュニティー全体で支えていくシステムが必要として、タクシーやバス事業者と住民が連携して運営する鳥取型ライド・シェアを提唱しました。具体的には、住民ドライバーに対する運行管理やアルコールチェックを含む遠隔点呼などをタクシー事業者に委託するオンデマンドシステムの導入や、住民ドライバーを確保する際の奨励金、自家用車メンテナンス費、保険料への支援、

さらには、事業者が撤退したエリアにおける住民による共助運送への支援、観光・宿泊事業者の送迎車両、貨物車両の空席を有効活用した無償運送への支援、さらには、バス・タクシー事業者がドライバーを確保するための二種免許取得の経費や広報費を支援するなど、それぞれの業態ごとに応じた支援をすとしてしています。

また、平井鳥取県知事は、利用者の減少やドライバー不足によってタクシー事業者の存続自体が問題となっている現在、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶライドシェアをそのまま導入すると、既存のハイヤー・タクシー業界をはじめとした大切な社会のツールを逆に阻害してしまい、かえって地域の交通基盤を失うことになると指摘し、通常のライドシェアだけでなく、地方の実情に応じた地方型のライドシェアを検討するとしています。

本県においても、日本版ライドシェアをそのまま受け入れるのではなく、本県の実情に応じ、県民の足を守るための地域公共交通の在り方を示すべきではないでしょうか。小林交通政策局長に伺います。

次に、孫の育児休暇制度について伺います。

本県においても、男性の育児休暇の取得は大分浸透してきたように思います。一方で、県庁職員の定年が段階的に引き上げられ、2031年までに原則65歳とすることになりました。これによって、在職中に孫を持つ職員が増えることが予想されます。

他の自治体では、遠方で暮らす孫の育児支援のためにやむを得ず離職するケースもあると聞きます。岡山市では、孫が遠方で暮らすケースなどを考慮し、3歳まで通算6か月育児サポートをする孫休暇を新設すると発表しました。他の自治体においてもこうした動きが広がり、昨年宮城県が都道府県レベルでは初めて導入されました。優秀な職員を失わないためにも、本県も孫の育休制度を導入すべきと考えますが、総務部長に伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）ライドシェアへの対応についてのお尋ねでございます。

まず、ライドシェア導入に伴います懸念事項への対策についてでございます。

いわゆる日本版ライドシェアは、全国各地で顕在化しております乗務員不足を原因としますタクシーの供給力不足に対応するため、米国流のライドシェアとは異なり、タクシー事業者の責任と運行管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用しました新たな運送サービスとして国が今年4月から開始すると決定したところでございます。

この日本版ライドシェアの導入に当たりましては、一部に一般ドライバーが運転することにより利用者の安全確保などに懸念の声があることは十分承知しているところでございます。この新たな制度においては、導入を図るタクシー事業者に対しまして、まず点呼、指導監督、

それから研修が実施される体制の確立やその設備の整備、それから、事故防止についての教育・指導体制の整備、このほか、緊急時の責任、連絡体制、協力体制の確立などの管理運営体制の整備が事業者側に求められる見込みでございます。

こうしたことから、県としても、許可権者でございます北陸信越運輸局長野運輸支局とも連携しまして、日本版ライドシェアを導入する事業者に対しまして管理運営体制をしっかりと構築し、安全確保など適切な事業運営が行われますようタクシー協会を通じて働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、日本版ライドシェアそのままではない地域公共交通の在り方の提示についてでございます。

日本版ライドシェアは、鉄道やバスなどの既存の移動手段に加えまして、乗務員不足が著しいタクシーを補完する一つ的手段として導入されるものと認識しております。これとは別に、県の総合5か年計画に掲げます県内移動の利便性向上プロジェクトにおいては、鉄道やバス、タクシーだけでなく、交通空白地を埋める自家用有償旅客運送、福祉目的で認められます福祉有償運送、それから、スクールバスや旅館・ホテルの送迎バスなど道路運送法の対象外のボランティア輸送も含めまして、地域の車両や人材など様々な資源を活用した取組を行っていくというような方向性を示し、また、そのうちの一部、自家用有償旅客運送の取組でございますが、これについては、支援施策を来年度当初予算案に盛り込んだところでございます。これによりまして、地域の移動需要に合わせた交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、議員からお話ございました鳥取型ライド・シェアについてでございます。正式な名称はコミュニティ・ドライブ・シェアと称しているもののようにございますが、その中身は、自家用有償旅客運送や道路運送法の対象外であるボランティア輸送の取組そのものでございまして、さきに申し上げました本県の取組と同一の趣旨のものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君）孫の育児休暇制度の導入についてのお尋ねでございます。

孫に対する育児支援につきましては、共働き家庭の増加等社会や経済環境の変化を踏まえまして、育児や子育てを社会全体で支援していく必要がある中、子育て世代を支える取組であるというふうに認識しております。

御指摘の孫の育児のための休暇制度については、他県の取組や職員のニーズ等について研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[36番続木幹夫君登壇]

○36番（続木幹夫君）ライドシェアにつきまして、その原因となったタクシードライバーの不足の要因は、コロナ禍によってタクシードライバーの離職者が増えたことと年収の低さです。タクシードライバーの平均年収は、全国ハイヤー・タクシー連合会の調査によりますと約348万円で、日本人の平均年収より約100万円も低いのです。

ライドシェアの導入は、タクシー会社にとっては客のパイを増やすことになりますから、経営者は歓迎するかもしれませんが、タクシードライバーの粗製乱造はプロドライバーの収入や労働環境を圧迫することにもなりかねませんので、県といたしましても安易にライドシェアの導入を推奨しないようお願いして、一切の質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）次に、藤岡義英議員。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団、藤岡義英です。順次質問を行います。

最初に、能登半島地震により亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願います。

能登半島地震発生時に偶然旅行で七尾市へ宿泊していた佐久市民の方からお話を聞く機会がありました。従業員の誘導で浴衣姿のまま近くの高台にある小学校へ避難。その後、体育館に案内されるが、暖房もなく凍える寒さ。仕切りダンボールもなく、冷たい床にただござが敷かれ、パイプ椅子があるだけ。しばらくして、各教室も開放され、移動すると暖房があり、やっと助かったと思った。近くのコンビニやホテル、旅館からお菓子や飲物、物資の提供があり、凍えながら暗い中で行列に並んで分け合った。ホテル、旅館から届けられた毛布や布団にくるまりながら長い一夜を過ごしたとのことでした。今回の地震によって主要な道路、インフラが寸断され、多くの集落が孤立しました。中山間地域が多い長野県も決して人ごとではありません。

そこで、避難所について幾つか質問いたします。

県内で避難所に指定されている県有施設全てに食料や飲料水、毛布、間仕切り用のダンボールや仕切り用テント、段ボールベッド、ストーブや灯油など必要な物資を備蓄する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

先日、インスタントハウスが被災地に運ばれ、喜ばれているとの報道がありました。居住環境がスピーディーに構築されることが災害関連死を防ぐことにつながります。こうしたインスタントハウスを県としても市町村と連携し、平時から計画的にそろえておく必要があるのではないのでしょうか。

2次避難所については、食事を提供できる施設ではなかったり、駐車場代も自己負担だった

りして、移動を断念する被災者や、突然2週間後に出ていかなければならなくなるなどの問題が起こっています。災害対策基本法には、災害応急対策責任者は、避難所における食料の配布など被災者の生活環境の整備に必要な措置を取ることが努力義務とされています。

県内では、2次避難所はどの程度確保されているのでしょうか。もし災害が発生した場合、県内の2次避難所ではそのようなことが起こらないように今から対応していただきたいと思いますが、いかがですか。以上、危機管理部長にお伺いします。

続いて、仮設住宅に県産材を活用する取組について質問します。

2011年、東日本大震災後の県議会で、私たちは、仮設住宅について、震災発生から2週間後、すぐに木造仮設住宅を建設していたという岩手県住田町の取組を紹介いたしました。当時の建設部長は、県産材を活用した木造応急仮設住宅の建設に係る協定を建設関係2団体と締結した。災害の状況や被災者の声等も踏まえつつ採用を検討するとの答弁でしたが、あれから10年以上がたちました。どのような検討がされたのでしょうか。長野モデルの木造仮設住宅を設計してふだんから一定の資材を確保し、いざというときに対応できるようにすべきではありませんか。建設部長にお伺いします。

続いて、防災対策として、トレーラーハウス、ムービングハウス、トイレトレーラーの普及・促進について質問いたします。

長野県社協がトレーラーハウス2台を借りて、被災者支援を行う職員の宿泊所として能登町に設置したとの報道。また、志賀町へ、仮設住宅としてトレーラーハウス10台が日本RV・トレーラーハウス協会から届けられたとのニュースなどを被災地を励ます取組として注目させていただきました。

トレーラーハウスは、全国各地に輸送が可能で、設置後すぐに活用できます。いつでも容易に動かすことができるために、復興の妨げにもならず、災害に対応できる仮設住宅として最適なものの一つではないかと考えます。

トイレトレーラーについても紹介します。被災地の仮設トイレは、1月31日時点で1,143基設置されているとのことですが、上下水道の断水が続き、家庭のトイレが使えないこともあり、まだまだ足りない状況が続いているとのこと。こうした中、被災者に少しでも快適な環境をと、トイレトレーラーが全国の自治体から20基能登に集められているそうです。ただ、全国からにしては数が少なく感じました。

トレーラーハウス、ムービングハウス、トイレトレーラーの災害時におけるその有用性がますます高まっています。県議会でも、これまで、これらの活用について提案されてきました。当時の危機管理部長は、その利点を生かした効果的な活用について考えてまいりますと答弁されています。その後どのように検討されたのでしょうか。

長野県は、地域防災計画に基づき、関係団体と協定を締結していますが、県も独自に平時から備えておく必要があります。市町村と連携し、計画的に一定数購入し、災害時に備えて備蓄すべきではないでしょうか。他県で災害が発生した場合、一定の数を提供し、相互支援を行う、そうした防災対策が求められていると考えますが、いかがでしょうか。危機管理部長にお聞きします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）順次御答弁申し上げます。

まず、県有施設での物資の備蓄についてでございます。

避難所は市町村が指定しておりまして、県有施設を含め、避難所へ提供する物資の備蓄は基本的には市町村が行うこととなっております。県は、市町村を補完するという立場から、広域での備蓄、民間企業との応援協定を進めることなどによりまして必要な物資確保を行うということでございます。

具体的には、間仕切りや段ボールベッド、感染症対策として活用可能なマルチルーム、避難ルームを備蓄しているほか、発災直後に必要となる食料や飲料水については、広域的な観点から、地域振興局や高校など県内19か所に分けて分散で備蓄を行っているところでございます。

また、ストーブや燃料についてですけれども、民間の企業・団体との協定を締結しておりまして、自分で持つということではなく、流通備蓄により確保する体制を整えているところでございます。

県としては、引き続き市町村の備蓄を補完し、広域的な観点で災害に備えるとの視点に立ちまして、市町村の備蓄状況を踏まえながら、質量両面で県全体の備蓄のよりよい在り方を研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、インスタントハウスの備えでございますけれども、避難所環境の改善のためにプライバシーの確保は非常に重要だと思っております。県の避難所運営マニュアル策定指針でも、隣接者との間仕切りを設けることや、要配慮者には特に屋内への簡易テントを設置することを推奨しているところでございます。

報道によりますと、能登半島地震の発災後にダンボール製の屋内用インスタントハウスが被災地で活用されているということは承知しておりまして、避難所におけるプライバシー確保の有効な手段の一つだというふうに私どもも考えております。

今、防災用品は、多くの企業から様々なものが提示されております。毎日のように私どものほうにも御提案いただいておりますので、今後、保管、輸送、費用対効果などを考慮した上で、県としても必要な物品を適宜備蓄するとともに、県内企業等が取り扱う避難所の環境改善用品を市町村の皆さんにも紹介して知っていただいたり、体験していただく機会を設けるなど、

県を挙げて災害に対する備えの強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2次避難所でございますけれども、県では、県ホテル旅館生活衛生同業組合様と災害時における避難者の支援に関する協定を締結しておりまして、県内で大規模災害が発生した場合には、この協定に基づいて、ホテル、旅館をいわゆるみなし避難所、2次避難所として活用することとしておるところでございます。

なお、今回の地震では、県内のホテル旅館組合さんに対して呼びかけをしたところ、2月15日時点で178施設、3,092名分の受入れが可能との申出をいただいたところでございます、本当に感謝申し上げますところでございます。

今回の二次避難では、石川県でございますが、避難先での3回の食事提供や避難者の移動用にバスの用意などの対応をしているものと承知しておりますけれども、やはり離れた土地に行きたくないとか、あるいは親しい人とまとまった避難で動きたいというようなこともあって、なかなか二次避難が進んでいないという現状を確認をしているところでございます。

今後、私どもも、地震対応の検証や対策の見直しを行う中で円滑な二次避難についても検討してまいりたいと思っておりますが、二次避難が進まないことから考えますと、県民の皆様には耐震化を呼びかけるのと合わせて、ぜひともお知り合いや親戚の方に災害のときにはどこに身を寄せるのかということも含めて、自助、共助で考えていただくことを県としても呼びかけていきたいというふうに思っておるところでございます。

最後に、トレーラーハウスの有効な活用でございますが、トレーラーハウスは工期が非常に短く、応急仮設住宅や福祉避難所など様々な用途に使用できる利点があるものというふうに考えておりまして、実際に令和元年東日本台風災害の際にも長野市で応急仮設住宅として活用された例がございます。

こうしたことから、県では、令和3年に一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会などと協定を締結しておりまして、備蓄ではなく協定という手法で災害時におけるトレーラーハウスの確保体制を整えたところでございます。

今後、トレーラーハウス等の活用セミナーのサポートや市町村への有用性の周知などを通じて災害の備えに努めたいと思えますし、今議員から御指摘いただいたようにトイレとして使うことが有用であったということですので、現在の協定は住居だけということになってはいますが、そこにトイレとしての活用を追加することも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には木造仮設住宅について御質問をいただきました。

災害救助法による応急仮設住宅に関しては、迅速に供給し、被災された方に早急に入居いただくということが求められております。

このため、県では、速やかに応急仮設住宅の供与を行うため、プレハブ住宅、木造住宅、トレーラーハウス及びムービングハウスの関係団体と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しております。

木造の応急仮設住宅については、積雪や寒冷地対策を行った長野県モデルの標準設計を既に作成済みであり、協定者において建材や資材、労働者供給の手配を含めて迅速に対応できる体制を整えています。

令和元年東日本台風の災害時も、木造仮設住宅について、2団地55戸を協定に基づき供給しました。木造住宅としては極めて迅速に、着工から1か月で完成、引渡しまで完了しております。引き続き協定者と連携し、災害時には速やかな対応が図れるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）道路が寸断される場合があります。避難所に何をそろえておくべきか、今から市町村とともに検討をしっかりとお願いしたいと思います。

今、輪島市では、熊本モデルと呼ばれる木造長屋タイプの仮設住宅が着工されています。2016年熊本地震では、683戸の木造仮設住宅が建設されました。住み心地もよく、使用後も市町村に譲渡するなど利活用でき、移築もでき、トータルコストも安くなります。利活用率は78%だったとのこと。長野モデルもあるということでございます。さらに研究していただいて、ぜひその長野モデルを発展していただきたい、このように思います。

トレーラーハウス、ムービングハウスは、平時はフリーアドレスオフィスとして使用、若者やフリーランスに無償もしくは低額でシェアオフィス、レンタルオフィスとして提供するなど、様々な用途に使えます。トイレトレーラーも、ふだんは公園や各種イベントなどで活用できます。災害に備え、これらの備蓄の検討をぜひお願いしたいと思います。

能登半島地震を教訓に県内住宅の耐震化を加速させなければなりません。私たちも、これまで、予算要望などで繰り返し個人住宅の耐震改修を進めるためのさらなる予算確保と補助限度額の引上げを求めてきました。今回、耐震改修支援事業が拡充、予算も増額されたことを歓迎し、次の質問に移ります。

続いて、住宅オールZEH化推進事業について質問いたします。

日本のエネルギー消費の約3割、電力の最終消費の6割以上が、住宅、建築物など業務・家庭部門で消費されています。つまり、住宅の高断熱化は、ゼロカーボン実現のために避けて通

れない課題です。

住宅性能の一つ、断熱性。その高さを表す断熱等級は、2022年から三つの等級が新設され7段階になり、数字が大きいほど断熱性が高いことを示しています。2021年の国交省の資料によりますと、日本の既存住宅の約90%が断熱等級3以下であり、省エネ化基準を前倒しで引き上げなければならない状況です。

ところが、政府が建築物省エネ法で2025年4月から義務づけている省エネ基準は、断熱等級4です。一方、欧米では断熱等級が6未満の新築住宅は違法建築とみなされるほど厳しい基準を設けており、日本は省エネ対策で大変遅れています。

長野県ゼロカーボン戦略はどうでしょうか。その目標は、2030年になってから新築全てをZEH住宅にするとしています。ちなみに、ZEH住宅の断熱等級は5です。つまり、長野県も30年までは断熱等級4の新築でもよいことになります。

そこで、幾つか質問をいたします。

2030年までの期間、約6年間ありますが、県内新築住宅着工数は何棟だと推計されていますか。そのうちZEH住宅は何棟建築されると推計されていますか。信州ゼロエネ住宅助成金として新築タイプとリフォームタイプの制度がありますが、これを活用して建設されるZEH住宅はおよそ何棟になりますか。

この事業では、技術力、価格競争力が不足する県内工務店等へのZEHの普及促進を行うとしていますが、ZEH住宅基準にとどまらず、欧米基準の断熱等級6、7レベル、いわゆるHETA20、G2、G3と呼ばれていますが、そのレベルの普及啓発を急ぐべきだと考えますが、いかがですか。

これまで、私たちは、経済波及効果があるとして、条件を設けない活用しやすい住宅リフォーム助成制度を提案してきました。一方で、県は、単に経済対策だけでなく、明確な政策目的が必要だとして、耐震化、県産材使用、高断熱などの条件を設けたものを進めてきました。

防災、カーボンニュートラルの政策に誘導しながら、誰もが安心・安全に暮らせる長野県へ、より多くの県民が使いやすい新築リフォーム助成制度に発展させていく必要があると考えます。今回の予算で耐震改修支援事業は条件が拡充され、倍増されます。ZEH化も含めて制度の中身を拡充するとともに、予算も思い切って2倍、3倍と増額を求めますが、いかがでしょうか。また、共同住宅の耐震化、ZEH水準化も必要です。共同住宅に対し、どのような取組を進めるべきだとお考えですか。以上、建設部長にお伺いします。

最後に、ゼロカーボン戦略の目標について質問します。

長野県ゼロカーボン戦略では、徹底的なエネルギーの推進として、2030年には家庭部門では全ての新築住宅のZEH化を、産業部門では全ての新築建築物のZEB化を目指すとしていま

す。

しかし、ゼロカーボンとなる2050年に向けて、それでは不十分ではないでしょうか。2030年には全ての新築住宅の断熱等級6、7を実現する方向に野心的にバージョンアップさせるべきだと考えますが、いかがですか。知事にお伺いします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいまZEH住宅の建設促進について5点御質問をいただきました。

まず、新築住宅着工件数及びZEH住宅の建築数について質問をいただきました。

昨年11月の長野県ゼロカーボン戦略ロードマップの策定に当たっては、2019年度から2030年度までの期間で温室効果ガス排出量の削減効果の試算を行ったところでございます。この試算において、2019年度から2030年度の累計で新築住宅着工数は14万戸となり、このうちZEH住宅は8万9,000戸と推計しています。

次に、信州健康ゼロエネ住宅助成金を活用したZEH住宅について質問をいただきました。本助成金は2022年度から実施しており、昨年度の実績は175件、本年度は261件の見込みとなっております。ゼロカーボン戦略ロードマップで示した目標は、2030年度までに累計1,700件以上としております。

次に、より断熱性能の高い新築住宅の普及啓発について御質問をいただきました。2025年4月から省エネ基準と呼ばれる住宅性能表示制度の断熱等級4が義務化となります。県では、それ以降、ZEH水準である断熱等級5の義務化の早期実現を目指しているところでございます。

一方で、信州健康ゼロエネ住宅助成金制度においては、ZEH水準を上回る断熱等級6に当たる推奨基準と断熱等級7に当たる先導基準を設定しており、ZEH水準に当たる最低基準と比べてインセンティブを高めることで断熱性能の高い住宅へ誘導しているところでございます。引き続き信州健康ゼロエネ住宅の制度周知を行い、より断熱性の高い住宅の普及啓発を行ってまいります。

次に、リフォーム制度についての御質問をいただきました。

2050年のゼロカーボン化の達成に向けて、住宅分野では、既存住宅ストックの低炭素化は不可欠であると考えております。信州健康ゼロエネ住宅助成金の制度においては、既存住宅のZEH化リフォームを行う際に最大100万円を助成していますが、新年度からは、より高い性能へのリフォームについて最大140万円に拡充を予定しております。

また、住宅全体のZEH化リフォームが難しい場合であっても、天井裏や床下のみの断熱改修による温室効果ガス削減効果が高いことから、部分的な断熱リフォームについても助成の対象とする予定です。

断熱リフォームの予算確保については、倍増とまでは言えませんが、国でも積極的にリフォームの助成を行っており、県制度との併用やすみ分けができるようになっていることから、断熱リフォームが進むように誘導してまいります。

次に、共同住宅の耐震化、ZEH水準化について御質問をいただきました。

耐震化については、戸建て住宅と同様に、耐震改修の補助制度により市町村と協働して促進を図っているところです。ZEH水準化については、2024年4月から始まる新築の販売や賃貸の広告を行う際の断熱性能や年間光熱費の目安を記載したラベル表示制度を活用するとともに、快適性や光熱費削減などのメリットを周知し、消費者に選ばれる断熱性能の高い共同住宅が普及するよう誘導を行ってまいります。引き続き共同住宅の所有者の皆様に対しても戸建て住宅と同様に耐震化や低炭素化の必要性を周知してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2030年に全ての新築住宅の断熱等級6、7を実現する方向にゼロカーボン戦略をバージョンアップさせるべきではないかという御質問を頂戴いたしました。

住宅の省エネ化につきましては、ゼロカーボン戦略のロードマップにおきまして、国より前倒しで、2025年度以降早期に新築住宅ZEH100%を目指すとしております。2021年度に策定した信州健康ゼロエネ住宅指針におきましては、断熱等級6、7に当たる推奨基準、先導基準を設けて、助成金においてそのインセンティブを高めることにより、より高断熱の住宅へ誘導しているという状況であります。

2050年度に向けては、ZEH水準を超える住宅の普及は必須であり、これまでも本県は国内トップクラスの先駆的な取組を実施してきていると自負しております。

御提案いただいた全ての新築住宅を断熱等級6、7とすることは、今後目指していく方向ではありますが、現状では、施主が負担するイニシャルコストや施工者の技術力の向上などの観点から、実効性においては課題もございます。

早期に全ての新築住宅をZEH水準とするべく取り組むとともに、より高断熱な住宅のライフサイクルコストでの優位性の周知や施工者のボトムアップを図ることにより断熱等級6、7への誘導に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）答弁いただく中で、なかなか難しい課題だというふうに感じました。しかし、やはり気候危機を本気で打開するために、長野県ではZEH、ZEBは当たり前、全国に先駆けてさらに断熱等級の高い住宅を促進させますという、まさに本気の戦略にバージョン

アップさせていただきたいと思っております。国に対しても早急に断熱等級6、7の基準にすること、義務化することを求めるべきだと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

今回は主に住まいをテーマに質問させていただきました。防災対策の強化、ゼロカーボン社会の実現は待ったなしです。一方、輸入建築資材の価格高騰、輸送コストの上昇、2024年問題などで建築費はまだまだ上昇する見通しです。誰もが安心・安全に暮らせる長野県へ、さらに多くの県民が活用しやすく、より手厚い新築リフォームの助成制度になることを重ねて要望し、質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曾郡選出の大畑俊隆です。今回は大きく3項目、能登半島地震の教訓からの防災対策、2024年問題及び今後の人手不足対応、そして林業政策について順次質問をいたします。

初めに、能登半島地震において犠牲になられた皆様方に対し心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様方にお見舞いを申し上げます。そして、被災地に一日も早く平穏な生活が訪れますことを切に願います。

それでは、初めに、能登半島地震の教訓からの防災対策について質問いたします。

県は、将来、糸魚川－静岡構造線断層帯をはじめ、主に8種類の地震が県内に大きな被害を発生し得ると想定しています。能登半島地震では、長野県内でも、長野市、信濃町、栄村で震度5弱を観測し、断水や交通機関の乱れ、農業被害などの影響を受けました。

長野県では、被災地の人命救助、物資支援を優先するため、1月5日に能登半島地震長野県災害対策支援本部を立ち上げ、さらに、今月6日に支援本部を能登半島地震復興支援県民本部へ改組し、県、市町村及び関係機関がそれぞれの強みを生かし、一つのチームとして被災地を支援しています。

今後の防災対策については、直近では令和4年度に見直しを行った長野県地域防災計画に基づき、自然災害に対する防災体制の強化、災害時の迅速な情報提供や避難誘導、被災者への支援などの災害対応力の向上を図っています。また、令和6年度の予算案では、社会資本の整備として公共事業に約1,200億円を計上しており、そのうち約500億円は防災・減災に関する事業費として、河川の改修や堤防の整備、斜面の安定化、道路のり面の補強など具体的な取組に充てられています。県のこのような迅速な他県への災害支援対策と県内での災害の備えに対する予算化について感謝を申し上げます。

そこで、能登半島地震の被害状況を踏まえ、長野県における今後の防災対策の方針や計画、具体的な取組や予算について質問いたします。

まず、長野県における地震や災害の過去の経験や教訓を考慮し、過去に地震があった地域では現状どのような対策を講じてきているのか。また、県は、2015年の県地震被害想定調査報告から現在までどのような取組を行い、今後起こり得る有事に対してどのように各自治体との連携強化を図り、県民の生命財産を守るための予算をどのように計画しているのか。危機管理部長にお伺いいたします。

長野県は、過去に多くの地震や災害に見舞われてきました。これらの経験や教訓を踏まえて、県としては地震や災害に強い社会の実現に向けて様々な防災対策を推進してきています。しかし、能登半島地震のように予想外の規模や場所で発生する地震や災害に対しては十分な対策が講じられていないという現実もあります。

その理由としては、次のようなものが考えられます。

地震の発生時期、場所や規模について確度の高い予測が困難であること。地震による被害の想定や評価が不十分であること。地震対策に必要な財政的、技術的な支援が不足していること。地震対策に対する住民や関係者の意識が低く協力が得られにくいこと。

そこで、これらの理由を克服するために今後どのような対策を講じていくべきか、伺います。

また、特に技術的な支援不足については、地震発生メカニズムや影響範囲の解明など最新の科学的知見に基づいた地震による被害のシミュレーションや評価などを、専門的な機関、例えば、木曾町の御嶽山ビジターセンター内に火山研究施設を設置している名古屋大学には地震火山研究センターがありますが、こうした機関としっかりタイアップして研究を進めることも重要かと思えます。以上、この件について危機管理部長に見解をお伺いします。

国土強靱化を進めていく上で、長野県のような地震が多い県とすれば、地震に強い建物やインフラの整備や補強を行うこともより一層重要になってきます。代表質問において依田議員からも同様の質問がありましたが、住宅の耐震化率は、珠洲市、輪島市がそれぞれ51%、45%と全国平均の87%を下回っていたとの報道がありました。長野県でも耐震改修工事の必要性が高い地域があり、今後の減災の観点も含め、各自治体の対応が必要となってきます。

そこで、県内の耐震基準強化前の住宅の耐震化についてどのように進めていくのか。また、能登半島地震を踏まえ、どのように県土の安全・安心を図っていくのか。建設部長にお伺いします。

次に、長野県内の地域の特徴や脆弱性を考慮した上で地震や災害に対する緊急避難の在り方についてお伺いします。

長野県内の地域は、山岳地帯や盆地、平野など、多様な地形や気候によって特徴や脆弱性が異なります。そのため、地震や災害に対する緊急避難の在り方も地域に応じて異なる必要があります。そして、今回の能登半島地震のような想定外の発生における緊急避難の在り方は極め

て重要になってきます。

そこで、地域の実態に即した避難場所の確保、災害から命を守るための緊急的な避難行動、それらの住民への情報提供などについて今後どのような取組が行われる予定であるか。また、県が進めている避難所T K B環境向上プロジェクトについての現状と今後の計画について危機管理部長にお伺いします。

石川県は、日本国内に位置する地震の発生が比較的活発な地域の一つです。石川県は、地震に備えるために様々な対策を講じてきていました。しかし、石川県の地域防災計画で想定していた地震の規模や能登半島北部の被害は、震度7のような最悪の想定のものではなかったとのこと。今後の対策の強化の観点としては、先ほど申し上げました地震の規模と予測の難しさ、予算や資源の制約、これらを念頭に置いた上で、長期的な災害リスクの認識と対策計画、備蓄や避難施設の整備、情報の共有と連携体制の確立等地震への適切な備えや情報の共有を重視する必要があります。

そこで、今後県内に想定される八つの活断層地震などへの対策において、特に家庭や学校での防災教育の充実、地震への県民の備蓄意識の向上、避難所の在り方、避難施設への食料、温かい食事の提供の在り方、自治体と住民間での情報共有及び災害時での連携強化等が重要な取組となります。また、地震の予知技術や建築基準の改善など科学的な研究や技術の進歩も、地震対策を検討する際の重要な要素となってきます。

こうした点を踏まえた上で、今回の能登半島地震の教訓から何を学び、長野県としてどのような対策を優先して講じ、予算を投じていくのか。今後の防災対策の目指す方向性を阿部知事にお伺いします。

次に、2024年問題と労働力不足の対応について質問をいたします。

日本の少子高齢化が今後様々な産業に人材不足として大きく影響を及ぼし、さらに、都市への人口流出の激しい地方においてはますます労働力が失われ、地域の維持存続が危ぶまれる状況にあります。日本の2023年の生産年齢人口は7,386万人で、2030年には300万人減、2040年までにはさらに900万人減少し、この17年間で1,200万人の労働力が失われ、約6,200万人の労働力となってしまうことが予想されています。

生産活動を中心となって支える15歳から64歳の生産年齢人口は、労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在でもあります。その生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されており、早急な対策が必要とされています。

また、長野県は全国平均よりも高齢化率が高く、人口減少率も大きい県です。特に、過疎地域では、若者の流出や高齢者の孤立などが深刻な問題となっています。

労働力不足の深刻化と並行して、働き方改革関連法に基づく改善基準告示が改正され、この2024年4月1日から、物流業界や運送業界などに適用される時間外労働の上限規制によってこれらの業界に様々な問題を引き起こすことが予想されています。

特に、自動車運転業務の時間外労働が年間960時間に上限規制されることから、企業の売上げや利益の減少、ドライバーの収入減による他業種への転職、運賃の上昇などが懸念されています。

政府は、2024年問題に何も対策が取られなかった場合、輸送能力が24年度には約14%、30年度には34%不足する可能性があるとして試算しています。長野県は、物流業界や運送業界など2024年問題の影響を受けやすい業界が多く存在する県でもあります。これらの業界は、長野県の経済や社会の基盤を支える重要な産業です。しかし、労働力不足や労働環境の変化などにより、業界の存続や発展が危ぶまれています。

以上のように、少子高齢化による生産年齢人口の急激な減少と2024年問題は長野県にとって極めて重要な課題であり、今後しっかりと対策を講じていかなければなりません。

そこで、以下、質問をさせていただきます。

まず、長野県は、生産年齢人口の急激な減少による労働力不足がどのような社会的、経済的な影響を与えるものと予想しているのか。また、その対策について何をすべきと考えているのか。産業労働部長にお伺いします。

また、2024年問題における対応については、昨年知事から各経済団体に対策要望が出ており、国、県、市町村、経済団体、業界等による克服に向けた共同宣言も出され、2024年問題の対応について県としての具体的な施策が迅速に出されたところです。

そこで、今回の対策により、各事業者が経営的に利益を生み出すとともに、960時間の時間外労働の上限規制の中でもドライバーの皆さんの収入が減らないよう賃上げを行い、処遇改善をしていくことが何より重要です。県として今後どのような支援策を講じていくのか、産業政策監にお伺いします。

特に、地域にとって欠かせない物流事業、旅客運送業界や公共交通については、人材不足により安定的なサービスの提供が懸念されているため、運行形態や運賃の見直し、先進的な安全自動車やデジタル機器の導入などの技術革新を含め、具体的に今後どのような人材不足を解消していくのか、交通政策局長にお伺いします。

長野県のような山岳地帯では、災害を受けやすく、輸送コストも大きいことから、労働力不足が生じやすい県となっています。このような状況にある長野県においては、県民の生活に欠かせない輸送、建設・土木、生産、販売、介護、接客・調理、医療などの職種、分野を選定し、もっと踏み込んだ人材確保策が必要と考えますが、いかがか。産業労働部長にお伺いします。

全国において、2024年問題や労働力の不足は大きな課題であり、その克服には様々なアイデアや工夫が当面必要とされてきています。

ある町の介護施設では、担い手不足の解決の鍵として期待されているのが、元気なお年寄りによるお手伝い、介護施設での労働です。東京のIT企業が開発したアプリにより介護施設の労働を希望する人は事前に登録をして、空いている時間が合えばマッチングが成立します。お手伝い感覚なので、介護福祉士などの専門の資格は持っていなくてもできる食器洗いや掃除、洗濯などで、無償でなく時間給で働くものです。人生100年時代を迎え、定年退職後に時間が空いた60代から70代の労働にアプローチして労働力不足を補っていく時代でもあるかもしれません。

また、本日、吉沢公営企業管理者からの答弁の事例も含め、長野市の上下水道局が取り組んだ宇宙から地中にある水道管の漏水を見つけ出す最新技術も注目に値します。その新技術の導入により、これまで10年かかっていた2,400キロに及ぶ水道管の点検を約2年間に短縮できたことは、人材不足を解消する事例として大変参考になります。

また、物流インフラを持続可能にするためにドローンは大きな役割を果たせるとして、産業用ドローンの開発、販売も進められてきており、特に、中山間地域のような人口が減っている過疎地域では少量の荷物を個別に配達する赤字路線が課題となっているため、代替策としてドローン配送が注目を浴びています。

そこで、このような視点から、生活に必要な職種、分野の人材確保について、様々な技術やアイデアを生かしながら、不足する労働力を補完する取組を経済界や市町村と連携しながら部局横断的に進めていくことが重要と考えますが、いかがか。産業労働部長にお伺いします。

続いて、長野県の林業に関する質問をいたします。

長野県は、日本有数の森林資源を有する県として、森林整備や木材利用の推進に力を入れてきています。しかし、民有林の人工林カラマツ等が主伐期になっているにもかかわらず、伐採や再造林が進まず、充実した資源が十分に活用できていない状況が見受けられます。

このような状況を打破するために、県は令和5年度から森林づくり指針により主伐・再造林にかじを切る政策を打ち出しています。森林づくり指針の目標は、令和9年度までに主伐後の再造林面積を年間1,000ヘクタール、令和14年度には年間1,250ヘクタールに拡大することです。この目標を達成するために県として行っている施策について順次質問いたします。

まず、主伐・再造林移行後の最大のネックとなっているのが人材不足であり、その対策として林業への就業や創業に対する支援事業を実施していますが、木曾地域では、林業従事者の高齢化や新規参入者の少なさなどにより人材の確保や育成が十分に進んでいないという現状があります。また、林業の担い手対策や林業機械のレンタル等に対する補助金を拡充していますが、

補助金の申請や受給には複雑な手続や条件があり、利用しにくいという声もあります。

このような状況を踏まえ、主伐・再造林の拡充を行っていく上で、人材不足の対策として具体的な施策展開と予算について伺います。また、人材確保の観点から、外国人労働者の雇用促進についての見解も併せて林務部長にお伺いいたします。

続いて、県産材の利用促進に向けて、県産材の品質や性能を評価する信州木材認証製品制度や、木材の利用を促進するための通称「都市の木造化推進法」が制定されており、県産材の需要拡大を一層進めていく必要があります。

そこで、都市部の住宅や高層ビルの木造化を進める取組が行われていますが、これらの取組には木造建築の耐火性や耐震性などに関する課題があります。このような課題を解決するために県はどのような対策を講じる考えか。また、長野県が他県に負けない製品を都市部に供給するための体制についてどのような見解を持っているか。林務部長にお伺いいたします。

森林から加工、流通、消費までの一連の流れを効率化し、県産材の付加価値を高めることが必要ですが、これらの施策には、森林組合や林業事業体、木材加工業者や流通業者、建設業者や消費者などの関係者間の情報やノウハウの共有、連携等によるサプライチェーンの構築が不十分であるという課題があります。このような課題を解決するために県はどのような対策を講じていくのか、林務部長にお伺いいたします。

最後に、県が進めている林業人材育成の観点から、知事とは、一般質問において、従前から何度となく、木曾・伊那地域を森林・林業の知の拠点として全国に誇れる地域にするためフォレストバレー構想を進めていくことを確認しており、来年度予算には関連予算も初めて盛り込まれました。そこで、フォレストバレーの目指す姿と今後の取組の方向性について阿部知事の見解をお伺いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には能登半島地震の教訓からの防災対策について数点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、過去に地震があった地域における現状の対策でございます。

平成20年以降、県内で震度6弱以上を観測した地震は、平成23年の長野県北部の地震、それから平成26年の神城断層地震がございます。いずれも被災地域の復旧は完了しておりまして、現在は各地域で災害の経験や教訓を踏まえた防災教育や人材の育成、地域振興の取組が行われており、県、教育委員会が支援を行っているところでございます。一例を申し上げますと、信州大学と白馬村が共同で災害を伝承するためのアーカイブサイトをつくって運営をしている例がございます。

このほか、地震災害で学んだ様々な工夫、取組がございます。例えば、栄村では集落単位で

復興住宅を設置するような工夫、白馬村では豪雪地帯用に雪下ろしが楽なように仮設住宅の傾斜屋根を工夫するというようなことがございます。こういったことは、実は地震の被災地だけではなく県全体に広める必要がございますので、セミナーや訓練等でも活用して周知しているところでございます。

次に、地震被害想定から現在までの県の取組、各自治体との連携強化、それから県民の財産を守るための予算の計画についてでございます。

報告書の公表後は、まずは県民に地震リスクを周知して、誰もがすぐに実践する、情報を知ることができる身近な取組を行ってまいったところでございまして、一例を挙げますと、住宅耐震化や家具転倒防止などを学ぶ信州防災手帳の作成、配付、学習用の防災教育のテキストを小学生に配付するなどをしてきたところでございます。

また、各自治体との連携強化に向けまして、計画策定や事業実施を通じて市町村との関係強化を進めてきたところでございまして、県の被害想定を基にした訓練では必ず市町村と連携して共同で訓練してきております。

それから、予算については、危機管理部では長野県強靱化計画を策定しておりまして、今年が第3期の1年目ということでございますけれども、その中で、目標数値を定めて、それに向けて計画的な予算の措置、確保を行っているところでございます。

次に、過去に地震があった地域でなかなか対策が講じられなかったという点について4点ほど懸念を示していただいて御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、御指摘のとおり、地震はいつ起こるかという予測が非常に難しいということでございます。現在では、30年以内の発生確率ということが示されているわけでありましてけれども、今回の地震に代表されますように、地震はいつ起こるか分からないということがございますので、この機会を捉えて、備蓄や家具転倒防止などの防災対策の呼びかけ、それから地震保険の加入促進などにも積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、被害想定の評価が不十分ではないかという御質問でございますけれども、私どもが平成27年に策定したものは、東日本大震災や南海トラフ地震の国の被害想定を踏まえ、できるだけ想定外をなくすという観点でつくったものでございますので、直ちに新たな想定を行うという予定はございません。今回の地震などを踏まえて今後国から新たな知見がもたらされた場合には、改めて被害想定の変更について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、財源不足については、今申し上げましたように、積極的に5か年加速化対策の予算を活用してハード、ソフト両面で整備を進めているところでございますけれども、これに加えて、さらに来年度の予算で住宅の耐震化促進などの緊急予算を計上させていただくなど、必要な地震対策についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、専門機関とのタイアップという点でございますけれども、地震のメカニズムそのものについての研究は単独の自治体ではなかなか難しいかとも思いますが、今御紹介した被害想定が今のところの最新の想定でございますので、これを基に、県において地震対策の総点検を実施する予定としております。その中で、例えば、国の防災科学技術研究所や地震を研究している名古屋大学等の大学とタイアップして、いろいろなアドバイスをいただきながら点検をしていきたいというふうに思っております。

それから、住民の意識の部分でございますけれども、今回地震が起こった機会を捉えて、備蓄、家具転倒の防止などについて本当に県民一人一人に主体的に取り組んでいただきたいということで、テレビCMなども含めて積極的な広報に励んでいきたいというふうに思っております。

それから、地域の実態に即した避難場所の確保の今後の取組でございますけれども、避難場所は、災害対策基本法に基づきまして、指定緊急避難所として令和4年4月現在で3,834か所が市町村によって指定されているところでございます。ただ、指定されただけでは意味がありませんので、住民に避難情報がしっかり伝わって、そして住民もきちんと避難をしていただくという判断を適時適切に行っていただくことが何よりも大事だというふうに考えております。日頃から災害時の行動計画や避難場所を確認していただくように出前講座などで一生懸命周知しているところでございますし、今後も、緊急対策としてテレビCMなどを通じて訴えていく。それから、信州防災アプリもつくっておりますので、その中でも周知をしていきたいというふうに思っております。

最後に、TKBの現状と今後の計画でございますけれども、これまで、TKBについては、例えば快適で利用しやすい仮設トイレの導入支援を行いまして、既に93基のトイレが導入されております。それから、段ボールベッドについては大分必要数がそろっておりまして、備蓄も46市町村5,691セットそろっております上、実際に組み立てるなど実践的な研修をやっているところでございます。

来年度は、さらに能登半島地震の教訓なども踏まえ、キッチンカーによる食事提供の実働訓練を行ったり、県内企業による避難所環境改善製品の体験・展示会などを行うことによりまして、災害が起こっても対応できるような取組をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には住宅の耐震化と県土の安全・安心について御質問をいただきました。

まず、住宅の耐震化については、現在の耐震化に関する補助制度の利用状況などから見て、関心の高さや進捗について地域差があることは課題の一つであると認識しております。今回の予算案では、集中的に普及啓発を行う費用を計上しており、住宅の所有者はもとより、所有者と離れて暮らす御家族の方々にも、様々な媒体を活用し、耐震化の効果とその重要性について周知を徹底したいと考えております。

また、関心が低い地域においては、市町村としっかり連携し、所有者負担がゼロとなる補助制度の活用を促し、県内全ての地域において耐震化が進むように取り組んでまいります。

次に、県土の安全・安心については、本県は能登半島と同様に中山間地域が多いことから、災害時の救助や物資供給などを行う緊急車両の通行確保が重要と認識しております。このため、姥神峠道路延伸工区などの緊急輸送道路の整備や、木曾川右岸道路をはじめとした迂回路機能の強化など、災害に強い道路ネットワーク整備に重点的に取り組み、県道の強靱化を推進してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、能登半島地震に関連して、この能登半島地震の教訓から何を学び、長野県としてどのような対策を優先して予算措置を講じていくのか、今後の防災対策が目指す方向性という御質問をいただきました。

能登半島地震は、今はまだ我々も県民の皆様方と力を合わせて応援中という状況でありますので、教訓があらわになっていないところもあるかと思いますが、これまでの状況を見ますと、一つは、地震の場合は風水害と違って突然発生いたしますので、耐震化や道路の強靱化など事前の予防的な対策が極めて重要だというふうには受け止めています。

また、今回、元日の災害ということで、季節的にも非常に厳しい状況での発災という形になっております。そういう意味では、避難所の環境をどう整えていくかということも重要な課題だというふうに思います。

また、本県も能登半島と同様に中山間地域が非常に多い県でありますので、そうしたことを考えれば、孤立する集落に対する早急な救助・救出活動、また、そうした地域で一定程度生活していただけるような環境をどう保持していくかということも重要だと思います。これから復旧・復興のフェーズに入っていくかと思っておりますので、そうした部分にもしっかりと着目し、教訓としながら取組を進めていきたいというふうに思っております。また、今議会でも、議員の皆様から様々な御指摘、御提言をいただいておりますので、そうしたものも参考にしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

地震対策、震災対策に取り組むべきことは様々ありますが、やはり最も優先されるべきは人命を守ることだと思います。これまで、私も長野県北部地震や神城断層地震での対応を行ってきましたが、例えば糸魚川－静岡構造線断層の全体が動くという状況になると、本県の被害想定の中で私がこれまで経験したものと全く違う次元での対応が必要になってくるというふうに思っております。

今回の能登半島地震からもしっかりと学び、そして、想像力を働かせ、どうした事態が想定されるのかということ想像しながら対策・対応を行っていきたいと思っております。何よりも、人命確保、人命を守るということを最優先に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、林業に関連いたしまして、フォレストバレーの目指す姿と今後の取組の方向性という御質問をいただきました。

木曾谷、そして伊那谷は、木や森に関する人材育成機関、試験研究機関等が集まっている、まさに森林・林業に関する知の集積地だというふうに考えております。本県としては、こうした強みを生かして、関係機関の連携の下、質の高い教育の提供と産業支援によって森林・林業、木材産業を学びたい人材が全国からこの地域に集うような、日本をリードする人材育成、そしてビジネス創出の拠点にしていきたいというふうに考えております。

令和6年度は、関係機関や産業界の皆様方と連携させていただき、推進体制として運営協議会を設置した上で、知の集積地を生かした具体的なプロジェクトとして、一つは移住や他産業からの転職を見据えたりカレント教育、そしてもう一つは、多彩な発想を導き、森林サービス産業の創業を支援する森林ベンチャースクール、この二つを柱として、木と森の人材育成・創業支援プログラムの開発、実行に着手していきたいと考えております。

これらをスタートとして、今後多彩なプロジェクトを能動的、継続的に実施し、そうしたことでこの伊那谷、木曾谷両地域を合わせた地域ブランドとして確立されていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、この労働力不足が与える社会的、経済的な影響とその対応策についてでございます。生産年齢人口の急激な減少は、経済活動における生産、消費の縮小、担い手不足、社会保障制度の持続可能性の低下を招き、ひいては社会経済システムが現状を維持できなくなる事態が想定されます。この1月に民間有識者で構成します人口戦略会議が公表しました人口ビジョン2100の中では、果てしない縮小と撤退が強いられ、広範な社会心理的停滞が起きかねないと指摘しておりまして、これはまさに同じ危機感を持つところでございます。

具体的には、例えば、ドライバーがいないために荷物が届けられない地域が発生する。建設作業に従事する施工管理者が不足し道路の十分な修繕ができない。さらには、医療スタッフが不足し搬送先の確保ができない状況が顕在化するなど様々な影響があるものと考えております。

このため、今般公表いたしました長野県少子化・人口減少対策戦略方針案では、人口減少スピードの緩和策と人口減少社会への適応策に取り組む基本目標を掲げたところでございます。特に、労働力不足への対応策といたしましては、多様な人材の労働参加やDXによる業務効率化が重要と考えておまして、新たな取組といたしまして、働きたい県民の就労を支援するため、多様な人材が働ける業務の切り出しと求職者とのマッチング支援、産業や暮らしのデジタル化を推進するため、ロボットの導入など生産性向上に資する設備の導入支援など、新規施策も講じながら、今後も必要な政策を投入し、人口減少下においても県民が必要とするサービスを享受できるよう取り組んでまいります。

次に、県民の生活に欠かせない職種・分野の選定と踏み込んだ人材確保策についてでございます。

人口減少下におきましても、県民が必要なサービスを享受し、安定した暮らしを可能とするためには、県民の生活に欠かせない職種・分野の人材確保は必要不可欠であります。

これまで、県内産業の人材確保に当たりましては、UIJターン就業・創業移住支援金など産業労働部が実施します施策に加え、医療・福祉分野におきましては、ナースセンター運営事業や信州介護人材誘致・定着事業、また、農林業におきましては、就農サポート事業や林業就業支援事業などによりまして、個別分野におきましても人材確保策を進めているところでございます。

あわせて、2024年問題や保育士配置基準の見直しなど喫緊の課題を抱える分野につきましては、バスドライバーや保育士を確保するための移住支援金を令和6年度当初予算案に計上するなど社会状況の変化にも即応していくところでございます。

議員御指摘のとおり、中山間地域や山岳地を多く抱える本県におきましては、今後人手不足がますます深刻となってくることから、さらに踏み込んだ対策が必要でございます。このため、少子化・人口減少対策戦略の取りまとめに向けて、日常生活を維持するために必要なエッセンシャルワーク、インフラ整備など社会的基盤を支える産業、さらには、県の顔となるような県内経済を牽引する業界といった観点も踏まえながら、各業界、各業種のデータを分析しながら、重点支援分野を精査し、さらに効果的な人材確保に努めてまいります。

最後に、経済界や市町村と連携した部局横断的な人材確保の取組についてでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0で掲げましたこの新時代創造プロジェクトの人口減少下における人材確保に向けて、各部局が連携した取組を進めているところでございます。一方で、この

労働力不足への対応は、県行政だけでは限りもあることから、経済界や市町村など関係者との連携を深めながら様々な技術やアイデアを生かした取組を進めていくことがますます重要となってまいります。

先ほど申し上げましたように、生活に必要な職種、分野への踏み込んだ対策を進めていくためにも、部局横断によるプロジェクトチームが基軸となって、経済界や各業界団体、市町村のほか、次世代を担う若者や女性からも意見やアイデアを伺う多くの機会を設けまして、社会全体でこの困難で厳しい状況を乗り越えていけるように取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔産業政策監渡辺高秀君登壇〕

○産業政策監（渡辺高秀君）私には物流事業者の処遇改善などの支援についてのお尋ねでございます。

物流事業者が利益を上げ、ドライバーの皆さんの処遇改善を行うためには適正な運賃の収受が必要と認識しております。そのため、県では、荷主事業者に対し、荷役作業等に係る適正な対価の支払い、標準的な運賃の活用や燃料サーチャージの導入、高速道路料金を実費として支払うことなど、あらゆる機会を通じて依頼しているほか、運送事業者に対しましては、利益率向上にもつながるエコタイヤの導入を支援しているところでございます。

国においては、今月16日に標準的な運賃の平均8%の引上げや燃料サーチャージの基準価格の設定、荷待ち、荷役等の対価についての標準的な水準の提示など処遇改善につながる取組を盛り込んだ中長期計画が示されたところです。今後、こうした新しい動きにつきましても、物流・荷主事業者に対し、関係機関と連携した個別相談やセミナーの開催等により周知するなど、物流業界の経営環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）運輸業におけます人材不足の解消についてのお尋ねでございます。

労働集約型産業でありますバス、タクシー、トラック業界における労働時間の規制強化は、長時間労働是正などの効果の反面、輸送能力の低下を引き起こす可能性がありまして、人材不足への対策が必要でございます。県としましては、労働力の確保、業務効率化による生産性向上、この両面から対策を進める必要があると考えております。

労働力の確保策としましては、まず業務に必要な運転免許の取得費用に対する支援、事業者と求職者とのマッチングの支援、物流事業者の適正な運賃設定、価格転嫁が行われるような働きかけ、こうしたことなどを行ってまいります。

また、生産性の向上策としましては、県トラック協会を通じました業務効率化のためのトラックターミナル等への設備投資に対する利子補給、安全装置、自動点呼機器等の導入への支援、それから公共交通におけます路線、ダイヤ等の見直しによるネットワークの最適化、これらに継続的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、人材不足の解消に向けては、デジタル技術の活用が不可欠であることから、AIを活用した配車・配送の効率化など、事業者や市町村における先進的な取組事例を共有しまして、関係機関と連携して総合的に取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には大きく3点御質問を頂戴いたしました。

まず、林業の人材不足への具体的な施策展開と予算についてでございます。

林業人材の不足に対しましては、新規就業者の確保と施業の省力化に向けた取組の強化が必要であると考えており、令和5年度から移住・転職者に対する給付金等を新たに開始したところでございます。

令和6年度は、増加する植栽や下刈り等の作業に対応するため、通年雇用に加え、兼業等の多様な働き方への支援を拡充するとともに、省力化に向けた下刈り作業への林業機械の活用にも支援をしてまいります。

なお、補助金申請等の利便性の向上のため、相談・申請窓口を林業労働力確保支援センターに一元化したところであり、さらに、令和6年度は、林業を志す方に一層関心を持っていただけるよう、同センターが行う林業の魅力等の情報発信を強化してまいります。

外国人労働者の雇用促進につきましては、今後不足することが見込まれる造林・育林等の人材の確保策として外国人材に期待を寄せる林業事業者もあると認識をしております。一方で、現在林業への就業が認められている技能実習制度1号では、在留期間が1年と短期間であり、身につけられる業務が少なく、就業実態がほとんど見られないことに加え、言葉や労働安全対策などの課題があることから、受入れに慎重な林業事業者も多い状況であります。

現在、国において、在留期間がより長い特定技能1号の対象職種に林業を加えることや、技能実習制度に代わる新たな育成就労制度等が検討されているところです。県では、国の制度改正の動向も踏まえつつ、業界全体と情報共有を図るとともに、課題の抽出やその対応等について関係の皆様と議論を深めてまいります。

次に、木造建築の耐火性、耐震性に係る対策についてでございます。

都市の木造化推進法及び建築基準法の改正により、中高層建築物に適用する耐火性能基準が見直されるなど、木材を利用しやすい環境が整ってきています。こうした変化を県産材の需要

拡大の好機と捉え、県では、耐火性能を有する集成材や耐震性能を担保する構造材を安定供給できるよう、製材工場の大規模化、効率化に向けた設備の導入などへの支援を行ってきており、こうした製品を生産している工場は現在5か所まで増えてきております。また、県林業総合センターでは、大手住宅メーカー等からの依頼で建築部材の性能試験を行っており、引き続き技術開発に対する支援にも取り組んでまいります。

木材製品の都市部への供給につきましては、県では、大都市圏への販路開拓に向けて、信州ウッドコーディネーターによるマッチング支援を進めており、これまでに、千葉県流山市の中学校に信濃町産のカラマツが大量に活用されたほか、大手建設会社に対する働きかけにより大規模木造ビル等への県産材の採用が進んできております。こうした大型需要に対応するため、県内の製材工場が連携して安定的に県産材製品を供給できるようコーディネートを進めているところであり、こうした事業者の水平連携による供給体制づくりを支援してまいります。

最後に、木材のサプライチェーンの構築についてでございます。

県産材のサプライチェーン構築に向けては、これまで、信州ウッドコーディネーターのマッチング支援等により、山元から需要者までの垂直連携の推進に取り組んでまいりました。昨年8月に立ち上げた原木安定供給等検討チームにおいても、林業・木材産業の専門家からサプライチェーン構築の重要性について御意見をいただき、県では、昨年11月に、川上、川中、川下の信頼関係により木材の安定的な供給体制を構築し、木材丸ごとの資源化、商品化を進めるなどの方向性を取りまとめたところであります。

これに基づいて、11月補正予算では、新たなサプライチェーンの構築に向けて、中間土場の設置や機械類のレンタル等に対する支援を行うこととし、先月には県内の林業事業者や木材流通事業者など約200名が参加して専門家から先進事例を紹介いただく場を設けるなど、サプライチェーンの普及に取り組んでおります。県としては、こうした取組を呼び水として、県内全体でサプライチェーン構築の取組が広がり、川上、川中、川下の関係者全てにメリットが生まれ、県産材の利用拡大につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後、長野県では八つの活断層地震が想定されていることから、能登半島地震からの教訓をしっかりと生かし、今後も地域防災計画を再考し、各市町村との連携を深めてほしいと思います。

また、2024年問題、各職種・分野での労働力不足は、日本の国力を低下させていくものであり、その対策は、少子化対策も含め、日本の将来を左右する喫緊の課題であります。長野県としても、生産年齢人口の減少を補う技術革新を進めながら、若者の流出を抑制する施策を積極

的に展開し、その支援に対する予算をしっかりと投じていかなければならないと考えます。

そして、林業についても、産業として開花していくには、やはり人材確保と教育であるため、あわせて、他県に負けない県の先進的な取組を期待して、私の一切の質問を終了いたします。

○議長（佐々木祥二君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、来る2月26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時33分延会

令和 6 年 2 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 6 年 2 月
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年 2 月 26 日 (月曜日)

出席議員 (56 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議事課担当係長 風 間 真 楠
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和6年2月26日（月曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）おはようございます。改革信州の高島陽子です。通告に従い順次質問をします。

まず初めに、これまで教育委員会が主体的に担ってきたスポーツ行政が、今後は観光部を中心として展開されることとなりますが、体育教師をはじめ教育現場に近いスポーツの指導者、ひいては県民までこの変更について十分に伝わっていないと感じており、この問題意識から、以下、質問いたします。

スポーツに関する業務は、これまでの教育委員会スポーツ課所管のスポーツ行政を知事部局の観光スポーツ部へ移管するに当たり、どのような点が変更となるか、明確に示されているでしょうか。

知事は、スポーツが暮らしに潤いをもたらす重要な行政分野であると11月定例会提案説明で言及されました。また、今定例会では、観光スポーツ部の設置を契機に、プロスポーツ観戦ツアーの実施や一般スポーツと障がい者スポーツの一体的な推進など施策の相乗効果を発揮できるよう取り組むと述べられ、先週の代表質問でもやり取りされました。組織変更されても、県の目指すスポーツ振興の姿が大きく変わるということではないでしょうし、スポーツと一口に

言ってもその役割は多様であり、社会的、文化的な価値創造の源泉、かつ経済活動と親和性の高いその原動力についても誰もが認めるところだと思うので、さらに県民に理解や参加を促せるようお願い、お聞きしてまいります。

さて、長野県において、スポーツ振興の原点、エッセンスとも言える主軸のプランとして第3次長野県スポーツ推進計画があり、組織変更後も、これを位置づけ、生かしていく方針とのこと。教育委員会が昨年3月に策定しましたが、この計画に関わる教育委員会、観光部、健康福祉部とでどのような役割分担がなされ、所管業務がどう行われるのか明確にするため、部分的な改正を行うなどして県民に分かりやすく周知する工夫が必要ではないでしょうか。内堀教育長、いかがでしょうか。

学校現場におけるスポーツ活動や教科体育は、青少年の体づくりや健康増進に不可欠です。スポーツを始めるきっかけとして我が国においてまず挙げられるのが、学校の部活動で、地域移行や社会活動への転換など、この在り方が模索されている現状ではありますが、その根幹を成してきたのは紛れもなく学校の教育で、それがベースとなってきたと確信しております。

このたび、教育委員会の組織編成では、教育行政の小学校から高校までの学校体育業務を所管するスポーツ課の当該役割を保健厚生課に移管されるとのこと。

教育長にお聞きします。

学校体育業務の持つ教育面での重要性を鑑み、スポーツの名称が残せなかったのか。スポーツという呼び方だと観光部の課と混同しやすいのだとすれば、合併後の名称は保健厚生・体育課として存続させるべきと思うのですが、体育またはスポーツの名称を残す余地はなかったか、その検討過程を伺います。

次に、令和6年3月に体育センターを廃止し、同塩尻市内にある総合教育センターに学校体育に係る研修機能を引き継ぐとのこと、その看板は下ろされることとなります。これを契機に県の教育機関としてその機能を充実していくことが必要だと思いますが、いかがか。こちらでも教育長にお聞きします。

第82回国民スポーツ大会の開催を令和10年（2028年）に控えています。昭和53年（1978年）に長野県で開催された前回大会、やまびこ国体に比べると、スポーツ環境全体が大きく変化しました。競技種目数の増加、ほぼ男女差なく参加でき、メディアを通じ誰もが見られるように発展しています。

スポーツの世界では、どうしても、競技人口が多く、世界的な規模での冠大会が開かれ、競技種目による経済効果の高さなどに目が向きがちですが、国スポの理念からすれば、特定の競技に偏らず、本県代表を目指す全ての選手への応援や配慮を求めたく、これについての御見解と今後の強化策の考え方を教育長にお尋ねしたいと存じます。

続いて、知事にお聞きします。

競い合うだけではないスポーツの在り方や効果も重要で、幅広く身体運動を促すような事業、取組も県として提供すべきと考えます。

地方都市の発展要因としてのスポーツに関する一考察を紹介します。ドイツ在住のジャーナリスト、高松平藏さんによれば、例えば、ドイツでは、スポーツに対して様々な価値や機能が見いだされ、一方、日本の地方都市におけるスポーツの取組を見れば、ツーリズムや集客といった観点から、都市の外に働きかけ、人を呼び込もうとする傾向が強いのだという見方です。

スポーツに限ったことではないですが、日本では万博モデルとでもいうような集客に価値を置く考え方が広く支持され、イベントの成否が集客による経済効果で判断される。地方のスポーツ政策も、にぎわいを呼ぶイベントが頻発される。

他方、ドイツでも外からの集客を狙ったイベントを開催し、増加傾向ではあるが、どちらかといえば、都市の内側、つまりそこに暮らす人々の状態、活動をよりよいものとする意識が高いのだという。地域の自律性が想像以上に強いとのことで、スポーツが都市の要素であり、市民参加を促し、まちづくりのエンジンになっているという分析です。もちろん、日本とドイツの優劣を言うものではなく、それぞれのよさがあり、都市の外と内とが共に発展することを願うものであります。

以下、質問いたします。

県民が求めれば参加がかなうスポーツの推進に欠かせない要素として、市町村が配置し、全県的にネットワークを持つスポーツ推進委員、地域によって多彩な展開を進める総合型地域スポーツクラブがありますが、スポーツ全体の裾野や基盤を形成しているともいえるこうした活動について、その役割をどう評価し、今後どう支援していくか、お考えを伺います。

世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクトを県は打ち出すということで、長野県が世界に貢献することを目指し、海外を舞台に販路拡大を展開しようとする、技術力等で世界に貢献していく、世界で稼いでいくと提案にありました。旅行市場にも挑戦し、インバウンドのためのプロモーションも視野に挑戦していくようです。

世界で稼ぐための礎石として、これまで、いわゆるトップセールスという手法で行動してきた知事におかれては、就任以降、アフリカを除く全ての大陸へ公務で訪れ、現地で活動してこられました。

昨秋の訪欧については、限られた日程の中で精力的に動き回り、お会いされた方も少なかつたとの印象を持ちます。改めてこの海外出張について知事からお聞きしたいと存じます。これまでの議会の答弁や会見での応答で述べられたような科学技術など産業分野や環境及び観光分野といった経済面でのアプローチのみならず、恐らくは友好連携、交流といった観点でも

再発見や再認識をされたことでしょう。そこで、昨年の8日間の訪欧において、知事がどのように感じ、何を得たかを伺い、また、新年度の事業編成にこの訪欧の経験を生かし、県として新たに力を入れて取り組む施策についてお尋ねします。

県は、米国ミズーリ州、中国の河北省と、海外に2か所、友好関係を築いて現在に至りますが、一方で、海外自治体等と覚書や協定等を締結し、その数は34件に及んでいます。世界各国と一つ一つ積み上げてきた経過を振り返れば、経済や産業での互惠関係にとどまらず、より高い視点で、我が県が外交関係と国際交流を深化する資源を膨らませ、土台としてきたという言葉もできるかと思います。人的・物的ネットワークもそれなりにつながってきていると存じます。

そこで、知事に、これからの長野県が真の意味で国際的な発展を進めるためには、経済的な活力の取り込みや海外市場の開拓にとどまらない新たな関係性を築く広い視野を持って、より親しいお付き合いのできる拠点づくりともいえる新たな姉妹・友好都市連携を検討してもよいのではないかと思うのですが、これについての御所見をお聞きします。

昨年12月下旬に、県立大学学生と議会とで懇談する機会がありました。学生生活をはじめ、日常の学生の学びや要望などを直接お聞きする貴重なひとときでした。

偶然にも、同日は夕方から同大学の言語教育プログラムの一環で開かれたイベント、Trade Showを参加型で見学しました。数人ずつ30ほどのグループに分かれ、社会的な事業や個性的な取組などをテーマに決めて、カラフルで鮮やかに表現しそれらの事業の内容など説明をまとめた大型のポスターを前に、プレゼンし、伝え、質問を受け答えるという企画で、やり取りは全て英語です。

刺激のかつ魅力的な活動で、県立大生のコミュニケーション力や表現力の確かさと英語を学ぶ姿勢に感心しました。その場で日本語とは別の言語で活発にやり取りする若者たちの動きや声を見聞きし、求められる多文化共生や異文化理解の一步、国際交流の原点はまさにこれだと胸が熱くなりました。私たち世代も学生時代にこんな学びが当たり前であったらと、うらやましくなりました。子供たち世代にもっと積極的に海外経験をさせたい、大きな世界の中で私たちが生かされているという発見を増やしてほしいという願いも、身近な長野県立大で力強く提供し、アプローチされている。グローバルマネジメント専攻の確かな育みと歩みを見た思いです。

そこで、知事に、平成30年に創立した県立大学では、その使命の一つにグローバル発信を掲げ、世界に目を向ける若者育成に寄与する交流に積極的に取り組んでいます。これまでの取組状況について、また、課題もあると思いますので、その認識についてお聞きします。

さて、長野県の人口が200万人を切る、そのときが迫っているということで、その数字に注

目が集まりますが、それと同時に、今や日本全体で外国人労働者の数も200万人を超える伸びとなっていることから、この日本社会を形成する人口の動態や動向を一層理解すべきだと感じています。また、県内においても、既に2万人以上の外国人が働いています。共生社会として、私たち県民は何を共有し、相互理解できるのかが問われます。

一人一人の暮らしの中において最も重要なものの一つに医療があると思われれます。この外国人医療支援の分野では、長く取り組んでこられた市民の活動もあったと認識しています。県が令和6年度の新規事業として予算化された外国人県民のための医療通訳体制整備事業を改めて評価し、共生社会実現に向けた県の姿勢を山田県民文化部長にお聞きします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） スポーツと教育について4点御質問を頂戴いたしました。

スポーツ行政移管後の第3次長野県スポーツ推進計画についてのお尋ねでございます。

第3次長野県スポーツ推進計画は、スポーツの持つ力や価値を活用し、さらに高めることにより、県民一人一人の生活や心がより豊かになるといったウエルビーイングの実現を目指し、令和5年度から令和9年度までの5か年において本県が推進していくスポーツの施策を明らかにするために策定したものであります。

この計画は、あくまで事業推進の目標と方向性、具体的な取組の内容を定めたものでありますが、議員御指摘のように、移管後の役割分担について県民に知っていただく必要があることから、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、保健厚生課の名称に体育またはスポーツを入れることについてのお尋ねでございます。

学校体育を除くスポーツ行政につきましては、観光や地域振興等に関する施策と連携して効果的な施策の推進を図ることを目的に、令和6年4月に知事部局へ移管することとしております。その中で、引き続き教育委員会が担う学校体育については、親和性のある学校保健を担当する保健厚生課で所管することといたしました。

課名の検討においては、課名は課の業務内容を端的に伝える名称であることが原則であること。保健厚生課の「保健」は、保健教育にとどまらず、保健管理、安全、給食を含め、児童生徒の健康に関する業務全般を広く捉えた概念としていること。体育という教科名を課名に加えた場合、教科名の保健体育を基に、保健の意味を教科の保健分野のみと狭く捉えられるおそれがあること。スポーツを課名に加えた場合、観光スポーツ部スポーツ振興課との業務分担が分かりづらいことなどを総合的に勘案し、課名は変更しないことといたしました。

なお、議員御指摘のとおり、子供たちが健康、安全に生きていく上で必要な身体能力や知識を身につけるために、体育は極めて重要であると認識しておりますので、保健厚生課に学校体育係を設置し、学校における体育の充実に努めてまいります。

次に、学校体育に係る研修機能の充実についてのお尋ねでございます。

体育センターが現在所管している業務のうち、学校体育に係る研修業務は総合教育センターが引き継ぎ、引き続き教育委員会において実施してまいります。学校体育に係る研修業務につきましては、子供の体力向上や体育の授業改善といったこれまでの研修の目的を維持しながら、中学校部活動の地域クラブ活動への移行など新たなテーマに関する講座の開設、総合教育センターとの連携による新たな研修や県内各地域に出向いての研修の実施などに取り組み、研修の充実に努めてまいります。

国民スポーツ大会に向けた支援の在り方と今後の強化策についてのお尋ねでございます。

国民スポーツ大会正式競技の41競技団体には、これまでも強化活動に係る経費や大会への派遣費等を補助し、本県代表選手の強化活動を支援してきたところであります。さらに、令和10年本県開催の第82回国民スポーツ大会に向けては、平成30年に長野県競技力向上対策本部を立ち上げ、天皇杯、皇后杯の獲得を目標とし、全ての競技団体への支援を大幅に拡充してまいりました。

各競技団体への支援の内容や強化補助金等の配分については、県スポーツ協会と連携したヒアリングにおいて競技団体役員から要望をお聞きするとともに、各種大会及び強化練習の現地視察により現場の声を直接聞き取り、具体的な課題を把握することによって、議員御指摘のような競技の特性等を総合的に勘案した強化支援を行っているところであります。

来年度からは、スポーツ行政の知事部局への移管に合わせ、現在のスポーツ課競技力向上対策係を競技力向上対策室として体制を充実させ、より一層各競技団体との連携を深め、目標の達成とともに、大会終了後の競技スポーツの維持定着を意識した効果的で持続可能な強化支援策を推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、スポーツに関連して、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブの役割、評価、今後の支援という御質問でございます。

高島議員御指摘のとおり、スポーツは非常に様々な役割を果たしているというふうに思っております。昨日、ビッグハットでスペシャルオリンピックスの冬季ナショナルゲームの閉会式があって、私も参加してきましたけれども、アスリートの皆さんから本当に多くの感動をいただけたというふうに思っています。同じ会場で、HAP、ヘルシーアスリートプログラムというものが行われていました。知的障がいのアスリートの皆さんの健康をサポートしていく。そして、これから活躍してもらうために、例えば眼鏡をつくってあげたり、足のケアのサポート

をしてあげたりということで、御指摘のとおり、まさに順位を競うということではなく、むしろ健康づくり、共生社会、こうしたことにつながる非常に意義ある大会ではなかったかというふうに思っています。

そういう中で、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブは、まさに地域スポーツの基礎を支えていただいていると考えております。県として、観光スポーツ部ということで、これから新しい組織にしていくわけでありますので、やはりこれまでの発想を大きく変えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。学校や教育に軸足を置くことからもっと視野を広げて、広い意味での健康づくりや、今回障がい者スポーツと障がい者スポーツ以外を一体化していきますので、まさに共生社会をどうつくっていくかという観点、地域活性化全般とつなげていくということが大変重要だというふうに思っています。

これまで、スポーツ推進委員の皆さんや総合型地域スポーツクラブは、それぞれの地域で御活躍いただいているわけでありますけれども、これから、国スポ・全障スポに向けて、県内全体の活動をいい意味で調整、強化していかなければいけないというふうに思っています。これまでも研修会やアドバイスを行ってきていますけれども、今回観光スポーツ部に移管されることを契機に、人材のさらなる確保育成、そして、様々な活動と連携した上での総合型地域スポーツクラブの振興、こうしたことに積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。そのためには、我々県だけではできませんので、市町村をはじめ関係の皆様方としっかり課題、方向性を共有しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、国際交流について3点御質問をいただいています。

まず、欧州を訪問してどう感じたのか、そして今後どうそれを生かすのかという御質問であります。

欧州訪問で感じたことは様々ありますけれども、主に三つ申し上げたいと思います。

一つは、やはり世界の国や地域としっかりと知見を共有して、共に取り組んでいくことの重要性であります。

今回、環境問題や産業振興という観点で訪問させていただきました。例えば、ドイツは公共交通が進んでいるということで、ヘッセン州政府にお伺いしてきました。交通についていろいろと聞かせていただいたわけでありますけれども、逆にお尋ねいただいたのが、防災対策でありました。

朝、BSニュースなどを見ると、気候変動により、ヨーロッパをはじめ世界各国で大変大きな災害に見舞われる国や地域が多くなっているわけでありますけれども、日本は多くの災害に見舞われてきたということで、防災・減災の面で非常に進んでいるという評価をいただいています。

我々は交通について学ばせていただきたいと思っていましたけれども、先方からは、日本の防災対策は素晴らしいという御評価をいただいています。グローバルな社会で課題がますます共有化されつつありますので、冒頭申し上げたように、世界の皆さんとしっかり情報共有、対話を行う中で知見を共有して、それを長野県の発展に生かしていくことは非常に重要だというふうに感じたのが1点目であります。

2点目は、ヨーロッパの皆様方、とりわけドイツ、フランスの皆様方は、日本の文化や価値観に対する関心を非常にお持ちでいらっしゃいました。そば打ち、発酵食品、こうした食も含めて、日本に対しての関心が非常に高まっているというふうに感じたところであります。海外では和食がブームになりつつあるという状況でありますので、日本の文化をもっと世界に発信し、その反面、インバウンドのお客様をしっかりと長野県、日本にお迎えして観光につなげていく。こうした興味関心を長野県の発展につなげていくことが2点目として重要だというふうに感じました。

3点目は、ここでも何度も御答弁申し上げておりますように、経済がグローバル化する中で、様々な研究開発、産業面における連携について、改めて各国と協力関係を結んでいくことが重要だというふうに感じた次第であります。

こうしたことを生かしまして、例えば、EV、電気自動車関連企業の海外販路拡大を県としても一層強化していきたいというふうに思っておりますし、また、フラウンホーファー研究機構と共同宣言を行ってきましたので、秋にも職員を派遣して人的な交流を行っていきたいというふうに考えています。

また、観光機構に長野オペレーションセンター（仮称）を設けてまいります。現地コーディネーターとも連携して、海外誘客、特に高付加価値の旅行市場をターゲットとした取組を進めていきたいというふうに思っています。また、長野欧州貿易支援機構がパリに開設するアンテナショップを使って本県の伝統的工芸品のテストマーケティングを行っていきたいというふうに思っています。様々な知見の共有、そして文化の発信、さらには観光需要の取り込み、そして経済面での連携、こうしたものをしっかりと進めることによって、長野県の発展につなげていきたいと考えております。

続いて、新たな姉妹都市・友好都市提携を検討してもいいのではないかと御質問でございます。

御質問にもありましたように、本県は、河北省とミズーリ州以外の地域との間では、友好都市提携というような包括的なものではなく、分野別の覚書の締結等を行ってきたところであります。これは、長野県として問題意識を持っている分野に関係が深い、あるいは強みを持つ地域としっかりつながっていかうという目的意識でこうした取組を進めてまいりました。決して

姉妹・友好都市提携を排除するものではないと思っております。

ただ、姉妹・友好都市提携を行うとなれば、特定の分野、例えば産業面だけでなく、文化や人材育成など幅広い分野で息の長い交流が必要だと思っておりますので、ふさわしい相手がいて、そして先方も長野県に強い関心を持ってくださり、友好交流関係が長く続きそうな見通しが立てばそうした取組にも踏み出していくことが必要だというふうに思っております。

続いて、県立大学の国際交流の取組状況と課題認識という御質問でございます。

県立大学におきましては、御指摘のとおり、グローバル発信ということ掲げて取り組んできております。開学当初から、英語集中プログラムや全学生が参加する海外プログラムに取り組むということを行ってきました。コロナ禍の中で活動が十二分にできなかった側面はありますけれども、建学当初の考え方をしっかり持ちながら取組を進めてきていただいているというふうに考えております。

また、海外の大学との交換留学に関する連携協定も積極的に進めてきていただいているところでありまして、昨年12月現在で九つの学校と協定を結んでおりますし、私費での留学生の受入れも行っています。令和5年度の在籍者数は8名という状況でございます。

また、英語力の向上についても高い目標を掲げて取り組んできていただいているところであります。ただ、この点については、非常に高い目標を掲げていますので、さらなる改善が必要な部分というふうにも思っています。県としても、学生の皆さんが英語力をしっかり伸ばしてグローバルに活躍してもらえるように取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。県としては、中高生レベルでも英語教育をもっと充実していかなければいけないというふうに思いますし、県立大学の取組もしっかり応援していきたいというふうに思っています。

加えて、海外大学との連携交流についても県として応援させていただく中で、県立大学がよりグローバルな視野を持って学生を育て、発信していくことができるように取り組んでいきたいと思っております。

私に対する御質問は以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○**県民文化部長（山田明子君）** 私には共生社会の実現に向けた県の姿勢についてのお尋ねでございます。

県では、令和2年に長野県多文化共生推進指針を改定いたしまして、外国人への生活支援に加え、外国人と共に学び、共に活躍できる地域を創出するため、施策を総合的に展開しております。

施策におきましては、誰もが暮らしやすい地域づくりをはじめ三つの施策目標を掲げ、地域における日本語教育支援や多文化共生相談センターによる多言語での相談対応などに取り組ん

でいるところでございますが、今後、外国人材やその御家族の増加が見込まれる中、地域においてしっかりと受け入れる体制を構築することが一層求められているものと認識しております。

とりわけ医療機関における通訳につきましては高い専門性が求められ、市町村の相談窓口等では対応が難しいことから、外国人が安心して医療機関を受診できるよう来年度から多言語での電話医療通訳の環境を整備してまいります。

今後とも、外国人の皆様への生活支援を強化しつつ、地域の一員として共に学び、活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、市町村や関係機関と共に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君） 少子化対策という言葉が定例会ごとに出ない日はないと感じ始めたのはそんなに新しいことではありませんが、議員になって以降、十数年前からを振り返ってたどれば、子育てに対するまなざしは大きく変化していると思います。長野県ばかりでなく、我が国の全ての地方自治体は人口減少への危機意識をますます募らせ、もはやそれは脅威とも捉えられる様相です。若者の行動がその鍵を握り、さらに、女性に選ばれる県づくりを標榜し、若い女性への期待は最大に高まっています。

こうした行政の掛け声からすれば、女性の売手市場になり、経済の理論から言えば、働く場での処遇向上や環境改善が進んでいくと願いたいところですが、経営者、事業者が即応することや、取りも直さず、当事者である女性の意識や行動様式を変えようにもそうたやすくなくことから、現実には足踏み状態とも言えます。それでも、県が半歩、一步先へと動かすために提案され、また引き続き取り組む五つの事業について質問します。

若者施策であります。出会いの場の在り方に関し、ワチャワチャミーティングや新規事業のメタバースを活用したイベントなどが具体的に予算化されました。何を目指して開催するのか。これまでの代表・一般質問の答弁にそれらしきを見いだせるものの、その事業の趣旨が若い人たちに刺さるのかは未知数です。大人のもくろみや意図が見え隠れするように思われなりません。

学生である我が子に、こうした事業をどう思うか、参加してみたいか尋ねたところ、「多分就活の一種と思うのでは。予算がついているのならビジネスにしようとする人もいるかな。でも、自分はきっと参加しない。公にさらされるのは今あまり好まれないと思う」とのことでした。ただ、「まあでも、やってみればいろいろ分かるかも」とも話しています。卑近な例ですが、足元の若者の声として紹介しました。

これに関し、知事にまずお聞きします。将来を担う若者の交流促進に当たり、価値観の変化を踏まえた柔軟な思考で今の若者を理解し、若者に夢や自信を与え、彼らが様々なライフス

テージにおいて新たな一步を踏み出せるよう力を入れて取り組んでいくべきと考えます。いかがでしょう。

県が新年度に手がける人口減少の緩和と適応に関する四つのプロジェクトから真っ先に飛び出すのは、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト。そのトップバッターは子育てしやすい環境づくり、そして2番手が女性・若者が働きやすい職場づくりと提案説明で述べられました。

保育士不足解消と確保のために、有資格でも現場に従事しない潜在保育士活用ということで、その実態を把握し、どのような方法で復職してもらえるか、既に平成31年に実施された2万9,000人を対象とした悉皆的なアンケートで回答を求めた経過がありました。

そこで、高橋こども若者局長には、保育士の確保定着に向けて、保育士の給与や意識などを把握することが重要であると考えますが、県の取組について伺います。

過去の潜在保育士への調査結果から、職場の人間関係や業務量の多さを嫌って離職しているケースが多かったと記憶しています。しかし、それを乗り越えるために、手取りで幾らになる仕事かといった賃金体系が明らかにならなければ、移住支援したところで、やってきにくいと思います。かつ、もっと働きやすい環境をと願わない有資格者はいません。園内外の行事準備などに多忙感を抱く保育士も少なくないからです。いずれも重要なポイントです。

知事にお聞きします。保育士の処遇改善のみならず、保育士の業務負担を軽減し、働きやすい職場への環境改善が必要であると考えますが、県の取組についてお聞きします。

また、親の仕事の多様化から、集団で行う保育とは別に、ベビーシッターのようなマンツーマンの保育サービスへのオーダーも、近年、都会でなくても高まりつつあると言われます。そこでお聞きしたいのは、子供や子育て家庭の支援を一層進めるため、家庭で保育している保護者への支援を強化すべきではないでしょうか。県の考えを伺います。

保育の質を維持し、高めることも重要であり、未就学の子供たちに向き合う保育者に必要な情報や技術を提供している資源として、信州幼児教育支援センターがあります。開所からこの3月で5年を迎えるが、センターの取組がどのように現場で生かされているかを含め、その役割や現状について内堀教育長にお伺いします。

最後に、職員の働き方について、県では、職員の働き方改善や意識改革のため、かえるプロジェクトを掲げ、取り組んでおり、2月8日には職員対象の庁内対話集会を開いたところですが、そこで直接耳に入った職員の声を知事はどのように受け止め、知事自身が具体的にどう行動していくのかについて伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 4点御質問を頂戴いたしました。

まず、若者交流事業の進め方についてであります。

御質問にもありましたように、若い皆さんの意識と、私は60歳を超えていますけれども、60歳の我々が持っている価値観、認識は大分変わってきていると思っています。私がこれがいだらうと思って進めていることが、若い人たちから見ると恐らく全くつまらないという話になりかねないというふうに思っていますので、今回、我々が取り組もうとしている事業、例えば将来を担う若者交流促進事業についても、企画段階から大学生や若い社会人等に参画してもらおうと思っています。

これから少子化、人口減少の戦略を固めていくに当たりまして、ぜひ多くの若い皆さんと対話をしていきたいというふうに思っていますが、先日もまちづくりに関連して御答弁させていただいたように、意見を聞くとか対話をするということだけでは不十分だろうと思います。実際に若い皆さんに参画してもらい、あるいは中心になって取り組んでいってもらい、こうしたことをいろいろな分野で工夫していかなければいけないというふうに思っています。

私は、若い人たちは、社会課題について非常に問題意識を持たれている方が多いというふうに思っています。ただ、大変残念なことに、我々の力不足で、その問題意識が行政や政治になかなか結びついていないという問題があります。行政、政治を通じて社会を変えるのだという問題意識をしっかりと持ってもらえるように働きかける一方で、ぜひ若い人たちが中心になっていろいろな事業を具体的に進められるようにしていきたいと考えています。まちづくりのみならず、様々な分野でこうした工夫をしていきたいと思えます。まず、若者が交流を促進するための事業を若者が中心で企画し、実施に当たっても多くの若者の参画を得ながら進めていきたいというふうに思っています。

続いて、保育士の業務負担の軽減、働きやすい職場への環境改善が必要だと考えるがどう取り組むのかという御質問であります。

これは、令和4年度に東京都が実施した実態調査ですけれども、保育士を辞めた理由は、職場の人間関係が最も多く、その次は仕事量が多い、給料が安いということが掲げられています。処遇向上に加えて、働きやすい職場をつくっていくということも重要な課題だというふうに考えています。

これまでも、県と市町村の協議の場における子育て支援合同検討チームにおいてこうした問題を考えてきたところでもあります。例えば、ICTを活用した子供の登園管理、保育士資格を有しない方でもできる補助業務を切り分けて保育士の負担を軽くするような取組、既に先行的に行われている事例もありますので、こうしたことも共有しながら広げていきたいというふうに思っています。

今後も、ICT化や保育補助者の活用に取り組む市町村を県としてしっかり支援していきたい

と思いますし、保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組していきたいというふうに思っています。

職場の環境改善に取り組まれる保育所にしっかり対応していきたい、保育所との相談、助言をしっかりと行っていくことによってICT化の推進や保育士の確保が進むように取り組んでいきたいと思っています。

続きまして、家庭で保育されている保護者への支援という御質問であります。

今回、子育て家庭の応援をどうするかということを考えた際に、保育料支援に取り組ませていただくことを考えた一方で、保育所にお子さんを預けない方たちをどうするかということも頭の中でいろいろ考えさせていただきました。この部分は市町村に担っていただいているところがかかなり多いわけでありまして。一時預かり保育やファミリーサポートセンターなど、まさにこうした部分は市町村に充実していただくことが重要であるため、県としては運営費助成等を行ってきました。

ただ、その一方で、やはり利用料金の負担が課題ではないかというふうに思っております。子育て家庭の経済的負担を軽減するという観点で、今回、子ども・子育て応援市町村交付金というものを創設したいというふうに思っています。これは、市町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業を支援するというもので、未就学児を育てていらっしゃる御家庭を対象とした支援を行うというものでございます。一時預かり保育や予防接種に係る保護者負担の軽減などに活用していただくことによって、家庭で保育されている保護者に対する支援にもつながるというふうに考えております。こうした御家庭への支援の在り方については、引き続き市町村とも十分問題意識を共有しながら対応を考えていきたいと思っております。

最後に、職員の働き方改革に関連して、私と職員との対話集会における声の受け止めと、私自身がどう行動していくのかという御質問でございます。

県民対話集会をずっとやってきましたが、今年は職員との対話集会を毎月行っていこうと思っております。まずは2月8日に開催いたしました、非常にいろいろな御意見をいただきました。

仕事をどこまでやればいいのか分からない。やればやるだけ仕事が増えていく。ゴールがなかなか見えにくい。それから、決裁までのルートが長い。これは、判この見直しをやっているにもかかわらず何で多いのかなというふうに思っていますが、まだ変わり切れていないというふうに受け止めました。それから、スタンバイ時間、待機時間が長いと。多分知事レクもそうだと思いますし、議会対応もそうだと思いますが、いろいろところで職員が待機しなければいけない時間が多い。それから、褒める文化が少ないと。私も厳しいことを言うことが多いので反省しなければいけないと思いますが、やはりいいことをやったらしっかり褒めるというこ

とが組織全体で必要ではないか。それから、なかなか休暇が取りづらいという御意見。様々な組織風土改革に向けての率直な意見をいただいたところであります。

これは1回目でありまして、私としては非常に参考になりましたが、これで何か解決するわけではないというふうに思います。こうしたところから出てくるテーマを、今後毎月行っている対話の場においてより具体的な改善に結びつくようにしていかなければいけないというふうに思っております。

また、かえるプロジェクトを踏まえて、私も、五つの行動宣言ということで、自ら自分の行動を変えますという宣言をさせていただいています。例えば、勤務時間外は知事レクは行わないとか、知事レクでは紙の資料を受け取らないとか、毎週各部長と1 on 1 ミーティングを行うとか、こうしたことを宣言させていただいていますので、こうしたことを愚直にしっかり行って私の行動も変えていきたいというふうに思います。

また、職員との対話を通じてもっといろいろな意見が出てくると思っていますので、問題意識を共有して、具体的な県組織の行動変容につながるように私も率先して行動します。私が変わっただけではなかなか全体が変わらない部分については、部局長会議、あるいは政策会議等で問題を共有して、具体的な改善に結びつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には保育士の実態把握の重要性と県の取組について御質問をいただきました。

保育士の確保定着に向けて、保育士の現状を把握し、保育士不足の要因などについて分析していくことは重要であると認識しております。そこで、県では、令和元年度に行いました保育士就業意向調査に新たな調査項目も加えまして、今年度、長野県で保育士登録を行っている方々を対象に保育士実態調査を行っているところであります。今回の調査では、保育士として就業している方には給与や休暇などの状況、今後も保育士として働き続けるために求める勤務条件などについて。また、潜在保育士の方には、離職した理由や必要な就職支援策などについてお聞きしております。

このほか、現在、県内の保育施設や養成施設の学生の状況についても実態調査を行っているところでありまして、これらの調査結果も併せて取りまとめ、保育士の離職防止や潜在保育士の復職支援の検討などに生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○**教育長（内堀繁利君）** 信州幼児教育支援センターの役割や現状についてのお尋ねでございます

す。

信州幼児教育支援センターは、幼稚園や保育所、認定こども園等の園種を超え、オール長野による質の高い幼児教育の実現を目指し、保育者の資質向上や園と小学校との接続などを柱に事業を展開してきております。

保育者の資質向上につきましては、幼児の主体性を尊重した先進的な保育が行われている園を実践園として認定し、その園を中心にフィールド研修を行っております。この研修には、この5年間で延べ2,234名が参加しており、参加者が実践園に学び、自分の園の取組に生かすとともに、自園の取組について実践園や他園と意見交換を行い、改善を図っております。

また、園と小学校との接続につきましては、幼児期の育ちを小学校の学びへとつなげる園・小接続カリキュラムの開発を支援する資料を作成し、県内の園や小学校に配付しております。この資料を活用して研修会を実施した市町村では、園と小学校の職員が相互に保育や授業を参観し、子供の育ちや授業づくりについて語り合う取組などが行われるようになっております。

今後は、これらの取組を引き続き推進するとともに、実践園が各地域の中核になり、随時現地視察を受け入れて自律的に研修を進める仕組みづくりを支援し、長野県の幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）庁内対話集会をこれから毎月行うということですが、職員の声で何が最も刺さったのかということは、私はとても関心を持って見ています。監修者役の外部から集団皿回し状態と大道芸に例えられたこと、これを払拭、返上するのは、知事自身のかじ取りにかかっていますので、心して進めていただきたいと願い、私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、タクシーのライドシェアについて交通政策局長に伺います。

続木議員からも関連する質問がございましたが、ドライバーをはじめ、各業界の人手不足は、2024年問題の働き方改革も加わりましてさらに深刻化しています。

路線バスにつきましては、路線便数が減少し、県外からの運転手確保支援対策が予算案に計上されています。

タクシーは、全国的に日本版ライドシェアの導入が予定されておりますが、タクシー会社経由のライドシェアは、課題を十分に検討し、無理なくスムーズに地域に導入されるために十分

な準備が必要だと考えます。

そこで、交通政策局長に伺います。国では、4月から新たに一般ドライバーを活用したライドシェアを導入し、軽井沢でも4月開始に向けて準備が進められていますが、その仕組みと全国状況について伺います。

次に、知事の提案説明で、タクシー不足解消は急務であることから、長野県タクシー協会と連携しまして、日本版ライドシェアによるタクシー供給力確保を図りますとしています。県としては、ライドシェアを進める方向でしょうか。タクシー業界の考え方や、観光客に対しても、タクシー不足は利便性を損ない、マイナス要因であり、地域の自治体の立場も様々かと考えますが、タクシーを利用する利用者側としても、近年のタクシー不足は非常に不便で、夜間に自宅へ帰る利用者も何とか現状を変えてほしいと希望するところではありますが、交通政策局長に伺います。県のライドシェア導入に対する見解について伺います。また、利用者も交えた検討が必要と考えますが、今後の県の対応についていかがでしょうか。

次の質問に移ります。インバウンドやスポーツ推進と観光財源について観光部長にお聞きします。

依田議員の代表質問でも質疑がありましたが、令和6年度からスポーツ部門が教育委員会から観光部に移行し、観光スポーツ部が発足します。その効果は期待するところが大きいと考えます。スポーツ部門は、各種のアクティビティとして観光客の楽しみの多くの部分を占め、スキー、登山や、今ではサイクリング、アウトドアアドベンチャー、スポーツ観戦など、引きつけるものは多様で、長野県ならではのものが多く、有望な分野だと考えます。

また、スポーツとともに観光の大きな転換は、円安にも乗じて諸外国から日本に来るインバウンド観光需要が景気を押し上げております。伸び代の大きいインバウンドとスポーツ部門を融合させて大きく前進させることができる相乗効果を生み出すと考えます。

4年後の令和10年開催の国民スポーツ大会ではトライアスロンが正式種目に採用されておりまして、諏訪湖周で開催されます。本年6月23日には、諏訪湖周・八ヶ岳山麓トライアスロン大会が開催予定であり、将来的には海外の富裕層が長期に滞在してくれるようなスポーツイベントに育つよう、練習や視察でも観光の目玉となるよう準備が進んでいます。海外からのスポーツ合宿などには、MICE誘致促進事業補助金等の活用も考えられます。

そこで、観光部長に伺います。観光部にスポーツ部門が移行し、インバウンド需要を含めたスポーツ振興と観光振興の相乗効果が期待されます。トライアスロン大会などスポーツイベントは、海外の富裕層を長野県に招き入れる効果が大きいと考えますが、支援策はありますか。

次に、その場合の支援の財源として現在検討されております宿泊に関する課税などは、財源として年に30億から50億円の規模ということで大変有効と考えます。

観光部長に伺います。観光振興財源検討における全国の状況と県としての対応の方向性はいかがでしょうか。徴収を担う旅館やホテルなどでは地域への還元が期待されていますが、財源配分における県全体と地域のバランスはどう考えますか。

次に、観光支援策としての財源を考える場合に、新たな数十億円の財源により現在よりも幅広い支援が可能になると考えます。スポーツ関連の支援やインバウンド支援などについて観光部長に伺います。従来は実施できなかった分野への支援について、新たな財源で検討してほしいところですが、いかがでしょうか。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはライドシェアについて御質問を頂戴しました。

まず、ライドシェアの仕組みについてということでございます。

いわゆる日本版ライドシェアは、タクシーの乗務員不足を原因とします供給力不足の課題に対応しようとするものでございまして、これまで原則として認められていなかった一般ドライバーが自家用車を使用して有償運送することについて、タクシー事業者の運行管理の下で地域の自家用車、一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とするものでございます。

新たな制度では、タクシーが不足する地域、時期、時間帯に限定しましてサービスの提供が認められ、また、タクシー事業者が一般ドライバーの教育、運行管理、自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送の責任を負うこととなります。本制度に基づきます運送サービスを始める際には、ドライバーに対する研修教育のほか、原則として、配車アプリやキャッシュレス決済の導入が必要であることから、事前の準備が一定程度必要と考えているところでございます。

次に、全国の状況についてでございますが、網羅的に把握しているわけではございませんが、東京都、神奈川県、大阪府など都市部のタクシー協会等において制度開始に向けた準備が進められていると承知しているところでございます。

次に、ライドシェア導入に対する見解についてでございます。

本県でも、夏季の軽井沢をはじめ、冬季の白馬や野沢温泉などでタクシーの供給力不足が生じていると聞いているところでございます。

導入される予定のいわゆる日本版ライドシェアは、米国流のライドシェアとは異なり、新たな事業者の参入を解禁するのではなく、タクシー事業者の管理の下で雇用または委託した一般ドライバーが運行を担うことから、既存のタクシー事業者の事業活動の中で、その安全管理のノウハウを生かしながらタクシーの供給力不足を補うものとしまして、一定の効果が見込める一つの手法であろうと考えているところでございます。

今後の県の対応についてでございますが、本県としましては、今後、監督官庁でございます

北陸信越運輸局長野運輸支局、タクシー協会、各タクシー事業者、関係市町村、観光団体、タクシー利用者などによる会合を開催しまして、タクシー事業者の日本版ライドシェアの導入に向けた取組や課題を共有しまして事業者の取組を促していくとともに、長野県公共交通活性化協議会の地域別部会においても関係者間で取組状況等について情報共有を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には観光振興財源等3点御質問をいただきました。

初めに、インバウンド誘客が見込まれるスポーツイベントへの支援策についてでございます。

県では、国際的なスポーツイベントに加えまして、会議や展示会、インセンティブツアー等の招致によるインバウンド需要の創出を図るために、議員御指摘のとおり、MICE誘致促進事業補助金を設けまして、一定の要件に該当する場合には御支援を申し上げているところでございます。

続きまして、観光振興財源検討における全国の状況と県としての対応の方向性についてのお尋ねでございます。

コロナ禍が明けまして、観光需要の回復に伴い、全国において観光振興財源の検討が行われておりまして、宿泊行為に対し税負担を求める宿泊税が北海道や沖縄県、宮城県をはじめ複数の自治体で、また、一定の区域への入域行為に税負担を求める入域税が沖縄県竹富町で、税ではございませんけれども、山梨県では富士山の登山道使用に対する通行料が議論されているところでございます。

本県におきましても、県観光振興審議会に諮問しておりまして、現在、観光振興財源検討部会で宿泊という消費行為に関する税を軸に議論が進められているところでございまして、今年度中に検討結果を取りまとめでいただく予定となっております。その後、県としての考え方について改めてお示しするとともに、法定外税を創設する場合には、条例案を策定の上、議会で御審議いただくということになります。

また、財源配分における県全体と地域のバランスをどう考えるかのお尋ねでございますが、検討部会の議論におきましても、県全体の観光振興を図る上では市町村の役割も大きいことから、一定の財源が必要であり、地域の独自性を生かした観光振興施策にもその財源が活用されることが望ましいとされたところでございます。

県と地域の配分割合については、観光振興における役割分担を整理しつつ、市町村や観光関係事業者の皆様と丁寧に意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、新たな財源による支援でございます。

観光振興財源の使途については、検討部会において御議論いただき、今後取り組む必要がある観光施策例として、新規または今後充実すべき内容について取りまとめていただいたところでございます。その際、委員からは、観光振興財源は、これまで一般財源ではできなかったことや一定期間継続して取り組むべきものに活用すべきといったような御意見もございました。このほか、部会の中間取りまとめに対するパブリックコメントにおいても使途についての御意見が寄せられているところでございます。

今後、県として観光振興財源を導入する場合には、部会からの検討結果を踏まえつつ、議会をはじめ、事業者、市町村等関係者の御意見をお聞きしながら、効果的な使途について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）ライドシェアにつきましては、ぜひ利用者側にも業界側にも立って、メリットのある、より効果的な方法を検討いただきたいと要望します。

観光は、これからの長野県の景気と雇用を支える大きな産業となる可能性が大きいので、観光財源についてここで大きな変革をされ、旅館、ホテルにも希望がもたらされるような検討を願いたいと思います。

次の質問に移ります。保育士の確保及び養成について伺います。

保育士につきましては、先ほど高島議員からも処遇改善に関する質問がございましたが、保育士は、女性の社会進出の増加に伴いまして、この少子化の社会におきましてもその需要が高まり、保育士不足は県内の保育園で切実な課題となっております。

民間の短期大学など養成機関は増えてまいりましたが、現在不足している人材は、保育士に限らず、例えば介護福祉士などにつきましても同様で、就職後に他の職種に転職するケースが多いと聞きます。処遇等に関係してくる部分でございますけれども、心の折れない強靱な人材を育てるための養成機関の支援も必要であると考えております。

また、今回、県外からの移住に絡めまして、保育士の県内への移住に対する移住支援金600万円が予算案に計上されていますが、市町村と協力して支援するという一方で、現在県外で働いている実績のある保育士等に県内への移住を促して増加させることは、どの程度効果が期待できるのか。地道な、何年もかかるような継続的な積み重ねが必要であると考えます。

そこで、まずこども若者局長に伺います。保育士確保対策として当初予算案に計上された県外保育士確保の取組につきまして、狙いと効果をどう考えていますか。

次に、県外からの移住も兼ねた人材確保策は、幅広い効果が見込めるとは思いますけれども、県内の養成施設での養成、卒業生の県内定着を図ることも必要であると考えます。先般、保育

士や介護福祉士の養成機関の実情をお聞きする機会がございまして、就職後、様々なケースがありますが、挫折して他職種への転職が多いと聞きました。

職場の環境や、その職種についての体系的な理解、責任、使命についての深い考察につきましては、中学校時代から高校時代の福祉に関する教育体制の充実も福祉関係専門職の確保には必要な部分であると考えます。保育士や介護福祉士の養成機関のさらなる充実や支援が必要と考えます。

例えば、福祉大学校では、毎年50名近い質の高い貴重な保育士や介護福祉士を県内の市町村や施設に輩出しております。令和6年度からは、民間の保育園が学生の実習も兼ねて設置され、日々園児と直接触れ合いながら保育とは何かを学び、強い意識を身につけた保育士を輩出する体制が強化されてまいります。

そこで、知事に伺います。保育士不足が叫ばれる中、せっかく資格を取得し、就業しても、辞めてしまう人がいます。退職の理由は様々であると思いますが、県の保育士養成施設である福祉大学校において今後の保育士養成をどのように考えますか。

次に、四つ目の大きい質問に移ります。長野県史の編さんと女性史の取りまとめについてお聞きします。

長野県史の編さんにつきましては、教育長の議案説明では、引き続き有識者懇談会を開催して新たな長野県史編さんの大綱を策定するとしています。長野県史の原始・古代から近代までを見ますと、現在欠けています戦後現代史における長野県の歩みが大変重要であり、今後の県民の道しるべとして必要性を感じるところであります。現在の視点でどの分野をどのように記載するのか。また、どのように活用して、未来に向けた効果はどう考えるのか。関心が高まります。

そこで、教育長に伺います。長野県史編さんの進捗状況と今後の進め方、日程はいかがでしょうか。

次に、戦後の歴史におきまして、県史編さんと並べて、女性の活躍の記録にも大きな価値と今後の活用効果があると考えます。この4月1日に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が施行されます。女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指して、次なる時代をリードする新たな成長の源泉の原動力の一つとして女性の活躍を掲げています。第4条に国及び地方公共団体の責務、第16条に教育及び啓発に関心、理解を深めることを目的に明記しております。日々前進していく女性を取り巻くこの環境の変化を感じるところであります。

男女共同参画センターの一部を改築して令和6年度より諏訪湖環境研究センターが開所しますが、男女共同参画センターの1階には女性の歴史に関する図書を集めた貴重な図書室があり

ます。この貴重な資料を遠隔地でも利用できるようお願いいたしますけれども、県民文化部長にお聞きします。男女共同参画センターの図書室には長野県の女性関係の資料があり、諏訪湖環境研究センターの設置に伴い、本年の4月から利用が再開されますが、今後の進め方はいかがでしょうか。

次に、長野県には、男女共同参画の進展を今まで支え、他県にも増してリードしてきた歴史がございます。これを後世に残すことは、今後の長野県の男女共同参画を推進する礎ともなると考えます。

そこで、知事にお聞きします。男女共同参画のさらなる推進の観点からも、長野県の女性史の取りまとめをこの時期に実施する必要があると考えますが、長野県の女性の歴史についての御見解と、女性史を取りまとめることへの知事の御見解を伺います。

最後の質問に移ります。諏訪湖周の活性化についてお聞きします。

環境部長の議案説明要旨では、水質と生態系の調査研究を一体的に行う諏訪湖環境研究センターを本年4月に新たに設置して、センターで得られた科学的知見は諏訪湖創生ビジョンに生かすとしています。諏訪湖創生ビジョンで推進するとしている水草のヒシの対策や県民参加型予算で実施されたいかだ型の浮き魚礁による漁獲量激減対策及びしゅんせつ対策は、諏訪地域振興局の企画振興課で主催する各事業のワーキンググループで詳細に検討されて、順次進んでいるところでございます。

いよいよこの4月に諏訪湖環境研究センターが開所し、地域の団体とも連携して環境学習の展開を進めることや、農政部や建設部にも事業の根拠となる科学的データの提供など大きな役割を果たしてもらいたいところでございます。

そこで、環境部長にお聞きします。諏訪湖環境研究センターが諏訪湖畔で4月に開所しますが、諏訪湖創生ビジョンの実現についてどのように関わり、諏訪湖環境研究センターとしての業務をどのように進めていく予定でしょうか。

次に、建設部長にお聞きします。

諏訪湖周の景観については、県景観育成計画の改定案の中で湖周に連続した重点地域を指定することを検討中で、市町の連携が図られるよう、また、調和の取れた景観となるよう、県景観審議会で検討が行われていると聞いています。また、河川空間のオープン化、水辺の活用は、以前より国土交通省が力を入れて全国展開しており、平成30年以降、諏訪合庁でセミナーが開催されてきました。

また、親しみのある護岸の建設や県民の水辺への親しみを進めているところでありますが、今年度行われた知事と諏訪市民との対話集会の場におきましても、河川との親しみある触れ合いの設備の設置要望などがございまして、防災面の治水対策の備えとともに、水辺への自然な

親しみが求められているところでございます。

建設部長に伺います。水辺の活用につきまして、国土交通省が進めている水辺対策の全国状況はいかがでしょうか。また、県としての取組と諏訪湖周の今後の予定を伺います。

次に、湖周のサイクリングロードについても、一周つながることで一体としてその効果が期待されているところでございますが、その活用方法についても、行政機関や観光団体で構成する諏訪湖周自転車活用推進協議会などにおいて検討されながら、どのように調整していくのか、注目されるところであります。

そこで、建設部長に伺います。諏訪湖周のサイクリングロードが令和6年度にいよいよ湖周がつながりますが、その効果をどう考え、今後どう生かしていくか。以上、建設部長にお聞きします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には県外保育士確保の取組ということで御質問をいただきました。

県内の保育士養成施設において資格を取得した卒業生につきましては、およそ9割の方々が県内で就職している状況であります。3歳未満児の保育ニーズの増加や配置基準の改善などによりまして、保育士需要が一層高まることも予想されております。

これまで、県外から県内の保育所等を就職先として選択する方々がいらっしゃることも、また、県外からの保育士確保を求める市町村からの要望もありましたことから、今回、県外保育士を呼び込む施策に新たに取組むこととしました。

そして、本県では公立保育施設が8割を占めることから、ほかの支援金では対象としていない公立施設への就職を希望する方々も対象として支援が受けられる制度を新たに設けることといたしました。県内の保育所に就職意向のある方々を対象に就職活動に係る旅費などを助成する就職活動支援金、そして、県外から移住し3年以上勤務しようとする保育士を対象に移住支援金を支給することで、より多くの方々に県内の保育所で働いていただくことを期待しております。情報の提供・相談から移住まで総合的に支援するとともに、市町村の移住相談窓口や保育所等の設置者とも連携して効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 私には2点御質問をいただきました。

まず、福祉大学校において今後の保育士養成をどう考えるのかという御質問でございます。

福祉大学校は、地域の皆様方に支えていただく中で保育人材養成施設として発展してきました。福祉大学校の卒業生、保育関係者の皆様方からは、保育業務の様々な課題に適切に対応し

てもらっているというふうに御評価をいただいていると受け止めております。しかしながら、保育ニーズは非常に多様化しています。福祉大学校も世の中の変化にしっかり即応していくことが重要だというふうに考えています。

御質問にもありましたように、令和6年4月には、福祉大学校構内に民間の保育事業者の方に認可保育所を設置していただくことになっています。保育時間等も長い、対象年齢もこれまで以上に拡大するということが、多様化している保育ニーズをしっかり受け止めた保育施設になるものと期待しておりますし、そうした施設において学生たちが経験を積むことによって、人材育成にとってもより深い取組ができるようになっていっていると考えております。こうしたこととに加えて、学生の皆さんの個性、あるいは適性に応じたきめ細かな進路指導等も行っていききたいというふうに思います。引き続き、子供たちにしっかり向き合っ、そして、多様化している保育ニーズにも十分対応できる保育士の養成に努めていきたいと考えております。

続きまして、長野県の女性の歴史と女性史の取りまとめについての見解を伺うという御質問であります。

これまでのいろいろな歴史は、どうしても男性目線で語られ、あるいは取りまとめられることが多かったのではないかと考えています。そういう意味では、必ずしも女性の活動が十分に評価、記載されていない部分があるのではないかと考えています。

ジェンダー平等が叫ばれ、また、多様性が尊重される世の中になりつつある今こそ、改めて女性の闇に光を当てて評価する、あるいは女性の視点をしっかり歴史に入れていくということが重要だというふうに思います。

現在、教育委員会で新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会を開催しておりますが、その場においても、他県においては、例えば県史の中に女性史編を編さんしているという例があるといったような御指摘や、女性、生活弱者など多面的な視点から歴史を描く必要性が指摘されているというふうに伺っているところであります。

私も、新しい県史においては、女性の政治参加を含めた取組や軌跡など女性の歴史についてしっかりと評価をした上で記載することが必要ではないかと考えております。こうした点を含めて、有識者懇談会において十分御議論いただきたいと思います。

また、これまで女性団体、あるいはメディアによって、長野県の女性史が刊行されてきております。女性の歩みを後世に伝えていく上でも有意義な取組だというふうに考えております。今後こうした動きがあれば、県としてもできるだけ協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）長野県史編さんの進捗状況と今後の進め方等についてのお尋ねでございます。

長野県史につきましては、未刊行となっている戦後現代史を中心とした新たな長野県史の編さんを令和8年度から開始することを目指し、編さんの方針となる編さん大綱の策定に今年度から取り組んでいるところです。

編さん大綱の策定に当たり、専門的な知見や幅広い県民意見を反映するため、専門家や有識者、一般公募の方などから意見を聞く新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会を昨年8月に設置いたしました。

懇談会はこれまでに2回開催し、出席者からは、新たな県史が広く県民に親しまれるよう長野県らしいテーマの設定やデジタルアーカイブの活用を求める意見など、多くの御意見をいただいております。

今後は、さらに懇談会を重ねながら、本年秋を目途に編さん大綱を取りまとめる予定としております。編さん大綱策定後は、令和7年度に大綱に基づく具体的な編さん計画を作成し、冒頭申し上げましたように、令和8年度に新たな県史の編さんを開始する予定です。

以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○県民文化部長（山田明子君）私には男女共同参画センター図書室の今後の進め方について御質問をいただきました。

男女共同参画センターの図書室には、ジェンダー、女性の就労、ワーク・ライフ・バランスや家庭、子育てなどに関する書籍や資料を約1,800点所蔵しておりまして、本年4月には、センターの改修を終え、閲覧や貸出し、ウェブによる蔵書検索などの図書室利用を再開いたします。

この再開に合わせまして、新たに近年関心が高まっている分野の図書を集めた新着図書コーナーや、男女共同参画週間や防災週間などに合わせた関連図書コーナーを設置してまいりますほか、男女共同参画に関する専門書を約15万冊所蔵する国立女性教育会館と連携した図書の貸出しを開始してまいります。

また、センターホームページやSNS、広報誌等を活用して、図書室や新着図書の紹介を行ってまいりますとともに、センターが実施するセミナーでの広報など積極的に情報発信を行い、災害を契機として、より多くの県民の皆様にご利用され、役立てていただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君） 諏訪湖環境研究センターの諏訪湖創生ビジョン実現への関わりと業務の進め方についてお答え申し上げます。

諏訪湖環境研究センターは、諏訪湖をはじめとする県内の河川、湖沼に関し、これまでになかった水質と生態系の一体的な調査研究により科学的知見を集積し、県施策などに反映する新たな調査研究機関として開設するものです。

特に、諏訪湖における貧酸素化、ヒシの大量繁茂、ワカサギの漁獲量の減少などの課題の解消に向けたエビデンスを得るため、新たな手法による調査研究を行うこととしておりまして、得られた成果を、諏訪湖創生ビジョンの推進に向けた県機関はもとより、地域の様々な施策に反映することにより、地域の皆さんと共にビジョンに掲げた「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」の実現を目指してまいります。

このほか、センター長に就任予定の高村典子博士の指導の下、国立環境研究所や信州大学などと連携した先進的な共同研究を進めるとともに、その成果を国内外に発信してまいります。

また、環境の学びの場として、次世代を担う小中学生等を対象とした学習会を開催するなど、地域から親しまれる施設となるよう努めてまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には2点質問をいただきました。

まず、水辺の活用について、全国の状況、県としての取組及び諏訪湖周における今後の予定についてのお尋ねでございます。

国土交通省では、にぎわいのある水辺空間を創出するため、原則として公的主体に限られていた河川敷地の占用について、特例として民間事業者の営業活動も可能とする河川空間のオープン化の取組を推進しており、令和4年度末現在、全国で116か所が指定されております。これまで、県内で指定した区域はまだございませんが、県では、民間事業者などを対象としたオープン化セミナーの開催、オープン化の要件である地域の合意形成に向けた自治体への助言など、必要な支援を行ってまいりました。これらの取組により、このたび、諏訪湖のオープン化に関し、岡谷市及び諏訪市において地域の合意形成に至ったことから、オープン化の指定に向けて手続を進めているところであり、今後指定となれば、県内初の事例となる見込みでございます。

続いて、諏訪湖周のサイクリングロードの整備効果とその活用についてのお尋ねでございます。

諏訪湖周サイクリングロードは、平成28年度に策定した諏訪湖周サイクリングロード基本計画に基づき、平成30年度から事業着手し、この3月に諏訪湖周の全線延長15.7キロメートルが完成予定となっているところでございます。

近年の自転車人気の高まりや諏訪湖が持つ良好な自然環境、景観に加え、諏訪湖周サイクリングロードの完成により観光客の増加につながることを期待され、また、先ほど御答弁した諏訪湖のオープン化と相まって、にぎわい創出に大きな効果が期待できると考えております。

また、UDC信州が支援している諏訪湖周りの市町では、諏訪湖と町なかのつながりを向上させる取組も検討されており、サイクリングロード利用者は市町をまたぐ移動が円滑になり、観光客の町なかでの滞在が延びるなど、町の活性化が図られることも期待されます。

いずれにいたしましても、今後は、地元観光協会などの関係機関、関係市町及び県などで構成している諏訪湖周自転車活用推進協議会などと共に具体的な活用方法の検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

最近の県政の課題につきましては、年々複数の部局にまたがる事案が増えていると考えます。諏訪湖の問題もそうですし、保育士をめぐる課題につきましても、部局の垣根を取り払い、連携して県民のための目的を達成することが、県民の笑顔を引き出す一番の対策ではないかと考えます。ぜひよろしくお願ひしたいと要望しておきます。

保育士などにつきましては、市中に潜在する有資格者のリカレント教育による再活用などの教育の場としても、養成機関を十分に支援し、活用するなど、健康福祉部門、子供家庭部門の一層の協力と工夫が期待される箇所だと思います。ぜひ健康福祉部、県民文化部、こども若者局の連携協力を密に進めていただきたいと思います。

女性史につきましては、今後の前進、飛躍のためにも、ぜひ土台として貴重な資料となると思いますので、県の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

諏訪湖につきましては、この冬は、温暖化の影響もございまして、6年連続で御神渡りがありませんでした。ただ、観光面では、周辺の旅館に宿泊された県外の方が、1月から2月にかけて、朝6時からの御神渡りを観測するツアーで諏訪湖畔に来られて、皆さんに見ていただけたと感じております。

諏訪湖のワカサギの採卵につきましても、大分遡上するワカサギが少なくなったということで、諏訪湖漁協は新たな採卵方法を研究しているというふうに聞いております。諏訪湖に飛来するカワアイサやカワウにつきましても、今年は非常に数が減ってきてまして、温暖化の影響もあって、諏訪湖まで南下してこなくても北の地域で越冬できるというようなことで、諏訪湖をめぐる環境状況は刻々と変わっております。その辺の科学的な状況をしっかりと諏訪湖環境研究センターに検討していただきまして、諏訪湖創生ビジョンの支えとなっていただきたいと思います。

います。

さて、知事には、この夏に、ぜひ諏訪湖に来ていただきまして、諏訪湖環境研究センターの所長さんや地域振興局長、建設事務所長、地元首長さんら関係者、もちろん私ども県議も一緒に泳いで、諏訪湖の水でつくったビールを飲んで、諏訪湖の水のきれいさ、豊かさを楽しんでいただきたいと思います。心よりお待ちしております。

令和6年度のしあわせ信州創造プラン3.0の実現に向けたさらに積極的な県政運営を期待しまして、一切の私の質問を終了します。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。ただいまから通告に従いまして質問を行います。

最初に、持続可能な農業の推進についてです。

政府は、農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正法案提出に向けて具体的な施策の内容を示しています。長野県の農業をどう守っていくのか、それぞれ質問をしていきます。

日本の農業の根幹をなす水田農業は、地続き、水続き、人続きと言われていています。最近では、高齢化や担い手不足等により、地域コミュニティの希薄化と相まって、この関係は崩れてきており、不作地や耕作放棄地が増加しています。県内の耕作放棄地の現状とその対応はどうなっているのでしょうか、伺います。

ロシアのウクライナへの侵攻により、小麦やトウモロコシの国際相場が上昇し、輸入に依存する危うさが浮き彫りとなり、改めて食料安全保障の重要性について気づかされるよい機会になっているのではないのでしょうか。

一方、今後、高齢化の進展や少子化を考えると、国内の自給可能な米の消費量を現状を超える水準まで引き上げていくことはなかなか困難と思われれます。今後も水田を耕作放棄地にすることなく、水田として持続していくためには、国内での消費活動はもちろん、輸出にも目を向けていく必要があります。

私が日頃利用している公共交通、しなの鉄道の車内には、長野県のお米が一番おいしいとか、

食卓にいつもおいしい長野米というキャッチフレーズのステッカーが貼られており、目に留まります。このおいしい長野県産米を、県が推進する海外で稼ぐNAGANO農産物輸出拡大事業の一環として、このほど東御市で米の輸出を手がける若手米農家集団、風土Link等を中心とした台湾での県産米の輸出に向けたPRフェアが実現しました。その内容と成果はどうであったか。また、ほかの輸出生産者における今後の販売ルートの確保について見通しをお聞きます。

秋になると、稲穂がこうべを垂れ、田んぼ一面黄金色になります。この景色を見ていると、農家はもちろん、消費者にとっても、収穫を迎える喜びを共に感じます。四季折々の田んぼの風景は、私たちの宝物です。宝物とは、「田からのもの」が変化したものと言われています。この水田を、稲作だけで活用するのではなく、今回のロシアのウクライナ侵攻による影響を考えると、戦略的な作物として小麦や大豆に本格的に取り組み、自給率の向上につなげていくことが肝要ではないでしょうか。特に、長野県はうどんやみその生産が盛んであり、小麦や大豆の需要は高いものです。小麦や大豆等を戦略作物として位置づけ、生産拡大を図っていくことが必要と考えますが、県の取組状況はいかがでしょうか。

構造改善事業が実施されてから数十年が経過し、特に中山間地域では、のり面の劣化が進み、土が流れ出る等により石が露出してきている箇所が増えてきています。地域活動の中で、農道、水路、のり面の草取り等を実施していますが、露出した石に草刈り機の刃が当たり欠損したり、傾斜地での草取り等安全性を確保する観点から課題となっています。このため、個人におけるのり面の修復、補修に対しても補助事業を検討してはどうか、伺います。

農林水産省は、2021年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、生産力向上と持続性の両立に向けて、2050年までに農林水産業のCO₂のゼロエミッション化の実現や事業系食品ロスの最小化など、食品産業、林野、水産なども含む14の目標を設定しています。その中で、化学肥料の使用量の30%低減や、有機農業の取組面積の割合を耕地面積の25%に拡大することを目指すとしています。環境に優しい持続可能な農業の推進に当たり、現在の有機農業の現状や県としての支援など今後の取組を伺います。

県産農産物の地域内での利用促進と需要に応じた生産拡大を図るため、県産農産物のエシカル消費の取組を推し進めるべきと考えます。

小中学校において地産地消の安全・安心なお米や野菜を提供し、子供たちに地域の農業や環境を知ってもらうことは、食育の向上にもつながり、持続可能で循環型社会へつながるものです。県内の学校給食における有機農産物の導入の取組状況、そして今後の方針について伺います。

地域資源の活用や文化風土の保存などの面から、知恵を出し合い、協力しながら活動するた

めには、女性ならではの視点は重要な役割を担います。先般行われました農業団体の方々との農業振興懇談会では、農村女性の意識向上のための他団体等との交流研修、女性活躍に関するアクションプランを積極的にアピールできる場の提供等、女性農業者から意見や提案が出されました。女性農業者への支援について、現状と今後の対応について伺います。

また、長野県農村生活マイスター制度発足から31年、会員の高齢化が進む中、新規会員が増えない現状の中で、マイスターに対する活動の充実が必要と考えますが、その対応について伺います。

農福連携は、農業を通じた福祉の向上につながるものと期待されていますが、農家から見ると、一歩踏み出しにくい、どのような働きができるのかといった不安の声も聞かれる中で、さらに農福連携が進むよう、福祉における課題と農業における課題の双方が解決し、互いに効果や利益を生む取組として重要性は増していると思われまます。まずは、障がいのある方々の福利厚生を充実させるため、作業スキルを上げ、作業工賃の向上などが必要となります。県として取組の状況、今後の対応について伺います。以上8点を小林農政部長にお聞きいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には8点御質問をいただきました。

まず、荒廃農地の現状と対応についてのお尋ねです。

県内の荒廃農地面積は、令和4年度時点で1万3,576ヘクタールとなっており、耕地面積の約11.5%を占めております。荒廃農地対策は、地域計画において明確化される守るべき農地に対して、発生防止と再生利用の二つの側面から取組を進めていく必要があります。

発生防止については、地域が共同で取り組む草刈り等の農地保全活動を中山間地域農業直接支払事業などにより支援しており、一定の効果を上げております。また、再生利用については、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用し、農地の再生整備を進めており、地域の農業者が中心となって、荒廃農地をワイン用ブドウ等の果樹団地に再生させた事例も生まれております。今後も、市町村や関係機関と連携し、優良な取組の横展開を図りながら荒廃農地対策を進めてまいります。

次に、台湾への県産米の輸出成果と今後の販売ルートについてのお尋ねでございます。

台湾の米輸入事業者やバイヤーを昨年9月に招聘したことを皮切りに、今年の2月にかけて、現地のスーパーや日系百貨店で長野県産米フェアを開催いたしました。その際、生産者自らが品質の高さとおいしさのPR等を行った結果、取引事業者や消費者から高い評価をいただき、複数のスーパーから新規取引のオファーがあったと伺っております。今後も、台湾に加え、香港、シンガポールにおいても安定的な取引を広めるとともに、新たにアメリカ・ハワイ州の日本食レストランなどへの販路拡大にも取り組んでまいります。

次に、水田を活用した小麦や大豆の生産拡大に向けた取組についてのお尋ねです。

小麦や大豆は、自給率向上の観点からも重要な品目と捉えており、県では、水田における米の転換作物として、従来から戦略作物に位置づけ、生産振興を図っているところでございます。生産を拡大するためには、排水対策の徹底や輪作体系の構築などにより品質や収量を向上させ、収益を確保することが重要であることから、生産技術研修会の開催や一定の品質要件を満たした小麦の買取り価格への上乗せ支援のほか、規模拡大に必要な収穫機械などの導入支援にも取り組んでいるところでございます。

次に、個人が行うのり面の補修に対する補助についてのお尋ねです。

地域の共同活動として農地等ののり面の補修を行う場合は、多面的機能支払交付金を活用することができ、県内では、705の活動組織が交付金を活用し、農地の保全活動に取り組んでおります。県では、新たに共同活動に取り組む地域への助言や、活動組織を対象にのり面補修を含めた農地の保全活動に生かせる技術講習会を開催するなど、地域ぐるみで取り組む活動を引き続き支援してまいります。

次に、有機農業の状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

本県の有機農業に係る直近5年間の状況は、有機JAS認証の取得者は22件増の93件、取組面積は103ヘクタール増の615ヘクタールと着実に増えてきており、令和9年度を目標とした県の有機農業推進計画において取組面積を850ヘクタールまで拡大していくこととしております。

県では、さらなる取組拡大に向け、国のみどり戦略も踏まえながら、地域ぐるみでの産地づくりを図ることとし、先進地域の事例紹介や市町村同士の意見交換を通じた横展開も進めており、今後、これらに加え、関係者の御意見も伺いながら、新たな認証制度の創設にも取り組んでまいります。

次に、学校給食での有機農産物導入に向けた取組状況と今後の方針についてのお尋ねです。

県内の小中学校と特別支援学校の給食において令和4年度に有機農産物を使用した学校は218校で、前年度の157校から増えている状況でございます。

県では、市町村や団体などが取り組む有機農産物の生産拡大や給食への提供などを支援するとともに、今年度から生産と給食の現場を結びつける食の地域内循環推進コーディネーターを設置したところでございます。今後も、市町村や関係部局と連携を図りながら、有機農産物がより多くの学校給食で活用されるよう取り組んでまいります。

次に、女性農業者への支援についてのお尋ねです。

県では、農村における女性活躍に関するアクションプランを策定し、経営の多角化に向けたマルシェ活動への助成や交流の場となる農村女性フェスティバルの開催などの取組を支援しております。

農村生活マイスターの活動の充実に向けては、新商品開発などの活動を支援するとともに、より多くの女性農業者が地域のリーダーとして活躍いただけるよう認定制度の見直しを検討しているところでございます。引き続き女性農業者の皆様との意見交換を通じて、現場の声を十分に踏まえながら女性が活躍しやすい環境づくりを進めてまいります。

最後に、農福連携の取組と今後の対応についてのお尋ねです。

県では、これまで、障がい者就労支援施設と農業者を仲介するコーディネーターの配置、農業者に農福連携の体験機会を提供するお試しノウフクの実施など、農政部と健康福祉部が連携し、取組を進めてきたところでございます。こうした取組により、令和4年度には、農業に取り組む障がい者施設は175事業所、受入れ農業者は94経営体と、いずれも5年間でおおむね1.5倍に増加し、徐々に拡大しております。

今後、農業者向けの先行事例のパンフレットの作成・配付や農福連携マッチングアプリの運用など、新たな取組を関係団体と一層の連携を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後、遊休農地をつくらないための地域計画を各市町村が策定することとされております。大規模農家をはじめ、小さな農地も含め、地域の農業に希望が見えるよう、新制度をうまく活用しながら計画策定をしっかりと支援し、農地の有効活用を図っていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

G I G Aスクール構想は、世界に先駆けて2020年度中に環境整備を実施するための補正予算を組み、1年でほぼ全国の小中学校に1人1台の端末が整備されました。個別最適・協働的な学び、働き方改革や、誰一人取り残されない学びの保障として、7割から8割の学校長が1人1台の端末の効果を認識していると言われております。コロナが落ち着いた現在、導入から3年が経過し、G I G Aスクール構想の検証とさらなる推進に向けた取組について質問いたします。

1人1台の端末導入による効果や課題について伺います。また、学校現場における教職員などの評価についてはどのようなか、伺います。

G I G Aスクール構想をさらに深化させるための施策や、今後の具体的な取組についてはどうでしょうか。機能の追加や不具合の修正、セキュリティーの強化など、端末の更新が迫る中、今後どのようなスケジュールで端末の更新を進めていくのかを伺います。

次のテーマです。中学校部活動の地域移行について伺います。

中学校部活動の地域移行をめぐり、県教育委員会は、今年1月31日、受皿となる地域クラブ

設立や指導者の確保を図る県内市町村を支援する方針を示しました。原則として全ての部活動を対象とし、休日の活動は2026年度末をめどに移行し、平日の活動は2025年度までの状況を検証して方針を改めて示すという内容です。

保護者からは、希望する活動ができるのか。活動場所への移動が困難。指導者が集まれるのか等の声を聞いています。また、教職員からは、指導者確保ができるのか。保護者からの不安な思いを相談されているといった声も聞かせていただきました。

教育委員会では、昨年6月から7月にかけて、生徒、保護者、教職員への中学生期のスポーツ・文化芸術活動アンケートを実施されています。これらを踏まえ、以下4点質問いたします。

既に取組が始まっている自治体10地区、16市町村の実証事業の取組や、生徒、保護者、教職員、市町村へのアンケート調査結果から得られた成果や課題は何でしょう。また、市町村どのように情報を共有していくのかを伺います。

生徒、保護者、教職員へのアンケート調査結果から、地域クラブ活動に求められているものとは何か、考えられるものは何かを伺います。

行動指針として示されたガイドライン案には、実証事業やアンケート調査の結果がどのように反映されているのかを伺います。

地域移行に向けた令和6年度の取組について、以上2項目7点について内堀教育長にお聞きいたします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 7点御質問を頂戴いたしました。

初めに、GIGAスクール構想の検証とさらなる推進について3点御質問を頂戴しております。

まず、1人1台端末の効果や課題、教員の評価についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、令和3年度に長野県ICT教育推進センターを設置し、年度ごとに1人1台端末の活用に関する目標を立て、子供たちの学びが充実するよう支援してまいりました。令和4年度は、「子どもたち全員が、クラウドによる同時共同編集により、意見交換ができる」を目標とし、年度内に約8割の学校が達成しております。

また、令和5年度の全国学力・学習状況調査では、「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対し、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は約95%であり、子供の学びにとってICT機器は欠かせないものとなってきております。

一方、令和5年度は、「子供たち全員が問題発見・解決の過程でクラウドを活用できる」を目標として取り組んできておりますが、学校間での取組に差が見られ、さらに支援が必要な状

況であると認識しております。

学校現場の教職員からは、児童生徒の個々の学習スタイルや進度に合わせた指導ができる。ウェブ会議システムを活用し、欠席している児童生徒に向けて授業の様子を配信し、本人の希望によって参加できる環境が作られる等の端末の有効性について評価する声が寄せられております。

次に、GIGAスクール構想のさらなる深化のための具体的な取組についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、全ての学校で1人1台端末の活用が日常に溶け込み、様々な場面で自然に活用されることを目指しており、特に活用が進んでいる県内小中学校3校をDXリーディング校に指定し、1人1台端末やクラウドを用いた優れた授業実践を全県に普及できるよう、有識者等と連携して研究を進めております。

DXリーディング校では、子供が自分のペースで課題を追求する中で、クラウドのチャット機能も活用しながら、必要なタイミングで友達や教師に質問をしたり、友達の考えを参考にしたりして、自分の考えを広げ、深めていく事業が日常化しつつあります。

今後は、このようなDXリーディング校の先進的な授業の様子を動画にまとめ、研修に活用できるよう、オンラインで各校に配信するとともに、これまで行ってきた訪問支援や出前講座などを一層充実させることにより、GIGAスクール構想のさらなる深化に努めてまいります。

端末の更新のスケジュールについてのお尋ねでございます。

市町村教育委員会が行う端末の更新は、来年度からの5年間で、端末1台につき5万5,000円を上限に、国から3分の2の補助を受け、進められていくことになっております。県内では、来年度、15市町村で更新が予定されており、令和8年度末までには約90%の端末の更新が完了する見通しとなっております。

なお、今回の更新では、児童生徒数の15%に当たる台数を予備端末として加えることができるため、端末の故障や不具合があった場合にも児童生徒の学びを止めることなく対応することが可能になります。県教育委員会といたしましては、端末の共同調達により市町村の事務負担の軽減を図りながら、市町村教育委員会の端末更新を支援してまいります。

次に、中学校部活動の地域移行に関して4点御質問を頂戴しております。

実証事業やアンケート調査から得られた成果や課題と市町村との情報共有についてのお尋ねでございます。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業や生徒、保護者、教職員、市町村へのアンケートから得られた成果としては、実証事業を行う中で、近隣市町村との広域的な連携、適切な指導者謝金や参加費の設定、生徒と地域クラブとのマッチングサイトの構築、生徒

の送迎支援等それぞれの地域の実情に応じた取組が進められたことなどが挙げられます。一方で、主な課題としては、指導者や生徒の移手段の確保に加え、地域クラブ活動の認知度の低さなどが挙げられます。

実証事業の取組やアンケート調査の結果につきましては、全ての市町村の担当者やコーディネーターを対象とした会議等で情報を共有しているほか、県教育委員会のホームページでも公表しているところです。

次に、地域クラブ活動に求められていると考えられるものについてのお尋ねでございます。

生徒、保護者、教職員を対象に行ったアンケート調査の結果から、地域クラブ活動について、現在の部活動よりも専門性の高い指導や生徒個々の希望に応じた活動、部活動にない種目などへの期待が高いことが分かりました。この結果を踏まえ、地域クラブ活動では、現在部活動で行っている種目を保障した上で、さらに種目の選択肢を増やすとともに、生徒のニーズに応じた活動を提供することが望ましいと考えております。

実証事業やアンケート調査のガイドラインへの反映についてのお尋ねでございます。

本県が目指す地域クラブ活動の姿、地域クラブ活動への移行の進め方や運営上の留意事項等を示した長野県地域クラブ活動推進ガイドラインを今年度中に策定することとしております。このガイドラインの案では、アンケート調査等の結果を反映して、生徒のニーズに応じた活動の保障については、種目の目安を示す。指導者の確保については、人材の発掘・確保に県と市町村が協力して取り組む。生徒の送迎等に係る保護者負担や指導者謝金、参加費の設定については、先進事例や実証事業を検証した上で研究するなどとしております。

最後に、令和6年度の取組についてのお尋ねでございます。

令和6年度における県の取組としては、まずは児童生徒やその保護者をはじめ多くの県民の皆様が地域クラブ活動への移行に対する認知と理解を促進するため、移行の目的や目指す姿、スケジュール等を広報し、機運の醸成を図りたいと考えております。

また、生徒のニーズに応じた多様な活動を保障するためには、指導者の確保が不可欠であるため、リーフレット等を用いて県民の皆様にご指導者登録を呼びかけるほか、スポーツ・文化芸術団体や企業、大学等にも協力を依頼して、人材の発掘を進め、指導者リストを作成する予定です。

さらに、市町村の実情や要望に合わせたきめ細かな支援を行うため、現在配置している総括コーディネーターを拡充し、市町村等からの相談をはじめ、説明会や指導者研修会での講師、複数市町村の連携による運営団体の設立に向けた支援などを行いたいと考えております。

県では、令和8年度末を目途に、まずは休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを目指しておりますが、令和6年度は41市町村で実証事業の実施が予定されており、市町村と連携

しながら地域クラブ活動への移行を進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

生徒や保護者、教職員へのアンケート調査は、任意とはいえ、それぞれ回答率が7%から15%という低さでした。情報発信の在り方の検討は大変必要ではないかというふうに考えます。実証事業の取組を周知し、子供たちの貴重な中学3年間が無駄にならないような地域クラブの在り方をみんなで真剣に考える場の提供も視野に進めていただくことを強く要望いたします。

次に、文化財の保護と活用について伺います。

昨年10月、危機管理建設委員会の視察研修を京都で終え、有志と共に京都府に移転した文化庁に出向き、今後の文化施策について担当者より説明を受けました。文化振興の新たな展開に臨む文化庁の令和6年度の概算要求では、文化財保存と活用の予算は令和5年度予算の1.5倍の385億円となっており、地域の誇りである文化財の保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進するための予算が示されています。

自然災害や火災などにより文化財の滅失が社会的課題となっている中、今回、長野県文化財保存活用大綱の原案が公表されました。市町村の保護計画策定にもつなげていくとしており、文化財を持つ市町村としても、また、地域としても大変心強いところであります。

最初に、現在の策定の進捗状況、それからパブリックコメントの反応、今後の予定について伺います。

東御市には、国の指定を受けた縄文時代の遺跡、戌立石器時代住居跡があります。そこには、地元有志により建てられた復元住居があります。この遺跡を守り活用していこうと保存会を立ち上げ、敷地内を整備し、縄文イベントを開催したり、徒歩15分ほどにある小諸市の寺ノ浦石器時代住居跡への遊歩道を整備するなど、地域ぐるみでの活動が始まっています。

市町村によっては、学芸員や考古学の知識を持つ職員の育成または配置の困難さから、文化財の保護や活用がなかなか進まない等の声も聞く中で、長野県では、市町村における文化財の保護と活用についてどのように考え、取り組んでいるのでしょうか。伺います。

文化庁では、京都移転を契機に、高付加価値旅行者の地方誘客による地方創生を実現するため、文化財の持続可能な保存・活用をプッシュ型で抜本的に進めるとしています。プッシュ型として文化財の活用に関する相談窓口の設置や文化財の活用に関するセミナー等の開催を挙げられています。こうした国の動きを受け、長野県では今後どのように考え、取り組んでいくのか、伺います。以上3点を内堀教育長に伺います。

最後に、阿部知事に伺います。

令和6年度より文化財に関わる業務が知事部局に移管されます。文化財の保存、そして活用について芸術文化振興と一体的に推進するとしていますが、期待される効果をどのように捉えているのかを伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 3点御質問を頂戴いたしました。

まず、長野県文化財保存活用大綱についてのお尋ねでございます。

県では、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要という認識の下、文化財保護法に基づき、長野県文化財保存活用大綱の策定を進めているところであります。この大綱は、県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すとともに、文化財の保存・活用の担い手等との連携活動の促進など、県が行う施策や市町村への支援の方針などを示すものであります。

これまで、大綱の策定に向け、市町村や県文化財保護審議会への意見聴取や文化庁との協議を経て、昨年12月の教育委員会定例会で原案を決定し、12月27日から1月25日までパブリックコメントを行いました。パブリックコメントでは、民俗芸能の継承や市町村との連携の必要性など248件の御意見をいただいております。現在は大綱への反映について検討しているところです。今後は、このパブリックコメントを反映させた大綱案について、文化庁との協議や関係部局との調整を行いながら、大綱を決定してまいります。

次に、市町村における文化財の保存と活用についてのお尋ねでございます。

市町村が文化財の保存と活用について定める場合には、文化財保護法に規定のある文化財保存活用地域計画を定めることとされております。この地域計画は、各市町村の取組の目標や具体的内容を記載した文化財の保存と活用に関する実施計画であり、県の文化財保存活用大綱を勘案しつつ作成するものと位置づけられております。

先ほど答弁いたしましたとおり、県といたしましては、地域社会総がかりで文化財とその価値の次世代への継承に取り組んでいくことが必要と考えております。そのためには、県と市町村が一体となって取り組むことが重要と考えており、県の大綱策定を契機に、市町村における地域計画の策定を促進してまいります。

市町村の地域計画策定に向けては、説明会の開催や相談への対応などの支援を丁寧に行ってまいります。さらに、そうした支援の中で、職員の育成や専門性の確保などの市町村が抱える課題に対しても寄り添いながら共に考えてまいります。

最後に、国の動きを受けた県の今後の取組についてのお尋ねでございます。

文化庁の京都移転を契機として、国が文化財の持続可能な保存・活用をプッシュ型で抜本的に推進しようとする動きは、県としても承知しているところです。

国の具体的な施策としては、文化財の活用に関する相談窓口の設置やセミナー等の開催が盛り込まれており、こうしたプッシュ型の動きは、全国の好事例を県内の文化財の活用に反映させる上で効果的な取組であると認識しております。県といたしましては、市町村や文化財所有者のニーズを捉えながら、この制度を有効に活用できるよう、施策の周知や文化庁へのつなぎを積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、文化財の保存と活用を芸術文化振興と一体的に推進することにより期待される効果をどう捉えているのかという御質問であります。

これまで教育委員会に所管してきていただいた文化財行政を知事部局に移管させていただきます。文化芸術施策を一体として推進していくことはもとより、様々な県の施策との連携を充実強化していきたいというふうに思っています。

地域に暮らす皆様方にとっては、歴史が刻まれ、そして先人の皆様方の努力が反映されているものが文化財だと思いますし、地域の誇りやシンボルになっているものもたくさん存在しています。また、県外、海外の方から見たときには、長野県の持っている文化財は非常に魅力的な財産、資源であり、また、信州といえば善光寺や松本城というように、ある意味本県全体のシンボルになっているものもたくさんあるわけであります。

そうしたことを考えると、この文化財を単に保存していくことにとどまらず、様々な政策としっかりつなげることによって、より一層活用を図っていくことが重要だというふうに考えています。例えば、文化財は、いろいろ工夫を凝らすことにより、観光資源としてもっと活用できるのではないかと思います。また、民俗芸能を地域の皆様方が守り育てていただいているわけですが、近年担い手が足りなくなっていて大変だという声をたくさん聞いています。まさにこうした価値を県外の皆さんともつなげることによって、地域間交流を促進し、文化財・民俗芸能を守っていくことにつながると思っています。

また、子供たちの教育においても、まさにこの歴史や先人たちの努力が結実している文化財を対話型鑑賞等で学んでもらうことによって、単に文化財、文化を知るだけでなく、本県の成り立ちや歴史もしっかり学んでいただくことができるというふうに思っています。

こうしたことを考えると、文化財は、どちらかというと保存に力点が置かれてきた傾向があると思いますが、もっと活用する余地があるというふうに思いますし、また、活用することによって守っていくことにもつながると私は思っています。守って生かす、生かして守る、表裏一体でございますので、文化財を現在に生かすという観点で取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

この文化財ですが、県内では、いわゆる観光地ではないところにおいても、美しい日本を感じられる伝統的な風景や町並み、歴史を感じられる様々な文化財が残されております。魅力的な地域がたくさんあります。

先ほど答弁がありました。知事部局に文化財が移管されることにより、地域の文化財と観光、文化財と教育、そして地域と観光など、部局を超えた横串の連携を図りながら、来訪者が学びを深められるよう、さらに文化財の保護と活用に力を入れていただき、文化資源の魅力発信に努めていただきますよう要望し、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市選出、改革信州の小林陽子です。通告に従い順次質問いたします。

初めに、松本系魚川連絡道路の周辺の道路整備について質問いたします。

県は、松本市と新潟県系魚川市とを結ぶ約100キロメートルに及ぶ松本系魚川連絡道路、通称松系道路の整備を進めており、話が持ち上がってから30年を経て、令和4年度から安曇野道路の具体的な整備に着手しています。安曇野市内をはじめとする周辺道路の整備については、高規格道路の整備計画後の検討待ちであると聞いておりますが、大きな懸念だった松系道路の整備が進み出したことで、他の道路の整備に住民も期待を寄せているところです。

長野県観光部がまとめている観光地利用者統計では、ワサビ田などから成る安曇野湧水群においては生活道路及び観光道路の混雑緩和として、また、国営アルプスあづみの公園とも隣接する安曇野穂高温泉郷や堀金道の駅、楡の郷、烏川溪谷など北アルプスの山麓エリアにおいては、令和5年3月にジャパンアルプスサイクリングロードにも指定された山麓線、県道25号塩尻鍋割穂高線の歩道整備や、東西を結ぶ県道の危険な箇所解消など、住民や観光客の安全確保などの課題感があるかと思えます。松系道路の周辺道路の整備計画について建設部長にお伺いします。

次に、ジャパンアルプスサイクリングロードに関連して質問いたします。

毎年4月、5月に開催されるアルプスあづみのセンチュリーライドは、今年、16回目を迎え、残雪の北アルプスを臨みながら、松本市から安曇野を経由して白馬村まで駆け抜ける参加者数2,500人を超える人気のサイクリングイベントです。一方で、コースは生活道路でもあり、交通混雑、接触事故等の懸念もあり、沿道の交通量や利用実態を勘案して、歩道整備も含めた道

路整備は欠かせないと考えております。

また、ジャパンアルプスサイクリングロード全体でも、関係者の意見も踏まえて、めり張りある道路整備を進めるべきと考えますが、単にハード面にとどまらず、観光誘客とも連動させて、ソフト面の整備として推進することが重要であると考えます。

多彩な観光コンテンツを有する長野県において、サイクルツーリズムをどのように位置づけ、また、今後市町村やサイクリング関係者とどのように連携し、観光誘客につなげていくのか。県としての取組方針を観光部長に伺います。

続きまして、困難な問題を抱える女性への支援について伺います。

近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しています。コロナ禍において、外出制限が理由で家庭内のドメスティックバイオレンスが増加した、休校となった子供を家に置いておくことができず、女性が職を失って再就職が難しくなったなどが問題となりました。

本年4月1日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されます。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を規定し、女性の課題解決に対応するものです。県は、都道府県に義務づけられた基本計画の策定を進めており、現在パブリックコメントを募集している素案では、「広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築」「支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし」などの基本目標が示されています。困難を抱える女性が気軽に相談できる体制や民間団体との協働が重要と考えますが、今後の取組についてこども若者局長に伺います。

女性の困難な状況は、戦後の核家族化を背景に、家事、育児や介護の負担の多くを女性が担うため、非正規労働にならざるを得ず、賃金も男性に比べて低いという社会構造に起因していると考えられます。当事者である女性は、情報が少ないため、誰に相談したらいいかわからず、声を上げにくい状況にあると言われていています。やっとの思いで相談窓口に行っても相談しても、状況に共感してもらえず、たらい回しにされ、しんどかったという話も聞きます。

女性支援新法と県の基本計画の下、困難な問題を抱えた女性を保護することはもちろん、相談に耳を傾け、励まし、本人が望む形での生活支援や就業支援など、自立までの息の長い支援体制が求められ、県の女性相談センターや県・市の福祉事務所の女性相談員の役割は欠かせません。現在の女性相談員の配置状況と女性相談員を配置できない町村への県の支援についてこども若者局長に伺います。

次に、中高年単身女性への支援について伺います。

ダブルケアなどに直面し、仕事に就くことが難しい場合もあり、非正規など不安定な雇用では賃金や老齢年金が少ないため、生活に困窮するケースが増えていると認識しています。東京

を中心に中高年シングル女性が共に支え合うことを目的に立ち上げられた任意団体、「わくわくシニアシングルス」が2022年に全国の40歳以上のシングル女性を対象にインターネットで行った調査によりますと、就業者のうち、正規雇用は44.8%、非正規38.7%、自営業14.1%で、正規雇用は半数に満たず、年収は300万円未満が56.9%で、とりわけ非正規雇用、自営業の年収は200万円未満が過半数という結果でした。さらに、非正規雇用の人に雇用形態を選択した理由を尋ねたところ、正規雇用の仕事に就けなかったからと半数以上の人が回答したとのことです。

特に、40代、50代の就職氷河期世代は、バブル崩壊後の経済悪化の解消のために、非正規雇用者を増加させて賃金コストを削減した影響を受け続けていると言われていています。調査の考察では、女性は扶養されればよく、賃金は安くてよいという考え方が労働市場、社会を支配し、常態化していたとも分析しています。

この世代のシングル女性は、低収入、生活苦にもかかわらず、公営住宅の入居条件である年齢条件を満たさないため入居できず、子育て女性や若者を優先する就労支援制度も受けられません。自分自身の病気や将来の介護、仕事、収入面の不安など、悩み事は多岐にわたり、深刻です。この世代のシングル女性への支援が進まない場合、10年先、20年先に生活困窮者の急増が予想されることから、現在の困り事や老後の生活等について相談し、状況を改善していけるよう、アウトリーチ的な支援体制の構築が望まれます。このように、生活に困窮するシングル女性に県としてどのような支援を行っているのか、現状を健康福祉部長に伺います。

自殺防止対策について質問します。

本県の自殺者数は、令和4年は349人であり、1日およそ1人が自殺で亡くなるという深刻な問題です。平成29年から令和3年の平均を見ますと、年齢階級別では、特に30代から50代の男性の自殺者数が多く、男性、女性ともに独居の方の自殺死亡率が高い傾向にあります。また、20歳未満の自殺死亡率の平均値は、全国の中でも高い水準にあります。

自殺に至る要因の一つに鬱病がありますが、その原因は、職場や家庭での悩み、失業、生活困窮など様々であり、徐々に追い込まれた末に鬱病を発症する傾向にあります。鬱病になる前に相談する人がおらず、社会的孤立状態だった実像が浮かび上がります。

県が福祉関係機関等と密に連携し、伴走型支援やエンパワーメントを含め、鬱病発症前の相談の充実が必要と考えますが、県としての取組を健康福祉部長に伺います。

子供の自殺防止対策について、令和6年度事業として、子供たちに生きる力を与える講演会、自殺未遂者や鬱病経験者等による講演会を実施予定とのことですが、この講演会をきっかけに、子供たちが自ら考え、議論し、生きる力を育むことが重要と考えます。自殺防止対策の取組を全ての子供たちに届けるための今後の取組を健康福祉部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）松本糸魚川連絡道路周辺の道路整備に関するお尋ねでございます。

県道塩尻鍋割穂高線につきましては、豊里地籍の交差点において歩道整備を進めているほか、路側帯のカラー舗装など安全対策を進めているところでございます。また、ジャパンアルプスサイクリングロードにつきましても、安全で快適な走行ができるよう矢羽根標示等の整備を進めてまいります。

東西を結ぶ県道につきましては、幅員が狭く歩道がないなど通行車両の円滑な走行や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所について、事業効果の高いところから優先順位をつけ、順次整備を進めているところでございます。現在、県道穂高明科線の狐島地籍と県道小岩岳穂高停車場線の富田橋において拡幅事業を行っています。いずれの箇所も早期に効果を発現できるよう着実に事業を進めてまいります。

その他危険な箇所につきましても、安曇野市や地域の方々としっかり連携し、早期解消に向け事業を推進してまいります。

以上です。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）サイクルツーリズムの位置づけと今後の取組方針のお尋ねでございます。

自転車は、徒歩より行動範囲が広く、体を動かし五感でダイレクトに地域の魅力を感じることができるため、ツーリング、グルメ、名所旧跡巡り、聖地巡礼など様々な目的で楽しむことができます。このため、サイクルツーリズムは、広域周遊、長期滞在の促進や、リピーターの獲得、さらにはインバウンド誘客につながることから、アウトドアをテーマに観光地域づくりに取り組む本県の大きな柱の一つと位置づけております。

御指摘のジャパンアルプスサイクリングロードは、雄大な自然と起伏に富み、他県にはない魅力を持った全県を1周するルートでございます。今後は、このルートを軸に、国、県、市町村、交通、宿泊、サイクリング関係者の皆様と幅広く連携協力する体制を構築いたしまして、ルートが分かりやすく走りやすい走行環境の整備でありますとか、サイクリスト向け休憩施設の設置やガイドの育成などの受入れ環境の整備、ホームページ等情報の多言語化やイベント出店によるPRの強化、地域や市町村等が設定しましたサイクリングコースとの連携などを通じ、ソフト、ハード両面での取組を進め、サイクリングを気軽に楽しむ観光客から峠越えにチャレンジするサイクリストまで、国内外の多くの方々を訪れる長野県を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には困難な問題を抱える女性への支援に関しまして二つ御質問をいただきました。

まずは今後の取組についての御質問であります。

今回の新たな法律によりまして、これまで国の通知等で支援の対象とされてきた方々が、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」として法律上明確化されます。県では、新たな法律の施行に伴いまして、条例を新設するとともに、支援に関する基本計画を策定し、新たな支援の枠組みによりましてこうした方々への支援を行ってまいります。

議員から御指摘のありました女性が相談しやすい環境づくりや民間団体との協働の必要性につきましても、計画策定のために意見を伺った有識者懇談会でも御意見がありました重要な課題であると認識しております。これまでの相談は、主に電話または面接により行ってまいりましたが、今後は、若年層の女性が相談しやすいように、ホームページやSNS等による情報発信を充実させるとともに、電子メールや問合せフォームを活用した相談を受け付けてまいりたいと考えております。

また、これまでは女性への支援を行う民間団体と県との協働が十分に図られてこなかったことを踏まえまして、県内外のNPO法人等の民間団体を掘り起こし、民間シェルターにおける一時保護を検討するなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

今後、3月中に基本計画を策定し、新年度より、この計画に基づきまして、不安や悩みを抱える女性に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、女性相談員の配置状況、それから相談員を配置できない町村への支援についてのお尋ねであります。

女性相談員は、令和5年4月現在で、県では、女性相談センターに2名、保健福祉事務所に10名の計12名を配置しております。また、それに加えて、19市全てで配置されておられまして、市の合計は25名であります。県、市、合計で37名の相談員を配置し、女性から多様な相談を受け付け、必要な支援につなげているところであります。

現行の法令には町村について相談受付の規定がないことから、県の保健福祉事務所の女性相談員がその業務を行っておりますが、4月に施行される新たな法律では、町村においても相談員の配置が努力義務となります。今後、町村においては、新たな相談員の配置を検討することになりますが、県としては配置を検討する町村へ助言を行うとともに、女性相談支援員等を対象に必要な知識やスキルを習得するための研修の開催など、引き続き必要な支援を行ってまいります。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 合計3点御質問をいただいております。

まず、中高年の単身女性、特に生活にお困りの方への支援についての御質問でございます。

長野県では、県と19市が連携いたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく生活就労支援センター「まいさぼ」を県内27か所に設置し、生活にお困りの方の御相談をお受けしております。まいさぼでは、就労や住まい、ひきこもりなど多様な相談に対応するため、相談支援員のほか、家計相談支援員や居住・就労支援員、伴走コーディネーターなどを配置し、相談者の状況に応じてアウトリーチによる相談支援も行っております。

また、この11月補正によりまして、経済的理由により就職活動を行うことが困難な相談者に対し、就職活動に必要な交通費や通信費などの費用を支援する生活困窮者就労支援強化事業を開始したところでございます。今後とも、中高年の単身女性を含めた生活にお困りの方に寄り添い、その状況や御意見を踏まえてニーズに適切に対応した支援に努めてまいります。

次に、自殺防止対策に関して2点御質問をいただいております。

まず、鬱病発症前からの相談の充実が必要ではとの御質問でございますが、本県では、第4次長野県自殺対策推進計画におきまして、生活困窮者、働き盛り世代の自殺対策を重点施策に位置づけ、家庭や職場での悩みに対する相談体制を充実することとしております。

まず、心の健康一般につきましては、精神保健福祉センターのこころの健康相談統一ダイヤルや保健所で相談をお受けしておりますが、このほかに、生活困窮者への対応としては、ただいまも申し上げたまいさぼにおいて、仕事や健康、生活等の悩みに寄り添い、アウトリーチを含めた伴走型の相談支援を行っております。

働き盛り世代への対応といたしましては、産業労働部において労働教育講座等による職場でのメンタルヘルス対策やハラスメント防止対策を進めるとともに、労働者や事業主の労働相談を実施し、必要に応じて産業カウンセラーによる特別相談を実施するなど、労働に係る相談の充実を図っております。これらの相談窓口について広く周知を行うとともに、鬱病発症のおそれのある方が適切な相談を受けられるよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。

最後に、子供たちの生きる力を育むための講演会等についての御質問でございます。

来年度実施する予定の子供たちに生きる力を与える講演会は、例えば地元出身のアスリートなどに自分の経験や思いを語っていただき、夢や自信を持ってもらうことを目的としております。また、自殺未遂者や鬱病経験者等による講演会は、鬱病等を克服した方の経験を子供たちに伝え、自殺防止に資することを目的としております。

これらの講演会については、学校単位での実施としているところでございますが、その内容

をより幅広い子供たちに聞いていただけるよう、例えば講演会のアーカイブ配信の学校への周知など、より効果的な方法を県教育委員会と連携して検討してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）困っている人、生きづらさを抱えている人を発見して、独りにせず、みんなですべて支えていけるような地域、長野県を目指していければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、長野県の農村の維持振興について伺います。

人口減少下において、あらゆる分野で人手不足の問題が顕在化しています。農業も例外ではなく、私の地元、安曇野の状況を見ても、離農や兼業農家の減少が急速に進んでおり、親世代が亡くなっても、離れて住んでいる子供世代に連絡がつかず、水田や水路等の維持ができなくなっているケースも増えていると聞いています。

長野県は、農業を基幹産業として発展してきた県であり、農業に理解がないと成り立たない地域であると認識しています。農家と非農家が混住する都市近郊地域も含め、農業の重要性を再認識し、農業を持続可能なものとしていくことについて県民の理解を促進していくべきと考えますが、所見を知事に伺います。

農業が暮らしに根づいている農山村地域は、村を維持するためにも、人が住み、土地を守り、なりわいとして農業を行い、血の通った地域をつくることが重要です。地域特有の資源を最大限に生かしつつ、新しい視点を取り入れて地域振興を図ることが必要ですが、農山村地域の多くは、このような視点を持つ次代を担う若者や女性が極端に少ないのが現状です。農山村地域の現状と課題について、県としてどのような認識を持ち、対策を行っていかようとしているのか。しあわせ信州創造プラン3.0の「輝く農山村地域創造プロジェクト」の今後の取組の方向性と、モデル事業の波及効果を含め、県全体として目指すビジョンを知事に伺います。

起業・スタートアップ支援について伺います。

国は、2022年をスタートアップ創出元年とし、各種政策の推進を始めています。経済産業省が発表した「スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」と題した趣意書では、戦後の創業期に次ぐ第二の創業ブームを実現すべく、スタートアップの創業や規模拡大、成長の加速、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて日本にスタートアップを生み育むエコシステムを創出するとし、スタートアップ企業による社会課題の解決や雇用創出への期待感を示しつつ、官民による様々な支援策を示しています。

長野県は、身近な地域の社会課題を解決するソーシャル・ビジネス支援に力を入れています。社会課題の解決の担い手の育成は、人口減少社会において大変意義のあるものと考えます。

一方で、簡単に解決できないのが社会課題と言われるゆえんであり、事業体の将来の自立に向けて丁寧な支援の継続は欠かせません。県が行っている長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金でこれまでに支援した事業者の事業の進捗と伴走支援の状況を伺います。

社会課題解決の担い手を増やす手だてとして、女性起業家の発掘、育成が効果的と考えます。数字に強い、謙虚である、生活や社会の課題に直面しており、当事者意識が高く、対策を考えられるなど、女性ゆえの強みがありそうに思う一方で、課題としては、資金調達、安定した売上げなど一般的な起業の課題に加え、家庭と仕事の両立、女性の経営者が少なく気軽に相談できる人がいないなど、女性が起業を考える際の課題は少なくありません。女性起業家を支援する上での課題と今後の取組を伺います。

ソーシャル・ビジネスの中から大きな事業への成長が期待できるものもあろうかと思えます。県では、日本一創業しやすい県を目指して起業・スタートアップ支援に取り組んでおり、起業が県内経済の活性化の起爆剤となることを期待しているというメッセージと認識しています。起業する側も、県の後押しを得て取り組むのは心強いものですし、チャレンジに肯定的な地域であるという雰囲気をつくることにより、地元の若手も、新たに志を持つ方にも、また県外からの移住者などにもチャレンジに前向きな好循環を生み出すものと考えます。

ついては、県が特に推進したい分野、例えば再生可能エネルギー、水、環境、農林水産業など、言い換えれば、県の課題感が高く、民間スタートアップの力を借りて推進したい分野をより具体的に示し、重点的に支援してはどうかと考えます。成長が期待できるスタートアップに対する今後の支援方針について伺います。以上を産業労働部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、農村地域のありようが変化する中で、農業を持続可能なものとしていくことへの県民の理解を促進していくべきと考えるがどうかという御質問であります。

農業・農村は、多面的な機能を有しているところであります。食料の生産活動が行われる場であると同時に、美しい景観を守っていただいていますし、また、水源の涵養、水田であれば洪水の防止といったような機能もあるわけでありまして、私たちが暮らしていく上では、この農業・農村をしっかりと守り、引き継いでいかなければいけないと思っています。まさに宇沢弘文先生がおっしゃる社会的共通資本の一つの代表例だというふうに思っています。

そうした中で、農村においては、移住者の増加、農業の担い手の世代交代、都市化の進行、こうした中で、人々の価値観も大分変わりつつあるというふうに思っております。農業や農村での暮らしというものに対する受け止め方、感じ方も様々になっている中で、農業を持続可能なものにしていく上での課題も出てきていると承知しております。

例えば、農作業を地域の皆さんが総ぐるみ、地域ぐるみで行うような事例や、地域の合意で早朝からの農作業開始時間を遅らせようという動きも出てきています。関係する皆様方がお互いに理解を深めていくこうした取組は、非常にいい方向性ではないかというふうに思っています。こうした取組によって相互理解や協力関係が広がっていくことを期待しておりますし、また、制度面等県として対応できることがあれば必要な協力を行っていきたいというふうに思っております。

もう一点、輝く農山村創造プロジェクトの取組の方向性とビジョン、それから、農山村地域の現状と課題についてどういう認識を持って対策を行っていかうとしているのかという御質問であります。

まず、農山村地域は、日本全体の人口減少の中でも、とりわけ早く人口減少が進み、そして高齢者の割合が非常に多くなっているということで、日本自体が課題先進国と言われていますが、その中でも課題先進地域だというふうに思っています。

その一方で、豊かな自然や歴史文化的な資源など様々な価値も有するわけでありまして、近年、そうした価値の魅力に着目して、地方回帰の動きがあり、また、若い人たちも、都会だけではなくて、こうした地域の資源にも注目してもらおう動きが出てきているということは大変ありがたいことだと思っています。

こうした動きを考えれば、単に都市化を目指す、都市の物まねをするというような発想では農山村地域の活力を生み出すことはできないというふうに思っています。むしろ、大都市には逆立ちしても生み出せないような価値をしっかりと地域の強みとして認識して発展させていく、生かしていくということが極めて重要になってきているというふうに考えています。

こうした観点から、新時代創造プロジェクトの輝く農山村地域創造プロジェクトを進めていくということで、来年度からは、飯綱町、根羽村と共に取組を進めていきたいと思っています。まさに都市を後追いするのではなく、地域の強みを生かして、独自の方向性をしっかりと持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

御質問にもありましたように、価値をどう生かすかということは、多くの皆さんの多彩な視点や未来をしっかりと描けるようなビジョンを持ちながら取り組むということも重要だというふうに思っています。基本的には、地域の皆様方が主体的に考え行動していただくことが重要であります。県としてもしっかりとサポートをするチームをつくって、まずはこの両町村を県全体でしっかりと応援していきたいというふうに思っています。

また、単に産業振興ということだけではなく、女性・若者の活躍、関係人口の増加、こうした複合的な価値を生み出していくことができるように県としても最大限支援をしていきたいと思っています。こうした取組を通じていい事例を生み出すことによって、他の地域にも展開を

図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には起業・スタートアップ支援につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金で支援しました事業の進捗と伴走支援の状況についてでございます。

少子高齢化や地球温暖化などの環境変化に伴いまして社会課題が多様化している中、ビジネスの手法を通じて社会課題の解決を図るソーシャル・ビジネスが注目され、県内でもいわゆる社会起業家が増えてきております。

県では、社会起業家を支援するために、令和元年度から長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金による助成を実施しておりまして、これまでに94人の起業家を支援してきております。支援対象者は、現在までのところ、おおむね順調に事業を継続しておりまして、事業拡大に伴いまして、個人事業から法人形態への転換を予定している方も出ていらっしゃいます。

また、起業後も安定的な事業収益による持続的な経営につなげるため、産業振興機構に伴走支援員を配置し、各種補助金の活用法や販路開拓、人材確保策などビジネス上の様々な課題への対応をサポートしております。引き続き本支援金の活用によりまして、社会起業家の育成に向け積極的な支援を図ってまいります。

次に、女性起業家を支援する上での課題と今後の取組でございます。

長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金におきまして、採択者全体の4割が女性起業家となっております。子育てや介護など地域とのつながりの中で感じている課題をテーマにした取組が多く、社会課題解決の担い手としての女性の活躍が広がってきております。

一方、一昨年産業労働部で実施しました女性起業家との政策対話におきまして、新しく事業を始めようとしても相談できるつながりが少ない、女性が気軽に相談でき、思いに共感してもらいながら事業の相談をしたいとの声が寄せられたところでございます。そこで、今年度から、信州スタートアップステーション内に女性起業相談窓口を開設いたしまして、女性コーディネーターによる相談体制を整備したところ、女性の相談件数が、本年1月末現在で、前年同期比115件、85%増加の251件と大幅な増となっております。潜在的な女性起業家の多さを改めて認識したところでございます。

引き続き女性が起業しやすい環境を整備するため、本相談窓口におきまして、仕事と家庭の両立の仕方など女性が起業家として活動する自信を持っていただくサポートを実施していくとともに、本年1月に開設いたしました創業支援の総合ポータルサイト、名称をSHINKIと

言いますが、この中に設けました女性起業家向け専用ページによる支援情報の発信にも努めてまいります。

最後に、成長が期待できるスタートアップに対する今後の支援方針についてでございます。

ソーシャルビジネスを含めた比較的事業規模が小さい起業にも丁寧に支援を行い、起業の裾野拡大を図る中で、環境問題や農林水産業などの分野で活用できる製品・サービスを手がけるスタートアップも出始めてきております。このため、短期集中型伴走支援のアクセラレーションプログラムや、ファンドからの投資による資金調達支援に加え、県内大学や関係部局と連携した支援を進めてまいります。

さらに、新年度からは、スタートアップと県内企業との協業を進める取組を新たに開始することとしておりまして、こうした取組を通じて、県が推進したい分野や成長が期待できる分野に対する支援を強化してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）本県の農業、農山村がつくってきた美しい景観をはじめとして様々な価値が見直されて、また生かされて次世代に継承される一方で、社会課題を解決するような産業もこの長野県から生まれ、大きく育っていくことを期待しまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）大町市選出の奥村健仁であります。少子化対策についてお伺いいたします。

まず、令和6年度少子化対策の予算についてお伺いいたします。

現在、県では、しあわせ信州創造プラン3.0を基本とし、県民の希望をかなえる少子化対策と人口減少を前提とした社会づくりに向けた取組をさらに深化、加速させていくため、長野県少子化・人口減少対策戦略方針を策定し、2月6日にその案が発表されました。戦略方針の中では、出生数は第2次ベビーブーム以降ほぼ一貫して減少が続き、2022年には1万2,143人と、直近20年で4割も減少しています。

このような状況の中、新年度予算編成においては、福祉医療給付事業において、乳幼児等に対する県の補助のうち通院の対象年齢を小学校3年生から中学校3年生までに拡大し、制度の充実を図ることとされております。子育て家庭の経済的負担を軽減するためには、支援は必要なことではありますが、一方で、このような給付型の事業は、簡単にやめることはできず、また継続的な財源の確保という課題もあります。制度の拡大による支援は当然今後も継続して実

施していくことと思いますが、今後の財源の見通しをどのように考えているのか、玉井総務部長にお伺いいたします。

次に、少子化・人口減少対策戦略方針案についてお伺いいたします。

戦略の取組の柱に「若い世代の実質所得を引き上げる」と掲げられております。少子化に歯止めをかけるためには、結婚、出産、子育てに対し若い世代の皆さんがどのような人生設計を描けるかが重要であると考えております。今後の生活において安定した明るい見通しがなければ、少子化には歯止めがかけられないと思っております。若い世代の実質所得を引き上げることは非常に重要なことであると考えますが、実際どのような施策を検討しているのか、現段階でのお考えをお聞きいたします。

次に、先ほど質問させていただきました若い世代の皆さんが明るい見通しを描けるような実質所得の引上げとともに重要なのが、働き方であります。生活をしていくため、あるいは出産や子育てをしていくためには、働いていくことが必要であります。子育てしやすい環境を整えることは非常に重要であり、戦略においても子育てと仕事の両立を当たり前にするように掲げられています。特に、県内企業における職場環境の整備が急がれていると思っております。実際どのような施策を展開していくのか、お考えをお聞きいたします。

次に、現在、若い人の中には、仕事に追われて、休日は仕事のために家でゆっくり休むという方も少なくないとお伺いいたします。若者や女性を含め、働く人たちが私生活と仕事のバランスが取れ生き生きと生活していくことは、非常に重要なことであると思っております。

戦略の取組の柱にも「女性・若者をひきつける仕事とまちを創造する」と掲げられています。女性や若者が活躍している町は、非常に魅力的で活気があります。特に、若手起業家への支援などの方向性が示されておりますが、自由な働き方が可能である起業を促進することが特に有効であると考えます。具体的にどのような取組、展開を検討し、どのような効果を狙っているのか。現段階でのお考えをお聞きいたします。以上3点を田中産業労働部長にお伺いいたします。

次に、新たな観光振興財源についてお伺いいたします。午前中に宮下議員からも質問がありましたが、私からも質問させていただきます。

私は、昨年9月定例会の一般質問において、新たな観光振興財源について質問をさせていただきました。この質問において、新たな財源としては、受益と負担との関係性の観点からすると宿泊税を導入することが望ましいと提案させていただきました。

その後、11月に設置された観光振興財源検討部会では、4回の検討部会を経て、このほど中間取りまとめ、報告書案をまとめていただき、宿泊税を念頭に議論が進むこととなりました。今後パブリックコメントをまとめ、3月には答申いただく予定とお聞きしており、観光事業者

をはじめ県民の幅広い理解が得られる結果となりますよう最後まで十分な議論を尽くしていただくことを期待しております。

多くの観光資源を有する本県の観光振興を支えるには、検討結果にもありますように、今後人口減少により県財政が厳しくなる中、独自の自主財源を確保することは必要不可欠であり、一方、多くの観光資源があるがゆえに、今後この財源をどのように活用していくのか。市町村をはじめ観光関係者に十分な理解と協力をいただくことが重要だと考えております。

過日、県と小規模宿泊施設経営者が意見交換をした記事を新聞で拝見いたしました。私も、先日、選挙区であります大町市内の宿泊事業者がこの件について御意見などを伺う機会があり、事業者からは、やはり具体的な使途と配分について分かるように説明してほしい旨の意見をいただきました。このたびの中間取りまとめでは、具体的な使途や配分は今後県が策定する観光ビジョン（仮称）において示すとされております。

そこで、お聞きいたします。

まず、この宿泊税を導入する場合、そのスケジュールについてお聞きいたします。

次に、経過を見ますと、市町村とのワーキンググループ会議や市長会、町村会との意見交換などが実施されております。この中でも、財源の配分や使途について柔軟な制度設計を求める意見となっており、現在パブリックコメントを募っているところではありますが、私は、宿泊施設経営者などの意見をお聞きすることは、理解をいただく上で大変重要なことだと思っております。今まで宿泊施設経営者などとの程度意見交換をし、どのような意見があったのかをお聞きいたします。

また、配分についてですが、県内には多くの観光資源がありますが、宿泊施設が多い市町村と少ない市町村があります。事業者からは、代理徴収をすることから、一定の配分を期待する声もあります。中間取りまとめでは、例示として、県内市町村への支援ともあります。そこで、配分についてお聞かせください。

次に、現在、市町村独自で宿泊税の導入を検討しているところもあり、また、財政が厳しくなっている状況では、今後検討する市町村もあろうかと思えます。この場合、中間取りまとめでは、留意事項の中で、市町村が独自に導入する場合は県が税率を引き下げるなどの検討が必要とあります。例えば、県が先行して導入し、その後各市町村独自に導入した場合と、県の導入前に市町村が独自に導入する場合の対応に関する県の見解と方針についてお聞きします。以上4点、金井観光部長にお聞きいたします。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 医療費助成拡大の財源についてのお尋ねでございます。

子供の医療費助成の拡充をはじめ、子育て家庭応援プランに盛り込んだ各事業につきまして

は、若い世代の皆様安心して出産・子育てをしていただくための負担軽減策でございますので、継続的、安定的に事業実施していくとともに、そのための財源確保を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

まず、この2月補正予算案において、こどもの未来支援基金に100億円の積立てを実施したところでございます。さらに、今後、効率的な予算執行や徹底的な事業見直し等の財政改革によりまして、追加積立て等の財源確保を行ってまいります。

この財政改革としましては、具体的には、来年度、長野県行政・財政改革実行本部におきまして、政策的経費の総点検、事業の廃止・縮小、また、市町村との役割分担の見直しといった徹底した事業見直しや投資的経費の重点化、さらに業務の集約、デジタル化、効率化といった事業の減少による超過勤務の縮減など、あらゆる財源の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、若い世代の実質所得の引上げ策についてでございます。

県では、若年層の賃金の上昇や経済的負担の軽減に向けて、昨年11月補正予算の成立を受けまして、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金を創設いたしまして、若者・女性の賃上げ等に取り組む事業者の支援を始めております。あわせて、奨学金返還支援制度を設ける企業に対する県の補助事業につきまして、来年度からは、市町村の支援制度との併用も可能とすることで導入企業の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、賃金の上昇には生産性向上が不可欠であることから、デジタル分野をはじめとするリカレント、リスクリングへの支援といったこれまでの取組に加えまして、支援情報をまとめたウェブ上のプラットフォームを構築するなど、企業のデジタル化の支援も強化してまいります。

一方で、若い世代の実質所得の引上げに向けては、共働き・共育てができることが当たり前の働き方への転換でありますとか、若年層に手厚い給与体系の見直し、こういったことは民間の理解や協力なしに実現することは困難であると考えております。

このため、今後長野県少子化・人口減少対策戦略を取りまとめていく中で、企業経営者の皆様との意見交換会等を通じまして、県全体でこの若年世代の賃上げ、所得向上を実現できる社会に向けた取組を進めてまいります。

次に、子育てと仕事の両立を当たり前にする施策についてでございます。

少子化の要因の一つといたしまして、社会的に仕事か出産・育児かの二者択一を迫られている実態が指摘されておきまして、この状況を解消するためには、共働き・共育てを定着させることが大変重要でございます。

そのために、まずは男性の子育てへの参加が大変大事となってまいりますが、現状としましては、県内企業の育児休業取得率は、女性の95%に対しまして男性は女性の5分の1未満の16.3%、また、6歳未満のお子様がいらっしゃる夫婦の育児時間は、男性は女性の3分の1未満という状況となっております。

こうした状況からの転換を図るため、新たな施策といたしまして、奨励金の支給等を行う男性の育児休業取得促進事業に係る予算案を計上したところでございます。本事業は、国の助成金との併給を可能とするとともに、県のアドバンス認証に加え、国のくるみん・えるぼしの認定も加算金支給の対象としておりまして、国と制度活用の推進を図ることにより、男性の育休取得や子育てと仕事を両立できる職場環境づくりに向けた企業の意識改革を支援してまいります。あわせて、次世代を担う若者・女性や、産業界・労働界などから幅広く意見を伺いながらさらなる施策も検討してまいります。

最後に、若手社会起業家への支援策についてでございます。

起業は、仕事時間と家庭やプライベートの時間との調整ができることや、在宅でも仕事が可能となるなどのメリットから、女性・若者の働き方の選択肢として大変有効と考えております。また、身近な社会課題の解決を図るソーシャルビジネスは比較的小規模なビジネスから始められるケースも多いことから、特に仕事と子育ての両立を希望する女性の参入が増えてきております。

このため、県では、長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金事業を通じまして、女性や若手の社会起業家に対しまして伴走支援による継続的なサポートを実施しております。さらに、信州スタートアップステーションを中心市街地のコワーキングスペースを備えた施設に設置いたしまして若手起業家が気軽に相談しやすい環境の整備をし、今年度から新たに女性起業相談窓口を開設いたしまして、女性起業家の働き方についての相談にも丁寧に対応を始めているところでございます。

今後は、女性・若者の起業家同士が交流する場づくりも進め、お互いに切磋琢磨しながらビジネスを続けられる環境整備にも注力し、女性・若手社会起業家支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君） 私には新たな観光振興財源につきまして4点御質問をいただいております。

まず、導入スケジュールについてでございます。

今年度末に予定されております観光振興財源検討部会による検討結果の取りまとめの後、で

きるだけ速やかに県として制度の在り方についてお示しした上で、宿泊という消費行為に関する税を法定外税として創設する場合には、条例案を策定いたしまして、議会にお諮りすることとなります。

続きまして、宿泊施設経営者などとの意見交換の状況についてのお尋ねでございます。

観光振興審議会及び観光振興財源検討部会の構成員といたしまして、県内の宿泊事業者の団体である長野県旅館ホテル組合会から御推薦いただいたメンバーに御参加いただいております。その場で御意見を頂戴しているほか、組合会の役員の皆様とは継続的に意見交換を行っているという状況でございます。

その中で、例えば、観光振興財源の確保策としては、宿泊行為に関する税だけに絞るのではなく他の対象も検討してほしいでありますとか、仮に税が導入される場合、過去に廃止された特別地方消費税の復活を想起させないよう観光目的であることを明確にしてほしい。あるいは、使途については、県が地域で財源を配分し、それぞれの課題解決のために地域が責任を持って使う形が望ましいといった御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、市町村への配分についての考え方でございます。

観光振興財源検討部会の中間取りまとめでは、県全体の観光振興を図る上で、市町村にも一定の財源が必要であり、財源の一部を交付金あるいは補助金といった方法により市町村が活用できる形とすることが望ましいとしております。

今後、県としての制度を検討する際には、県と市町村の配分割合に加えまして、仮に交付金とする場合には各市町村への配分方法も検討することとなります。これらの検討に当たっては、市町村や事業者の皆様の声をお聞きしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、市町村が独自に導入する場合の対応に関する県の見解と方策についてのお尋ねでございます。

観光振興財源の検討は、県内市町村では、現在、白馬村と阿智村において外部有識者や事業者から成る検討会議で議論が進められているほか、検討を表明する市町村も複数あることを承知しております。こうした状況を踏まえまして、制度が複雑化し、旅行者や事業者にとって負担感が生じることがないように、県が税を導入する場合には、市町村が独自課税を行う際には県部分の税率を引き下げることも含めまして、市町村との調整が必要になるものと考えております。

今後、県としての制度の在り方とともに、税率の調整の考え方についても可能な限り速やかにお示ししまして、独自課税を検討している市町村とその進捗状況も踏まえながら協議、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきました。

観光振興財源につきましては、観光立県長野として市町村並びに観光事業者の皆さんに御理解と御協力をいただきながら、持続可能な仕組みとなることを願うところでございます。

また、少子化対策予算については、行財政改革で捻出すると、今後継続していただけるということでもありますけれども、県単独の予算であると非常に厳しい道のりがあるのではないかと、いうふうに思います。県民が期待しているところでございますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

また、少子化対策につきましては、出生率の低下が顕在化し始めた1980年代から具体的な政策が進められてきたわけでございますけれども、1990年代のバブル崩壊後の時期には、育児休業制度が整備され、男性の育児参加を奨励するための施策も進められました。2000年代には経済的な支援が拡充され、2010年代に入ると出生率の低下が一段と進み、少子化対策が一層強化され、働き方改革や男性の育児参加の促進などが進められてきました。これらの時期を通じて様々な施策を導入していますが、その効果は限定的であり、少子化の進行が続いております。

今回、働き方を中心に質問させていただきましたが、働き方や賃金上昇など、お金と時間、そして心にゆとりができ、それが将来へも続くと思えて、初めて結婚や出産というものを余裕を持って考えることができるのではないかという思いに至りました。今回の施策をしっかり進めていただくことを御期待申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時53分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

不登校支援、個別最適な学びについて質問します。

令和4年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数は約30万人であり、前年度から約5万4,000人増加し過去最多、高等学校における不登校生徒数は約6万人で、前年度から1万人近く増加、長野県内の不登校児童生徒数は5,735人と、前年度から1,028人増加し、過去最多となりました。また、10年連続で不登校児童生徒数が増え続けているという大変深刻な状況です。

そのような事態を受け、文科省は、昨年3月に、学びにアクセスできない子供たちをゼロにするCOCOLOプランを発表し、新たな不登校対策がスタートしました。

長野県は、フリースクールの支援の充実に向け、信州型フリースクール認証制度の創設を来年度予定しており、事業者の支援を行うと聞いております。不登校特例校については、ワーキンググループが立ち上げられ、議論がされています。また、県内の学校関係者や有識者、首長などで構成された信州学び円卓会議でも、児童生徒一人一人の個性や特性に応じた個別最適な学びの実現に向け議論が進められています。

国や県において不登校支援、個別最適な学びの実現に向け本格的な議論や取組が始まり、不登校の減少につながるのではないかと期待しますが、その反面、それを実現するには、乗り越えなくてはならない課題が山積しているとも感じます。

先日、不登校のお子さんを持つ親御さんと懇談をさせていただきました。現場の困り事、行政や学校に対する期待など様々御意見をいただきました。ここで幾つか御紹介させていただきます。

不登校児が2人います。フリースクールに通わせたいが、経済的負担が大きく断念している。行政には経済的支援をお願いしたい。また、よりよい支援の手がかりを得ることを目的として、子供の得意な分野と苦手な分野を分析するWISC検査がありますが、この検査を受けようとしても半年待ち。幼少期の半年はとても貴重な時間。適切な支援をスピーディーに行えるよう検査体制を充実してほしい。

また、パソコン、タブレットが貸与され、自宅からオンラインで授業に参加できる設備は整ったが、教員によりオンライン授業の対応にばらつきがある。出席扱いになるかはっきりしていない。

また、子供だけでは電車やバスに乗れない。タクシーは料金が高い。仕事の関係で不登校の居場所に送迎することができず、どこにも預けられない。高齢者の送迎サービスのような子供の居場所への送迎サービスがあると助かるなどです。

先日、長野市が来年度からスタートする8か所目の教育支援センター「SaSaLAND」を視察しました。SaSaLANDは、「子どもたちが安心を実感できる居場所」をコンセプトに、長野市内の不登校や不登校傾向にある小中学生の居場所として設置されます。施設全体に木がふんだんに使われており、柔らかく温かみのある落ち着いた空間です。何もせず休憩できるゴロゴロライブラリー、絵や工作をするアトリエルーム、1人で集中して学習できる探究ルーム、トランポリンやバランスボールなど体を動かして遊ぶプレイルームなど、遊びとくつろぎのどちらも兼ね備えています。

さらに特徴的なのは、マイクラフトというソフトを使い、インターネット上の仮想空間、

メタバースにS a S a L A N Dを再現し、自宅にしながらオンラインでコミュニケーションの機会を提供できます。子供が安心して過ごす新たな居場所として大きな期待が高まるところで

す。

ここで伺います。不登校の児童生徒数が過去最多に増加している今、受皿や居場所の確保は喫緊の課題です。教育支援センターの充実や、県においてもメタバースを活用した支援を検討していただきたいと思いますが、教育長に所見を伺います。

次に、相談体制の充実について伺います。

不登校の受皿や居場所を確保すると同時に、不登校の児童生徒の特性を把握し、適切な支援につなげる相談体制の充実も重要だと考えます。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの体制の充実や教職員研修の充実により不登校に対する意識や知識の向上を図ることで、児童生徒個々の事情や特性に合った対応ができるような体制の整備を要望しますが、教育長に見解を伺います。

次に、不登校の子供を支える保護者への支援について伺います。

不登校の子供を支える親の支援も重要です。N P O法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークが不登校の子供を持つ親へ行った全国アンケートを見ると、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66.7%、孤独感、孤立感を抱いた親が53.1%でした。必要な支援との問いには、「学校以外で安心できる居場所、人とつながる」が80.5%、「学校の柔軟な対応」が76.9%、「経済的な支援」が68%の回答でした。

一方、「子供の不登校をきっかけに家計の支出が増えた」が全体の約9割。その要因は、68.1%が食費、39.8%がフリースクールなどの会費のほか、通院、カウンセリング費も35.5%でした。また、子供の不登校が原因でパートの時間が減った。休職・転職したなど働き方を変えなくてはならず収入が減少した世帯は3割に上ったとのこと。経済的支援として、フリースクール利用者の負担軽減を市町村に働きかけていただきたいと思いますが、こども若者局長に考え方を伺います。

学校生活に関する悩み事の相談支援や情報提供の充実を図っていただきたいと思いますが、教育長に所見を伺います。

次に、学校改革、公教育の再生について伺います。

親の会の代表の方から、このような御意見をいただきました。

学校外の居場所を増やすことも大事ですが、根本的には学校が変わらないと不登校の問題は解決しないと思います。文科省などトップの意識は変わってきたが、学校現場はまだ変わっていないように感じます。テストができないと駄目だという風潮や、校則が異常に厳しかったり、子供は学校に息苦しさを感じている。まず、みんなが安心して過ごせる場所にしてほしい。不

登校になり学校外の居場所に通う子も、できれば歩いて近くの学校に通いたいと思っている子が多い。学校で何が苦しいのか、子供の本当の気持ちを聞き、それを取り除く。それをしないと、誰も学校に戻れなくなってしまう。また、不登校にはなっていない子供も、不安、不満はたくさん持っている。そういった子供の声にヒントが隠されている。子供の声をしっかりと聞いてほしい。教員の研修を充実し、学校改革をしてほしいとのこと。

山形県にある天童中部小学校は、6年前から学校改革に取り組んでいます。先生がクラス全員を一斉に教える授業を全体の8割に減らし、残りの2割を子供自身で学ぶ時間に変えました。例えば、子供たちが先生になって教えたり、学びたいテーマを自分たちで自由に決めたりできます。一人一人の興味や関心をきっかけに、自ら学びに向かう力を育てようとしています。このような取組をするようになり、現在、不登校児はいないとのこと。

昨年政府が発表したこども未来戦略には、公教育の再生が盛り込まれました。公明党は、教育は子供の幸せのためであるとの理念の下、子供の可能性を開くことに焦点を当てた公教育の再生に取り組むべきと考えます。

例えば、午前中は現行の集団学習形式で友達と協力して学ぶことのよさを経験しながら社会性を身につけ、午後は個別学習形式で、探究学習や、文化芸術やスポーツ活動、企業実習、自然体験などの個々のニーズに合った学びで自分の強みや得意を伸ばすなどです。

まずは大人や社会が総出で子供の教育に関わり、多様な子供のニーズに応えるチーム学校を確立し、多様で専門性が高い教職員の活躍を促進することが必要だと考えます。学校改革、公教育の再生をどのように考えるのか、教育長に御所見を伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 4点御質問を頂戴いたしました。

初めに、教育支援センターの充実やメタバースの活用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、長野県の不登校児童生徒数は全国同様年々増加傾向にあり、学びの場の確保は重要な課題と捉えております。

多くの市町村教育委員会では、不登校児童生徒への支援の一つとして、教育支援センターを開設しております。県教育委員会といたしましては、教育支援センターをさらに充実させるため、令和6年度、県内5市町村に多様な学び支援コーディネーターの配置を予定しており、教育支援センターの新設や増設、未設置の町村の広域連携の促進など、不登校児童生徒の学びの場の確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

また、児童生徒がアバターを用いて安心してコミュニケーションを取ることができるメタバースの教育的活用について、次年度、メタバースにおけるバーチャルな教育空間の活用検討会議を立ち上げる予定であり、その中で不登校支援についても検討を進めてまいりたいと考え

ております。

次に、児童生徒個々の事情や特性に合った対応ができるような体制の整備についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、相談体制の充実のため、スクールカウンセラーを全ての公立学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所と県内全市に派遣しております。また、教職員の不登校支援に対する意識や知識の向上を図るため、全県研修会を開催するとともに、各教育事務所において、教職員や市町村教育委員会職員、フリースクール関係者等が地域の支援ネットワークを構築し、不登校支援を充実させるための研修会を行ってまいりました。

次年度は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それぞれの増員をお願いするとともに、教職員と教育支援センターやフリースクールの関係者がお互いの立場を理解し、連携して不登校の支援に取り組むことができるよう、それぞれの代表者によるパネルディスカッション形式の研修会を企画し、児童生徒個々の事情や特性に合った対応の一層の充実に向けた体制整備を進めてまいります。

学校生活に関する保護者の相談支援や情報提供の充実についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、今年度、不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会において、子ども・保護者と学校・市町村を結ぶきっかけづくりのためのコミュニケーションシートを作成し、次年度から関係各所で活用していただくこととしております。このコミュニケーションシートの活用を通じた学校との情報共有により、議員御指摘の保護者の孤立感、孤独感の解消や、学校の柔軟な対応、不登校支援に関する学校からの必要な情報提供につなげてまいりたいと考えております。

また、今後も引き続き学校生活相談センターなどの相談窓口の保護者への周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと保護者との相談体制の充実などに取り組み、不登校の子供を支える保護者を支援してまいります。

最後に、学校改革、公教育の再生に対する考えというお尋ねでございます。

これからの学校は、学習指導要領など既存の制度の中で最大限どのようなことが可能なのかをしっかりと研究した上で、それぞれが特色を持ちながら、多様性と柔軟性があること、子供たちにとって安全・安心で自分自身を表現できる場所であること、探究心や好奇心の火をずっとともし続けられる場所であることが重要です。そのためには、様々な個性や能力を持つ全ての子供たちが自分に合った学びを選択できるようにすることが必要です。

来年度は、現在進めている子供たちの特性や興味関心に応じた学びの在り方に関する実証研究等の成果を踏まえ、子供たちが自ら学びの内容や方法を選択できる一人一人に合った学びの実践校の設置や、メタバースを活用した新たな学びの在り方などについても検討してまいりた

いと考えております。

加えて、学びの多様化に対応するため、教員が本来注力すべき業務に専念できるよう、外部専門家の知見も取り入れた学校業務の見直しやICT化など教員の働き方改革も進めてまいります。

今後も、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」を実現していくことにより、全ての子供にとって学校が楽しくて行きたい場所となるように努めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私にはフリースクール利用者の負担軽減支援の考え方について御質問をいただきました。

4月から信州型フリースクール認証制度をスタートさせ、フリースクールへの支援を行ってまいりますが、フリースクールに関する財政的な支援には、施設の運営費の支援と、利用する児童生徒の保護者への負担軽減の主に二つの方法がございます。このうち運営費につきましては、市町村域を超えてフリースクールを利用する方々も多いことから、広域的な観点で県が支援をしてまいります。

その一方で、利用する児童生徒のほとんどが市町村教育委員会が主に所管する義務教育年齢の子供たちであるため、地域において子供の学びを支えるという観点から、利用者への直接の負担軽減については市町村に実施いただくことで県と市町村が連携した支援を実現してまいりたいと考えております。

この考え方は、市長会、町村会や市町村教育委員会の会議など様々な場面で市町村にも説明を行ってきておりまして、既に利用者負担への支援を表明していただいている自治体もございます。

今後も、県と市町村が連携、分担して役割を果たし、フリースクールを利用する児童生徒の保護者の支援の充実が図られるよう市町村へ呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（佐々木祥二君） 次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） 竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

住宅耐震化について伺います。

能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

あの日、映像を見たときにまず感じたのは、倒壊した住宅等建物の多さと、耐震化していなかったのかという疑問でした。阪神・淡路大震災や東日本大震災など大きな地震が起こるたびに、その都度、危機意識の向上とともに日本全国で住宅の耐震化を進めてきたと思うのですが、石川県の状況はあまりにひどいと感じました。

揺れ方が大きな横揺れだったということもあるようですし、昨年5月に大きな揺れがあったために、耐震基準を満たしていたはずの建物も強度が落ちていたということもあったようですが、やはり一番は耐震化の遅れようです。石川県輪島市と珠洲市の住宅耐震化率は、それぞれ約45%、約51%だったそうです。

能登半島地震の後、県内の耐震診断の要望が増えているところもあるようですが、豊丘村においては全く増えていないと聞いています。人ごとと捉えているのか、正常性バイアスが働いているのでしょうか。

各自治体の耐震改修促進計画で確認したところ、飯田・下伊那の自治体には、計画策定時の耐震化率が50%以下の自治体がありました。能登半島のようなことが起こってしまいそうです。早急に耐震化を進めなければいけません、進まない理由は、やはり資金面の負担が大きいということが一番のネックとなっているようです。自宅は大丈夫だろうかと不安を抱いて耐震診断を実施し、耐震性能が低いと判断をされたにもかかわらず改修工事をしていないものは現在何棟あるのでしょうか。

住宅改修となればかなりの金額が必要となり、誰でもできるものではないでしょう。また、近年は、物価高騰により資材も高騰しており、耐震化の推進に影響があると考えますが、現状と今後の対策について御所見を伺います。

阪神・淡路大震災の被害を受けて2000年に新たに基準が見直されたのであれば、一般的には基準を満たしているとされる昭和57年から2000年に建てられた住宅に住んでいる人でも不安を感じる人がいるのではないのでしょうか。そのような不安を解消するための取組は何かあるのでしょうか。伺います。

資金の余裕がある人の中には、耐震改修をするのであれば、省エネ改修工事を併せて一度にやりたいという人もいるのではないのでしょうか。住んでいる住宅の工事をするには、幾らきれいな家でも多少の片づけが必要ですから、一度に済めば助かります。耐震化工事と省エネ改修工事を一緒に行うと、住民にとっても工事事業者にとっても効率がよいと考えますが、いかがでしょうか。それについて支援はありませんか。以上、建設部長にお聞きします。

次に、鉄道ローカル線の利活用について伺います。

長野県内のローカル鉄道は、JR東日本が運行する大糸線、小海線、飯山線、JR東海が運行する飯田線などがありますが、トラック輸送が2024年問題で難しくなるのであれば、鉄道を

利用する貨物輸送でカバーをすることはできないのでしょうか。鉄道は、輸送単位当たりのCO₂排出量が営業用トラックの11分の1と、様々な輸送機関の中で環境負荷が最も少ない輸送手段ですので、ゼロカーボンへの近道にもつながります。

現在、JRの幹線では、石油がタンク車で南松本や坂城の基地に運ばれています。また、コンテナ列車が南松本、北長野などに運行され、水やジュースなどの飲料の30%ほどが運ばれています。かつては飯田線でもセメントやLPガスの貨物輸送が行われていました。

また、信濃毎日新聞社発行の書籍「伝う鉄道と物語 飯田線」によりますと、1930年代に梨農家の要望で主要駅のホームや線路の改修工事を行い、1日3本、10両編成の梨を運ぶ専用貨車が走っていたそうです。これによって、1950年頃には、飯島町を中心とした伊那谷が鳥取県に次ぐ二十世紀梨の一大生産地となったとあります。

高速道路の整備に伴って、貨物輸送はトラック中心となり、そして、迎えた物流2024年問題とゼロカーボンへの対応です。中山間地の人口をこれ以上減らさないために、高校生の足にもなっている交通インフラの維持は重要な課題です。ローカル線での貨物の輸送を活用することについて御所見を交通政策局長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には4点御質問をいただきました。

住宅の耐震化に関する御質問について、耐震診断を実施した住宅の耐震化の状況ですが、耐震診断の結果、現行基準、すなわち新耐震基準相当の耐震性能がないと診断された住宅は約1万6,000戸あります。そのうち補助制度により耐震改修や建て替えをした住宅は約4,000戸ございます。残る1万2,000戸のうち除却や建て替えなどを行った住宅もあると思われませんが、相当数の住宅についてまだ耐震化されていないと考えられます。

県内にある旧耐震基準の住宅22万3,000戸のうち、耐震診断を終えているものは1割程度でございますので、引き続き耐震診断の実施を促すとともに、診断後に耐震改修を実施していない所有者に耐震改修の効果と必要性をしっかりと周知し、耐震化を促してまいりたいと考えております。

続いて、物価高騰の耐震化への影響についての御質問でございます。

近年の物価高騰により、耐震改修工事費の平均が、令和2年度に比べ令和4年度には約2割上昇しております。この工事費の高騰は耐震化の進捗に影響しているものと考えております。

県で普及を進めている安価な工法であれば、従来工法の工事費よりも約3割程度低減できることから、県の補助制度の拡充と併せて極力所有者の負担をなくすとともに、このことについて集中的な情報発信による普及啓発を行い、耐震化の加速を行ってまいります。

次に、耐震性に不安を感じている方への対応についての御質問でございます。

県では、宅地住宅相談所を設置し、住宅に関する様々な相談を受け、建築の技術的な助言などを行っております。また、公益社団法人長野県建築士会においても住宅に関する相談窓口を開設し、建築士など建築の専門家が様々な助言を行っているところでございます。

新耐震基準で建てられたものの、阪神・淡路大震災の教訓を生かし改正された基準には適合していない住宅について、耐震性の不安を感じている所有者に対してはこれらの相談窓口を周知し、県及び建築士会において対応をしてみたいと考えております。

次に、耐震改修と省エネ改修を併せて行うことに関する御質問です。

耐震化と省エネ化を同時に行うことは、工事施工者にとっても効率的であり、所有者の負担軽減の観点からも有効であると考えております。建て替えによる耐震化は、除却工事と新築工事を明確に区分できるため、令和5年度から耐震性能が不十分な住宅の除却工事に対する補助を追加して実施してまいりました。

これにより、耐震性が不十分な住宅を除却し信州健康ゼロエネ住宅を新築する場合には、除却工事に対する補助金と信州健康ゼロエネ住宅の助成金を併用することで最大で280万円の補助を受けることができるようになりました。

一方で、リフォームにおける補助に対しては、現在の補助制度では、耐震工事と省エネ工事の対象を区分する必要があるため、補助制度を併用して工事を行うことが難しい状況でございます。耐震化と省エネ化はどちらも推進していくべき課題でございますので、県といたしましても支援方法について研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）鉄道ローカル線の貨物輸送の利活用についてのお尋ねでございます。

政府は、物流2024年問題によるトラックの輸送力不足に対応するとともに2050年にカーボンニュートラルを実現するため、昨年6月、物流革新に向けた政策パッケージ、さらに10月には緊急パッケージを策定しまして、トラックから鉄道や船舶へのモーダルシフトを推進することを対策の一つとして掲げたところでございます。

そのうち鉄道のコンテナ貨物については、輸送量、輸送分担率を今後10年程度で倍増させるとしているところであります。

一方、県内における鉄道による貨物輸送は、議員からもお話がございましたが、北長野駅と南松本駅等が輸送拠点としての役割を担い、現在、JR中央本線、信越本線、篠ノ井線、しなの鉄道の一部区間において輸送が行われているところでございます。

また、取扱貨物としましては、石油が大半であり、そのほか、飲料水、加工食品、青果、産

業製品などがあるところがございます。

かつては、飯田線などのローカル線も活用されていたところがございますが、沿線工場の閉鎖や需要の低下によりまして、1980年代から90年代にかけて全ての貨物輸送が終了しております。

今後、貨物輸送の需要が見込まれる場合でも、設備面において、貨車が連なった貨物列車を路線の各駅で停車させるための十分なホームの長さがあること、今日の機関車やコンテナの重量に耐えられるようにレールに十分な強度があること、こうしたことが必要であり、県内では、さきに申し上げた幹線等を除きまして、その他のローカル線の現行の設備では対応できないと聞いているところがございます。

このように、ローカル線の活用は難しいと考えられるわけでございますが、2024年問題を背景に、企業からJR貨物へ輸送の相談などが増えているとも聞いているところであり、今後、モーダルシフトを進めるため、JR貨物や経済団体と連携して、中央本線等JR幹線などを活用した貨物利用を促してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）家全体を耐震化するとお金がかかるから限定的な場所を耐震化することもよいのではないかと県民の方から意見を聞いていましたが、一部だけの耐震化はかえって危険なことがあるようです。大きな地震が来る前に潰れる可能性のある住宅の数を一軒でも減らすことが重要です。

令和4年4月1日時点で耐震改修促進計画が完成されていない自治体が県内に2か所あります。計画を立てても実行できなければ意味のないものですが、まだできていないようであれば、計画の策定がされるよう呼びかけていただきたいと思います。一刻も早い改修が進むよう各自自治体への働きかけをお願いいたします。

ローカル線についてですが、ローカル線で貨物車を走らせるということは、設備的に難しいということです。では、貨客混載はいかがでしょうか。貨客混載については、今まで日本全国たくさんのところで研究がされ、長野県内でも、JR東日本が特急あずさで農産物や日本酒を東京へ運ぶ取組がされているようです。

今年2月15日にJR東海とジェイアール東海物流は、東海道新幹線の貨客混載輸送による法人向け即日荷物輸送サービス「東海道マッハ便」を2024年4月以降に開始すると発表しました。2020年10月から実証実験を重ねてきたそうです。新幹線のように速くはないですが、ローカル線は県境をまたいで走っているのも、あちらの特産品とこちらの特産品を輸送し合うというのはどうでしょうか。安曇野の農産物と糸魚川の特産品が行き交う、大糸線の利用です。また、

下伊那郡天龍村から飯田線を使い、伝統野菜のていざなすを豊橋や飯田市の直売所近くの駅まで輸送するとか、宅配便の荷物を都市部から山間部の駅まで運び、行った先から車で配達すれば、時間の節約と働き方改革につなげることもできるのではないのでしょうか。

しなの鉄道と日本郵政が連携協定を結び、大屋駅に郵便局ができたとお昼のニュースで流れていました。鉄道の有効活用につながる取組になることが期待できそうです。貨客混載を含めたモーダルシフトの研究を要望します。

次に、平和を次世代につなぐための取組について伺います。

1936年に満州農業移民百万戸移住計画が国策となり、全国で27万人が満蒙開拓団として満州に送り出され、8万人が日本に戻ることなく犠牲となりました。

世界恐慌の影響で生糸が大暴落、養蚕が中心だった農家は困窮していたこともあり、また、自治体や学校が国策に協力した結果、長野県が全国で最多の移民を送り出すことになりました。14歳から18歳の青少年義勇軍も全国で最多の6,500人余り、合計で3万7,000人を超える人を送り出しました。

満州に渡れば20ヘクタールの地主になれるを宣伝文句に、夢と希望を抱いて、満州の治安確保やソ連からの防衛に利用される目的とは知らずに、多くの人々が海を渡ったのです。県内の地域別で一番多いのは飯田・下伊那で、8,000人を超えています。

知事にお聞きします。国策として行政が推進して悲惨な結果となった満蒙開拓団について同じ悲劇を繰り返さないために、どのように将来に語り継いで、どのように生かしていけますか。

下伊那郡阿智村にある満蒙開拓平和記念館は、長野県民には、平和を考える上で必ず行ってほしいところです。満蒙開拓を国策として自治体や学校が移住を進めたこと、現地住民の土地を安く買い取り日本人に入植させた加害の側面、敗戦により多くの人々が命を落とした悲惨な逃避行と残留孤児や残留婦人となってしまった方の人生等から多面的な視点での学びができるので、大勢の方に来館してほしいと事務局の方も言われています。

ただ、残念なことに、今のところ記念館を訪れる県内の学校はそんなに多くはありません。コロナ禍で修学旅行等の遠出ができなかった2020年は、小学校28校、中学校が32校、2021年は小学校が20校、中学校が41校でした。高等学校においては、2020年4校、2021年7校で、飯田・下伊那の高校では、松川高校のボランティア部と阿智高校の2年生のみです。今後期待したいところです。

戦争の記憶を受け継ぎ、平和を次世代につなぐための取組として、長野県と沖縄県の共催により沖縄・長野大学生平和交流プログラムを行っていますが、交流により学生はどのような意見交換が図られたのでしょうか。また、対面での実施など、こういった交流を今後どのように考

えておられるでしょうか。健康福祉部長にお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には満蒙開拓の歴史をどう将来に語り継いでいくのか、また、どう生かしていくのかという御質問をいただきました。

体験された方々の声をしっかりと広げていく、残していくということ。そして、どうしてそうしたことが行われてしまったのかという経過、歴史をしっかりと残していくということ、この両面が必要だというふうに思います。

私は、知事になる前から満蒙開拓平和記念館の関係の皆様方の思いを伺ってきました。民間の皆様方の力でこうした伝承の拠点をつくっていききたいというお話でありました。いろいろな補助制度等がない中で、思いをお持ちになり続けている皆様方の声にしっかりと応えなければいけないということで、我々県も応援をさせていただき、南信州地域と一緒に建設に至ったところであります。

私どもとしては、こうした思いをしっかりと持たれた皆様方を中心に、この記念館を拠点に、様々な展示や語り部の皆様方の講演を行っていただいていることを大変ありがたく思っているところであります。

県も、今、自治体パートナー制度の下で、パートナー自治体として一緒に取り組む形を取らせていただいています。平和学習会の開催、生涯学習、修学旅行や県外からの教育旅行、こうしたことにも関連づけて、多くの皆様方にこの平和記念館に訪れていただくことができるように、県としても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、あわせて、県立長野図書館では、信州デジタルコモンズということでしっかり歴史を残していこうと取り組んでいる中にも、満蒙開拓の歴史、体験者の聞き語り、こうしたことを保存していますし、公開も行わせていただいているところでございます。

県としても、戦没者追悼式や沖縄の「信濃の塔」での追悼式を関係の皆様方と共に毎年開催し、そして、悲惨な戦争を二度と繰り返すことがないようにという思いを共有させていただいているところでありますが、今後とも、こうした取組を通じて、満蒙開拓と同様の悲劇が再び起こることがないように県としてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には沖縄県と長野県の大学生の平和学習交流について御質問をいただいております。

沖縄県と長野県の若者の交流については、令和4年度、令和5年度の2回にわたりましてオンラインにより実施したところでございます。この中で、長野県の学生からは県内の戦争遺跡

の調査や戦争体験者からの聞き取り、沖縄県の学生からは沖縄県における平和教育や遺骨収集事業への参加など、それぞれの活動について発表したほか、戦争や平和を次世代にどう伝えていくかについての意見交換を行ったところでございます。学生たちからは、小さい頃から沖縄戦について学んできたことを伝えたい。戦争を一人一人が自分事として捉えることが重要。自分たちも戦争を次の世代にどう伝えていくか考えたいなどの意見が出されたところでございます。

沖縄県と長野県の若者の交流につきましては、この2回の取組を踏まえまして、交流がより深まるよう、テーマや対象者、対面での実施を含めた開催方法などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）ぜひ対面での平和交流プログラムをやっていただければと思います。

修学旅行で沖縄県から長野県、また長野県から沖縄県に平和教育でお互いの歴史を学ぶ交流ができるとうれいですし、1年間の来館者数が20人から30人ということであるそうですが、外国人の観光客の人にももっと訪れてもらえればうれしいと思っています。

1月9日付の信濃毎日新聞に、信毎が行った県民意識調査の結果が載りました。第二次世界大戦前後の歴史について、満州国や満州移民に関しての認識が原爆や特攻隊などに比べて大幅に低かったことが明らかになったとあります。また、都道府県別で長野県が最多の開拓団員数だったことを知っているとした割合が、40代、50代、60代の各年代で、2005年調査より2023年調査の数値が下がっているということも判明しました。大人も含めて歴史を学ぶ必要があります。

村民を満州に送ることに抵抗し、村民を守った旧大下條村の佐々木忠綱村長は、昭和13年に満州の開拓地を視察した際のことを、農地は開拓ではなく強制収容だったと見てとれた。また、他者に対する日本人の横暴な態度に疑問を持って帰ってきたと戦後に語られています。私たちが満蒙開拓の歴史を振り返って、若い人たちに語り継いでいくことにより、平和を維持していかなければならないと改めて感じるところです。以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。

さて、今、政府では、異次元の少子化対策に取り組んでいるところでございます。少子化対策の柱は、子育て支援や子供を中心とする施策であります。そこで私は、今回は、子供に関する施策のうちヤングケアラーへの支援と保育の充実の2項目について質問をいたします。

まず、ヤングケアラーであります。

ヤングケアラーにつきましては、最近マスコミなどでも報道されるようになりました。しかし、どのような子供を指すかなどについてはあまりよく知られていないと考えます。ヤングケアラーというのは、日常的に大人に代わって家事や家族の世話をする子供たちのことでもあります。

私ごとになります。私が子供の頃は、今で言うヤングケアラーのようなものでありました。私が小学生のときに父が病に倒れ、県外の病院で長期入院を余儀なくされたことから、家業であります農業のお手伝いをいたしました。農作業については母しかできる人がいなかったものですから、私が手伝わされたということでもあります。子供にとってはなかなかハードな仕事でありましたし、父が不在で貧乏生活をしていたというようなことからいじめに遭ったりして、つらい思いをしたこともありました。

しかし、この経験によりまして得たことも幾つかあります。働くことの大切さ、あるいは家族で支え合うことの大切さなどについて理解をすることができました。また、将来に不安を抱えながらも、女手一つで子供たちを支えていかなければならない母こそが一番つらかったのではないかというふうに考えているところでございます。

私が子供の時代には、今で言うヤングケアラーについては個人や家族の問題と捉えられておりまして、社会全体で支援していくというような発想はありませんでした。しかし、時代は大きく変わりました。子供は社会の宝であり、子供の健やかな成長を社会全体で支えていくという共通認識ができております。

厚労省では、ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行うことで負担を抱えている子供と定義しております。具体的には、買物、料理、掃除、洗濯などの家事や、兄弟の世話、障がいや病気のある家族の世話など、多様であります。家事などに時間を取られ、自分の時間が持てない。苦しい生活を強いられながら、誰にも言えず、誰にも助けられず、孤立している子供たちがおります。私は、こうした状態を放置してはいけないと考えます。

政府は、異次元の少子化対策の実行を表明しておりますが、ヤングケアラーへの支援が少子化対策や子育て支援策の陰に隠れてしまっただけではいけないと考えます。ケアラーは最も支援が必要な子供たちであります。

そこで、まず知事にお聞きいたします。ヤングケアラーの存在に対する認識と、県として今後どのように支援していく方針か、伺います。

長野県が昨年2月に公表した調査によりますと、世話をしている家族がいると答えた小学5、6年生は12%、中学生は6%でありました。2021年に県教委が公表した調査では、県立高校生

の2%が自身はヤングケアラーに当てはまると回答しております。こうした結果を見ますと、多くの子供たちがヤングケアラーであることが分かります。一方、近年は、家庭訪問を実施しない学校が増えてきたために、ヤングケアラーについて学校が認識しづらい状況にあり、課題となっております。

そこで、知事にお聞きいたします。ヤングケアラーに対する適切な支援を行うためには、まず実態を把握する必要があると思いますが、県内で実態調査を行っている市町村は現状では13市町村にとどまっております。早急に調査を実施するよう市町村へ要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

2021年6月に、政府は骨太の方針を閣議決定し、ヤングケアラーについては、早期発見・把握、相談支援などの支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組むとしております。2022年5月には、厚労省は、学校や自治体などが連携してケアラーを支援するためのマニュアルを公表いたしました。昨年4月にはこども家庭庁が発足しましたが、業務の一つとしてヤングケアラーへの支援を掲げているところであります。昨年末に閣議決定しました国のこども大綱におきましては、ヤングケアラーへの支援を重要な施策として位置づけております。

一方、長野県議会におきましては、2022年3月にヤングケアラーへの支援の強化を求める意見書を可決いたしました。そして、昨年6月には、県は県社協に委託しまして専用相談窓口を開設いたしました。

そこで、知事にお聞きいたします。

県下の市町村で相談窓口を設置しているのは65市町村となっておりますが、コーディネーターを設置しているのは六つの市村であり、そのうち専任のコーディネーターを置いているのは三つの市と極めて少ない状況であります。相談窓口の設置だけでは支援体制としては不十分であり、全ての市町村においてコーディネーターを設置するよう県として要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、こども若者局長にお聞きいたします。

ヤングケアラーに対する支援を行う場合、支援の取組経験が少ない市町村においては的確に対応することが難しいと考えるものであります。国の作成したマニュアルではなく、長野県版のマニュアルを早急に作成し、市町村や関係機関に配付することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

ヤングケアラーは、自らの実態や希望などについて発言いたしませんし、ケアラーと認識していない場合があります。大人が話しやすい環境づくりを行いながら本人の話を聞き、希望を聞いて、支援につなげる必要があります。

そこで、以下3点についてこども若者局長にお聞きいたします。

一つ目。ヤングケアラーに関する理解が進んでいない状況の中で、偏見を持たずに正しく理解を得られるように一般住民に対して周知や啓発を行う必要がありますが、県はどのように進めていきますか。また、教育や医療や福祉に関わる専門家などに対する啓発や研修も進める必要がありますが、併せて県の方針を伺います。

二つ目。ヤングケアラーの孤立解消のため、交流の場や居場所づくりが重要であります。既設の信州子どもカフェ等を活用することも有効と考えますが、県ではどのように取り組んでいきますか。

三つ目。家事を担うヤングケアラーは多いため、家事に対する支援が非常に有効であると考えますが、県ではどのように支援をしていきますか。また、家事のために学習に影響が出ている子供たちが多いと考えますが、子供たちへの支援をどのように行っていくのか、伺います。

次に、教育長にお聞きいたします。学校現場において、ヤングケアラーに対する教職員や児童生徒の正しい理解を進めることが重要であります。具体的にどのように進めるのでしょうか。

政府は、昨年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーの支援について明記するため、今国会へ法案を提出したところであります。一方、都道府県では、2020年の埼玉県に続き、茨城県、北海道、長崎県、鳥取県、栃木県がヤングケアラー条例を制定しております。

そこで、知事にお聞きいたします。

ヤングケアラーについて県民が正しく理解し、県として必要な事業や施策を実施し、県民や関係機関等がそれぞれの立場において必要な支援を行うため、県として早急に支援のための条例を制定することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国では、ヤングケアラーの支援について法制化するため、今国会に法案を提出いたしました。法制化の効果をどのように捉えておられるのか、伺います。

以上で大きい1項目めの質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはヤングケアラーに関連して4点御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーの存在に対する認識と今後の支援方針についてという御質問でございます。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行っていることで、責任や負担が重く、学業、友人関係などに影響が出てしまうおそれのある子供であります。育ちや学びを支えるべく、市町村、学校等とも一体となって支援していかなければいけないというふうに考えております。

今年度から、ヤングケアラー専用相談窓口の開設や地域の支援体制構築を後押しするコーディネーターの配置、さらには、行政、教育、福祉機関の連携促進のための研修会の開催、また、一般県民の皆様方の認知度を上げるためのシンポジウムの開催、日本語が分からない家族の世話をしているヤングケアラーの世帯に対する外国語通訳の派遣、こうしたことに取り組んでおります。

今後も、ヤングケアラーの子供を誰一人取り残さないようにするために、まず、子供と接する機会が多い教員向けの研修の充実や全ての市町村における支援体制構築への支援に取り組んでいきたいと考えております。

市町村に対して実態調査の要請を行ってはいかがかという御質問でございます。

御指摘のとおり、ヤングケアラーに対する支援をする前提としては、やはり実態をしっかり把握して対応していくということが重要だというふうに考えております。

調査のやり方は、学校を通じて把握する、福祉サービスを行っている皆様方を通じて把握するなど様々な方法があるわけではありますが、県としては、ぜひ市町村と問題意識と方向性を共有しながら取り組んでいきたいと思っています。そのため、市町村の担当者会議、あるいは子育て支援合同検討チーム、こうした市町村の皆さんと課題、問題意識を共有する場がございますので、県全体でこのヤングケアラーの実態把握が進み、それに基づく支援がしっかり行えるような対応を考えていきたいというふうに思っています。先行事例の共有、アンケート調査の実施方法や子供たちへの聞き取り方法の共有を進める中で、市町村と県とで一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、全ての市町村にコーディネーターを設置するよう要請することを提案するかがかという御質問でございます。

県としては、現在、体制について3点お願いをしています。専用窓口を設置してもらいたい、関係機関が連携して支援につなげる体制を整えてもらいたい、そして、コーディネーターまたは担当職員を配置してもらいたいということでもあります。

この三つをそろえてもらうことが必要だというふうに考えてはおりますが、御質問のコーディネーターの部分については、まずは担当職員の配置でもいいのではないかとこのように思っています。県としては、今申し上げた3点の体制を全市町村で整えていただくようにまずはお願いと同時に、体制の強化については、先ほど申し上げたように、引き続き市町村の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

そして、ヤングケアラー支援のための条例制定と法制化の効果をどう捉えているかという御質問でございます。

このヤングケアラーの問題は、まずは実質的な支援をどう充実させるかということが大変重

要だと考えております。支援策の充実についてはまだまだ検討していかなければいけないわけでありますので、条例に関しましては、今後の対応を検討する中での課題として受け止めさせていただきますと考えております。

また、国の法制化については、これまで、全国知事会としても、ヤングケアラーの定義の明確化、行政間の役割分担の在り方、さらには財政措置などを位置づけるように提案、要望してきたところでございます。

御質問にありましたように、さきに提出された法案は、子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーの定義を明記するほか、ヤングケアラー支援を国や地方公共団体の努力義務として位置づけるものと承知しています。これを契機として、ヤングケアラーの社会的認知度が向上することを期待しておりますし、多くの市町村で支援体制の整備が進められ、具体的なヤングケアラー支援策が強化されていくことにつながることを期待しております。

また、特に、国においては、こうした法律をつくるからには、やはり必要な財政措置をしっかりと講じてもらって、我々都道府県や市町村の取組をしっかりと応援していただくことを望み、期待しているところでございます。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私にはヤングケアラーに関して四つ御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、長野県版のマニュアルの作成についてのお尋ねです。

ヤングケアラーの支援に当たりましては、周りの大人がヤングケアラーの存在に早く気づき、複合的な問題を抱える家庭に対して、福祉、介護、医療、教育等の多様な機関で連携して支援に当たることが重要であります。県では、国が作成した多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルに基づく支援者研修会を開催し、市町村にも活用を呼びかけているところであります。

一方で、周りの大人がヤングケアラーの存在に早く気づき支援につなぐ、言わば支援の入り口に当たる部分については、福祉等の専門職に限らず多くの大人に支援に対する共通認識を持ってもらい、社会全体で支援が必要なヤングケアラーを見落とさないような体制づくりが大切です。そのためにも、子供に身近で接する学校や民生委員、児童委員、こども食堂、医療機関等に向けたヤングケアラーに気づくためのチェックリストや、具体的な相談窓口となる連絡先を記載した実用的なハンドブックを作成していくことがまずは必要であると考えます。

県としては、先行事例の情報提供や標準的なフォーマットの提示などを行いまして、市町村に対してハンドブックの作成を促すとともに、教育委員会とも協力しながら作成に向けた取組

を支援してまいります。

次に、一般住民への周知啓発、専門家に対する啓発や研修をどう進めるかについてのお尋ねであります。

ヤングケアラーには、ケアを負担と思われると家族に申し訳ない、家族のことを知られたくないなど言葉にできない思いがあるとともに、周りのヤングケアラーイコールかわいそうな子などの誤った意識は、ヤングケアラーにとって自分のことを否定されているような感情につながるものと考えられ、周囲の正しい理解や気づきが支援を行っていく上で非常に大切であると認識しております。

こうしたヤングケアラーの思いを知ることが偏見のない正しい理解と適切な支援につながることから、県では、今年度、ケアラーや元ヤングケアラーの方を講師とした一般県民向けのシンポジウムを開催したところであります。

また、医療や福祉等の支援者向けには昨年度から多職種連携をテーマに研修会を開催しており、今年度も引き続き、グループワークを取り入れて顔が見える関係づくりから現場で実際の支援につなげていくための研修会を開催しております。今後も、市町村と連携を図りながら、住民への啓発や、教員、福祉事業者等を中心とする支援者に対する研修機会の確保充実を図ってまいります。

続いて、孤立解消のための交流や居場所としてのこどもカフェの活用についてであります。

信州こどもカフェは、現在、県内に218か所を数え、食事の提供だけでなく、相談対応や学習支援、また、多世代交流の場としての役割を果たしており、地域にとって欠くことのできない存在となっております。

ヤングケアラーである子供の中には、家族のお世話をすることが当たり前になり、その大変さを十分に自覚できず、ともすれば家族以外の環境から孤立がちになる場合もあります。こうしたヤングケアラーの子供にとって、信州こどもカフェを利用することは、孤立の解消とともに、食事提供の面からは家事負担の軽減にもつながると考えられます。

ヤングケアラーに信州こどもカフェを利用してもらうためには、周りの大人の意識を高め、本人の様子の変化やつらさに気づき、声をかけ、支援につながるきっかけをつくっていくことが大切です。県では、今年度、一般県民向けの講演会、シンポジウムを開催し、160名の方々に参加いただきましたが、この講演会には、地域で支援が必要な家庭を支えている民生児童委員やこども食堂関係者の方々にも数多く参加いただいたところであります。

また、教員や市町村職員等を対象とした支援者向け研修会を継続的に開催しており、今後、こうした機会も生かして、ヤングケアラーの子供を地域の居場所である信州こどもカフェの利用につなげてまいりたいと考えております。

最後に、ヤングケアラーへの家事支援をどう進めるかについてのお尋ねであります。

ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、ヤングケアラーやその家族が抱える不安や悩みを聞き、その実態に即した家事支援を行うことは、その家庭の養育環境を整えるとともに、ヤングケアラーの負担軽減に有効な支援だと考えております。

令和4年度から、訪問支援員が家庭の状況に合わせた家事支援等を提供する子育て世帯訪問支援事業が実施されておりまして、ヤングケアラーだけでなく、家事や子育てに対して不安を抱える子育て家庭等を対象として、食事の準備や洗濯、掃除、買物の代行等の支援を行う取組が拡大しております。

令和4年度は4市町村、令和5年度には14市町村、令和6年度は22市町村が実施を予定しておりまして、実施市町村数は着実に増加しております。このような取組が広がることで家事負担により学業に支障を来しているヤングケアラーの学びの機会と将来の選択肢、可能性を広げることにつながるものと考えます。

県では、定期的に開催している市町村担当者会議におきまして、こども家庭庁の担当者から直接事業内容を説明いただくなど、これまでも強く活用を呼びかけてきておりますが、ヤングケアラーの負担軽減に直接結びつく具体的な支援策として、取組事例も紹介しながら、今後も市町村に対してさらに活用を促してまいります。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）学校におけるヤングケアラーに対する正しい理解の促進についてのお尋ねでございます。

学校では、現在、ヤングケアラーと思われる児童生徒を認知したり、当該児童生徒本人から相談があった場合には、スクールソーシャルワーカーと連携することにより地域の保健福祉関係機関による家庭支援につなげ、必要なサポートを行っております。

ヤングケアラーである児童生徒を迅速かつ適切な支援につなげるためには、教職員がヤングケアラーについて正しく理解するとともに、子供自身も自らの置かれた状況を理解する必要があります。このため、県教育委員会では、これまで国が作成した「家族のお世話や家の用事などを行っているあなたへ」のチラシを全ての公立学校に配付するなどして、子供自身や教職員の正しい理解を促してまいりました。

県教育委員会といたしましては、このような取組に加え、今後、専門性の高いスクールソーシャルワーカーによる教職員研修のさらなる充実などにより、ヤングケアラーに対する正しい理解が一層進むよう努めてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれお答えをいただきました。既に取り組んでいただいているものもありますが、実態とすればまだまだこれからだなというふうに受け止めておりますので、それぞれの立場、あるいは連携を密にする中でしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、様々な事業等を実施する中で、ヤングケアラーに対する正しい理解が進み、子供の負担が軽減し、健やかな成長と教育の機会が保障されなければならないわけです。また、進学や就職を含めまして、子供の進路に影響がないようあらゆる支援が必要であります。

誰一人取り残されることのない社会を実現するため、県としても必要な環境整備を推進するよう要望いたしまして、大きい2番目の保育の充実に関する質問に移りたいと思います。

まず、待機児童についてお聞きいたしたいと思います。

保育の充実が求められる中で、保育所における待機児童が大きな課題となりました。国は、待機児童を解消するため、2001年度の骨太の方針の中で、保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進する方針を示したところであります。

2003年には少子化社会対策基本法が成立し、2004年には少子化社会対策大綱が策定されました。こうした背景もありまして、女性の就業率が高まり、保育所における保育の需要が高まったところであります。

25歳から44歳までの年齢層の女性の就業状況を見ますと、全国では過去15年間で15%増加しております。これに伴いまして、1歳児、2歳児の保育所利用率は過去10年間で33%から50%へと17%も激増しているところであります。

保育園児の中でも、3歳未満児が増えれば、保育所では保育士の数を大幅に増やさなければなりません。国の職員配置基準に基づきまして伊那市における例を見ますと、保育士数は、ゼロ歳児3人につき1人、1歳児5人につき1人、2歳児6人につき1人となっております。3歳児は15人につき1人としている基準でありますから、ゼロ歳児の保育には3歳児の5倍の保育士の数が必要になっております。

これに加えまして、配慮が必要な園児がいる場合には、支援のための保育士が別途必要になりますし、また、基準どおりの職員配置では休暇も取れないわけでありまして、実際には基準以上の職員が配置されているわけでありまして。

一方、政府の三位一体の改革の一環といたしまして、2004年には公立保育所運営費の補助金が一般財源化されたところであります。つまり、地方交付税に財源が算入されました。各自治体におきましては、園児の増加に対応して保育士を増やさなければならなくなりましたが、三位一体の改革や保育所運営費の一般財源化によりまして財政運営が厳しくなる中では、保育士

の人員費を増やすことが困難になったわけであります。

そこで、保育士の人員費の増加を抑制するために、正規職員を減らし、非正規職員を増やすことにより対応してまいりました。私が伊那市の職員になった昭和50年代には、伊那市の市立保育所の正規職員の割合は9割もありました。現在は3割と大幅に低下し、非正規職員が7割にもなっております。職員体制は劇的に変化いたしました。

県内で子育て支援策が最も進んでいると言われております南箕輪村でさえ、非正規化率は72%となっております。希望する園児をできるだけ入所できるようにするために、また、待機児童をゼロに近づけるために、非正規職員を増やすことはやむを得ない対応であったと考えます。これまで、市町村は待機児童ゼロを目指して努力を重ねてまいりましたが、これ以上市町村に努力や負担を求めることは無理であります。

さて、現状において待機児童がゼロかという点、実際にはそのようにはなっておりません。昨年10月1日の信濃毎日新聞で、県内19市における育児休暇を取った場合のいわゆる育休退園の実態が報道されたところであります。育休退園とは、子供が保育園に通っている家庭で、下の子供が生まれて育休を取得した場合、家庭に保護者がいることを理由に保育の必要性が認められないとして上の子が退園させられる制度であります。

信濃毎日新聞の報道によりますと、19市中10の市で育休退園制度があり、6の市で事情によっては退園させられる場合があります。つまり、19市のうち8割以上の市では何らかの育休退園制度があるわけであります。

育児休業の取得により、多くの市では途中で退園させられ、待機児童が発生しております。政府も自治体も待機児童ゼロを目指してきたものの、実際にはそうはなっていないわけであります。長野県内においては慢性的に通常の待機児童が存在しており、これに育休退園に伴う待機児童を加えますと、相当数の待機児童が存在しているということになります。

親にしてみれば、子供が誕生して育休を取ったら上の子が退園せざるを得ないということでは、子供をつくることにちゅうちょしてしまいます。異次元の少子化対策を政府は掲げておりますが、育休退園を余儀なくされれば家族計画を立てられなくなり、少子化が進んでしまいます。異次元の少子化対策を行うのであれば、育休退園制度は廃止するとともに、一般的な待機児童もゼロにしなければなりません。

そこで、以下2点について知事にお聞きいたします。

一つ目。少子化対策として、誰もが希望すれば保育園に入所できるようにすることが求められる中で、長野県として待機児童ゼロを実現すべきと考えますが、知事は、こどもまんなか応援サポーターとして、県内に待機児童があることをどのように認識し、今後どのように待機児童解消に取り組んでいくのか、伺います。

また、現在の若者・子育て世代応援プロジェクトには、待機児童の解消に向けた施策が記述されておりません。本プロジェクトを改正し、待機児童対策を記載することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

二つ目。こども家庭庁では、親の就労の有無にかかわらず保育園を利用できるこども誰でも通園制度を本年度から試行しておりますが、現状では、制度の利用時間はたった月10時間、これを上限としております。2026年度の本事業の本格実施の際には、より親の希望や保育の実態に合った制度とするため、時間枠の大幅な拡大や、実施に必要な財源及び保育士の確保を国に要望することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国において補助制度の構築ができないとすれば、県単独で補完的な制度を創設することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、保育士の確保について質問いたします。

待機児童が出る最大の理由は、保育士の不足であります。それでは、なぜ保育士が不足しているのでしょうか。正規の保育士を増やせば受入れ体制を充実することができます。しかし、これには財源の確保が不可欠であります。一般財源化された保育所運営費の中では、人件費を確保することは容易ではありません。人件費の増加を抑えるために非正規の職員を増やせばいいということになりますが、非正規の職員は、募集をしてもなかなか応募がないというのが実態であります。責任が重く大変な仕事であるにもかかわらず低賃金であることが応募しない大きな理由であります。

一方、潜在保育士は一定程度の数がありますが、実際には確保できておりません。また、県内の保育士養成学校における入学者数は減少してきており、募集定数に占める入学者数は6割余りにとどまっております。保育士になろうとする人が減っている中では、保育士の確保は容易ではありません。

そこで、こども若者局長にお聞きいたします。

保育士が不足している中で、県内の保育士養成学校における入学者数は減少しておりますが、今後、保育士を確保していくために、県としてどのような対策を取る方針か、伺います。

保育士の仕事は、ただ子供の身の回りの世話をすればいいというものではありません。実は大変厳しいものがあります。高い専門性、保育の質の向上、体力も要求されます。また、保護者の要求が高く、苦情も受けることから、保育士はストレスを受けます。保育中に事故を起こさないように緊張感を維持しなければなりません。保育士は、乳幼児突然死症候群をチェックするため、睡眠中に、ゼロ歳児は5分に1回、1歳児・2歳児は10分に1回の呼吸のチェックをしなければなりません。このように、保育士の業務には困難が伴っているわけがあります。

給与は他の業種と比べても低く、非正規の場合、仕事の内容は正規と同一でありながら、正

規と比べて大きな賃金格差があります。こうしたことから、保育士として仕事をしたいという人が以前よりも減少しているわけであります。

正規職員であっても、若い層で多くの中途退職者が出ております。全国では、保育士としての勤務年数が5年未満で退職した人が半数もあります。厚労省の調査によりますと、保育士としての資格を持ちながら、半数の人が保育士として就職する希望を持っておりません。その理由は、責任の重さや事故への不安を挙げる人が最も多いとされております。

県では、潜在保育士を活用するため、保育士人材バンクの制度を設けております。以前は人材バンクから登録者に対して就職勧誘の電話がありましたが、今はないとお聞きしております。

そこで、こども若者局長にお聞きいたします。

保育士不足が深刻になっている中で、県の保育士人材バンクは効果的に機能しているのでしょうか。機能していないとすれば、制度や運用を改善していかなければなりません。今後どう対応していきますか。

保育士は、人を育てるという重要な仕事に従事しており、実は大変魅力的でやりがいのある職業であります。保育士を取り巻く様々な環境が改善されれば保育士を目指す人は増えると考えます。高校生のなりたい職業ランキングの5位にランクされているということをお聞きしておりますが、大変期待が持てるわけであります。保育士確保なくして異次元の少子化対策はありません。

そこで、以下2点について知事にお聞きいたします。

一つ目。保育士になろうという人を増やすには、待遇の改善、職員配置基準の緩和、就業時間への配慮や休暇を取りやすくするための働き方改革など労働環境の改善、保育の仕事の魅力を高めるための情報発信や保育士になることの不安を取り除くためのサポート体制の整備など様々な対応が必要ですが、県として今後どう対応していくのでしょうか。また、国に対してどのような要望をしていくのか、伺います。

二つ目。保育士確保のためには、非正規率が高い状況を改善して、正規保育士を大幅に増やすことが求められます。そのためには、国の補助、交付金による支援や保育所運営に係る交付税算入額の大幅な増額など長期にわたる安定的な財源の確保が必要であり、県として国に対して財政支援の充実を要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上で大きい2項目めの質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には保育士確保に関連して4点御質問を頂戴いたしました。

まず、県内の待機児童の現状認識と解消に向けた取組などについて御質問をいただきました。

3歳未満児の入所率の上昇等によりまして、一部の市町村において待機児童が発生しており

ます。平成31年の4月は80人でありましたが、令和5年の4月段階で9人ということで、減少傾向ではありますが、本県においても待機児童が存在しているという状況があります。

県としても待機児童の解消は重要だというふうに考えておきまして、長野県子ども・若者支援総合計画におきましても待機児童の解消を目標に掲げて取り組んでいるところでございます。

そのための取組としては、保育の受皿としての施設整備のほか、ゼロ歳児、1歳児における保育士加配、あるいは年度途中の入所に備えた保育士の事前確保、こうしたことを支援してきているところでございます。

今後の待機児童対策といたしましては、とりわけ保育士の確保が重要であると考えておりますので、御提案にもありました県と市町村とで取り組む若者・子育て世代応援プロジェクトにつきましても、保育士確保に係る県と市町村の共同の取組を追加した上で3月に改定を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、こども誰でも通園制度の実施についてということでございます。

実施に必要な財源と保育士の確保を国に要望することを提案するがいかかがか、国の補助制度が十分でなければ県で補完してはどうかという御質問でございます。

現在試行中ということで、令和8年度から全自治体で本格実施される予定というふうに認識しております。本県においては、来年度から三つの市町で試行的事業が実施される予定になっておりますので、県としては、その実施状況、そして問題点などの把握に努めていききたいというふうに考えております。

その上で、全ての市町村において問題なく実施できるように、課題等があれば国にも要望していききたいというふうに思いますし、県として必要な取組があれば対応も考えてまいります。

続いて、保育士確保について様々な対応が必要だがどう対応していくのか。また、国にどう要望するのかという御質問でございます。

何よりも、保育の部分は、市町村の皆さんと問題意識、方向性を共有して一緒に取り組んでいくということが重要だというふうに考えております。そのため、これまでも、県と市町村との協議の場において確認された公立保育所の保育士の処遇改善や市町村間で連携した共同の取組、さらには、ICT化の推進や保育補助者の活用などの職場の環境改善、こうした取組を一緒に考えるとともに、市町村の取組を県としても応援していききたいというふうに考えております。

また、新年度からは、保育士・保育所支援センターにおいて、保育士として復職される方々の支援の充実、保育士・保育所のサポート体制の強化を図っていききたいというふうに考えております。

さらには、保育士の仕事のやりがい等をアピールする動画を作成して、キャリア教育、就職

ガイダンスで活用していきたいと思っておりますし、SNS等を活用して保育士を目指す方々の後押しとなるような情報を届けてまいります。また、今回の予算案でお願いさせていただいているように、就職活動費の助成や移住支援金によって、県外にいらっしゃる保育士の県内への呼び込みも図っていききたいというふうに考えております。

また、国に対しては、必要な財政措置や保育士配置基準の見直し、これは、保育士と同等の知識を有すると考えられる者の配置等も含めて、財政の在り方、規制の在り方を求めてまいりましたが、引き続き保育室の基準面積の規制緩和等も含めて要望していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、この保育士の確保は、今我々が進めようとしている女性・若者から選ばれる県づくりを進める上でも、そして、子育て家庭が仕事と家庭生活の両立を図る上でも、最も根幹となる部分だというふうに考えております。引き続き対策の充実を図るとともに、国に対して必要な要望を行っていききたいと考えております。

最後に、保育士の処遇改善に関連して、国に対して財政支援の充実を要請することを提案するがいかにかという御質問でございます。

保育士は、基本的には国が定める公定価格で給与改善等が行われてきているわけであります。県としても、知事会等を通じて、あるいは県独自でも、こうした処遇改善のための公定価格の見直しを要望してきたところでございます。

令和5年の公定価格の改定においては、人件費5.2%という改善が行われ、また、地方財政計画においても、会計年度任用職員の処遇改善が措置されたところでございます。こうした措置を踏まえて、市町村において確実に保育士の処遇改善がなされるよう県としてお願いをしているところでございます。

また、県と市町村の協議の場で10月に確認したとおり、今、会計年度任用職員で採用している市町村が多いわけですが、任期付職員の採用も含めて、任用形態も、より安定する、あるいはより処遇が上がる、こうした形態の活用をぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

このような処遇改善、あるいは正規職員の採用を市町村が進めていく上では、御指摘のとおり、安定的な財源確保が重要だというふうに考えております。今後とも処遇改善に確実につながる公定価格の見直しや必要な一般財源の確保を国に対して求めていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には保育士確保について2点御質問をいただきました。

まず、県内保育士養成施設に関してどのような対策を行っていくかというお尋ねでございます。

議員からお話のありましたとおり、少子化、それから4年制大学志向の高まりなど様々な影響から、県内保育士養成施設への入学者数は減少傾向にあります。

これまで、県では、保育士資格を目指す方々への支援として、県内保育所等に5年間従事した際に返還が免除となる保育士修学資金の貸付けを行っております。また、県社会福祉協議会に委託して中高生向けの職場体験を実施するほか、養成施設においても高校生や保護者向けのオープンキャンパスや出張講義などを実施してまいりました。

来年度は、保育士の仕事のやりがいなどを発信する動画を作成し、中高生向けのキャリア教育や就職ガイダンスなどのイベント、さらにSNS等の情報発信にも活用しまして、保育の魅力を伝えてまいります。さらに、現在養成施設の学生を対象に行っている意識調査の結果も踏まえまして、中高生等に対しさらに効果的な情報発信ができるように検討してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、養成施設への入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の復職支援の強化にも取り組み、さらなる保育士の確保につなげてまいります。

次に、保育士人材バンクの機能について、また、今後どう改善していくかについての御質問であります。

平成29年度に設置しました保育士人材バンクでは、保育士として就業する方のうち、主に離職期間が長いなど復職に不安を抱えている潜在保育士の方々を対象に、就職相談や採用を希望する保育施設とのマッチングを行い、保育士確保に取り組んできました。

保育士人材バンクのマッチング実績は、令和元年度の82人をピークに、令和4年度は22人へと落ち込んでおりますが、その要因は、新規登録者の減少が一因と考えております。このため、新規の登録者を増やす方策として、現在実施しております保育士実態調査の際に、登録の願いを同封し、登録者の掘り起こしを進めているところであります。さらに、市町村や保育施設に対しても、保育士が離職する際に登録していただくよう徹底をお願いしてまいります。

また、潜在保育士の復職時の不安を解消し、再就職を促進するため、4月から保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、保育所等への相談、助言を強化する予定であります。さらに、センターに保育士キャリアアドバイザーを新規に配置し、伴走支援や相談支援の充実に取り組むとともに、保育の最新情報に係る専門研修を新たに開催し、潜在保育士の就職を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれお答えをいただきました。少子化対策を進める上でも、保育士の重要性というものを認識されているということでもあります。その上で、新年度におきましても、様々な施策を展開されるということでもありますので、大いに注視したいというふうに考えているところでもあります。

保育所運営については、公立の保育所だけではなく、やはり多くの民間の事業者があるわけですので、こうした皆さんも含めて、県としてもしっかりと連携していただいて、まさに次元の異なる施策を積極的に推進することを要請いたしまして、以上で全ての質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時28分延会

令和 6 年 2 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 6 年 2 月
第433回長野県議会(定例会)会議録 (第6号)

令和6年2月27日(火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通
政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こど
も若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業
局長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整
備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会
計局長 宮 原 茂
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時
総 務 課 主 事 浜 村 幸 宏

令和6年2月27日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）おはようございます。デフレからの脱却について伺います。

昨年11月28日の日本経済新聞の記事に、「物価と賃金上がる「普通の経済」の姿が見えてきた。物価が30年間凍ってきた日本のデフレ社会ではヒト・モノ・カネが停滞し、縮小均衡が国民生活をむしばんだ。染みついた据え置き前提の意識から脱し、緩やかなインフレと成長の好循環を描けるか。日本経済はその岐路に立っている」とありました。

この30年間、日本は、先進諸国で唯一、デフレから脱却できずにいたわけです。また、その間に多くの後進国が徐々に力をつけ、世界の中で、マーケットとしての価値においても日本は多くの国から後れを取り続けていたと思います。海外展開している日本の大手メーカーは、世界の中で日本は製品価格の値上げが一番難しく、口は出すけれども金を出さない国であると、日本での販売戦略の拡大の難しさを嘆き、日本メーカーでさえマーケットを海外に求めるような動きが出てきています。

そうした中で、コロナ禍での世界的な経済対策やウクライナ侵攻による外圧的インフレも結果として後押しとなり、日本も急激にインフレにかじを切り出しました。さらに、新NISA

の登場など幾つかの要因も重なり、株価は、先日34年ぶりに最高値を更新し、世の中の雰囲気として、経済が新しい局面に入ってきたことを肌感覚で感じます。

一方で、地方においては、実体経済として県民が肌感覚で暮らしの向上を感じられる状況には至っていない現実もあるかと思えます。県民の誰もが物価上昇率を超える賃金を手にし、県民の多くが適温経済を実感できるのはいつなのか。また、その実現のために県としてやるべきことは何か。幾つか質問をさせていただきます。

まず、大前提として、なぜ日本は30年間デフレからの脱却ができなかったのか。県としての分析を田中産業労働部長にお伺いします。

日本政府は、インフレターゲットを2%と定め、日銀はマイナス金利解除へと踏み切り、本格的にインフレ政策へかじを切り出しているわけです。大都市から地方まで多くの自治体がある中で、同時にこれを進めていき、同じ速度でこれを達成する難しさは否めませんが、大企業の多くや、中小企業においても賃金アップを宣言しています。

そうした中で、大企業の下請、孫請となる零細企業の多い我が県においては、現実として目先の賃金アップをすることは容易ではなく、これを強制できるものでもないと思います。多くの県民は、賃金上昇を実感できないまま、物価高騰のみを痛感しているとの声も多いのではないかと思います。少しずつでも物価上昇率に賃金上昇率は追いついているのか。県の把握している実態を清水企画振興部長にお伺いします。

さらに、株価高騰の一方で、県内の実体経済はどうか、お聞きします。中小零細企業の製造業の多くは在庫調整が続いており、私の地元地域では、実情はコロナ禍以上に苦しいとの声も聞かれます。県内全体の製造業を中心とした中小零細企業の経営における実情はどうか。現在の県の分析を田中産業労働部長にお伺いします。

また、以前の質問においてもお聞きしましたが、地方の中小零細企業はそのほとんどが下請、孫請、さらにその下請をなりわいにしている企業も多いと思います。日本は、30年間消費者への価格転嫁をできないまま、様々な努力を重ねながら製造単価を抑え、下請企業のコストを抑制してきた流れは、そう簡単に断ち切ることはできないのではないかと感じます。

一方で、インフレの上昇は物すごい速さで日本全体を巻き込んでおります。そうした状況下で、下請・孫請企業の価格転嫁はできつつあるのか。さらに、適正な価格転嫁を実現し、企業収益を上げ、賃金上昇につなげることは現実になりつつあるのか。県の分析と今後の課題と対策について田中産業労働部長にお伺いします。

次に、経済格差の広がりについてお聞きします。

日本はグローバル資本主義の真ただ中において、アメリカ的な経済環境がより広がりつつあると思います。経済全体を引っ張るためには、ある程度強いところから強くしていくことの重

要性も理解はできますが、当然経済格差は広がると思います。

島国日本は、これまで、一億総中流階級が全体的な幸福感をもたらしていたように感じます。しかし、株価が上昇している中でも貧困層は存在しており、今後も経済格差は広がり続けると思います。資本主義が格差を自然発生的に生み出す可能性があることは今日誰もが感じることで、行政としてこの格差を何とか埋めるべく努力が必要だと思います。日本は、これまでも、累進課税や給付金、生活保護等、国家として大変手厚い貧困対策がなされていると思いますが、今後ますます格差が広がることが懸念される中で、改めて県としてどのような対策を講じるのか、福田健康福祉部長にお聞きします。

さらに、今後急激に進む少子高齢化社会において、現実的には高齢者も年金だけでは暮らしていける時代ではないと考えます。若者がこうした将来に漠然とした不安を抱いているのも事実だと思います。

日本企業の多くが定年延長を行っている中で、高齢者が不安なく生活していけるよう、県としてシニア世代の就労や高齢者のリスクリングをどのように支援していくのか、田中産業労働部長にお聞きします。

インフレが進むということは、貨幣価値の低下を招くため、堅実に貯蓄だけをしていればいいという時代ではなく、資産形成の知識も必要だと思います。国は、2014年に導入したNISA制度の家計の安定的な資産形成という目的をさらに推し進め、新NISA制度を開始するなど、投資的マインドをタブーとする風潮が変わりつつある中で、リスクも含めた資産形成の知識や金融リテラシーを若い世代に伝える金融教育がより重要になると考えます。

しかし、投資という言葉には、いまだに投機的なギャンブルとしてのネガティブイメージも強いと思います。また、こうした点において、投資を推進していくのは、公務員という仕事柄、あまり得意な分野ではないと危惧するところですが。

一方で、本格的にその必要性が迫られてきておりますが、以前にもお聞きし、ほかにも何人かの議員が質問しておりますが、金融教育開始からの成果として見えてきた課題等を踏まえ、県の取組について内堀教育長にお伺いします。

さらに、30年にわたって続いたデフレが人々の価値観に与えた影響は大変大きいと感じています。特に、これから結婚、子育てに入る世代においては、好景気の世の中を体験したことがなく、将来不安となる数字ばかりを耳にし、家庭においても、バブル崩壊後は、多くの家庭で何らかの経済的困難に直面し、将来に対して慎重になり過ぎているのではないかと危惧するところですが。そのような状況であっても、そしてどのような時代であっても、子供たちが将来に希望と期待を持って未来を切り拓くことを目指した長野県教育の在り方とはどのようなものか。バブル以前からその後も含め、教育に携わられ多くの若者と接してこられた見地から、内堀教

育長にお聞きします。

続きまして、若者の仕事意識についてお聞きします。

ある企業の平成元年と平成30年に新卒者1,000人に行ったアンケートで、会社選びで何を重視していたのかを見ますと、平成元年は「やりたい仕事ができるか」がトップでありましたが、平成30年は「福利厚生とライフ・ワーク・バランス」が上位を占める結果となっていました。これは、30年続いたデフレ経済がもたらしたことなのか。また、これによいとか悪いとかはありませんが、価値観が大きく変わっていることが分かります。

また、管理職になりたくないという若手・中堅社員がこの数年で急速に増えているとのこと。リクルートマネジメントソリューションズが実施している新人、若手の意識調査によると、「管理職になりたい」及び「どちらかといえばならない」と回答した肯定派の割合は、2010年の新人では56%だったのが、2022年の新人では25%と急激に減少しています。理由としては、人生を楽しく充実して生きたい。何も上に立つこと、目立つことが人生を楽しく生きることにつながるとは思えないなど、こうした意識があるとのこと。一昔前ですと、頑張っで周りよりもいち早く出世したいとか、リスクを取っても起業して金持ちになりたいという価値観の人が多かったのかもしれませんが、昨今は、ある意味においては、自分なりの価値観で自分らしい生き方をしたいという人が増え、価値観の多様化が浸透してきた証拠であり、いいことでもあると思います。

一方で、2022年の調査において、20代の若者の75%が管理職を望まず、責任ある仕事をしたくないと答えているのを目にしますと、若干心配になる部分もあります。今後さらに労働意欲が低下していくことも懸念されます。若者の職業意識についてお聞きするとともに、若者の労働意欲を上げていく必要性について田中産業労働部長にお聞きします。

次に、高校生の就職についてお聞きします。

高校を出て就職する高卒人材の早期離職率が高止まりしており、4割が3年以内に離職し、4人に1人は就職先を零点と評価しているとの調査結果もあるそうですが、これは、明らかに就職先と希望のミスマッチが生じているという事態ではないかと思えます。半世紀以上続いているという慣行の一人一社制をはじめとする就活ルールで、国や都道府県、経済団体、学校関係者らでつくる高等学校就職問題検討会議において申合せで決めているとのことですが、高校生の希望に合った就職がかなうように改善できないものかと思えます。現場では仕方ないとの声もあるようですが、少子化でますます人手不足が進む中で、少しでも改善し、高校生の希望がかなう就職ができるように県として支援していくべきと考えます。内堀教育長に県のお考えをお聞きします。

また、若者が企業を選ぶという観点においても、昔とは違ってきていると思えます。昨今は、

SNSの普及により、企業の口コミサイトで求職者が自ら会社情報を調べられるようになり、若者がやりがいよりも安定を求めるようになり、会社選びの条件の優先順位も変わってきており、昔は当たり前人気だったものが、今の若者たちは求めていない、優先順位が低い傾向が見られるようです。

若者が会社を選ぶ基準、求める働き方や求める成長も変わってきている一方で、県内企業の多くは、B to Bの仕事形態のためか、あまりアピールが得意でなく、また、自社では若者が何を望んでいるのか把握できず、学生や再就職先を求める人に自身の企業の特性や内情をきちんと伝え切れない結果、就職に至らず、若者の県外流出につながっている可能性もあると考えます。企業が効果的な情報発信ができるよう県が後押ししていくことも人手不足の解消には重要と考えますが、田中産業労働部長にお考えをお聞きします。

続けて、高校生の海外志向とグローバル人材の育成の実態について伺います。

グローバル資本主義の中で、将来的に海外で活躍する人材の育成も大変重要であるわけです。以前も質問しましたが、言葉だけではなく、外国人と意見交換や仕事上の交渉において明確に自分の意思を伝え、交渉できる人材がますます必要になると思います。

むしろ、語学力はテクノロジーがカバーし、ツールの一つになると思いますが、自らの意見を伝え、駆け引きしながら落としどころを見いだすような訓練や、自らの母国を明確に語れる力が必要ではないかと思えます。そのためには、若いうちに海外で生活し、学ぶことも大変重要ではないかと思えます。

コロナ禍のいつときにおいては、若者の海外志向は低下傾向とも言われていましたが、県内の現状はどうか。また、県は信州つばさプロジェクトを立ち上げ、県内高校生の海外留学を支援してきましたが、現状と今後の留学生増加に向けた取組について内堀教育長にお伺いします。

Uターン就職支援と実態調査についてお聞きします。

一度ふるさとを離れ県外に就職したけれども、様々な理由においてふるさとにUターンし、就職を希望する方も多いとお聞きしますが、彼らがどういう理由で一度ふるさとを離れ、Uターンを決意したのか。また、Uターン時の企業選びをどのように行ったのかなど、意識調査を実施することは、長野県の可能性や課題等を調査し、県政に反映させるとともに、Uターン希望者のサポートをしていく上でも大変重要であると思えますが、県のお考えを田中産業労働部長にお聞きします。

最後に、県民対話集会を終えての課題と可能性についてお聞きします。

阿部知事は、対話集会において、77市町村をくまなく回り、広く県民の意見を直接お聞きしたわけですが、これは、13年以上における任期において初めての取組だったと思います。集会を通じ、知事がこれまで気がつかなかった県民意識と、これまでの任期で行ってきた県施策と

県民意識のずれを感じた場面はあったのか。あったとすれば、どんなところにあったのでしょうか。

また、今回拾い切れなかった声をどのように吸い上げ、今後政策につなげていくのかをお伺いするとともに、対話集会の継続を望む声も大きいとお聞きしますが、今後の対話集会に関する検討状況について阿部知事にお聞きします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には7点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、なぜ30年間デフレから脱却できなかったのかについてでございます。

このデフレにつきましてもは様々な要因が考えられますけれども、この30年間、日本の名目賃金、実質賃金ともほぼ横ばいで推移して上昇が見られない現状を鑑みますと、コストカットを最優先して対応を続けてきた、いわゆるコストカット型経済に最大の要因があるのではないかと認識しております。本来ならば、イノベーションの創出に向けて新しいことに挑戦していくべきときに、コストカットに注力して利益を出すという考えが企業や社会全体の常識となってしまうものと考えております。こうしたマインドが設備投資や研究開発投資を慎重にさせ、さらには賃金や従業員のスキルアップなどもコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞する悪循環を招いたものと考えております。

次に、県内中小企業の経営の実情についてでございます。

今週発表予定の産業労働部が四半期ごとに実施しております景気動向調査結果1月分では、この収益率のD Iにつきましても、業種による違いはあるものの、全体としてマイナス水準となっております。この主な原因といたしましては、製造業では中国経済の減速の影響などによる生産量の減少が見られるとともに、全業種においてエネルギー・原材料価格の高騰の長期化などがコスト増加となって収益が悪化しており、県内中小企業は、資金繰りを含め、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

次に、中小企業における賃上げ等の動向と今後の課題についてでございます。

県内の令和5年春季の賃上げの平均妥結額は平成10年以来となります7,000円台となったものの、実質賃金はマイナスが続き、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない状況でございます。県が先月実施いたしました調査の結果では、価格転嫁については約7割の企業が交渉が進んでいると回答しており、一定の進捗が見られる状況でございます。

賃上げにつきましてもは、約8割の企業が賃上げを実施あるいは予定と回答している一方で、賃上げの理由としましては、価格転嫁の進展よりは、むしろ人材獲得競争の中で企業努力によるものとの回答が多数を占めている状況でございます。

価格転嫁に関しましては、国の調査結果では、労務費の転嫁比率が原材料価格などと比べ相

対的に低くなっており、この労務費の価格転嫁をいかに進めるかが今後の課題と認識しております。このため、国では、昨年11月に労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定したところをごさいます、県としましては、長野県産業振興機構に設けております価格転嫁サポート窓口などで指針の内容の周知を図るとともに、11月補正予算でお認めいただきました長野県賃上げ・生産性向上サポート補助金などによりまして生産性向上の取組を支援することで、中小企業の継続的な賃上げを後押ししてまいります。

続いて、シニア世代の就労やリスクリングの支援についてでございます。

あらゆる産業で人材不足となっている中で、シニア世代の皆様の豊かな経験と知識、技術を生かしながら社会で活躍していただくことが大変重要でございます。県では、シニア世代への就労支援としまして、地域就労支援センターがマッチングを、また、企業に対しましては、職場環境改善アドバイザーが定年延長・廃止の体制整備の支援を行っておりまして、本県の65歳以上の高齢者の就業率は30.6%で全国1位となっているところでございます。

また、民間の就業意識調査によりますと、生活を重視し、短時間勤務を望むシニア世代が増えていることから、新たにライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を予算案に計上し、就労支援策の充実を図っているところでございます。

加えて、シニア世代に対するリスクリングにつきましては、民間活用委託訓練を受講いただいているほか、おおむね60歳以上の方に対するスキルアップを実現するための訓練コースを設定するなど、スキル向上の機会を提供しているところでございます。引き続きシニア世代の意向も踏まえ、就労やリスクリングの支援策を充実してまいります。

続きまして、若者の仕事意識に関してでございます。

若者の職業意識と労働意欲を高める取組につきましては、労働価値観についての最近の民間機関の調査によりますと、出世や昇任といった欲求よりも、自分の能力やスキルを生かせることや自己成長できるといった欲求のほうが強い傾向にあるといった結果が出ておりまして、自己成長を実感できることが労働意欲の向上につながるものと考えております。

このため、県では、若い労働者の自立的、主体的なキャリア形成を推進するために、自分らしいキャリアの選択や効果的なキャリア形成の方法について実践者から学ぶセミナーや、若者が主体的に学びを選択できる機会を提供する講座・支援情報の一元的な発信など、若者の自己成長を後押しできる取組を進めているところでございます。

また、国でも、人への投資の強化に向けて企業が取り組む人材育成に対する助成制度の充実などに取り組んでおりまして、こうした国の動きとも連動し、就業後もキャリアアップが図られる取組を社会全体でより一層充実し、若者の労働意欲を高める環境整備を進めてまいります。

続いて、企業の効果的な情報発信に対する県の支援についてでございます。

企業の人手不足を背景に新卒学生の売手市場が続く中で、選ばれる企業となるためにも、求職者のニーズを捉えた効果的な県内企業の魅力発信が大変重要でございます。県内企業の採用力と発信力向上に向けては、雇用のミスマッチを防ぐ効果的なインターンシップの導入等、最新の採用手法を伝えるセミナーの開催などによりまして支援しているところでございます。

また、求職者のニーズにつきましては、民間事業者とも連携して本県出身学生の課題等を抽出したり、若年者就業サポートセンターの相談内容等を通じまして把握し、発信力向上策に生かしているところでございます。さらに、昨年12月に開催いたしましたインターンシップ・業界研究フェアでは、県内企業が参加する中で、実際に学生が何を求めているのかを感じ取っていただき、今後の魅力発信向上の工夫につなげていただいているところでございます。

こうした取組に加え、長野県就活支援ポータルサイト「シューカツNAGANO」など様々な媒体を通じまして、県内企業の魅力が若者に届くよう県としても後押ししてまいります。

最後に、Uターン就職意識調査についてでございます。

現状、令和5年3月のUターン就職率は34.3%となっております。今後も信州回帰の流れを逃さずに成果を上げるためにも、調査に基づく効果的な施策につなげることが重要でございます。

その手法の一つといたしまして、本県では、県内企業の若手社員で結成しましたシューカツNAGANO応援隊に対してインタビューを実施し、なぜ長野県に戻ってきたのかといった実態を把握しているところでございます。

Uターン就職した理由として、例えば、やはり地元で家族と暮らしたい。地元を離れて改めて自然の豊かなこの長野県のよさに気づいた。あわせて、企業選びのポイントとしましては、地元で恩返しするに当たって長期間形に残る仕事ができるなどを重視したとの声をいただいているところでございます。

こうした本県に戻った若手社員の声を長野県就活支援ポータルサイトに掲載するほか、実際に学生と応援隊員との懇談会を東京の銀座NAGANOで実施するなど、Uターン就職希望者の意思決定をサポートしております。

また、こうした取組に加えまして、県外大学約500校に対して毎年実施しておりますUターン就職状況調査の結果を活用するなど、Uターン就職のさらなる促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には物価上昇率に賃金上昇率は追いついているのかというお尋ねをいただきました。

先月末に公表しました令和5年11月現在の県内の1人平均決まって支給する給与、名目ペー

スの賃金であります。これは、前年同月比0.9%増加しており、比較可能な平成17年以降最長となる23か月連続で増加しております。一方、同月の長野市の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数が過去最高となる107.9を記録するなど、物価についても上昇傾向が続いております。

こうした物価変動の影響を取り除くため、名目賃金指数を消費者物価指数で除した指数、いわゆる実質賃金指数を見ますと、令和5年は、春闘の平均妥結額が平成10年以来の高水準となった4月の96.8をピークに、直近の公表値である11月には93.3まで下降しております。こうしたことから、昨年の春闘や最低賃金改正の影響などにより、名目賃金は一定程度上がってはいるものの、実質賃金を見ますと、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況にあるというふうに認識しております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には貧困層、生活困窮者への対策について御質問をいただいております。

今後、日本経済の回復、上昇が進み、そのことを通じて生活に困窮する方が減っていくことが望まれるところではございますが、そうした中でも、生活に困窮される方については、その方の状況、ニーズに応じた必要な支援を丁寧に行っていくことが重要であると考えております。

こうした考え方に基きまして、長野県では、低所得者の皆様に対する県独自の支援が必要と考え、国の支援給付金の対象とならない所得税所得割非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円、2万円の2回の支給を行ったところでございます。

また、生活困窮者の自立を支援するため、生活就労支援センター「まいさぼ」や長野県フードサポートセンターを設置し、生活や就労、食料支援など多様な相談に対応しているところでございます。さらに、長引く価格高騰に直面している生活困窮者に対し、11月補正において、食料支援の充実や、就職活動に必要な交通費などの費用を支援する県独自の取組を進めております。今後とも、経済や生活困窮者の状況を注視しつつ、市町村や関係団体と連携し、必要な施策を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）4点御質問を頂戴いたしました。

初めに、金融教育についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、若い世代にとって、生涯を見通した資産形成や金融に関する知識と判断力であるいわゆる金融リテラシーなどについて学ぶことは、今後一層重要になると認識して

おります。

現在、高校では、公民科において現在の経済社会における金融の意義や役割などについて学習し、家庭科においては、家計管理等について理解する際、基本的な金融商品のメリット、デメリットや資産形成等について学んでおります。法律の改正や新たな金融商品の登場など、金融システムが多様化する中にあるのは、金融教育を指導する教員の専門性を一層高めたり、生徒が金融に関する内容をより深く学んだりするために、これまで以上に専門家の力を借りることが大切であると考えております。

これまで、専門家の授業を受けた生徒からは、お金についてあまり考えたことはなかったけれども、改めて将来に向けて考えたいという感想が聞かれるなど、金融に関する意識の高揚が見られる一方で、金融に関する教育をさらに推進する必要性についても感じているところであります。県教育委員会といたしましては、専門家による教員研修の実施や、マネーライフアドバイザー等を招いて生徒が模擬的に資産運用を体験する授業の紹介などを一層進めることにより、引き続き金融教育の充実に努めてまいります。

長野県教育の在り方についてのお尋ねでございます。

ますます変化が激しく、予測が困難で、唯一の正解がなくなっていくこれからの時代において、子供たちが希望と期待を持って未来を切り開いていくためには、一人一人がほかの誰でもない自分の個性や可能性を認識し、自分らしく生きるとともに、多様な他者を尊重し、共に学び、探究し、協働しながら自分たちが望む未来を実現していくことが求められます。

このような考え方の下、県教育委員会では、第4次長野県教育振興基本計画を策定し、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指す姿として、様々な取組を進めているところです。

この個人と社会のウェルビーイングの実現のためには、自ら課題や問いを見だし、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造したり、一人一人が、自分の好きなこと、楽しいこと、なぜと思うことに没頭し、追求する探究が重要です。子供たちが探究し続ける中で知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら、自分にしかない知の体系を構築していくことにより、学ぶことそのものに喜びを感じ、自分の学びや人生、そして社会変革の当事者となっていく、そのような学びの場をつくってまいりたいと考えております。

高校生の希望に沿った就職がかなう支援についてのお尋ねでございます。

高校生が希望に沿った就職をかなえるためには、自分を知り、自分に合った進路の希望を持つようにすることが重要であると考えております。各高校においては、生徒が自分の興味、関心に基づく進路適性を知るとともに、自分に合った職業を見つけるための取組を行っております。

例えば、軽井沢高校では、希望する生徒が企業での実習と学校での授業を体系的に学び、自

分が希望した企業で年間16日間の実習を行っております。また、上田千曲高校では、働くことの意義などをテーマに生徒が卒業生と語り合う機会を定期的に設けております。さらに、教育委員会といたしましては、労働局との共催による高校を会場とした企業説明会、定時制・通信制生徒を対象にした企業見学バスツアー、全県の進路指導主事が参加する研究協議会での講演会や情報交換などを実施しており、これらの取組を通して、高校生が自分に合った進路希望を実現できるよう支援してまいります。

最後に、海外留学の現状と今後の留学者数増加に向けた取組についてのお尋ねでございます。

今年度、県教育委員会が県内高校生を対象に実施した国際交流等の状況調査によると、海外留学をしたいと回答した割合は27.7%であり、コロナ禍で一時的に減少したものの、以前と同程度に戻りつつあります。一方、海外留学者数につきましては、昨年度、353名で、高校生全体に占める割合は0.67%となっており、コロナ禍以前の半分程度にとどまっております。

県教育委員会では、平成30年度に信州つばさプロジェクトを立ち上げ、経済的な不安などから留学に踏み出せない高校生に向けた支援を行ってまいりましたが、今年度は、昨年度の倍以上となる85名への海外留学支援を予定しております。

今後、信州つばさプロジェクトのさらなる充実と海外留学機運の醸成を図り、第4次長野県教育振興基本計画に掲げた令和9年度における高校生の海外留学者率2%の達成を目指すとともに、高校生が国際的な視野を持ち、将来各分野でグローバルに活躍できるよう、引き続き支援してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、対話と共創、特に対話について御質問をいただきました。

まず、県民の皆様方との対話集会を行って従来の施策とのずれを感じた場面はあったかという御質問でございます。

私は、知事就任以来、できるだけ県民の皆様方と対話をしようということでランチミーティングやタウンミーティングを進めてきました。また、県議会の皆様方からも常にいろいろな御提言、御意見を頂戴しているわけでありますので、今回、全市町村を回って対話集会を行わせていただいたわけですが、方向性が大きくずれているという感じを受けたことはありませんでした。

ただ、具体的な施策レベルで申し上げれば、まだまだ県としての踏み込みが足りないと感じた部分があります。例えば、教育については専ら教育委員会のほうで関係の皆さんと意見交換をしてきていただいておりますので、高校再編等について私が県民の皆さんから直接御意見を伺う機会は少なかったのですが、今回率直なお話を聞かせていただくことができ大変よ

かったというふうを受け止めております。今回の予算案にもこの対話集会で伺った御意見を踏まえた施策を盛り込ませていただいておりますが、聞きっ放しではなく、今後とも施策への反映にしっかり努めていきたいと思っております。

また、拾い切れなかった声を今後どう把握して政策につなげるのかという御質問であります。

今回行った趣旨は、先ほど申し上げたように、コロナ禍前から県民の皆さんとの対話を心がけてきましたが、コロナで県内各地へ出かける機会がほとんどなくなり、県民の皆様方の声を直接伺うことがなかったため、もう一回方向感をしっかり合わせようということで、まずは全市町村を回るということに取り組みさせていただきました。テーマは市町村に設定していただきましたので、地域によっては、県民の皆様方が十分私に伝えられなかった、あるいは指摘したいことが発言できなかったという方もいらっしゃると思います。今後は、今回の対話集会でいただいた御意見、御提案の中から掘り下げるべきテーマを決め、テーマ別にしっかり対話をしていきたいというふうに思っております。

また、私だけではなく、県組織全体がもっと対話型になっていかなければいけないと思います。県政出前講座もコロナ禍を挟んで低調になってきている感はありますけれども、県の職員が県民の皆様方のところに直接出向く機会をもっと増やしたり、県民参加型予算を通じて関係の皆様方との対話をより深める。こうしたことを通じて、様々な方々の声をしっかり受け止めていきたいというふうに思っております。

今後どうしていくのかということでございますが、先ほども申し上げたように、来年度はテーマ別の対話集会をしっかり行っていきたいと思っております。特に、目下の最重要課題は少子化、人口減少でありますので、まずはこの関連テーマを中心に、どうしてもいろいろな工夫をしないと女性や若者がたくさん集まるような集会にはなりませんので、対象者についても工夫をしながら丁寧な対話を心がけていきたいと思っております。

引き続き、対話と共創をしっかり踏まえた県政運営を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

[20番丸茂岳人君登壇]

○20番（丸茂岳人君）もろもろ御答弁いただきました。

デフレからの脱却は、日本経済が新たな局面に入り、さらなる成長につなげることができる試金石になると思います。

世界では、ジャパンインサイドという言葉がメジャーになっているとのこと。これは、マイクロソフトやアップルのような海外の大手メーカーの製品の中身の多くは、実は精密で故障の少ない日本製の部品が使われているということです。日本の技術力は、今でも世界でトッ

プを走っているわけです。我が県の企業も必ず大きな貢献をしていると思います。

一方で、経済の躍進は、経済格差を生み、裕福層と貧困層を二極化してしまう可能性もあります。努力をすれば報われる社会であるべきことは当然ですが、極端な格差は日本にとっていいことではありません。日本は格差の少ない住みやすい国であるということがここに来て欧米諸国で注目され、評価されているとも聞きます。日本が持つ暮らしやすさを維持しながらも好循環を達成することが大切だと考えます。若い世代の意識も変わってくる中で、経済成長を達成しながら、本当に豊かな人生を達成できる社会の構築こそ政治がやるべき最大の仕事だと思えます。

知事は、県民集会において様々な意見を聞きながら、県の施策を日々点検し、進めていかれると思います。我々議員もそれは同じであり、日々多くの声を聞き、本当に豊かな県政を実現するには何が必要かを考えながら県政発展に尽力してまいります。

両輪が極力手を広げ、健全に機能することが県民にとって望まれる政治であることに間違いはないと思います。このことを念頭にこれからも活動することをお誓いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木祥二君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）上田・小県地区選出の改革信州の林です。

最初に、年初元旦に起きた能登半島地震において被災された皆様の一刻も早い回復と復興を切に願います。

これらのいつ起きるか分からない災害が発生したときこそ、命に関わる医療体制やライフラインの水の大切さが一層重要だと再認識できるのではないのでしょうか。今回は、この命に関わる二つのテーマ、医療と水について順次質問を行っていきます。

最初に、厚生労働省が示した医師偏在指標により医師少数県と位置づけられている長野県の医療をどのように充実していくか。原因分析とその解消についてお聞きしていきます。

2月23日付の信濃毎日新聞に、「2次救急、態勢再構築へ 上田広域連合」という見出しで、夜間休日の救急患者を受け入れる態勢が医師の不足や高齢化で綻び始め、維持が困難になっているという記事が掲載されました。

長野県内は、松本地域が全国平均を上回っている以外は、上小地域をはじめ多くの地域が全国平均に達していません。これまでは、各病院、医療従事者の皆様のおかげで救急医療体制が成り立っていたものが、医師不足や医師の高齢化、そしていよいよ4月から医師の働き方改革が始まることで、その傾向は顕著になるものと感じます。

昨年6月定例会で、医師、医療従事者の負担軽減策として、ICTサポートシステムや積

極的なオンライン診療の導入を提案しましたが、現在、実際の状況はどのようになっているか。ここでお聞きしていきますが、医師の働き方改革が制度施行目前となり、県内の医療機関の対応状況と県による支援状況はいかがか、お聞きします。

これまでも、県では様々な医師確保対策を行ってこられたと思います。令和6年当初予算にも持続可能で安定した暮らしを守る医療人材の確保とあることから、内容について一つずつ伺っていきます。

確保の項目にあるドクターバンク事業について、全国の医師に対しどのように周知を行っているか、お聞きします。

養成の項目にある医学生修学資金等貸与事業においては、県のみならず各自治体においても実施している場合がありますが、地域内就業の条件から応募が少ないといった実態をお聞きすることもあります。県が行っている医学生修学資金貸与制度の近年の応募状況、また、制度の成果についてお聞きします。

そして、医師不足と言われる中でも、特に専門医、産科医の不足は全国的な課題かと認識しています。子育て世帯が安心して出産できる環境、長野県で里帰り出産を行うケースなど、周産期医療の維持のため、産科医の確保については県としてどのような取組を行っているか、お聞きします。

ここで、冒頭お尋ねした救急医療態勢についてお話をお聞きした医師からの提案について説明させていただきますが、救急車の受入れが困難な場合、医療センターなどの広域病院が後方支援を行うことになっているが、もともと昼も夜も救急車の受入れが多いことと、外来からの入院も多いことから、満床状態が続いている。満床状態だと、2次医療の救急車の受入れが困難となるが、この状況を解決するために、急性期を過ぎた患者、リハビリ患者を2次医療機関に下り搬送をするということです。事例として、松本市立病院は、信大病院と下り搬送に関する協定を昨年秋に見直し、再締結を行いました。

ただ、空床を確保することは、病院の経営上の問題となることから、新型コロナウイルスの際に学んだ病床確保料を検討し、費用については県や自治体で負担することで、医師確保対策以外にも救急医療体制の環境整備に充てられることと思います。こういった対策案について様々な御検討を続けていただきたいが、現在の状況について伺っていきます。

救急医療体制について、体制が脆弱で隣接する2次医療圏に救急患者が流出している地域に対してどのような対策を行っているか、お聞きします。

また、冒頭能登半島地震にも触れましたが、こういった災害はいつ何どき起こるか分かりません。常にそういった想定を行い、万全な準備をするために、県は想定外への対応をどのように行っているかお聞きしていきますが、災害時における医療体制において、今回の能登半島地

震への被災地支援の状況はどうか。また、県内で同様の被害が起こった場合に備えてどのような体制整備を図っていくか。以上、ここまでの質問を健康福祉部長にお聞きします。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には合計7点御質問をいただいております。順次御答弁を申し上げます。

まず、医師少数県である原因分析とその解消に向けた取組についての御質問でございます。

全国の医師少数県16県の多くに共通する要因として、人口と比較して県内における医学部の定員が少ないこと、近年、大学病院よりも待遇がよく、症例を多く経験できる大都市圏の病院に研修医や専攻医が集中する傾向にあることなどが挙げられ、本県にもそれが当てはまる状況でございます。

そのため、県では、医学生修学資金や研修医研修資金の貸与等による将来の県内医療を担う医師の確保、ドクターバンク事業や医師研究資金の貸与等による県外からの医師の確保、勤務環境改善への支援等による医師の定着促進などに取り組んでいるところでございます。しかしながら、医師の不足や地域偏在の根本的な解消に向けては、医師の養成数を全体で確保することに加え、医師不足地域で医師が研修及び勤務をしやすい仕組みなどが重要でございまして、こうした点については国における抜本的な対策が必要であることから、医師少数県で構成する地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会などを通じて実効性のある施策の実施を国に求めているところでございます。

次に、医師の働き方改革への対応状況についての御質問でございます。

本年4月からの医師の時間外労働上限規制の適用開始に向け、県では、長野労働局とも連携しながら、医療勤務環境改善支援センターにおいて医療機関への情報提供や状況把握に努めております。また、医療機関の状況に応じて、医師の勤務時間の把握や宿日直許可の取得、医師労働時間短縮計画の策定などについて、医療労務管理アドバイザー、社会保険労務士の方でございますが、その派遣等による支援に取り組んでおり、今年度は、1月末までに、相談対応147件、アドバイザー派遣等による医療機関への直接支援を71件実施いたしました。

昨年11月に県内の病院及び産科有床診療所を対象に準備状況調査を実施いたしましたが、本年4月以降、時間外・休日労働が年1,860時間を超える見込みとなる勤務医はおりませんでした。

また、地域の医療提供体制を確保する必要性から、医師の時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ないとして特定労務管理対象機関の指定申請があった7病院については、先日、医療審議会における意見聴取を行い、県として指定したところでございます。現時点においては、各医療機関が制度施行に向けて必要な対応を取っていただいているものと認識して

おります。

次に、ドクターバンク事業の周知についての御質問でございます。

この周知につきましては、医療専門誌等への広告掲載、医師の総合情報サイトや会員向けメールマガジン等を通じた情報発信などに取り組んでおります。また、地方回帰の流れを捉え、大都市圏から医師を招致するため、東京で開催される移住フェアへの参加、移住専門誌への広告掲載なども実施してきております。

このほか、長野県にゆかりのある県外に勤務する医師に対し、知事から本県の医療の現状を訴え、県内での就業を呼びかける手紙による働きかけにも取り組んでおり、今年度も800通余を送付したところでございます。

次に、医学生修学資金の応募状況と成果についての御質問でございます。

医学生修学資金につきましては、貸与を条件とした推薦選抜である信州大学医学部及び東京医科歯科大学医学部の地域枠と、出身地や大学を問わず医学部入学後に募集するいわゆる手挙げ方式の修学資金貸与の2種類がございます。

地域枠の過去3年の志願状況は、信州大学については、定員15に対し、志願者は、令和3年度入学が67、4年度が82、5年度が65となっております。東京医科歯科大学については、定員2に対し、志願者は、令和3年度入学が9、4年度が6、5年度は増員した定員5に対して志願者が9でございました。

また、いわゆる手挙げ方式については、令和3年度入学が募集8に対し応募者12、4年度は募集11に対し応募者10、5年度は募集10に対し応募者4でございました。

医学生修学資金につきましては、平成18年の制度開始以降これまでに378名に貸与を行ってきており、県内の臨床研修医及び専攻医の確保につながるるとともに、貸与医師の医師少数区域への優先的配置等により、地域の医療提供体制を支える機能を果たしているものと認識しております。

次に、産科医確保の取組についてでございます。

産科医の確保につきましては、県外から即戦力となる医師を確保するためのドクターバンク事業や医師研究資金の貸与、将来県内で産科に従事する医師を確保するための臨床研修医・専攻医に対する研修資金の貸与、処遇の改善や定着促進に向けた分娩手当等の支給への支援などに取り組んでおります。また、産科医の負担軽減の観点から、タスクシフト、タスクシェアを推進するため、院内助産の普及や助産師の対応力向上にも取り組んでいるところでございます。

医療安全の確保や医師の働き方改革の推進を踏まえると、医療資源の一定程度の集約化も必要と認識しておりますが、安心・安全な出産ができる周産期医療提供体制を維持するため、引き続き産科医の確保に努めてまいります。

次に、救急医療体制が脆弱な地域への対策という御質問でございます。

圏域外に救急患者が流出している要因としては、救急医療を担う人材不足、救急の受皿問題、軽症患者の受療行動といった三つの課題があると考えております。

1点目の救急医療を担う人材不足につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、引き続き医師の確保に努めてまいります。

2点目の救急の受皿問題でございますが、これは、御質問の中にもございましたとおり、救急受入れ医療機関において重篤な状況を脱した患者の転院が進まず、救急患者を受け入れるベッドの空きが確保できないという状況がございます。この点につきましては、圏域の実情に合った医療機関の役割分担と連携の促進等を通じ、急性期を脱した患者が救急医療用の病棟から円滑に転棟、転院できる体制の整備を推進し、救急患者の受入れの確保を図ってまいります。

3点目の軽症患者の受療行動につきましては、救急搬送における軽症者の割合が約4割を占め、それが受入れ病院の負担となっている状況があることから、今年度から開設した長野県救急安心センター「#7119」等の広報を進め、救急車利用の適正化を図り、医療機関等の負担軽減につなげていきたいと考えております。

これらの取組によりまして、必要な救急医療を2次医療圏内において提供できる体制の確保に努めてまいります。

最後に、能登半島地震への支援の状況と県内における災害の備えについてでございます。

能登半島地震への支援について、県では、石川県からの要請を受け、発災直後から県内13のDMA T指定病院等と協力し、これまで、DMA T（災害派遣医療チーム）49チーム、DPAT（災害派遣精神医療チーム）2チーム、ドクターヘリを現地に派遣するなど、医療活動を支援してまいりました。

県内で災害が発生した場合に備え、県では、地域防災計画に基づき、災害医療体制の充実を図るとともに、DMA TやDPATの充実強化や実践的な訓練、関係団体との協定の締結等支援体制の確保に努めているところでございます。

具体的には、災害拠点病院、DMA T指定病院を中心とした医療機関における災害時の医療の提供に必要な施設設備等の整備や耐震化などハード面の整備を支援するとともに、災害医療に従事する者の資質向上や関係機関相互の連携体制の構築強化のため、行政や医療関係者等が参加する研修や実動訓練等を実施しているところでございます。

今回の能登半島地震やこれまでの災害の教訓を踏まえ、災害時に必要な医療が提供できる体制を確保するため、引き続き施設設備の整備や研修、訓練の機会等を通じて、平時から連携体制を構築し、災害に備えてまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

県が共有すべき医療提供体制の課題として、人口構造の変化に伴う高齢者の増加により、誤嚥性肺炎や骨折等の医療ニーズが増加し、がん等の高度専門的な医療や手術のニーズは相対的に減少するため、こういったニーズに対応する高度専門医療を中心に行う医療機関、増加するニーズに対応するため高齢者疾患に対応する医療機関との役割分担を進める必要があります。また、さきの新型コロナウイルスのような未知の新興感染症への対策も常に検討し、その医療資源の配備も行う必要があります。

そして、ただいま御答弁いただきました医師確保対策や医療従事者の皆様に対する働き方改革を着実に実行することで負担軽減を図ること、これらの課題に県が取り組む必要が待ったなしに迫っている状況から、引き続き救急医療体制への支援に取り組んでいただきますようお願いをして、次の質問に移ります。

上田・長野地域水道事業広域化について伺います。

安心・安全な水の確保は、まさに命につながるライフラインです。震災への対応として、県内自治体からも、被災地への復興支援のため、職員派遣が行われました。我々が平時当たり前に使っている水道においても、今後、施設の老朽化や、水道事業を支える人材不足に直面していることから、安全・安心な水道水を将来にわたり供給し続けることが危ぶまれているのではと感じます。

昨今、県企業局では、こういった課題に対応するために、水道事業広域化について検討が始まり、関係各地域に説明が行われていますが、年初の震災を経て、水道設備の耐震化や設備の二重化等、震災を想定した広域化が必要と感じています。

そういった想定を念頭に置いて県の今後の計画を確認するために伺っていきますが、上田・長野地域の水道事業について、関係市町村及び県で上田長野地域水道事業広域化研究会を設けて広域化の検討がなされているが、水道事業をめぐる状況や広域化する場合の効果と課題について伺います。

また、説明の中では、事業統合による広域化の最も大きなメリットとして、施設の最適配置に伴う整備維持費の削減とあり、それは理解ができるのですが、今回のような災害時には、浄水場、水道設備が被害を受けることで供水が滞る懸念があります。説明会で配付された資料にも、災害等への非常時に備え、浄水場間のバックアップ体制の強化とあります。ライフラインを維持する命の水の確保に備えるために、万が一の想定は常に行うべきと考えてお聞きしますが、広域化の事業計画において、浄水場などのダウンサイジングによるスリム化を図るということだが、災害時と非常時に備えたバックアップ体制に支障はないのか、お聞きします。

また、水道設備同様、被災時では、水道管の破断によって送水が止まってしまうことも容易に想像できます。今県議会の質問にも、水道設備の耐震化という話題が出ているところであり、今後、上下水道設備に対して対応が進められていくことが期待されますので、ここでお聞きしますが、上田―長野間に布設されている送水管について二重化が計画されているが、経路の具体的な検討状況はいかがか、お聞きします。

また、将来的な水道料金の値上げに対応するためという説明だが、耐震化対応、物価高騰等、状況は逐次変わっていると感じます。そういった想定外も想定に加えた上で水道料金の財政シミュレーションを行っていくべきと考え、お聞きしますが、計画されている広域化事業は3市1町にわたり、料金体系も異なるが、将来的な料金及び財政シミュレーションに関する現時点での検討状況はいかがか、お聞きします。

また、今回、長野市、上田市、千曲市、坂城町にて検討が進められている上田・長野地域水道事業広域化について、周辺自治体への説明や検討状況はどのようにされているのか、説明が乏しいように感じます。町村部においても同様に、今後、水道設備や専門人材の不足が想定されることから、協力できる部分については模索を続けるべきと考え、お聞きしますが、上小圏域にある長和町、青木村など周辺自治体に対して、上田長野地域水道事業広域化研究会で検討している事業統合について十分に説明を尽くす等の配慮が必要と考えるが、対応はいかがか、お聞きします。

また、これだけ大規模な事業となると、県企業局だけではなく、関係自治体との協力や事業を行う主体の検討、そこで勤務していく専門人材の所属先等検討事項も多く考えられ、そういった部分の検討状況についてもお聞きしますが、広域化を実施する場合の事業主体や事務所等にどのように検討を行っているかを伺い、以上を公営企業管理者にお聞きします。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）6点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、水道事業をめぐる状況と広域化の効果と課題についてです。

人口減に伴う使用水量の減少による料金収入の減少、また施設の老朽化に伴う維持更新経費の増加、事業を支える人材の不足など、水道事業の経営環境は今後ますます厳しくなることが見込まれます。

こうした状況に対処するため、関係団体による研究会を設置し、広域化の検討を行っているところですが、御質問にもございましたように、先般の能登半島地震を受け、耐震化など安全な施設への整備推進、また、維持・復旧のための専門人材の確保など、水道の経営基盤を強化することは、生活に欠かすことのできない安全・安心な水を将来にわたり安定供給するという観点から、当地域にとっても極めて重要な課題であることを改めて認識したところです。

御質問の広域化の効果としては、主に次の点が挙げられます。

地理的条件などから一体的な水運用が合理的な当地域にあっては、施設の最適配置に伴う維持費の削減などにより計画的な投資が可能となり、施設設備の更新や耐震化が進められること。また、運営組織が一体となることで、技術職員など専門人材の確保育成や危機管理体制の強化が図られること。その結果、住民にとって安定したサービスの提供や料金の値上げ幅の抑制につながると想定されること。

一方、課題としては、お客様窓口の集約や、上下水道を一体的に管理している団体における業務分離におけるサービスや業務効率低下のおそれ。また、新たな運営団体を設置する場合の各種システム統一などの初期投資の発生や、事業運営に当たっての構成元団体の意向の反映のしづらさなどが考えられるとされています。

次に、施設のダウンサイジングに伴うバックアップ体制についてです。

研究会では、今後の人口減に伴う使用水量の減少を踏まえた浄水場の統廃合、いわゆるダウンサイジングにより施設の最適配置を実現し、維持経費の削減や動力などのエネルギー効率の向上を図ることを基本に、広域化に伴う整備計画を検討してきました。

計画検討に当たっては、仮に停止した際に代替運用が想定される上田市の染屋と諏訪形の浄水場、また、長野市の四ツ屋と犀川の浄水場の間を送水管で接続し、バックアップ機能を追加すること。上田市と長野市を結ぶ送水管を二重化し冗長性を確保することなどにより、一部施設を統廃合しても災害時等に安定供給が図られるような機能整備を考えているところです。

3点目として、上田－長野間の送水管の二重化の検討状況についてです。

ただいま申し上げましたように、上田市の諏訪形浄水場から長野市の四ツ屋浄水場間には、主要配水池へ送水するための幹線が布設されていますが、広域化に合わせて検討する浄水場の見直しに伴う一部配水施設への送水能力増強の必要性、また、冗長性確保の観点から、諏訪形浄水場から千曲市の稲荷山付近までの送水管を二重化することを計画しています。

経路に関しては、地質による工事の難易度や経済性、工事に伴う渋滞や支障物件の移転の必要性など様々な観点を考慮して決定する必要があることから、現在、地域の各種情報の収集や河川の占用条件の確認、必要に応じた現地調査などにより候補ルートの検討を行っているところです。

4点目は、料金を含めた将来的な財政シミュレーションについてです。

研究会においては、令和3年度に、関係団体で事業統合した場合と単独経営を継続した場合を比較した財政シミュレーションを実施したところです。それによりますと、国の財政支援を活用した施設の統廃合や経営の効率化などにより、統合団体全体では50年間で669億円の効果額が見込まれ、その結果、50年後の水道水1立方メートル当たりの料金の上昇幅についても、

統合した場合は、単独と比較して、団体により差はありますが、いずれも抑制されるという試算がされています。

こうしたシミュレーションについては、社会経済情勢の変化も踏まえ、統合に関する具体的な事業計画と併せ、今後さらに精査していく必要があると考えております。

5点目として、上小圏域周辺自治体に対する説明等についてですが、研究会では、これまで、上小圏域にある長和町、青木村等に対し、会議への参加呼びかけや広域化についての説明検討内容に対する情報提供などを行ってまいりました。これら自治体からは、小規模事業者における課題、また広域連携に取り組む必要性に併せて、広域的運用がなされた場合の周辺団体への支援などについて御意見をいただいたところです。

県水道ビジョンにおいては、上田・長野地域の水道事業の方向性について、現行の研究会参加団体の事業統合を先行して検討するとともに、人材育成や事務の共同化など実現可能な連携を関係事業者間で検討するとされています。今後とも、広域化の検討状況等について地域の自治体に丁寧な説明を行うとともに、環境部が担当し企業局も参加する上田圏域水道事業に係る広域連携検討の場におきまして、長和町、青木村など構成団体と共に、物品の共同購入や災害時の緊急対応など早期に実施可能な広域連携の具体的方策を検討してまいります。

最後に、広域化事業の事業主体等についてです。

全国の先行事例を見ると、水道事業の広域的運営に当たっては、一部事務組合などを設置し、そうした団体が主体となって事業を担う例が多く見受けられます。上田・長野地域の水道事業については、これまで、研究会において、広域化の方向性の検討や財政効果の検証、住民等に対する広報や説明などに取り組んできました。

今後、事業統合に向けた具体的な協議を進めるため、関係団体により専門の組織を設けることを予定しており、広域的事業を行う主体や事務所の設置場所などの組織体制、業務や財務運営、施設整備などの事業計画について、将来にわたり安心・安全な水道を安定的に供給できる経営基盤の確立の観点から、さらに検討を行ってまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）御答弁をいただきました。

上流に当たる上田市はもとより、それぞれの地域の伝統的な水源に対する地域住民のこだわりがあると思います。水の確保は、生活に、命に関わることから、安易に水道事業民営化の検討をすることはせず、将来世代に受け渡す資源として、それぞれの地域住民が納得できる水道事業広域化を県が責任を持って整備することをお願いして、私の一切の質問とします。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、観光振興について質問します。

来月3月16日、北陸新幹線の金沢駅から敦賀駅間約125キロメートルが延伸開通します。北陸新幹線は、東京都から上信越、北陸地方を經由して大阪府まで結ぶ計画の整備新幹線であり、1997年、高崎駅から長野駅間の開通から27年、2015年、長野駅から金沢駅間の開通から9年を経過の延伸となります。

延伸に合わせて、福井県、富山県、新潟県は、3月16日から4月26日までの宿泊分を対象に、1泊2万円、2泊以上は3万円を上限とする北陸応援割を始めるとしており、能登半島地震からの復興への後押しが期待されています。長野県においても、長野駅から敦賀駅間は最短で1時間48分で結ばれ、これまでより約50分短縮されることから、福井県並びに関西圏からの誘客効果が期待されています。

そこで、開業を間近に控えた北陸新幹線敦賀延伸によるアクセス時間の短縮効果を踏まえ、福井県、関西圏からの観光誘客促進にどのように取り組んでいくか、観光部長に伺います。

観光における民泊について伺います。

民泊とは、住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することであり、民泊導入に当たり、全国を対象とする住宅宿泊事業法が2018年から施行されました。令和6年1月15日現在、全国の届出住宅数は2万2,169件で、うち東京都が8,135件で37%と突出しており、次に北海道の2,281件、大阪府の1,840件、沖縄県の1,342件、千葉県の761件と続いています。

長野県の登録件数は120件で、その内訳を保健所管内別に見ますと、長野市の26件が最多で、佐久の21件、諏訪の16件と続いており、コロナ禍から観光客が回復する中、インバウンドなど観光客の宿泊先として民泊が一定の受皿となっています。性格上、民泊分野の経済効果を捉えることは難しいのが現状ですが、本県の観光にも一定の寄与をしていると推測されます。

一方で、一部地域におきましては、ある日突然現れた民泊施設により別荘地の静寂な環境が損なわれる等の事例により、騒音等に対して周辺住民から苦情が出ており、民泊における営業地域や期間等、一定の制限は県条例により行われているものの、一部の市町村では民泊の規制強化を望んでいると聞いています。

県では、これまで、定期的な監視指導を行い、苦情があった場合は対応していると伺っていますが、一部マナーの悪い利用客によって、これまで住民とホテル・旅館関係者が協力して築き上げてきた価値、また、住環境が損なわれることがあってはなりません。そこで、今後県としてどのように対応していくか、健康福祉部長に伺います。

農泊とは、観光客が農山村に宿泊し、地域に根差した食事や農業体験、地域文化を楽しむ滞在型の旅行であり、農泊の推進により、地域の収益確保や雇用創出が期待されています。我が国における令和4年度の宿泊者数は、農水省によると610万人で、コロナ前の令和元年度の589万人を上回り、令和6年度までに700万人に引き上げることを目標としています。

また、アグリワーケーションとは、企業が社会貢献や社員教育として農作業を行い、対価として賃金を得る取組で、農繁期に人材不足が深刻な現場では、手助けとしての期待も高まっています。山形県では、今年度、既に延べ200人以上が参加しており、農業を通じた新たなつながりも増え、観光振興にも寄与しています。

そこで、信州の農業県としての資源を生かし、滞在や体験、研修、地域貢献という要素を有した農泊やアグリワーケーションなど交流人口を創出する取組を進めることで、農村地域の活性化につながることを期待されますが、どのように推進していくか、農政部長に伺います。

安全登山について質問します。

コロナ禍も背景として、登山の人气が高まったものの、山小屋などでの休憩を取らずに一気に登山、下山をするいわゆる弾丸登山、また、装備や体力を軽んじた登山が相次ぎ、救助などに大きな負担となっていること等を受け、山梨県では、富士山への登山者数の制限や環境保全費を追加徴収する条例改正案を2月定例会に提出し、静岡県も一部同調する動きとなるなど、近隣県で安全登山への新たな対策が講じられつつあり、注目が集まっています。

さて、本県における山岳遭難の発生状況の令和元年から令和5年までの推移を見ますと、令和元年265件、コロナ禍に入った令和2年では減少して183件でしたが、令和3年からは上昇に転じ、257件、令和4年284件、令和5年302件となっています。

また、警察ヘリ出動件数の推移は、令和元年153件、令和2年93件、令和3年134件、令和4年130件、令和5年129件。消防ヘリ出動件数は、令和元年6件、令和2年3件、令和3年16件、令和4年36件、令和5年35件であります。長野県山岳遭難防止対策協会、遭対協と一般的に言われていますが、出動件数は、令和元年138件、令和2年86件、令和3年121件、令和4年135件、令和5年では143件であります。

いずれも、コロナ前の水準を超え、おおむね増加傾向にあります。救助活動においては、自らの危険と隣り合わせの中、出動いただいております、日頃からの高度な訓練を含めた献身的な活動にただただ頭が下がります。

さて、死者数の推移を見ますと、令和元年20人、令和2年32人、令和3年47人、令和4年37人、令和5年37人であります。搭乗者9人が亡くなられた平成29年3月に発生した消防防災ヘリの事故からまもなく7年を迎えるに当たり、本年3月5日には、長野県消防防災航空隊殉職者七周年追悼式が行われます。ここで、山岳に関わる事故でお亡くなりになられた皆様に、改

めまして哀悼の意をささげます。

このような状況を踏まえ、登山、山岳での事故を減らし、救助に係る負担やリスクを減らすためには、登山者の意識啓発が不可欠であります。そこで、弾丸登山や冬季の軽装備登山、安易なSOSの抑止、安全登山の推進のためにどのように登山者の意識啓発を図っていくか、観光部長に伺います。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）観光振興につきまして2点御質問をいただきました。

初めに、北陸新幹線敦賀延伸を契機とした観光誘客対策についてのお尋ねでございます。

令和4年の観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、宿泊旅行先としての本県の順位でございますが、大阪府では20位、兵庫県では25位にとどまっております。

北陸新幹線敦賀延伸による本県へのアクセス時間の短縮は、福井県のみならず、人口2,000万人を擁する関西圏からの観光誘客の絶好のチャンスと捉えております。このため、昨年夏以降、長野県永久観光大使の峰竜太さんによります関西圏でのメディアを通じたPRや、関西を拠点といたします旅行会社の商品造成への働きかけなどを行ってまいりました。

関西の皆様には、時間短縮効果に併せまして、長野、岐阜から西にはない3,000メートル級の山々が連なる清涼な山岳高原のイメージを前面に打ち出しまして、本県の代表的な山岳スポット、多彩なコースのトレッキング、満天の星空鑑賞、絶景を眺めながら楽しむスキーやサイクリング等のアウトドア体験など、周辺県にはない魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

また、北陸新幹線経由で長野県に入ったお客様にも沿線以外の地域を広く周遊していただくよう、例えば、善光寺の後に松本城や木曾の中山道を巡り別ルートでお帰りいただけるようなプランも提案してまいりたいと考えております。3月16日の開業前後から行います福井県でのテレビやラジオなどのメディアを通じたPRや、大阪での観光と物産をPRするイベントなどを皮切りにいたしまして、沿線各県や市町村、JR各社と連携しながら、来年度も引き続き切れ目なく観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、安全登山の推進に向けた登山への意識啓発についてのお尋ねでございます。

山岳の安全啓発につきましては、県山岳遭難防止対策協会におきまして、信州山のグレーディングの周知や登山口における入山者への直接指導等を実施してまいりました。

最近の山岳遭難の傾向といたしましては、従来からの中高年齢層に加えまして、初心者による技術や体力に見合わない山選びや準備不足による遭難が多発しております。また、外国人による遭難も急増いたしまして、登山者の多様化に応じたきめ細やかな安全啓発が重要であると認識しております。

このため、今シーズンは、これまでの取組に加えまして、夏山では、初心者に向けて、北アルプスでパトロール等を行います山岳遭難防止常駐隊が、SNSにより現地からリアルな山岳の安全情報の発信を行いました。また、外国人向けには、多言語の啓発チラシを作成いたしまして、観光案内所や登山口等で掲示や配布を実施してまいりました。

また、冬山では、冬季のバックカントリースキー対策といたしまして、多言語の啓発動画を作成し、動画につながるQRコードを掲載したステッカーを交通機関や宿泊施設等で配布するなど、新たな取組を行ってきたところでございます。

引き続き、登山者の変化や山岳遭難の実態を踏まえながら、県警察本部をはじめ関係機関と連携いたしまして、より効果的な安全登山への意識啓発の手法を検討しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には民泊に関する御質問をいただいております。

住宅宿泊事業、いわゆる民泊でございますが、平成30年に住宅宿泊事業法が施行され、現時点の県内の営業施設数は121施設となっております。この6年間で約3万8,000の方が宿泊されており、施設数及び宿泊者数ともに増加傾向となっております。

民泊施設への苦情に対しましては、管轄する保健所において事業者への聞き取りや立入調査により状況確認の上、必要な指導を行っております。今後とも周辺的生活環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、規制強化を望む市町村への対応についてでございますが、営業地域や期間の制限について、市町村に地域の実情を踏まえて変更してほしいという意向がある場合には、学識経験者で構成された長野県住宅宿泊事業評価委員会に制限または緩和の必要性や合理性についての御意見をお聞きした上で決定しております。具体的な要望に対しては、状況等を十分に調査した上で、定められた要件に該当するか否かについて評価委員会において御議論をいただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農村地域の交流人口の創出についてのお尋ねをいただきました。

農村地域では、担い手の減少や高齢化などにより、農業生産のみならず、共同活動や農村コミュニティの低下が懸念されております。農村の維持活性化のためには、地域住民だけでなく、都市住民等の多様な人材との交流拡大が必要と考えております。

県内では、これまで、農村の地域資源を活用した交流体験として、例えば棚田オーナー制度や棚田でのキャンプ、農作業と宿泊を組み合わせたワーキングホリデー、滞在型市民農園などの取組が各地で行われてきました。さらに、今年度から、JR東日本やKDDIなど都市部の企業と県、JAなどが連携し、1日農業バイトアプリを活用した副業ボランティアによる農作業支援や、社員と農業者が交流する取組を始めたところでございます。

県では、これらの取組を引き続き支援するとともに、自然豊かな農村地域での多様なライフスタイルの魅力発信に努め、美しい田園風景や食文化などの地域資源を学びや観光に結びつけて活用し、農村の活性化につながるよう、交流人口の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

[19番大井岳夫君登壇]

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

北陸新幹線敦賀延伸の影響としましては、これまで、長野駅から関西方面へは、特急しなの号で名古屋まで行き、そこから東海道新幹線に乗り換えるというルートを選択する方が多かったと思います。北陸新幹線敦賀延伸によりまして、これからは、北陸新幹線経由で福井、関西圏に行くという選択をされる方も増えると推測しております。それにより、しなの号の乗降客数が減少してしまって運行本数が減少することのないよう、動向を注視していただきたいと思っております。

そして、民泊についての質問につきましては、観光戦略の中に民泊をしっかりと位置づけていただきたい。以上、指摘をさせていただきます。

次に、県人会について質問します。

今年の都道府県対抗男子駅伝大会において、長野県チームが2度目の3連覇を達成し、10度目の優勝を飾りました。私も、県議会スポーツ振興議連の一員として、大会開催地である広島市から選手に声援を送りました。

10回の優勝の裏には、在広島信州県人会の皆様の献身的なサポートがあることが現地に行くときよく分かります。7区間のうち主要区間に分かれ、選手に声援を送るなどのサポートをはじめ、激励会、祝勝会の設営など、頭が下がる思いです。大会会場に設置された長野県ブースにおいては、パンフレットなどにより長野県のPRをしていただいております。信州ファンを増やしていただいております。

在広島信州県人会、佐久穂町出身の篠原会長からは、活動の源となっているのは郷土愛であり、会員同士の親睦や相互扶助を通し、連携を深め、信州に貢献したいとの思いのほか、県人会の活動は、会費のほか、駅伝大会会場に設置された長野県のブースにおいておやきを販売して、その収益を活動費に充てているとお聞かせいただきました。

質問に当たり、全国の県人会の活動について調べたところ、事務局の所在地として、北から宮城県、茨城県、群馬県、東京都、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、島根県、福岡県と13の県人会があり、最も歴史ある名古屋県人会においては、明治30年に設立されています。ちなみに、本年の県民手帳では、58ページにそれぞれの連絡先が掲載されています。

県においては、東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所を中心に県人会との連携を図っており、本年2月2日、首都圏の長野県出身者らで構成される県人会連合会の新年祝賀会には阿部知事が出席され、ぜひふるさとに来ていただきたいと呼びかけられたと信濃毎日新聞で報じられました。そこで、現在県は県人会に対してどのような関わり方をしているか、産業労働部長に伺います。

県人会は、いずれも、県の公認ということではなく任意団体であり、県から資金面の支援はない状況であります。ただ、より誇り、やりがいを持って、長野県のアンバサダー、お一人お一人がふるさと大使のようなお立場でより活躍していただくために、一定の支援は必要と考えます。

県人会関係者の方と意見交換をした際、会員の高齢化、活動の継続に課題を感じている。信州で生まれ育っていない我々の子供や孫の世代に、いかにふるさとである信州のよさを伝え、感じてもらえるかといった思い、課題を感じることができました。このような無償で純粋な思いに応えるために我々は何をすべきか、深く感じた次第です。

そこで、県が県人会の活動状況を把握した上で、県人会への支援や県人会同士の横の連携を強めることにより、さらに県人会の活動が活発化し、ひいては観光、移住・定住、産業立地など、信州の活性化につながっていくと考えます。信州が心のよりどころで、美しく魅力的であってほしいという県人会の思いを県政運営にどのように反映させていくのか、阿部知事に伺います。

最後に、歯科口腔について質問します。

私は、今月の10日、11日とフィリピンのマニラ近郊で行われた医療奉仕活動に参加してきました。活動は、長野県のライオンズクラブ会員と、関係歯科医、内科医、眼科医約90人で構成され、学校や集会施設にて机と椅子を並べた非常に簡易的な設備の環境で、会場を埋め尽くした数百人の治療を待つ患者の皆さんの熱気を感じつつ、私はサポートでありましたけれども、一心不乱に診療、治療を行ってまいりました。

日本では抜かなくてもよい歯を抜かなくてはならないという現実に直面しつつ、治療を受けてうれしそうに帰っていく皆様を目の当たりにしまして、いかに日頃からの予防が必要か痛感し、帰国の途につきました。

さて、文科省より示された学校保健統計調査において、12歳児の虫歯を有する割合が示され、県内においては10%台の自治体が四つある反面、60%を超えている自治体もあり、4倍近い差があることが明らかとなりました。そこで、12歳児で虫歯を有する割合における県内市町村で差が見られることへの認識と、虫歯予防に有効と考えるフッ化物応用の取組への所見を健康福祉部長に伺います。

県民歯科口腔保健実態調査について少し触れさせていただきます。

2016年度に行われました実態調査は、従来までのやり方で、対象者としましては、厚労省及び県が指定した地区に在住する者であり、方法としては、選定した地区の会場にて集合形式で実施されたところではありますが、2022年度は、新たな調査方法としまして、対象者は、調査協力歯科医療機関を受診した者、方法は、同歯科医療機関を受診した者のうち同意を得られた者について情報提供するとされておりまして、サンプル数は、2016年度、2022年度ともおおむね2,000人ということでありました。

コロナ禍もありまして、感染防止対策の観点から、2022年度におけます調査方法は従来の方法から変更されたということでありまして、今後の調査方法については、厚労省の動向を踏まえ検討する予定とされておりまして、

そこで、令和4年度県民歯科口腔保健実態調査の調査対象を無作為抽出者から歯科医療機関を受診した人に変更した理由と、この調査対象の変更により実態と乖離した数値が出るなどの指摘がありますが、健康福祉部長の所見を伺います。

心の健康は体から、体の健康は口から。このように、口腔と全身の健康は密接に関係していることから、災害時の口腔ケア用品等はさらなる充実を図る必要があると考えます。能登半島地震においては、断水が続く中、歯科医師会より水を使わない簡易歯磨きセットなどが提供されたとの報道がありましたが、本県における備蓄状況はいかがか。健康福祉部長の所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には県人会との関わりについてのお尋ねでございます。

現在、県外事務所であります東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所におきましては、長野県人会連合会、名古屋長野県人会、近畿長野県人会などの県人会の皆様とも関わりを持ちながら県政の周知や推進に向けた協力をお願いしているところでございます。最近の具体的な例といたしましては、返礼品に頼らない県施策への応援や共感による寄附を募集する「ガチなが」でありますとか、環境部実施のライチョウ保護活動に必要な資金の寄附を募るクラウドファンディング、教育委員会所管の高校生の海外留学を支援する信州つばさプロジェクトなど、県の取組をお知らせするチラシや広報紙を県人会の会報と一緒に会員にお届けいただくなど、県施

策の周知等にも御協力いただいているところでございます。

また、県人会によりましては、年数回行われます定時総会や懇親会に招待していただきまして、知事、副知事、あるいは現地事務所長等が出席しまして、情報交換や意見交換を行う中で大変貴重な機会となっているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県会の思いを県政運営にどう反映させていくのかという御質問をいただきました。

広島信州県人会の皆様方のお話がありましたが、例えば、全国高等学校駅伝競走大会、全国都道府県対抗女子駅伝では、京都県人会の皆様方に大変な御協力、応援をいただいています。また、高校野球やラグビーフットボールの関係では、近畿県人会の皆様方にも御支援をいただいております。そういう意味で、ふるさと信州を本当に愛する皆様方が全国各地にいらっしやうり、そして様々な活動を応援していただけているということ、大変ありがたく思っているところでございます。

御質問でも紹介いただきましたように、東京、近畿、名古屋の県会で行われている新年会等には、私や副知事等も参加させていただいて、交流を深めさせていただいているところであります。また、本県の魅力発信や御寄附等での御支援、御協力もいただいているという状況であります。

今後どうするのかという御質問であります。私は、こうした皆様方とのつながりをもっと強化していかなければいけないと思っております。今申し上げたのは地域ごとの県会ですが、例えば、国の各省庁にも県会がございます。長野県出身者、長野県の勤務経験者、いつも長野県のことを応援していただいている方々が集っているわけでありまして、また、海外でも、例えばブラジルにも長野県出身で長野県のことを思い続けている方々がいらっしやるわけでありまして。

人口減少下において、ますますつながりが重要になってきていると思っております。いろいろな地域とつながっていく、交流人口を増やしていく、U I J ターンを増やしていく、こうしたことを考えたときに、やはりこうした県会の皆様方との連携、交流をもっと深めていくことが長野県の発展にとって重要だというふうに考えております。

私としては、こうしたいろいろな県会、市町村単位での集まりもあるというふうに伺っていますので、まずそうした情報をしっかり集めていきたいというふうに思います。その上で、リスト化して、今の関係性を踏まえ、どういう関係性が構築できるか、あるいは、将来的にはこうした県会の皆様方に一堂に会していただく場をつくるということも含めて、対応を考え

ていく必要があるというふうに思っています。

貴重な御提案をいただきましたので、県人会の皆様方とのつながりをより深めていくことができるように対応していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 歯科口腔について3点御質問をいただいております。

まず、県内市町村の12歳児の虫歯を有する割合について御質問がございました。

令和4年の長野県学校保健統計調査によりますと、12歳児で虫歯のない子の割合は全県で77.8%でございまして、全国平均の74.2%を上回っております。しかし、御指摘いただきましたとおり、歯科診療所の数や市町村の取組など様々な要因がございまして、地域によって差が見られることについては承知しております。

次に、フッ化物応用の取組についての所見という御質問でございますけれども、フッ化物応用につきましては、世界保健機関、WHOをはじめ、様々な関係機関によりその実施が推奨されているところでございます。

とりわけ、その一つであるフッ化物洗口、フッ化物水溶液でうがいするという方法でございますが、その普及を図るため、今年度、県におきましてフッ化物洗口マニュアルを策定する予定としております。今後は、この周知を図るとともに、フッ化物洗口を開始する小学校を支援するモデル事業を実施していく予定としております。これらの取組を通じまして、各市町村における虫歯予防の取組を支援し、虫歯を有する子供の多い地域の状況の改善を図ることによって、歯科口腔保健のさらなる充実を図ってまいります。

次に、県民歯科口腔保健実態調査の方法についての御質問をいただいております。

この調査は、県民の歯科口腔保健に関する意識や状況等を把握し、信州保健医療総合計画に掲げた歯科口腔に関する指標の進捗管理、評価等を行う基礎資料とするため、おおむね6年ごとに実施しているものでございます。

平成28年度までは、無作為抽出した地区の住民のうち協力が得られた方を対象に集合形式で実施しておりましたが、令和4年度においては、長野県歯科医師会等の関係者と協議する中で、コロナ禍により集合形式で実施することの懸念や、年々調査協力者が減少傾向にあり協力者数の確保が必要であるとの意見があったことを踏まえ、県内の歯科医療機関を受診した人で協力を得られた方、計2,080名に対してアンケート調査を実施するとともに、口腔内の診療情報を提供してもらう形式に変更いたしました。調査対象を変更したことにより、幾つかの設問に影響が生じる可能性もあり、データの推移を追っていく上で適切だったかという点はあるかと考えておりますが、その反面、歯の本数や治療の有無など口腔内の診療情報について多くの

データを得ることができたため、有効な面もあったと考えております。

今回の調査は、あくまでコロナ禍を踏まえて行ったものでございます。今後の実施方法につきましては、国の動向も踏まえ、関係者の皆様からの御意見も参考にして改めて検討してまいりたいと考えております。

最後に、災害時の口腔ケア用品等の備蓄状況についての御質問でございます。

災害時に必要となる口腔ケア用品や医薬品、医療器材等の備蓄につきましては、長野県地域防災計画や長野県歯科医師会との協定に基づき、長野市内の長野県歯科医師会館に使い捨て用の歯科健診セットや歯ブラシなどが保管されているところでございます。また、令和元年東日本台風による災害を受けて、令和2年度には、国の補助金を活用いたしまして、持ち運び可能な歯科医療器材を長野県歯科医師会館と松本市歯科医師会館の2か所に整備したところでございます。

災害時における歯科口腔保健医療は大変重要であると認識しております。今般の能登半島地震におきましては、備蓄していたものに加え、日本歯科医師会をはじめ歯科関連の製造業者などからの支援も行われておりますので、こうした支援も含めて十分な口腔ケア用品等が避難所に行き渡るよう適切な準備について関係団体等と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

県人会についてであります。これほど郷土愛にあふれて全国に県人会を有して活動されている県はほかにはないのではないかと思います。他県の県会の結成状況などを調べるにはなかなか苦労されると思いますけれども、ぜひ他県と調査比較していただきまして、信州への郷土愛の強さを全国に発信していただきたいと思います。

そして、県外からの御協力、PRについての感謝の意が答弁からも感じられたところでありますけれども、これは、あって当然なのだと思います、これからもつながりを大切に深めていただきまして、可能な限り活動の支援に努めていただきたいと思います。

また、現在、県庁内に県人会を横断した所管部局はありません。今後、一元化を検討の上、県人会の皆様のご意向も確認した上で、知事からも答弁があったところでありますけれども、全国の信州人が何年かに一度この信州に集い、親睦を深め、意見交換を行う、これは仮称であります。信州人サミットのような横の連携を図る事業を検討していただきたい。以上のことを要望しまして、私の今定例会の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）自由民主党県議団、上田・小県郡区選出の山田英喜です。

最初に、観光振興財源について伺います。

今、多くの産業において人材不足が課題となり、これは、人口減少に伴う生産労働人口の減少に加え、急速な経済回復により、同時に多くの分野において人材の需要が高まっていること、そして、これまで長野県も注力してきた外国人労働者に、他国との賃金差などから日本が働く場として選ばれなくなってきたこと。また、インフレに向かう過程の中では歴史的にも人材不足になる傾向があることなど、幾つもの要因が重なり、今の日本の現状があります。

とりわけコロナ禍で大きな影響を受けた宿泊事業者は、どうにか乗り切ろうと資金を借入れ、今はその返済の時期になっています。最近では、週末に限らず、長野駅や上田駅のホームにも多くの観光客の姿が見られるように、旅行者の需要が回復している時期に、旅館やホテルなどでは働く人が足りず、部屋が空いていても宿泊者を受け入れられないという状況があると伺い、やるせない気持ちになります。

そうした中、長野県では、観光振興財源として宿泊者に対する課税を検討しており、昨日宮下議員、奥村議員からも質問がありましたように、この財源が宿泊事業者にとってメリットがあるものとしていくことや、徴収する業務の負担ができる限り少ない形で検討されていくことを願います。

日本では、2019年から、出国する旅客に対して、航空チケットに1,000円が上乗せされ、観光旅客税として徴収されていますが、コロナ禍以降、人の移動が活発になってきたことから、国外では多くの地域で観光税が導入されており、国内においても既に導入されている地域があります。

現在、長野県においては、外部有識者や観光関係事業者で構成される県の観光振興審議会に設置された観光振興財源検討部会において議論されており、使途や事業規模は今後の検討部会で示されるとありますが、恐らく、条例などが議会に示された後では、一般質問で取り上げても意見を盛り込んでいただくことは難しいかと思っておりますので、今回、質問項目に取り上げさせていただきます。そこで、他県での取組状況を参考としながら県としての観光振興財源に対する考え方を持つべきと考えますが、現時点での考え方はいかがでしょうか。

また、国内外の観光税の多くは、観光客による交通渋滞やごみの問題など観光公害とも言われたオーバーツーリズムの解消を目的に導入されたケースも多く、観光地単位の狭い範囲で検討されることが多い状況です。仮に長野県全体で導入した場合、オーバーツーリズムが生じていない地域への影響も懸念されますが、県全体で導入を検討する意義について伺います。

加えて、長野県では、他県から合宿や修学旅行、スキー教室などで訪れ、宿泊するケースも多くあります。その中には、混雑する時期をずらすなど、なるべく費用を抑制したいという観点から訪問先を選ぶことが考えられます。宿泊税を導入する場合、これらの宿泊は課税対象から外すなど考慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、奥村議員から、徴収した税金の市町村への配分について質問がありましたが、私も、この配分に当たっては事業者の意見を十分に聞いた上で決定すべきと考えます。

そして、私からは、配分の際に、申請が複雑な補助金などではなく、交付金など活用しやすい方式を採用していただくべきと考えますが、いかがでしょうか。かつて長野県においては、宿泊事業者が特別徴収義務者となり、特別地方消費税を徴収していたことがあります。その財源が一般財源に入ってしまう、使途が分からなかったなどの意見が寄せられ、2000年に廃止されました。昨日も、今回の観光振興財源ではこの特別地方消費税を想起させないようとの答弁がありました。一般財源と区別して活用先を明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

加えて、観光地や合宿地などの多くは、狭いエリアで町が形成されることも多く、様々な社会実装のモデルとして検討していくことが期待されます。自動運転やライドシェアの試験的導入など先進的な取組に対してこの財源を活用していくことも重要だと考えますが、金井観光部長に所見を伺います。

次に、教科書選定について伺います。

以前の教科書選定の過程において、発行業者が関わる教員などに金品を渡していたことが全国で問題になっていたことから、当時、上田市議会で取り上げさせていただいたことがありました。同課題については、都道府県においても関連するところですので、質問してまいります。

令和2年6月定例議会の一般質問において、大井議員が歴史認識の意義について質問され、歴史に関わる諸事象については、他国を尊重しながら、多面的、多角的に考えることが重要であること、そのことを通して、我が国の歴史に対する愛情や国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化、そういったものを尊重しようとするものの大切さについて自覚を深めることが重要であるという答弁をされています。

こうした歴史教育の意義を持つ中で、当時は社会の教科書による問題が大きく取り上げられ

ておりました。教科書採択の際に多くの発行業者が採択に関わる教員などに金品やお歳暮を渡していた問題が明らかとなり、文部科学省が以前に小中学校用教科書を発行する各社に求めている自己点検結果を発表したところによると、全22社のうち12社が検定中の教科書を教員ら延べ5,147人に見せ、うち10社が延べ3,996人に謝礼として数千円から5万円の金品を渡し、採択権限を持つ教育長や教育委員にお歳暮を贈っていたことが明らかとなりました。当時、県内の状況をどう把握し、どのような対策を図ってきたのか。また、現在県内でこのような事案はないと言えるのか、併せて伺います。仮にこのような事案が起きたとすれば、子供たちの教育に対して大きな影響を与えることになると思いますが、所見を内堀教育長に伺います。

仮に建設業者から国や自治体側の許認可を持っている者への賄賂が発覚すれば、贈収賄事件となります。自治体工事の指名入札業者から外されるペナルティーも受けます。全国的に発生している謝礼という名の金品のやり取りが教科書採択の選定に影響があったとすれば、立派な賄賂となるわけですから、本来であれば自己申告以外の徹底した調査が必要であり、仮に教科書選定に影響があったという事実が発覚した場合、教科書発行業者に対しても厳しい処分が必要だと考えますが、長野県の所見を内堀教育長に伺います。

また、教育において信頼を確保することは非常に重要なことと考えます。知事は、信州学び円卓会議などにおいて教員の在り方について議論をしていますが、教育の信頼性の確保も含め、教員に期待していることは何か、阿部知事に伺います。

次に、海外展開について伺います。

阿部知事は、2022年のオーストラリアへのトップセールスにおいて、活気にあふれた現地の状況と当時の日本の置かれた状況を比べ、大きな衝撃を受けたと話されていました。私が知事に同行させていただいた2022年10月の際には、オーストラリア政府と中国政府の関係が悪化していたこともあり、日本とオーストラリアの関係はいまだかつてないほど良好な関係であると言われていました。ただ、昨年（2023年）10月に訪問させていただいた際には、オーストラリア政府の政権が変わっており、中国政府との関係が若干改善していることもあって、1年前のオーストラリアと日本の関係よりは若干距離があった印象は否めないなど、政治的な不安定さは注意しなくてはならない点だとも感じました。

加えて、オーストラリアは今後人口増が見込まれていますが、人口約2,500万人と、輸出に対し全面的に注力していくには人口規模が小さい国であると考える一方、今後の経済成長は中長期的に続いていく予測が強いことや、都市ごとにまとまりがあり、販売するターゲットを絞るやすいことから、企業などが輸出を試みるには適した国と考えます。

そうした中で、県では、越境ECサイトであるJFCオンラインとSake Ichibanを活用し、オーストラリアへの県産品の販売促進に取り組んでいます。両サイトにおける販売

実績とオーストラリア国内での反応はどうか。現状の分析と今後の展開について営業局長に伺います。

また、今年度からオーストラリアに現地コーディネーターを設置しましたが、その役割と今後の活用の在り方について観光部長にお伺いします。

知事が直接海外へ行き、現地の状況を見て、今後の日本や長野県の方向性を考えていくことは大変重要だと考えます。阿部知事は、トップセールスの主な目的として、観光客の誘致と農産加工品などのセールスを行っております。

一方で、長野県の多くの雇用を支える製造業などの工業製品の売り込みは今のところ行っていませんが、長野県の製造業は、蚕糸業の糸を巻き取るモーターの技術から精密機器、多くの自動車部品などで高い技術力を発揮してきました。近年の動きを見ると、部品加工の技術を活用して完成品を製造する企業も増えてきていること、海外との物価の差や円安の状況もあり、工業製品の輸出を加速させていくことも重要であると考えます。

昨年、議員派遣でオーストラリアを視察させていただいた際に、エプソンのシドニー支店を訪問させていただきましたが、エプソンでは、日本以上に環境への関心が高いオーストラリアのニーズを捉え、販売戦略を練って営業をしていました。このように、現地に拠点をもち輸出ができる規模の企業は、この絶好の機会を逃すことなく収益を上げている印象を強く受けました。

オーストラリアへの輸出だけを見ても、規模の大きい企業が当然多いところですが、思いとしては、グローバル化が加速し、物理的には変わらなくとも、世界との距離が近づいている今の時期に、小規模企業の輸出のハードルを下げしていく必要性を感じます。

農産物や農産加工品、観光誘客に比べるとハードルは高いとは感じますが、他県では、優れた技術を売り込むトップセールスを行うケースや、商談の場に赴くなど、行動を取り始めている県も多くあります。私は、長野県が知恵を絞り、長野県産業振興機構やジェトロなどと連携し、知事が海外へ行った際には、工業製品の売り込みが主目的でなくても、工業製品も売り込みたいとの姿勢を見せることで県内企業の機運が高まることや、行政における支援での輸出のハードルを下げっていくことも可能であると考えます。

そういった意味からも、知事が海外へ行かれた際には、県内産業の強みである製造業にも積極的に関与してほしいと考えますが、県内製造業の今後の海外での販路拡大について、所見を阿部知事に伺います。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には観光振興財源につきまして5点、海外展開につきまして1点御質問をいただきました。

まず、観光振興財源に対する県としての考え方についてのお尋ねでございます。

昨日宮下議員にお答えしましたとおり、観光振興財源につきましては、現在、県からの諮問によりまして観光振興財源検討部会で御議論いただいております。このため、県としての考え方については、それらの議論がまとまり次第、可能な限り速やかにお示ししてまいりたいと考えますので、御理解をいただきたいと考えております。

続きまして、県全体で観光振興財源導入を検討する意義についてのお尋ねでございます。

観光に関連する宿泊税や入域税など法定外税は、京都市や金沢市、安芸の宮島がある広島県廿日市市などオーバーツーリズムへの対応、あるいは、大阪府、福岡県など急増するインバウンドへの受入れ環境整備の必要性などに対応する目的で導入されたものと聞いております。

これに対しまして、本県の観光振興財源は、短期の滞在者であります旅行者に一定の御負担、御協力をいただきまして、観光がもたらす弊害の防止や除去にとどまらず、県内の各地域にある強みや特徴を大きく伸ばすための観光振興施策に取り組むことで世界水準の山岳高原観光地長野を共につくっていくための制度として検討しているものでございます。

続きまして、宿泊税を導入する場合の合宿や修学旅行等の課税免除についてのお尋ねでございます。

学習旅行の課税免除につきましては、現在宿泊税が導入されている9自治体のうち3団体が課税免除となっております。金沢市においては、課税免除ではないものの、助成制度を設けているところでございます。

検討部会の中間取りまとめにおきましては、学習旅行等については課税免除とせず、助成制度などの負担軽減策を別途県において検討することとされておりますけれども、パブリックコメント等では課税免除を求める御意見も寄せられております。

議員御指摘のとおり、学習旅行は費用に一定の上限があり、他県との競合も見込まれます。今後、県としての制度の在り方の検討に当たっては、課税免除となる条件の設定や事務の煩雑化などの想定される課題に対しまして事業者等の御意見もお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、各市町村への配分方法でございます。

昨日奥村議員の御質問にお答えしたとおり、補助金、交付金とするかも含めまして、市町村への配分方法については、事業者や市町村など関係者の声をお聞きしながら県として制度の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

一般財源との区別や活用内容の明確化につきましては、御負担いただく観光客に対する説明という意味でも重要な観点でございまして、県としてもその方法等について導入自治体の状況等も参考にしながら検討する必要があると考えております。

5点目でございます。先進的な取組に対して財源を活用することへの所見についてのお尋ねでございます。

自動運転やライドシェアの活用など観光地における二次交通の充実強化は、検討部会のほか、市町村とのワーキンググループにおいても観光振興の大きな課題の一つとして取り上げられてきたところでございます。

今後、県として観光振興財源の検討を進める際には、検討部会からの検討結果を踏まえつつ、議会をはじめ事業者、市町村等関係者の御意見をお聞きしながら、効果的な用途について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、海外展開について、オーストラリアの現地コーディネーターの役割と活用についてのお尋ねでございます。

オーストラリアからの皆様は、統計的にも長期滞在が期待でき、旅行消費単価が高いため、高付加価値旅行市場として、オーストラリアは重要なターゲット国であるというふうに考えております。

県内の延べ宿泊者数は、令和5年の1月から11月までの実績で約6万8,000人泊と、国・地域別では4番目となっております。しかしながら、訪問は冬季にかなり集中しておりまして、グリーン期の誘客を進めることでさらなる拡大が図られるものと考えております。

そこで、今年度から現地事業者を観光コーディネーターとして設置しまして、現地商談会への出展やオンラインによるセミナーの開催等、旅行会社やメディア等への営業活動により、本県への関心と認知度を高め、具体的な旅行商品の造成、販売につなげていきたいと考えております。

このコーディネーターを通じまして、タイムリーに現地市場の動きが届けられ、かつ自然や歴史文化、食など本県の魅力を現地の目線で現地のニーズに合った発信ができるよう、効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）教科書選定について3点御質問を頂戴いたしました。

初めに、長野県における教科書採択に関わる問題についてのお尋ねでございます。

県内の義務教育諸学校の教科書選定に当たっては、12の採択地区協議会ごとに選任された調査員が教科書の調査研究を行い、採択地区内の市町村教育委員会において、その結果に基づき、教科書を採択しております。県教育委員会は、12の採択地区協議会の参考となる資料を作成し、提供する役割を担っております。

本県では、平成27年度に、検定申請本の意見聴取に対する謝金を受け取った教員が、その後

教科書採択に関わる調査員となった事案がございました。この件について、当時、県教育委員会が関係者への詳細な聞き取り調査を行いました。採択については公正公平に行われ、採択結果への影響はなかったと判断いたしました。

一方、教科書会社の意見聴取に参加していたことについて申告せずに調査員を引き受けていたことに関しては、公正性、透明性の確保という点から疑念を抱かせかねない行為であったと考えております。このため、以後、県教育委員会では、教科書採択における公正の確保に関する研修資料を作成し、教科書採択に直接の利害関係を有する者や、直接の利害関係がなくても特定の教科書発行者と関係を有する者を調査員等として選任することは不相当であることなどを市町村教育委員会や各学校に周知しております。

あわせて、市町村教育委員会には、調査員を選任する際、採択に直接の利害関係がないことを確認するよう求めてまいりました。このような対応によって、平成28年度以降、教科書採択において県民に疑念を生じさせるような事案は発生していないものと認識しております。

次に、教科書選定に係る不適切な事案が教育に与える影響についてのお尋ねでございます。

教科書は、全ての児童生徒が必ず使用するものであり、児童生徒の学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であります。万が一特定の教科書発行者と関係を有する者などによって公正性、透明性を欠いた教科書採択が行われたとすれば、極めて不適切であると考えております。

最後に、不正を行った教科書発行業者に対する処分についてのお尋ねでございます。

平成29年8月、文部科学省は、発行業者により不公正な行為が行われた場合、関係する教科書について直近の検定を不合格とする教科用図書検定規則の改正を行いました。

文部科学省は、令和5年3月にこの規則を適用し、不正を行った発行業者が申請した教科書について令和5年度の検定審査を不合格としており、その業者は、今回、教科書としての発行ができなくなっております。県教育委員会といたしましては、引き続き文部科学省令に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、教員の信頼性の確保も含め、教員に何を期待しているのかという御質問であります。

公立学校の教員につきましては、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行して、県民の皆様方、市町村の住民の皆様方の理解、信頼を広く得られるような存在であることが重要だというふうに思っています。

また、教員全般でありますけれども、子供の教育に携わるということは、やはり非常に崇高

な使命を帯びているわけでありますので、ぜひ志をしっかり持って子供たちのために活躍して
いていただきたいというふうに思っています。

信州学び円卓会議でも、信大教育学部の学生や学校の先生方と対話をさせていただきました。
学生たちに「こんな教員になりたい」というテーマで話を聞かせていただいたところ、子供を
縛らず自由な学びを尊重する。一人一人の個性を認め、向き合っていく。また、子供目線で共
に楽しみ共に学ぶ、そういう教員になりたいという意見が出されていました。

現役の教員の皆さんとは、「教員から見た理想の学びとはどういうものか」というテーマで
話をしたところ、子供も教員も学びを楽しむ。一人一人の子供を基点とした学びの支援をして
いく。子供たちが安心感や生きる喜びを感じられるような学びをしていくとの意見が出されま
した。

現役の教員の方も、これから教員になろうとしている方たちも、やはり一人一人の子供に
しっかり向き合っていくことが必要で、子供の個性を尊重していく。子供基点で考える。そし
て、何よりも自由で楽しい学びを実現したいと、かなり共通しているのではないかというふう
に思いながらお話をお伺いしておりました。

社会は大きく変化していますので、私としては、教員の皆さんには広い視野を持ち続けても
らいたいというふうに強く願っていますし、もうA Iの時代の教育ですから、これまでの教育
の在り方は、未来に向けて恐らく通用しなくなってくると思いますので、ぜひ新しいことに積
極的に挑戦していってもらいたいというふうに思います。その中で、子供一人一人に向き合っ
て、そして、子供たちにとっても楽しい、自由度が高い教育、学びをぜひ長野県から進めて
いってもらいたいと思います。私としては、そのための環境整備を教育委員会と協力してしっ
かり進めていきたいと考えております。

続いて、海外展開に関連して、製造業についても知事がもっとしっかり関わるべきだという
御指摘でございます。

オーストラリア訪問の際には、御質問にもありましたように、輸出の拡大、あるいはインバ
ウンドの誘致ということに力点を置きました。これまでの海外訪問では、いろいろなテーマが
ありましたが、その中で製造業の活性化ということにも取り組んできています。

長野県はやはりものづくり県でありますので、特にこうした製造業の海外販路の拡大は非常
に重要だと思っています。これまでも、海外展示会で長野県ブースを設けたり、単独ではなか
なか参加が難しい県内企業の出展を支援したりということで応援してきています。

私も、先日、ヨーロッパへ行ったときには、ドイツのE V関連研究所において、県内企業の
皆さんにもオンラインで参加してもらって、県内の企業の技術のプレゼンテーションを一緒
に行わせていただいています。

また、これまで、例えばアメリカのコロラド州との相互協力、あるいはベトナムの計画投資省との経済交流に関する覚書、タイの工業省との経済連携に関する覚書、こうした取組を通じて、県内企業が海外に進出していく、海外と関係をつくっていくための後押しをさせていただいているところでございます。ただ、コロナ禍でこうした国際関係を進展させるのが難しい時期が続きましたので、もう一回しっかり腰を据えて海外戦略に取り組まなければいけないというふうに思っています。

海外への販路開拓も含めて、県内企業が進出していくための環境整備や、展示会の出展等を通じて商談機会を確保していく、こうした取組を引き続き広くサポートすると同時に、私としても、相手方の政府や関係機関との関係強化を通じて、こうした企業の活動を応援していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）海外展開に関して、オーストラリアでの越境E Cの実績と今後の展開についてお答えします。

オーストラリアは、上昇しているGDPや高い個人所得等から購買力が高いこと、また、多くの観光客が訪れるなど、日本文化、食に対する興味関心が高いことなどから、県産品の輸出拡大に当たって非常に重要な国であると認識しています。

このため、昨年度から、日系企業のグループ会社であるJFCオーストラリアが運用するE Cサイトと酒類を販売するSake Ichibanに長野県特設ページを設けまして、みそや日本酒等、22社、66商品を販売しており、累計の売上げは1,000万円を超える実績となっています。

オーストラリアでは、健康志向から発酵食品への関心が高まり、例えばみそが定番商品化していますが、さらに家庭での消費拡大につなげるため、昨年、「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマとしたレセプションやクッキングショーを開催いたしまして、みそや塩こうじ、日本酒等、発酵食品の魅力を発信したところであります。

参加されたインフルエンサーのSNSでは、発酵食品に多くの「いいね」がつくとともに、E Cサイトではみそや日本酒などの一部商品が完売するなど、一層の販売拡大に大きな期待を得られたところであります。

今後は、E Cサイトでお米、特に風さやか等の新商品を販売するほか、現地バイヤーを招聘した県内事業者との商談会や現地小売店での長野フェアの開催、また、観光レップの活動等、インバウンド事業との連携などによりまして、県産品のさらなる販路拡大につなげてまいります。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）観光振興財源の導入については現在検討中ということで、議論の中で県の方向性を示すということでありました。

今回、実際に多くの宿泊事業者の皆様にご意見をいただいた上で質問させていただきました。ぜひ検討の過程の中で可能な限り盛り込んでいただき、宿泊事業者が希望を見いだせるように進めていただければと思います。

答弁の中で、教育旅行に対してということもありましたけれども、一部合宿などについてもやはり上限が決められて、他県に取られてしまわないように、長野県に多くの合宿を呼び込めるように御尽力いただければと思います。

また、教科書選定では、文部科学省に認可された教科書は何種類もあるわけですが、その中で、長野県の状況を見ると、ほぼ同じ教科書が採択されているといった状況でございます。私も国で認可された社会の教科書を確認させていただきましたが、恐らくどの発行業者も各地域で採択されるためによりよい教科書となるよう尽力しているものと思います。

採択権限を持つ教育長や教育委員が替わっている中で、教科書の選定に当たっては前年の踏襲が多いという状況があり、例えばオンライン授業などで同時に授業を配信するため、教科書を同じにすることで教員不足の解消につながっていくなど、こういった明確なものがあれば理解はできるのですが、変化する時代の中で、毎回子供たちにとってどの教科書がいいのかをそれぞれの現場で十分に考慮しながら選定していただきたいと思います。

そして、海外展開については、阿部知事からも製造業の海外展開が重要だという答弁をいただきました。オーストラリアのケースを見ると、人件費が高いこともあって、他国で製造して輸出したほうが採算がいいとのことで、日本の大手自動車メーカーも製造工場を撤退したという状況を見ても、長野県の技術力の高い工業製品を輸出していく大きなチャンスがあると考えています。民間でできることの後押しをスピード感を持って行政で行っていただきますように期待をして、一般質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。通告に従い、人口減少時代を見据えた中心市街地の在り方について3点、県内企業のデジタル化支援について3点、指定管理者制度などの公民連携手法について3点、一括にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは人口減少時代を見据えた中心市街地の在り方についてであります。現在、長野県が女

性・若者から選ばれる県づくりを推進していることを前提に、若者の県外流出防止、Uターン促進について焦点を当てていきたいと思えます。特に、魅力あるまちづくり、中心市街地の在り方について伺いたします。

本来、中心市街地は、商業、行政、レクリエーション、居住等の都市機能が集積し、伝統文化、歴史をはじめとする特色ある地域性が育まれ、町の顔となってきた経緯がございます。しかし、現在、県内各地の多くの中心市街地が、空き地、空き店舗の増加、にぎわい空間の魅力の低下、商業施設の撤退、後継者不足による商店街の活力の低下をはじめ、課題は山積していると同時に、中心市街地の空洞化も深刻化してきているわけであります。

また、県内から県外へ、特に、東京をはじめ大都市圏への人口流出に歯止めがかからず、進学や就職のタイミングで10代の後半、20代の若者の流出が大きな問題となっているわけがございます。

また、地元伊那・上伊那の高校生、大学生の皆さんの声に耳を傾けますと、日々の生活において、中心市街地、町なかの商店街に行く機会が減り、中心市街地での思い出や経験がないことで、中心市街地に対する愛着につながらず、ひいては地元地域に対する郷土愛の希薄化に拍車をかけている現状もあるわけがございます。

自分自身の子供の頃を振り返ってみましても、中心市街地は、家族や友人とわくわく、どきどきする心躍る大切な時間を過ごした思い出の場所となっているわけがございます。その大切な思い出が郷土愛の一部を形成し、少なからず自分自身の帰郷に影響を与えていることも事実であります。

そうした現状の中、長野県として都市計画を進めていく上で、建設部として基本方針に都市機能を中心市街地や地域拠点に集積することを盛り込み、人を引きつける快適な県づくりを押し進めているわけであります。

具体的には、市街地再開発事業、都市構造再編集中支援事業等が今後の中心市街地の都市機能を充実させ、にぎわいあるまちづくりを促進し、また、それぞれの地域の特性を生かした個性あるまちづくりが、住民生活の質の向上、地域経済の活性化につながるわけであります。加えて言えば、若い世代の皆さんにとって魅力あるまちづくり、中心市街地でなければ、県外流出防止対策やUターン促進対策につながらないわけであります。

そこで、現在、県内の中心市街地、市街地再開発の動向に目を向けますと、県庁所在地である長野市において、長野駅善光寺口前のエリアでタワーマンションの建設をはじめ市街地再開発事業が進められていることは、大変大きな関心事であります。また、松本市においても、中心市街地のシンボリックな大型商業施設である松本パルコの閉店後の後利用にも注目が集まっているわけであります。

さらに、南信地域、伊那谷においても、飯田市ではリニア中央新幹線開業に伴う仮称長野県駅周辺の再開発への機運が高まりつつあるわけでございます。加えて、私の地元である伊那市においても、リニア開業、三遠南信自動車道開通によって人の流れが劇的に変わることで、そして、高校再編に伴い、仮称伊那新校の校地が伊那北高校に決まり、仮称上伊那総合技術新校については上伊那農業高校の校地を活用する方針が示されるなど、中心市街地の一角であり、最寄り駅となるJR伊那北駅周辺の再開発の計画も活発になってきているわけであります。

また、長野県らしい中心市街地の在り方を考えたときに、県が進める信州まちなかグリーンインフラ推進計画も大変期待している取組でございます。都市施設や土地利用に信州の自然、緑の多様な機能の活用を図るまちなかグリーンインフラを推進することによって、人口減少に対応した都市のコンパクト化、長野県ゼロカーボン戦略の加速、地球温暖化、気候変動に伴う激甚化する自然災害に対応するための都市防災機能として期待できるわけであります。

今後、長野県内各地の中心市街地活性化、市街地再開発を進めていく上で、各市町村が主体的な取組を進めていくためにも、今まで以上に県としてのリーダーシップ、市町村連携支援が必要であると考えます。

そこで、新田建設部長に3点お伺いいたします。

1点目として、県が中心市街地の活性化、再開発を支援している中で、具体的に本年度の市街地再開発事業、都市構造再編集集中支援事業等の現状及び県内市町村に対する支援の状況についてお伺いいたします。

2点目として、信州まちなかグリーンインフラ推進計画において、長野県及び長野市、松本市、上田市、飯田市が共同で策定したグリーンインフラエリアビジョンが若者にとってどのような魅力につながるのか、そのお考えと、重点エリアの拡大等も含めて、今後の見通し、計画についてお伺いいたします。

3点目として、現在伊那市では、高校再編に伴い、最寄り駅となる伊那北駅が1日約2,000人の利用者が見込まれることを視野に、伊那市駅も含めて、中心市街地における新しいまちづくりが検討されておりますが、県としてどのような支援ができるのかをお伺いいたします。

続いて、県内企業に対するデジタル化支援についてであります。

未曾有のコロナ禍を経験して多くの犠牲を払ってきた一方、企業として前向きかどうかは様々な意見があるかと思いますが、事実としてデジタル化が加速してきたことは、業務の効率化、人手不足対策、生産性向上につながる意味では大変よい動きであります。さらに、AIやIoT、オンライン会議システムといった新産業技術や新ツールの登場も、デジタル化を後押ししてきた大きな要因であります。

現在、県としては、公益社団法人長野県産業振興機構に、県内の中小企業・小規模事業者を

中心に、デジタル技術の導入、DXを進めるためのセミナーの開催から個別相談等の対応まで積極的に展開してもらっているわけであります。しかしながら、県内企業の実態は、長野経済研究所の調査では、6割以上の企業はデジタル化が遅れていると、こういった認識の結果が出ているわけであります。

ただし、一言でデジタル化と言いましても、取り組んでいるフェーズによって進捗具合に濃淡があるわけであります。例えば、中小企業白書で示している自社のデジタル化の段階、フェーズでは、紙や口頭での業務が中心であるが段階1、電子メールや会計ソフトを使っているが段階2、売上げ、顧客、在庫情報等をシステム化しているが段階3、データ利活用によって販路拡大、新商品、新サービスの開発につなげているが段階4と、デジタル化の進捗具合には段階がある上、大企業、中小企業・小規模事業者と組織的な規模感やデジタル化に取り組む業務内容や分野によっても様々であるわけであります。

各種シンクタンクの調査結果や、地元伊那・上伊那地域の中小企業の経営者の皆さん、商工会議所をはじめとする商工団体に現状を伺ってみましても、総じてデジタル化への対応は遅れている上に、課題は多岐にわたっているということが浮き彫りになってくるわけであります。そもそも導入コストの余裕がない。デジタル化を進めることによってどれだけ売上げ、利益に貢献するのか疑問である。そういった本音を漏らす中小企業・小規模事業者もいるわけでありますし、さらに、小規模事業者の一部には、デジタル化と言われても何をどうしていいのかわからないと、こういった声も少なからず聞こえてくるわけであります。

もちろん、大企業であれ、中小企業であれ、小規模事業者であれ、企業経営、事業を運営していくことの基本は、やはり自助、共助、公助という考え方でありますが、どこまで支援をすれば、また、そもそも論に対する普及啓発活動にどこまで取り組む必要があるのか、こういった意見もあるかもしれませんが、やはり県としての支援は、あくまでも寄り添う姿勢、伴走型である必要があると感じております。

また、デジタル化が遅れていると感じている企業がある一方で、4割の企業は少なからず進んでいるわけであります。そうした企業はどのような考えでどのような取組を実践しているのかをヒアリングしてみますと、確かにインボイス制度、また、改正電子帳簿保存法などへの対応によって必要に迫られて会計業務をデジタル化した企業もありますけれども、コロナ禍を経験して、情報共有の見える化、コミュニケーションツールの導入、顧客管理や受発注、在庫管理などのデジタル化によって、CS向上、売上げ・利益拡大につなげている企業も多いことが見えてくるわけであります。

さらに、デジタル化が進んだ理由を深く掘り下げてみますと、デジタル化の目的、目標が明確であった。経営層が陣頭指揮を執った。デジタル化を段階的に進めたといった意見が多いわ

けであります。特に注目すべき点は、中小企業・小規模事業者ほど経営者の鶴の一声効果が絶大であるため、大企業に比べてデジタル化が力強く進んでいると回答する事例も多く見受けられました。

こうした県内企業のデジタル化の動向についての分析データと現場の生の声を聞く中で乗り越えていかななくてはならない課題を考えてみますと、経営者の意識改革と行動力、デジタル化のコスト負担軽減、デジタル人材不足対策に集約されるように感じます。

今後、以上のような課題を解決しながら県内企業に対するデジタル化支援を行っていくためには、継続的なデジタル化支援に対する資金支援、経営層に対する意識改革、デジタル人材育成に加えて、県内企業とIT企業をつなげる民間同士の仕組みづくりも県の取組として期待するところでもあります。

そして、先ほど触れましたとおり、そもそもデジタル化に対する意識が低い中小企業・小規模事業者の皆さんに対しても粘り強く普及啓発活動をお願いしたいところでもあります。

そこで、田中産業労働部長に3点お伺いいたします。

1点目として、長野県として県内企業におけるデジタル化の導入、効果等の動向についてどのような現状分析、現状把握をされているのかをお伺いいたします。

2点目として、県内企業に対するデジタル化支援について、県独自の取組、長野県産業振興機構としての取組の現状と課題等について御所見をお伺いいたします。

3点目として、県内企業のデジタル化が進んだ先の県内経済についてどのような展望を描いているのか、お考えをお伺いいたします。

そして、最後に、指定管理者制度などの公民連携手法についてであります。

民間ができることは民間に任せようと、公共施設等の運営を広く開放する指定管理者制度が始まって20年目を迎えました。当初から、指定管理者には民間事業者としての蓄積したノウハウがあり、多様化する住民ニーズに応えやすく、利用者の満足度向上に寄与することが期待され、さらには、民間事業者間での競争原理に基づき自治体の経費削減につながる狙いがあったわけでもあります。

しかし、昨今、社会経済情勢の変化やコロナ禍を経験し、全国的に事業者の応募が低調になるなど、様々な課題が浮き彫りとなり、民間の創意工夫を生かすためにも、柔軟でリスクに配慮した運用が必要となってきたわけでもあります。

例えば、都道府県、市町村に限らず、指定管理者を公募しても応募がないと、管理料を引き上げざるを得ない、応募者が1者のみである、こういった競争原理が機能していない事例も見られるわけでもあります。

また、経費削減を優先するあまり、サービス低下や指定期間ごとに指定管理者が替わるなど、

提供するサービスにおいて継続性や連続性が保ちにくくなるケースも見受けられます。実際、こうした意見や不安を含めた声の一部が行政担当者、指定管理者、利用者である地域住民からも漏れ伝わってくるわけであります。

さらに、長野県においては、平成15年に長野県PPP/PFI導入指針が策定され、令和3年に改正されております。指定管理者制度は、県民目線で施設の運営に目を配りつつ、公共サービスの質の向上、持続的なサービス提供が重要であり、PFIなど公民連携の手法も含めて、見直す点は見直し、成果が表れている点についてはさらに推進していく必要性を強く感じます。

現在、長野県として導入している指定管理者制度は、都市公園、県営野球場をはじめ、レクリエーション・スポーツ施設が10施設、県営総合射撃場の産業振興施設が1施設、文化会館・美術館をはじめ文教施設が11施設、西駒郷、信濃学園をはじめ医療・社会福祉施設が5施設と、全体で27施設であります。

施設運営状況や評価等については県のホームページにも公開されておりますが、モニタリング要領に基づき、適切に現状把握・分析がなされていることは評価すべき点であります。

長引いたコロナ禍の影響に加えて、エネルギー価格の高騰による光熱費の負担増や様々な物価高、人手不足などによって、指定管理者である民間事業者、また、今後指定管理者として応募を検討している民間事業者を取り巻く環境は厳しさを増しているのが現状です。

しかしながら、現在、県内経済の活性化の観点からしますと、民間事業者に対して新たなビジネスチャンスをもたらすことや、新たな官民パートナーシップの形成が期待されるわけであります。指定管理者制度導入から20年という節目を迎えたからこそ、改めて県と27施設の指定管理者が理解と対話を深め、公共サービスの質向上、持続的なサービス提供に向けて取り組んでいくことを期待するわけであります。

そこで、玉井総務部長に3点お伺いいたします。

1点目として、県は指定管理者制度に関するガイドラインやPPP/PFI導入指針を策定し、様々な公民連携に取り組んでいるところでありますが、平成15年に指定管理者制度が創設されて20年が経過する中、住民サービスの水準の向上、県の歳出削減、民間事業機会の創出、この観点から、指定管理者制度の効果をどう評価し、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

2点目として、指定管理者制度の効果を振り返る中で、公民連携手法の一つであるPFIに関する今後の方針について御所見をお伺いいたします。

3点目として、今般の甚大な被害につながった能登半島地震をはじめ、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化している中で、災害発生時には、指定管理者制度を導入している公共施設等が避難所となるケースが考えられますが、大規模災害の発生時における指定管理者制度導入施

設の避難所指定等の現状についてお伺いいたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、中心市街地の在り方について3点御質問をいただきました。

まず、市街地再開発事業等の現状及び県内市町村に対する支援の状況についてのお尋ねでございます。

まず、市街地再開発事業は、市町村の都市計画に基づき、不良街区の解消や土地の高度利用を図るもので、県内では過去に伊那市駅前のいなっせの整備などに活用され、本年度は長野駅前1地区で実施されております。

また、都市構造再編集集中支援事業は、市町村の立地適正化計画に基づき、公共・公益施設の誘導、整備、そして居住環境の向上を図るもので、県内では、小諸駅や上諏訪駅周辺において、駅前広場や道路、公園、交流施設の整備などに活用されており、本年度は、9市町12地区で実施されております。いずれも、中心市街地の活性化やにぎわいの創出に資する事業として県内各地で計画的に進められているところでございます。

また、市町村に対しては、多様な都市計画の内容についての実務研修会や、関連事業の効果を現地で確認、理解いただくための体験型現場研修会の開催などを通じて適切な情報提供や技術的な助言を行っているほか、県内で50以上の実績を積み重ねたUDC信州によるまちづくりビジョンの策定支援などに取り組んでいるところでございます。

次に、グリーンインフラエリアビジョンについてのお尋ねです。

御質問のエリアビジョンでは、中心市街地においてグリーンインフラの推進に重点的に取り組むエリアを定め、その中で複数のプロジェクトを位置づけて、県と市が連携してそのプロジェクトの実施を推進しているところでございます。

具体的には、森林税の活用により、町なかの小さな空間を芝生や木陰を生かした緑地として整備したり、街路樹などに対して多くの枝葉を切り落とすような強剪定をやめ、木陰や木漏れ日あふれる空間の形成や景観に配慮した剪定方法へ変更するなど、快適な歩行空間の創出に取り組んでおります。その結果、中心市街地が緑であふれ、人々が歩いても楽しめる魅力的な空間が生まれ、若者はもとより、高齢者なども集い、にぎわう町の創出につながると考えております。

そのため、まずはこの4市のエリアビジョンの実現を目指して推進し、これをモデルとしていくことで、今後周辺圏域へ波及させることを行い、2030年までにグリーンインフラの導入事例を10圏域に拡大することを目指しております。

引き続き、エリアビジョンの実現に向けて各市と連携しながら、県内各地で町なかの緑地空間が創出されるよう、積極的に取組を進めてまいりたいというふうと考えております。

次に、伊那市中心市街地のまちづくり支援についてのお尋ねでございます。

伊那市では、駅周辺の中心市街地において、若者に選ばれる町、多くの人々が滞留する町などをコンセプトに、産学官民連携によるまちづくりの検討がスタートしていると承知しております。

伊那市及び周辺には信州大学や複数の高校があることから、多くの学生が居住、通学しており、ハード、ソフト両面からの仕掛けがあれば、若者の町としてにぎわいを創出できるポテンシャルを十分に備えているものと認識しております。

駅周辺の拠点施設、駅前広場、にぎわい空間などのハード整備に対しては、先ほど答弁しました国の補助制度の活用に向けた整備手法や計画作成などの技術的助言ができるほか、駅前の県道について歩行者空間の再構築やグリーンインフラの整備なども可能であると考えております。

また、若い皆さんが集い、語り、思い出づくりができるようなソフト的な仕掛けや、これを進める若手人材の掘り起こし、育成に関しましても、伊那市の意向も踏まえて、今後UDC信州による支援も可能と考えております。

いずれにいたしましても、若者を中心とした活気のある町の実現に向け、市と情報共有を図りつつ、県としても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、県内企業のデジタル化導入、効果等の現状把握・分析についてでございます。

まず、導入状況につきましては、昨年10月に県が行いましたAI・IoT等のデジタルツールに係る調査によれば、現在活用中と答えた事業者は前年と比べ4.8%増の31%となっております。また、現在活用中の事業者と、加えて、相談中あるいは情報収集中の事業者を合わせた割合は50%と、半数の事業者の皆様が活用中または活用に向けた取組を進めている状況でございます。

一方で、活用を予定・検討しているが、具体的な検討は未着手、関心はあるが導入は予定していないといった事業者が42%ありまして、やはり多くの事業者が関心はあるもののデジタル化に一步踏み出せていない状況となっております。その要因についても調査したところ、基礎的な情報、社内人材、さらには進め方のノウハウの三つの不足が課題になっていることが浮かび上がってきたところでございます。

また一方で、この導入効果につきましては、企業へのヒアリングの中で、例えば勤怠管理や給料計算、見積作業などにおける作業時間の短縮、生産現場等における工程管理の最適化につ

ながつたといった声も聞いております。やはり経営上の課題をしっかりと捉え、段階に応じてデジタル技術の導入を行うことで成果を出せるようにしていくことが大変重要であると考えております。

次に、デジタル化支援に関する県、産業振興機構の取組の現状と課題等についてでございます。

県では、現在、デジタル技術の導入を推進するための個別相談やセミナー、研修会の開催などを行うとともに、工業技術総合センターによります生産現場等のデータを活用した課題解決の支援、あるいはAI、IoTやロボットを用いた生産性の向上等を目指す中小企業向けの信州創生推進資金による低利融資、さらにはデジタル機器の導入等に対する国の業務改善助成金への上乗せ補助などを実施しております。

また、長野県産業振興機構では、県内企業を現場としましたデジタル人材育成のための研修事業、あるいは広域連携による観光DX戦略の策定及び観光事業者のDX伴走支援などを実施しております。

このように、県と産業振興機構で様々な支援を行っているところですが、先ほどの基礎的な情報、社内人材、進め方のノウハウの三つの不足の克服や、議員御指摘の経営層に対する意識改革を進めていくようさらに力を入れていくことが必要であると考えております。

最後に、デジタル化が進んだ先の県内経済の展望についてでございます。

先ほど申し上げました課題を踏まえまして、国や自治体、県内支援機関等が行う支援情報を集約するためのウェブ上のプラットフォーム構築に向けた新年度予算を計上したところでございます。具体的には、デジタル化の県内事例を紹介するセミナーの開催から、汎用的なデジタルツール、システム開発等を担う県内IT企業の情報に至るまで、デジタル化のプロセスに応じた支援情報へのアクセスを格段に容易にしていくものでございます。また、このプラットフォームを活用し、デジタル化を推進できる現場リーダーの人材育成講座を提供するなど、社内人材の育成も支援してまいります。

こうした取組によりまして、県内事業者においてデジタル化のノウハウや企業内IT人材の蓄積が進めば、県内IT企業との協業によりましてさらなる業務の効率化、生産性の向上を進めていくことが可能となります。加えて、県内事業者におけるデジタルトランスフォーメーションの進展や県内IT企業の集積、技術の高度化につながっていくものと考えております。こうした相乗効果により、さらなる県内事業者のデジタル化の進展と県内IT企業の集積、高度化を進めていく正の連鎖の実現と、それによる県内経済の持続的な成長を目指してまいります。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、指定管理者制度の評価と今後の取組についてでございます。

指定管理者制度は、民間のノウハウを公共施設の管理運営に活用し、質の高い公共サービスの提供や行政の効率化を図るもので、県では、現在、27施設でこの制度を導入しております。制度導入以降、管理運営状況の公表や第三者評価を通じまして、利用者の声を施設運営に生かすよう努めておりまして、例えば、松本平広域公園では、早朝、夜間、定休日にも利用できるよう利用時間を延長し、また、ホクト文化ホールでは、オンラインチケット購入システムの導入など、利用者の声に応え、サービスを向上させてまいりました。

また、歳出削減の観点からは、本格的な制度導入の前年に当たる平成17年度とコロナ禍前の平成30年度の比較ではおよそ10%の歳出削減効果があるなど、それぞれの施設の特色を生かしながら管理運営が行われ、一定の成果が上がっているものと認識しております。

また、民間の事業機会創出という観点では、令和4年度にガイドラインを改正しまして、地域要件や施設の運営実績などを評価対象とすることで県内業者の参入機会を確保するなど、本県独自の取組も進めているところでございます。

行政・財政改革方針の中でも、民間ノウハウの積極的な活用を考えているところでございまして、今後も住民サービスの向上や県の歳出削減などに向けましてさらなる制度の活用を進めてまいります。

次に、P F Iに関する今後の方針についてでございます。

P F Iは、民間の資金や能力を公共施設の整備、管理運営に活用し、行政の効率化や質の高い公共サービスの提供を行う制度でございます。県では、P F Iの導入指針を策定しまして、10億円以上の公共施設の整備などを計画する場合に導入を優先的に検討することとし、これまで検討を進めてまいりましたが、コスト面でのメリットが出ないことや、竣工までに時間がかかり過ぎることなどを理由に、これまでP F Iの導入事例はございません。

一方で、現在、松本空港の機能強化に向けた取組の中で導入を検討しているほか、今後、警察本部庁舎の建設に向けて導入可能性の調査を実施することとしております。こうしたことを進めるとともに、県組織だけでなく、市町村や金融機関等も交えて、改めてP F Iの知識やノウハウを学び、導入に向けた事業アイデアなど幅広く官民対話、意見交換を行える場を来年度中にも設置するなど、県として、今後、P F Iをはじめとした公民連携を積極的に推進してまいります。

最後に、指定管理者導入施設の避難所指定等の現状についてでございます。

県の指定管理者制度導入施設27施設中、市町村の要望を受けて避難所等に指定されている施設は、松本平広域公園体育館や佐久市の県立武道館など5施設でございます。こうした施設に

においては、避難所を運営する際の管理運営責任や費用負担などについて、県、市町村、当該施設において協定を結び、災害時の円滑な避難所運営への備えが重要と認識しております。一部施設において、現時点で協定締結まで至っていない施設がありますので、改めて協定の締結を指導してまいります。

また、現在避難所に指定されていない指定管理施設においても、施設の規模や設置場所等によっては事後的に避難所に指定される可能性もございますので、避難所指定の有無にかかわらず、災害発生時の役割分担などについてあらかじめ関係市町村などと協議し、明確にしておくよう、改めて全指定管理者に周知、指導してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御丁寧にお答えをいただきました。

現在、長野県として女性・若者から選ばれる県づくりを進めていく上で対策を打たなければならない取組は多岐にわたるわけであります。その重要な取組の一つが、当事者である女性や若者の皆さんにとって魅力あるまちづくり、中心市街地活性化でもありますので、御答弁のとおりに力強い御支援を期待しているところであります。

また、県内企業のデジタル化についても引き続き伴走型の支援をお願いするとともに、デジタル化が普及することによって、県内経済の明るい展望もお聞きすることができましたので、しっかりと中小企業・小規模事業者の皆さんと共有したいというふうに思います。

最後に、指定管理者制度についても、20年目の節目を契機に、本当の意味で「民間ができることは民間に任せよう」が実現することを期待して、私からの質問を終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時25分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）能登半島地震の教訓や経験を踏まえた災害に対する備えについて質問をさせていただきます。

元日に発生した能登半島地震においてお亡くなりになられた皆様に謹んでお悔やみを申し上げ

げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の復旧・復興のために御尽力いただいている全ての皆様に深く敬意を表します。

このたびの災害について、長野県としては、市町村と連携し、「チームながの」として被災地の要請に応じた迅速な支援を行っていただいておりますが、今回の教訓や経験を踏まえ、災害に対する備えを見直し、より対策を強化するため、質問させていただきます。

能登半島地震では、金沢市から奥能登方面に向かう三つの主要道路のうち二つが寸断され、被害が甚大な地域への支援が困難になりました。集落へつながる道路で土砂崩れが多発し、多くの孤立集落が発生。孤立期間が3週間近くに及んだ集落もありました。

長野県の地震被害想定によると、県内で孤立の可能性が指摘されている集落は566か所に上ります。そこで、県内で大規模地震が発生した場合に、集落の孤立を防ぐためにどのような対策を考えているのか。また、孤立集落の早期解消対策支援体制の見直しについて見解を伺います。

孤立集落が発生した場合に備えて、自立性を担保するため、燃料や水、食料といった備蓄の確保、場所によってはヘリポートの整備など、孤立化を前提とした地域防災計画づくりが必要と考えますが、見解を伺います。

能登半島地震の被災地では、ドローンが物資の配達で活躍しています。道路に亀裂が入るなどして交通網が寸断され、物流が困難になっている石川県輪島市では、一般社団法人日本UAS産業振興協議会にドローンによる被災患者への医療品の配送を要請。避難所となっている輪島市内の小学校や公民館にドローンで医薬品を届けています。

災害時に被災地でドローンを使った物資の配送は国内でも初めてで、今後、物流でのドローンの活用を促進するためには、安全性が確保された機種を増やさなければなりません。

知事は、先日、県内において孤立集落が発生した際のドローンの活用について言及されました。県内にもドローン製造会社がありますが、県内の製造会社への開発支援や、災害時に協力を得られる取決めを提案します。以上3点について危機管理部長に伺います。

道の駅が広域の消防拠点として注目されたのは、2004年の新潟県中越地震のときで、被災してインフラが寸断される中、地元の道の駅が一時避難場所、炊き出しなどで活用されたほか、支援物資の集配基地、災害復旧車両の中継基地として機能しました。2011年の東日本大震災の際には、避難所支援物資の支援拠点のほかにも、ボランティアの集結地として主要な役割を果たしました。

2021年6月、国土交通省は、都道府県の地域防災計画等で災害時に広域的な防災拠点として位置づけられている道の駅について、防災道の駅として全国の39か所を選定しました。長野県では、塩尻市小坂田公園道の駅が選定されており、災害対応に当たる自衛隊、警察、テック

フォース等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、復旧・復興活動の拠点などに使われる予定となっておりますが、県内の道の駅の防災機能の強化に向けた取組状況について建設部長に伺います。

能登半島地震では、自治体の業務継続計画、BCPの実効性への課題が改めて浮き彫りとなりました。集落の孤立などで職員が役所に参集できないなど、計画どおりの実行が困難を極めました。災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって、被害の様相は大きく変わります。想定される事態への具体的な対応を検討し、質の高い計画を練り上げていくことが必要です。

また、定期的な訓練や他地域での発生などを機に、その都度計画を見直して更新することが必要です。県内の各市町村においても、BCPが実際に機能するかどうか検証が必要と考えますが、県内市町村のBCPの策定状況と計画の見直しについて所見を伺います。

総務省によると、1月末時点で、石川、富山、新潟3県の18市町村への応援のため、57の都道府県・政令市から1,000人以上の自治体職員が派遣され、連日活動を行っています。近年の自然災害の頻発化に伴い、自治体間連携は強化され、被災地をサポートする共助の枠組みは定着してきたと言えます。全国知事会や市区町村の災害時相互応援協定などを通じた人的派遣もあり、重層的な支援を可能にしています。

そこで、大規模災害時の行政機関や団体からの支援に対する受入れ態勢の整備が必要となります。今回、被災地の受入れ態勢が整うまで2週間ほどかかりました。長野県においても、各自治体における災害時受援計画の策定推進と必要な見直しを支援する必要があると考えますが、いかがか。また、県においても受援計画の見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

石川県によると、2月13日現在で、能登地方を中心に6万5,570棟の住宅で被害が確認されました。住宅が被災したときに頼りになるのが地震保険です。改めて確認させていただきますが、地震保険は、地震、噴火またはこれらによる津波から受けた損害を補償する保険で、地震等が原因で発生した火災などの損害は地震保険に加入していないと補償されません。必ず火災保険とセットで契約するため、地震保険単独加入はできません。

統計によると、火災保険に入っている人の7割近くは地震保険にも加入していますが、火災保険に入っていない人を含めて、全世帯のうち何%が地震保険に加入しているかという地震保険世帯加入率によると、2022年末で全国平均35%となっています。

今回の能登半島地震で被害の大きかった石川県の地震保険世帯加入率は30.2%にとどまり、このところ群発地震などが続き地震への意識が高くなっていたと考えますが、現実には全国平均より低い水準でした。石川県だけでなく、新潟県は26.7%、富山県は27%など低い水準にとどまっています。

能登半島地震では、揺れによる建物の損壊だけでなく、火災も各地で発生しており、地震保険に加入していなかったため保険金が支払われず、生活再建の道筋が見えなくなってしまう事例が報告されています。

長野県は、28.1%と全国平均を下回っており、能登半島地震を踏まえ、県では、来年度、信州地震等災害保険・共済加入促進協議会による緊急対策事業を実施します。事業の目的と今後の取組について、以上3点について危機管理部長に伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には地震への備えということで6点質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、孤立防止対策、孤立が発生した場合の早期解消対策・支援体制の見直しについてでございますけれども、大規模地震時の集落の孤立を防ぐため、物資供給等の応急活動に必要な緊急輸送道路の強化や、道路のり面対策、道路や電線などインフラ沿いの危険木伐採などの県土の強靱化の取組を鋭意進めているところでございますけれども、県内には、中山間地に位置する集落が大変多うございまして、孤立集落の発生を完全に防ぐことは難しい状況と考えております。

そのため、能登半島地震で多くの孤立集落が発生した状況を踏まえまして、まずは県民一人一人に備蓄等の自主的な防災対策の再確認や住宅の耐震化促進を呼びかける。それから、緊急輸送道路の早期確保に向けまして、国、NEXCOとワーキンググループを設置いたしまして、道路啓開に関する検証の実施を開始する。それから、孤立集落への物資輸送など災害時のドローン活用の検討等、孤立集落の発生に備えた取組体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

地域防災計画でございますけれども、その振り返り、検討結果を踏まえまして地震防災対策強化アクションプランをつくらうと思っておりますけれども、この内容を取りまとめるとともに、地域防災計画にもしっかりと反映、位置づけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ドローンの開発支援や災害協力の取決めでございますけれども、能登半島の被災地では、道路施設の被災状況の調査や孤立地域への医療品配送などにドローンが活用されたところでございます。中山間地が多く、日々の移動や物流に制約や課題を有する本県にとって、ドローンの開発支援、利活用の促進は、災害時はもとより平常時においても非常に重要な観点だというふうに考えております。

県内企業等のドローン開発につきましては、産業労働部と県産業振興機構の航空機システム等への助成制度により支援しておりまして、これまで9件採択されているところでございます。

利活用につきましては、ドローンに加え、空飛ぶクルマ等の空モビリティの社会実装を目指して、昨年9月に企画振興部で設置しました信州次世代空モビリティ活用推進協議会においてドローンの利活用を検討中でございます。

引き続きこの協議会の会員である民間企業や教育機関、県内市町村と連携し、平常時における中山間地での物流や宅配体制の構築、災害時における被害状況把握や物資配送などドローンの利活用、それからその協力体制について、危機管理部も参画して研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、市町村のBCPの策定状況と見直しでございますが、現在、市町村の地域防災計画の中に位置づける形などによりまして、77市町村の全てが策定しているところでございます。

その中身の充実という面でございますが、国は、BCPの重要6要素というものを設けております。幾つか御紹介しますが、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定や、非常時に優先業務として何をやるのかの整理といったものがあるのですが、一部の市町村ではそれを定めていないという状況でございます。

今後、まずは市町村にこの重要6要素を定めていただくように促すほか、職員に対する研修、訓練等の実施によりまして、業務継続計画をつくっただけではなく、その実効性を一つ一つ確認していただいて必要な見直しを継続的に行うように県からも働きかけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、市町村における受援計画の策定状況と県の受援計画の見直しでございますけれども、県内市町村の受援計画につきましては、これまで、計画の標準型を作成して県から提供するなど、策定促進に向けた支援を行ってまいりました。これにより、本年度内に県内全ての市町村で受援計画が策定される見込みとなっているところでございます。

実は、私どもは、県内市町村を訪問して個別の相談に応じるという防災の相談という事業もやっておりますので、今後は、そういった取組を通じて市町村の御意向を伺いながら、受援計画のさらなる充実、見直しを支援してまいりたいというふうに考えております。

また、県の計画でございますが、平成31年3月に策定した計画でございますけれども、来年度、広域物資輸送拠点での実動訓練を実施する予定としておりまして、この訓練の結果、今回の能登半島地震の振り返りなどを踏まえまして、円滑なボランティアの受入れや物資輸送など必要に応じて計画の改善、見直しを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、地震保険についてでございますが、保険、共済は自助という観点から有効な手段の一つであるという認識から、県では、平成29年度に災害保険・共済の事業者団体と協議会をつくりまして、構成員の方々と共に、令和元年東日本台風災害が起きた10月12日に合わせて新聞

広告を掲載、ラジオCM、ポスターのほか、今年度は新たにリーフレットの作成をするなど、地震保険の加入促進を行ってまいりました。

今回の能登半島地震を踏まえまして、これまでの普及啓発に加えまして、地震保険に特化した呼びかけをできるだけ速やかに実施するという目的で、今回の緊急対策事業を来年度予算に計上したところでございます。この事業では、住宅を購入する若い世代を含む老後のライフデザインを考える生産年齢人口層をターゲットに、一定期間SNSにより動画広告等を配信することにより、地震保険加入や住宅耐震化等も同時にPRしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県内の道の駅の防災機能強化についてのお尋ねをいただきました。

道の駅は、災害時には住民等が緊急的に避難する場所として、加えて、応急活動を実施する派遣隊などの緊急車両の配備、資機材の保管、ヘリポートなどの拠点としての機能が期待されているところでございます。

東日本大震災や長野県北部地震の経験を踏まえ、県内にある53の道の駅のうち、県や市町村の地域防災計画に位置づけられた30の道の駅について、国、県、市町村それぞれが防災機能の強化に取り組んでまいりました。このうち、県では、県が管理する11駅について、防災倉庫や仮設トイレ、防災井戸、非常用発電機などを設置するなど、平成30年度までに一定の整備を完了したところでございます。さらに、道路管理者が管理し、自治体の地域防災計画に位置づけられた駅については、災害時の応急対策を迅速に展開するため、一般車両の利用を制限できる防災拠点自動車駐車場として令和3年度から4年度にかけて21駅を指定したところでございます。

引き続き国、市町村と連携し、これから能登半島地震を踏まえた道路啓開計画の見直しなども進めてまいりますが、これと併せて地域防災力の強化に取り組んでまいります。

以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁いただきました。地域防災計画、BCP、災害時受援計画については、小規模自治体への県の支援を重ねてお願いいたします。

地震発生から間もなく2か月がたとうとしています。被災地では、災害関連死を防ぐため、住民に被災地以外の避難所に移ってもらう2次避難を進めています。しかし、知り合いもいない知らない土地での生活に不安や不自由を感じたり、施設によっては食事の提供がないなどの

理由で元の避難所へ戻るケースが報告されています。

2011年4月、鳥取県智頭町では、智頭町疎開保険を開始。これは、保険と名はついていますが、災害を切り口とした地域間交流の取組です。地震、噴火等を原因とする災害救助法が発令された地域の加入者に、1泊3食、7日分の食事と宿泊場所の提供を行います。また、加入者特典として、智頭町自慢のこだわりの米や野菜などの特産品を年1回届けたり、疎開体験ツアーとして交流事業を行っています。現在、2次避難を受け入れている本県においても、県外から県内へ安心して避難していただくため、参考となる取組と考えます。

能登半島地震の被災地では、民間の皆さんのボランティア活動も始まりました。被災地の復興への道のりは長く険しいものと予想されますが、被災された皆さんが安心・安全な生活を取り戻すまで引き続きの支援をお願いし、私の全ての質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治でございます。

初めに、災害時のトイレ備蓄について伺います。

大規模な災害が発生するたびに繰り返されているのが、トイレの問題です。阪神・淡路大震災の際には、神戸市内の中学校で、既設のトイレが使用不能になると、校庭の側溝がトイレと化し、汚物であふれ、仮設トイレは、通信や道路の寸断により、避難所に行き渡るのに約2週間を要したとの報告があります。

また、大学教授が熊本地震の際に行った調査によると、避難生活の初期に最も困ったことについて、眠れる環境に次いで多かったのがトイレとなっています。劣悪なトイレ環境は、健康も脅かし、感染症のリスクも高まります。さらに、トイレに行く回数を減らすため、避難者が食事や水分摂取を控えることで脱水症状になり、エコノミークラス症候群のおそれも出てきます。

国では、平成28年に避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを公表し、各自治体に災害時のトイレの確保・管理計画について地域防災計画に反映するよう呼びかけられていますが、十分に進んでいない状況があります。一般社団法人日本トイレ協会が令和元年に行った調査によると、災害時のトイレ対策に関し特に計画は定めていないと回答した自治体が34%に上っています。

そこで、県や市町村における地域防災計画へのトイレ対策の反映状況について伺うとともに、反映されていない市町村に対し県として助言すべきと考えるが、いかがか。伺います。

また、地域防災計画上だけでなく、実際にトイレが使用できることが重要と考えます。災害時、計画どおりにトイレが確保できる状況になっているか、伺います。

災害時に水洗トイレが使用できないことを想定し、携帯トイレの備蓄が重要と考えます。兵庫県では、平成26年に避難所等におけるトイレ対策の手引きを作成するとともに、県として広域的な立場から市町村の備蓄を補完する考え方に基づき、現在14万人分の携帯トイレを備蓄しています。本県や県内市町村における携帯トイレの備蓄状況と、県民への備蓄の周知状況について伺います。また、県内の携帯トイレの備蓄を今後一層推進すべきと考えますが、いかがか。伺います。

避難所では、外に仮設トイレが設置されますが、夜になると暗い、また、冬の時期の災害では、トイレまでの動線が雪に埋もれる、冷えると滑りやすいなどの課題もあります。

県が公表している避難所運営マニュアル策定指針では、「車いすの人にも配慮し、屋外ではなく室内型の仮設トイレの設置も望まれます」との記載がありますが、県としても室内型の仮設トイレの設置を促進すべきと考えるが、いかがか。以上を危機管理部長に伺います。

次に、フェーズフリーの普及について伺います。

防災対策を行う上で、フェーズフリーという考え方も重要と考えます。フェーズフリーとは、身の回りにある物やサービスを、日常時だけでなく、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方です。

防災用品は、ふだんはしまっていて、非常時のみに取り出して使うものも多いですが、フェーズフリーの商品は、日常の生活で活用できるだけでなく、非常時の際にも役立てることができます。例えば、ふだんは公園のベンチとして使用しますが、座るところの下の収納スペースにかまどが入れられており、災害時に取り出して炊き出しに使えるようになっているのもその一つです。このような概念を広く県内にも浸透させるべきと考えます。

そこで、県内におけるフェーズフリー商品の導入状況について伺います。また、県においても、地域防災計画への記載、フェーズフリー商品の普及など、フェーズフリーの概念を導入すべきと考えるが、いかがか。危機管理部長に伺います。

日頃使える商品が災害時にも役立つのがフェーズフリーですが、社会保障のフェーズフリーとして提唱されているのが、災害ケースマネジメントです。災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の抱える課題がそれぞれ違う中で、その解決に向け様々な制度を組み合わせたオーダーメイド型の支援を行う仕組みです。被災者から丁寧にニーズを聞き取り、カルテを作成。それを基に、特に自力での解決が難しい場合は、行政職員や保健師、弁護士、NPOなど官民のチームが被災者の個別支援計画をつくり、支援を行います。

昨年、国の防災基本計画にも災害ケースマネジメントの整備促進が盛り込まれ、今回の能登半島地震でも、政府が発表した被災者の生活となりわい支援のためのパッケージの中で「被災者一人ひとりの主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントの取組を被災地方

公共団体に周知する」と明記されました。そこで、県としても災害ケースマネジメントの普及を図るべきと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

次に、労働者協同組合制度の積極的な活用について伺います。

労働者協同組合法は、令和2年12月に議員立法により全会一致で制定されました。公明党では、全党全会派に呼びかけて法制化をリードしてきました。

人口減少時代にあって、地域における支え手不足が言われる中、地域の抱える様々な課題に対し、地域の方々が主役となり、自らが出資して仕事を起こし、自らが事業に従事する。また、その運営には協同組合の理念に沿ってみんなの意見が反映されるのが、労働者協同組合です。

現在、全国で71の労協法人が設立されており、介護や生活者困窮支援、子育て支援などの制度事業や、キャンプ場の運営や葬祭業、家事代行など様々な事業に取り組まれています。この労働者協同組合制度がスタートする中で、例えば、本業を持ちながらも、仲間と協力し、自分らしく働く場をつくりたい。自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため地域づくりを仕事にしたいなど、様々なニーズに応えるものとなっています。こうしたニーズは本県でも見られることであり、積極的に活用すべきと考えます。そこで、県における労働者協同組合制度の認識や今後の活用方策について伺います。

国の来年度予算案に新たに全国的なモデル事業が計上されています。この事業では、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会を中心として、労働者協同組合制度を活用した地域づくりや、高齢者、障がいをお持ちの方などの多様な就労、活躍の場づくりを進めるとされています。

このモデル地域における協議会には、市町村や地域活動を行っている社会福祉協議会、NPOの当事者団体なども参画して、持続可能な地域社会づくりをみんなで協議する場にもなるものと考えます。そこで、県としてもモデル事業の活用について前向きに検討すべきと考えるが、いかがか。以上を産業労働部長に伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 順次お答え申し上げます。

まず、トイレの問題でございます。県、市町村の地域防災計画へのトイレ対応の反映状況や、反映されていない市町村への県としての助言の促進ということでございます。

県の地域防災計画では、トイレの確保につきまして、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレの整備、関係団体との協定による確保、住民による携帯トイレの備蓄などを定めているところでございます。また、県内市町村において地域防災計画やマニュアル等でトイレ対策を記載しているのは、本年2月時点で34市町村と、計画等への反映はいま一歩という状況でございます。

災害時におけるトイレの確保は、被災者の命と健康を守る上で極めて重要だと考えておりました。来年度以降、地域防災計画にトイレ対策を定めていない市町村に対しては、直接訪問して助言をすとか、あるいは避難所運営・開設研修のときに助言するなど、災害時のトイレ確保について、計画への反映、それからより実践的な対応の実施を促してまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、防災計画のとおりトイレが確保できない状態になっているのではないかとことですが、県では、これまで、市町村を補完する携帯トイレ等の備蓄や、一般社団法人日本建設機械レンタル協会等関係団体との協定によりまして、いわゆる流通備蓄によって仮設トイレ等を調達する体制を整えているところでございます。

また、避難所TKB環境向上プロジェクトによりまして、洋式便器や水洗機能を備えた快適トイレの県内レンタル事業者への導入を進めておりました。令和元年東日本台風災害の避難者数にも対応可能な体制を構築しているところでございます。市町村では、主に地域防災計画に位置づけたマンホールトイレの導入を計画的に進めているほか、先ほど申し上げたレンタル協会等との協定により調達する市町村もあると聞いております。

ただ、今回のように大規模地震が発生した場合には、これまでの体制や手法では十分ではないという状況が想定されますので、今後、本県における地震対策の検証を行う中で、トイレの確保手法の多様化等についてきちっと検討してまいりたいと考えております。

次に、携帯トイレの備蓄状況でございますが、県では、地域防災計画に基づき、広域的な立場で市町村の備蓄を補完するという考え方によりまして、昨年末現在で5,000個の携帯用トイレの備蓄をしたほか、ホームセンター5社など民間事業者の方と協定を締結しまして、これも流通備蓄という考え方で必要なトイレを確保しているところでございます。また、県内市町村では、約35万5,000人分の携帯トイレのほか、仮設や組立て式など約3,600基分のトイレ備蓄を行っているところでございます。

今回、能登半島地震では、備蓄も検証すべき課題として認識しておりました。県としましては、広域的な観点で、質と量両面で県市町村のより効果的な備蓄の在り方を研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、県民一人一人の備蓄の周知でございますが、災害時においては公的な備蓄も大事なのですけれども、お一人お一人が自助として備蓄をしていただくことが極めて重要だというふうに考えておりました。県では、かねてより、県民の皆様には、トイレだけでなく、生活用品については最低3日分、可能であれば7日分を備蓄していただきたいと呼びかけて、例えば信州防災アプリや信州防災手帳のツールなどで周知をしてきたところでございます。

その備蓄をさらに加速させるため、今回の当初予算案で計上しておりますけれども、幅広い

世代が利用する新聞、テレビ、CMを通じて県民お一人お一人に防災対策を呼びかける事業を予定しております、携帯トイレの備蓄推進についてもその中で併せて呼びかけを実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、室内における仮設トイレの設置でございますが、高齢者や障がい者等の要配慮者の方は、屋外トイレでは支障がある場合、室内でポータブルトイレを利用していただく等の配慮が欠かせないというふうに考えております。私どもの県の避難所運営マニュアルの策定指針でも、車椅子利用者への配慮を例示として、その旨を記載しているところでございます。

避難所内での仮設トイレの利用ですけれども、臭いの問題や感染症対策など衛生面での課題もありますので、一般の避難者の方には屋外設置のトイレを利用していただくのが基本かとは思っております。

しかしながら、議員御指摘のように、屋外の設置の場合には非常に不便さを感じるがございますので、例えば、使いやすい場所の選定、動線がちゃんとしているかどうか、それから、段差がないか、トイレまでの経路に照明があるかどうかといったように、被災時こそ配慮すべき点多々あるというふうに考えておりますので、今回の地震における避難所運営も参考にしつつ、屋外トイレを設置した場合に安心して利用していただける環境づくりについて市町村と連携の上、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、フェーズフリーの考え方でございます。

身の回りにある物やサービスを日常時のみならず非常時にも役立つように取り入れるフェーズフリーは、その導入状況を測る指標はなかなかないのでございますけれども、災害が頻発する我が国では、無理なく備えるという発想で大変重要な観点だというふうに考えております。

県の地域防災計画では、フェーズフリーという言葉自体の記載はありませんけれども、様々な取組例としてその概念を盛り込んでいるところでございます。例えば、ふだんの食料を少し多く買い置きしておきまして、古いものから食べていって、消費した分をまた買い足すというローリングストックという考え方を記載しているところでございます。

フェーズフリーについては、既に多くの民間団体や企業が様々な分野で取り組まれていると承知しております。今後は、そうした活動を後押しするとともに、県民が無理なく取り組めるように、より身近な事例の紹介を通じ、県全体のフェーズフリーに取り組む機運を醸成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には災害ケースマネジメントに関する御質問をいただいております。

今年3月に改定を予定しております長野県地域防災計画には、災害ケースマネジメントの記載を新たに加え、県と市町村は地域の实情に応じて被災者支援の仕組みの整備に努めていくこととしています。

被災者一人一人の状況は様々でございまして、とりわけ障がい者や要介護者など特に配慮が必要な方へは、寄り添った支援が重要でございます。このため、被災者の自立、生活再建が進むよう、多様な課題に伴走型で支援する災害ケースマネジメントの円滑な実施に向けて、福祉専門職などとも協力し、被災者支援の仕組みの整備について、危機管理部をはじめ関係部局と連携して検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、労働者協同組合制度の認識と今後の活用方策についてでございます。

労働者協同組合は、労働者自らが出資して組合員となり、話し合いながら自分たち自身で働く新しい形の法人でありまして、地域の課題解決に向けた新しい働き方の実現が期待されているものと認識しております。

令和4年10月の労働者協同組合法施行以後、県としても設立を支援しているところでありまして、既に県内に3法人設立されておりますけれども、今後も普及が必要と考えております。長野県で設立されたこの三つの法人は、それぞれ高齢者による地域の課題解決、働く場の創出と働くことを通じての地域づくり、イベントによる地域活性化を目的として設立がなされ、児童館の指定管理やこども食堂の運営など、行政と連携した活動も行われているところでございます。

県では、引き続き厚生労働省とも連携しながら、制度説明会の開催や設立相談への対応など労働者協同組合の普及を進めるとともに、行政との連携も深め、活力ある地域社会の構築に向けて後押ししてまいります。

最後に、労働者協同組合モデル事業の活用の検討についてでございます。

この国のモデル事業は、労働者協同組合の普及を図ることによって、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援することを目的としております。

このモデル事業では、都道府県のほか、市町村や対象地域の労働者協同組合、NPO法人などを構成員とする協議会を事業の実施主体として想定しております。現在、県では、この労働者協同組合を主体とした協議会の立ち上げにつきまして、関係団体とも相談をしているところでございます。

今後、労働者協同組合の普及を図る取組と併せ、モデル事業の活用についても引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）地域における支え手の不足が叫ばれる中、地域が抱える様々な課題解決に対して労働者協同組合の役割は重要と考えます。制度の積極的な活用をお願いしたいと思います。

災害時のトイレについてですけれども、これはもうライフラインの一つでありまして、水や食料などと一緒に支援すべきと考えます。トイレの関係につきましては前向きな御答弁をいただきましたけれども、さらに言いますと、例えば県有施設に多くの方が集まった場合に、地震等の発生時に一時的にとどまらざるを得ない状況になって、停電や断水によってトイレが使用できないことも想定されます。そのような不測の事態に備えて、ぜひ県有施設にも携帯トイレの備蓄の検討をお願いできればというふうに思います。

また、今回フェーズフリーについて取り上げさせていただきましたが、このフェーズフリーといいますのは、まだまだなじみが薄い考え方かもしれませんが、これから主流になっていくと思います。フェーズフリーや災害ケースマネジメントの概念を今後県内にも取り入れていただきますようお願いしたいというふうに思います。

公明党長野県議団では、先月31日に、能登半島地震に対する緊急要望を知事に行わせていただきました。令和元年の台風災害の際には、北陸や新潟県の皆様から大変に多くの御支援をいただきました。被災地では、今なお厳しい状況が続いています。能登半島地震の一日も早い復旧・復興に向け、長野県を挙げて引き続き全力で御支援いただくことをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明28日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時8分延会

令和 6 年 2 月 28 日

長野県議会（定例会）会議録

第 7 号

令和 6 年 2 月
第433回長野県議会(定例会)会議録 (第7号)

令和 6 年 2 月 28 日 (水曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議 事 課 主 事 千 野 美 理
総務課課長補佐兼経理係長 山 本 千 鶴 子
総務課担当係長 津 田 未 知 時
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和6年2月28日（水）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、新納範久財政課長から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）おはようございます。日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、先天性重度難聴についてであります。

生後11か月で手術を受け、両方の耳に人工内耳を装着している子供さんの両親より訴えがありました。その内容は、手術代、人工内耳初期セットは、子供医療費助成制度で500円で済み、ありがたく思いました。しかし、術後5年間は保険適用での人工内耳セットは購入できないと、内耳の装着時に言語聴覚士から説明されました。その間の購入費用は実費となる。5年間を考えると、例えば保育園でのプール遊びはどうなるか。防水カバーをつけなければならないか。実際には、保育園での手間を考えると、防水カバーをつけたものを持参するのが理想とされている。しかし、防水用を自費で購入すると、両方の耳で約100万円かかる。どうするか。子供の成長を第一に考えると、悩んでしまう。

初めて人工内耳の手術を勧められたとき、インターネットで助成制度についていろいろ調べてみた。難聴で検索すると、補聴器の助成はたくさん出てくるのに、人工内耳の助成制度はあつたりなかったり。あつてもほんの数行で終わってしまつてがっかりしました。患者の人数が違うのは分かりますが、1,000人に1人は聞こえない子供が生まれてくるのは現実なので、支援を手厚くしていただきたい。

聾学校に通う同世代の人工内耳装用の子供さんを持つ親御さんに、プールに入るために予備の人工内耳セットを買うか尋ねたら、100万円は無理。プールは諦めてもらうと一言。こんな現実があり、お金のある人は選択肢が増え、お金がない人は小さい頃から知らないうちに我慢させられるのだと痛感させられました。もし人工内耳の補聴器予備購入に助成が手厚くなれば、保育園ではもちろん、ふだんは音のないまま入っている家庭のお風呂でも気軽に音を聞かせてあげられると思うという内容でした。

これを受け、私は、難聴に対する理解を深めるため、長野県松本ろう学校を改めて視察させていただきました。重い課題との認識で学校に。ところが、子供たちが元気で学校生活を送っている様子が見てとれ、救われる思いでした。

学校要覧には、目標として、「声さわやか 心ゆたか 体げんき」、幼稚部の目標は、「聴く子どもたちを育てる」とあります。「聴く」は音や声に対して積極的に注意深く耳を傾ける「聴く」です。早い時期から刺激を与えることで聴く力を身につけさせる。現場ではいろんな取組がされていました。

その中で、学校の職員から、異口同音に補聴器は高価なものだと言われました。今、異次元の少子化対策が言われています。この子らに今こそ行政として手を差し伸べるときではないでしょうか。調べてみますと、この事業主体は市町村。県内で制度があるのは38市町村、あとの39市町村は制度すらありません。制度があつても、20万円までが31市町村とほとんどで、30万円、60万円、最高は80万円です。ゼロ円から80万円と助成内容に格差がある。こうした現状に対する認識と、今後どう対応していくか、健康福祉部長に伺います。

難聴に関連して、難聴者の＃7119の利用について伺います。

まず、昨年10月に導入された長野県救急安心センター「＃7119」の利用状況はどうか。

その利用に当たって、県民の方から問合せがあつた。夫が難聴の方です。

妻がコロナを発病。近くの医院で治療を受けた。その夜のこと、パルスオキシメーターで動脈酸素飽和度を測定。93%まで低下し、不安になり、＃7119に電話をしたかったが、当方のように耳が悪いと利用のすべがありません。障害者差別解消法では、公的機関は事前的改善措置をすべき努力義務が課せられています。＃7119にもぜひメール対応の追加を実現していただきたく存じますとの内容です。＃7119にメール対応の追加を願いますが、いかがか。健康福祉

部長に伺います。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 2点御質問をいただいております。

まず、先天性重度難聴についての御質問でございます。

人工内耳体外機の買換えにつきましては、市町村が実施主体となる地域生活支援事業の補助対象となっております。県では、市町村が体外機の買換え費用の補助を行った場合、市町村に対し一定の補助を行い、市町村の取組を支援しているところでございます。

この地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて必要な事業を選択して行う補助制度であるため、市町村によって補助対象とするかの判断や補助単価が異なり、市町村による支援内容に違いが生じる原因となっております。しかし、人工内耳体外機は、本来地域の実情によって支援の必要性が異なるものではないため、地域にかかわらず全国一律の制度である補装具費による支援が適当と考えております。このため、県では、国に対し補装具費の対象に加えるよう要望してきたところでございます。

県としては、現行の補助制度の活用について情報提供を行い、市町村の取組を支援してまいります。併せて、国に対して引き続き制度の改善を強く要望してまいります。

次に、難聴者の＃7119の利用についての御質問でございます。

長野県救急安心センター「＃7119」の相談件数は、事業がスタートした昨年10月は1か月で約650件だったものが、本年1月には約1,000件と、着実に利用が増加している状況でございます。そのうちすぐに救急搬送につないだ件数は約2割であり、その一方、時間外の受診は不要と判断された件数は約3割あることから、事業目的である救急医療機関や消防の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に、聴覚障がいの方の利用についてですが、聴覚障がいの方からの相談については、スマートフォン等を通じて24時間利用できる電話リレーサービスを御活用いただくことで電話による相談に対応してきたところでございます。

より相談しやすい環境を整備するため、来年度からの運營業務の委託仕様書案には、聴覚障がい者等の方からの相談に対応するためメールの受信環境を構築するなど、可能な限り相談体制の整備を加える予定としております。

引き続き、障がいのある人もない人も利用しやすい体制整備を図るとともに、分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）人工内耳の支援については、県内全ての市町村で助成制度が創設される

よう推進と底上げを求めておきます。

本年1月8日、松本視覚障害者福祉協会の新年会が開催され、私も出席してきました。そこで、長野市内路線バスの日曜日運休が話題となり、私たち視覚障がい者は日曜日は外出しないということかと。障がいをお持ちの皆さんが不安なく生活できる環境が、県民生活全体の利便性の確保にもつながるのではないのでしょうか。県がイニシアチブを取って障がい者に対する支援を進めていただきたい。頃を見て、またこの議題をただしたいと思います。

次の質問に移ります。マイナ保険証についてであります。

政府は、現行の保険証を本年12月2日に廃止しマイナ保険証に一本化すると強硬姿勢です。しかし、マイナ保険証を推進する立場なのだろうと思われる国家公務員の皆さんの利用率が4.36%と低迷しているとの報道。信毎、2月7日付。個人情報の誤登録など相次ぐトラブルにより、国家公務員も利用に後ろ向きな方が多いと見られるとのこと。長野県職員の皆さんも同じような数字ではと推測いたします。

県は、マイナンバーカード普及に向けて、マイナ保険証導入についてもスムーズに移行できるように国に求めると以前から繰り返し答弁しています。

厚労省は、昨年末には、マイナンバーカードの保険証利用を登録した方々に新たに発行する「保険資格情報のお知らせ」をA4判の紙1枚にするとのことですが、現行の保険証を存続させれば不要な話です。「資格情報のお知らせ」は、患者が医療機関や薬局にかかった際、マイナ保険証が読み取り機でエラーになるトラブル時に提示するものです。厚労省が昨年末に都道府県や全国健康保険協会などの保険者に出した事務連絡では、氏名や保険者番号、患者負担割合などを記載すると説明しています。カード1枚で受診していただくという国の説明と違い、マイナ保険証だけで受診できない事態が起きているのが実態ではないのでしょうか。

「お知らせ」には、カード取得者向け個人サイト「マイナポータル」につながるQRコードも印刷され、スマートフォンで資格情報を読み取れるようにする予定とのこと。トラブル時に「お知らせ」を持っていなくても、スマホの資格情報画面とマイナ保険証を一緒に示せば受診ができるという理屈です。しかし、スマホの操作が不慣れな高齢者などは、A4判の紙の「お知らせ」を常に持ち歩くことになりそうです。

マイナカードを持たない方には、当分の間、保険証の代わりに資格確認書を申請なしで交付するとのこと。紙かプラスチック製として、カード型、はがき型、A4判のどれかを選ばせるとのこと。確認書の発行有無を管理する保険者の事務負担を考慮し、会社員やその家族ら被用者保険加入者全員に「お知らせ」を交付して差し支えないと明記。そのうち75歳未満の高齢者や障がい者ら1人で受診できない要配慮者には、マイナ保険証を持っていても申請に応じて確認書を交付するとのこと。で、「お知らせ」と合わせると、3枚のペーパーを持つ方が現れ

る可能性すらあります。

一方、保険者は、様々なシステム改修を迫られます。現行保険証の交付機能の廃止、確認書や「お知らせ」の交付機能の整備、交付対象・交付状況管理の機能の整備などで、現行保険証を継続すれば不要な作業と経費です。

改修作業のため詳細を明らかにしてほしいとの現場から厚労省への質問に対し、答えは、順次知らせると、詳細は示されていません。その場しのぎと言わざるを得ません。きちんと保険税、保険料を納めている方に保険証を交付しないのはおかしな話です。いま一度でも、二度でも、国に対し現行保険証を継続させるべきと迫っていただきたいが、いかがか。知事に伺います。

病院・介護現場からは、政府の12月2日の現行保険証廃止方針を受け、外来の流れを想定して動線を検討中とのこと。

一例ですが、現行の1台では足りないので買い足しが必要。2台から3台は必要となるが、1台当たり50万円かかる。また、LANポートの増設工事も必要となる。補助金のインセンティブ等は、1月500件以上使用している医療機関を対象としている。当院の12月実績は148件のため、補助金は無理。

訪問診療における読み取り端末の案内とシステム改修の案内がありました。どちらも費用がかかり、本体価格23万円、システム改修料30万円、合計税込み58万円。保守費用などは不明。

マイナ保険証関連のシステム改修、新規機器の購入、長期の保守点検費用を医療機関側に課しているが、負担軽減になるような補助金の創設を望むとの現場からの要望です。これらに対する見解を健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には現行保険証を存続させるよう国に迫ってはどうかという御質問であります。

9月議会でも同様の御答弁をさせていただいていますけれども、現行保険証の存続というよりは、むしろマイナ保険証の普及を図っていくということが重要だというふうに考えております。

人口減少下で豊かな社会を維持するためには、このデジタル化はもう避けては通れないと考えています。健康保険証のデジタル化は、これまでの処方や調剤の確認による重複投薬の回避や、患者さん御本人の健康・医療データに基づく最適な医療を行うということにもつながるものであります。

今回の能登半島地震でも、被災者の病歴や投薬情報などの確認にこのマイナ保険証が活用された事例があるというふうにも伺っております。

これまで、ひもづけ誤りなどのトラブルによりマイナ保険証に関する不安の声があるということも承知しておりますが、これまでもマイナンバー情報の総点検が進められてまいりましたし、ひもづけ実施機関が正確なマイナンバー登録を行うためのガイドラインも策定され、新規に誤りが生じることがないように対策が実施されてきているところでございます。

こうしたことから、そのメリットが十分活用されるようマイナ保険証の普及を図っていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）マイナ保険証関連の医療機関の負担軽減のため、補助金を創設してはどうか。それについての見解はという御質問でございます。

令和5年4月1日からオンライン資格確認が原則義務化されたことに伴い、システムの改修・導入費用や顔認証付カードリーダーの増設について、医療機関及び薬局には国庫補助を行う措置が取られました。また、マイナ保険証の利用率が昨年10月と比べ5%以上増加した医療機関等には、利用1件当たり20円が交付されるなどの支援も行われております。

しかしながら、長期にわたるランニングコストに対しては、医療機関等からの負担軽減を望む声をお聞きしているところでございます。県といたしましては、国に対し、現場の実情や意見を十分把握するように求めるほか、医療機関等が負担する経費への支援など、引き続き必要な対策を講じるよう要望してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）知事答弁にありましたように、私のほうから何回も何回も切り口を変えてこの問題を質問させていただいています。そういう点では恐縮するところもあるのですが、今回の質問からも、健康保険証を廃止する理由がまた少なくなった感があります。

保険証は、国民皆保険の根幹です。医療機関の窓口で見せるだけで保険診療を受けられます。この制度を投げ捨てて巨額の予算と人手をかけて欠陥だらけのマイナ保険証に一本化するのには、愚策と言うしかありません。

保険証廃止を強行すれば、混乱が今と比べようもなく広がることは明らかです。岸田首相は、まずは一度国民にマイナ保険証を使ってメリットを感じていただきたいと述べましたが、メリットを実感するどころか、国民は不信を募らせているだけではないでしょうか。いま一度現行の保険証を残すべきと申し上げ、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）新政策議員団のグレート無茶でございます。

最初に、里親制度と児童養護施設の在り方についてお伺いします。

令和3年2月4日、厚生労働省子ども家庭局から里親委託・施設地域分散化等加速化プランが出されました。いわゆる里親の推進と児童養護施設の小規模化の推進です。

その中で、里親等委託率の目標値の達成度が都道府県ごとにばらつきがあることを指摘し、より一層の達成度への強化を求め、令和6年度末までを集中取組期間として、意欲的に取り組む都道府県等に対して補助率を上げる財政支援をしますと書いてあります。そして、都道府県に里親委託加速化プランの提出を求め、長野県も提出していると思います。

来年度、この期間が終了しますが、県の数値目標に対してその進捗をお聞かせください。そして、同期間においての里親委託の新規件数と、里親と里子がうまくいかず委託を解除された件数を、また、それに対する評価や県の取組について、こども若者局長にお伺いいたします。

次に、そばの生産力強化について御質問します。

現在、そばの国内自給率は24%で、7割以上が海外からの輸入です。長野県が生産量の割合は全国の8.8%、そばが有名な長野県ですが、県内産以外のそばを使わざるを得ないようです。

そこで、先日の知事提案説明において、輸入依存度の高い小麦、そばの品質向上や販路開拓に取り組み、県内産への置き換えを促進しますとありました。何というタイミングでしょう。今こそそばの長野県の在来品種の復活を望みます。

伊那市では、市も関わり、在来品種2種の復活が行われ、おいしいそばの希少品種として全国からの来客が急増。高く売れることでそば農家の生産意欲も高まり、しっかりとブランド化されました。

長野県には、そばの在来品種が30種類はあると確認されています。しかしながら、品種の特徴を守るための種子管理や種子更新のルール化、補助金の設定など、まだまだ十分ではありません。他県では、そういった助成金などがしっかりあります。長野県はこんなに宝物を有しているのに、行政のそばへの取組や関わり方は他県に比べて遅れています。そば関係者からは、信州そばブランドにあぐらをかいていると、激しい競争下にある他県のそばに後れを取ることになると危機感を抱いています。

今こそ、そば県としてのプライドを持ち、そば生産者の支援、そばの文化の維持、そして観光戦略としてのブランドづくりを県はぜひ進めていただきたいと思います。見解を農政部長にお伺いいたします。

次に、インボイス制度についてお伺いします。

インボイス制度は、自営業者や企業経営者にとって負担の重い制度です。関わりのない方は全く分からないかと思いますが、この制度は非常に複雑です。消費税の納税は、事業者が事業

を行う上で払った消費税と、事業を行う上で受け取った消費税の差額を納付します。今回、この制度導入からは、インボイス登録番号の記載がない領収書、納品書、請求書については、消費税を払ったのに、この番号がなければ支払ったことは認められません。つまりは、支払ったほうが再度負担することになります。登録事業者と非登録事業者の間にあつれきも生じています。何だかよく分からない不公平感が満載です。

本当に細かいことを要求され、要件がそろわないと領収書が無効になるなど、複雑な事務作業が増え過ぎて、非常に大きな負担となります。この作業のためだけでも新たに事務員が必要になるぐらいです。また、DXを推進する割には、領収書という紙の保管義務をまだやらせるのでしょうか。

「いや、これは国がやっていることなので、県としては」と思わないでいただきたい。当事者でないと分からないかもしれませんが、長野県の自営業者や企業経営者は、この御時世、値上げ、増税などでただでさえ苦しい状況に、さらに追い打ちをかけるように負担がかかって苦しんでいるわけです。働き方改革で残業は減らし、賃金は上げろと言われる中小零細企業は、もうたまったものではありません。日経平均株価が最高値をつけた、景気が上向き、冗談じゃないですよ。長野県内の中小零細企業に聞いてみてください。怒られますよ。

しかも、今話題の裏金問題、世間ではよく耳にしますが、国民からは1円でも容赦なく申告、納税をさせますが、国会議員はいいのですか。納得いかないですよ。こうして苦しんでいる長野県の自営業者、中小零細企業経営者のためにどのような支援を行うのか、産業労働部長にお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には、里親委託加速化プランの進捗状況、新たな里親委託の件数、里親との関係がうまくいわずに解除された里親委託の件数とその評価、そしてそれに対する県の取組についてということで御質問をいただきました。

子供の健全な成長、発達には、特定の大人が細やかな養育を行うことによる愛着関係の形成が基盤となることから、児童福祉法改正の中で家庭養育優先の原則が規定されました。

本県におきましても、審議会での議論や関係者の意見聴取等を踏まえ、令和2年に長野県社会的養育推進計画を策定し、子供の最善の利益を考慮した上で、里親等による養育や特別養子縁組を優先的に検討するなど、計画に沿って取組を進めているところであります。

先ほど議員の御質問の中にもありましたとおり、本県では、国が示した実施方針に基づきまして里親委託加速化プランを策定しておりまして、3歳未満児の里親等委託率の目標を令和6年度に75%以上としておりますが、令和4年度では33.3%の進捗にとどまっております。

また、御質問にありました集中取組期間の令和3年4月から令和5年12月までの2年9か月

の新たな里親委託件数は85件でありまして、平均すると年間で約30人が新たに里親に委託されておりますが、実親が暮らす家庭への復帰や自立などの理由によりましてほぼ同数の委託が解除されております。県内の里親家庭で暮らす子供はここ数年おおむね110人ほどで推移しております。

児童相談所では、常にそれぞれの子供の状況を第一に考慮して里親の選定を行っておりますが、里親と子供の関係形成等を理由として、この期間に18人、年間で約7人が委託を解除され、予定外に里親家庭を離れることとなりました。こうしたことは、子供に新たな喪失体験などを与えかねないため、極力避けなければならないものと考えております。

このため、県としては、里親登録前後での里親研修を充実するほか、委託後には児童相談所などが里親の不安に寄り添い、子供との関わり方について助言をするなど、里親の支援に力を入れてまいりました。さらに、本年4月からは、県内2か所の乳児院に里親支援センターを設置して、里親への支援の取組をさらに強化いたします。

里親委託率の目標を定めてはおりますが、一人一人の子供の最善の利益を考えることが最も大切であるため、今後も子供の意向やニーズに合わせ、里親の元で安心して生活できるように努めてまいります。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私にはそばの在来品種の振興についてのお尋ねをいただきました。

そばは、異なる品種との栽培距離が近いと容易に交配してしまうなど、品種の特性の維持が難しい作物であり、在来品種の振興に当たっては、地域ぐるみによる取組が重要と考えております。このため、県では、地域の実情に合わせ、種子の生産技術指導、機械、施設への支援、さらには観光・商工団体と連携した新商品開発やイベント等を行う団体への支援などを行っております。

また、種子の保存も重要であることから、令和2年に制定いたしました長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例に基づき、地域の要望に応じて在来品種の種子を保存できる仕組みを整えております。

古くから守り育てられてきた在来品種は、地域固有の貴重な財産であり、地域おこしや観光誘客にもつながることから、今後も持続的な生産体制の構築が図られるよう支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはインボイス制度に関する中小企業支援についてのお尋ね

でございます。

この制度の実施により、特に小規模な課税事業者の経理処理などが負担となっている状況の中で、事業者の皆様の負担を軽減し不安を解消することは大変大切なことだと思っております。

まず、制度上の課題ですが、令和5年度の税制改正で、国は、免税事業者から移行しましたインボイス発行事業者の皆様には、納付する消費税額を3年間2割に軽減する特例を設けたほか、課税売上げ1億円以下の事業者が行う税込1万円未満の少額の取引について、6年間インボイスの保存なしに仕入れ税額控除を可能とするなど、事務処理や資金面での負担軽減措置を図ったところでございます。

また、各地の税務署における相談窓口に加え、県の支援といたしましては、産業振興機構内のよろず支援拠点において、先ほどの国の負担軽減策の周知をはじめ、経営相談や支援制度の紹介も行っており、併せて、商工会や商工会議所においてもインボイスに関する相談や講習会開催など円滑な移行に向けた相談対応などを行っているところでございます。

引き続き事業者の皆様のお困り事に寄り添いながら丁寧な対応を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。里親制度のまさに理想と現実、委託解除数と新規委託数がほぼ同数、これは深刻なことだと僕は思います。新規里親がこれだけ増えましたじゃないんです。子供は親を選べないという意味で使われる親ガチャという言葉があります。はっきり言わせていただきますが、一度親ガチャで失敗を経験している子供たちに二度目の親ガチャの失敗を経験させているということです。これは誰の責任でしょう。受け入れた里親さんも相当なダメージを受けます。

大前提として、里親制度が悪いと言っているわけではありません。実際にしっかり育て上げていらっしゃる御家庭も私は見えています。ただ、加速させるにはまだまだ検証が必要なのではないかということです。そもそも、まず社会養護を数値目標として掲げるのはいかがなものでしょうか。そして、達成度を各都道府県で競わせるようなプラン、これはどうなのでしょう。人を扱っているわけです。

里親、小規模化は、子供たちを家庭的な環境で育てる意味でも大切だと言いますが、そもそも施設に来る子の7割が家庭という環境の中で虐待を受けているわけです。トラウマにすらなっている家庭という環境にまた戻すことをどう考えますか。

ある国会議員が、福祉新聞で里親を100%にするとまで言っていましたが、子供たちが100人いれば100とおりのケアがあり、里親がいい子もいれば、小規模施設がいい子もいる。現在の

児童養護施設のような大人数の施設がいい子もいたり様々ですが、最終的な受皿となるのは、結局のところ児童養護施設なのです。であれば、まずは今ある児童養護施設に手厚い支援が必要だと思います。

今回、県の職員で里親になられた方はいますか。そして、推奨している知事や部長が里親にならない理由は何でしょうか。いわゆるプロである児童養護施設でも大変な虐待のケア、重篤な心のケアを、たった6日間の研修で里親に任せることが果たしてできるのでしょうか。里親を推進するなら、数値目標のためではなく、子供たちの気持ちを第一に考えていただき、もっと慎重に進めていく必要があると思います。どんな環境の子供たちもみんなが笑顔でいられる体制をつくることも少子化対策の一つだと私は思います。

そして、そば県について様々な御支援をありがとうございます。そば県へ着実に近づいているものと思っております。長野県は、いつの間にか長寿日本一県ではなくなっていました。おいしいそば県としての維持にも、そうならないように、危機感を持っていただけたらと思います。

そして、インボイス制度について、御答弁ありがとうございます。何でどんどん複雑化されているのか全くよく分かりませんが、県内の自営業、中小零細企業をしっかり守っていただきたいと思います。

ぜひ一般企業の感覚を持っていただき、自分のお金を使っていると思って税金の使い道や予算を大事に決めていただきたいです。優先順位、そして費用対効果、未来へつなげる投資効果、もちろんそれだけではありませんが、しっかり結果の出せる使い方を期待します。

最後の質問をします。

かえるプロジェクトには大いに期待しています。県民の皆様のために真に役立つ組織となるためにはどうしたらいいか。長野県職員が明るく、楽しく、前向きに仕事をするためにはどうすればいいか。本当にそう思います。これは、長野県がよくなる一丁目一番地のプロジェクトだと言えます。やはり県職員がわくわくしないと県民もわくわくしません。

以前、委員会で発言させていただきましたが、組織の上に立つ人が、いいと思ったら思いっきりやってみろ、責任は俺が取るから安心しろ、この一言が言えるような組織になればいいと思っています。

会社の運命を左右する重要な会議中に居眠りする社員がいるとしたら、社長は見逃しますか。起きている社員はばからしいと思うと思いませんか。そんな会社は潰れるに決まっています。上に立つ人の強いリーダーシップで会社は大きく変わります。部下の意識改革をするなら、上に立つ人間が大きく変わることが大事だと思います。県の職員の皆様は非常に優秀な方々です。競争を勝ち抜いて職員になっているわけですから、まだまだ物すごい力を発揮できるものと信

じてやみません。

そこで、40歳以下で組織された部署をつくってみてはいかがでしょうか。ひたすら県庁の問題点を洗い出し、改善する案を考え、新しい県庁にする部署です。まさにかえるプロジェクトの見本になるべく、責任を持って結果を出していただく部署です。トップは知事、もしくは研修を請け負ったアドバイザーの方、そして結果が出ない場合は当然トップが責任を取る。それぐらいの覚悟でやってもらいたい。

県の未来を左右するかえるプロジェクトは、県のターニングポイントです。結果を出すことありきのプロジェクトだと思います。明るく、楽しく、前向きな組織にするための決意を阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはかえるプロジェクトに取り組む決意という御質問であります。

グレート無茶議員が御指摘のとおり、私も、私の責任として、このプロジェクトをしっかりと具現化していく、目に見える形で組織風土を変えていくということが最も重要な役割だと思っています。

県にはいろいろな施策がありまして、そのほとんどを県の職員にやってもらっているわけにありますので、県で働く職員が志高く、明るく、楽しく、前向きにといっても、結果的に県民の皆様方のためにならなければいけないわけでありまして。そうしたことを各職員にはしっかりと認識してもらいながら、とはいえ、何となく暗いこの雰囲気を変えていかなければいけないというふうに思いますし、私も、職員と対話をして、例えば決裁ルートが長いとか、待機時間が長いとか、いろいろな問題を共有させていただいております。職員が変わった、そして、結果的には県民の皆様方からも長野県組織は変わったと実感いただけるような取組を進めていきたいというふうに思っています。

若手で構成する部署をつくってみたらどうかという御指摘ではありますが、まずそうした取組をプロジェクトベースで考えていきたいというふうに思います。

私をトップにというお話ではありますが、もちろん最終的には全部私の責任だと思っておりますけれども、むしろ、私やアドバイザーの役割は、職員には自由に発想して行動してもらい、そういうものを後押ししていく、バックアップしていく、そうした形に変えていきたいと思っております。

行政組織はピラミッド型の組織になっていますので、どうしても知事の顔色をうかがったり、上司の意向に忖度したり、どちらかというところ、そうしたことが起きやすい組織だと思っておりますが、そんなものは全く不要だと私は思っています。むしろ、知事が言っていることよりこっちのほうがいいという意見をどんどん職員が出せるような雰囲気をつくっていかねばいけないと

思っています。全ての管理職の皆さんとこうした問題意識を共有しながら取り組んでいきたいと思えます。

そのためには、私も責任を持って取り組みますけれども、何よりも改革の主体はやはり職員であるべきだというふうに思っていますので、熱意のある職員に改革にどんどん主体的に取り組んでもらうような仕組みをつくっていかねばいけないというふうに思えます。また、幹部職員にも、私と同じような姿勢で職員の自発的な行動を促してもらいたい、サポートしてもらいたい、そういう趣旨を多くの皆さんと共有していきたいというふうに思えます。

そして、県組織として動いていくわけでありますから、具体的な成果は定期的にしっかり把握、検証し、何が課題なのかということも含めて次の取組につなげていくシステムをちゃんとつくっていく。私も含めた職員一人一人の行動変容と同時に、やはり組織としてそれを具体化していくための仕組みや体制というものもしっかり考えていかねばいけないというふうに思っています。

具体的な推進体制や取組については、かえるプロジェクトのタスクフォースから御提案をいただいている状況でありますので、まずはこれを職員としっかり共有していきたいと思えます。

その上で、新年度からは、新たな仕組み、新たな体制の下で、このかえるプロジェクトからもらった提案の具体化も含めて、組織風土改革が着実に進むように私としても全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。一丁目一番地の私の責任だということをしっかり自覚しながら取り組んでいきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございました。非常に問題点をよく分かっていらっしゃってすごく安心しました。ぜひとも実行していただきたいと思えます。

職員は、民間企業のように成果を上げて褒められることが少なく、なかなかモチベーションが上がりづらい環境なのではないかと思えます。本当は、職員の評価が加点評価になれば、もっと積極的に、前向きになれるのかなと思ったりします。

過去と他人は変えられませんが、未来と自分を変えられます。知事もおっしゃっていましたが、トップである阿部知事が率先して、さらに明るく、楽しく、知事がわくわくしていただけたらと思っております。期待しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君） 皆さん、こんにちは。飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問をいたします。

リニア中央新幹線は、平成23年5月26日に工事費約9兆300億円で整備計画のルートが決定され、本格的にスタートしました。長野県では、平成26年に長野県リニア活用基本構想が策定され、伊那谷交流圏構想、リニア3駅活用交流圏構想、本州中央部広域交流圏構想として様々な波及効果を検討しております。

平成27年2月に発表された長野県によるリニア中央新幹線開業に伴う経済波及効果ですが、建設工事の投資は、経済波及効果9,991億円、雇用誘発者数は年間5,756人、利用者による県内消費は、経済波及効果年間336億円、交流人口は1日当たり5,300人を見込んでおります。

直近では、2022年12月に長野県駅の起工式が開催され、ヤード内の整備が進み、2023年10月、構造物として初めて土曾川橋梁の基礎工事に着手しております。また、天竜川工区天竜川橋梁の喬木村側は2021年10月に着工し、飯田市側は2023年10月に着工しており、誰もが目で見て分かるような工事が着々と進んでおります。

リニア時代を見据え、国の国土形成計画やスーパーメガリージョン構想、長野県のリニア活用基本構想、上伊那・下伊那地域と長野県で構成するリニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議ではリニアバレー構想を公表しております。南信州広域連合では南信州リニア未来ビジョン、飯田市ではリニア推進ロードマップを策定しています。現在、二次交通に関しては、JR飯田線との接続方法に加え、自動運転技術や空飛ぶクルマ等の活用を見据えた検討を進めております。

一方、様々な検討会議のメンバーが県や首長等に限られ、また、情報発信も含め、実際のところ、地元の飯田・下伊那に限らず、上伊那、諏訪圏、木曾圏等の方々より、何がどこまで進んでいるか分かりづらいと様々な意見をいただいております。

さて、視点を隣県に変えますが、岐阜県では、2023年3月の新たな第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略によると、JR在来線の美乃坂本駅との連絡施設、二次交通機能を含む駅前広場、自然を生かした公園等の検討を進め、また、長野県南西部及び愛知県北東部、さらには北陸新幹線金沢－敦賀間の開業を受け、北陸3県の人の流れまで取り込もうと動いております。

また、山梨県は、2023年8月、リニア山梨県駅前エリアのまちづくり基本方針を策定し、山梨県駅とスマートインターチェンジが直結する非常に珍しい計画が進んでいます。駅北側に交通広場と仮称甲府中央スマートインターチェンジ駐車場を設置し、駅南側エリアでは民間活用ゾーンと公的活用ゾーンに分け、検討しております。

また、駅を南北に横断する市道の拡幅や県道化を検討し、リニア山梨県駅とJR甲府駅、JR身延線小井川駅はシャトルバスの接続を予定し、2024年度に基盤整備方針を策定予定です。

さらに、リニア新駅の接続を前提に、羽田空港の補完的機能を果たすべく、県内に空港設置の可能性を模索しております。

我が長野県も、隣県に後れを取ることなく、県内全域への波及効果を念頭に、具体的な計画を策定すべきだと思います。

2023年11月、二次交通をテーマにしたリニア駅アクセス検討会議と、駅の高架下や交流広場の情報発信、イベントをテーマにしたリニア駅前広場活用検討会議が開催されました。同会議は、民間の企業、団体、県、上伊那・下伊那の各市町村の関係者ら約100人で構成され、両会議とも隔月で分科会を開催し、2025年度中に駅周辺整備に反映させる予定です。

なお、長野県駅には現在リニア駅の高さ制限があり、上郷地区では商工業エリア15メートル、沿線エリア12メートル、居住エリア12メートル、座光寺地区では商工業エリアで15メートル、調和エリア12メートル、居住エリア10メートルと設定されており、高さ制限を含む土地利用計画の見直しが進められております。

J R東海は、昨年12月、品川から名古屋間の開業時期を2027年から2027年以降に変更する申請を国土交通省に行い、認可されました。依然として開業時期が不透明な状況が続いており、地元ではリニア開業を見据えた企業誘致や民間投資が進まず、まちづくりの見通しが立たないとの声も大きくなっています。

最大の要因である静岡工区をめぐっては、大井川の流出対策については、昨年10月、J R東海は田代ダム案を示しております。また、本年2月7日に、国土交通省鉄道局長は、生態系の保全をモニタリングする第三者委員会を設立する方針を静岡県に示しております。しかしながら、歯がゆい状況は続いております。

それでは、阿部知事に伺います。

リニア中央新幹線の開業に向けては、まだ開業見通しなどの課題もあるものの、将来的な長野県の発展、明るい未来につながる整備事業に対し、知事としてどのように力強く開業に向けて動いていくか、思いをお伺いします。

続きまして、斎藤リニア整備推進局長に伺います。

令和6年度当初予算案に、長野県がリニア駅近郊の土地利用構想を策定する長野県リニア駅近郊ランドデザイン策定事業が新規事業として計上され、飯田市及び下伊那北部町村と連携して策定を進めるとのことですが、事業の効果と展望について伺います。

小林交通政策局長に伺います。

今後、長野県全域にリニア中央新幹線の効果を最大限享受すべく、二次交通網をどのように具体化させるのか。リニア長野県駅からの自動運転のシャトルバスや空飛ぶクルマ等具体的なスケジュールを含めた考え方を伺います。

豊橋と飯田を結ぶ特急伊那路のように、停車駅を工夫した高速化も念頭に、岡谷から飯田までの飯田線の有効活用についてJR東海と話し合いを進めることができるのか、御所見を伺います。

新田建設部長に伺います。

長野県駅には、上郷地区、座光寺地区で高さ制限がそれぞれ設定されており、現在、建物の高さ制限を含む土地利用計画の見直しが検討されておりますが、長野県としての考えはいかがでしょうか。

次に、農業を取り巻く環境変化への対策について言及します。

現在、地球温暖化により、全国で水稲の高温障害で、カメムシの吸汁加害による斑点米、高温や急激な乾燥、吸湿により米粒の外部と内部にひずみが起こる胴割れ米、登熟期の高温ででん粉蓄積の異常による白未熟粒等、品質低下が課題となっております。

そのような状況下、2018年に、国の研究機関である農研機構は、高温耐性に優れた品種「にじのきらめき」を開発しました。虹のように多彩な特性を持ち、御飯の炊き上がりが艶やかであるため、にじのきらめきと命名されました。コシヒカリ並みの良食味であり、15%程度多収な上、稲の丈が短いため倒れにくく、縞葉枯病への抵抗性が強いため、栽培に取り組みやすい期待の品種です。現在、茨城県、群馬県、静岡県、和歌山県、佐賀県が奨励品種としております。

南信州農業農村支援センターでは、令和4年4月から令和5年2月にかけて、飯田市、松川町、阿南町で施肥試験、栽植密度試験、白未熟粒の発生確認が行われ、全ての結果から、にじのきらめきは南信州地域に適した有望品種と考えられます。

また、にじのきらめきを表示して販売するため、新潟県、栃木県、千葉県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、群馬県、石川県、和歌山県は産地品種銘柄としております。

それでは、農政部小林部長に伺います。長野県においても、今後にじのきらめきを奨励品種や産地品種銘柄として位置づけていくべきと考えますが、現在の状況について伺います。

次に、令和5年8月30日、農林水産省は、中国で火傷病の発生を確認し、中国産の花粉等の輸入を停止しました。火傷病は、梨やリンゴ、ビワなどが感染し、枝や葉、花などが火にあぶられたように枯れ、木が枯死するケースもあり、有効な除去方法はなく、感染した場合は伐採するしかありません。欧州地中海地域植物防疫機関によると、57か国で発生しており、近隣国では韓国や中国などで発生しております。

我が国は、2022年時点で、梨の花粉は606キログラム、リンゴの花粉は231キログラム輸入しており、農林水産省の推計では、中国産の花粉は、日本の梨の約30%、リンゴの約3%で授粉作業に使われており、背景として、リンゴは蜂などによる自然交配も多いですが、梨は主に人

工授粉のため、依存度が高いと考えられます。

一方、長野県では、梨は約17.5%、リンゴは4.1%の影響ですが、特に南信地域では中国産の花粉の使用割合が高いと理解しております。

なお、飯田・下伊那では、本年度から南信州日本なし産地再生プロジェクトが始動しており、飯田・下伊那地域を「稼げる日本なし産地」として再構築することを目指し、人材確保、新植・改植の推進、技術開発、販売戦略など様々な課題に対し関係者一丸となって2023年から5年間取り組む予定です。

また、日本なしは、水分が多く加工特性が低いのですが、南信州地域の菓子店は、梨のパイ、タルト、マドレーヌ、ケーキ、大福、アイス、まんじゅう、ひとくち氷菓、スムージー等新たに展開し、日本なし普及のため尽力しております。

そのような中、今回の火傷病による花粉の輸入停止の影響は大きいと考えます。農林水産省からの対策方法として、花芽のついた剪定枝をハウスで加温し採取する、花粉生産用の木から採取量を増やす、開花期の早い木から採取しておく等、花粉の自給策を求めています。

長野県では、2023年10月から11月に、花粉確保に向けた実態把握に努め、花粉採取の情報提供、研修会を実施したところですが、実際に地元農家の皆さんと話したところ、梨とリンゴは受粉時期が近いため、両方生産している農家には人手不足が深刻です。

それでは、農政部小林部長に伺います。

農林水産省と連携し、新たな花粉の輸入先を模索するのはいかがでしょうか。オーストラリアの花粉は価格が高いと聞いております。検査等に時間はかかるかもしれませんが、例えば台湾やネパール等からの輸入の可能性について所見を伺います。

千葉県のアいちかわは、2027年3月、梨花粉の販売ができるよう、この春より花粉採取の専用園の整備を開始します。地元の農家からも提案がありましたが、担い手不足を補うため、長野県も花粉の生産拠点を設置し、花粉の供給体制を構築する必要性について所見を伺います。

次に、高速バスについて言及いたします。

昨年11月、アルピコ交通株式会社は、運転手不足等のため、1日10往復で平日のみ運行している長野市と松本市を結ぶ長野松本線を本年3月末で廃止すると発表しました。新型コロナウイルス流行前と比べ運転手は約15%減り、利用者も15%程度の1日140人ほどに落ち込み、JR篠ノ井線が代替できることも考慮しております。

一方で、信南交通株式会社、伊那バス株式会社、アルピコ交通株式会社が共同運行する長野と飯田を1日4往復で結ぶみすずハイウェイバスは、運行业者から、行政の支援がなければ本年度末での撤退を視野に入れると申出がありました。これを踏まえ、県では、沿線市町村と運行业者による打合せ会議の開催や、沿線市町村へのアンケート調査、さらに利用者の実態調

査を実施し、本年1月末の打合せ会議で、長野県側の支援策について最終議論されたと同っています。

長野飯田線は、上伊那、下伊那では松本秀峰中等教育学校に通う一定数の学生がいます。また、沿線近くのビジネスマンや、県庁や松本合同庁舎等の通勤に利用する職員もいます。当然ながら、当路線は長野県内を縦につなぐ重要な役割があります。

それでは、小林交通政策局長に伺います。

本定例会に計上されている予算案5,047万円により、人材不足で大変厳しい中、採算も含め、今後みずずハイウェイバスの維持は可能でしょうか。また、今後、需要回復が見込めれば、4往復からの増便は検討可能でしょうか。

バスドライバー不足解消に向け、県外からの移住者には最大50万円の支援金を出す予定ですが、どのような効果をもたらすのか、展望をお聞かせください。

最後に、令和6年度予算の目玉である子供政策における学びの多様化に移ります。

県内人口は、200万人割れが目前となり、2040年に181万人、2050年に169万人と大幅減少が見込まれる中、人口減少、少子化の課題解決に向けた県づくりは、待ったなしの状況で、今回、様々な予算編成がなされており、大いに期待するところです。

ほかの県議からも言及があるとおおり、長野県は、年収の要件を問わず、第3子以降保育料の無償化と第2子の半額負担、未就学児やその家庭を支援する交付金、さらに、子供の医療費助成を小学3年生までから中学3年生までに拡充します。

そして、昨年4月から始まった検討会議の内容を受け、いよいよ信州型フリースクールの公的認証制度が本年4月よりスタートします。背景として、全国で不登校の小中学生が30万人まで増える中、長野県の小中学校では、令和4年度時点で5,735人が不登校となり、前年比21.8%増加し過去最多で、全国的にも割合が高い状況です。かかる状況下、学校以外での学びの場や居場所が非常に必要となっており、

現在、不登校児の受け手となっているフリースクールは、利用者の月謝や市町村の補助で運営費が賄われており、厳しい経営状況のフリースクールもあります。本定例会において、フリースクールの運営の安定化や学びの質向上を実現すべく、対象は45施設を想定し、関連費用に8,017万円を計上しております。運営費補助は、週3回以上開所する学び支援型は上限200万円、週1回以上開所する居場所支援型は上限60万円と設定されており、1年以上の活動実績などを要件としております。支援額は、運営状況などに応じ、スタッフの人件費や教材費などに充てられます。

また、全国の一部の自治体では、フリースクールなどに補助金等の支援はありますが、今回、長野県では、補助金に加え、不登校の児童生徒が自分に合ったフリースクールに出会えるよう

情報サイトを立ち上げること、また、運営関係者の交流なども将来の展望としております。子供たちの学びの選択肢を増やすこと、保護者やフリースクール運営者の負担軽減のために大いに期待できます。さらに、不登校の児童生徒の多様な学びの創出や、市町村が関係団体と連携した支援体制を構築すべく、多様な学び支援コーディネーターの配置を実施します。

昨年7月から9月の夜間中学に関するアンケートで、不登校のため中学校で十分学べず、学び直しを希望する人が幅広い年代で確認でき、個々人の実情に寄り添った学びの場を創設する必要があると思います。

夜間中学は、不登校経験者、義務教育を受けられなかった高齢者や在日外国人などが対象であり、一方、学びの多様化学校は、現役の児童生徒も対象にしております。学びの多様化学校は通常の授業で進むのに対し、夜間中学では個々に合わせた少人数授業や学力レベルに合わせた指導ができます。夜間中学と学びの多様化学校の併設で、柔軟でインクルーシブな学びが可能と考えられ、非常に期待しております。

それでは、高橋こども若者局長に伺います。

今回の学び支援型は上限200万円、居場所支援型は上限60万円の運営費補助により、フリースクールの運営状況はどの程度改善されるのでしょうか。一方で、保護者の負担軽減は市町村の役割と理解しておりますが、こうした支援方針とした県の考えについて伺います。

今後、不登校児が自分に合ったフリースクールを見つけられる情報サイトの設置や運営者同士の交流の場等の創出が検討されておりますが、どのように進めていくのか。また、どのような取組があるのか、お尋ねします。信州型フリースクールと学校との連携はどのように行っていくのか、お尋ねします。

次に、内堀教育長にお伺いします。

多様な学び支援コーディネーターの配置が予定されておりますが、どのくらい的人员で、いかなる方が、どのくらいの頻度で支援するのか、お尋ねします。また、今後長野県は夜間中学と学びの多様化学校の併設の検討をどのように進めていくのか、伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、リニア中央新幹線に関連して、開業に向けてどう動いていくのかという御質問であります。

大きく二通り動かなければいけないと思っています。一つは、様々な課題があるわけですが、沿線各県と連携しながら一日も早く開業できるように取り組むということ。それからもう一つは、リニアの開業効果を、伊那谷はもとより長野県全体の発展につなげていくように取り組んでいくこと。この大きな二つの取組が必要だというふうに思っています。

前者については、これまでも、JR東海の社長との間でトップ会談を継続して実施してきて

います。私からは、開業時期、開業年次を早く明示してほしい、そして、地域の皆さん、市町村長の皆さんの声をお伺いする中で、生活環境、安全対策など地域の切実な課題や声がありま
すとお伝えしています。こうしたことを通じて、事業が着実に進んでいくよう求めてきてい
るところであります。

加えて、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会ということで、沿線都府県で一緒にこのリ
ニア中央新幹線の建設促進を図ってきているわけではありますが、JR東海への働きかけをはじめ
として、国土交通省や関係の国会議員の方たちとも課題や方向性を共有しながら、開業促進に
向けた取組を進めてきています。今後とも、沿線の都府県としっかり連携を図り、JR東海に
は、地域の声をしっかり伝えるべきは伝え、申し上げることは申し上げながら、一日も早い開
業に向けて努力をしていきたいというふうに思っています。

その一方で、御質問にもありましたように、地域のビジョンをしっかり持っているだけでい
けないというふうに思っています。リニアバレー構想を実現するに当たりましては、関係市町
村や経済界の皆さんと共にしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

令和6年度からは、リニア駅近郊の広域のグランドデザインを市町村と一緒に策定してい
きたいというふうに考えています。構想を具体化する市町村のまちづくりには、県としても広域
的な視点からしっかり関与して一緒に取り組んでいきたいと考えております。

また一方、国においても動きが出てきています。先月、リニア開業に伴う新たな圏域形成に
関する関係府省等会議ができました。令和6年度の前半には中間整理をしていくという動きに
なっています。リニアの中間駅を地域や国土全体の活性化のための牽引役としてしっかり
位置づけていこう、そういう国の思いが表れているものと考えています。したがって、私
どもとしても、先端技術の活用も含めて、新たな暮らし方や働き方の先導モデルとなるように
国全体での支援を強く求めていきたいというふうに考えています。

以上のように、まずは建設促進、早期の開業に向けた取組、そして開業効果を県全体に及ぼ
せるように、特に伊那谷の発展をしっかり意識しながら取り組んでいく、こうした二つの点に
重点を置きながら知事として行動していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部リニア整備推進局長斎藤政一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（斎藤政一郎君）リニア駅近郊グランドデザイン策定事業の効果
と展望についてのお尋ねでございます。

飯田市及び下伊那北部のリニア駅近郊エリアは、リニア開業により、人流や物流の両面で大
きく変化することが予想され、適正な土地利用の配置により、地域全体の付加価値を高めるこ
とが必要な拠点地域でありますことから、本事業により、リニアの開業効果を最大限波及させ

ていくため、市町村の枠組みを超えた広域的な視点に立って、戦略的かつ実践的な面としての土地利用のランドデザインを新たに策定するものでございます。

策定に当たっては、将来を見据え、学識経験者の助言・知見を得て、関係市町村と連携し、土地利用の基本的な考え方や方向性を共有するとともに、基礎データやポテンシャル分析により、地域の特性を踏まえた開発適地の抽出、選定や実現手法の整理を行うこととしております。

これにより、データに基づく地域の強みや将来を見据えたエリア全体のコンセプトが明確化され、民間企業等の参入意欲を高めるアプローチや、市町村等の具体的な事業化の検討が進展し、環境共生、教育・学びの先進地域づくりの推進につながるものと考えております。

県といたしましても、関係部局やUDC信州と伴走支援をしっかりと行い、リニアバレー構想への地域主導の取組を加速し、伊那谷地域全体の発展につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはリニア県駅からの二次交通とみせずハイウェイバス、これを中心に御質問を頂戴したところでございます。

まず、リニア中央新幹線長野県駅からの交通手段の具体化についてでございます。

リニア長野県駅からの二次交通に関しましては、開業を見据えた整備効果を県内に波及させるため、これまで、伊那谷自治体会議交通担当課長会議で検討が行われてきたところでございます。

さらに、これを加速させるため、昨年11月、新たに二次交通や駅周辺整備などの検討を行いますリニア駅アクセス検討会議を長野県と飯田市が共同で立ち上げまして、交通事業者や観光事業者も含めました官民一体となった検討を進めているところでございます。

リニア長野県駅からの二次交通は、どこの拠点とを結ぶかにより、基幹軸として県の南北を結ぶもの、リニア駅から飯伊地域や上伊那地域の市町村の拠点間を結ぶもの、リニア駅から伊那谷・木曾谷圏域の観光地間を結ぶもの、それから飯田市内のリニア駅周辺の拠点を結ぶものなどの区分けを行いまして、その上で、区分ごとにそれぞれ交通モードや検討事項、検討主体、議論の場を整理、明確にしました検討体制の原案を作成し、現在関係者と調整を進めているところでございます。

また、自動運転や空飛ぶクルマなど移動手段の一つとしての新たなモビリティの活用についてもどのような用途に導入すべきか検討していく予定でございます。

これらについて、それぞれの場で具体化に向けて議論を進め、その検討状況はリニア駅アクセス検討会議で共有を図っていく予定としております。リニアの開業時期が不透明でございますが、飯田市など関係者と共に開業時期をターゲットとした時間軸を共有しながら検討を進め

ていくとともに、地域の住民の方々にも検討状況を随時公表してまいりたいと考えているところでございます。

次に、高速化を念頭に置きました飯田線の活用についてのＪＲ東海との話合いについてのお尋ねでございます。

ＪＲ飯田線については、県や沿線自治体、経済団体等によりＪＲ飯田線活性化期成同盟会が組織されており、ＪＲ東海に対し、定期的に、高速化を中心としました利便性向上や利用促進などの要望活動を行っているところでございます。今年度も、12月に、伊那、駒ヶ根、飯田の各市長と共に、私も同盟会副会長の立場で、飯田線の高速化、ダイヤの改善、サイクルトレインの運行などについて十分に時間をかけて要望活動を行ったところでございます。

また、県、市長会、町村会、経済団体等で構成されますリニア中央新幹線建設促進長野県協議会においても、昨年8月、二次交通としての役割を担います飯田線の利便性向上や高速化について要望を行ったところでございます。

さらに、県、ＪＲ３社、沿線自治体とで長野県ＪＲ連絡調整会議を定期的で開催しております。今年度も、ＪＲ東海と飯田線のダイヤ改善やバリアフリー化などの施設整備の推進について協議を行ったところでございます。今後も、引き続きこうした場を活用し、飯田線の高速化など利便性向上に向け、ＪＲ東海と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、みすずハイウェイバスの維持と今後の増便に向けた検討の可能性についてでございます。

議員からお話がありましたとおり、長野と飯田を結びますみすずハイウェイバスについては、昨年10月、運行事業者３社から県に対して、乗務員不足により路線の廃止を視野に入れているという意向が示されていたところでございます。これまでに、沿線地域の市町村等も交えまして３回の会合を開催し、対応を協議してきたところでございます。

県では、現在策定中の長野県地域公共交通計画におきまして、みすずハイウェイバスを県内南北の広域圏間を結ぶ基幹的な移動軸として位置づけていくことを考えていたところでございまして、この路線の重要性に鑑み、本県が全面的に支えていくべきであると判断し、３社と調整の上、運行継続に必要な経費を支援することとしまして、来年度当初予算案に計上したところでございます。これによりまして、現行４往復の運行の維持が来年度も可能になるものと考えております。

また、みすずハイウェイバスの持続的な運行を可能としていくため、専門の就職相談窓口の設置や、バスドライバーを対象にした移住支援金の創設なども来年度当初予算に盛り込みまして乗務員の確保を図るとともに、市町村、民間企業と共に出張等での利用を促進する取組を行ってまいりたいと考えております。

加えまして、さらなる本格的な利用促進を図るため、1日4往復からさらに増便することにより利便性の向上を図ることが必要であることから、今後、県としては、利用者ニーズの把握や、増便した場合の利用者増加の効果予測を行っていくとともに、運行事業者における乗務員や車両の手配、貸切りバスとの調整に配慮しながら、事業者と共に段階的な増便に向けた検討、調整を行ってまいりたいと考えております。

最後に、バスドライバーを対象とした移住者支援金の事業効果についてでございます。

バスのドライバー不足の解消に向けましては、県としても、バス協会を通じた二種免許の取得支援や協会のドライバー確保の広報費用の支援などに取り組んできたところでございます。

これらに加えて、令和元年度から始まった県外からの移住者を呼び込むためのUIJターン就業・創業移住支援金をベースにしまして、新たにバスドライバーを対象にした移住支援金を支給しますバスドライバー移住支援事業を来年度予算案に盛り込んだところでございます。この支援金は、これまで三大都市圏に限定しておりました対象地域を、バスドライバーの就業希望者については全国に拡大するとともに、三大都市圏からの人材については支援金の併給を可能とすることで、賃金の高い圏域からもより多くの人材を呼び込めるよう制度設計を行ったところでございます。こうしたことから、この事業により一定の効果が見込まれるものと考えているところでございます。

バスドライバーの不足については、人口減少を背景とします全国的な課題であることから、この支援金の事業だけではなく、専門の就職相談窓口の設置、マッチングイベントの開催、退職自衛官、消防吏員とバス事業者とのマッチング支援、女性などの就労に向けた環境整備への支援などのほか、県有民営バスの貸付け、広域的なバス路線の運行費支援、燃料価格高騰に対する支援などを通じまして、事業者の経営改善やドライバーの賃金水準の下支えなど様々な手法を活用してドライバーの確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私にはリニア中央新幹線長野県駅周辺の土地利用に関するお尋ねでございます。

議員の御発言のとおり、現在、飯田市においてリニア駅周辺及びその近郊における土地の利用や景観の在り方について検討を始めていると認識しております。

まず、土地利用については、飯田市が目指す21世紀型の新しいまちづくりが周辺町村と共に実現できるよう、県としては、新年度から周辺圏域を含む広域的なランドデザインを策定し、その内容についても飯田市をはじめとする関係の皆様を提供してまいります。

また、景観については、現在、広域的な観点から景観の保全、育成を推進するため、長野県

景観育成計画の見直しを進めているところであります。この景観法上の景観行政団体である飯田市などの意見、考えを尊重しながら、リニア駅の利用者が周辺の良い景観、眺望を実感できるよう共に取り組んでまいります。

いずれにしても、これからの土地利用を検討していく上では、にぎわいの創出や産業の発展、景観などに配慮する必要があることから、それらの調和が図られるよう、市町村の境を越えた広域的な視点を含め、飯田市と十分議論をしてまいります。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業を取り巻く環境変化への対応について3点御質問をいただきました。

まず、米の品種「にじのきらめき」の位置づけについてのお尋ねでございます。

本品種は、令和3年から、南信州地域のほか、北信地域で栽培が始まり、県内においても徐々に生産面積が拡大していると認識しております。

奨励品種は、栽培を県内に広く普及させることを目的として県が決定するもので、令和4年から収穫量や品質等の調査を実施しているところであり、今後、その結果等を踏まえて、決定の可否を検討してまいります。また、産地品種銘柄は、農産物検査法に基づき販売の際に品種名の表示が可能となるもので、現在、生産者団体が構成する協議会から国に対して銘柄の設定申請が行われている状況でございます。

次に、花粉輸入先の確保についてのお尋ねをいただきました。

花粉輸入先の国の条件としては、日本のリンゴ、梨の授粉に使用できる品種が栽培されており、火傷病など重要病害虫の発生がなく、植物検疫体制が整っていることが必要となります。

農林水産省では、国産花粉の不足を補うため、火傷病発生国以外からの輸入の可能性を探る調査を令和6年度から民間事業者と連携して行うこととしております。御提案いただきました台湾、ネパールは、輸入先としての条件がある程度整っており、国の調査の対象となることが想定されますので、国の動向も踏まえつつ、活用の可能性を検討してまいります。

最後に、県内での花粉供給体制の構築についてのお尋ねです。

リンゴ、梨の持続的かつ安定的な生産に向けては、外国産花粉に依存しない体制づくりが非常に重要であると認識しております。

今回の輸入停止に伴い、県では、生産者自らが花粉採取に最大限に取り組めるよう研修会を開催するとともに、南信農業試験場が花粉採取用の苗木のあっせんを行い、花粉の確保を支援しているところでございます。

御提案いただいた花粉生産拠点の設置は有効な対策と考えておりますので、県といたしまし

では、JAや生産者グループが行う共同作業場への機器導入や、産地内で花粉や労働力を融通し合える生産供給体制の整備を支援してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には学びの多様化の中でのフリースクール支援に関して3点御質問をいただきました。

まず、運営費補助によるフリースクールの経営状況の改善についてのお尋ねでございます。

認証施設への運営費補助の金額につきましては、県内のフリースクールの実際の経営実態を参考にしつつ、認証制度で要件としております在籍校との連携促進や利用児童生徒の支援計画の策定など、新たな役割を加味して設定したものであります。

フリースクールの経営規模は、大きなところでも約1,000万円程度とお聞きしておりまして、それぞれ受け入れている子供の数やスタッフの数が異なること、利用料や寄附金等の収入も異なるため、一概には申し上げられませんが、多くが赤字で脆弱な経営状態にあるフリースクールであることから、今回の支援によりまして、その経営が一定程度改善し、安定した運営や子供の支援の充実にもつながるものと期待しております。

そして、利用者の負担軽減を市町村が行うこととした県の考えについてであります。フリースクールは市町村域を超えての利用が多いことを踏まえまして、運営費については、広域的な観点から県が支援していく一方で、利用者のほとんどが義務教育年齢の子供であるため、保護者の利用料等の負担軽減については市町村に支援をしていただくことといたしました。

こうした方針は、これまで、市長会、町村会の総会や市町村教育委員会の会議など様々な場面で県から説明し、県と市町村が連携した支援の実施をお願いしてまいりました。現時点でフリースクールを利用する児童生徒がいる市町村のうち、約4割で利用者負担の軽減につながる支援策を御検討いただいていると承知しております。今後も、県と市町村が連携して子供の学びを支援するため、市町村において積極的に取り組んでいただくよう呼びかけてまいります。

次に、情報サイトの設置、運営者の交流の場の創出をどう進めるか。また、ほかの取組にどんなものがあるかのお尋ねでございます。

昨年4月から開催しました認証制度検討会議などにおきまして、不登校経験者、保護者の方々から、フリースクールをどう選べばよいのか分からなかった。また、フリースクールの運営者の方々からは、情報交換できる場があるとありがたいといった意見が数多くありました。県としては、運営費を支援するだけでなく、利用する子供が施設を選べるようにするための情報発信や、運営者同士が情報を交換する場をつくっていくことの重要性を認識し、新年度から新たな取組を進めてまいりたいと考えております。

まず、新たに設けるフリースクール総合ポータルサイトにつきましては、フリースクールが提供する学びの内容の情報発信を支援し、不登校児童生徒とその保護者が自分に合った学びの場を選択しやすくなるように、また、県民にとってフリースクールがより身近な存在となるよう認知度の向上を図るために、検索機能や活動事例等を紹介するコンテンツを充実して構築を進めてまいります。

また、運営者同士の交流の場につきましては、意見交換等を通じてフリースクール同士のつながりを深めるとともに、不登校児童生徒等への支援に関わる教育・福祉機関にも参加いただくことで、様々な機関の連携による不登校児童生徒等への支援に対する県内機運の醸成を図ることを目的に進めてまいります。

このほか、フリースクールの運営やスタッフの支援力の向上が大切であることから、利用者個別の支援計画・方針や在籍校との連携体制づくり、子供の権利や相談対応などに関する新たな研修の実施を予定しております。

信州型フリースクール認証制度におきましては、要件を満たしたフリースクールに補助金を支出するというだけでなく、フリースクールが学びや運営の質を保ち、しっかりと役割を果たすことができるように、先ほど申し上げた様々な支援をトータルで行ってまいります。

最後に、信州型フリースクールと学校との連携についてのお尋ねであります。

子供の将来の自立や多様な学びの充実に向けて、フリースクールや在籍校、市町村教育委員会が相互にしっかりと連携し、子供の個別の状況に応じた支援を行っていく必要があると考えております。

フリースクールと在籍校との連携につきましては、フリースクールが個々の子供に対して作成する支援方針と支援計画を共有することをはじめ、日々の活動の様子を連絡するなどの定期的なやり取り、そして、在籍校の先生にフリースクールを訪問してもらうことなどを通じて相互の連携を図ることを想定しているところであります。

こうした在籍校や市町村教育委員会などとの連携を支援していくため、今回の制度の創設に合わせまして、県と県教育委員会事務局が協力し、不登校支援機関連携推進員を2か所の教育事務所に新たに配置いたします。フリースクールや在籍校、市町村教育委員会への訪問を通じまして、それぞれの課題等を踏まえ、円滑な連携に向けた後押しを行ってまいります。

これまで、多くの皆様の御協力をいただきながら検討を重ねてきた信州型フリースクール認証制度が4月からスタートいたします。今後も、様々な機関と連携し、制度の運用を着実に行っていくとともに、学校、保護者、地域の皆様、そして何より当事者である子供たちの意見を取り入れ、共に育てていく制度として改善を図りながら、関係者一体となって多様な学びを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）学びの多様化について2点御質問を頂戴いたしました。

初めに、多様な学び支援コーディネーターの配置についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場の確保に向け、来年度、多様な学び支援コーディネーターを県内5市町村に1人ずつ配置し、教育支援センターの新設や増設、未設置町村における広域連携促進などの支援を行う予定としております。

多様な学び支援コーディネーターには不登校支援に関わっている方などを想定しており、予算上、年間1人480時間程度の支援を予定しております。なお、勤務日数や一日当たりの勤務時間等の詳細につきましては、配置された市町村が予算の範囲内でそれぞれの実情に応じて定めることとしております。

次に、夜間中学と学びの多様化学校との併設についてのお尋ねでございます。

夜間中学と学びの多様化学校につきましては、今年度、夜間中学設置検討会議及び不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会において、設置に係る市町村の意向調査等の結果も踏まえつつ、それぞれ議論を重ねてまいりました。双方共通して、夜間中学と学びの多様化学校との併設も含め、多様なニーズを包括したインクルーシブでフレキシブルな学びの場を創造する必要があるとの方向性が示されております。

これを受け、現在県教育委員会としての考えをまとめているところであり、今後は、設置を検討する意向のある市町村と共に設置に向けたより具体的な協議を進めてまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。

日本だけでなく、世界からも注目されるリニア中央新幹線の長野県駅の周辺の開発や、気候変動等に左右されない安心・安全の食の確保、さらに、長野県を横断する公共交通機関の維持、そして全ての方に豊かな学びが提供されることを切に願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午後11時32分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

毛利栄子議員。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君）特別支援教育について教育長に伺います。

県議団は、この間、幾度となく特別支援教育の環境改善について本会議や委員会で取り上げてきました。松本養護学校、若槻養護学校の改築が始まること、千曲川の浸水域にある上田養護学校の移転・改築に向けて具体的に検討していただいていること等を歓迎します。また、図書室や蔵書も不十分で、図書スペース程度しか確保されていない学校があり、子供たちが楽しみにしているのに大変残念な事態だと思っておりました。特別支援学校の図書室が改善され、蔵書も拡充されることに期待しています。

少子化の中にあっても、特別支援学校の児童生徒は増え続けており、慢性的に教室が不足している状況で、必要に迫られて教室の増設をしていただいているところです。県教委としては、中長期的な視点に立った改革と、応急的な対応として増築、施設・設備の修繕、改修等を10年計画で取り組んでいくとしていますが、根本的な解決のためには、改修、新設のスピードアップが必要と考えます。現状で不足している教室数はどのくらいあるのか。改善に向けてどのように取り組んでいくのか。伺います。

児童生徒が増えることによって、学校内の施設・設備が足りなくなっている課題が様々あります。昨年共産党県議団で上田養護学校を視察した際に、児童生徒の増加によって、児童生徒、教員全員分の給食を提供するための給食調理施設・設備がキャパを超えてしまい、教員の一部は弁当を持参しているとお聞きいたしました。稲荷山養護学校でも、同じように給食調理施設が手狭になっており、一部の教員への給食提供ができないと聞いています。

山積する特別支援学校の施設整備の課題。中でも、調理施設・設備が拡張できず児童生徒と教員へ給食提供がされていない学校はどのくらいあるのか、お聞きいたします。給食は、大事な食育の一環です。児童生徒と教員全員分の給食が提供できる調理施設・設備にすべきと思います。教育長に改善に向けた取組をお聞きします。

次に、通級指導教室について伺います。

通級指導の場合は、特別支援学級と違い、通常学級に在籍して、通常授業のほかに、一部の授業を別の教室で受けることで障がいによる困難を解消できるよう、子供の特性に合わせて、担任の先生と通級指導教員が連携して教育支援計画、指導計画を作成して、丁寧な指導がされています。発達障がいなど子供の持つ力を伸ばす適切な学びの場になっていると思います。特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学びを充実するため、小中学校の通級指導教室を来年度も増設していくと提案されたことを歓迎します。通級指導教室は毎年度増やし続けていただいています。この間の設置数の推移と来年度の増設数についてお聞きします。

通級指導に当たっていただく教員は、専門性と経験が必要になります。そのための教員を今後も増員する必要がありますが、どのように進めていくのでしょうか。また、通常学級で学びながら一部の授業を別の教室で受けるためには、必要な教室を確保しなければなりません。どのように確保していくのか、お聞きいたします。

小中学校の通級指導教室で支援と教育を受け、高校受験を経て高校に入学する生徒においても、個別に特別な支援が必要な生徒に対しては手だてが講じられる必要があります。高校における通級指導教室は、様々な検討を経て、2018年度から制度が運用開始となりました。長野県では、高校の通級指導教室は、中信、東信、南信に設置されています。いまだに設置されていない北信については今後どう対応していくのか。以上、教育長に伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 5点御質問を頂戴いたしました。

初めに、特別支援教育についてのお尋ねでございます。

まず、特別支援学校の教室不足の現状認識と改善に向けた取組についてでございます。

県立特別支援学校の児童生徒数は、平成元年度に1,591人であったものが、令和5年度には2,588人と、少子化の中にあって約1.6倍に増加し、文部科学省「令和3年度公立特別支援学校における教室不足調査」においては、狭隘な教室も含め67教室の不足が見られたところです。

県教育委員会では、特別支援学校の狭隘化や老朽化への対応は極めて重要との認識の下、中長期的な視点から建物の老朽化や狭隘化等を踏まえた改築等の環境整備を行うこととしており、現在、松本養護学校と若槻養護学校で取り組むとともに、上田養護学校においては、施設の移転も含めた対応の検討に今後着手してまいります。

一方、急な児童生徒数の増加に対しては増築で応急的に対応することとしており、現在5校で34教室の増築を行っているところです。今後も、児童生徒数の将来推計や学校の現状把握をより丁寧に行った上で、中長期的な視点に立った改築等と応急的な視点に立った増築等の適切な組合せにより、必要となる教室の確保に取り組み、学びの場の保障を行ってまいります。

特別支援学校の児童生徒等への給食の提供状況と改善策についてのお尋ねでございます。

担任が子供と同じ給食を取ることは食事の指導や食育を行う上で大切であることから、年々増加する児童生徒数とそれに伴う教員数の増加に対応するため、これまで、厨房の拡張工事や改修工事等を行い、児童生徒と教員への給食の提供に努めてまいりました。

このような中、本年度、児童生徒については、もともと給食を提供していない学校やアレルギーを理由に自ら昼食を持参するなどの場合を除き、全員に給食を提供できておりますが、教員については4校で一部提供できていない状況であります。

今後も、児童生徒数や教員数の将来推計を丁寧に行った上で、必要な給食数を提供できるよ

う、将来を見通して計画的に厨房の拡張等を行うほか、給食の製造機器の大型化や調理するラインの工夫等も行っています。

次に、通級指導教室についての御質問でございます。

初めに、通級指導教室の設置数の推移と来年度の増設数についてのお尋ねでございます。

通常の学級で学びながら、一部個々の教育的ニーズに応じた学習を別の教室で行う通級指導教室につきましては、平成28年度に75教室であったものを、本年度は156教室とし、さらに、来年度は18教室増設して174教室とする予定であります。

次に、通級指導教室の増設に当たって、教員と教室の確保についてのお尋ねでございます。

通級指導教室の担当教員につきましては、障がいの理解や指導方法など特別支援教育に関する高い専門性が求められます。このため、通級指導教室の担当教員に対する各種研修会の実施や、小中学校と特別支援学校間の人事交流、さらには、担当教員を複数配置してOJTによる資質向上を図る取組等により、担当教員の専門性向上に加え、担当できる教員の確保に努めてまいりました。

また、新たな教室の確保につきましては、児童生徒数が減少傾向にある中、小中学校の設置者である市町村教育委員会において、空き教室等の活用により確保していただいているところであります。今後も、市町村教育委員会等と連携しながら、通級指導教室で学ぶ児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が十分に行えるよう取り組んでまいります。

最後に、高校の通級指導教室が未設置である北信地域への対応についてのお尋ねでございます。

県立高校への通級指導教室は、平成30年度に国で制度化されると同時に、箕輪進修高校と東御清翔高校に設置し、令和2年度には松本筑摩高校に設置しましたが、議員御指摘のとおり、北信地域は未設置となっております。

このため、北信地域の高校に対しましては、本年度新たに長野養護学校へ高校を巡回する専任教員を配置して、相談支援等の強化を図っているところです。今後は、県教育委員会、高校、外部関係機関等を構成員として今年度設置した高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチームにおいて通級指導教室の機能充実に関する検討を行う中で、高校再編の動向も踏まえ、北信地域への設置についても検討してまいります。

以上でございます。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君） 稲荷山養護学校では、新年度は、児童生徒増もあり、何と100食も足りなくなるのではないかとされています。子供たちと同じものを食しながら、あれはおいしかったね、これはどんな栄養があるのかななどと共感を持って話ができることは、教育効果を

一層高めるものと思います。一日も早く全員に給食が提供できる体制を構築していただきたいことを願って、次の質問に移ります。

会計年度任用職員の任用について総務部長に伺います。

会計年度任用職員は、給与の面では、時給単価の引上げ、期末・勤勉手当の支給等によって、令和6年度から一定の改善が図られます。しかし、依然として低賃金であり、雇用は1年ごとの契約で不安定であることに変わりはありません。

会計年度任用職員制度の運用では、国は公募によらない再度の任用の上限回数を2回とし、3年目は公募による採用をする、いわゆる公募による雇い止めが「3年目の壁」と問題になりました。

一方、長野県では、公募によらない再度の任用の上限回数を4回にすることで、5年継続の雇用を可能にしてきました。来年度が5年目になります。県の「5年目の壁」をどのように認識しているのか、伺います。また、どう対応するのか、お伺いいたします。

会計年度任用職員の果たしている役割は、消費生活相談員について言えば、現場では上司の正規職員に消費生活相談員の資格はなく、専ら資格を持つ会計年度任用職員の相談員が、買物や契約のトラブルを抱えた相談者に法律に基づき丁寧な助言をしています。また、業者との間に立って解決を促すあっせんには1?3か月とかなりの時間を要する場合もあり、御苦労いただいています。

過日の信毎でも、「資格さえあればできる仕事じゃない。簡単に人を切っていいんでしょうか」「専門職が大事にされない現状は、行政のサービスの質を落とす形で、市民のためにもならない」と、県内の自治体の消費生活相談員が本音を語っていることが報道されました。県においても同様ではないでしょうか。まさに県民益を損ねることにつながると思います。

第3次長野県消費生活基本計画では、県消費生活センターの機能強化、住民に最も身近な市町村消費生活相談体制の支援強化、適格消費者団体など関係団体等との連携強化を推進すること等が言われています。

消費生活相談員は、国家資格を有し、多様化、複雑化する消費生活問題に対し適切な助言、情報提供を行えるよう、研修もしながら蓄積した知識を持っています。さらに、日々の相談活動による経験は容易に得られるものではありません。きちんとした評価をすべきではないでしょうか。

2022年5月、売春防止法から66年を経てようやく新たな女性支援の枠組みを構築する根拠法、女性支援新法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、4月の施行が目前に迫っています。県としても、基本計画の策定が義務化され、ただいま策定中です。女性相談支援センターの設置と体制強化を図っていくことになり、今議会にも関連の条例案が提案されて

います。

複雑多様な問題を抱える女性が被害からの心身の回復、生活再建ができるよう、女性相談支援員は、当事者を主体とした各種サービスのコーディネートや同行支援、女性自立支援施設等の利用の調整を行うなど、専門的な知識、経験を生かしながら、被害回復支援、日常生活回復支援、同伴児童への支援、さらにアフターケア支援、支援調整会議等々多岐にわたる継続的で重要な役割を果たすことが求められています。現行の女性相談員がその役目を担うことになろうかと思いますが、現在はそのほとんどが非正規です。このように、採用時に資格が必要であったり、高度な専門性を有している生活相談員や女性相談員は、会計年度任用職員ではなく、正規職員として採用すべきと考えます。総務部長に伺います。

環境保全研究所安茂里庁舎について環境部長に伺います。

環境保全研究所安茂里庁舎は、安全・安心な生活環境と県民の健康を守るため、県行政を科学的見地から支える中核拠点でありながら、本館は築56年、別館は築50年で老朽化し、大規模地震発生時に災害拠点施設としての役割が十分発揮できないという課題があることは、これまで何回も指摘してきました。移転、改修といった建物の在り方の検討と併せ、環境、健康福祉、総務の3部局による組織の在り方についての検討がなされてきたところです。

いよいよ新年度には諏訪湖環境研究センターが開所されることになり、現在の安茂里庁舎で扱っている水質部門などの業務が諏訪へ移ることになります。安茂里庁舎で継続して行う業務は一定量少なくなり、庁舎内の狭隘な状況は若干改善されますが、老朽化が進む安茂里庁舎の今後はどのようになるのか。組織の在り方の検討と併せて環境部長に伺います。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君）私には2点御質問をいただきました。

まず、公募によらない任用上限である5年目の壁に対する認識についてでございますが、本県における会計年度任用職員の任用の取扱いでは、原則として、同一の業務に従事する会計年度任用職員は、公募によらず年度単位で5年間の任用が可能でございます。

総務省の事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員の任用に当たっては、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で客観的な能力実証を行うこと。また、地方公務員法第13条の平等取扱の原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与えることとしており、本県では、こうした趣旨を踏まえ、その職を希望する方々に広く門戸を開くこと、業務の円滑な執行という二つの観点からこうした設定としており、法の趣旨等から適切に対応しているものと認識しております。

また、どのように対応するのかというお尋ねでございますけれども、地方公務員法の趣旨にのっとり、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、5年の任用上限を超えて同一の者が同一の職務内容の職に応募することは妨げられておらず、その際は、公募による公正な能力実証の結果再度任用されることも可能でございます。

次に、資格や専門性を有する会計年度任用職員の正規化についてでございます。

会計年度任用職員については、総務省の事務処理マニュアルでは、常時勤務を要する職に従事する業務の性質に関する要件、すなわち、相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること、また、勤務条件に関する要件として、フルタイム勤務とすべき標準的な業務量がある職であることのいずれの要件を満たす職と定め、その要件に合致しない職を非常勤の職として明確に区分してございます。これに基づき、本県においても、これまで担ってきた業務内容や業務量を精査した上で、常勤職員、非常勤職員の区分を行っております。

一方で、県民のニーズや社会を取り巻く状況の変化に合わせて雇用形態を柔軟に見直ししていくことも重要であると認識しており、今後、必要に応じまして、県民サービスの向上につながる最適な雇用形態について見直しをしまいたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）環境保全研究所安茂里庁舎を今後どうするのか、それから研究所の組織の在り方の検討状況はどうかとの御質問でございます。

議員御指摘のとおり、安茂里庁舎は建設から50年余が経過して老朽化が進んでおり、早急な対応が必要であることから、関係部局と共に検討を進めているところでございます。建て替えや既存施設の活用など様々な方法が考えられますが、その規模や設備、場所の検討に当たっては、近年の社会情勢の変化などを踏まえて、研究所の機能や体制の具体的な方向性を決定する必要がございます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえ、現在、健康福祉部が策定中の第3期信州保健医療総合計画では、研究所の機能や役割の充実について触れるなど、新興感染症の発生に備えた検査体制等について必要な検討を進めているところでございます。

この4月に、研究所の一部機能に移管した諏訪湖環境研究センターを開設することも踏まえ、飯綱庁舎も含めた研究所の組織の在り方と庁舎についての検討を一体的に進め、早期に方向性が出せるよう鋭意努めてまいります。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）DVであったり、性被害に遭ったり、また貧困状態であったりと、過酷な状況に置かれた女性を最前線で支える高度な知識と専門性を持った職員が、雇い止めの不安にさらされながら官製ワーキングプア状態の会計年度任用職員の身分のまま対応するのはあまりにひど過ぎるのではないかと思います。

また、担っていただいているのは圧倒的に女性の職員の方々です。誇りとやりがいを持って従事できるよう、正規職員での任用を切に求めて一般質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、勝野智行です。能登半島地震の全ての被災者の皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念いたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

1件目の能登半島地震を教訓とした防災対策について。

能登半島地震では、石川県内の多くの学校が休校を余儀なくされ、石川県内全ての公立小中学校が再開できたのは2月に入ってからでした。しかし、登校できない子が多数いるとともに、教員も満足に登校できなくて苦慮している学校現場の声が報道されております。また、中学生の集団避難という事態も起きております。

本県においても、大規模災害が発生し、市町村の公立小中学校では教員が足りなくなることが想定されます。市町村の小中学校が被災した場合の支援について教育長にお伺いいたします。

各学校において学校安全計画及び学校危機管理マニュアルが策定されているはずですが、今回の能登半島地震の状況を鑑み、内容の確認や見直しの必要性があると考えます。教育長に所見をお伺いいたします。

能登半島地震発災の約1か月後、石川県内においては、新型コロナやインフルエンザなど急性呼吸器感染症や、ノロウイルス感染症などの消化器系感染症の患者が多数報告されております。これは、避難者が増大し、想定以上の密集やライフライン寸断による水不足が避難所の感染拡大に影響した可能性が指摘されております。避難所における感染対策は各自自治体の責任ではありますが、県としての役割は大きいと考えます。大規模災害時における感染症予防について県の取組方針を健康福祉部長にお聞きいたします。

能登半島地震においては、発災数日後に長野県建設業協会の皆様が石川県内の施設へ大量のブルーシートやコーン、飲料水を届けてくださっておりますし、救援・復旧作業も行っております。自衛隊員や消防関係者の救援活動がマスメディアで報道されることが多いですが、建設産業の皆様の活動にも敬意を表するところです。

能登半島地震では、現在、国が代行して道路等の復旧を進めております。現場で作業をしているのは建設会社の方々であります。上下水道も、自治体の職員と共に管工事会社の方々が作業を行っております。

今の世の中、あらゆる分野で人手不足。ここは不足したままでもいいという分野はありませんが、建設産業が人手不足のままだと、いざというときにインフラの復旧が進まない、できな

いことになってしまいかねません。

建設業就業者数は、平成9年の685万人をピークに減少し始め、令和3年には482万人にまで減少しております。長野県建設業協会の方からは、奨学金返還支援制度も導入しているが、リクルート活動をして興味を持ってくれない。若い人が見てくれない。業界のイメージアップが必要等のお声をいただきました。そこで、県における建設産業の人材確保の取組について、建設部長にお伺いいたします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）2点御質問を頂戴いたしました。

初めに、大規模災害時における小中学校への人的支援についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、今回の能登半島地震のような状況は当県においても起こり得るものと認識しております。大規模災害時には、教員が被災者となったり、一部の学校の集団避難による避難先での授業実施などにより、小中学校の教員が足りなくなることが想定されます。

このたびの能登半島地震におきましては、集団避難した中学生の学習や日常生活等に対する人的支援のために、文部科学省の調整により、当県を含め全国から教員が派遣されているところです。このような人的支援は、平成28年に起きた熊本地震の際も実施されております。

県内においてこのような大規模災害が発生した場合、県教育委員会では、被災市町村の学校の状況を的確に把握し、教員等が不足する際には、まずは被災市町村の近隣市町村教育委員会、さらには他の県内市町村教育委員会へと、県教育委員会を含め応援体制の輪を広げながら調整を行い、必要に応じて文部科学省へ派遣を要請することとしております。大規模災害時においても子供たちの学びが継続できるよう、人的支援体制を構築してまいります。

次に、学校安全計画などの見直しの必要性についてのお尋ねでございます。

各学校では、学校安全計画や危機管理マニュアルの毎年度の見直しに加え、今回の能登半島地震のような大規模な災害が発生した際には見直しを随時行っております。能登半島地震では、長期の休校を余儀なくされた学校が出るなど、様々な課題が浮き彫りになりましたが、休日ではなく登校日に発生することの想定など、今回とは異なる状況にも備える必要があると考えております。

今後、県教育委員会では、学識経験者等に委嘱している学校防災アドバイザーなどと連携し、能登半島地震の課題を精査した上で、各学校に見直しの観点を示すとともに、見直し内容を反映した実践的な訓練が行えるよう、各学校を支援してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には大規模災害時における避難所等の感染症予防について御

質問をいただいております。

大規模災害時における県の取組といたしましては、地域防災計画に基づき、被災市町村との連携の下に、保健師等を派遣するなどして、衛生指導、健康調査など感染症予防活動やその他の被災者の健康管理のための様々な保健活動を行うこととしております。こうした方針の下、新型コロナの特性も踏まえまして、令和2年7月の段階で、危機管理部と共に避難所での感染を防ぐための事前準備チェックリストや避難所担当職員向け感染予防マニュアルの作成など対応を行った経緯がございます。

また、今般の能登半島地震では、長野県からも、医師や保健師など本日までに延べ367名を派遣し、避難者の健康観察などを実施しているところでございますが、被災時にはこうした他都道府県や国などの支援を円滑に受け入れ、活用していくことも県の役割の一つであると認識しております。今後、県内で大規模災害が発生した際にも、避難所等の状況やその時々の一線を迅速かつ的確に把握し、被災者の皆様の命と健康を守るための取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）建設産業の人材確保の取組についてのお尋ねをいただきました。

建設部では、これまでも、建設業協会などの関係団体と協働し、高校生等を対象にした実践的な現場実習や中学生への職場体験学習などの取組を実施してきたところでございます。令和6年度は、新たに、首都圏で学ぶ大学生などへの合同企業説明会や、小学生とその保護者を対象にした現場見学会の開催などを予算案に計上しております。そして、若者全世代に対してアプローチを進めていきたいと考えておるところでございます。

さらに、動画やリーフレットを新たに作成し、災害対応や道路の除雪、最先端技術を活用したインフラの整備、維持管理など、地域に貢献し活躍する建設産業の情報発信にも取り組んでまいります。これらの取組を通じて、若者が魅力や役割を認識し、県内の建設産業を就職先として選択するよう促すとともに、人口減少下においても建設産業がその役割を担い続けられるよう、生産性向上などによる適応策も併せて推進してまいるところでございます。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

建設産業の人材確保については、今後の取組実施において成果が現れることを期待いたします。

長野県は、建設部発注工書の書類簡素化を進めていただいております。さらなるスリム化、

スマート化を進めていただきたいと要望しておきます。

これまで、想定外の規模、現在見直し作業を進めていた、これから対策を取る予定だった、来年度工事をする計画になっていたなどの言葉を災害発生時によく行政から聞いてきました。県の防災体制については、被害が出る前に早期の対策を取って県民の安心・安全をと要望いたします。以上でこの件の質問を終わります。

次に、2件目、本定例会の警察本部関係議案説明要旨の内容について、以下、警察本部長にお伺いいたします。

七つの運営重点を掲げ、このうち特に力を入れて取り組む対策として2点あります。

1点目は、電話でお金詐欺対策であります。

昨年の長野県における特殊詐欺「電話でお金詐欺」の被害は、認知件数で227件、被害額は約9億8,150万円で、件数は前年比プラス29件、額はおよそ1.7倍に拡大しております。長野県警察本部では、名称を「電話でお金詐欺」と分かりやすいものにしたたり、様々な動画を作成、配信するなど、対策を施しておりますが、特殊詐欺被害の現状は数字に現れているとおりです。

名称のとおり、被害の大半が電話からです。固定電話に接続する被害防止対策機器の貸与や、美川憲一さん、湯澤かよこさんの声による被害防止用留守番電話音声の配信など様々な実施されておりますが、被害増加の現状をどのように捉えておりますでしょうか。

また、今年度から実施している産学官協働によるAIを活用した特殊詐欺対策アダプター設置の事業について、進捗状況と成果及び従来からある被害防止対策機器貸与設置との区別についてお伺いいたします。さらに、このAIアダプターはNTTにしか設置できないとの話がありますが、併せてお聞きいたします。

最近は、インターネット上における投資詐欺やスマホ上での架空請求詐欺が多発しており、電話でお金詐欺を含めて連日被害が発表されております。県内の事案では、今月16日に、飯田市の60代男性がSNS上の投資広告へのアクセスをきっかけに1,760万円、先週は長野市の50代女性がSNSの交流サイトで知り合った人物に投資名目で計約3,028万円、長野市の70代男性がインターネット上の投資関連サイトにアクセスし、同じく投資名目で計1,100万円、茅野市の60代男性も同様の手口で330万円、今週月曜日にも、飯田市の80代男性がパソコン上の偽広告から電話のやり取りをして524万円をだまし取られたと県内の警察署から発表されております。こうしたインターネット等に対する対策を含め、今後の総合的対策についてお伺いいたします。

特殊詐欺防止対策については、県警察本部と知事部局、県防犯協会等が連携されていることは承知しておりますが、各警察署と所管内市町村及び地域防犯の団体等との連携も欠かせないものと思っております。この点についてお伺いいたします。

警視庁は、昨年4月と11月、1か月間ずつ2回、特殊詐欺被害防止月間とし、都内の各自治体や各種団体と連携して特殊詐欺対策を強力に推進する取組を行っております。長野県としても、仮称特殊詐欺被害防止対策強化月間を設けて取り組まれたらと考えますが、見解をお伺いいたします。

今月21日の毎日新聞に、「ゆうちょATM AIで特殊詐欺阻止」という記事が掲載されておりました。記事には、「ゆうちょ銀行と警察庁は20日、特殊詐欺の被害防止のため、犯人側からの指示を携帯電話で受けながら現金自動受払機(ATM)を操作する利用者を人工知能(AI)で検知するシステムを全国で導入すると発表した」と書かれております。これについて、長野県内での導入予定等をお伺いいたします。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

こちらも、電話でお金詐欺同様に、毎年力を入れて取り組む対策とされております。高齢者が運転する車による令和5年の事故の発生状況、高齢者事故防止対策についての令和5年の取組状況、及び令和6年はどのように取り組んでいかれるのか。さらに、特に今年からブラッシュアップしていく取組についてお聞きいたします。

次に、来年度の予定事業の中に「仮称長野県警察セーフティアプリの開発・運用」があります。これは、長野県警察本部としては新規の事業になりますが、目的と機能についてお伺いいたします。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長(小山巖君) 3点御質問をいただきました。

まず、1点目の電話でお金詐欺対策についてお答えいたします。

被害増加の現状につきましては、令和5年中の電話でお金詐欺被害は、件数にして227件、被害額9億8,140万円余と、一昨年から件数、被害額ともに大幅に増加しております。その特徴を見ますと、オレオレ詐欺など高齢者をターゲットとする対面型の手口は、前兆電話が大幅に増加している中であって、被害は減少しております。

他方で、新NISA開始に伴う投資機運の高まりに乗じた高額の金融商品詐欺や、架空料金請求詐欺などの非対面型の手口が増加しております。高齢者をターゲットとする対面型手口の対策として、令和5年4月からAIアダプターによる対策を推進しておりますが、令和5年中、約2,000件の申込みを受理し、既に設置または設置予定の世帯は約700件となっております。

また、AIアダプターにより未然防止した事例は現在までに2件あり、警察官が現場臨場の上、設置者やその家族に対し防犯指導を行っております。

従来からの機器との機能の違いにつきましては、AIアダプターは、従来の通話内容を録音する旨の警告を発する機能に加え、会話内容をAIが判定して親族や警察等に通知してくれる

機能を持っており、電話に出た者がだまされたとしても、第三者が介入することにより被害を防止することが可能となっております。このAIアダプターは、NTT以外の事業者と契約している場合であっても取付け可能な場合があるため、その都度設置業者が確認して対応しているものと承知しております。

次に、インターネット対策も含めた今後の総合的な対策についてお答えします。

昨年から、幅広い年代で、被害者自らがインターネット、SNSの広告にアクセスして被害に遭う金融商品詐欺やサポート詐欺などの架空料金請求詐欺が多発していることから、県警ホームページへの掲載やメール、SNS等を活用した手口紹介などの情報発信や注意喚起を行っております。また、県警察では、総合的な対策としまして、犯人からの電話を受けない、電話を受けてもだまされない、だまされても周囲が阻止するの3本柱の被害防止対策を継続して実施するとともに、新NISAの開始に伴う投資機運の高まりに乗じて増加している金融商品詐欺などの社会情勢によって変化する手口や、周期的に繰り返される手口に関する広報啓発を行うなど、被害の発生状況に応じた対策を推進してまいります。

次に、各警察署と市町村、地域防犯団体等との連携についてお答えします。

まず、各市町村との連携につきましては、特殊詐欺対策用機器の無償貸出しや購入補助への働きかけ、前兆事案を認知した際の防災行政無線による注意喚起の実施依頼のほか、電話でお金詐欺防止アドバイザーに委嘱した行政職員による市民への注意喚起など、市町村と協働した活動を展開しております。また、地域防犯団体等との連携につきましては、各種街頭啓発活動、防犯講話や寸劇などを共同で実施しているほか、警察から防犯活動に資する情報を適時提供しております。引き続き市町村や地域防犯団体等と連携した抑止活動を推進してまいります。

次に、被害防止対策強化月間についてですが、当県におきましても、12月の年末特別警戒中や10月の全国地域安全運動期間中の重点課題の一つとして電話でお金詐欺対策を掲げ、対策を推進しているところでございます。また、電話でお金詐欺の被害者は対面型では高齢者であることを受け、年2回実施される巡回連絡強化期間と連動した高齢者対策を実施しているほか、昨年電子マネーを利用される手口が多発したことから、期間を設けてコンビニエンスストアと連携した集中的な取組を実施しており、引き続き対策を推進してまいります。

次に、警察庁とゆうちょ銀行が発表したAIを活用した特殊詐欺対策のシステムにつきましては、警察庁が推進している施策であると承知しており、今後本県に導入されることになれば、警察庁等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の高齢者が運転する車による事故の発生状況と事故防止対策についてお答えいたします。

初めに、交通事故発生状況ですが、令和5年中の65歳以上の高齢運転者が第1当事者、つま

り過失が最も重い者となる交通事故は、発生件数が1,469件で前年比120件増加、負傷者数は1,760人で前年比142人増加、死者数は14人で前年比2人増加しました。また、高齢運転者の交通事故の原因は、安全不確認とハンドルやブレーキの操作が適切でない割合が比較的高くなっております。

続いて、高齢者の交通事故防止対策について御説明いたします。

県警察では、前年に続き、本年も高齢者の交通事故防止を最重点として、加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた丁寧な運転と確実な安全確認等の啓発や、安全運転サポート車の普及啓発、また、運転免許証を自主返納しやすい環境づくり等の対策を推進しております。特に、今年は、事故につながる危険をAIがリアルタイムで感知、警告する機能がついたドライブレコーダーを高齢者に貸し出し、運転適性検査を実施して、安全運転の意識づけを図る対策を進めております。

最後に、3点目の長野県警察セーフティアプリについてお答えいたします。

まず、事業の目的についてでございますが、アプリの導入は、地域における事件、事故や防犯対策等の情報を県民に積極的かつタイムリーに情報発信することにより、県民一人一人の防犯意識の向上と、事件、事故に遭わないための自主防犯行動を促すことを目的としております。

次に、予定しているアプリの機能についてでありますけれども、導入するアプリには自転車盗や車上狙いなど身近で発生する犯罪の状況を地図上で確認することができる地図表示機能や、犯罪の多発地域などに利用者が立ち入った際に警察から通知が届くエリア通知機能のほか、防犯ブザー機能などを予定しております。

以上でございます。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君） 警察本部長からそれぞれお答えをいただきました。

詐欺集団は日々巧妙化、進化しております。被害防止対策も進化させていく必要があります。これは、機器による強化と同時に、住民への被害防止意識をふだんから啓発していくことも重要であります。質問の際に提案させていただいた強化月間に、詐欺に気をつけるネット広告を実施されたいかがでしょうか。

私は、今年度、決算特別委員会の委員にさせていただき、決算書等各部局から示された内容を確認させていただきました。今回質問するに当たり、決算書と共に出されている主要施策成果説明書を改めて確認いたしました。警察費もその中に掲載されておりますが、具体的な成果の記載がありません。1年間こうした事業取組を行い、結果がこうでした、こういう成果が得られましたと報告、説明するのが本来ではないかというふうに思います。記載内容の見直しをぜひ行っていただきたいと思っております。

以上で全ての私の質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

若者の就労支援について伺います。

急激な人口減少、少子化に直面している我が県の人口は、200万人割れが目前に迫っております。私が小学生の頃、30年前は220万人でした。30年で約1割減ってしまっています。

その中で、議会としても少子化・人口減少対策調査特別委員会を立ち上げたわけですが、労働力人口も減少に転じており、いわゆる団塊の世代が定年を迎えたことによりさらに減少が起これ、それに加え、バブル崩壊後の長期不況期において若年労働力を十分に採用してこなかったこと等により、今後技能の継承や人材の確保のための対応に迫られる企業が増加することが懸念されています。早急の生産年齢人口の労働の確保が重要であります。

だからこそ、若者に県内に就職をしてもらわなければなりません。東京一極集中と言われるこの時代に、何をしなければならぬのか、どうしたらいいのか、これからの長野県のために真剣に考えていかなければいけない問題であります。若者の希望を実現することにより、魅力ある県づくりを進め、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある長野県にしていかなければなりません。

その中で、県は、県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0において女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトを掲げ、女性・若者から選ばれる県づくりを目指して、特に子育て支援や女性活躍の促進等について施策を講じることとしております。

しかしながら、若者の就労支援について、特に若者が就職のときに長野県を選ぶということに主眼を置いた施策にまだまだ力を注がなければならないと思っております。若者から選ばれる産業づくりとして、若者が働きやすい職場の環境整備の取組と人口減少により労働力供給が制約される社会の到来を見据え、多様な人材の労働参加を促すとともに、長野県の特徴を生かした人材の呼び込み、若者の県内定着に取り組んでいかなければなりません。各企業においても、こうした問題に対応するためには、若者の誰もが意欲と能力に応じて働ける職場環境を整備することが重要です。

こうした職場環境の整備充実により、有能な人材の職場への定着や新たな人材確保を容易にし、企業の競争力を高めることも期待できます。まずは、企業の福利厚生を踏まえた職場環境の充実が重要と考えます。

また、昨年宮田村で行われた阿部知事と県民との対話集会の際、女子高校生から、県内の就

職に関して選択の幅が狭いとの話がありました。その方は事務職を希望しているのですが、地域は製造業の割合が多く、事務職の採用は少ないため、職種の多い東京という選択をしなければならないという内容でした。その方は、長野県が好きで、これからも長野県のために貢献していきたい、本来であれば長野に就職したいとのことでした。

また、ほかにも、県内より働きやすい環境が整っているからという理由で県外の都市部に就職してしまうといったケースもお聞きしています。若者が望む職業とは何か。今現在若者が望む仕事が長野県内に十分あるのか。県内での就職を考える若者のニーズに応えられているのかどうかであります。

共田議員の質問にもありましたが、私ども自民党県議団政調会において行った恋愛・結婚等のアンケート、またはヒアリングを通して感じたことは、若者の不安や悩み、そして希望をしっかりと受け止めることができていないのではないかと、若者の真の考えと少し乖離があるのではないかとあります。

そこで、阿部知事にお尋ねします。

若者の就職先として、やりがいを持って働くことができる職場環境の整った企業が求められると考えますが、実際はどのような企業が求められているのか、見解を伺います。また、職場環境整備をはじめとした若者の県内企業への就職を促進するための施策について、現状と今後の取組を伺います。

次に、企業誘致、特にIT企業や研究所の誘致に関して伺います。

先ほども触れましたが、若者の就職先としての選択肢を増やす観点でいけば、今まで工場誘致という言葉はよく耳にしましたが、これからの時代、まだまだ成長産業であるIT企業や研究所の誘致は県の経済にとって有効と考えます。視察で和歌山県白浜町を訪れた際、IT企業に絞った企業誘致をしているとお聞きしました。IT企業の本社を誘致し、150人の雇用を生んだ事例もあり、これからの時代に適しているのではないかと考えます。

私は、自然環境に恵まれた長野県にIT企業や研究所の誘致を進めることは、ビルに囲まれた都会よりも労働環境に優れていることから、企業にとって、新しい発見やいい研究結果を生み出すのではないかと想像しているところでございます。また、長野県は、田舎暮らしに関する情報誌の移住したい都道府県ランキングで18年連続1位となっており、今後長野県への移住が増えるポテンシャルを十分に持っているかと期待しております。

長野県は、本州の中央部に位置し、全国第4位の広さを持ちます。北アルプス、中央アルプス、南アルプスといった大きな山脈がそびえ、県の約8割を雄大な自然が占めています。地方移住の目的として人気の高い豊かな自然環境との共生に加え、都会からのアクセスがよいことが人気となっています。

働き方改革などでテレワークが普及したからといっても、出社することが皆無になったわけではありません。また、都心と地方で二拠点生活をする場合でも、アクセスのよしあしは移住の重要要件であります。

そこで、お尋ねします。

県として、今後IT企業や研究所の誘致に関して改めて長野県のメリットをどのように捉えているのか。そして、誘致のためにどのような取組が有効と考えるのか。田中産業労働部長に伺います。

次に、県内企業の副業についてお聞きします。

御存じのとおり、副業は本業以外に従事する仕事のことを言います。副業は、個人のスキルや興味に合わせて選択できます。また、副業を通じて新しいスキルを磨いたり、異なる業界で経験を積んだりすることができます。そのため、従業員が副業を持つことにより、多様性を促進します。さらに、副業を活用することでワーク・ライフ・バランスを改善できる可能性もあり、柔軟な働き方を選択することで、ストレスを軽減し、生活の質を向上させることができます。

しかし、副業はまだまだタブー視される傾向にあり、リスクも考えられ、時間の管理や仕事との調和、税金の取扱いなど慎重に考慮する必要があります。副業が本業に影響を及ぼすことも考えられます。総じて、副業は個人の選択と状況によりますが、柔軟性を持ちつつバランスを取りながら活用することで、より充実した生活の実現に寄与する多様性のある働き方とも考えられます。

そこで、県外から副業人材を県内に呼び込んではいかがでしょうか。東京では、既に週休3日を実施している企業があります。今後、大企業では週休3日を想定していくと思われれます。また、最近、千葉県では週休3日を打ち出しました。例えば、週休3日のうち1日を副業に充て、人手不足対策を考えていくことも労働力確保のために効果的と考えます。個人的には、週休3日については、3日のうち1日は地域の何らかのボランティアをしてはどうかとも思っております。

しあわせ信州創造プラン3.0に掲げる人口減少下における人材確保プロジェクトでは、魅力ある職場づくりをはじめ、県外からの人材の呼び込みや多様な人材の労働参加を加速するとともに、「新しい働き方」に挑戦する個人や企業の取組を一層促進することにより、担い手不足が解消している社会を目指しますと記載されております。

先ほど、IT企業の集積について述べましたが、人材の獲得競争が激化する中で、IT分野においても快適な住環境と暮らしやすさ、首都圏、中京圏、北越地域との結節点に位置する地域のメリットを生かし、副業人材を呼び込むことも有効であると考えます。

以上により、県内企業における副業の促進と、IT分野も含め、副業人材の活用、呼び込みについて現状と今後の取組を田中産業労働部長にお伺いします。

次に、沖縄県との交流について伺います。

御存じのとおり、長野県と沖縄県は昨年3月に交流連携協定を締結し、間もなく1年を迎えます。

私は、6月の定例会でも長野県の観光の可能性について述べてきました。長野県には、国内外の観光旅行者を魅了するすばらしい自然、気候、文化、食がそろっております。3,000メートル級の山々に囲まれ、夏でもアルプスには残雪が残り、晴天が多く、乾いた爽やかな風が吹き、そして美しい自然と清らかな空気、おいしい水が豊富にあります。信州の農産物や加工品は他県からも人気がありますし、伝統的な郷土料理には体によいものがたくさんあり、健康長寿の秘訣とも言われています。

また、冬季オリンピックが開催された地であり、ウインタースポーツなどアウトドアが存分に楽しめる環境も県内には点在しています。観光を通じて住民が自らの地域に誇りと愛着を感じることは、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を可能にします。

そこで、まずは沖縄県への県産品の販路拡大について伺います。

県は、今後、県産品の海外に向けたブランド発信、販路拡大に取り組んでいくということですが、まだまだ国内にも販路拡大の可能性があると感じています。沖縄県は今後のマーケットとして魅力的であり、販路拡大に向けてより一層の営業をかけて売り込んでいくことが重要だと考えます。

そこで、沖縄県への県産品の販路拡大に向けた取組状況はいかがか。現状と今後の取組についてどのような成果を上げていく考えか。合津営業局長に伺います。

次に、観光客の受入れについてです。

長野県と沖縄県が締結した交流連携協定では、取り組むことの一つに、将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進を掲げております。今年度は、11月から2月にかけて沖縄チャーター便が松本から飛び立ちました。今年度は、トータル18便が発着し、利用者数は1,564人に上りました。来年度はさらなる増便が期待されます。

2月のチャーター便でも、当県から多くの旅行者が沖縄に行き、また、沖縄からお越しいただきました。私も沖縄へ訪れましたが、沖縄では最高気温25度と、2月なのに半袖半ズボンと真夏の格好であった一方、長野県はあいにくの大雪で、高速道路も安曇野―更埴間は通行止めとなったほどでした。

長野県に住む私たちからすると、雪が降るという天気予報を見るたびに、雪かきをしなくてはと肩を落とす方も多いかと思いますが、沖縄からお越しいただいた方は全く違ったようです。

空港の関係者の方にお聞きしました。沖縄からいらっしゃった旅行客の皆さんは、生まれて初めての雪を見て感動し、発泡スチロールに雪を詰めて持って帰ったと伺いました。もう目の輝きが違ったとのこと。改めて信州の魅力を再発見したところであります。

こうしたことから、今後、沖縄の方から見た長野県の魅力をどのように浸透させ、拡散させていくのが長野県の観光の価値を高めていくために重要であると再認識した次第であります。今回、長野県の雪の魅力も含め、まだまだ長野県の観光が成長する可能性は十分に潜在しているものと考えております。特に、北信ばかりでなく、松本空港を利用した中南信の雪観光も十分可能性があると考えます。

そこで、沖縄の子供たちが長野県を訪れ、知ってもらえる大きなチャンスとして、学校行事である修学旅行をはじめとする教育旅行が挙げられます。子供のときに修学旅行で長野県を訪れて、そのときに長野県の豊かな自然を記憶に残せば、子供たちがまた大人になってから来てくれる可能性が広がります。修学旅行で訪れてもらうことは、観光誘客を推し進める戦略として有効であると考えます。

そこで、お尋ねします。

先ほども申し上げましたが、長野県が沖縄県と締結した交流連携協定には、「将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進」と記載されております。定期便の就航を実現するためには、沖縄県からの一般旅行客の誘客が重要となるわけですが、現状をどのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか。あわせて、これまでも沖縄からの教育旅行の誘致について取り組まれています。現状と今後の取組、そしてその有効性について金井観光部長に伺います。

また、反対に、長野県の子供たちが沖縄県に行くことを考えたときに最初に頭に浮かぶのは、高校で行われる修学旅行ではないでしょうか。実際のところ、県内全ての高校が修学旅行先を沖縄県にしているわけではないと思いますが、長野県とは全く異なる文化、自然環境に触れることで、若い感性が刺激され、子供たちにとってかけがえのない貴重な経験を得られる機会と考えております。

そこで、内堀教育長に、県立高校における沖縄県への修学旅行の実施状況と併せて、沖縄を訪れる教育的見地からの有効性、実際に沖縄を訪れた高校生の楽しみや感動といった反応はどうであったか、お聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、若者の就労支援に関連して、まず若者の就職先としてどのような企業が求められているのか、そして、若者の県内企業への就職を促進するための施策についての現状と今後の取組という御質問をいただきました。

まず、どのような企業が求められているかということですが、民間事業者の様々な調査、あるいは大学の就職担当者へのヒアリング等を通じて私どもが受け止めておりますのは、給与が高い企業、これから成長が期待できそうな企業、こうした企業も求められてはいますが、そうした企業以上に、例えば、休日、休暇がしっかり取れる企業や、幅広い意味で安定している企業、福利厚生等が充実している企業、労働環境が整っている企業、こうした企業が求められる傾向にあります。こうした傾向を踏まえて企業の人材確保の支援をしていかなければいけないというふうに考えております。

そういう観点で、例えば、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得を促進してきておりますけれども、若い人たちのスキルアップや自己啓発を支援する企業がもっと増えるように促していきたいというふうに思っています。

また、大学からの聞き取りでは、奨学金の返還に関心を持たれている学生が多くなっているということも伺っていますので、奨学金の返還支援制度導入サポート事業ももっと広げていかなければいけないというふうに考えています。

また、シューカツNAGANO応援隊の実際に就活を体験してきた若い世代の皆さんとの交流を通じて、企業の皆さんにも若い人たちに対する意識を向けてもらおうということで、様々な取組を行ってきているところでございます。

今後の取組としては、今年度の予算の中でも、まずは男性の育児休業取得を増やそうということで、男性の育児休業取得に取り組む企業に対する奨励金の支給を行っていききたいというふうに思います。また、国の制度は首都圏等を対象にしているだけですが、本県としては、全国を対象として、大学生等が県内企業への就職活動に要する交通費を補助していきたいと思っています。

こうしたことに加えて、企業誘致に当たっても、女性・若者から選ばれるような魅力のある企業誘致を図っていききたいというふうに思いますし、中長期的な視点では、中高生等に対して地元の企業の魅力を伝えるための取組を一層充実させていきたいと考えております。

その一方で、冒頭申し上げたように、これは大学の皆さんや民間の事業者へのアンケート調査結果でありますので、若い世代の声をぜひ直接伺いたいというふうに思っております。

少子化・人口減少対策戦略を取りまとめる中でも、若い皆さんの県内への就業促進は非常に重要なテーマだと考えておりますので、御指摘いただいたどのような企業を選びたがっているのかということも含めて、県内の皆さん、県外に出ている若者の皆さんの声もお伺いする中で、戦略の中にも位置づけられるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、IT企業や研究所の誘致に係る本県のメリットと取組についてでございます。

まずメリットでございますが、議員御指摘のほか、首都圏とのアクセスがよいことに加え、災害リスクの分散が可能であったり、信州やまほいくをはじめとした子育て環境など暮らしの豊かさ、さらには、勤勉な県民性といった点が挙げられると思っております。また、IT企業の誘致では都会に比べたオフィス賃料の安さ、研究所の誘致では高い技術力を持った企業の集積といった要素もメリットになってくると考えております。

また、誘致に向けた取組につきましては、先ほど申し上げました本県への立地のメリットをアピールするとともに、支援につきましては、全国トップレベルの助成率で支援しますICT産業立地助成金をはじめ、研究所について工場等より高い助成率を設定しております本社等移転促進助成金や長野県産業投資応援助成金をインセンティブとして働きかけているところでございます。

これまでに立地しましたIT企業では、代表者等が本県にゆかりがあるといった例が大変多くありまして、最近では、BCP等の観点から軽井沢にリゾートオフィスを設けた例もございます。こうした状況から、IT企業の誘致に当たっては、代表者が本県出身者である企業や、あるいは県内企業と取引関係がある企業などをターゲットとした誘致、あるいは、BCPや社員のウェルビーイングの観点から、リゾートオフィスやサテライトオフィスの設置の働きかけなどに注力してまいります。

また、研究所では、本社や既存工場との近接性などが県内立地の理由となっている例が大変多いことから、県内メーカーや県内に工場を持つ県外企業との情報交換を密にしまして、研究所の拡大の際に県内への新設、増設を促してまいります。

次に、副業の促進と副業人材の活用、呼び込みについてでございます。

企業の経営課題解決や人口減少による人手不足の対策としまして、副業の促進は県としても大変重要な課題と認識しております。県では、平成30年度から、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じまして、IT分野を含む副業人材と県内企業とのマッチングを支援しております。

また、今年度は、地域就労支援センターにおいて副業人材活用プロセスと成果の具体事例などを紹介する企業向けセミナーを開催したところでございます。さらに、IT人材の県内への呼び込みのため、県内に半年間お試しで住んで仕事をする機会を提供するおためしナガノを実施し、参加者の中には、実は副業人材の方もいらっしゃいまして、実際に県内事業者のDX支援やウェブ広告作成の支援をしていただいた例もございます。

今後、さらなる活用に向け、需要喚起や受入れ環境整備が必要であることから、新たな取組といたしまして、県内企業における副業人材の活用事例をまとめたパンフレットを今年度作成

し、県内の金融機関等と連携して活用のメリットを周知するとともに、副業人材の受入れに当たって必要となる短時間での勤務が可能な業務の切り出し支援を新たに実施する予定でございます。こうした取組を通じまして、県内企業における副業人材の活用や呼び込みをさらに促進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）沖縄県との交流につきまして、県産品の販路拡大とその成果についてお答えいたします。

沖縄県と本県は、海の県、山の県として物産や観光など様々な面で補完性を有することから、県産品の消費拡大の視点はもとより、多くのインバウンド客が訪れ、海外への県産品の発信に関しても効果が期待できる県であるというふうに考えております。継続して開催している地元スーパーや新聞社での長野フェアは、毎年開催を楽しみにしていただけるなど、沖縄県民の皆様にも定着した取組に育ってきています。

さらに、昨年3月の交流連携協定を契機といたしまして、新たに大手量販店でも長野県フェアが開催されまして、今年度の催事全体での販売額は4,000万円を超えるなど、県産品のファンづくりに、また、消費拡大につながっております。

また、アジアへの輸出において、国際物流拠点の形成を目指す沖縄県との連携は極めて有益との視点から、海外販路開拓に向けた取組も進めてまいります。沖縄国際物流ハブを活用した輸出事業者との商談会では、これまでに延べ76事業者が参加されまして、大きな期待を抱いていますが、この取組も生かして、海外マーケットに受け入れられる商品提案が一層重要であるというふうに認識しております。

今後の展開と成果ですけれども、引き続き長野フェアの開催などにより定番化商品の増加につなげるほか、恩納村におけるホテル事業者との情報交換等を通じまして、インバウンド客の嗜好を踏まえた効果的な県産品のPR等により、日本酒をはじめとする発酵食品の海外での認知度向上、消費拡大に取り組んでまいります。

以上です。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には沖縄からの誘客と教育旅行の誘致の現状と今後の取組等についてお尋ねをいただきました。

令和4年の観光庁宿泊旅行統計調査によりますと、沖縄県居住者の宿泊旅行先としては、本県は26位ということになっております。旅行先の上位は、大都市圏や定期便が就航している都道府県が多く、沖縄からの観光誘客に当たっては、空路が重要な要素の一つであるというふう

に考えております。

昨年11月と今月のチャーター便を活用した本県への旅行商品の販売は大変好調だったとお聞きしておりまして、需要は高いものと認識しております。こうした実績を積み重ねまして定期便等の就航につなげてまいりたいというふうに考えております。

沖縄県からの教育旅行については、平成30年度には13校が来県しておりましたが、その後コロナ禍でゼロになったものの、令和4年度は6校まで回復いたしまして、今年度も同数となる見込みでございます。

議員御指摘のとおり、教育旅行は、子供たちに、信州での学びを通じて本県のファンになっていただきまして、大人になっても再訪していただくということが期待できることから、観光誘客も含めた長野県と沖縄県の交流発展に大きな効果があるものというふうに思います。

こうした状況も踏まえまして、昨年11月には、3年目となります観光商談会、教育旅行商談会を那覇市で開催いたしました。その際には、新たなマーケットとして期待できる在留外国人を顧客としている旅行会社とも商談いたしまして、一定の成果を得たところでございます。

本年1月には、沖縄県の教員を初めて本県に招聘いたしまして、実際の教育旅行向けコンテンツを現地で体験していただき、また、提案させていただいたところでございます。今後も、これまで培ってきた両県の観光関係事業者同士の顔の見える関係性をさらに強化しながら、観光商談会や物産と連携したプロモーションなどの取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 沖縄県への修学旅行についてのお尋ねでございます。

コロナ前は、全体の6割程度の県立高校が沖縄県への修学旅行を実施しておりましたが、コロナ禍で全く実施ができなかった2年間を経て、現在は2割程度にまで回復してきているところです。

沖縄県への修学旅行では、平和、歴史、文化、自然などについて様々なテーマを設定し、長野県との比較の視点も持ちながら探究していく学びが期待できます。例えば、生徒は、事前学習として、松代大本営や無言館等への訪問による平和学習やそれぞれのテーマに応じた調査研究、発表などに取り組んだ上で、旅行当日には、平和祈念公園や地下壕、首里城公園等で平和の尊さや歴史を学ぶ、民泊で寝食を共にすることで食や言語などの伝統文化に触れる、パイナップルの収穫体験、美ら海水族館等で自然を感じるなど、沖縄県ならではの資源を生かした学びを行っております。

旅行後、高校生からは、戦時中に日本人が身を隠したという自然洞窟は昼間でも真っ暗で、

避難していた方々の気持ちを考えると胸が締めつけられた。おばあと一緒にソーキそばをつくって食べたり沖縄民謡を歌ったりしながら、沖縄の習慣や方言について語り合い、信州と異なる文化に触れたことが思い出深いといった声が聞かれ、それぞれが現地での体験を通して学びをさらに深めている様子が伺えます。

以上でございます。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

若者の声にしっかり耳を傾けていただき、希望に沿うような就労支援、そして、若者に長野県で働いてよかったと思っていただけるような取組の強化をお願いするとともに、選択肢が増えることは豊かさでもあると思いますので、就職、副業にも様々な豊かさが感じられる長野県になることを願います。

沖縄との交流については、信州の子供たちが沖縄からの学びを深めていくことも交流の振興となります。教育長の発言にもありましたが、信州とは全く違う沖縄の音楽や舞踊、言葉、郷土料理や食材、そして長野県にはないきれいな海を体験し、異なる食文化を理解すること、また、国内最大の地上戦が行われた沖縄を訪れ戦争の悲惨さを学び知ること、歴史観を深めていく上でも大変重要な学びとなります。

沖縄県との交流連携協定においても、取り組むこととして、「こども・若者の交流促進」を掲げております。今後は、信州と沖縄県の子供たちがお互いの伝統文化を学び合うだけにとどまらず、直接対面し交流を深める、本当はそういう機会が設けられたらよいのではないかと考えております。子供たち同士、若い世代の交流を通じてお互いの魅力を共有することで、長野県と沖縄県との連携が次の時代につながり、さらに深まっていくのではないかと考えております。

最後に、沖縄県との交流については、阿部知事に今後もさらなる交流促進に尽力をいただくようお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時40分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆さん、こんにちは。丸山寿子と申します。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ウッドチェンジの普及促進についてお伺いします。

林業の振興については、山側である川上の仕事はもちろんですが、使う側の川下の仕事をすることで相乗効果が生まれます。長野県の林業の発展のためにも、県産材の活用や販路拡大の取組として、既存製品の改良や新製品の開発時において、従来の素材を木材に代替するウッドチェンジが有効であると考えます。生活用品等をプラスチックや金属製品から木製品に転換していくものですが、この取組は、同時にゼロカーボンへの取組であり、また、海洋プラスチック問題への取組にもつながるものです。県内の取組状況についてお伺いします。

また、木材の流通に対応している信州ウッドコーディネーターが今年度から増員されましたが、期待される役割は何か。また、その実績について併せてお聞かせください。

次に、林野庁では、木づかい運動の一環として、子供から大人まで全ての人に木材への親しみや木の文化への理解、木材のよさや利用の意義を学んでもらう木育を推進しています。木育の取組は北海道で始まり、今は全国に広がっていますが、木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ等を通じた木育活動、指導者の養成、イベントの開催などが、行政や木材関連団体、NPO、企業等により実施されています。

県内でも、木のおもちゃに触れる木育フェスティバルの開催やアウトドアで木を使った体験型イベントの開催、また、新生児に木のおもちゃやスプーンのプレゼントをするウッドスタートなどを行う自治体があり、木育が全県に広がることを望みますが、県としての取組はどうか、お伺いします。以上3点を須藤林務部長にお伺いします。

次に、伝統的工芸品とクラフトの連携についてお伺いします。

伝統工芸品については、以前信州ブランドについて一般質問をした際に、全国でも厳しい状況であるが、デザイン性や現代の生活やニーズに合った開発をしている今治タオルと鯖江の眼鏡フレーム関連が知名度ではトップクラスで、売上げも伸びていることを知りました。

また、本年1月17日に、松本市内のデパートを会場に行われた長野県伝統工芸品展に出向き、県内の工芸品や技術に触れ、それぞれの出展者や作家の皆さんにもお話をお聞きしましたが、後継者不足が切実であることを改めて確認しました。

クラフトについては、昨年7月に信州ハンドクラフトフェスタ2024が盛大に開催されるなど、クラフトに対する認知度や取組に広がりが見られます。

そのような中で、令和6年度事業として、伝統的工芸品・クラフト連携促進事業に取り組んでいくとのことですが、ものづくりとして共通点のある伝統的工芸品とクラフトとがお互いに出会うことで新たな発想が生まれ、技術を生かして連携することで新しい魅力あるものをつく

り出せるよう相乗効果を図っていくことが必要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。

また、伝統的工芸品やクラフトについて学んだり、知ってもらう機会や体験などを通じてより身近に感じてもらうことで、購買力の増加や将来の担い手確保にもつながることを期待しますが、伝統的工芸品やクラフトの魅力を発信する県の取組について田中産業労働部長にお伺いします。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） ウッドチェンジの普及促進につきまして3点御質問をいただきました。

まず、県内のウッドチェンジの取組状況についてでございます。

国による木づかい運動の展開等を踏まえ、県としても、脱炭素社会の実現に向け、暮らしに身近な製品等をプラスチックや金属から木に変えていく格好の機会と捉えて、令和4年度から県産材を使用した製品の開発や販路開拓を支援してまいりました。今年度までの2か年で支援した計22件の取組の中から、野外イベントや物品販売等に活用できる製品として開発された木質のテントの事業化、DIY用に開発された県産の規格材の販売などの事例が生まれてきております。

県としては、県産業振興機構の県産品商談会や東京都で開催される木材の展示商談会、WOODコレクション（モクコレ）への参加のあっせんなどにより、こうした製品の販路拡大を進めているところです。来年度は、こうした取組に加え、毎日の生活の中で手に取る機会の多い製品についても木の活用を進めるなど、ウッドチェンジの裾野を一層広げていきたいと考えております。

次に、信州ウッドコーディネーターに期待する役割と実績についてでございます。

県が配置する8名の信州ウッドコーディネーターは、その豊富な知識や経験に基づいて、大都市圏に向けた県産材製品の販路を開拓するとともに、県内の製材工場による水平連携体制の構築や県内の公共施設等における木造化、木質化への取組の支援などに積極的に取り組んでいただいているところです。

これまでの具体的な活動といたしましては、首都圏における大規模木造ビル等への県産材の採用・供給、県内製材工場の連携による集成材の製造に必要な原材料の供給、立科町の町営住宅をはじめ県内の建築物の木造化・木質化への支援、助言などが挙げられ、幅広い活動により県内外で県産材の利用拡大につながっているものと認識しております。引き続き、各コーディネーターの経験、知識、人脈を生かし、ウッドチェンジのさらなる進展に向けて取り組んでまいります。

3点目の木育に対する県の取組についてでございます。

県では、これまで、子供から大人まで、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材のよさや木の文化への理解を深める木育活動への支援を行ってまいりました。

具体的には、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した信州やまほいくの推進、地域住民が気軽に利用できる開かれた里山のトレッキングコースの整備や里山の恵みを活用するワークショップの開催、学校林を利用した子供たちの発想を生かした遊び場づくり、県内全域の小中学校を対象とした木工教室や木工工作コンクール開催への支援などを進めてきたところであります。

来年度は、こうした取組に加え、木曾町の木曾おもちゃ美術館をはじめ、木育活動を行う施設等に関する情報発信を強化することとしており、木育の一層の普及に取り組んでまいります。以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、伝統的工芸品とクラフトの連携に係る県の取組についてでございます。

伝統的工芸品と木工をはじめとするクラフト作品は、大量生産品にはない作り手のぬくもりを感じるといった共通のよさがあるほか、伝統的工芸品には、長い歴史や伝統の中で築かれたたくみの技があります。一方で、クラフト作品には、自由な発想の下、消費者ニーズを捉えたアイデアがちりばめられているなど、それぞれの強みがあると思っております。こうした共通点とそれぞれが持つ強みを取り入れ、連携しながらものづくりをすることで、新たな価値の創造につながったり、ファンや消費の拡大、さらにはクラフトに携わる方々が伝統的工芸品の担い手となる可能性などの相乗効果が期待できると考えております。

こうした中、県民参加型事業といたしまして、木曾漆器工業協同組合様から伝統的工芸品とクラフトの連携について事業の提案がありまして、県では、組合との協議を重ね、来年度新たな事業に取り組む予算を計上したところでございます。具体的には、木曾くらしの工芸館での県内全産地の伝統的工芸品及びクラフト作品の常設展示場の整備でありましたり、木曾平沢地区での伝統工芸士などの職人とクラフトパーソンが交流するイベントやワークショップ等の開催を計画しているところでございます。

今後は、こうした事業等を通じて、伝統的工芸品とクラフトがお互いの利点を融通し、高め合い、消費拡大、人的交流の機会を増やす取組を推進してまいります。

次に、伝統的工芸品やクラフトの魅力を発信する県の取組についてでございます。

県では、これまで、毎年、松本市内の百貨店におきまして伝統工芸品展を開催し、職人による木曾漆器などの実演会や体験会を実施しております。

また、昨年7月には、長野市のエムウェーブで開催されました信州ハンドクラフトフェスタで長野県伝統的工芸品特別展を初めて開催しまして、信州つむぎによる機織り体験や飯田水引制作体験など多くの参加者に体験をしていただいたところでございます。

なお、昨年11月に開催いたしました伝統的工芸品産業振興審議会では、子供たちがこの学びや体験を通じて伝統的工芸品を身近に感じてもらう工夫が必要といった意見を複数いただいたところでございます。このため、今年10日には、長野市の若里市民文化ホールにおきまして、小学生の職業体験事業「ジョブキッズしんしゅう」とコラボいたしまして、伝統的工芸品の信州組子細工と松代焼の特別体験を開催したところでございます。

今後も、伝統的工芸品とクラフトの手づくりの魅力を子供から大人まで幅広い層に知ってもらう取組を進め、購買力の増加や将来の担い手確保にもつなげてまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

県産材の活用ですが、木曽町のおもちゃ美術館、この木のおもちゃの美術館のPRをして多くの皆さんに訪問していただきたいと思いますが、各自治体等からの依頼があれば、美術館のスタッフが木のおもちゃを持参して出張し、おもちゃや遊びについて説明等をしてくれることが可能であるとお聞きしています。赤ちゃんから高齢者まで、まずは木育を通して、木の温かさに触れ、木を身近に感じるころから始めてほしいと思っています。

伝統工芸への取組ですが、クラフト、木工、漆器の作家の皆さんや、体験する人、消費者、特に若い人たちに情報が届くようにPRをお願いしたいと思います。

また、漆器を日常にもっと使おうということで、和モダンなテーブルコーディネートやアクセサリーの開発などもしてきており、そうした取組も同時に行うと効果的と考えます。工夫して楽しめる事業になるよう応援をお願いしたいと思います。

それでは次に、女性視点での防災・減災についてお伺いします。

避難所においては、TKB、トイレ、キッチン、ベッドの充実で災害関連死を防いでいきたいと考えます。日本でも、1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震などの教訓から日々改善されてきたと思いたいのですが、相変わらずテレビの映像には、被災された方が避難所の体育館の床に布団を敷いて寝ていたり、仕切りがない情景が映し出されます。ダンボールのつい立てやベッドの活用はされていないのか、また、食料も、菓子パンやおにぎりが続くような状況を聞くと、事前の準備はどうなっているのか、とても気になります。

1997年に、人道支援を行うNGO、国際赤十字などが集まり、活動の質の向上と被災者への

責務を果たすことを目的とするスフィア・プロジェクトが始まり、2000年にスフィア基準が公表されました。これをまとめたスフィア・ハンドブックは、2004年、2011年、2018年に改訂されており、構成が少しずつ異なっていますが、これは、災害時の支援活動のベースになる国際基準であり、マニュアルではなくガイドラインとして機能しています。多様な人に対する支援を円滑に行うために、高齢化などの課題先進国であり災害の多い日本だからできることは、活用し、今後に生かし、発信していくことであると思います。

「困っていることはありますか」の問いに、日本人は遠慮から「大丈夫です」と対応しがちな点が指摘されています。国際規格を知ることで、我慢し過ぎず、課題を伝えて生かしていくことにつなげたいと思います。

また、避難所運営に女性のリーダーを配置、活用されることが必要と考えます。女性の視点の先には、生活ニーズ、ケアを必要とする人たちのニーズが伝わりやすくなり、災害関連死をより防げると思います。

また、性被害への対策も、特に女性や子供にとって大変重要です。阪神・淡路の震災の際にも性被害の話が出ていましたが、当時はデマであると打ち消されていました。しかし、その後続く災害も含めて調査が行われ、本も出版され、ようやく配慮が必要との動きにつながりました。

プライバシーの配慮や安心なトイレの基準などが求められています。ベッドでなく、床にじかに寝ることで、ほこりや細菌が舞い上がり、衛生的に悪く、感染症のリスクが高くなります。また、高齢者は立ち上がるのも大変で、トイレの回数を減らすために水分摂取を控えて、むくんだり、脳梗塞などを発症するなど、体調を崩し、災害関連死につながるケースがあることが認識されるようになりました。

避難所運営に女性のリーダーを配置と言っても、日本における日常は男性中心なので、女性が急に力を発揮することが難しい状況があります。それには事前に準備が必要で、各自治体の避難所運営マニュアルに明記し、話し合っておくことが必要です。

災害時の避難所における男女のトイレの必要割合など、人道的な支援活動の国際的な基準としてスフィア基準が定められており、多くの国や自治体において参考とされています。長野県避難所運営マニュアル策定指針には、国の指針と同様に記載されていますが、本基準はどのように生かされているのか。また、市町村に対して普及のための啓発をどのように行っているのか。前沢危機管理部長にお伺いいたします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には県避難所運営マニュアル策定指針へのスフィア基準の反映と、それを市町村にどうやって普及しているかというお問合せをいただいて

おります。

県でつくりました策定指針では、既にスフィア基準の考え方自体を取り入れております。一番大事なことは、被災者の方が人間としての尊厳ある生活を営むことができるようにすることだと考えておまして、具体的には、災害関連死を防ぐための避難所T K Bの環境改善や女性や要配慮者に配慮したトイレや住居スペース等の確保、パーティションなどによるプライバシーへの配慮、それから、避難所を運営する組織への女性の参加などを記載しているところでございます。

これまでも、市町村の課長会議やT K Bに関する研修などの機会を通じて普及啓発を図ってまいったところではございますけれども、議員御指摘のとおり、まだまだ十分ではないということもございます。来年度以降も、引き続き、市町村を個別訪問して課題解決を図るキャラバン隊や女性の視点に配慮した避難所の設置・運営研修などによりまして避難所の改善に取り組むほか、避難所以外の防災対策においても、例えば女性の防災リーダーを育成することや、日常生活のローリングストックにも女性目線を取り入れていただくような呼びかけをするといったことで女性視点をできるだけ取り入れた取組の実施、呼びかけを一層充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 御答弁をいただきました。

ローリングストックをはじめ、日頃から防災用品にも慣れておくということで、防災テクニック等、家庭でもできること、女性の目線を生かしていただけることも多々あると思います。これからも県民の皆さんに伝えていただけたら大変ありがたいと思います。

それでは次に、女性活躍社会の実現についてですが、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍するために、個々人の生活に合わせた多様な働き方を可能にすることや、男性職員や社員の育児休業取得の促進など、職場環境の整備を行うことが重要であると考えますが、現状と今後の取組について田中産業労働部長にお伺いします。

近年は、高等学校の家庭科の授業が男女とも必修で、1994年入学生から適用しています。また、男女一緒に同じ時間数で行っており、その内容も、生活に必要な知識や技能を学ぶ内容が多岐にわたっています。さらに、ライフプランニングの支援推進については、文部科学省としても男女共同参画社会の推進のためにとっています。

女性活躍の社会を実現するためには、全ての世代が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の意識を持って行動することが必要であると考えますが、そうした意識を醸成するために県としてどのように取り組んでいくのか。阿部知事にお伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には女性活躍に向けた職場環境整備についてのお尋ねでございます。

女性が職業生活において活躍していただくためには、個人のニーズに合った柔軟な働き方ができるよう、職場内における理解と環境整備を進めることが大切と認識しております。

このため、企業に対しましては、職場環境改善アドバイザーの企業訪問によりまして、短時間正社員制度やフレックスタイム制度など多様な勤務制度の導入の支援をはじめとしまして、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度のワークライフバランスコースにおいて様々な働き方ができる企業を認証するといった取組を進めてきているところでございます。

一方で、出産・育児を契機としました女性のキャリアの断絶について、子育て期に有業率が低下します状況、いわゆるM字カーブは解消されつつあるものの、20代後半をピークに正規雇用率が低下する状況、L字カーブは解消が見られていない、こういったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今後、新たな取組としまして、育児の負担が女性に偏りがちな現状を改め、共働き・共育てが当たり前の職場環境の整備を進める男性の育児休業取得促進事業をはじめ、生活を重視しつつ、短時間での就労を希望する方が増えている現状を踏まえまして、業務の切り出しを支援しますライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を新年度予算案として計上したところでございます。

こうした新規施策の効果を県内企業にも普及するとともに、引き続き企業経営者や女性社員などからも御意見をいただきながらさらなる施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には男女共同参画の意識を醸成するために県としてどう取り組んでいくのかという御質問であります。

子育てしやすい環境づくりや女性・若者が働きやすい職場づくり、こうした女性・若者から選ばれる県づくりを進めていく上でも、固定的な性別役割分担意識を払拭していくということは極めて大きな課題だというふうに思っています。ただ、これは、意識だけに、なかなか難しいところもたくさんあると思いますが、相当多くの皆さんの御協力をいただきながらしっかり取り組まなければいけないと思っています。

これまでも、地域における意識啓発の取組等のセミナーの開催や、市町村ごとの女性参画状況を見える化したマップの作成等を行っていますが、非常に地味な公表の仕方をしているので、ほとんどの人たちがあまり分かっていないのではないかと考えています。もっと分かりやすく、明確に、どの地域がどうなっているかということをお示しさせていただくことによって、地域

における自主的、主体的な取組を促していきたいというふうに思っています。

また、職場においての取組も大事であります。女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の取組や、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得の促進、こうしたことにも取り組んでいきたいというふうに思っています。

これは、まさに私も含めた組織のトップやマネジメント層がしっかりと問題意識を共有してもらおうということが重要だというふうに考えております。性別を問わず活躍することができ、また、仕事と家庭生活、あるいは社会生活を両立することができるような社会になるように取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

少子化・人口減少対策戦略をつくる上でも、まさに冒頭申し上げたように、固定的性別役割分担意識は非常に大きなハードルで、大都市に女性・若者が出てしまう一つの要因であると思っていますので、この払拭に向けて様々な工夫をしていきたいと思っております。

若い人たちや女性の皆さんとの意見交換をしっかりと行わせていただく中で、戦略の中にこの点をしっかりと盛り込めるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁いただきました。

今知事からもお話がございましたが、管理職のアンコンシャスバイアス、いわゆる無意識の思い込みを認識するための研修実施などを推進することで、男女間の格差をなくし、女性も活躍できる企業になることは、女性にとってプラスなだけでなく、社内全体の競争意識も高まり、好影響を与えるはずで

です。子供が小さいうちは時短勤務ができる企業も増えてきました。時短勤務ができる子供の年齢も徐々に上がってきており、子供が小学校に上がっても時短勤務ができる企業もあります。これまでは、ただがむしゃらに深夜残業や休日出勤をしてよい成績を上げ、キャリアアップをしてきました。しかし、今は終身雇用の考えも薄れ、ワーク・ライフ・バランスを考えながらキャリアアップしていく時代が変わってきています。女性が出産等でキャリア的に不利になることがないように、先にキャリアを女性に積ませるといった企業も出てきています。女性が37歳くらいまでに産みたいと思う子供の数を産み終えられるような人生設計、そういった設定の知識も今後必要だと思います。

男女共同参画によるライフプランニング教育が必要であること、恋愛や結婚・出産・子育てについて自己決定ができる職場や社会の条件を整備することこそ政治の責任であるということをお願いし、暮らしやすい、働きやすい、そんな長野県であることを願ひまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明29日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時12分延会

令和 6 年 2 月 29 日

長野県議会（定例会）会議録

第 8 号

令和 6 年 2 月
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 8 号)

令和 6 年 2 月 29 日 (木曜日)

出席議員 (56 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観 光 部 長	金 井 伸 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	農 政 部 長	小 林 茂 樹
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	林 務 部 長	須 藤 俊 一
企画振興部長	清 水 裕 之	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	建設部リニア整 備推進局長	斎 藤 政 一 郎
総 務 部 長	玉 井 直	会計管理者兼会 計局長	宮 原 茂
県民文化部長	山 田 明 子	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部こども 若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	内 堀 繁 利
健康福祉部長	福 田 雄 一	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 政 策 監	渡 辺 高 秀	警 察 本 部 長	小 山 巖
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也	警 務 部 長	小野田 博 通
産 業 労 働 部 営 業 局長	合 津 俊 雄	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	直 江 崇	議事課担当係長	井 出 文 香
議 事 課 長	矢 島 武	議事課担当係長	風 間 真 楠
議事課企画幹兼 課長補佐	蔵之内 真 紀	総務課庶務係長	矢 島 修 治
		総務課担当係長	津 田 未知時

令和6年2月29日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

発言取消しの許可

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
陳情提出報告、委員会付託
議員提出議案

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●発言取消しの許可

○議長（佐々木祥二君）次に、続木幹夫議員から、去る2月22日の会議における一般質問の発言中、「——」から「————」までの部分は取り消したい旨の申し出がありましたので、報告いたします。

お諮りいたします。同議員の申し出のとおり、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、続木幹夫議員の申し出のとおり、これを許可することに決定いたしました。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、能登半島地震災害への支援について質問いたします。

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を願い、質問いたします。

能登半島地震に当たっては、本県は羽咋市及び輪島市への対口支援を継続しています。対口支援とは、御承知のとおり、被災市区町村を一对一で担当する団体が自己完結的に支援を行う方式であり、カウンターパート方式とも呼ばれています。対口支援のメリットとしては、事前に支援自治体が決まっていることにより、応援自治体が責任を持って人員確保、引継ぎ、復興までの一貫支援ができること、顔の見える関係できめ細かい支援ができること、また、何より迅速な支援が実行できることが挙げられますが、今回の対口支援の枠組みはどこで相談され、どのような判断から羽咋市及び輪島市の支援に至ったのか、前沢危機管理部長に伺います。

南海トラフ地震など本県に被害を与える地震は複数想定されており、特に糸魚川－静岡構造線断層帯地震が発生した場合、最大で9万7,000戸以上の家屋の損壊、死者7,000人以上の甚大な被害が想定されていることから、能登半島地震は決して人ごとではありません。本県で同等の災害が発生した場合、他県からの支援体制の構築はどのようにされているか、前沢危機管理部長に伺います。

能登半島地震へのボランティアの支援は、冬の時期ということもあり、倒壊家屋の片づけなど被災地の支援ニーズが本格化するのはいずれからなると思料いたします。石川県は、当初、道路事情などからボランティアにこないよう強く発信していたため、力になりたいと思っているボランティアの中にも、参加をちゅうちょし、状況を見極めていらっしゃる方々もいらっしゃるよう感じます。

長野県民に向け、能登半島を中心とした被災地でのボランティア活動への参加や、団体等に対する一層の支援・協力の呼びかけをどのように行っていくのか。また、そうした支援活動を行うボランティア団体、NPO法人や各業界団体等との連携やサポートを今後どのように行っていくのかについて阿部知事に伺います

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）能登半島地震への支援につきまして2問お問合せをいただきました。

まず、対口支援の枠組みや経緯でございますけれども、大規模災害が発生したときの被災した自治体への支援は、総務省の応急対策職員派遣制度により行うこととなっております、まずは被災地域ブロック内で支援に入りまして、それでは対応が困難な場合には全国の自治体が支援に入るという仕組みとなっております。

実際は、対口支援として被災市町村ごとに支援する自治体を割り当てまして、避難所運営や罹災証明書の交付などの業務をサポートする仕組みとなっております。今回大きな被害が発生している北陸地域は、中部圏知事会に属しておりまして、そのため、中部圏知事会の災害対応幹事県である三重県が、知事会を代表して総務省と対口支援の割当て案を検討しまして、1月4日に本県に羽咋市への対口支援に入るよう要請があったところでございます。その後、輪島市も甚大な被害があったということが分かりましたので、さらなる対口支援の追加が必要であるということで、1月7日に知事会、総務省から本県に対して輪島市への対口支援に入るよう要請がございまして、本日まで二つの市に支援を行っているところでございます。

次に、他県からの支援体制でございますけれども、都道府県間の支援は、基本的に地域ブロック内で行い、その後、全国の知事会の災害時の相互応援協定を前提とする応急対策職員派遣制度により支援する枠組みが構築されております。本県は、中部圏知事会と関東地方知事会の両方に属しておりますけれども、知事会の協定で、まずは中部圏知事会の富山、石川、岐阜の順に応援いただくことになっております。それにより難しい場合は中部圏の他の構成員、それでも駄目な場合は関東知事会の他県からの応援、さらに広域で全国の自治体から支援を受けるという体制となっているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、能登半島地震の被災地に対するボランティア活動への参加や様々な団体等への支援、協力の一層の呼びかけをどう行うのか、また、各団体等と連携してどうサポートして行くのかという御質問であります。

能登半島地震では、いまだに多くの皆様方が避難所等で不自由な生活を余儀なくされているということで、報道等に触れて、私も何とか応援しなければいけないという思いを持っておりますし、恐らく多くの県民の皆様方ができることは何でもしていきたいというふうに思われていると思っております。

ただ、今回の能登半島地震は、半島部での地震ということで、道路の損傷等が激しくアクセスに課題があり、現地に入って宿泊する場所が不足しているといったようなことで、ボランティア活動をはじめとする支援がなかなか行いにくい環境でございます。

そうした中、石川県は、今週、穴水町に災害ボランティアの宿泊拠点を設置されました。また、長野県の社会福祉協議会も能登町に独自の災害ボランティアの受入れ拠点、宿泊施設でありますけれども、この設置を準備しているところでございます。現地ではボランティアの受入れ環境が進みつつあるという状況であります。一日当たりのボランティアの数がまだまだ非常に少ない状況になっておりますけれども、これからボランティアの受入れもどんどん本格化して

いくことになると思っています。県としても、県民の皆様方の思いと被災地をしっかりとつなげていかなければいけないというふうに思っています。

県社協では、市町村社協とも協力して、3月の中旬から能登町に1日1便程度のボランティアバスを運行して、独自のボランティアの派遣を予定しているというふうに伺っています。

また、私どもとしても、社会福祉協議会、NPOセンターをはじめ被災地支援に関わる皆様方に能登半島地震復興支援県民本部の構成員として参画いただいておりますので、必要な支援について現場のニーズを把握して、構成メンバーにしっかりと協力を呼びかけていきたい、また必要な調整を行っていききたいというふうに思っています。

ボランティアについては、今後、個人がばらばら行くということではなく、むしろまとまって行くほうが被災地に負担がかからないと思いますので、できるだけまとまった形で派遣していくことができるように体制を整えていきたいというふうに考えております。県民の皆様方にはぜひ御協力、御参加をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）被害の大きさや様々な状況から息の長い支援になると思います。様々な困難なことがあるとは思いますが、被災者の皆さんのためにきめ細かい支援を引き続きお願いしたいと思います。

被災地においては、看護師をはじめとする医療人材の離職が相次いでいるとの報道がありました。武見敬三厚生労働相は、2月20日の記者会見で、被災地の病院に籍を置いたまま別の公立病院で働ける在籍出向の仕組みを検討すると表明したとのことでした。

ただでさえ人材確保が難しかった地域が被災地となり、過酷な労働環境から離職が相次いでしまえば、復興後も医療人材不足になることは容易に想像できます。この在籍出向の考え方も踏まえつつ、北信越としても医療人材の維持確保について連携してお取り組みいただきますよう要望し、次の質問に移ります。

次に、特定地域づくり事業協同組合制度の活用について質問いたします。

地域の担い手不足が著しい過疎地域を多く抱える本県においては、人口急減地域の地域づくり人材確保は喫緊の課題です。

国会においては、このような課題解決を図るため、議員立法により、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を令和元年に制定しました。

特定地域づくり事業協同組合制度とは、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものと認定したときは、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能とする

とともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするというものです。本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持、拡大を推進することができます。

阿部知事も、議案説明において、人口急減地域における地域産業の担い手確保を図るため、特定地域づくり事業協同組合の設立から運営までを支援すると述べられ、コーディネーターを配置するとのことであり、積極的な活用を期待するところですが、今のところ、本県では生坂村及び小谷村の認定事例にとどまっているのが現状です。

人口急減地域を対象とする本制度では、過疎法で規定される過疎地域に限らず幅広い適用が可能であり、例えば長野市内の旧合併町村も対象になるにもかかわらず、令和5年10月時点の総務省の特定地域づくり事業活用意向調査によると、現在認定を受けている2村以外で制度活用の意向ありと回答した県内市町村数は残念ながらゼロです。本県で制度の活用が進まない現状と課題についてどのように捉えているか、清水企画振興部長に伺います。

しあわせ信州創造プラン3.0に定める目標では、2027年度には12市町村で本制度の認定を目指すとされていますが、本制度の活用を促進するための取組を新たに実施することについて、本県で制度の活用が進まない現状と課題を踏まえ、県としてどのように具体的に取り組み、目標を達成する見込みなのか、清水企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には特定地域づくり事業協同組合制度に関して2点お尋ねをいただきました。

まず、活用に係る現状と課題についてお答えいたします。

県としては、これまで、本制度の普及促進に向けて、相談窓口の設置、組合設立や労働者派遣手続に係る関係機関との調整、中小企業団体中央会と連携した制度説明会の開催などに取り組んでまいりました。

議員御指摘の総務省調査のより詳細な内訳では、29市町村が制度活用を検討中としているところであり、制度に関する県への問合せや設立済みの組合への視察など、実際に検討の動きはあるものの、設立に向けた具体的な意向表明にまでは至っていないというのが現状であります。

設立まで至らない理由について関係者にお伺いしたところ、冬季の仕事が少なく通年雇用の確保が難しい、制度活用に当たり地域の合意形成に労力と時間を要する、組合の経営面で事業開始後の持続的な運営への不安があるといった声があり、こうした課題が制度活用が進まない要因となっているものと認識しております。

続きまして、今後の具体的な取組についてお答えいたします。

先ほど申し上げた課題のうち、通年雇用の確保に関しましては、今年度、国の地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、派遣可能な業務の拡大について本県から提案を行いました。その結果、建設業務における在籍型出向が認められるなど、一定の改善が図られることとなりました。

また、その他の課題に対応するため、組合の設立検討段階から運営まで一貫した支援を行う長野県特定地域づくり事業推進事業を来年度予算案に盛り込んでおります。具体的には、専門知識を有するコーディネーターを設置し、検討が進まない市町村や事業者に対しプッシュ型で制度の活用検討を促すとともに、設立に係る手続等への支援や、組合設立後の運営に対する相談、助言など、段階に応じたきめ細かな支援により、市町村、事業者双方の不安を払拭し、具体的な設立の動きにつなげていきたいというふうと考えております。

なお、本制度は、非過疎市町村でありましても、合併前の旧町村部など過疎地域とおおむね同程度の人口減少が見られる地域も対象になり得ることから、こうした地域も念頭に、できるだけ多くの市町村で制度の活用がなされるよう普及促進に力を入れて取り組んでまいります。

以上です。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君） 検討をしている地域はあるということで安心しました。ぜひ実際に行えるように御支援をいただきたいと思います。

ただ、プッシュしてしまっているのかどうかということはあるのですが、きめ細かく相談に乗っていただき、認定に至るように前向きな御支援をお願いしたいと思います。

特に、財政規模の大きな自治体の中のある1地区になりますと、こういった制度のことを知らなかったり、どう取り組んでいいのか分からないということがあると思いますので、大きな市に対しても、各地域で使えるということを周知し、認定に結びつけていただきたいと思いません。

最後に、障がい者スポーツの推進について伺います。

令和6年4月の組織改編において、健康福祉部が所管する障がい者スポーツ行政は観光スポーツ部に移管されることとなります。観光部長が議案説明で述べられたように、スポーツ部門が観光部の所管になることにより、スポーツ合宿の誘致促進や、プロスポーツ団体との連携による誘客強化、一般スポーツ指導者活用による障がい者スポーツの競技力向上など好循環による発展を期待するところですが、同時に、令和10年に本県で開催が予定されている全国障害者スポーツ大会の趣旨である「障がいのある方がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむこと」はもちろん、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進させることを目的としていることに鑑み、組織改編後も、障がい者行政を担当する健康福祉部には、

これからも一定程度の関わりが必要と考えます。今後の健康福祉部の障がい者スポーツに対する姿勢を伺います。

また、コロナ禍におけるスポーツ人口の減少や指導員の活躍の場の減少は、障がい者スポーツの普及と振興における課題と考えますが、現状と県の取組はいかがか。福田健康福祉部長に伺います。

全国障害者スポーツ大会に臨む選手の強化合宿等に係る費用の自己負担が重く、収入の少ない選手にとって大会出場を辞退するきっかけの一つになっている状況もあるとお聞きします。令和10年の本大会の開催に向けて、大会成功のためにも、障がい者スポーツ振興のためにも、選手の費用負担の軽減や指導者の確保など県として必要な支援をすべきと考えますが、現状と課題を福田健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）障がい者スポーツの推進につきまして2点御質問をいただいております。

まず、スポーツ行政一元化後の健康福祉部としての姿勢、それから障がい者スポーツの現状と取組などについての御質問でございます。

障がい者スポーツ行政は新年度から観光スポーツ部に移管されますが、障がい者の健康増進や共生社会づくりなど福祉の視点も必要でございます。健康福祉部としては、そのような視点から、観光スポーツ部と連携を密にいたしまして、障がい者スポーツの振興に協力してまいります。

コロナ禍における大会参加者の減少でございますが、今年度4年ぶりに開催した県障がい者スポーツ大会の参加者は、コロナ禍前と比較して半減している状況でございます。また、コロナ禍で各種大会が中止となり、パラスポーツ指導員が活躍する場が失われ、障がいのある人が身近な地域でスポーツの本当の楽しさを実感する機会が減っている状況にあります。少しでも早くコロナ前の水準に戻し、さらに拡大することが重要と考えており、市町村等を通じて障がいのある方への働きかけを強化しているところでございます。

また、指導員に対しては、大会、体験会等の情報を提供し、協力を依頼するなど、県障がい者スポーツ協会と連携して取組をさらに進めていくことを検討しております。

健康福祉部としては、スポーツ行政一元化後も、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境づくりに関わってまいりたいと考えております。

次に、選手の費用負担の軽減や指導者の確保などに対する支援についての御質問でございます。

県では、全国障害者スポーツ大会に向けて、各競技団体が行う強化合宿や講習会の開催、大

会への選手派遣等に要する経費を県障がい者スポーツ協会を通じて補助しております。しかしながら、各競技団体における活動費には限りがございます。強化合宿等に参加する交通費は、実際にはほぼ個人負担となっている状況でございます。経済的に厳しい方にとりましては負担が難しいこともあると考えております。また、競技によっては選手に対する技術的な指導ができる指導者が不足したり、練習会場等への移動手段の確保が困難な方がいるなど様々な課題がございます。

このような状況を勘案し、一人でも多くのアスリートが信州やまなみ全障スポに向けて競技力を高め、晴れの舞台でその力を発揮していただくため、競技団体への支援に関する来年度予算については前年度比60%増をお願いしているところでございます。

専門性の高い指導者の確保につきましては一般スポーツの指導者からの支援をお願いしているところですが、スポーツ行政一元化によりさらに積極的な協力が得られると期待しているところでございます。

今後とも、障がい者スポーツに関わる課題について県として解消に努めてまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）御答弁いただきました。御答弁の中で、健康増進という言葉もありましたように、スポーツの持つ健康増進の役割は大きいものがあると思います。新しい観光スポーツ部と連携して、障がい者スポーツの振興、そして福祉の増進に努めていただきますよう心からお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出、自民党県議団の青木崇です。通告に従いまして、今回は3件質問させていただきます。

初めに、件名1、人口減少対策と介護人材の確保について質問をいたします。

今定例会一般質問にて共田議員が取り上げられたとおり、今回、私たち自民党県議団政調会は、県内大学生に対するアンケート及び意見交換を実施してまいりました。251人の学生によるアンケートのコメント一つ一つに私も目を通しましたが、学生たちの生の声は、私にとっても新鮮でインパクトのあるものでした。アンケートのコメントからは、出産・子育てに関する経済的・心理的負担を解消し、働き方改革を進める必要性を感じるとともに、若者の抱えるそれぞれの悩み、課題に社会が応えていくことが求められていると強く感じました。

県では、早くから次世代サポート課による若者世代への支援、取組が行われてきたところではありますが、この秋頃を目途に長野県少子化・人口減少対策戦略を策定することとしており、

知事答弁においても、若者の声を聞く場を設けまちづくりに参画してもらう機会をつくることや、戦略方針の取組の柱も検討するというございましたので、まずはその取組に注目していきたいと思います。

そして、少子化を解消して人口の定常化をさせるまでの間に乗り越えなければならないのが、人口減少による社会の縮小です。県のデータによれば、長野県人口は、2001年の222万人をピークとして、今後、施策が有効に機能して状況が改善された場合であっても、2100年頃の137万人での定常化が目安になると見られています。

人がいないことによる社会サービスの縮小や商業施設の撤退などに関する記事を連日目にするようになりました。長野県内、特に中山間地域や規模の小さい自治体の皆様からは、人口減少に対する深刻な影響と将来に対する強い危機感を募らせる声をお聞きします。

少子化は、マクロ的には国の課題であり、国主導で行うべきことも多数ありますが、地域ごとに文化や大学、産業等違いがあることから、地域文化や社会背景、それに伴う課題に寄り添った対策が必要であると考えます。松本市と東筑摩郡の各村との対策の仕方も異なれば、10圏域ごとに文化の違い等も出てくるはずで。

中山間地域と郡部における人口減少の影響は深刻で、今後地域社会と社会サービスを維持していく上で、皆さんは強い危機感を抱いております。中山間地域を多く抱える長野県として、その特徴を踏まえてどのような戦略を立てていくのか。まさに長野県が進めている戦略の立案が必要なのだと思います。

今定例会でも、知事は、東京が逆立ちしても勝てないような地域をつくっていくという趣旨の答弁をされていたと思います。これからの縮小する信州に対して、人口減の影響を受ける人たちは、これからの信州はどういう未来に向けた道しるべを目指していくのか。それに応えられる戦略をこの秋に策定するよう進めていかなければなりませんし、県民や事業者が行動できるような形にしていくことが求められてくると思っております。

戦略的に幸せに縮んでいく必要性をこれまで幾度も指摘され続けてきたわけではありますが、いざサービスが縮小する局面になって、それを県民、事業者、自治体としてどのように受入れ、適応していくのか。まだその見通しは不明瞭なままです。

そこで、次の2点について伺います。

県では、本年秋頃に少子化・人口減少対策戦略を取りまとめるとしております。長野県は、郡部における危機感が特に強いと考えていますが、人口減少に直面している当県の課題の特徴や強み、弱みをどう捉え、どのように戦略に実効性を持たせていくのでしょうか。

また、知事の考える県民が豊かで幸せに暮らせる未来像をどのように描かれているかと併せまして、阿部知事にお伺いいたします。

そして、人口減少が進み、人手不足が深刻化する中、シニア世代や障がい者など多様な人材の労働参画が重要であると考えます。関連経費が今回の予算案にも計上されているところではありますが、これらの推進に当たり、県として課題をどう捉え、どのように取り組んでいくのでしょうか。田中産業労働部長にお伺いします。

各業界で深刻な人手不足が叫ばれている中、今回は特に介護人材の確保について取り上げさせていただきます。

ハローワークのデータを見ると、介護分野における当県の有効求人倍率は高止まりしている状況が続いており、長野県の介護現場における人手不足は深刻だと見受けられます。

県のデータによると、本県においては、2026年時点の介護職員必要数を4.2万人と見込んでおり、今後およそ3,000人の人員確保が必要と推計されています。高齢者人口や高齢者世帯の推移としてもその後増え続け、2040年に要介護認定者、認知症高齢者がピークを迎えると見られており、介護需要はますます増加していきます。

介護職員の人材がなかなか集まらない原因として、他産業と比べて低い賃金水準、ICT技術の導入が進まないことによる生産性向上の遅れ、介護の仕事はきついというイメージが強い働き方などが挙げられています。現場の声として、これまで導入してきた介護補助ロボットなどが活用されないままになっている現状があるといったことをお聞きしています。AI技術の活用などのテクノロジーを生かした負担軽減を進めていき、スマートな働き方のできる介護現場を発信していくことが必要だという声もお聞きしました。

また、週休3日制による働き方など新しい働き方に注目する20~30代の声もあるということで、実際に週休3日制を導入している法人では人材確保に効果が表れているというお話もお聞きしました。

国では、今般、介護報酬改定が行われまして、県として待遇改善やICT導入支援の関連予算を計上しているところではありますが、これらの介護現場の実態を踏まえ、介護人材確保のためには、取組を実効性のあるものとしていくことが必要です。また、県としてリーダーシップを発揮した働き方改革を進めることも求められていると思います。

そこで、以下2点についてお伺いします。

介護人材の確保が全国的な課題となる中、当県においては有効求人倍率が高止まりとなっています。外国人介護人材など多様な人材の確保も含め、県としてどのような戦略で介護人材確保に取り組んでいくのでしょうか。

また、介護報酬改定が行われ、介護職員の処遇改善も含めた関連経費が今年度補正予算及び来年度当初予算に計上されているところではありますが、介護人材確保に向けた職場環境や職員の待遇改善が進まない現場の実態があります。今後、介護職員の待遇改善とICT導入による

生産性向上、働き方改革を実効性を持って進めるために、県としてどのように支援していけるのでしょうか。それぞれ福田健康福祉部長に伺います。

そして、量的確保とともに、県内の介護の質を確保していくという視点も重要です。国家資格となった介護福祉士を取得するためには幾つかのルートがありますが、そのうちの一つに、養成施設を経て取得するというルートがあります。県内にも介護福祉士養成校があり、これまでも質の高い介護人材の育成を担われてきています。若い時期から時間をかけ、体系的に介護福祉を学んだ養成校出身者は、介護福祉現場での定着率も高く、信州の介護サービスの中核を担っています。

しかし、少子化・人口減少のスピード以上に、養成校の入学者数が年々減少してきているところです。令和元年から見ると、入学者数は実に半減していて、全国的にも養成校自体の数が減少しているところですが、長野県においては、12校あった養成校は5校廃止となって、現状7校となっています。人材確保競争が厳しくなる中、入学者が定員を大きく割っている状況が続き、存続する7校の経営状況は非常に厳しいものとなっています。

介護福祉士養成教育は、1,850時間以上の体系的なカリキュラムで構成されていて、倫理教育やチームマネジメント能力を養うための教育の時間が設けられていることから、介護現場における虐待や事故の発生抑止にリーダー的役割を発揮されることが期待されています。介護福祉士は、3年以上介護業務に従事した実務経験ルートからの資格取得が多いのが実態ではありますが、県内の地域に根差した養成施設において、このようなカリキュラムを経た介護福祉士を養成し、この地域に定着して介護現場を支えてもらう、そういったルートを確保しておくことがこれからの信州で安心して老後を暮らしていけるための環境を確立するために非常に重要であると考えます。

そこで、以下2点についてお伺いします。

まず、国家資格である介護福祉士は、介護現場でリーダー的な役割を担っていることが多く、県内の介護の質を向上させる役割も担っています。介護福祉士養成施設では、介護福祉士の資格取得に向けた体系的なカリキュラム等により質の高い介護サービスを提供できる人材育成に取り組んでいるところです。介護福祉士の役割と介護福祉士養成施設数及び入学者数が減少している県内の現状についてお伺いします。

また、県としての介護福祉士養成施設への支援の在り方についても伺います。

また、大阪や東京等の都市部にある介護福祉士養成施設では、人口減による影響を埋めるように外国人留学生の受入れが多くなっています。一方で、県内ではその受入れが少ない状況にあります。国としても海外人材を拡大しようとしている状況の中、県内の外国人介護人材の確保に向け、介護福祉士養成施設において外国人留学生の入学や生活を支援することについての

所見を伺います。以上2点、福田健康福祉部長に伺います。

続いて、件名2の食肉処理施設について取り上げます。

なお、先日の一般質問において、小林あや議員から、この件と、この後続きます件名3の中部縦貫自動車道について共に取り上げられておりますが、懸案事項の取組の推進を求めて私からも取り上げさせていただきたいと思っております。

長野県食肉公社が松本市島内で運営する食肉処理施設について、移転先として三つの候補地が報道されています。この移転に当たっては、JAグループ等からの要請があって県としての支援の検討が始まっていますが、その性質上、公設に近い形での検討を求められていることから、関係者それぞれが役割を果たしながら進めていくこととされています。

県内では、松本食肉施設整備支援検討会を立ち上げ、県としては、これまで同様にJAグループが施設の設置・運営を行うこととした上で、候補地の探索に協力するとともに、施設整備への支援について、市町村と共に松本食肉施設の早期移転新設を目指してまいりました。

一方、松本市は、同敷地内に焼却施設を建て替える計画があり、焼却炉の耐用年数から、施設の土地を今から3年後となる2027年度末までに返還することを求めています。しかし、新施設の設計・建設には最短でも4年程度かかると見込まれていて、候補地がまだ決まらない中で停滞する整備の議論に対し、県内食肉処理体制の空白期間ができかねないことに対する不安の声を畜産関係者からお聞きしています。

依田議員の代表質問において畜産振興における対策について質疑があり、県からは、県独自の価格高騰対策や自給飼料の増産、スマート畜産技術の導入や信州プレミアム牛肉などのブランド化の推進、防疫体制強化など、総合的に展開することで、持続可能な畜産の構築に取り組んでいくとの答弁がありました。

こういった取組を展開し、今後の県内畜産を振興する上で、県内の安定した食肉処理流通体制の構築は不可欠であり、施設が果たす役割は大きいものと考えます。食肉処理施設の移転は県内全体の食肉流通に関わる問題であり、県内の食肉生産者、消費者が不利益を被ることのないよう、県としてもその支援の方針や在り方を改めて共有していただきたいという思いで、以下2点について伺います。

畜産振興や食肉流通において、県内の食肉処理施設が担う役割、機能と、新設される施設が畜産に果たす効果について県としてどのように捉えているのか、お伺いします。

また、今後の食肉処理施設の移転見通しを不安に思う畜産関係者がいる中で、松本食肉施設整備支援検討会における検討経過と、県として施設整備支援に今後どのように取り組んでいくのかについて伺います。以上2点を小林農政部長に伺います。

続いて、件名3、国道158号の現道対策と中部縦貫自動車道の早期整備について伺います。

1月1日に発生しました能登半島地震においては、道路が寸断され、救命活動、物資の供給、ライフラインの供給に遅れが生じました。こうした状況は、中山間地域を多く抱える長野県においても人ごとではありません。信州における防災対策を求める声に応えるべく、災害に強い交通ネットワーク構築による県土強靱化を一層推し進めていくことが重要です。

今、県内には三つの高規格幹線道路の計画があります。その一つである三遠南信自動車道は、昨年5月、最難所と言われた青崩峠トンネルが開通し、開通に向けた工事が着々と進んでいます。二つ目の中部横断自動車道については、昨年7月に北部の未開通区間約40キロメートルのルート案が国から示されるなど、それぞれ着実な進捗が図られているところです。

一方で、残る一つの中縦貫自動車道については、平成8年度の松本波田道路の事業化、平成9年度の安房峠道路開通以来、松本波田道路から安房峠―中ノ湯間については26年間大きな進展が見られず、ルート案すら示されないままとなっていることをさきの定例会においてもお示しさせていただきました。

先般、自民党県議団政調会として地元の皆さんと本路線についての意見交換をさせていただく機会がありました。中縦貫自動車道のうち、松本波田道路の早期完成とその先線のルート提示、長野―岐阜間と上高地へのアクセスを現状担っている国道158号の改良整備など、長きにわたって促進、改良を望んで精力的に活動されてきた地元の皆様の切実な思いをお聞きしてまいりました。

この先線ルート提示については、国、県、市で構成される先線整備検討会が令和2年7月と令和4年6月に2回開かれていて、ルート検討に関する協議を行っています。この検討会において、事業化の前段階となる計画段階評価に移行すれば、国によるルート選定に向けた環境評価などが始まることとなり、これまで停滞していた整備計画が大きく前進することが期待されます。このことから、この検討会の第3回目の開催を地元を挙げて求めてきたところであり、地元市町、地元住民を挙げて、この整備実現を悲願として要望活動に精力的に取り組んでいるところでもあります。

そこで、国道158号と中縦貫自動車道について2点質問をさせていただきます。

中縦貫自動車道が完成するまでの間、長野―岐阜間の人流、物流を支え、上高地へのアクセスを担う国道158号の役割は大きいものと考えます。国道158号の現道対策として、奈川渡改良や狸平トンネルの整備が進められている中、それぞれの現状と今後の見通しについて伺います。

そして、今般の能登半島地震をはじめ、頻発する災害の状況から、災害に強く、また、国道158号とのダブルネットワークを確保する意味からも、中縦貫自動車道に対する松本地域の期待はますます高まっています。現在、松本波田道路の整備が進められていますが、その現状

について伺います。また、先線に当たる波田一中ノ湯間の検討状況を含め、今後の意気込みについて伺います。以上2件について新田建設部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、人口減少に関連して、当県の課題の特徴や強み、弱み、また、どのように戦略に実効性を持たせるのか、さらには、県民の皆様方が豊かで幸せに暮らせる未来像はどんなものを描いているのかという御質問であります。

まず、本日発表させていただいたところでありますけれども、2月1日現在の本県人口は199万9,000人ということで、昭和48年以来約50年ぶりに200万人を下回ることになりました。この県議会でも、少子化・人口問題につきまして様々な御意見、御提言をいただいているわけでありますけれども、改めて強い危機感を持って対策の策定、実行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

本県の課題であります、挙げ出すと切りがないわけでありますけれども、例えば、人口構成で見ると、若い世代、とりわけ女性の流出の多さが非常に目立つわけでありまして、その結果として、未婚の男女の人口比にもアンバランスが生じてしまっているということがあります。

これは、一つには、本県には高等教育機関が少なく、高校を卒業すると県外に出てしまう若者がどうしても多いということがあります。また、女性の皆さんにとって本当に暮らしやすいかどうかということ考えたときには、県議会でも議論の対象になっていますが、いわゆる固定的な性別役割分担意識、これは男がやるもの、これは女性がやるものみたいな発想がまだまだ色濃く残っており、若い女性からすると居心地が悪いと感じる場面があるのではないかと、うふうに考えています。

また、若い人たちにはいろいろな就業の希望があるわけですが、例えばサービス産業等を見た場合、本県は、大都市部と比べて、様々なサービス産業が豊富にある、様々な分野があるというわけではありませんので、若い人たちの就業の希望によっては、選択肢がない、あるいは少ないといったことで、これもまた就職するときに県外に出ていく要因であると思っています。

また、本県の地理的特性を鑑みると、やはり過疎地域や中山間地域、規模の小さい町や村が非常に多く、若い人たちから見ると、居心地がいい、楽しみが多いという都市的機能が必ずしも十分ではないのではないかと、いう側面があります。また、集落のことを考えると、高齢化がどんどん進み若い世代がほとんどいなくなったところでは地域活動が維持できない。また、地域が分散されているため、インフラの整備や維持に非常にコストがかかってしまう。さらには、例えば訪問医療や訪問介護を考えたときに、都市部のように次から次へとお宅を回れるような環境ではなく、効率を高めることが難しい状況もあります。

また、どんどん子供の数が少なくなる中で、国の教員配置、学級編制の考え方からすると、子供の数が減れば教員の数も減らされてしまうということもありますし、集団で行うサッカーや野球などのスポーツもしにくくなってきている。本当にいろんな課題がありますので、我々は、こうした問題意識を県民の皆さんとしっかり共有し、課題に向けて対応していかなければいけないというふうに思っています。

その一方、我々の強みであります。一つは、よく言われていますけれども、大都市部と違って豊かな自然環境に恵まれていると。特に、最近、信州やまほいくを進めたり、あるいは、私立学校では特色のある教育を行う学校が増えてきているということもあって、教育移住をされる方も増えてきています。子育てをするには大都市よりも長野県のほうが良いと思ってくださる方が大分増えてきているのではないかとこのように思っています。

また、こうしたこととも関連しますが、大都市圏からのアクセスが良いということもありまして、移住したい県ランキングでは常に上位にいます。そういう意味では、人口の社会増減を考えたときに、比較的選んでいただける県になってきているという強みもあろうかと思えます。

また、神城断層地震のときには、多くのメディアで「白馬の奇跡」と称されました。倒壊家屋に地域の皆さんがすぐに飛んで行って自動車のジャッキ等で救助活動を行った、これが奇跡と言われたわけですが、私は、これは奇跡ではないといろいろなところで申し上げております。地域コミュニティーがしっかりしていて、この家には誰が住んでいて、夜はどこで誰が寝ているということまで分かっているコミュニティーがいまだに存在しているということは、大都市では全く想像ができない強みだということに思っています。都心に行けば、アパートの隣に住んでいる人が誰か分からないという地域もたくさんあるわけでありますので、そうした地域と比べれば、こうしたことを強みとして生かしていくことも可能だということに思っています。

加えて、健康長寿県ということでもありますので、もちろん高齢化が進んでいく中でいろいろな課題は顕在化していますが、その一方で、元気で御活躍されている高齢者の方たちも多い。要は、単純に高齢者比率が何%だから大変だということではなくて、むしろこうした元気で活躍している高齢者の皆様方に未来に向けての希望があるのではないかと私は考えています。

また、農山村地域も、人々の価値観が変わってくる中で、一頃は都会に出て行こうという一方通行の動きばかりでありましたけれども、最近では、コロナ禍で、農山村の本当の意味での心豊かな暮らしに憧れ、価値を見出す方々も増えてきているという状況でありますので、こうした人々の価値観の変化も本県にとってはプラスに働く要因だということに思っています。

こうした課題を直視し、その一方で、本県の強みを生かしながら、女性や若者から選ばれる県づくり、そして、人口減少下でも社会経済活動が活性化する、そうした地域を目指して取り組んでいきたいというふうに思っています。

戦略の実効性という御質問であります。

少子化・人口減少対策戦略をこれから取りまとめていくわけではありますが、これは、行政だけでは実行できません。多くの皆さんと対話をして、問題意識を共有して取りまとめていきたいというふうに考えています。戦略につきましては、ぜひ県民の皆様方全体で問題意識と取組の方向性を共有し、多くの皆さんと協力して進めていく、そうした戦略になるように心がけていきたいというふうに思います。

また、新しい推進組織もつくっていきたくと思っています。幅広い方々に御参加いただきたいと思っております。参加いただくメンバーの皆様方に当事者意識を持って主体的に少子化・人口減少問題に取り組んでいただけるような組織にしていきたいというふうに思っています。こうした戦略の取りまとめ方、推進組織の在り方を通じて実効性を図っていきたくというふうに考えています。

最後に、県民が豊かで幸せに暮らせる未来像をどう描いているのかという御質問であります。

まさにしあわせ信州創造プラン3.0で掲げたように「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という思いを持ちながら県政を進めていきたいと思っております。

特に、経済的な繁栄は一定程度実現されてきたわけではありますが、こうした経済的な豊かさを維持すると同時に、一方で、環境とも共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、一人一人の県民の皆様方がウェルビーイングを実感いただけるような社会を目指して取り組んでいきたいというふうに考えています。

日本国憲法では、幸福追求権や生存権、あるいは教育の権利、勤労の権利、こうした権利が様々定められているにもかかわらず、こうした権利が十二分に保障されているかという点はまだ十分ではないのではないかと考えています。

また、今回の総合計画のビジョンブックで東大名誉教授の神野直彦先生がおっしゃっている所有要求と存在欲求の考え方、今までの高度経済成長期や工業社会においては、所有欲求を満たそうと、とにかく物をたくさん買える社会を我が国は目指して取り組んできました。しかしながら、一定程度の豊かさが達成されたにもかかわらず、まだ物、物、物という発想が強く続き、お金があれば幸せな暮らしができると、ある意味、誤った方向に進み過ぎてしまったのではないかと考えています。むしろ、これからは、人と人との触れ合いや人と自然との共生など存在欲求が満たされるような社会をつくっていくことが必要だというふうに思っています。

大都市と我が県にはいろいろな違いがあります。大都市には大都市のよさがあると思っておりますけれども、我々長野県が目指していくのは、東京の後追いをすることでは決してないと思っております。御指摘いただいたように、長野県の強みを改めて認識し、その強みを生かした新しい

長野県づくりを進めていきたい。そのことを通じて県民の皆様方の幸福を実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には多様な人材の労働参加の推進についてのお尋ねでございます。

シニア世代や障がい者の方などの労働参加につきましては、体力の低下や生活重視のライフスタイル、あるいは障がいの状況などによりまして、力の必要な仕事や長時間労働が難しいことから、仕事や職種、勤務条件がなかなか合わないといった状況が課題として生じているところでございます。

この雇用のミスマッチを解消するために、今年度から設置いたしました地域就労支援センターにおきまして、求職者の希望や特性を尊重した就業相談など伴走型の支援を行うとともに、シニア世代や障がい者向けの求人を開拓するなど、企業とのマッチングを強化したところでございます。

また、企業におきましては、シニア世代や障がい者の方を受け入れたいが、どのような仕事を任せればいいかわからないといった課題も抱えているため、これまでの職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度による認証や、障がい者雇用はじめの一步応援助成金による支援といった職場環境の整備支援に加え、新たな取組といたしまして、企業の業務切り出しを支援し、短時間でも勤務可能な就業希望者とのマッチングを実施する事業を予算計上いたしまして、就労支援策の充実を図る予定でございます。

今、県内高齢者の就業率と障がい者雇用率のいずれも上昇傾向にはありますけれども、これらの取組を通じまして、県民一人一人の希望に沿った働き方の実現と人手不足の解消につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には、介護人材確保に関しまして4点御質問をいただいております。

まず、介護人材確保に向けた県としての戦略はという御質問でございます。

御質問にもございましたとおり、令和8年には4万2,000人、現状から3,000人増が必要であると見込んでおりますが、介護人材の確保に向けましては、職員の処遇改善に加え、求職者と介護職場とのマッチングと資格取得の一体的な支援などによります入職促進、サービスの質の確保向上に向けた研修等によります資質向上、職員の負担軽減に向けた介護ロボット・ICT

導入支援などによる定着支援、離職防止といった様々な視点から総合的に施策を進めているところでございます。

現在策定中の第9期長野県高齢者プランにおきましても、介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進を重点施策に位置づけており、今後とも、アクティブシニアなど多様な人材の入職支援などに努めてまいります。

とりわけ、外国人介護人材については、国において、技能実習制度を見直し、新たに育成就労制度とする法案が今後提出されることとなっておりますので、こうした制度改正も踏まえて、さらなる受入れの拡大を図っています。

次に、職員の処遇改善及びICT導入による生産性向上や働き方改革への支援についての御質問でございます。

令和6年度介護報酬改定では、介護職員等の確保に向けて、介護職員処遇改善加算等が見直され、加算率が引き上げられるとともに、事業所内での柔軟な職種間配分が可能となったところでございます。

また、見守り機器等のテクノロジー導入による業務改善など、事業所における生産性向上の推進を評価する加算が設けられたところでございます。県としては、事業所に対し、介護職員により高い賃金が支払われるよう、こうした新たな処遇改善加算等を取得していただくため、アドバイザーの派遣などを通じて積極的に働きかけを行ってまいります。

介護現場の生産性向上に向けては、これまでも介護ロボット・ICT導入に係る支援をしてきたところでございますが、第9期高齢者プラン策定懇話会の場などで、事業所において機器の選定や業務改善に向けた効果的な活用などに課題があるとお聞きしているところでございます。このため、介護ロボット・ICTの導入を引き続き支援するとともに、来年度は、効果的なテクノロジーの活用や働き方改革の相談に対応するワンストップ窓口の設置や、働きやすい職場づくりへの支援、例えば週休3日制の導入なども一部で取組が行われておりますが、こうした職場づくりへの支援などによりまして実効性のある取組となるよう支援を行ってまいります。

次に、介護福祉士の役割と養成校の現状、県の支援についての御質問でございます。

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって介護に関する指導的な役割を担っており、一定以上を配置した場合には介護報酬の加算が行われるなど、介護現場にあって重要な役割を果たしているものと考えております。

介護福祉士養成施設数や入学者数は、御指摘のとおり全国的に減少しておりますが、御質問の中にもございましたけれども、介護福祉については、平成29年4月施行の法改正によりまして、養成施設を卒業した方であっても国家試験が必要となり、介護施設での実務経験を経て受

験資格を得る方と同様の取扱いとなったこと、さらには、介護職に関心のある若い世代の減少などがその要因であると考えております。制度は変わりましたが、養成施設では、介護に関する知識、技術を体系的に学ぶことができるため、その役割は引き続き重要であると認識しております。

養成施設への支援といたしましては、入学者への就学資金の貸与、オープンキャンパスなど養成校のPR経費への支援、また、介護の仕事や魅力を若い世代にPRするため、小中学生等への訪問講座や介護の職場体験事業などを行っているところでございます。さらに、介護福祉士会や養成施設等と連携いたしまして、介護福祉士を目指す方の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、養成施設における外国人留学生への支援という御質問でございます。

これも、御指摘のとおり、県内養成施設における外国人留学生の受入れは非常に少ない状況でございます。しかし、生産年齢人口の急減による介護人材不足が見込まれる中、外国人介護人材の確保は今後も必要でございます。そのためにも、養成施設における外国人留学生の受入れを増やすことは望ましいことと考えております。

県では、外国人留学生の受入れ支援として、就学資金の貸与をはじめ、養成施設が行う外国人留学生受入れのための広報経費や日本語講師の派遣経費への支援、外国人留学生の就労予定の事業所が支援する奨学金に係る費用の助成などを実施しているところでございます。こうした支援策をさらに活用していただくため、今後とも事業所等へ働きかけを行うとともに、養成施設とも連携して受入れの拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、地方における外国人留学生の受入れが進むよう、その支援のための十分な財源措置など支援策の拡充を要望してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には食肉処理施設について2点御質問をいただきました。

まず、食肉処理施設が担う役割についてのお尋ねでございます。

食肉処理施設は、畜産農家には家畜の出荷先として、また、県民や観光客には県産食肉を安定的に供給する食肉流通の拠点としての役割を担っているものと認識しております。新設された際には、家畜の出荷先が長期的に確保されることから、若手の畜産農家が規模拡大など将来的な経営展望が描けることで生産意欲が高まるものと考えております。加えて、食肉処理作業の効率化が図られ、より衛生的な環境が確保されることにより、県産食肉の商品性やブランド力が向上し、有利販売と食肉の安定供給につながることを期待されます。

次に、松本食肉処理施設への整備支援についてのお尋ねでございます。

松本食肉処理施設は、J A全農、J Aみなみ信州、飯田市、長野市、松本市などが主に出資する株式会社長野県食肉公社が設置・運営し、主にJ A組合員が出荷している施設でございます。

この施設の整備に当たり、令和4年5月にJ Aグループ生産者団体から県に支援の要請があり、昨年3月に検討会を設置し、移転候補地の探索や施設の安定運営、施設整備の支援についてこれまで3回にわたって検討会を行ってきたところでございます。

施設の早期の移転・新設に向けては、施設整備や運営はノウハウを持つJ Aグループが中心となって担うとともに、生産者は施設の安定運営に向けた生産拡大、施設所在地の松本市をはじめとした市町村は施設整備への支援など、それぞれの役割を果たしていただくことが非常に重要と考えております。

県としましては、市町村と協力した施設整備への支援や畜産農家の生産拡大支援、移転候補地探索への協力などの役割をしっかりと果たしてまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には道路事業に関する御質問をいただきました。

まず、上高地へつながる国道158号の現道対策に関するお尋ねでございます。

国の権限代行により行われている奈川渡改良事業は、2本のトンネルと橋梁による延長約2.2キロのバイパス計画であり、これまでに大白川トンネルや大白川大橋の整備が進められており、残る新入山トンネルの整備につきましても、今年度内の工事契約が予定されております。

また、県で実施している狸平工区は、トンネルと橋梁による延長約1.5キロのバイパス計画で、現在、延長約1.1キロのトンネル工事について令和6年度内の貫通を目指して掘削作業を進めているところでございます。橋梁区間につきましては、工事着手のための詳細な設計を現在進めているところでございます。引き続き第1次緊急輸送道路に指定されている国道158号の機能強化を着実に進め、災害に強い道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に、中部縦貫自動車道松本波田道路の現状と波田一中ノ湯間の検討状況に関するお尋ねでございます。

松本波田道路につきましては、現時点で約9割の用地買収が完了しており、今年度は和田地区のボックスカルバートや波田地区の扇子田高架橋が完成したほか、新村高架橋の工事に着手するなど事業進捗が図られているところでございます。

次に、松本波田道路の先線となる波田一中ノ湯間につきましては、計画段階評価に早期に着手できるよう、令和2年度の第1回検討会を皮切りに、国、県、松本市が協力しながらルート案の検討を進めているところでございます。

このルート案の検討に当たっては、地域の自然・社会的条件を考慮するほか、国道158号とのアクセス位置が重要な課題となることから、第3回の検討会に向けて関係機関による勉強会を3月上旬に開催する予定です。

いずれにしましても、中部縦貫自動車道全体では、福井県区間において令和8年春の全線開通予定が示され、また、岐阜県区間においても高山清見道路の工事や平湯から日面の間の詳細ルート・構造の検討が進められるなど着実な事業進捗が図られているものの、長野県区間はそれらに比べて遅れている状況でございます。

中部縦貫自動車道は、長野県のみならず、北陸地方、岐阜県などの関係都道府県にとっても大変重要な道路であり、日本の大きな国土軸を形成する道路でございます。議員の御発言にもございましたが、本道路に対する地域の期待の高まりは十分認識しておりますので、今後も松本市をはじめとする関係自治体や地域の皆様と一層の連携強化を図り、早期全線開通に向けて一丸となって取り組んでまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

人口減少に対して、知事から、これからの考え方、また、未来像についてもお示しをいただいたところ です。

私自身、男女の役割分担の話などには非常に敏感なほうだと思っていたのですが、先日山崎史郎さんのあの講演をお聞きする中で、まだまだ自分自身にも転換していかなければならない意識というものがたくさんあるのだということに気づかされました。

今、価値観の転換が必要なのだというお話がございましたけれども、これからの縮小する信州において、豊かに幸せに縮んでいく未来について、また、価値観の転換について、しっかり県民で共有しなければいけないということを改めて感じました。

そして、それを実現する信州の特徴を生かした県としての戦略を、県民や事業者、各自治体の皆様方にお示しし、共有しながら、実効性あるものとして検討を進めていただくことをお願いしたいと思います。

続いて、介護人材の量、質の確保についての答弁をいただいております。

介護福祉人材確保のために、また、質を向上していくためにも、知事を含め長野県全体で、介護福祉士、また、養成施設自体をPRしていくことに努めてもらうことができないか、御検討いただきたいと思っております。

介護福祉士を目指す学生の支援策、また、施設についての支援策についてもお示しをいただいたところでございますけれども、長野県が関与する介護職員初任者研修等の実施について介

護福祉士養成校を活用するなど、これらに対しての新たな取組ができないか、また検討していただきたいと思います。

特に、介護職員の働き方改革については、県がリーダーシップを発揮して取り組めることもあるかと思います。相談窓口業務について各事業所に積極的に働きかけることを通して、各事業所の働き方改革、改善を進めていくことや、県としても働き方改革の推進を担うような人員を養成していく、そういったことも必要ではないかと考える次第でございます。

いずれにしても、長野県でこれからも安心して老後を暮らせるような、そういった体制づくりを引き続き進めていただくことをお願いしたいと思います。

そして、食肉処理施設に関する今後の県の方針と姿勢というものについてもお聞きしました。長野県の畜産業の発展と県民の消費者の利益のためにも、各関係者が役割を果たしていくことが改めて重要だということでございます。県からの御支援と各関係者との連携強化に県の役割を果たしていただきながら、何とか今の停滞する現状を打破していただきたいと思っております。

そして、最後に、中部縦貫自動車道につきまして、本線に対する建設部長の強いお気持ちをお聞きすることができ、とても心強く思います。また、第3回の検討会に向けた関係機関による勉強会を来月の上旬に開催するとのことでありました。検討会開催に向けて着実に前進していることは、大変ありがたく思います。

なかなか進んでこなかった松本地域の道路行政は数々あるわけでございますけれども、事業化されている松本波田道路の早期完成を担当されている方からは、中部縦貫自動車道の計画が自分が生きているうちに見られる、自分の代でできる高規格幹線道路計画となるということから、覚悟を持って職務に取り組んでいるというお話をお聞きしました。

地元となる松本市長と、また、沿線住民の皆様方と共に、私も県土・国土強靱化のため、微力ながら一層の機運醸成を図れるよう取り組むことを申し上げ、私の一切の質問を終結させていただきます。

○議長（佐々木祥二君）次に、花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）一般質問も最終日、発言者が30人を超えてくると重複することは避けようがございませんが、そういった場合は掘り下げ、また、私自身の経験を基に質問を組み立ててまいりましたので、皆様方におかれましては、いましばらくお付き合いいただきます。

改選からおよそ1年がたつ中、議員各位が自信を持って発言されている姿に頼もしさを感じると同時に、私たちの会派においては、4人の個性豊かな新人の女性議員が、今までになかった切り口で最前線に立ち、県政をただしている姿を見ると、私が社会人として一步を踏み出し

た頃が思い返されます。ちなみに、お一人の男性議員にも無限の可能性を感じています。

私の社会人デビューは、国会議員の秘書でありました。厳密に申し上げればかばん持ちです。随行秘書という形で事務所に入所しています。当時の国会にあつては、議員会館ではなく外に構えることがステータスであった事務所は、専属ドライバーと経理を含めて秘書が8人、地元の秘書さんを含めれば総勢20名近くの秘書がそれぞれの任を休む暇もなく務めておりました。

何より驚いたのが、その秘書軍団を全て統率していたのが女性であったということです。筆頭秘書を務める彼女は、省庁や党本部とのパイプに強固なものを持ち、代議士の日程の調整、外交官との折衝をいとも簡単にこなし、口は悪くとも、生け花にたけ、筆も持つ完璧な女性であり、リーダーでありました。加えて、代議士からの無理難題を各省庁と共に処理する傍ら、官僚や私たちの立場を守ってくれるスーパーウーマンであった姿は、まさに鉄の女でありました。

しかし、幾ら鉄であっても、人間である以上、病気になり手術と入院が必要となった際には、スタッフ総出で姫様を守るナイトのごとき忠誠心で全ての業務を行いました。そのときに、彼女の行っている業務の多さ、そして責任の重さを痛感し、心の底から尊敬の対象となったのが、今から20年前の話であります。ちなみに、私にとって、現在も理想の上司であり、目指すべき姿として追い続けています。

そんな中でたたき上げられた私とすれば、女性の活躍というものは日常のすぐそばにあるもので、特段珍しくもなく、当たり前のことでありました。現在の概念で申し上げれば不適切にもほどがあると表現されるようなことがそのまま行われていた当時の永田町にあつては、異質であったに違いありません。そして、恐らく私たち秘書軍団は、女の尻に敷かれるといった評価を受けていたのかもしれない。しかし、私はその彼女の下で働けることを誇りに思っていたことを思い出しています。

それから時代は移り、今定例会において、多くの方が女性の活躍について発言をされております。そういった新しい社会が動き出している中で、女性の活躍というものは物すごく大きな歯車であり、期待の大きさを感じております。性別に関係なく、それぞれが個々を尊重し、互いに思い合える男女共同参画社会が加速度的に進んでいくように尽力していきたいと心から思っている次第であります。

様々な施策を見る中で、内閣府の男女共同参画局が行う輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会というものを目にします。平成26年に企業経営者等9名で発足された会である内容や行動宣言を策定している内容を目にしますが、なぜ男性リーダーに限定しているのか。あえて男性リーダーと限定しているには理由があるのかと思って調べを進めると、現在の日本の組織のトップの大半が男性であるため率先してリードしていくということを目的としていることが

説明として記されておりました。

何だか分かったような分からないような内容であった一方、本県においては、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会が令和5年9月に発足されていることに気がつきます。この長野県における会の発起人は、先ほど申し上げた内閣府の男性リーダーの会の県内メンバー3名で、阿部知事もその1人です。まず初めに、この二つの会の違いについてお伺いいたします。

また、来年度予算において、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会のリーダーミーティングを2回実施する内容を見ることができますが、2回のミーティングで1,000万円弱の予算額はかなり大きいものであり、何をイメージしているのか理解が追いつかないところがございます。事業内容についてお示してください。

また、ミーティングにおいて、リーダーが働く女性の声を把握する取組が必要だと思いますが、そのお考えも併せて、ここまで県民文化部長にお伺いいたします。

内閣府の男性リーダーの会が示す行動宣言には、「わが社の男性中堅リーダーの意識改革を進めます」とあります。トップのみではなく、中堅層にも意識改革を進める内容に大きな可能性を感じているのですが、本県はこのことについてどう捉えていらっしゃるのか。こちらは総務部長にお伺いいたします。

加えて、行動宣言の中に「私たちは、積極的に人材を発掘し、能力を開発し、登用することで、わが社の女性の活躍を支えていきます」とありますが、内閣府のリーダーの会への参加を受けて、自らが発起人の1人として女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を長野県企業の方と立ち上げられました知事にとって、県組織における女性管理職登用の状況はどのようになっていますでしょうか。今後さらに女性管理職を増やすためにどのような取組が必要なのでしょうか。

また、私たちの会派の議員が以前お伺いいたしました女性副知事の登用について、過去の答弁では、男女を問わず適材適所の人事を行っていくと答弁されていますが、女性活躍を推進していく立場として、女性副知事が不在と取られる現在の状況に対する認識と今後の考え方について、ここまで2点、知事にお伺いいたします。

質問を続けます。

県議会において、令和3年の規則の変更により、育児を理由とした欠席が可能となっています。私は、当時、2人目の子供が11月に生まれたこともあり、どう対応していいか分からなかったのですが、同僚の議員や、当時私と県民文化健康福祉委員会を運営していた副委員長の丸茂議員や担当の書記さん等の御協力もあって、一般的に言われる育休というものを取ることができています。

その際に私に寄せられた意見を紹介いたします。県会議員が議会を休むとはけしからん、育休を取れない人のことを考えていないなど批判的な御意見もいただきました。大変驚きましたが、その方もきっと私に対して勇気を持って御意見を寄せてくださったのだと感謝しています。

まだ社会が追いついていないだけ、追いついていないなら意識を変えるだけと思うと同時に、新しいことをやると批判はつきものです。それでも、真っすぐ立っていないと次の世代に胸を張ってバトンタッチはできないよねと妻とお互いの気持ちを確認していたことを思い出します。

私は、県行政が行える大きな政策として、県民の意識改革を促すことがあると思っています。育児が前提としてある社会の実現のため、県民意識の改革に対してどのように取り組んでいかれますでしょうか。

また、先日酒井議員が取り上げられた際に、待機児童に関する答弁でありましたが、育休退園といったことも社会的な課題となっています。その御所見も併せて知事にお伺いいたします。

少子化・人口減少対策戦略方針を本年の秋頃決定する方針が示されておりますが、戦略検討会議は令和7年度まで開催することになっております。戦略を示した後の取組についてのお考えを企画振興部長にお伺いいたします。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○**県民文化部長（山田明子君）** 私には女性の活躍について2点御質問をいただきました。

初めに、内閣府の男性リーダーの会と女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会との違いについてでございます。

内閣府が取り組んでおります輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会は、女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが重要という思いの下、平成26年に企業経営者など9名により発足し、現在は約320名の男性リーダーが参加されております。会の発足に当たり、「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」の3項目を会の行動宣言とし、これに沿って各組織における女性活躍推進の取組が進められているものと承知しております。

この男性リーダーの会のメンバーであります知事をはじめとする3名の県内リーダーが、20歳代の女性人口の減少や、出産や育児等によるキャリアの断絶など、本県の現状に対する強い危機感を共有して発起人となり、昨年9月に女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を発足したところでございます。

現在、女性活躍の推進に意欲的に取り組むべく集い、情報や課題を共有してさらなる行動につなげたいという発起人の趣意に賛同しました男女41名のリーダーが参加しております。また、参加する際には、各リーダーに自らの組織において取り組む具体的な制度や施策等について行

動宣言をしていただき、県のホームページで公開し、見える化を図っております。こうしたメンバーの性別等の参加要件や行動宣言の性質が大きな違いであるというふうに認識しております。

次に、リーダーの会の来年度の事業内容と女性の声を把握する取組についてでございます。

リーダーの会は、来年度取組を加速させてまいりたいと考えておりまして、今後、数名のメンバーに幹事になっていただき、具体的な事業内容について共に検討してまいります。

来年度の主な事業内容といたしましては、リーダーミーティングを2回開催し、それぞれ講演を聴講した後、メンバーによるグループディスカッションを実施してまいります。また、会の活動などについて県のホームページや新聞などで積極的に発信し、取組に対する理解の促進やメンバーの拡大を図ってまいります。

あわせまして、働く女性の皆さんの意見交換会も県内2か所で開催し、出席可能なリーダーに参加していただきますとともに、意見交換会に参加した女性の代表の方にもリーダーミーティングに参加していただくなど、双方向で対話ができるように工夫をして実施してまいります。

リーダーミーティングや意見交換会の開催によりまして、メンバーが課題を共有しながら、自らの組織を変える上で必要な制度、施策や取組事例などを学び、さらなる行動変容につなげてまいりたいと考えております。こうした会の活動を通じまして、メンバーの皆様から選ばれる長野県の実現に向けた牽引役となっただけのよう共に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 県組織における男性中堅リーダーの意識改革についてのお尋ねでございます。

女性が活躍する社会をつくるためには、仕事は男性、家事・育児は女性の役割などといった固定的性別役割分担意識の解消が求められます。県では、長野県職員いきいき活躍推進プランに基づきまして、職員に対する研修等によりこうした意識の解消に努めるとともに、女性職員が自らのキャリア形成に自律的に取り組みながら活躍できる組織づくりを進めており、管理監督職（係長級以上）に占める女性職員の割合を平成27年11.8%から令和5年20.3%へ、また、職員の女性の比率を平成27年21.6%から令和5年29.3%へ、また、男性の育児休業取得率を平成27年8.8%から令和4年37%へとするなど、それぞれ徐々に向上し、本県では中堅リーダーに相当する管理監督職員の意識改革も進んできているものと感じているところでございます。

女性職員の活躍を一層推進するため、管理監督職員の意識改革のみならず、女性登用率や男性の育児休業取得率等の向上に向けまして一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、女性職員の管理職への登用状況と今後の取組という御質問でございます。

私が就任前の平成22年（2010年）4月1日時点と令和5年4月1日時点とを比較して申し上げますと、部長相当職ではゼロ人が10人、課長相当職では19人から81人ということで、女性の部長相当職、課長相当職は私が就任してからかなり増加しているという状況であります。

ただ、これで十分だとは全然思っておりません。さらに男性も女性も活躍して当たり前の県組織になるように取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

そのため、まず女性職員の皆さんがリーダーになっていくことに意欲を持ってもらおうということで、女性職員キャリアビジョン研修を実施しています。女性の今までのキャリアパスというと、昔の長野県庁は、総務的な部門など何となくこういう部門が女性の部門という発想で人事が行われていた感がありますが、そういうことは変えなければいけないということでどんどん変えてきていますので、ぜひ女性職員も管理職にどんどんなってもらえるような、意欲を持ってもらえるような研修をしっかりと行っていきたいと思います。

それと同時に、いろいろな経験を積んでももらいたいと思います。今申し上げたように、昔の長野県組織では、女性をあまり入れていないような職場もありましたけれども、そういうところにもどんどん女性に入ってもらえるようにしています。例えば、財政課のようなところでも女性職員に普通に働いてもらうようにしています。

それから、国や市町村、企業にもどんどん女性の職員を派遣させていただいています。今、国や市町村、企業に派遣している職員に占める女性の割合は約50%ということで、男性女性ほぼ半数で派遣させていただいています。こうしたことを通じていろいろな経験を女性職員に積んでもらおうというふうに思っています。

こうしたことに加えまして、女性職員のキャリアが中断したりすることのないように、例えば育休からの復帰をスムーズに行うための子育て職員研修を行ったり、育児等家庭の事情に最大限配慮した人事を行っていくということ、そして、このポストはまだ何年だから育児休業期間をマイナスしてしまうと足りないというようなことがないように、育児休業を取得したことを昇進に影響させないように年数の換算等も行っています。

こうしたことを含めて、引き続き女性の皆さんを応援していきたい。そして、意欲ある女性が、管理職も含めていろいろなポストでどんどん活躍していただけるような長野県組織にしていきたいと思っています。

続いて、女性副知事についての考え方という御質問であります。

私が就任するまで長野県に女性副知事はいらっしゃらなかったわけではありますが、就任後、これまでに2人の女性に副知事に就任していただいております。もとより、女性が副知事になることによりプラスになる面もあるというふうには感じています。ただ、女性副知事がいればそれでいいというものでもないのではないかとこのように思っています。

副知事以外の特別職の女性登用にも心がけてきたところでありまして、議会の同意をいただいている各種委員がいらっしゃるわけですけれども、平成22年4月1日の女性の就任状況は4人でありましたが、現在14人ということで、こちらも女性の皆さんにかなり活躍いただいております。これまでも、代表監査委員や公安委員長、教育委員会委員長など、こうした職にも女性に就任いただいているということでありまして、長野県組織全体でもっと女性が活躍できるようにしていきたいというのが私の思いであります。

また、審議会の女性委員もかなり増やしてきています。平成22年と令和5年の4月1日現在の比較でいけば、257人だった女性委員が470人まで増えているという状況であります。

引き続きこうした女性の登用を着実に広げていきたいというふうに思っています。

副知事の登用については、性別にかかわらず、当面する県政課題を踏まえて考えていきたいと思っております。

続いて、育児が前提としてある社会の実現に向けた意識改革への取組、それから育休退園についての所見という御質問であります。

まさに社会全体で子育てを応援する社会をつくっていかねばいけないわけでありまして。まず、多くの人たちに意識を変えてもらうという観点では、先ほど御質問にもありました女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を通じて職場の中の意識改革を行っていききたいと思っております。また、こども家庭庁が進めておりますこどもまんなか応援サポーター宣言を私も行っていますが、ぜひ多くの人たちにこの宣言を行ってほしいと思っております。

また、これまでも各企業に社員の子育て応援宣言を行っていただいております。これまでに1,600近い事業所に宣言を行っていただいておりますが、こうした宣言を行うとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を増やしていきたいというふうに考えています。

また、一昨年10月には、日本青年会議所が進めているベビーファースト運動に参画することを本県も表明しています。青年会議所の皆さんとも連携しながら、子供を産み育てたくなる社会を実現するための取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、こうした取組は、これから少子化・人口減少対策戦略をつくるに当たり非常に重要だというふうに思っていますので、皆さんと対話をする中で、より具体的な政策をしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

例えば、事業所内保育や、イベントの場において子供を預かる保育室をつくったりというこ

とを通じて、いろいろなところに出かけるときに子供を連れて行くのが当たり前という社会にしていきたいというふうに思います。合計特殊出生率が極めて低い韓国では、ノーキッズゾーンということで、子供の入店を制限するという取組が広がってきているようでありますけれども、恐らくその逆を行かなければいけないのではないかと考えています。

また、これは産業界の皆さんとも問題意識を共有しなければいけません、やはり長時間労働、長時間勤務を極力なくしていかなければいけないというふうに思います。働くことと家事・育児等を考えたときに、勤務時間が長いと、家事・育児に割く時間がどうしても少なくなってしまう。特に、固定的役割分担意識がまだまだある中では、そうした負担が女性にだけかかってしまうということになります。そういうことを考えれば、男性が家事を手伝うという言い方すらいけない、そういうものすら払拭するような社会にしていかないと、本当の意味での男女共同参画にはならないのではないかと考えています。こうした問題意識を持ってこの戦略の取りまとめに当たっていききたいというふうに考えています。

また、育休退園についての所見ということでもあります。

これは、市町村の判断に委ねられるところではありますが、私としては、女性が活躍できる社会をつくっていく、あるいは育児と仕事を両立していくという観点、また、子供が途中で退園しなければいけないといったような影響を考えれば、やはり育休退園については見直されるべきものというふうに考えています。

市町村長の多くの皆様方もおおむね同じような問題意識をお持ちいただいているというふうに思っていますが、この育休退園の見直しを進めるためには、保育士の確保等課題の解決が必要だと思います。県としては、潜在保育士の復職支援の強化をはじめ、保育士確保に市町村と力を合わせて取り組んでいきたいというふうに思いますし、こうした取組を通じて育休退園の見直しが進むように市町村と意思を共有して対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には少子化・人口減少対策戦略検討会議の戦略策定後の取組についてお尋ねをいただきました。

本検討会議は、昨年8月に立ち上げ、現在までに3回開催し、有識者の方々による講演や委員間での意見交換などを実施してまいりました。これまでの会議での議論なども踏まえて、先般、少子化・人口減少対策戦略方針案をお示したところであります。この戦略方針案を取りまとめることで、検討段階での戦略検討会議の役割は一定程度果たしたものと考えております。

今後は、行政のみならず、産業界をはじめ、幅広い県民の皆様と共に、大きな方向性や問題意識を共有しながら戦略の策定と実行を進めていくことが重要であることから、各界各層を巻

き込んだ新たな推進体制を来年度の早いうちに整えることといたしました。

戦略策定後の取組につきましては、この新たな推進体制の中で検討していくこととなりますが、その時々々の社会情勢を踏まえた取組のさらなる深化、加速化に向けた意見交換や情報共有などを行いながら、幅広い方々の参画の下、戦略の実効性を高めていけるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

[21番花岡賢一君登壇]

○21番（花岡賢一君）リーダーとボスについて、以前、豊田章男氏が語られています。もともとは海外の方の言葉の引用ですので御存じの方もいると思いますが、新年度に向けての議会でするので、確認の意味も込めて申し上げます。

ボスは私と言う。リーダーは我々と言う。ボスは失敗の責任を負わせる。リーダーは黙って失敗を処理する。ボスはやり方を胸に秘める。リーダーはやり方を教える。ボスは仕事を苦役に変える。リーダーは仕事をゲームに変える。ボスはやれと言う。リーダーはやろうと言う。

リーダーの方がよく聞こえてしまいますが、時に絶対的な自信を持ってボスとして牽引していく突破力も必要ではないかと私見を添えて、質問を移ります。

厚生労働省の取組に「上手な医療のかかり方」というものがあります。新型コロナの感染拡大により医療非常事態宣言を発出せざるを得なかったことを教訓とし、重要なものと考えますが、このたび、上手な医療のかかり方アワードに佐久医師会による「教えて！ドクター」が満場一致で最優秀賞（厚生労働大臣賞）を受賞されています。以前その取組をこの場で申し上げた際に、好事例として情報の提供をしていきたい旨の答弁がありましたが、その後の状況と今後の見通しをお伺いいたします。

また、今回受賞されたものの中には、本県においても参考とすべきものがあると考えますが、御所見を含め、ここまで2点、健康福祉部長にお伺いいたします。

続いて、地域福祉関係についてであります。

先日、沖縄信濃の塔慰霊戦跡巡拝に参加してまいりました。改修された信濃の塔では追悼式と慰霊祭を行ってまいりました。慰霊鎮魂の祈りとともに平和への感謝を皆様一同に口にされながら、摩文仁の丘に建つ平和の礎に刻まれたお名前の下に向かい、「やっと会えましたね」と家族の確認をされておられる姿を見たときに、健康福祉部において旧軍人・軍属に関する資料の提供を行っていることを思い出しました。

しかし、多くの戦没者遺族の方にお話をお伺いすると、このことを御存じの方が少ないことに気がつきます。当事業についてあまり知られていないように感じますが、情報の提供については年間どれぐらいありますでしょうか。また、資料提供についての周知は行われているので

しょうか。

御関係の方は、故人の記録にたどり着いたときに、より身近に感じることができると伺っています。軍歴に関する資料は、旧陸軍は県が保管し、旧海軍は厚生労働省が保管することとなっておりますが、問合せを行っても軍歴が見つからない場合があるということをお伺いしております。管理は適正に行われておりますでしょうか。

また、旧海軍についての問合せがあった場合はどのように対応されておりますでしょうか。お示しください。こちらも2点、健康福祉部長にお伺いいたします。

最後に、唐突感は否めませんが、地域事情につき知事にお伺いいたします。

高校再編に伴う佐久新校の整備について検討を進めている中で、地元と県教育委員会での認識の違いが生じている内容を耳にしましたが、予算編成権を持つ知事としてこのような状況を承知していらっしゃいますでしょうか。また、その上でどのように進めていくべきとお考えでしょうか。お示しいただきます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には合計4点御質問をいただいております。

まず、厚生労働省の上手な医療のかかり方アワードに関する御質問でございます。

最初に、「教えて！ドクター」等の情報提供についての御質問でございます。

佐久医師会による「教えて！ドクター」の取組でございますが、無料アプリの開発、冊子の作成、出前講座、SNSによる情報発信など幅広く行われております。こうした取組については、現在、県民向けリーフレットや県ホームページで紹介するとともに、各保健福祉事務所が実施する市町村保健師向け研修会において取り上げさせていただいて、その普及を図っているところでございます。

「教えて！ドクター」の目指している「子供を持つ保護者の不安を解消するとともに、小児救急医療の負担を軽減するために、保護者が受診について適切な判断ができるよう情報提供していく」、このことは大変重要であると考えております。今後とも、県の信州母子保健推進センターから市町村に対して情報提供を行い、「教えて！ドクター」などの優れた取組が広く保護者に周知されるよう啓発を続けてまいります。

次に、厚生労働省の上手な医療のかかり方アワードを受賞した取組で参考とすべきものについての御質問でございます。

アワードの各賞を受賞した取組の中には、「教えて！ドクター」の取組のほかにも、上手な医療のかかり方のポイントをふだんあまり医療になじみがない方にも分かりやすくまとめたリーフレットやミニガイドの作成・配布、あるいは、医療機関の役割分担と適正受診の普及啓発を目的に、産業界や学校関係団体などの幅広い関係機関と連携した県民シンポジウムや出前

講座の開催といった医療のかかり方の改善に資する優れた取組が多くあることを承知しております。

本県においては、引き続き市町村や医師会などの関係団体とも連携しながら上手な医療のかかり方についてリーフレットや広報紙等様々な媒体を発信していくとともに、必要な情報をできるだけ広く、かつ分かりやすくお届けして、関心を持っていただくことが望ましいと考えておりますので、そうした観点から、全国の優れた取組を参考としながら、県民の皆様に対し適切な受療行動を促していくための取組をさらに進めてまいります。

次に、軍歴資料の御提供についての御質問でございます。

長野県では、旧陸軍から引き継ぎ、終戦当時長野県内に本籍のあった旧陸軍の軍人・軍属の方の兵籍簿、陸軍戦時名簿、身上申告書等の軍歴に関する資料を保管しております。これらの資料につきましては、軍人・軍属御本人、配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族の方から軍歴資料調査の申請があった場合に該当資料の写しを交付しており、令和3年度は160件、令和4年度は114件の申請があったところでございます。

軍歴資料の提供につきましては、県ホームページにおいて周知しているほか、厚生労働省のホームページにおいても各都道府県の間合せ先が公表されております。軍歴資料の調査申請を行う場合は、県担当課にお問い合わせいただくことが必要となりますので、市町村や遺族会などと連携して、その点の周知に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の管理と旧海軍資料についての御質問でございます。

本県では、旧陸軍から引き継いだ軍歴に関する資料につきましては、長野県公文書等の管理に関する条例に基づきまして適切に管理し、御遺族から申請があった際には速やかに資料提供を行っているところでございます。

一方、旧海軍の軍歴資料につきましては厚生労働省が保管しておりますので、本県に問合せがあった場合には厚生労働省の窓口を御紹介するほか、県ホームページでもその旨案内をしているところでございます。

今後とも、適正な管理とお問合せへの丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、佐久新校の整備に関連して、教育委員会と地元との認識の違いが生じていると聞いているがこうした状況を承知しているのか。また、どのように進めていく考えかという御質問であります。

高校再編については、教育委員会が中心に進めるとはいえ、施設整備等に当たっては非常に多額の経費を要することになりますので、私も教育委員会と問題意識を共有しながら対応させ

てきていただいているところでございます。

佐久新校については、地元の代表者、学校関係者、同窓会、生徒などで構成する再編実施計画懇話会等において地域の皆様方と教育委員会とで意見交換を行ってきていると承知をしています。

こうした中、柳田佐久市長を会長とする佐久新校創設推進協議会から、佐久新校の整備について、校地の拡幅や通学の利便性確保などについて御要望をいただいているということは承知しています。これについてどうするかという結論はまだ出ていないと承知していますので、地元の皆さんの要請に対して我々のほうからの打ち返しがまだ行われていない状況だというふう

に認識しています。この要望について、県の教育委員会では、要望書の提出時に懇談の機会を設けたというふう

に聞いておりますし、今後懇話会等で検討していくと教育委員会からは聞いているところであります。この新たな学校づくりには、OBの皆さん、地元の皆さんには熱い思いをお持ちになられている方が大勢いらっしゃいますので、関係する方々の理解を得ながら進めていくということが大事だというふうに思っています。

また、いい学校にしていきたいという思いは、地元の皆さんもそうでありますが、教育委員会も共有していると思いますし、私もそうした思いであります。再編して学校を新しい形で整備していくからには、やはり形も中身もいい学校になったなど多くの皆さんに思ってもらえるようなものにしていかなければいけないというふうに思っています。

今後の進め方ですが、当然といえば当然でありますけれども、県議会でこうした質問が出ないように円滑な意思疎通をしっかりとしていかなければいけないというふうに思います。認識のずれがあるとうまく進んでいかないと思います。関係の皆様方との意思疎通をできるだけしっかりと図りながら、これからの時代の学びにふさわしい新しい佐久新校の在り方を共に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）1回目の登壇のときに少し言いそびれてしまったのですが、あえて「育児」が前提としてある社会の実現のため」という質問の項目を立てました。育児休暇や育児休業という言葉に反応する方がいらっしゃり、私もその1人なのですが、休んでいないんです、育児に関わっている人は。その意識改革というところを大きな課題とするのであれば、何か新しい言葉を発信していくことがあってもいいのかなというふうに思っています。育休という

ありまして、そのことについては申し上げませんが、意識の改革というのは大変重要なことだと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

今回の沖縄への慰霊巡拝については、別の目的がありました。それは、以前この本会議でもお伝えしましたが、ふじ学徒隊を率いた小池勇助部隊の最後の地、糸洲の壕に対する今後の対応でありました。4年ぶりに赴いたウッカーガマ、そこでは、小池軍医がお亡くなりになった場所までたどり着けませんでした。胸元まで水が入ってきてしまい、今は入れません。照明もありませんので、真っ暗であります。加えて、語り伝える方ということで、旧積徳高等女学校にはまだ御存命の方がいらっしゃいますが、その方とお会いすることはできませんでした。

しかし、語り部、その事実を語りつないでいく方にお会いすることができています。その方は、佐久市から移住された方であります。歴史の認識をつないでいくことができたということを実感しています。

加えて、私の父が長野県が管理してくださっていた祖父の資料を見たときの話なのですが、大変喜んでいました。もっと深い言葉もあるのですけれども、受け取る人によっては物すごく大切なものですが、その方が亡くなってしまったときにはそれはただの紙になってしまうかもしれません。時間が迫っている中で、より適正な管理、そしてまた渡せるような対策を取っていただけたらと思います。

先ほど申し上げたとおり資料として保管されているもの、求められているもの、それを提供できる側である長野県でありますので、長野県政がこれから発展しますことと、新年度に大きな期待を込めまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）深刻さが増すバス運転手不足について交通政策局長に質問します。

「他業種と比較して2割安い賃金、2割長い労働時間、そしてカスハラ対応」と言われている労働環境の抜本的な改善が急務であり、ここが一丁目一番地の対策と考えます。

6月議会での私の質問に対し、県警本部長から、若者の二種免許取得者数が大きく減少しているなどの答弁もあり、数年後の乗合バスやタクシー業界の存続に大きな危険信号が出されて

います。現実には減便や路線廃止が出てきていることから、実効性のあるバス運転手確保対策をすぐに実施しないと乗合バス事業が崩壊する危険水域まで達してきています。

予算案では、二種免許の取得補助、マッチング、そして移住者支援などで運転手確保支援に努力されていますが、今までの施策の展開を検証し、実態を冷静に見ると、もはや運転手になろうという人材の確保は大変な困難があると解明できます。また、獲得競争が全国的に激化する中で、未来をしっかりと見据えた交通政策局の政策立案能力が試されています。見解を求めます。

新たな事業である移住者支援における要件が非常に曖昧で、本気度が全く感じられません。乗合バス会社限定とし、定住期間と年齢を条件にしなければ、県民ニーズに応えられる事業効果はほとんどないと考えますが、見解を求めます。

乗合バスを担う県内のバス会社の乗合バス路線は、補助を全く受けていない自主路線はごく僅かであり、多くは自治体などからの委託路線となっており、収益を上げる状況では全くなくなっています。

また、規制緩和やコロナ禍などによって貸切り、高速などからの内部補填ができなくなってしまい、人件費は他産業と比較して格差が生じてきています。時間外労働でようやく生活ができていた乗合バスを担うバス運転手に限定して他業種との平均賃金との差額を直接補填できるシステムの実施や、乗合バスの燃料費補助、そして融資返済の支援の強化などを今すぐ実施し、事業者には運転手不足の解消に向けてさらなる努力をしてもらう、そんな施策が求められているのではないのでしょうか。見解を伺います。

片や運転手不足、片や空飛ぶ自動車と事業展開していますが、塩尻市などでは自動運転バスの実現に努力しています。県も、10年後をしっかりと見据え、自動運転に予算を投入し、運転手不足に活路を見いだすときを迎えているのではないのでしょうか。企画振興部長の見解を伺います。

次に、給食費の無償化について質問いたします。

県は、予算案において、子供医療費助成では一步前進し、大いに歓迎しますが、学校徴収金で一番の重荷である給食費には何ら手をつけることはしていません。国任せと言っている間に、市町村や他県において給食費の支援が大きく進んできています。子育て家庭応援プランを最重要課題としているにもかかわらず、行政判断が非常に鈍感ではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、教育長に何点か伺います。

今の県内の市町村では、食材高騰の中にあっても、給食費の値上げを回避したり、また、無償化の実施が多く進んできています。住む市町村によって給食費に大きな格差が生じていま

す。この格差の状況をどのように捉えていますか。見解を伺います。

私たち県議会としても、昨年9月議会で国に無償化の意見書を提出しました。県教委は、青森県の実施に対して、国が方針を示すべきと全く主体性のないコメントをしています。各自治体に子育て支援の魅力発信の競争をさせてはならないと、こども未来戦略における給食費支給の方針公表の前に、より強力に国に働きかけることが求められています。どのように申入れをされていくのか、対応をお聞きします。

この4月から、私の地域の財政的に非常に厳しい小さな村が、努力を重ね、無償化を実施する予定です。6月議会における山口議員への答弁では、予算総額の0.5%に満たない額で県内の学校給食費の半額支援ができるとの試算が出されています。

国による施策が講じられるまでの暫定的な措置として、努力する市町村を励まし、後押しし、子育て世帯の負担軽減のため、無償化に取り組んでいる市町村へ半額を支援する取組が求められており、県の姿勢が問われているときと考えます。見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）バスの運転手不足に関するお尋ねを頂戴したところでございます。

まず、運転手不足に対する未来を見据えた政策立案についてのお尋ねでございますが、運転手不足によるバス路線の減便・運休が本県においても顕著となるなど、公共交通の担い手確保は喫緊かつ最重要課題であると考えているところでございます。

運転手の確保を図る施策としましては、まず一つとして、賃金水準の向上をはじめとした待遇改善につながる事業者の経営基盤の強化を図る施策が必要であり、もう一つ、より直接的にバス事業者の採用活動を後押しするような施策も必要だと考えております。

前者につきましては、これまでに行ってきました県有民営バスの貸付け、燃料価格高騰への財政支援などがこれに当たるだろうと思いますが、これらの施策を通じて事業者の経営改善と運転手の賃金水準向上の下支えに貢献してきたと考えているところでございます。

また、後者の施策については、第二種免許の取得支援やドライバー確保の広報費用への支援のほか、今年度11月補正予算で事業化した専門の就職相談窓口の設置やマッチングセミナーの開催などの施策がこれに当たるものと思います。

第二種免許の取得支援は、これまで二種免許保有者しか採用してこなかった一部事業者においても未経験者の採用に取り組むなどの効果が発揮されていると考えております。また、マッチングセミナーについては、現在までのところ県内7会場で約30名の求職者からの御相談があるなど、既に一定の成果があると考えております。

さらに、来年度は、バス運転手として就職します移住者の支援事業を当初予算案に盛り込ん

だほか、退職自衛官や消防吏員へのアプローチにも取り組む計画でございまして、その効果を期待しているところでございます。

こうした取組と並行しまして、今年度、既に交通事業者や市町村、利用者を交えた研究会を立ち上げております。公共交通の専門家との意見交換や内外の先進事例の研究を行いまして、人材確保の方策も含め、公共交通にこれまで以上に行政が関与する仕組み、方策について研究しているところでございます。

以上のように、地道な取組をさらに進めていくとともに、未来を見据えた政策の研究を継続していくことで最適解を導き出し、バス運転手等人材不足の緩和、解消につなげていく所存でございます。

次に、バスドライバー移住支援金の要件についてでございます。

バスドライバー移住支援事業は、令和元年度から始まりました県外からの移住者を呼び込むためのUIJターン就業・創業移住支援金をベースに、新たにバスドライバーを対象としまして来年度予算案に盛り込んだところでございます。支援金の支給対象となる要件のうち、就業継続期間については、UIJターン就業・創業移住支援金と同様5年間とすること、それから、年齢につきましては、新卒学生を含みます若年層から社会人として長年経験を積まれた方まで幅広く対象とすることを考えているところでございます。

また、対象となります就業先のバス事業者については、乗合事業を行っている事業者に限定するかどうかも含めて現在検討しているところでございます。より効果的な事業とすべく、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、乗合バス運転手の賃金補填などの施策を今すぐ実施すべきではないかとのお尋ねでございます。

議員御提案のバス運転手個人に対して直接賃金の補填を行う仕組み、あるいはバス事業者の借入金返済へのより踏み込んだ支援については、他業種との公平性や相当程度の規模が見込まれる財源の確保など様々な論点や課題が想定されるため、今すぐ実施するということは現実的ではないと考えているところでございます。

先ほど来申し上げてまいりましたとおり、県では、これまで、厳しい経営環境にあるバス事業者に対し、燃料価格高騰に対する支援など様々な支援策を講じることを通じまして経営改善や賃金の下支えを行うとともに、並行しまして、公共交通にこれまで以上に行政が関与をする仕組み、方策について研究を進めてきているところでございまして、今後も運転手不足解消に向けて最適な施策を導き出してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には将来を見据えた自動運転バスの展開についてお尋ねをいただきました。

自動運転は、事故防止、渋滞緩和、ドライバーの負担軽減などの効果が期待され、将来的にバス路線維持等の地域課題に対応する手段の一つになり得ると認識しております。

自動運転の実現に向けては、道路交通法改正など制度整備が順次進められてきており、昨年4月以降、レベル4と呼ばれる一定の条件下で運転者を必要としない自動運転が制度上可能になったものと承知しております。

一方、車両の安全基準、事故発生時の賠償責任、走行時の通信インフラや運行管理システムなど国レベルでの議論が継続されており、自動運転の社会実装に向けて整理、解決すべき課題はなお多岐にわたっていると認識しております。

県内では、塩尻市において、レベル4実現を目指し、市内中心市街地での走行実証に取り組んでおり、県は、本取組の推進枠組みである塩尻Ma a S・自動運転協議会の構成員として事業の評価等に参画しております。

自動運転の県内展開の検討に当たりましては、現在国レベルで進められている各種課題に関する議論の進展や、地域における実証事例の広がり、蓄積が必要と考えており、引き続き国による技術、制度等の動向や、塩尻市をはじめとする地域交通での実証事例を注視しながら研究してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には学校給食費の無償化について、子育て家庭応援プランに入れていない、行政判断が鈍感ではないかという御指摘でございます。

全くそんなことはないというふうに申し上げておきたいと思います。子育て家庭応援プランは、所得が低い世帯への支援と多子世帯支援に重点を置いて考えてまいりました。給食費の負担軽減も子育て家庭の負担軽減につながるものだと私も思いますが、誰がやるべきなのか、限られた予算を県としてどこに振り向けるべきかということをしっかり考えずに何でもかんでも対象にするということでは、国と県と市町村の役割分担を全く無視した話になってしまうと思っています。

学校給食費については、所得が低い世帯に対しては、就学援助制度や生活保護制度における支援というものもあります。また、義務教育でありますし、学校の設置主体は市町村であります。そうしたことを考えれば、国がこども未来戦略の中で学校給食費の無償化に向けて具体的の方策を検討するとしているわけでありますので、まずは国に対して早期の検討を促すことが重要だというふうに考えております。

日本の行政は、国と県と市町村の役割分担が非常に不明確になってしまっているがゆえに民主主義的な財政運営ができないのではないかと神野先生も指摘されています。子供医療費のように社会保障制度のベースになるようなことをどこの市町村でもやっているわけではありますが、本来であればこうしたことはまず国に率先してやってもらわなければいけないというふうに思っています。給食費については、国が動こうとしているわけでありますので、我々としては速やかに動くように働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 3点御質問を頂戴いたしました。

初めに、居住地による学校給食費の格差に関する見解についてというお尋ねでございます。

学校給食費につきましては、令和5年9月1日現在で、一部無償化を含め26町村が無償化していると承知しております。

また、県教育委員会が行った令和5年度学校納入金等調査によれば、学校給食費の1人当たりの平均月額は、小学生で4,620円、中学生は5,321円となっております。学校給食法により、学校設置者が人件費や施設費を負担し、保護者が食材費を負担することとされておりますが、国の枠組みを超えて無償化するには、児童生徒数が多い市町村においては多額の予算が必要となるなどの課題があり、市町村間の差につながっているものと考えます。こうした状況を解消するためには、保護者負担の軽減に向け、学校給食費について全国的な課題として検討されることが肝要であると考えております。

次に、学校給食費無償化の国への申入れについてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、昨年6月、文部科学省に対して、学校給食費に関しては、国の責任において、財源を含め保護者負担軽減のための具体的な施策を示すよう要望したところでございます。

国は、こども未来戦略の中で、学校給食費無償化の実現に向けて実態調査等を行い、その結果を本年6月までに公表し、その上で課題を整理し、具体的な方策を検討するとしております。今後、国に対し、調査結果の公表後は具体策を速やかに示すよう求めるとともに、学校給食費の保護者負担の軽減策が地域実情に配慮したものとなるよう要請してまいります。

最後に、学校給食費無償化に取り組む市町村への財政支援についてのお尋ねでございます。

学校給食費の無償化を実現する場合には、その制度は恒久的なものであることが求められます。仮に、県において暫定的な措置を先行して実施し、後から示された国の対策が不十分であった場合には、暫定的な措置の水準を維持するための多額の予算が継続して必要となる可能性があることから、まずは国が財源を含めて早急に具体的な施策を示すことが必要と考えてお

ります。

以上でございます。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君）小林局長と阿部知事に再質問いたします。

移住者支援の問題で、検討すると言われましたけれども、貸切り專業会社に就職した場合の効果はほとんどないと私は考えています。私の認識が間違っているのかどうか、小林局長、お答えをお願いしたいと思います。

知事には、給食費の問題について、継続的で給付型の事業であることから、財政の困難さは理解いたします。しかし、2月補正において、基金積立てを健全に確保した上で、こどもの未来支援基金に100億円の積立てを予定されています。異次元の少子化の進行は、知事がいつも申しておられるように、大変革に挑戦しなければ対策はできません。知事においては、鈍感ではなく勇敢な手腕を発揮され、財源の壁はあるものの、国任せにせず、無償化の実現に向け検討、研究に入っていただきたいと考えますが、見解をお願いします。

[企画振興部交通政策局長小林真人君登壇]

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）御質問いただきました対象となる就業先のバス事業者の関係でございます。

議員がおっしゃるとおり、長野県のバス事業者は、数の上では貸切り專業でやっておられるところが多い状況でございます。それに比べて、公共交通の部分が非常に人材が不足していることは私も十分承知しているところでございます。こうしたことから、議員のおっしゃっていることは間違いではなく、そのとおりであると私も思っているところでございますので、この要件の検討をさらに進め、バス事業者の対象範囲をどうするかしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）改めて御質問をいただきました。鈍感ではないかという御指摘ですが、先ほど申し上げたように、そんな発想では全くないわけでありませぬ。

財政が厳しいのは理解するという御指摘でありましたが、先ほど申し上げたのは、限られた予算をどこに重点的に振り向けるかということと、国、県、市町村の役割分担、関係性ということをお願いいたします。

給食費については、本来誰の責任で運営されるべきなのか。これは、義務教育でありますから、基本的には国がしっかり教育を提供するという役割、責任を果たすべきだというふうに思っています。それと同時に、設置主体である市町村がこれまでも対応してきているわけでありませぬ。

から、まずは国、市町村が前面に立つべきだというのが私の考え方であります。

その一方で、県立学校もあるわけであります。県立学校の学費の負担の軽減であったり、また、子供医療費の自己負担金についても、かねてから低所得家庭にとっては負担が重いのではないかと、我々としては検討課題ということで既にお示しさせていただいているところであります。

子育て世帯の財政負担を軽減する方法は、考えればいろいろあるわけであります。一番端的なのは、子育て家庭にどんどん現金給付をすれば直接的な負担軽減になるわけでありますけれども、そうしたことをやっているだけで本当にいいのか。

私は、県が何でも現金給付をすればいいというのはおかしいと思っています。本来誰の責任で行うべきなのか。もっと運営の効率化をする余地はないのか。あるいは、同じように負担軽減をするにしても、どういう方たちを対象に重点的な支援を行うべきなのか。こうしたことをしっかり考えて行っていくことが重要だというふうに思っています。

私は、給食費の無償化は必要がないという答弁はしていないと思っています。誰がやるのか、そして、仮に県が行うとすれば優先順位はどうあるべきなのかということをしっかり考えて取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）事業の優先順位をしっかりと見定めていただき、知恵を結集して人口減少に有効な施策を何としてでも実行されることをお願い申し上げ、次のライドシェアの質問に移ります。

4月からライドシェアの一部を解禁する新制度がスタートし、軽井沢町でも実施される予定となっています。この制度は、当面タクシー会社が運転手管理を行います。政府はすぐにも全面解禁を進めようとしています。

ライドシェアは、二種免許を持たず、体調やアルコールチェックすら受けない一般ドライバーが、整備・点検の不十分な自家用車で料金を取って利用者を運ぶ、道路運送法上で禁止している白タクの行為であり、海外では、交通事故、性犯罪や傷害の多発などで大きな問題となるとともに、今ある公共交通が崩壊する懸念もあり、約8割の先進国で禁止しています。

そこで、知事に3点伺います。

軽井沢のバス事故からの教訓として、人の命に関わる分野での規制緩和はすべきではないと考えますが、見解を伺います。

二つ目。知事は、国における地域の公共交通リ・デザイン実現会議で、自家用有償旅客運送のさらなる活用、地域輸送資源のマルチタスク化、ライドシェアのようなものを含めて、あり

とあらゆる地域の資源をどう動員するかということをしかり方向づけていただきたいと発言していますが、現在の第二種免許、運行管理者、整備管理者のそれぞれの存在の意義をどのように認識され、また、指揮命令系統における運転手の労働者性の問題などの課題認識についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

三つ目。今後のさらなる規制緩和によって、ライドシェアとタクシーの間で運賃の引下げ競争が起き、タクシー業への圧迫、運転手の賃金や労働環境のさらなる悪化が進行するのではないかとタクシー会社の社長さんたちも懸念されています。見解を伺います。

観光地や交通空白地、過疎地の交通問題は、改正されたばかりの地域交通法に基づき、鉄道、バス、タクシーなどの既存の交通資源をフルに活用して県民の移動を充実することが重要です。来年度の県の新規事業として予定している交通空白地における輸送確保支援事業の狙いと事業の内容について交通政策局長の説明をお願いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはライドシェアに関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、国は様々な懸念の声があるライドシェアの全面解禁をすぐに進めようとしているが、こうした人命に関わる分野の規制緩和はすべきでないと考えるが見解をという御質問であります。

県内各地でなかなかタクシーがつかまらない、また、海外からのインバウンドのお客が増えて、観光県としては県内にお越しいただいた皆様方の移動の足をどうするかということを考えてときに、このライドシェアの問題は非常に重要な課題だというふうに考えています。利用者の立場からすれば、より利便性の高い交通手段が必要とされてきているというふうに思っています。

一方で、御指摘のとおり、交通関係者の皆様方が日頃から一番留意されているのは、やはり人命を預かっている立場での安全の確保だと思います。また、今、様々な分野で労働環境の改善ということが言われている中で、こうした取組が働く皆さんの労働環境の悪化につながっていくことがあってはいけないというふうに思っております。

日本版ライドシェアということで、タクシー事業者を中心に仕組みを組み立てていくことになっているわけですが、私としては、まずは日本版ライドシェアの効果や課題をしかり検証していくべきだというふうに思います。さらに進めて、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うということについては、何よりも利用者の安全性の確保、そして健全な労働環境の維持、こうしたことについて十分な検討を行った上で導入の是非が判断されるべきものというふうに考えております。

続いて、ライドシェアに関して、国の公共交通リ・デザイン実現会議での私の発言と課題の

認識という御質問でございます。

先ほども申し上げたように、ライドシェアは、利用者のニーズが非常に高まっているというふうに思っています。御指摘いただいたのは昨年9月の地域の公共交通リ・デザイン実現会議での私の発言だと思いますが、私は、タクシー等の供給が不足する中山間地や過疎地域等においては、自家用有償旅客運送のさらなる活用や地域輸送資源のマルチタスク化、ライドシェアのようなものも含めて、ありとあらゆる地域の資源をどう動員するかということをしかり国で方向づけていただきたいと発言しています。

これは、先ほど申し上げたように、何ら検討もせずにライドシェアを全面解禁せよと求めているわけではなく、特に本県のような中山間地域や過疎地域を持っている地域にとっては、国全体の視点で捉えられては困ると。地域の資源が限られている中でどうやって移動の足を確保するのかということを実際に考えてもらいたいという趣旨での発言であります。

先ほどから申し上げているとおり、仮にライドシェアを全面解禁することになった場合は、まず安全性、それから労働環境の確保を十分検討した上で進められるべきものというふうに考えております。

続いて、ライドシェア導入による労働環境悪化などに対する見解という御質問でございます。

先ほど来申し上げているとおり、国のスケジュール感はかなり早いペースを想定されているかのようにありますが、私としては、まさに命に関わる安全性のところはしっかり担保してもらおうということが重要だというふうに思っています。

現実に関タクシードライバーをされている方々もいらっしゃるわけですから、そうした方への影響を十分考えていただいた上で制度設計をしていただくということが必要だと思います。そうした様々な論点を十分検討していただいた上で導入判断がされるべきものというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には交通空白地における輸送確保支援事業の狙いと事業内容についてのお尋ねをいただきました。

県内では、本年2月末現在、40の交通空白地で自家用有償旅客運送制度により通院や買物利用など、日常生活の足を確保するための運行が行われているところでございます。

昨年12月、国では、自家用有償旅客運送制度の活用を促すため、関連する通知を発出しまして、採算性の改善や株式会社の参画も可能とするなどの制度改善が図られたところでございます。

今般、来年度当初予算案に盛り込みました交通空白地における輸送確保支援事業につきまし

ては、制度の改善が図られたこの機会に市町村や団体の取組をさらに促進することで県内の交通ネットワークの充実を図る、こういうことを狙いとしたものでございます。

本事業の内容としましては、県内の交通空白地の調査を行い、課題を抱える地域をまず抽出するという事。その上で、その地域の課題解決に向け、行政、交通事業者、NPO法人等の関係者による意見交換を実施する。さらに、NPO法人等が新たに事業を開始する際に必要となる車両購入費や法定講習の受講に要する経費の支援を予定しているところでございます。

中山間地や過疎地など交通空白地における輸送サービスの確保は、本県の重要な課題であることから、市町村と連携してこの取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君） 今回の日本版ライドシェアと呼ばれる新制度は、安全性を大きく損なうライドシェアの全面的解禁に向け、小さく産んで大きく育てる的な要素であり、大きく一步を踏み出したものとなっています。今後、県が交通空白地域解消の救世主のような認識を持たれるのは危険極まりなく、大きな懸念を抱かざるを得ません。4月以降、軽井沢町などでの実施後は、関係する機関やタクシー事業者などしっかりと連携を取り、課題を常に共有され、安全の確保を最優先として取り組んでいただきたいと思います。

そして、何と云っても、今求められているのは、社会に不可欠な役割を果たしている交通や運輸で働く人たちの賃金をはじめとした抜本的な労働環境の改善、そして、働くことへの魅力、やりがいの向上を進めていくことが国や県の役割であります。地方においても、どうしたらタクシーやバスの運転手を増やしていけるのかを中心的な課題に据え、県民の安全な移動権を構築されていくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君） 次に、清水正康議員。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君） それでは、まず銃撃事件について質問をいたします。

令和2年9月28日に、加害者、被害者とは全く関係のない宮田村の飲食店駐車場で発生した銃撃事件は、今日1日に容疑者が逮捕され、事件で使用された拳銃は見つかってはおりませんが、解決に向けて動き出したと認識しております。

事件発生時、地域住民は、あるはずのない拳銃を使った事件が身近に起こったということで、大きな衝撃と恐怖、不安を感じました。事件の全容についてはこれからということですが、逮捕に至った経緯とその後の捜査状況について小山県警本部長に伺います。

続いて、木質バイオマス発電と林業振興について質問いたします。

木質バイオマス発電施設の建設の検討が各地で行われております。身近なところでは伊那市

や飯田市で検討されておりますし、計画はしましたが、燃料材の供給のめどが立たず断念した市町村もあると聞いております。

再生可能エネルギーとして大いに期待しているわけですが、信州F・POWERプロジェクトが予定どおり稼働できなかつたように、全国的に燃料材の確保の競争は激化しており、バイオマス発電のさらなる稼働には県全体の木材生産の拡大が必要です。そのためには、林業が稼げる産業となるよう、木材が様々な分野で活用されることが不可欠で、代表質問での依田議員をはじめ複数の議員の質問に対して、県からは、木材の利用拡大について答弁がありました。それらを踏まえて質問いたします。

ゼロカーボン戦略では、木質バイオマス発電は吸収部門や再エネ部門に関係すると認識しておりますが、環境部として木質バイオマス発電に何を期待しているのか、見解を諏訪環境部長に伺います。

木材を使う現場からは、外国産材のほうが使いやすいとの声があります。そこで、3点質問いたします。

丸太ぐいの話はありましたが、最近利用の進む公共土木事業における県産木材の利用について今後の見通しを伺います。

県産材が外国産材よりも使いやすい資材となるよう、県内外の新しい技術を持った加工工場や企業の誘致、支援をすべきと考えますが、現在の状況を伺います。

木材の生産を支えるためには、販路の拡大も図らなければいけません。部局横断的な展開も必要と考えますが、販路拡大のために行っていることは何か。以上、須藤林務部長に質問いたします。

続いて、部活動の地域移行や担い手不足対策について質問いたします。今定例会の一般質問でも何人かの議員から問われておりますが、中学校の部活動の地域移行を切り口にした質問であります。

県教委は、令和8年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動に移行することとしております。また、まだ決まっておりませんが、教職員の働き方改革のためにも、将来的には平日の学校部活動も地域移行にすべきと考えます。

地域クラブには専門性や多様性が求められているとの答弁がありましたが、子供たちのためにはどのような人材に指導をしてもらいたいと考えているのか、内堀教育長に伺います。

また、全ての学校において様々な部活動の指導者を地域で確保できるのかと考えますと、厳しいと言わざるを得ません。現状は、時間の都合のつきやすい自営業者や定年を迎えた方が担い手として考えられますが、特に、運動系の部活動では、現役世代の指導者に期待する声もあり、社会全体が受皿でなければ、多くの学校で有意義な地域移行は難しいと考えます。しかし、

現役世代の多くは就労者であり、学校部活動が始まる16時頃は就業時間内で、現役世代が継続的に指導することはハードルが高いと感じます。

そんな状況ではありますが、県では、既に社会貢献職員応援制度を活用して部活動の指導をしている職員もあると聞いております。こういった形で意欲ある県職員が時差勤務制度や社会貢献職員応援制度を活用して学校部活動の地域移行の担い手になることを県としてもさらに支援すべきと考えます。

そこで、質問ですけれども、部活動を学校と切り離れたときに、部活動指導に意欲を持つ教職員がいた場合、こういった勤務体系ならばそれを認めることができるのか、内堀教育長に伺います。

また、県職員が部活動の指導をもっと希望した場合、こういった勤務体系ならばそれを認めることができるのか、玉井総務部長に伺います。

現在の「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」においては従事時間の制限が設けられておりますが、部活動の地域移行での外部指導者のように、こうした制限がある中では十分な活動ができないものもあると考えます。また、部活動以外でも様々な分野で担い手不足、人手不足は深刻であり、余力がある方には積極的にダブルワークなどを行っていただくことも人口減少社会では必要であると考えます。しかし、民間企業は、就業規則で本業以外は1か月で30時間以内などの縛りがあり、県も同様と認識しております。

そこで、質問いたします。本業に悪影響を与えない範囲という大前提はありますが、県職員が地域活動など本業以外の活動のために本業をコントロールすること、制限時間などの柔軟な運用を認めることで、人口減少社会における社会全体の新しい働き方のモデルを示せると思いますが、知事の見解を伺います。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長（小山巖君） 宮田村で起きました銃撃事件についてお答えいたします。

令和2年9月28日、消防から男性が脇腹を拳銃で撃たれた旨の通報を受け、絆會幹部同士による殺人未遂事件として認知いたしました。

事件の背景ですが、平成27年8月末、指定暴力団6代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成29年4月、神戸山口組から離脱した任侠山口組、後の絆會の3団体が全国で対立抗争事件を敢行し、勢力の拡大を目的とした組織構成員の切り崩しを行うなどの情勢を背景として本件が発生したものと認識しているところでございます。

事件認知後の令和2年10月5日、被疑者の指定暴力団絆會幹部、金澤成樹こと金成行を全国に指名手配しました。また、長野県警察・愛知県警察合同捜査本部を設置し、被疑者の逃走を手助けした犯人隠避被疑者4名を逮捕しました。さらに、令和3年9月、被疑者を警察庁指定

重要指名手配に登録の上、所在調査を推進中のところ、令和6年1月下旬にフリーダイヤルに寄せられた情報に基づき、令和6年2月1日、被疑者を通常逮捕したところでございます。

逮捕までに従事した捜査員は延べ約3万9,000人、フリーダイヤルに寄せられた情報は約50件になります。犯人逮捕後は、組織的な背景を含む事件の全容を解明すべく、鋭意捜査を進めているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○**環境部長（諏訪孝治君）** 木質バイオマス発電に何を期待するのかという御質問をいただきました。

ゼロカーボン戦略においては、再生可能エネルギー生産量を、2010年度と比べ、2030年度は2倍、2050年度には3倍とすることを目指しておりますが、この達成に向けては、太陽光や水力に加え、木質等の燃料を使用したバイオマス発電や熱利用が欠かせません。

県内に眠る豊富な森林資源を有効活用することは、こうした地域の脱炭素化のみならず、循環型社会の形成や地域内経済循環の構築に寄与するものと考えております。また、木質バイオマスの需要拡大などにより適切な森林管理が促されることで、森林の持つ二酸化炭素の吸収能力が高まることにも大いに期待するところでございます。ゼロカーボン社会と林業県長野の実現に向けまして、林務部と共に木質バイオマス資源の活用に向けた取組を進めてまいります。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○**林務部長（須藤俊一君）** 私には、県産材の利用拡大につきまして3点御質問をいただきました。

まず、公共土木事業における県産材利用の今後の見通しについてでございます。

コンクリートや鉄鋼等の主要資材の価格高騰に加え、持続可能な脱炭素社会の実現に資する観点から、環境負荷の少ない材料として木材への注目が集まっております。公共土木事業での県産材利用につきましては、長野県内の建築物等における県産材利用方針に基づき、木材の軽量かつ加工が容易という長所を生かし、丸太ぐいや型枠用合板等の補強用の資材として活用を進めてきております。

今後は、民間による耐久性や品質に優れた土木用製品開発の動きを踏まえ、林業総合センターにおいて木材のさらなる技術開発、試験研究を進め、これまで活用の少なかった治山ダムなどの構造物につきましても利用拡大に取り組んでまいります。

次に、県産材の加工工場等の誘致、支援についてでございます。

県では、県産材の消費拡大を図るため、木材製品の品質や供給力の向上、低コスト化等につながる施設整備などによる支援を進めてきたところでございます。

近年の木材利用の動向といたしましては、従来からの土木資材に加え、液状化・軟弱地盤対策工法への応用や、都市部を中心としたオフィスビルや商業施設などの非住宅分野での利用に向け、技術の開発、改良が進められてきております。

これらの分野に対応するためには、県内でも加工工場等の施設の充実を図ることが重要と認識しており、そうした技術を有する県外企業から県内での工場新設等の相談なども寄せられているところでございます。

こうした動きに対しましては、地域における関係者等との円滑な連携が重要になることから、県としては、今年度拡充した林業・木材産業の専門家である信州ウッドコーディネーターとも協力しながら、県産材の一層の利用拡大を図る観点から必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

3点目に、県産材の販路拡大のための部局横断的な取組についてでございます。

県産材の販路拡大に向けましては、関係部局との連携が重要と認識しており、部局横断で県産材利用促進連絡会議を設置し、県産材の需要拡大と供給強化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、民間住宅における県産材利用を促進するため、建設部と連携した信州健康ゼロエネ住宅の普及、産業労働部が進めるしあわせバイ信州運動と連携した地域の森林資源を活用したまきや木質ペレットなどによる循環利用の仕組みづくりの促進、長野県産業振興機構の県産品商談会を活用したウッドチェンジ製品の普及拡大、県の公共建築物や土木施設等への積極的な県産材の利用などに取り組んできているところでございます。

今後も、引き続き部局連携を強化して県産材の販路拡大に取り組み、林業・木材産業の振興を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 部活動の地域クラブ移行に関して2点御質問を頂戴いたしました。

初めに、想定している指導者人材についてのお尋ねでございます。

地域クラブ活動の指導者には、生徒の人権や自主性を尊重できることや、専門的な知識・技能を有していること、また、生徒の安全、健康面への配慮ができることなど様々な資質・能力を有することが求められていると考えております。

このことを踏まえ、県教育委員会では、まずは現在部活動で行っている種目を保障するため、種目の経験があり基本的な技術指導ができる、種目の実施経験はなくても子供を指導した経験がある、安全に留意して活動を見守りながら一緒に活動できるなど、幅広い人材の確保を目指すこととしておりますが、全ての指導者に共通して求める資質は、子供に寄り添い、主体性を

尊重できるスチューデントファーストの精神を有していること、加えて、法令を遵守することや、高い倫理感と人権意識を備えていることと考えております。

教職員の平日の地域クラブ活動での指導についてのお尋ねでございます。

学校の教職員が地域クラブ活動の指導者となることを希望する場合、兼職兼業や時差勤務等を活用することにより、平日の指導が可能です。その際、学校の業務と地域クラブ活動の業務を明確に区別することや、教職員としての業務に支障を来さないようにすること、就業時間の合計が長時間とならないよう配慮をすることなどが必要であると考えます。

希望する教職員が平日の指導に携わることは、地域クラブ活動の環境整備を進める上で重要であると考えており、今後、国の動向を注視しつつ、先進事例や実証事業の状況なども検証し、平日の指導への適切な関わり方について研究を進めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 県職員の地域移行後の指導についてのお尋ねでございます。

県職員が地域移行後の指導への従事を希望した場合には、時差勤務制度と社会貢献活動応援制度を活用することで学校部活動の時間に合わせた活動を行うことが可能であるという認識をしております。

具体的には、県職員の勤務時間は通常8時30分から17時15分でございますが、時差勤務制度の活用により、例えば6時15分から15時を勤務時間とすることも可能でございます。

一方で、社会貢献職員応援制度は、本来業務に支障を生ずることのない範囲で認められるものでございますので、こうした制度の趣旨を踏まえまして、今後とも適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、県職員が社会貢献活動により従事しやすくするため、様々な制度、柔軟な運用を認めていけばどうかという御指摘、御質問でございます。

まず、地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度は、県職員ができるだけ地域に出かけていろいろな活動に従事してもらおう。そのことが、ひいては公務にも役立つというふうに考え、実施してきているところでございます。

この制度で部活動の地域における受皿として指導に当たってもらうということには意義があるというふうに思っております。現在、知事部局においては、この制度を活用して、3名が中学校の部活動、2名が少年野球など地域のチームでの指導者として活動してもらっているところであります。

社会貢献職員応援制度は、報酬をもらってもいいという制度であります。全体の奉仕者として本来業務をしっかりとやらしてもらわなければいけないということもあり、時間制限を設けているところでもあります。今後ともこうした一定の制限は必要だというふうに思っています。

しかしながら、人材確保の観点も含めて、もっと柔軟な働き方を実現していかなければいけないというふうに思っております。例えば、時差勤務制度のような既存の制度の積極的な活用に加えて、勤務時間制度の柔軟化、いわゆるフレックスタイム制の導入、あるいは新たな休暇制度の導入、こうしたものも社会貢献活動の促進につながる制度だというふうに考えています。

選ばれる県組織をつくっていくという観点からも、また、魅力ある職場をつくっていくという観点からも、こうした制度をより広げていく、充実していくということは重要なことだというふうに私は思っています。そういう観点で、こうした制度を積極的に検討し、具体化に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

まず、宮田村の銃撃事件について、まだ捜査中という段階だとは思いますが、当時のことを思い出しますと、事件の発生から付近の自治体への連絡、防災無線などによる周囲への注意喚起に少し課題があったのかなと思います。また、逮捕まで時間がかかったということも事実であります。懸命に捜査をしていただいたとは思いますが、地域の方々の不安、不満がなるべくないように、今後に生かしていただきたい、そのように思います。また、早期の全容解明を期待しております。

2点目、バイオマス発電等に関してですが、環境部でもぜひバイオマス発電の目標等を設けるような形でお願いをしたい、そのように思います。

林業振興について、今回、いわゆる川下の話をさせていただきましたが、木を切り出せばもうかるという状況、確かな利活用、販路を生むことで、森林に手が入り、ゼロカーボン戦略がさらに進むと考えます。まずはA B材ということになるかと思いますが、そういったものがしっかりと利用されるよう、工場誘致、企業誘致などを含め、様々な可能性の模索を部局横断的にお願いいたします。

三つ目、部活動の地域移行ということで話をさせていただきました。

今知事からもお話をいただきましたけれども、さらに柔軟な形で制度等を運用していくことも考えていただけるというようなお話でした。社会全体の働き方改革をまず県で示す、そういった意識で動いていただければいいなど、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

続いての質問になります。職員がゼロから1を生み出すための施策ということで質問いたし

ます。

昨年、産業観光企業委員会の視察研修で、東京にありますC I Cさんのオフィス、本年1月には、団で大阪のナレッジキャピタルさんのオフィスをそれぞれ訪問しました。都市部にある大規模なシェアオフィスは、人と人、人と物、人と情報の交流を促し、イノベーションを創出する拠点や人づくりに大きく貢献していると感じました。

そして、某県ではありますけれども、その重要性をいち早く認識し、都市部のシェアオフィスの中に県のオフィスを設け、職員を駐在させて、県の魅力発信のみならず、国内外への投資家、ベンチャーの誘致、県内企業の資金調達、ビジネスマッチングの支援、海外展開等につなげていると聞きました。

さらに、シェアオフィスで多様な人材と交流し、国内外の最先端技術や理論、動きに触れることは、駐在職員の能力向上を加速し、県内のイノベーションカルチャーの醸成に資すると考えます。

そこで、質問をいたします。

都市部におけるシェアオフィス内の拠点開設や駐在員の配置について県はどう捉えているのか、田中産業労働部長に質問いたします。

続いて、未来に向けた教育について質問いたします。

これまで何度言ったか分かりませんが、予測不可能な時代が訪れております。私たちの常識、日本の常識は世界の常識ではなく、予想もしなかったことが起きております。また、A Iの進化は、世界を、私たちの暮らしを、大きく変えてきていますし、今後はさらに加速度的に変わるのでないかと考えます。

そこで、未来に向けた教育ということで質問をいたします。

県では、「未来の教室」実証事業で行われたA Iによる生徒一人一人に合わせた学び、アダプティブ・ラーニングなどの取組は県内で広がっているとの話であります。この実証事業から2年、技術はさらに進化している中で、活用についても進歩をしていかなければいけません。

また、A Iの進化のスピードは劇的であり、個別の教科の指導については、近い将来、A Iに任せたほうがよいという教育研究者もいらっしゃいます。

そこで、質問をいたします。

A I等の活用によって教職員の教科指導、校務の負担を軽減し、効率化を図ることで、児童生徒との創造的な活動に時間を充てることが期待できます。また、教員確保、人手不足も深刻な中、未来を見据えて、A Iを活用して教職員の負担軽減をさらに研究し、積極的に取り入れる必要があると考えますが、県の見解について内堀教育長に伺います。

加えて、予測不可能な未来に向けて、長野県教育の今後について期待することも併せて伺い

たいと思います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には、シェアオフィス内の拠点開設や職員配置についてのお尋ねでございます。

デジタル化への対応や新たな価値の創造を求められる産業界に対して適切な支援を行っていくためには、職員がシェアオフィスをはじめ多様な環境下に身を置き、ベンチャー企業との交流等を通じて能力を高め、そして、イノベーションの創出を促していくことが大変重要と私どもも認識しております。

このため、現在、産業労働部としましては、クリエイティブな企業が集まる長野市のシェアオフィスでありますアールデポへのサテライトオフィスの設置をはじめ、創業支援拠点であります信州スタートアップステーションにつきましては、まず、長野市内においては、ITを活用した新規事業の創出に取り組むプラットフォームでありますニコラップの事務局のあるIT企業の一画に入居し、また、松本市内におきましては、ICTを活用した地域産業の振興を支援する交流拠点でありますサザンガクの中に設置しているところでございます。

加えて、海外との交流につきましては、欧州最大の応用研究機関でありますドイツのフラウンホーファー研究機構応用情報技術研究所との共同宣言に基づき、職員の相互交流やフラウンホーファー研究所の長野県施設内へのサテライトオフィス設置に向けた協議を進めているところでございます。

こうして既に始めている取組に加え、引き続き効果的な施策の展開につながる拠点の開設や職員の配置につきまして、都市部での可能性も含めて検討してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）未来に向けた教育について2点御質問をいただきました。

初めに、AIを活用した教職員の負担軽減に関する見解についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、AIの活用は、教職員の業務負担軽減や仕事の効率化に役立つと考えられることから、教育現場においても積極的に取り入れる必要があると認識しております。

現在、県立高校では、全日課程の約90%の学校で、AIを活用したものも含め、様々なEdTech教材を導入し、学びの質の向上に加え、教員の授業準備に係る負担軽減につながっているところです。

また、来年度は、県立高校の入学者選抜や日常のテスト等の採点・集計業務において、AIを活用した電子採点システムを一部の学校に試行導入し、効果検証を行う予定です。公立小中学校においては、専門家の知見を取り入れた業務改善に取り組む中で、AIの活用を含め、学

校のDXについて検証を進めてまいりたいと考えております。

一方で、情報の正確性やセキュリティー対策などAI活用に伴うリスクや課題についての的確に捉え、マネジメントしていくことが重要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、引き続き教職員の負担軽減に向けたAIの適切な活用方法について、国の動向等も注視しながら研究してまいります。

長野県教育の今後について期待することというお尋ねでございます。

まず、子供は生まれながらにして誰も侵すことのできない人権を持った存在であり、学校は、子供たちの人権が尊重されるとともに、誰もが人権を持った存在であることをきちんと学べる場所であることが大切です。

また、子供たちは、一人一人全く異なる特性、個性、能力を持った存在であり、学校は、子供たち一人一人がその違いや自分の興味関心に応じて学ぶことができる場所、それぞれが違いを持ち寄り、違いを生かした協働的な学びや活動ができる場所でなければならないと考えております。

さらに、子供たちは、生まれながらにして学ぶ意欲、知りたいという欲求を持った存在であり、学校は、子供たちには生まれながらにして学ぶ意欲があるのだという子供観に立って個性を伸ばすことに重きを置き、子供たち一人一人の存在や命を起点として、子供たちが生来持っている学ぶ意欲、好奇心や探究心に火をともし続ける場所であるべきと考えます。そのため、教員は、子供たちを、年齢に関係なく一個の人格として尊重し、一人一人異なる子供たちの今を丸ごと肯定的に受け止め、子供たち自身が伸びようとする方向に向けて全力で伴走し、支援していくことが必要です。

世の中に完璧な人間は誰一人いません。不完全な存在である教員が同じく不完全である子供たちを、時には支え、時には見守り、時には伴走するためには、自身が生涯にわたって途上にあることを認識しながら、子供たちと共に生きる、共に学ぶ、共に成長するという姿勢が欠かせません。そして、子供たちのために必要とあらば、それまでの自分の考え方や役割、教育手法を変えることをいとわないでほしいと思っています。

また、教員は、子供たちの可能性を誰よりも信じる存在であってほしいと思います。たとえどんなに苦しくても、教員の最も大切な仕事の一つは、子供たちを信じること、信じ続けることとあります。

教育は、今を積み重ねた先にある未来を創造する営みです。未来とは、希望であり、子供たちが持つ可能性への期待と信頼であります。私たちは、対話的、協働的で共創的な不断の取組を重ね、子供たちが夢や希望や幸福感を持って生きられる社会、生き生きと主体的に学ぶ学校をつくっていかねばなりません。教員を含めた全ての大人がそのような覚悟と気概を共有

していくことが大事だと思います。

私たちは、これまで誰も経験したことのない時代や社会を生きていますが、いつの時代にあっても、また、どのような社会にあっても、教育や学校が持つ力を私は信じています。

宮沢賢治は、「農民芸術概論綱要」の中で、世界が全体幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ないと、自と他の関係、個と集団の関係を喝破しています。長野県教育が、青く澄み渡る空のように、希望や感動にあふれ、多様な個人が誰一人取り残されることなく、それぞれの幸せや生きがいを実感し、地域や社会も豊かで持続可能なものになっていく、個人と社会のウェルビーイングを実現する未来を心から願っています。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

ゼロから1を生み出すための施策と大きなタイトルをつけてしまったわけですが、可能性を検討していただけるというお話だったと思います。

県内でも、長野市内や松本市内にそういったオフィスを設けているというお話であります。しかし、やはり都市部であるということの意味もあると思います。ぜひこういった大規模なシェアオフィスに人を置くということも検討していただければと思います。

私たちが思っている以上に新しい可能性の芽はどんどん生まれている、こういった場所を訪問してそんなことを感じた次第であります。ぜひ最先端の人、物、情報に常に触れる場所として県も活用していただきたい、そのように思います。

未来に向けた教育ということで教育長よりお話をいただきました。

一昨日、産業界でもデジタル化には42%が踏み出せていないといった向山議員への答弁がありましたけれども、県では、高校は90%以上で取り組んでいる、そういった話でありました。これが、具体的に教職員の負担軽減や人手不足解消につながるような実効性があり、また、具体的に取り組めるようなことをお願いしたいというふうに思います。

また、教育長から、未来を担う子供たちに熱いメッセージもいただきました。一人一人を大切にしている、そういった姿勢に大変感銘を受けて聞いておりました。お立場が変わることですけれども、これからも子供たちのために御活躍いただくことを心からお願い申し上げます。

以上で私の質問の一切を閉じたいと思います。

○副議長（埋橋茂人君）次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）障がいの困難を抱えたまま成人期に移行した場合、就労に困難を生じることも少なくありません。

野村総研の推計によると、18歳以上の発達障がいの人材活用が不十分であることから、1.7兆円もの経済損失があることが分かっています。当事者の個性を生かし社会的な活躍を促すためには、能力的に大きな凹凸がある発達障がい児の苦手を補うこと、得意を伸ばすことの両輪が重要であります。一定の分野で特に秀でた能力を有する場合もある一方、高い能力を有しながら高等教育に進むことができないといった問題が生じています。

保護者の障がい者受容が進まないため、支援の手を差し伸べることができないことも少なくないことも事実ではありますが、特に、特性に応じた対策を講じて困難を緩和するには、早期発見・早期支援が重要です。とりわけ、教育課程では、その特性に応じた教育環境を選択できることが重要であり、幼少期での発見は有益です。

厚生労働省によれば、発達障がいと診断された46.8万人のうち、半数を超える24.3万人が20歳以降に初めて認定されていますが、小学校以降に顕在化した場合、発達障がいに気づかぬまま学校生活になじめなかったり、就労後鬱病になる要因ともされています。

加えて、少子高齢化、産業構造の変化により、産業人材の確保が急務であります。その課題の解決を図る可能性の一つが、発達障がい人材のさらなる活躍です。そのためには、障がい者雇用の枠組みで養った合理的配慮のノウハウを一般雇用部門にも展開することで、発達障がい人材など一般雇用部門に属する人材の活躍機会を拡大することが求められています。

また、一般雇用の枠組みにおいて、万能を求めることなく、個人の才能を最大限に発揮できる特定の職域で活躍できる機会を設定することも重要であります。スペシャリスト、高度スペシャリストとしての職域を拡大していくには、組織には発達障がい人材を含め多様な人材がいることを前提とし、個々への能力開発や合理的配慮をありふれたマネジメントスキルとして捉えていく必要があります。そのためには、個人の才能の発揮は、本人の資質や努力に加えて、周囲の環境が大きく影響するといった理解の下、人材マネジメントの形を変えていく必要があると言えます。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、発達障がいのある子供の社会参加には、義務教育の段階から、発達障がいの兆候を見過ごさず、困難や課題を改善、克服したり、個々の特性に応じた得意分野を伸ばすための教育を受けることが重要となります。関係機関との連携を含め、県教育委員会の取組についてお伺いいたします。

昨年9月定例会においてニューロダイバーシティへの取組の推進についてお聞きした際、発達障がいの方やその家族に大きな希望をもたらし、周囲の働き方にもプラスの影響をもたらす、多様性を尊重する長野県として率先して取り組む課題であると知事に御答弁をいただきました。

県では、昨年4月に開所した長野県発達障がい情報・支援センターを中心に、学校教育の場

や企業の働く場にニューロダイバーシティの考えを広めていくことが重要との認識を示されましたが、来年度、働く場の環境づくりに向けた啓発等をどのように進めていかれるのでしょうか。こども若者局長にお伺いいたします。

また、関連して、発達障がいのある方が一般就労を希望する場合、企業に対する周知啓発や雇用支援をどのように行っていくのか。今後の取組について産業労働部長にお伺いいたします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）発達障がいのある子供の社会参加に向けた支援についてのお尋ねでございます。

発達障がいのある子供の特性として、例えば自閉スペクトラム症の子供には、対人関係の構築等に困難さがある一方で、特定の事柄に対し集中力が高い、ICTの活用能力に優れる等の傾向がある中、早期から子供の特性を把握し、困難を軽減したり、得意な分野を見つけ伸ばすことは、将来の社会参加に向けて大変重要であると考えます。

これまで、県教育委員会では、発達障がいのある子供に対して、早期から卒業後の社会参加までを見据えた関係者連携による支援を行うため、個別の教育支援計画の策定を促進したり、通級指導教室の増設、ICTの効果的な活用等も進めながら、個の教育的ニーズに応じた支援を行ってきたところです。

今年度は、認知や発達の特性に応じた学び実証事業において、企業や有識者等と連携し、アセスメントツールを用いて、見過ごされがちな困難さに気づき、個々の認知特性に応じた学び方を工夫するなど、環境整備のための実践的研究を行っております。

今後は、子供の得意なことを伸ばすため、各分野の専門家や大学生などと共に学ぶ場の開設や、地元企業の方の学校への招聘など、様々な方との連携を図り、子供が興味のある分野に主体的に関わることで、自分の強みを伸ばし、希望する社会参加が実現するよう支援してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には、発達障がいがある方の働く場の環境づくりに向けた啓発をどのように進めていくのかという御質問を頂戴いたしました。

発達障がいに見られる脳や神経に由来する個人の特性の違いを、能力の優劣ではなく多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で生かそうとするニューロダイバーシティの考えに基づき、それぞれの個性を生かせる場所や環境を整え、学びや就労、社会参加を促していくことは大変重要であると考えております。

長野県発達障がい情報・支援センターでは、昨年4月の開所以来、市町村職員、教員等学校

関係者、障がい者支援機関の担当者などを対象とした研修会の開催や、市町村教育委員会等が主催する会議などへの講師派遣によりまして、延べ7,000人以上に研修を実施し、発達障がいへの理解の促進と対応力の向上を図ってまいりました。

働く場の環境づくりに向けましては、障害者差別解消法の改正により、この4月から障がいを持つ方に対する合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、企業側の意識も高まっていることから、今後は、これまでの行政、学校関係者中心の普及啓発に加えて、企業に対する普及啓発についても取り組んでまいります。

来年度、長野県発達障がい情報・支援センターにおいて、合理的配慮の考え方の浸透、個々の特性に合わせた誰もが働きやすい職場環境の整備などの観点から、企業の人事担当者等を対象とする研修会を開催するほか、経済団体等が主催するセミナーへの講師派遣などを通じまして、発達障がいを持つ方を積極的に雇用している企業の事例なども紹介しながら、働く場の受入れ体制づくりに向けた取組を促し、誰もが個性を生かせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には発達障がいのある方の雇用支援についての御質問でございます。

県では、一般就労が可能な障がい者の雇用を促進するため、まず、企業向けには、先進的な取組事例の紹介や仕事の切り出しを行う障がい者雇用普及啓発セミナーの開催をはじめ、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の雇用管理や障がい者が実際に働く様子を確認できる企業見学会を開催しております。

あわせて、県内4か所に配置しました地域コーディネーターによります企業の悩みに応じた個別支援や、従業員100人以下の企業が新たに障がい者の方を雇用し3か月以上継続した場合に30万円を交付する助成金などによりまして、企業に対する直接的かつ実情に応じた支援を実施しているところでございます。

また、お仕事にお困りの障がい者の方に向けては、地域就労支援センターにおきまして、障がい者の希望や特性を尊重した就業相談など伴走型による支援の実施に加え、新たに企業の業務切り出しを支援し、短時間でも勤務可能な就業希望者とのマッチングを実施する事業を予算計上しまして、障がい者雇用を一層促進しております。

こうした県の取組が確実に届きますよう、障がい者の雇用に関する一元的な発信サイト、ながの障がい者雇用ポータルを通じて周知啓発に取り組むとともに、今年度開設いたしました長野県発達障がい情報・支援センターなどの関係機関とも連携しながら、ニューロダイバーシ

ティーの啓発も含め、企業における障がい者雇用を進めてまいります。

以上でございます。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） こども若者局長にもう一回お伺いいたしますが、今朝の報道によりますと、お隣韓国では、2006年から30兆円の費用をいわゆる少子化対策に充ててきていますが、既に0.72%の出生率となってまいりました。

そこで、私は思いますが、もうちょっと深掘りをしていただいて、長野県らしさ、日本人らしさということで、やはり安定した収入があれば、それが結婚に結びつき、やがては家庭をつくるというような好循環、特に、今、外国人の労働者などいろいろな議論がされていますが、まさに生成AIというものが新しい出番をつくるのだと思います。誰にでもチャンスのある長野県として、ぜひもう少し取り組んでいただきたいと思いますが、その決意等を御答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には、いろいろな特性を持っている発達障がいの方々が、これからもいろいろな知識や経験、持っている能力を生かして活躍できるように、こども若者局としてしっかり頑張れ、その決意をということでお尋ねをいただきました。

私は、今年、こども若者局長ということで、発達障がい関係の業務をする職場に参りました。発達障がいの方は、様々な特性をお持ちですが、非常に優れた能力があり、いろいろな場所で活躍している方が多いというふうに感じております。ただ、その能力を生かして本当に活躍できるような社会になっているかということ、まだまだそういったところは少ないと思っております。来年度、発達障がい情報・支援センターを中心に、こういった方々の能力や知識を生かせるようにさらにしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） 御所見ありがとうございました。

それでは、次の項目で、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進する本県においては、持続可能な観光は重要な要素であります。全国では、観光地を訪れたのに混雑していて楽しめなかった、観光地がごみだらけで不快だったとの声も聞こえます。

2018年7月、観光庁は、持続可能な観光推進本部を設置するなど、観光地はその地域を支える重要な産業となっているところも多く、住民の生活や企業の利益を守りつつ持続可能な観光の在り方に注目が集まっています。

さて、現状に目を向けますと、コロナが明けたことで、訪日する海外からの観光客も回復に

向かいつつあり、彼らがゆったりとした環境で多くのお金を使ってくれれば、地域経済の活性化につながります。

そこで、コロナ禍から急速にインバウンドの回復が図られる中、どのようにして本県を世界水準の観光地として認知させ、さらに高付加価値旅行者を誘客するのか、戦略を知事にお伺いしたいと思います。

急激な観光客の増加は経済的な好機に思われますが、一方、それが原因で長期的な経済損失が生じる場合があります。観光客が増えれば、施設や飲食店の混雑によってお客さんの満足度が低下し、将来的には経済的な損失、観光ブランド力の低下につながることで最大の懸念事項であります。

かつて、高度経済成長全盛期では、有名観光地に巨大な宿泊施設が乱立し、にぎわいましたが、現在では廃墟となり、景観を損ね、自治体では撤去等の費用に苦慮していることも歴史が物語っているわけです。

また、昨年、北八ヶ岳開山祭の登山道脇の林の中でティッシュの放置が散見され、連盟の会長からは、生理現象ではしょうがないが、せめてトイレトーパーか携帯トイレを利用してもらいたいとの切実な話がありました。

多くの人が訪れる自然環境を維持できるよう持続可能な観光地づくりに目を向ける必要があり、同時に、その場で働く人の存在も観光地には欠かせないものであり、安定した雇用を守り、持続可能な観光産業を守るため、需要を平準化することによる休日集中型の是正や予約制等働き方の支援も必要ではないかと考えます。大切なことは、本県の魅力である豊かな自然という観光資源は、先人から現在までたゆまぬ郷土愛で受け継がれてきたものであり、それをどう次の時代につなげるかということではないでしょうか。

そこで、観光部長にお伺いいたします。

自然環境や文化の保全など維持可能な観光づくりに向け、県はどのように取り組んでいくのでしょうか。

また、観光地が持続可能であるためには観光産業が持続可能であることが必要だと考えますが、持続可能な観光産業としていくための県の取組についてお伺いいたします。

大手通信会社は、2024年1月10日、厚生労働省管轄の災害医療派遣チーム、DMA Tと共に、衛星ブロードバンド「スターリンク」を活用し、石川県能登半島の被災地域における医療活動の支援を開始しました。

被災状況の情報収集だけでなく、搬送先の病院を含めた様々な関係機関とのコミュニケーションが必要とされる被災地の医療現場において、高速かつ安定した通信を提供することで迅速な医療活動を支援しています。

現在、災害医療において、通信機能の確保は生命線とも言えます。被災情報や診療データの登録・照会、拠点のウェブ会議など、非常に多くの情報量の伝達を可能とするため、高速かつ大容量な通信が災害の状況下では求められます。

今申し上げたのは、災害時という緊急事態の例ではありますが、ふだんの生活では当たり前となっている通信回路も、標高の高い本県の観光地では通じず、観光客が不便を感じたり、また、事故などが起きた際の対応が懸念されるケースがあります。

そこで、企画振興部長にお伺いいたします。山岳観光地という性質上、多くの人を訪れる観光地や登山道であっても、携帯電話の電波が入らない、いわゆる不感地域がいまだに存在しています。観光の利便性、あるいは緊急時の連絡の必要性などから、不感地域の解消をさらに進めていただきたいと思います。県の取組についてお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、世界水準の山岳高原観光地づくりに関連して、本県をどうやって世界水準の観光地として世界に認知させていくのか、また、どうやって高付加価値旅行者を誘客するのかという御質問でございます。

まず、観光地域づくりとプロモーションの両面でしっかり取り組む必要があるというふうに思っています。これは、中身がないのに発信だけでも空虚な取組になりますし、一方で、中身の充実をしても、発信ができていなければ誰にも来てもらえないということになりますので、地域自体の内実をしっかりと充実することと発信の両面からしっかり進めていきたいと思っております。

これまでも、世界水準の山岳高原観光地づくりということで取り組んできました。例えば、白馬バレーを重点地域として定めて、多言語表記の拡充やキャッシュレス化、通信環境の整備に取り組んできています。こうしたものをほかの地域にも広げていかなければいけないというふうに考えておりますし、また、本県の強みや特色である自然や、歴史、文化、とりわけ雄大な自然環境は世界の優れた観光地と比べても引けを取らない豊かさ、雄大さがあるというふうに思っています。その一方で、日本固有の歴史や文化というものもしっかり残っている地域がありますので、こうしたものを守るとともに、観光資源としてしっかり生かしていくということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

それと併せて、外国語対応をしていく際の人材の育成やキャッシュレス化の推進をはじめとする観光産業のDXの推進、さらには、長期滞在型やリピーターを増やすということを考えてときには、やはり泊食分離をもっと進めていくことや、長野県までは何とか来たけれどもその先の観光地までなかなかたどり着けないということでは、観光地として非常に評判を下げてしまうことにつながりますので、二次交通の充実に力を入れて取り組むことによって世界水準の山岳観光地としての実質を高めていきたいというふうに思っています。

その一方で、アジア圏からの観光客の皆さんが非常に多くなっていますし、ヨーロッパやアメリカからの観光客も増えてきていますが、高付加価値市場における認知度は必ずしも十分ではないというふうに思っています。まずはアメリカ、オーストラリア、ヨーロッパを重点的なターゲットとして、マーケティング、プロモーションを進めていきたいと思っています。現地にコーディネーターを配置して、連携した営業活動を行っていききたいというふうに思っておりますし、旅行者向けの雑誌、ウェブサイトにも広告を掲載して、長野県のすばらしさを世界にしっかり発信していきたいというふうに考えております。こうしたことを通じて、世界水準の観光地域づくりを進めると同時に、世界から富裕層も含めた旅行者にお越しいただくように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には持続可能な観光地づくりの取組と持続可能な観光産業とするための取組についてお尋ねをいただきました。

初めに、持続可能な観光地づくりの取組についてでございます。

民間の宿泊予約サイトの調査によりますと、世界の旅行者の76%が今後1年間においてよりサステナブルに旅行をしたいと回答するなど、環境や文化、経済に旅行者自身も配慮する持続可能な観光、サステナブルツーリズムが世界の潮流となってきております。世界水準の山岳高原観光地を目指す本県において、このような取組は必須であると認識しております。

そこで、今年度から、持続可能な観光地に関する国際認証の取得を目指す7地区を選定いたしまして、組織体制の構築や二次交通の観光活用に向けた実証実験への支援などに取り組んでいるところでございます。

今後、支援地域の「世界の持続可能な観光地TOP100選」への選出とサステナブルツーリズムへの意識や取組の県内波及を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、持続可能な観光産業とするための取組についてのお尋ねでございます。

観光産業が持続可能であるためには、他産業と比べ低い生産性の向上、勤務時間や勤務日が不規則なため起こりやすい高い離職率の改善、議員御指摘のとおり平日と休日や季節的な繁閑の差が大きい観光需要の平準化などが課題であると認識しております。こうした課題への対応といたしまして、観光事業者に対して、DX推進のための補助制度により生産性向上への支援を行ってきたところでございます。

また、観光産業の体験型インターンシップ事業や宿泊施設における業務の細分化、見直しから求人採用まで伴走支援するモデル事業などによりまして、人材確保対策にも取り組んできたところでございます。

また、繁閑の差の解消には、日本人の働き方をはじめとしたライフスタイルの変更が必要でありまして、非常に大きな課題ではありますが、長期有給休暇の取得促進について県の経済団体に要請を行ったほか、ILO132号条約の批准についても引き続き国に要望するなど、観光需要の平準化についても取り組んでまいりたいと考えております。

これらに加え、持続的、安定的な観光振興財源についても検討しながら、旅行者と観光地の皆様と一緒に資源を守りながら、かつ新たにつくっていく、住む人も訪れる人も幸せな世界水準の山岳高原観光地を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には、山岳地帯における携帯電話不感地域解消の取組についてお尋ねをいただきました。

山岳地帯の不感地域の解消は、災害時の迅速な対応や観光客の利便性向上などの観点から重要な課題であると認識しております。

これまで、市町村と連携して、通信事業者に対して利用可能エリア拡大の要望を行ってきたほか、特に、火山地域については、浅間山及び御嶽山の不感地域解消を財政支援してまいりました。

今年度は、従来の要望活動に加えて、総務省信越総合通信局が通信インフラ整備を効果的に推進するために設置しました信越デジタル田園都市国家構想推進ワーキンググループに参画し、不感地域の解消を要望する市町村と共に、国や通信事業者との個別協議を実施してまいりました。この個別協議では、携帯基地局等を整備する場合の課題として、各種環境規制のある国立公園や国定公園を対象とした場合、規制の趣旨と緩和の必要性等の整理が必要であること、関係者による費用負担の在り方を検討する必要があることなど、個々の地域ごとに具体的な論点が整理されたところであり、今後継続的に関係者間で協議を行うこととしております。

県としては、引き続き市町村と共に本ワーキンググループを活用し、地元ニーズの具体化に向けて通信事業者に対して粘り強く働きかけるなど、不感地域の解消に取り組んでまいります。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

私は、世界水準の高原は、観光客、訪れる人と一緒につくるものだというふうに考えています。富士山では、吉田口のほうから入山料の徴収が始まりました。その徴収がいいかどうかは別として、自然はただで守っていけるものではないので、ぜひとも訪れる方に応分の負担、今、観光振興財源の議論がされていますけれども、応分に協力金などを求めつつ、やはり息の長い

自然環境を守っていく取組が大切な点だというふうに思います。そんなことをぜひとも皆さんに御協議いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時56分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は、前回に続いて町なかのにぎわいについて何点かお尋ねしてまいります。

代表質問で知事がこれまでと代わり映えのしない政策では十分な効果は上がらないと答弁されたのは、少子化と人口減少の問題に関してでありました。社会減の人口流出、とりわけ若い女性の流出が深刻であるということは、今議会を通して、そして、本日も議題となりました。当団の代表質問にあったとおり、上京経験がある20代女性に行った意識調査において、上京の理由として目立ったのは、新しい生活を始めたいと思ったから、都会に憧れがあったから、趣味をより楽しみたかったからなどという意見でした。

グローバル都市不動産研究所が実施したというこの調査、実は裏話があって、20代男性にも同様の調査をしています。すると、大学や専門学校など進学先のこと、雇用・職場環境をめぐることは男女差がほぼ出なかったと言いますから、つまるところ、教育や雇用の問題ももちろん大事でありながら、事若い女性を引きつけたいと思った場合には、一つには、知事がおっしゃるように、田舎特有の男女間の固定的な役割分担意識を変えていくということと同時に、新しい生活、都会への憧れ、趣味をより楽しみたいという欲求を県内でも正面から受け止めていかねばならないこととなります。一見つかみどころがなさそうなこれらの欲求も、これからは、確かなまちづくりの戦略として組み立て、教育、就職の問題とともに一つの地図に緻密に落とし込んでいく必要があります。

そうしたときに改めて県の姿勢で気になるのは、それは市町村がやることであって県がやるべきことではないという意識が強過ぎはしないでしょうか。平成の大合併以降から現在に至るまでの地方自治制度は、昔どこかの誰かが人為的に境界線を引っ張った市町村の枠組みにとらわれることなく、もっと広く山や川などの自然的、地理的条件で形づくられた圏域をベースに

して地域内循環をつくっていかう、そういう発想の下に連携中枢都市圏や定住自立圏などの構想が出てきました。

よって、県も、今ある市町村がこうだから、こう言うからとかたくなにならず、臨機応変に広域連携のリーダーシップを取っていただきたいですし、人口のダム機能という言葉があるように、地方から大都会へ流出していた人の流れを、地方都市が都市としての内実をしっかり備え、ダム機能としてせき止めていかねばなりません。広域を束ねる責任は、人口減が現在明白な問題となっている町や村、郊外や中山間地も含めた圏域全体の問題として重く受け止めていただく必要があります。

そこで、まずは、複数の市町村が共同で地域公共交通計画を立案した事例が、県内では現状三つにとどまっています。また、広域的な立地適正化の方針については、他県では複数の市町村が共同で作成した事例が見られるものの、本県ではゼロという状況です。広域的な調整は果たされているのでしょうか。市町村数が多い長野県は、もっと多くの市町村がそれらに参画すべきと思うのですが、いかがか。前者は交通政策局長、後者は建設部長に見解を求めます。

したがってということにもなりますが、後方支援に重点を置いている結果、次に気になるのは、政策の構想力と戦略性が見えてこないという点です。今週議題となりました産業労働部の「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」というテーマを引き合いに出すと、これ自体にはもう大賛成なわけですが、そうであるからには、ここに記載されている内容ももっとまちづくりに反映させてはいかがでしょうか。

今でも東京を訪れるときにふと不思議に思うのは、例えば、地下鉄の駅を降りると、一つエスカレーターを上れば、日本酒やワイン、伝統的工芸品など、恐らくは長野県産も含めた地方の名産品にアクセスできる一方で、長野県に限ったことではありませんが、地方都市で駅を降りたときに若者がイメージする光景といえば、恐らくいまだにマクドナルドやドン・キホーテ、牛丼店にカラオケ店、ほかに何かあったつけという具合でありますから、これでは本物を求めて出ていくでしょうし、これは交通の問題ではなく、空間づくり、エリアマネジメントの問題として地方都市が非常に弱い部分だと思います。

昨日も話題となりました伝統的工芸品などをもっと広げていかう、クラフトと連携させていかうというチャレンジは、長い目を見たときには、県民生活の日常の光景に落とし込み、木曾の工芸品が松本の駅前などでもっと顔を出して、同じく北アルプスの麓のワインやシードルなんかをもっと顔を出して、いかにも信州らしい空間とそこでの体験が町の顔になるよう、近隣市町村を巻き込んで大胆に構想を思い描き、県民に示していただくことを要望いたします。

ここでは、ひとまず、形は違えど、新たなビジネスの創出に向けて、駅前に信州スタートアップステーションを一つの足がかりに築いていただきました。改めて、ここは若者にどうい

う場を提供しようとしているのか。そして、今後まちづくりという観点からどのような広がり
を構想しているのか。産業労働部長に確認させていただきます。

そして、三つ目に指摘したいことは、町の特色についてであります。

本日も知事から大都会と違って地方は緑が特色となっているという話がありましたが、これ
も、正直なところ、うかうかしていると足元をすくわれかねないと思っています。というのは、
世界の大都市のトレンドを追ってみると、今、緑化プロジェクトは相当大規模に行われていま
す。今夏オリパラを控えるパリにおいては、主要なランドマークの隣に四つの新しい都市の森
をつくる計画を進行中。市長は、さらに2026年までにパリ全体で17万本以上の木を植え、2030
年までに市の50%を植樹地で覆うことを約束したそうですが、ロンドン、バルセロナ、ミラノ
などでもそれぞれに大規模な緑のプロジェクトが進んでおり、東京も御多分に漏れず、昨年7
月、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を始動し、まちづくり
や都市計画、生物多様性保全、森林づくりなどについて、緑をテーマに部局横断的に進めてい
るようです。

感度、感性が高い若者のことです。デザイン性や訴求力で勝る都会に長野県が優位性を保て
るとするならば、本物の世界観を提供していくということ以外にないと思っているのですが、
そのためには、今、何か欠けているものがあるのではないのでしょうか。

この手の問題は、これまで、グリーンインフラなどを題材によく建設部に質問させていただきました。
そうしたときに常々感じてきたことは、木を植えることだけならば既存の緑化事業
と代わり映えしないことも、それを唯一無二の環境に育てていくには、もう一つの視点、例え
ば中心市街地に一つの緑地帯、ポケットパークをつくるならば、脇を流れる小川や郊外に連な
る街路樹等と結合させて生態系をつくり、ひとりでの実る自然を創造し、その恩恵をまた県民
に還元していくというところまで練り上げていただきたいわけです。

しかし、本当にこういうところまで建設部に期待すべきことなのか。本来は、環境本位、生
態系本位で政策を語れるもう一つの組織が意見をぶつけ、事業に奥行きと厚みを持たせるべき
局面ではないのかという思いがいつも去来します。

実は、この問題はあらゆる場面で顔を出していて、例えば慣行農法中心の農業政策の中で、
果たして有機農業は推進力を持てるのか。間伐から主伐・再造林へと大きく林政がうねる中で、
多様性に富んだ森はどこまで実現可能なのか。ただでさえ課題山積の教育行政において、本当
に子供たちに十分な自然保育、環境教育を施せるのかなど。

思い起こせば、昨年度私が環境委員会で毎回質問していたのが、生物多様性の話でした。自
然保護課とはよくやり取りさせていただきましたが、やはり県民には到底見えない縄張り意識
があるということなのか、話が県立公園や諏訪湖、御嶽山など一部エリアのことに限られてい

て、そこから林地や農地、公園や町なかに緑や生態系を広げていきたいと思いますと言うと、急に話がずぼんでしまうのがいつもとても残念でした。

気候変動枠組条約と並んで採択された1992年の生物多様性条約から、我が国では、生物多様性国家戦略、愛知ターゲットなどを経て、本県でも、2012年、生物多様性ながの県戦略が策定されました。それが、今般、令和5年度から第五次長野県環境基本計画に吸収される形となりましたが、知事の意気込みとは裏腹に、少なくとも委員会でのやり取りを聞く限りは、明らかな後退局面だと言わざるを得ません。

よって、環境部に対しては、町なかにおける生態系ネットワークの保全、拡大についてこれまでどのようなことに力を入れて取り組んできたのか。とりわけ、河川や緑地公園などの自然帯と連結されることを想定したビオトープ、屋上緑化、壁面緑化などの取組を県有施設で率先して行うよう環境部から建設部に働きかけをしてきた経緯にはどのようなものがあるのか。環境部長の見解を求めます。

そして、これらを踏まえて、以下は全て知事にお尋ねします。

まず一つ目のまちづくりに対して県は消極的ではないかという点について、さきの地域公共交通計画と広域的な立地適正化の方針の状況をどのように見ているのでしょうか。これはそのまま所感を伺います。

また、構想力、戦略性をどう担保するかという話については、県のまちづくり構想と各市町村のそれがどうかみ合っているのか。あるいは、その前に、県は自分たちの考えを積極的に持ちかけているのか。端からは見えてきません。

前回、長野市中央通りのほこみちに関する私の質問に対して、知事からは、中核市市長との懇話会の話を出していただきました。ありがたい話ではありますが、知事が話を出す前に、担当者間での合意形成はどうなっているかと思ってしまう。もっと頻繁に担当者が意見をぶつけ合う場が必要だと感じるのですが、まずは長野市、松本市との間でまちづくり戦略を定期的に協議する場を設けてはいかがか。お尋ねします。

さらに、特色のあるまちづくりをという点についてはさきに述べたとおりであります。生物多様性を奥山、里山から町なかへ、若者が週末に触れていた緑を日常的一幕へ、そんなコンセプトをしっかりと政策の上位に位置づけ、部局横断で取り組むプロジェクトが必要ではないでしょうか。そして、その上で、これからは環境部からポジティブな発案があるよう、組織体制にもシビアに切り込んでいただかなくてはなりません。

そこで、どうでしょう。例えば、自然保護課は希少種の保護や一部エリアの保全に手いっぱいな印象を受けますが、今や自然保護一辺倒の時代でもありませんし、生物多様性の議論はかなり広範な意味と価値を持つようになってきていますから、同課は、人員と予算の強化を図り

ながら生物多様性戦略局などに改組して、遠大な計画への一里塚にしてはどうかと思いますが、いかがか。最後に申し添え、今回の一切の質問といたします。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には複数市町村共同による地域公共交通計画の作成が少数にとどまっている理由についてお尋ねをいただきました。

地域公共交通計画は、法令上、市町村単独あるいは複数の市町村が共同で作成できるようになっております。県内で複数市町村が共同して地域公共交通計画を作成した事例は、14市町村が共同して作成しました南信州地域の計画、それから、松本市と山形村と朝日村の計画、そして、中野市と山ノ内町の計画、この3件でございます。さらに、現在6町村共同によります木曾地域に加えまして、茅野市と原村とが組んで作成作業が進められているところでございます。

現在までに複数市町村の共同による地域公共交通計画の作成が3件にとどまっている理由として考えられることは、まず、隣接する市町村であっても、生活圏が異なるなど、そもそも共同による計画作成の必要性が乏しいことが一つ。それから、生活圏が一体である市町村であっても、公共交通に対する各市町村の考え方、あるいは住民のニーズが異なるということや、市町村や交通事業者など関係者間の調整が大変複雑になるということなどが挙げられるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、広域的な立地適正化方針の作成事例が長野県内にない理由についてのお尋ねでございます。

広域的な立地適正化の方針は、同一都市圏の複数市町村において、広域的な連携や調整が必要な学校や病院、図書館などの都市機能施設、居住の配置、交通ネットワークの形成について市町村が共同で方針を定めるものであります。そして、この方針を踏まえて、都市圏内の各市町村で立地適正化計画を策定するものでございます。

現在、この広域的な立地適正化の方針は全国で6都市圏で策定されておりますが、県内では策定された事例がございません。その理由としては、県内においては、複数市町村を含む広域都市計画区域は少なく、各市町村の単独都市計画区域がほとんどであること。また、立地適正化計画の基となる各市町村のマスタープランの策定期間にばらつきがあることも広域化の検討がなされなかった理由と考えられます。

一方、長野県においては、学校や病院、ごみ処理施設などの広域的な課題については、これまでも広域連合や一部事務組合などにおいて担ってきており、各地域の実情に合わせて対応がなされていると認識しております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には信州スタートアップステーションが若者に提供する場についての御質問でございます。

この信州スタートアップステーションは、松本市及び長野市の中心市街地に設置した創業支援拠点で、相談者の半数以上が実は30代以下の若者となっております。両ステーションともITやものづくり産業を支援する拠点内に併設しているため、様々なビジネス関係者が利用しておりまして、例えば、県内の大手事業者におけるシステムの実証実験や、新規事業展開を模索する県内事業者との協業など、まだ検討の段階ではあるものの、スタートアップのビジネス展開につながる出会いが生まれておりまして、今後も、若手起業家にとって、経営相談だけでなく、重要な人脈形成の場としても提供してまいりたいと考えております。

また、このステーションの近隣には、金融機関などの支援機関や大学などの教育機関、起業家などの利用者が多いコワーキングスペースやサテライトオフィスが集積しておりまして、若者を含めたビジネス関連の人の流れが生まれてきております。

今後は、ステーションの枠にとらわれず、地元であります松本市及び長野市とも連携をしながら、若手起業家を引きつけるオープンイノベーションや投資家との交流イベントの実施、県内各地の若者が集まる場づくりを支援する団体との連携などによりまして企業の裾野の拡大を図り、若者が行き交うまちづくりが面的に広がるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）私には2点御質問を頂戴しました。

まず、町なかにおける生態系ネットワークの保全拡大について、これまで環境部はどのようなことに力を入れて取り組んできたのかとお尋ねでございます。

本県は、自然環境に恵まれた緑豊かな県でありますけれども、一方で、町なかの農地等の緑は、都市の発展に伴い次第に失われてきております。また、町なかの水系、緑地などの分断、改廃や、人工排熱の増加によるヒートアイランド現象などの進行により、野生動植物の生息環境が損なわれるなど、生態系への影響も懸念されております。

そこで、県において都市緑化、まちづくりを担当する建設部では、信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定し、町なかの緑地空間の保全、創出に取り組んでいるところです。環境部といたしましては、まちなかグリーンインフラが効果的に進むよう、生態系を脅かす気候変動対策として緑地や透水性舗装による暑熱緩和効果の実証的研究を行い、建設部に対し研究成

果のフィードバックを行ってまいりました。

また、町なかも含む県内の生態系の保全に向けた基礎資料として、野生動植物の生息情報を整理し、取りまとめた長野県版レッドリストを作成、公開しておりますが、現在およそ10年ぶりの改訂を進めているところでございます。

次に、河川などと連結した県有施設の緑化を建設部に働きかけたかという御質問でございますが、御質問のような働きかけとは少々異なりますけれども、県有施設については、省エネルギー推進の観点から、県が一事業者として温室効果ガスの排出量を削減するために作成した第6次長野県職員率先実行計画において、庁舎敷地内の緑地の確保に取り組むことを建設部を含む各部局に求めているところでございます。

また、一定規模以上の県有施設につきましては、公共事業等環境配慮制度におきまして建設に伴う環境影響の低減を求めており、例えば、長野県立大学の建設に当たっては、在来種による植栽緑化や希少動植物が確認された際の保全措置を行うよう事業部局に対して意見を述べております。

緑の連結による町なかの生態系の拡大につきましては、今後、環境保全研究所の知見も生かしながら、議員御指摘の事項も含めまして、関係部局と議論をしてまいりたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点質問を頂戴いたしました。

まず、今回の御質問は非常に深いテーマをいただいたというふうに受け止めています。市町村に対して県としてよりしっかりとしたリーダーシップを発揮すべきではないか、また、構想力、政策力をしっかり整えるべきではないかという御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思っています。

まず、まちづくりに関連して、公共交通計画と立地適正化方針の御質問をいただきました。

公共交通計画については、今、県全体の計画をつくっているところでありまして、10広域圏ごとの地域編も市町村計画と調整を図りながら策定していこうというふうに考えています。

県全体の計画の中では、例えば医療機関への足の確保、高校生の通学の足の確保、観光客の足の確保、こうしたものをしっかり保障しようという方向を定めさせていただいておりますので、各地域における取組もそうした方向性に即して取り組んでもらわなければいけないというふうに思っています。具体的に地域の実情は様々あるわけでありましてけれども、やはり県全体として統一的な方針、考え方の下で、市町村と共に公共交通の充実が図られるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、まちづくりの観点は、まさに人口減少下において、若い人たちに魅力のある働く場所、学ぶ場所と並んで、魅力のある町をどうつくるかということは、長野県の発展にとって

非常に重要な課題だというふうに考えています。

まちづくりについて、長野県は、広域的なまちづくりを支援する組織としてUDC信州をつくって市町村の取組を応援してきました。市町村の取組と連携しながら一定程度の効果を上げてはきているというふうに思っています。ただ、御指摘のとおり、大きな構想を描くという点ではまだまだ物足りない点もあるのではないかと思います。これからまさに地域間競争が激化する中で、どうやって魅力ある町をつくっていくかということは、市町村のみならず県全体にとっても大きな課題でありますので、まず市町村とこの辺の問題意識をしっかりと共有して取り組んでいきたいというふうに思っています。

とりわけ長野市、松本市は、都市の規模としても、中核市という権限を持っていらっしゃいます。今も中核市長と私との懇話会を設けておりますけれども、このまちづくりに関しても十分に意思疎通を図りながら取組を進めていきたいというふうに考えています。

それから、生物多様性や緑をコンセプトにしたプロジェクトが必要ではないかという御質問でございます。

私としても、様々な部局が連携していく取組は県としてもっともっと進めなければいけないというふうに考えております。とりわけ、人と人との温かな関係性をつくっていく、人と環境との調和を図っていく、そうした存在欲求を充足する社会ということを考えたときに、緑とまちづくりを連携した視点で考えていくということは非常に重要だというふうに思っています。

組織のお話もいただきましたが、私は、横浜市にいたときに、環境創造局所管の副市長をしておりまして、そのことを思い出しながらお話を伺っておりました。先ほど調べたら、環境創造局という局は今でもまだあるわけでありまして、水や大気、土壌、いわゆる環境問題だけでなく、みどりアップということで、都市緑化の推進も含めた緑を増やす取組、それから、長野県と少し違って農業のウエートが高いわけですが、農業を担う部局、そして、まさに公園も所管して、環境創造局ということで一体になって仕事をしておりました。私は、職員の仕事を見ながらこの連携協力の在り方も見てきたところでございます。

大都市部と我々とはちょっと環境が違うわけでありまして、横浜市は、例えば建設関係の部局では、建築局があり、都市整備局があり、道路局があり、港湾局がありということで、長野県に比べると非常に規模が大きい組織になっております。そういうことから考えますと、一概に比較はできないわけでありまして、ただ、魅力あるまちづくりを進めていくという観点では、グリーンインフラの推進計画といったようなことにとどまらず、より広い視点でこの緑をどう生かしていくかということが大変重要になってきているというふうに思っています。そういう観点で、環境部や建設部など関係部局が連携した取組を考えていきたいというふうに思っております。

また、推進体制については、今も申し上げたように、理念を実現するために一部の組織だけをいじってもなかなかうまくはいかないというふうに思っています。冒頭御指摘をいただいたように、市町村に対してどうやってリーダーシップを発揮していくのか、あるいは部局間の垣根を越えた連携協力をどう進めていくのか、こうした広い観点も持ちながら、引き続き県庁組織の在り方について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木祥二君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。第90号「教育委員会教育長の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（佐々木祥二君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 陳情文書表」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。

陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●議員提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎 服 部 宏 昭 萩 原 清

西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清

丸 山 栄 一 山 岸 喜 昭 依 田 明 善

堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史

寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦

竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫

山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地

垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志

高 島 陽 子 続 木 幹 夫 中 川 博 司

花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝

丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子

林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長

百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や

奥 村 健 仁 グレート無茶 清 水 純 子

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行

勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英

宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	小 池 清
丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	続 木 幹 夫	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

医療的ケア児等への支援の充実を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一
 賛 成 者
 小 林 東 一 郎 服 部 宏 昭 萩 原 清
 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清
 丸 山 栄 一 山 岸 喜 昭 依 田 明 善
 堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
 寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
 竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
 山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
 垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
 高 島 陽 子 続 木 幹 夫 中 川 博 司
 花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
 丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
 林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長
 百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や
 奥 村 健 仁 グレー ト 無 茶 清 水 純 子
 川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
 勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 両 角 友 成
 山 口 典 久 和 田 明 子 藤 岡 義 英
 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を
求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

小 林 東 一 郎

賛 成 者

風 間 辰 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清

丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	続木幹夫	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

災害への対応力の強化を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
西沢正隆	宮本衡司	小池清
丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地

垣内将邦	青木 崇	荒井武志
高島陽子	続木幹夫	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	両角友成
山口典久	和田明子	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化を求める意見書
案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

風間辰一	服部宏昭	萩原 清
西沢正隆	宮本衡司	小池 清
丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井 茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木 崇	小林東一郎
荒井武志	高島陽子	続木幹夫
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子

小林陽子	林和明	小山仁志
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の拡充を求める
意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提出者

風間辰一	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

宮本衡司	服部宏昭	萩原清
西沢正隆	小池清	丸山栄一
山岸喜昭	依田明善	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
続木幹夫	中川博司	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行

勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（佐々木祥二君）本案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

○議長（佐々木祥二君）次会は、来る3月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時28分散会

令和 6 年 3 月 12 日

長野県議会（定例会）会議録

第 9 号

令和 6 年 2 月
第433回長野県議会(定例会)会議録 (第9号)

令和6年3月12日(火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
会計管理者兼会
計局長 宮 原 茂
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
総 務 課 長 若 月 真 也
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀

総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時

令和6年3月12日（火曜日）議事日程

午後1時開議

各委員長の報告案件

委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

各委員長の報告案件

委員会提出議案

午後1時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

●諸般の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●委員会審査報告書提出報告

○議長（佐々木祥二君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（佐々木祥二君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部からは、令和6年能登半島地震の犠牲者の多くが家屋の倒壊によるものであったことから、安価な工法による住宅の耐震改修の普及を図るとともに、耐震改修に係る補助制度を拡充し、耐震化をより一層推進していくとの説明がありました。

委員からは、専門家による無料耐震診断や耐震改修の実施方法について県民に分かりやすい情報提供を行うとともに、いまだ耐震診断を実施していない住宅の所有者への啓発と、耐震性能が低いとされた住宅の所有者に対して積極的に耐震化を促すべきとの意見が出されました。

また、委員からは、女性が建設現場で生き生きと働くための課題に対する対策について質問が出されました。

建設部からは、女性技術者の配置や子育てに配慮する企業への入札制度におけるインセンティブの付与や、トイレ、更衣室の快適化を行うとともに、県と市町村の入札参加資格申請窓口の一元化や工事書類の簡素化により業者の負担軽減を図るなど、女性を含め誰もが活躍できる建設産業を目指し取り組んでいくとの説明がありました。

このほか、災害発生時に救援ルートを確保するための道路啓開計画の見直しの必要性など様々な議論が交わされたところであります。

次に、危機管理部関係であります。

危機管理部からは、令和6年能登半島地震を受け、孤立集落の解消や二次避難の実施など新たな課題が顕在化したことから、緊急対策として、県及び市町村の地域防災力などを総合的に評価・分析し、県全体の危機管理能力の向上を図るとの説明がありました。

委員からは、地震に対する県民の危機意識を浸透させる取組や、道路寸断による集落の孤立化に備えた建設部や市町村との連携及びドローンの活用や分散備蓄の実施などを求める意見が出されました。

このほか、消防団活動に協力する事業所への事業税減税の拡充による消防団活動の活性化など議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

続木幹夫委員長。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係についてであります。

県民文化部からは、子育てしやすい環境づくりを実現するため、3歳未満児の保育料について、国の掲げる要件にかかわらず負担軽減を図るとの説明がありました。

委員からは、県下全域で同じサービスを受けられることが望ましいとの観点から、全県での早期の実施を求める意見があり、これに対し、県民文化部からは、次年度中の実施に向け、市町村と連携しながら可能な限り推進していくとの答弁がありました。

このほか、学びの選択肢の充実や個別最適な学びの実現に向けた信州学び円卓会議について、これまでの議論をどう具体的に施策に反映するかなど様々な議論がありました。

次に、健康福祉部関係であります。

急速な少子化に対応するため、子供の通院医療費の助成について、県の補助対象を現行の小学校3年生までから中学校3年生までに拡大することについて、委員からは、これを大きな決断として評価した上で、拡大後の円滑な事業実施を求める意見や、拡大による財政負担の軽減により市町村における新たな子育て施策の実施を期待する意見がありました。

このほか、医療的ケア児の支援に関し、報酬等の改善を国へ要望することと並行し、県としても独自に支援人材の確保に取り組むよう求める意見や、個別避難計画の策定支援と災害対策の具体的な内容について質問がなされるなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

両角友成委員長。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または同意すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

教育委員会からは、高校再編について、新校再編実施計画懇話会を開催し、新たな高校づくりを進めているとの説明がありました。

委員からは、懇話会での議論をさらに充実させ、地域の方々との合意形成を丁寧に行い、地域の思いを酌んだ再編・整備を進めるよう求めたほか、少子化のさらなる進行や情報化など社会情勢の変化を踏まえ、再編基準の見直しや今後の高校の在り方などの検討を求める意見などが出されました。

また、現在取組が進められている公立中学校における部活動の地域移行について、委員からは、生徒が安心して活動に参加できるよう、受け皿となる団体の整備や指導者の確保、保護者の経済的負担など様々な課題を地元の市町村や教育委員会と連携して検討するよう意見が出されました。

このほか、教員の非違行為の根絶と、個人情報のデータ漏洩の再発防止と管理徹底をただしたほか、学校における災害への備えや教員の働き方改革など引き続き積極的に取り組むよう意見が出されたところであります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、第五次長野県環境基本計画と長野県ゼロカーボン戦略に基づき、環境施策を総合的に進めていくとの説明がありました。

委員からは、長野県ゼロカーボン戦略ロードマップによる温室効果ガスの削減に向けて、電気自動車の普及促進等の様々な施策を確実に推進するためには、目指すゼロカーボン社会の姿やビジョンを県民や事業者に示して具体的な行動を促す取組が必要との意見が出されました。

また、能登半島地震に関して、下水道等における迅速な被災地への応援を評価するとともに、県内の上下水道施設の耐震化を早急に進めるよう意見が出されました。

このほか、自然公園の利用促進やガイド人材の育成、ごみの減量化対策など様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

百瀬智之委員長。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）農政林務委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

農政部からは、地域農業の将来の在り方や目標とする農地利用の姿を明確にするため、地域での話し合いを踏まえ策定することが義務化された地域計画について、策定主体となる市町村等への支援を行っていくとの説明がありました。

委員からは、農業従事者の高齢化等による荒廃農地の増加が懸念される中、将来を見据えた計画となるよう支援に取り組んでほしいとの意見が出されました。

このほか、有機農業の推進や松本食肉施設整備の検討状況などについて議論が交わされました。

次に、林務部関係についてであります。

委員からは、スギ花粉発生源対策として新たに設定されたスギ人工林伐採重点区域における県の取組について質問が出されました。

林務部からは、重点区域内において、特にスギ人工林が多い地域を中心に、伐採・植替えが実施されるよう、関係機関と連携して林業事業体への支援に取り組むとの答弁がありました。

このほか、森林環境譲与税の譲与基準が見直されたことを踏まえ、引き続き必要な森林整備等に活用されるよう市町村への助言を求める意見などが出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君） 次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

酒井茂委員長。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君） 産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

産業労働部からは、長期化する物価高や物流2024年問題など喫緊の課題への対応とともに、

人口減少社会に対応した産業構造への転換、世界から選ばれる稼ぐ産業の創出を柱に掲げ、施策を総動員して課題解決に取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、人口減少下における産業全体の生産性向上に向け、デジタル人材の確保や企業のDXを一層進めるためのプッシュ型、伴走型の支援体制を求める意見が出されました。

また、女性・若者に選ばれる職場づくりの一環として、固定的性別役割分担意識の解消等に向けて、企業における職業家庭両立推進者の配置が有効と考えられることから、県が率先してその配置に取り組むべきとの意見や、男女間賃金格差の解消に向けた一層の取組を求める意見が出されたほか、伝統的工芸品産業の振興方針やクラフトとの連携による取組などについても意見や質問がありました。

次に、観光部関係であります。

観光部からは、様々な課題を抱える県内スキー場に関して、地域経済への影響を評価しノーリゾートの再構築を支援する事業のほか、スポーツ行政の移管に伴う観光スポーツ部の発足などについての説明がありました。

委員からは、組織改正に当たって、観光とスポーツの融合による相乗効果に期待する意見や、スキー場を中心とした県内観光地への外国資本の参入などに関して意見や質問が出されたほか、長野県版Ma a Sの推進に関する関係部局、事業者等と連携した研究の継続を求める意見がありました。

また、長野県観光機構等を対象とした令和5年度包括外部監査の結果報告に関して、観光部からは、報告を重く受け止めるとともに、今後、庁内に対策チームを設置し、観光機構への調査、対策の検討を進めていくとの説明がありました。

委員からは、観光機構の組織や活動に関する実態が見えにくいとの意見が出され、観光行政の推進を担う県と観光機構の役割分担や連携体制についてたまたまとともに、監査報告書の指摘事項等に対する厳正な検証を求めました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、大規模改修中の美和・春近発電所をはじめとした新規電源開発の進捗状況や、水道事業の広域化及び災害対策の強化などについての説明がありました。

委員からは、大規模災害に備えて、配水管等の耐震化を一層推進するとともに、給水活動への活用が期待されるろ過装置について市町村と連携した計画的な配備促進を求める意見が出されたほか、災害時に地域への電力供給を可能とする地域連携水力発電マイクログリッド構築事業の取組などについても意見や質問が出されたところでもあります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

共田武史委員長。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員からは、大規模地震の発生に対する備えについて質問が出されました。

警察本部からは、被災者の救出活動等に有効な装備資機材の整備や、日頃の訓練により対処能力の向上を図るとともに、自衛隊や消防等の関係機関との合同訓練や情報共有により非常時の円滑な連携に向けた関係の構築に努めているとの答弁がありました。

このほか、地域の防犯力向上、猟銃の規制等についても様々な意見が出されたところであります。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

委員からは、郵便局を活用した自治体行政サービス水準の維持について質問が出されました。

企画振興部からは、人口減少が進む中、小規模自治体が行政サービスを維持していくために郵便局の活用は有効であることから、証明書交付事務やマイナンバーカード申請事務の委託等、先進事例の周知や助言により、県内自治体での活用が進むよう取り組んでいくとの答弁がありました。

また、委員からは、開設から間もなく1年となる県直営のふるさと納税受付サイト「ガチなが」の認知度向上について質問が出されました。

総務部からは、山小屋応援等、長野県ならではの魅力が感じられる事業について担当部局と連携し効果的に発信するとともに、県公式SNSをはじめとする様々な媒体を活用したPRに取り組むなど、全庁を挙げて「ガチなが」の認知度の向上を図っていくとの答弁がありました。

このほか、少子化・人口減少対策、県財政の状況等についても様々な意見が出されたところでもあります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第78号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和6年度長野県一般会計予算案」につき討論をいたします。

山口典久議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。会派を代表して、第1号「令和6年度長野県一般会計予算案」に反対の討論を行います。

提出された令和6年度当初予算案の総額は、一般会計9,991億1,254万7,000円で、知事は議案説明の中で、最も重点を置く施策として「人口減少の緩和と適応」を位置づけ、「女性・若者から選ばれる県づくり」の第1に「子育てしやすい環境づくり」の予算を重点配分し、その経済的負担の軽減に取り組むとしています。

最初に、予算案に私たち共産党県議団も重ねて要望してきた県民の願いが盛り込まれていることを歓迎します。3歳未満児の保育料の第3子以降の無償化、また、子供の医療費助成の拡大も、県民の期待に応えるものです。

一方、「子育てしやすい環境づくり」は、その緊急性、重要性に鑑みて不十分なものです。県の調査でも、独り親家庭の7割が「食料を買えないことがあった」と答えていますが、物価

高騰に賃金の引上げが追いつかず、県民の暮らしは行き詰まり、経済的な困難が子供の虐待や痛ましい事件の背景ともなっています。

こうした中で、予算案は、特別支援学校の給食費値上げなど、負担増を求めています。この特別支援学校の給食費は、修学奨励費があり、7割弱が実質的に無償といっても、3割もの家庭が負担増になること自体が問題ではないでしょうか。

小中学校の給食費の無償化は、県内小学校で21町村、中学で15町村が実施しています。私たちは、これをさらに県下各地に広げるためにも、長野県の財政的な支援を求めてきましたが、県は消極的な姿勢を変えておりません。もちろん、給食費無償化は本来国が行うべき課題ではありますが、そのためにも、地方から取り組みを広げることが重要です。それは、長野県が全国に先駆けて実施した少人数学級の例が示しています。ちなみに、東京都と青森県は、来年度、具体的に踏み出すようです。

政府の国際意識調査では、日本は国民の過半数が「自分の国は子供を産み、育てやすい国だとは思わない」と答えた唯一の国だそうです。長野県の人口はいよいよ200万人を割り込みました。そして、少子化・人口減少対策は、この数年間が勝負と言われます。待ったなし。先送りできません。

阿部知事は、しあわせ信州創造プラン3.0で、少子化・人口減少、気候変動などの危機を克服するために、社会経済システムの大胆な変革に挑戦すると打ち出されています。しかし、令和6年度予算案の中身は、社会保障の負担増、賃金の抑制など日本の経済的停滞を生み、貧困や格差を拡大してきた国の30年来のコストカット型の政治の延長線と言わざるを得ません。

今、多くの県民の皆さんが不安や困難を抱えている中で、日々の暮らしと将来に希望を求めています。教育費の経済的負担の軽減、男女ともに子育てできる雇用のルールとまともな賃上げ、保育の体制と条件整備など、安心して働き、子育てできる環境づくりのための緊急で抜本的な対策を求めて、討論いたします。

○議長（佐々木祥二君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木祥二君）起立多数。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（佐々木祥二君）次に、各委員長の報告中、第78号「令和5年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（佐々木祥二君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●委員会提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、議会運営委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

委第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則案提出書

令和6年3月12日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

議会運営委員長 堀 内 孝 人

長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

委第2号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案提出書

令和6年3月12日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

議会運営委員長 堀 内 孝 人

地方自治法第109条第6項及び長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

ただいま報告いたしました委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●委員会提出議案

○議長（佐々木祥二君）本案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

○議長（佐々木祥二君）この際、お諮りいたします。環境文教委員会の閉会中の継続審査及び調査事件中、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事件及び文化財の保護に関する事件につきましては、去る12月15日の会議で議決されました知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例及びただいま議決されました長野県議会委員会条例の一部を改正する条例施行後は、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事件については産業観光企業委員会、文化財の保護に関する事件については県民文化健康福祉委員会の所管とみなすことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、各条例施行後は、環境文教委員会の閉会中の継続審査及び調査事件中、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事

件については産業観光企業委員会、文化財の保護に関する事件については県民文化健康福祉委員会の所管とみなすことに決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次会の日程は、改めて書面で御通知申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時37分散会

令和 6 年 3 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 10 号

令和6年2月

第433回長野県議会(定例会)会議録(第10号)

令和6年3月13日(水曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐 々 木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
総 務 部 長 玉 井 直
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正

財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
警 察 本 部 長 小 山 巖
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
総 務 課 長 若 月 真 也
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀

議事課課長補佐
兼議事係長 半 崎 洋 一
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未 知 時

令和6年3月13日（水曜日）議事日程

午前10時30分開議

議長の辞職及び選挙

副議長の辞職及び選挙

本日の会議に付した事件等

議長の辞職及び選挙

副議長の辞職及び選挙

午前10時30分開議

○副議長（埋橋茂人君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議長の辞職及び選挙並びに副議長の辞職及び選挙であります。

●議長の辞職

○副議長（埋橋茂人君）次に、佐々木祥二議長から議長の辞職願の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。議長の辞職は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、議長の辞職は許可することに決定いたしました。

〔55番佐々木祥二君入場・着席〕

○副議長（埋橋茂人君）佐々木祥二議員、御挨拶を願います。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）退任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

昨年5月10日、議員各位の御推挙をいただきまして県議会議長に就任して以来、埋橋副議長とともに、誠心誠意、円満公平な議会運営に万全を期すとともに、知事はじめ理事者とは緊張感のある関係を保ちながら、闊達な議論が尽くされるよう努力してまいりました。

昨今の社会情勢を見ますと、少子化・人口減少対策をはじめ、物価高騰への対応、DXの推進、脱炭素社会の実現、加えて、今年1月の能登半島地震を契機に防災・減災対策が改めて問われるなど、多くの課題を抱えており、本県のさらなる発展のため、私ども県議会は、議会審

議を尽くし、その役割と責任を果たすことが強く求められております。

私が議長に就任してからこれまでの期間を顧みますと、5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上2類相当から5類へ移行されたことに伴い、経済活動が再開し、コロナ禍からの回復が見られた一方、長期化している物価高騰が県民生活や事業活動に大きな影響を与え、県民の豊かな暮らしの実現を脅かしてまいりました。

こうした中、執行部の事業の早期着手に対応するため、補正予算等につきまして慎重に審議、可決するなど、積極的かつ迅速に対応してまいりました。

また、所信表明において、県議会議員選挙の投票率低下を止めることや県議会の活性化が私の役割と使命ではないかと思ひ、議会改革を研究していくと発表させていただきました。その成果の一端として、タブレット端末を活用し、本会議審議、委員会審査の充実や議会運営の効率化を図ったところでございます。

さらに、これから本格的な人口減少時代を迎えるに当たり、総合的、横断的な取組が必要なことから、県議会に少子化・人口減少対策調査特別委員会を設置させていただきました。この特別委員会におきましては、少子化対策や人口減少に対応した社会づくりについて執行部の取組状況を調査し、本県の将来像を見据えながら活発な議論を交わしております。

以上のように、議長就任以来、様々な場面におきまして、議会の代表としての職務を果たすことができましたのも、埋橋副議長並びに同僚議員各位をはじめ、理事者の皆様の御支援、御協力のたまものであり、心から厚く感謝を申し上げる次第でございます。

今後も、一議員として、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、長野県の発展のため、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

結びに、議員並びに理事者各位のますますの御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎議長の選挙

○副議長（埋橋茂人君）これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に山岸喜昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました山岸喜昭議員を議長の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（埋橋茂人君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山岸喜昭議員が議長に当選されました。

当選承諾の手续を取りますので、そのまましばらくお待ち願います。

ただいま議長に当選されました山岸喜昭議員、御挨拶を願います。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）一言御挨拶を申し上げます。

ただいま執行されました議長選挙におきまして、私が議長の栄職に就任いたすことになりました。これは、同僚議員各位の格別なる御厚情のたまものであり、私の最も光栄とするところであります。

もとより微力ではございますが、御推挙を得まして当選いたしました以上、誠心誠意、円滑な議会運営に心がけ、県勢発展のために全力を傾注してまいる所存でございます。

人口減少への対策を進め、未来へ挑戦していくための様々な施策に対する取り組みが進められる中、県民の負託を受けた県議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております。

このようなとき議長に就任いたしました私の職責は極めて重大であることから、同僚議員各位はもとより、知事をはじめとする執行機関の皆様方の御支援を心からお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶といたします。よろしく願います。

○副議長（埋橋茂人君）山岸議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長山岸喜昭君着席〕

●副議長の辞職

○議長（山岸喜昭君）次に、埋橋茂人副議長から副議長の辞職願の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。副議長の辞職は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職は許可することに決定いたしました。

〔35番埋橋茂人君入場・着席〕

○議長（山岸喜昭君） 埋橋茂人議員、御挨拶を願います。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君） 副議長の退任に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

昨年5月10日、議員各位の御推挙を賜り、第101代長野県議会副議長に就任して以来、佐々木議長とともに、円滑な議会運営に万全を期すとともに、同僚議員各位の御協力をいただき、微力ながら県政の発展に尽くしてまいりました。

この1年を顧みますと、先ほどの佐々木議長の御挨拶のとおり、新型コロナウイルス感染症の5類への移行をはじめ、急速に進行する少子化・人口減少や社会のデジタル化への対応など、常に様々な出来事や課題があり、議会としても、課題解決に向け、鋭意取り組んできたところでございます。

私が委員長を務めました広報委員会では、佐々木議長とともに、県民に身近で開かれた議会を目指し、様々な取組により県議会活動の周知に努めてまいりました。

主な取組としては、県民の皆様への分かりやすい情報発信が重要と考え、新たにアルクマにも登場いただくなど、より親しみやすい内容に変更した議会広報番組を県内民放地上波で放送したほか、広報紙のレイアウトを検討し、より見やすい紙面への見直しを行いました。

また、昨年の県議会選挙では、10代の投票率が22.39%となり、全体の投票率よりもさらに低い状況にあったことから、若い世代にも政治への関心を高めてもらうことが必要と考え、小学生の議場見学や、高校生、大学生等との意見交換の場である「こんにちは県議会です」において積極的に意見交換を行いました。いずれも、若い世代の県政、県議会に対する認識や率直な意見を聞く有意義な機会となり、改めて、県議会活動を積極的に周知し、県民の皆様と一緒に長野県の将来を考えていくことの重要性を強く感じたところでございます。

振り返りまして、副議長としての重責を果たすことができましたのも、ひとえに、佐々木議長並びに同僚議員各位をはじめ、理事者や報道の皆様、県民の皆様の温かい御支援、御協力のたまものであると感謝いたすとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後は、副議長としての1年間の貴重な経験を生かし、一議員として、微力ではございますが、引き続き県勢発展のために力を尽くしてまいる所存でございます。今後とも皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様、理事者の皆様のますますの御健勝と御発展を心から御祈念申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

●副議長の選挙

○議長（山岸喜昭君）これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に続木幹夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました続木幹夫議員を副議長の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました続木幹夫議員が副議長に当選されました。

当選承諾の手続きを取りますので、そのまましばらくお待ち願います。

ただいま副議長に当選されました続木幹夫議員、御挨拶を願います。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の御推挙を得まして、副議長の要職を担うことになりました。誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第であります。

もとより微力ではございますが、議長の下に相助け、相協力いたしまして、県勢発展のため渾身の努力を払い、議会運営に万全を期してまいる所存でございます。

何とぞ、同僚議員各位をはじめ、執行機関の皆様方の御支援を心からお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次会の日程は、改めて書面で御通知申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時51分散会

令和 6 年 3 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 11 号

令和6年2月

第433回長野県議会(定例会)会議録(第11号)

令和6年3月13日(水曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

49 番 宮 澤 敏 文

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
総 務 部 長 玉 井 直
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正

財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
警 察 本 部 長 小 山 巖
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
総 務 課 長 若 月 真 也
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀

総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時

令和6年3月13日（水曜日）議事日程

午後4時

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

常任委員の辞任（日程追加）

本日の会議に付した事件等

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

常任委員の辞任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

午後4時40分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員、同委員長及び同副委員長の選任、議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任、長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙並びに知事提出議案についてであります。

●常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（山岸喜昭君）次に、任期満了に伴う常任委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、常任委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。常任委員長及び同副委員長にお手元に配付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、常任委員長及び同副委員長に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

●常任委員の辞任

○議長（山岸喜昭君）次に、山岸喜昭及び続木幹夫副議長から、ただいま選任されましたそれぞれの常任委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました常任委員辞任の件を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。山岸喜昭及び続木幹夫副議長の常任委員の辞任は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、山岸喜昭及び続木幹夫副議長の常任委員の辞任は、許可することに決定いたしました。

●議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（山岸喜昭君）次に、任期満了に伴う議会運営委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員にお手元に配付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。議会運営委員長及び同副委員長にお手元に配

付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び同副委員長に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

●長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○議長（山岸喜昭君）これより長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

長野県地方税滞納整理機構議会議員に寺沢功希議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました寺沢功希議員を長野県地方税滞納整理機構議会議員の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺沢功希議員が長野県地方税滞納整理機構議会議員に当選されました。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年3月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第91号 監査委員の選任について

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）本件を議題といたします。

本件に関する地方自治法第117条の規定による除斥対象者は依田明善議員でありますので、退場願います。

〔除斥対象議員退場〕

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本定例会の会期は3月14日まで1日間残っておりますが、本日をもって閉会するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会におきましては、令和6年度当初予算案をはじめとする多数の議案につきまして、それぞれ御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に際し議員各位から頂戴した様々な御意見、御提案を十分参考にさせていただき、しあわせ信州創造プラン3.0で掲げた新時代創造プロジェクトの積極的な推進、直面する重要課題としての少子化・人口減少への対応や、地震・防災対策の強化などに全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、なお一層の御活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後4時48分閉会

議案等の部

議案等の部目次

1 議案

(1) 知事提出議案

(令和6年2月14日上程・令和6年2月21日可決)

第77号 訴えの提起について	222
----------------	-----

(令和6年2月14日上程・令和6年3月12日可決)

第1号 令和6年度長野県一般会計予算案	1
第2号 令和6年度長野県公債費特別会計予算案	20
第3号 令和6年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算案	23
第4号 令和6年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予 算案	25
第5号 令和6年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備 等資金貸付金特別会計予算案	27
第6号 令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算案	29
第7号 令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算案	32
第8号 令和6年度長野県農業改良資金特別会計予算案	34
第9号 令和6年度長野県漁業改善資金特別会計予算案	36
第10号 令和6年度長野県県営林経営費特別会計予算案	38
第11号 令和6年度長野県林業改善資金特別会計予算案	41
第12号 令和6年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予 算案	43
第13号 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算 案	45
第14号 令和6年度長野県流域下水道事業会計予算案	48
第15号 令和6年度長野県電気事業会計予算案	52
第16号 令和6年度長野県水道事業会計予算案	56
第17号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関 する条例の一部を改正する条例案	60

第 18 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	65
第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	73
第 20 号	長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	74
第 21 号	長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	75
第 22 号	長野県文化会館条例の一部を改正する条例案	76
第 23 号	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	86
第 24 号	女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案	90
第 25 号	長野県女性相談支援センター条例案	99
第 26 号	県立ときわぎ寮条例案	101
第 27 号	医療法施行条例の一部を改正する条例案	103
第 28 号	貸付金免除条例の一部を改正する条例案	104
第 29 号	長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案	105
第 30 号	長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案	106
第 31 号	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	107
第 32 号	旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案	139
第 33 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案	140
第 34 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	141

第 35 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	156
第 36 号	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	161
第 37 号	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案	174
第 38 号	長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案	175
第 39 号	資金積立基金条例の一部を改正する条例案	176
第 40 号	信州登山案内人条例の一部を改正する条例案	177
第 41 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	179
第 42 号	長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案	180
第 43 号	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案	181
第 44 号	長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	182
第 45 号	長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	183
第 46 号	長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案	185
第 47 号	長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案	188
第 48 号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	189
第 49 号	包括外部監査契約の締結について	190
第 50 号	交通事故に係る損害賠償について	191
第 51 号	指定管理者の指定について	193
第 52 号	指定管理者の指定について	194
第 53 号	県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負	

	契約の締結について……………	195
第 54 号	県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について……………	196
第 55 号	県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について……………	197
第 56 号	県営林道事業施行に伴う市町村の負担について……………	199
第 57 号	長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について……………	200
第 58 号	一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）請負契約の締結について……………	201
第 59 号	一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区）変更請負契約の締結について……………	202
第 60 号	道路上の事故に係る損害賠償について……………	203
第 61 号	一般国道141号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について……………	205
第 62 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）請負契約の締結について……………	206
第 63 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 1 工区）変更請負契約の締結について……………	207
第 64 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 2 工区）変更請負契約の締結について……………	208
第 65 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 4 工区）変更請負契約の締結について……………	209
第 66 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について……………	210
第 67 号	一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について……………	211
第 68 号	一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について……………	212
第 69 号	一級河川の指定について……………	213
第 70 号	河川隣接地の事故に係る損害賠償について……………	214
第 71 号	道路事業施行に伴う市町村の負担について……………	216
第 72 号	急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について……………	217

第 73 号	都市計画事業施行に伴う市町村の負担について……………	218
第 74 号	令和 5 年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	219
第 75 号	流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について……………	220
第 76 号	高等学校の統合について……………	221

(令和 6 年 2 月 14 日 上程)

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	271
報第 2 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	273
報第 3 号	試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	275
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	277
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	279
報第 6 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	281
報第 7 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	286
報第 8 号	河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	288
報第 9 号	急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専 決処分報告……………	290
報第 10 号	自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	292

(令和 6 年 2 月 20 日 上程・令和 6 年 2 月 29 日 可決)

第 90 号	教育委員会教育長の選任について……………	269
--------	----------------------	-----

(令和 6 年 2 月 20 日 上程・令和 6 年 3 月 12 日 可決)

第 78 号	令和 5 年度長野県一般会計補正予算 (第 6 号) 案……………	224
第 79 号	令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算 (第 1 号) 案……………	244
第 80 号	令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補 正予算 (第 1 号) 案……………	246
第 81 号	令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 案……………	248
第 82 号	令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 補正予算 (第 1 号) 案……………	251
第 83 号	令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算 (第 2	

	号) 案	253
第 84 号	令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号) 案	257
第 85 号	令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算 (第 1 号) 案	259
第 86 号	令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算 (第 2 号) 案	261
第 87 号	令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号) 案	263
第 88 号	令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算 (第 2 号) 案	265
第 89 号	令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算 (第 2 号) 案	267

(令和 6 年 3 月 13 日上程・同日可決)

第 91 号	監査委員の選任について	270
--------	-------------	-----

(2) 議員提出議案

(令和 6 年 2 月 29 日上程・同日可決)

議第 1 号	鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める意見書 (案)	294
議第 2 号	若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書 (案)	295
議第 3 号	医療的ケア児等への支援の充実を求める意見書 (案)	296
議第 4 号	政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書 (案)	297
議第 5 号	災害への対応力の強化を求める意見書 (案)	298
議第 6 号	若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化を求める意見書 (案)	299
議第 7 号	被災者生活再建支援法に基づく支援制度の拡充を求める意見書 (案)	300

(3) 委員会提出議案

(令和 6 年 3 月 12 日上程・同日可決)

委第 1 号	長野県議会会議規則の一部を改正する規則 (案)	301
委第 2 号	長野県議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)	304

2 諸般の報告

(令和6年2月14日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	306
長野県国民保護計画の変更について	307
令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	308
現金出納検査結果	309

(令和6年2月20日報告)

人事委員会意見回答	311
-----------	-----

(令和6年3月12日報告)

令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について	312
現金出納検査結果	313

3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨

危機管理部長議案説明要旨	314
企画振興部長議案説明要旨	319
総務部長議案説明要旨	329
県民文化部長議案説明要旨	335
健康福祉部長議案説明要旨	345
環境部長議案説明要旨	358
産業労働部長議案説明要旨	365
観光部長議案説明要旨	373
農政部長議案説明要旨	378
林務部長議案説明要旨	386
建設部長議案説明要旨	392

4 発言通告者一覧表

5 陳情文書表

6 委員会審査報告書

(令和6年2月21日報告)

危機管理建設委員会……………	409
(令和6年3月12日報告)	
危機管理建設委員会……………	410
県民文化健康福祉委員会……………	415
環境文教委員会……………	421
農政林務委員会……………	427
産業観光企業委員会……………	430
総務企画警察委員会……………	433
7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿……………	438
8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿……………	439

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計予算案

令和 6 年度長野県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,991 億 1,254 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

1 県	歳 款	歳 入 項 額	金 額	千円
1	県 税	民 税	79,041,676	
2	事 業 税	業 税	67,856,509	
3	地 方 消 費 税	消 費 税	35,884,897	
4	不 動 産 取 得 税	取 得 税	4,855,312	
5	県 た ば こ 税	た ば こ 税	2,239,352	
6	ゴ ル フ 場 利 用 税	場 利 用 税	795,287	
7	軽 油 引 取 税	引 取 税	17,078,268	
8	自 動 車 税	動 車 税	32,416,918	
9	鉦 区 税	区 税	2,510	
10	固 定 資 産 税	定 資 産 税	20,024	

11	狩	猟	税	13,245
12	旧	法	による	9,203
	2	地方消費税清算金		103,101,749
	1	地方消費税清算金		103,101,749
	3	地方譲与税		41,289,000
	1	特別法人事業譲与税		37,627,000
	2	地方揮発油譲与税		3,131,000
	3	石油ガス譲与税		97,000
	4	自動車重量譲与税		218,000
	5	森林環境譲与税		206,000
	6	航空機燃料譲与税		10,000
	4	地方特例交付金		7,496,000
	1	地方特例交付金		7,496,000
	5	地方交付税		209,812,000
	1	地方交付税		209,812,000
	6	交通安全対策特別交付金		556,000
	1	交通安全対策特別交付金		556,000

7	分担金及び負担金			1,941,292
		1	分担金	173,201
		2	負担金	1,768,091
8	使用料及び手数料			14,504,744
		1	使用料	11,398,717
		2	手数料	103,900
		3	証紙収入	3,002,127
9	国庫支出金			115,605,557
		1	国庫負担金	60,920,361
		2	国庫補助金	53,009,047
		3	委託金	1,676,149
10	財産収入			1,415,999
		1	財産運用収入	1,021,819
		2	財産売却収入	394,180
11	寄付金			1,185,210
		1	寄付金	1,185,210
12	繰入金			28,427,728

13	繰越金	1	特別会計繰入金	78,440
			2 基金繰入金	28,188,163
			3 企業特別会計繰入金	161,125
1	繰越金	1	繰越金	1
14	諸収入			165,563,066
		1	延滞金加算金及び過料等	217,054
		2	県預金利息	100
		3	貸付金元利収入	153,240,797
		4	受託事業収入	2,976,004
		5	収益事業収入	4,208,925
		6	利子割精算金収入	1
		7	雑収入	4,920,185
15	県債			68,001,000
		1	県債	68,001,000
	歳入合計			999,112,547

款		歳		出		金額
				項		千円
1	議	費	1	議	費	1,461,133
2	總	務	1	管	費	1,461,133
			2	理	費	42,379,697
			3	面	費	20,328,134
			4	稅	費	6,851,254
			5	村	費	6,204,645
			6	振	費	1,810,825
			7	興	費	24,005
			8	拳	費	2,241,798
			9	災	費	5,050
			10	救	費	600,164
			11	助	費	3,828,639
			12	查	費	247,534
			13	文	費	100,698
			14	化	費	
			15	事	費	
			16	員	費	
			17	會	費	

3	民	生	費	12	監	査	員	費	136,951
									136,905,276
				1	社	会	福	社	費
				2	児	童	福	社	費
				3	障	が	い	福	社
				4	生	活	保	護	費
									2,405,590
4	衛	生	費						24,183,566
				1	医	務	所	費	7,231,157
				2	保	健		費	2,328,523
				3	病	院		費	5,532,648
				4	公	衆	衛	生	費
				5	環	境	衛	生	費
				6	薬	務		費	338,116
									199,210
5	労	働	費						2,928,266
				1	労	政		費	175,430
				2	職	業	能	力	開
									発
				3	雇	用	対	策	費
									2,018,926
									664,982

6	環境費	4	労働委員会費	68,928
		1	環境管理費	4,699,474
		2	水環境費	2,598,150
		3	環境自然保護費	1,383,726
				717,598
7	農林水産業費			41,833,549
		1	農業費	12,026,937
		2	畜産業費	1,126,383
		3	農地費	14,391,993
		4	林業費	13,992,231
		5	水産業費	296,005
8	商工費			163,251,504
		1	商工費	162,457,560
		2	観光費	793,944
9	土木費			110,380,186
		1	土木管理費	4,181,451
		2	道路橋梁費	54,231,687

3	河	川	費	9,875,606
4	砂	防	費	11,446,736
5	都	市	計	12,077,841
6	住	宅	費	6,079,256
7	中	央	新	5,036
8	直	轄	事	12,482,573
			業	46,884,641
			負	41,879,125
10	警	察	費	5,005,516
			管	198,769,373
11	教	育	費	16,659,851
			活	65,169,864
			動	41,928,935
1	教	育	總	20,858,738
2	小	學	校	43,300,293
3	中	學	校	1,888,614
4	特	別	支	718,606
5	高	等	學	
6	大	學	費	
7	社	會	教	

12	災害復旧費	8	保健体育費	8,244,472
				8,077,908
		1	農林水産施設災害復旧費	1,758,070
		2	公共土木施設災害復旧費	5,906,018
		3	県単土木施設災害復旧費	413,820
13	公債費			117,682,271
		1	公債費	117,682,271
14	諸支出金			99,575,703
		1	地方消費税清算金	34,042,890
		2	利子割交付金	91,098
		3	配当割交付金	1,279,777
		4	株式等譲渡所得割交付金	1,123,417
		5	法人事業税交付金	4,872,220
		6	地方消費税交付金	51,851,113
		7	ゴルフ場利用税交付金	584,536
		8	環境性能割交付金	936,654
		9	個人県民税徴収取扱費交付金	3,652,948

10	利子割算金	50
11	市町村振興宝くじ交付金	1,141,000
15	予備費	100,000
1	予備費	100,000
	歳出合計	999,112,547

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
衛星系防災行政無線設備更新事業	令和7年度	4,467,937
消防防災航空センター事業	令和6年度～令和7年度	24,008
高速情報通信ネットワーク整備事業	令和6年度～令和9年度	8,284
投開票集計システム再構築事業	令和6年度～令和7年度	17,144
しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	元金970,000千円及びこれに 対する利息(遅延利息を含 む。)相当額並びに補償履行 の日までの利息
空港管理事業	令和6年度～令和8年度	1,431,430
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和6年度～令和16年度	共同発行団体による共同発行 の総額から県負担額を除いた 額及びこれに対する利子相当 額
物品管理システム構築事業	令和6年度～令和7年度	9,163
中長期修繕・改修事業	令和7年度	3,140,067
自動車税納税通知書印刷事業	令和6年度～令和7年度	15,896
総務事務民間人材活用事業	令和7年度～令和9年度	181,873
がん先進医療費利子補給	令和7年度～令和12年度	469
再生可能エネルギー普及総合支援事業	令和7年度～令和8年度	180,000
ものづくり産業応援助成	令和7年度～令和8年度	1,269,600

I C T 産業立地助成	令和7年度～令和10年度	417,400
本社等移転促進助成	令和7年度～令和8年度	23,000
指定野菜価格安定資金造成円滑化事業	令和6年度～令和7年度	157,700
契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	令和6年度～令和7年度	17,400
大家畜特別支援資金利子補給	令和6年度～令和31年度	3,266
養豚特別支援資金利子補給	令和6年度～令和21年度	949
中野食肉施設整備支援事業	令和6年度～令和7年度	224,000
県営かんがい排水事業	令和7年度～令和8年度	1,199,600
県営畑地帯総合土地改良事業	令和7年度～令和8年度	1,365,000
経営体育成基盤整備事業	令和7年度	568,000
県営中山間総合整備事業	令和7年度	310,000
農地防災地すべり対策事業	令和7年度	50,000
県営農村地域防災減災事業	令和7年度～令和9年度	4,130,000
農業近代化資金利子補給	令和6年度～令和26年度	126,789
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和6年度～令和21年度	11,850
担い手支援資金借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	元金572,000千円及び延滞金並びに違約金相当額並びに補償履行の日までの利息
農地売買支援事業利子補給	令和6年度～令和10年度	399

事業名	返済期間	元金
林業公社日本政策金融公庫造林資金借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	40,348千円及びこれに対する利息(遅延利息を含む。) 相当額並びに補償履行の日までの利息
森林整備合理化計画推進事業利子助成	令和7年度～令和36年度	5,622
公共治山事業	令和6年度～令和7年度	784,900
橋梁補修事業	令和7年度	5,493,000
災害防除道路事業	令和7年度～令和8年度	3,634,000
雪寒対策道路事業	令和7年度	180,000
交通安全施設事業	令和7年度	1,436,000
電線共同溝整備事業	令和7年度	405,000
市町村基幹道路整備事業	令和7年度～令和8年度	822,000
道路橋梁維持修繕事業	令和7年度	1,020,000
道路防災事業	令和7年度	230,000
雪寒地域建設機械整備事業	令和7年度	300,000
道路改築事業	令和7年度～令和12年度	47,589,000
道路建設受託事業	令和7年度～令和10年度	472,000
河川改修事業	令和7年度～令和8年度	9,386,500
河川災害復旧助成事業	令和7年度～令和9年度	660,000
河川等災害関連事業	令和7年度～令和8年度	37,048
ダム建設事業	令和7年度～令和9年度	900,000

令和2年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	700,000
令和5年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	164,388
令和6年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	454,000
通常砂防事業	令和7年度～令和10年度	7,750,000
火山砂防事業	令和7年度～令和8年度	800,000
地すべり対策事業	令和7年度	3,180,000
急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	1,410,000
雪崩対策事業	令和7年度	300,000
街路事業	令和7年度～令和13年度	7,895,000
都市公園事業	令和7年度～令和8年度	4,150,000
土木公共用地先行取得事業	令和6年度～令和10年度	5,728,000
有料道路活用による道路環境改善事業に対する負担	令和6年度～料金徴収期間満了のとき	有料道路料金の引下げに伴う料金収入の減収相当額
河川調査事業	令和7年度	7,000
砂防等調査事業	令和7年度	30,000
住宅オールZEH化推進事業	令和6年度～令和7年度	111,800
県営住宅建替事業	令和7年度	26,598
特定緊急砂防事業	令和7年度～令和8年度	450,000
許可事務システム賃借料	令和6年度～令和12年度	55,046

警察情報通信ネットワーク事業	令和6年度～令和9年度	63,314
車両管理システム賃借料	令和6年度～令和12年度	71,080
茅野警察署射撃場換気設備改修事業	令和7年度	153,585
運転適正検査器賃借料	令和6年度～令和11年度	27,940
動体・夜間視力計賃借料	令和6年度～令和11年度	21,055
総合指揮システム賃借料	令和7年度～令和11年度	362,176
再編統合高等学校施設整備基本計画策定事業	令和7年度	4,770
高等学校修繕・改修事業	令和7年度	837,270

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防災行政無線整備事業費	999,000	1 資金	5.0%以内	1 政府資金については、その融通条件による。
震度情報ネットワークシステム整備事業費	33,000	2 方法		2 銀行その他の資金については、その債権者との協定による。
災害対策本部室整備事業費	16,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
地域鉄道整備事業費	204,000	3 その他		
未利用県有地有効活用事業費	14,000	発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。		
県有施設整備事業費	2,528,000			
庁舎整備事業費	305,000			
文化施設整備事業費	213,000			
社会福祉施設整備事業費	396,000			
保育施設整備事業費	5,000			
信濃学園整備事業費	7,000			
技術専門学校整備事業費	2,000			
地球温暖化対策推進事業費	58,000			
自然公園施設整備事業費	3,000			

水産試験場整備事業費	2,000
農業農村整備事業費	2,983,000
農道事業費	35,000
林業大学校整備事業費	12,000
林業総合センター整備事業費	50,000
射撃場整備事業費	7,000
治山事業費	1,921,000
林道事業費	97,000
工業技術総合センター整備事業費	18,000
河川事業費	4,264,000
砂防事業費	4,949,000
都市計画事業費	4,038,000
道路事業費	20,567,000
公営住宅建設事業費	1,504,000
県有施設耐震化事業費	206,000
砂防事務所整備事業費	4,000

直轄事業費	11,692,000		
警察施設整備事業費	573,000		
交通安全施設整備事業費	1,090,000		
警察装備品整備事業費	431,000		
幼稚園整備事業費	2,000		
高等学校整備事業費	1,701,000		
特別支援学校整備事業費	915,000		
埋蔵文化財センター除却事業費	4,000		
体育施設事業費	5,000		
過年災害復旧費	817,000		
現年災害復旧費	1,769,000		
臨時財政対策債	3,562,000		
合計	68,001,000		

1	一般會計繰入金	117,261,369
2	基金繰入金	59,736,892
3	債	90,500,000
	1 県債	90,500,000
	歳入合計	268,445,587
	歳出	
	款	金額
	1 公債費	268,445,587
	1 公債費	268,445,587
	歳出合計	268,445,587

千円

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
長野県平成25年度第2回公債借換債	8,600,000	1 資金 銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め ために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	債権者との協定による。
第136回共同発行市場公募地方債借換債	1,100,000			
第137回共同発行市場公募地方債借換債	4,800,000			
第138回共同発行市場公募地方債借換債	4,500,000			
第139回共同発行市場公募地方債借換債	5,300,000			
長野県平成26年10月24日債借換債	3,400,000			
第140回共同発行市場公募地方債借換債	6,000,000			
第143回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
長野県平成27年3月25日債借換債	32,000,000			
長野県令和元年度第1回公募公債借換債	20,800,000			
合 計	90,500,000			

第 3 号

令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,773万6千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳入	歳出	歳入歳出	項	入	額	金	額	千円
1	繰入金					584			584
2	繰越金							356,564	
3	諸収入							160,588	
				1	一般会計繰入金	584			
				1	繰越金			356,564	
				1	貸付金元利収入			154,181	
				2	雑収入			6,407	

歲	入	合	計	歲	出	金	額
歲	入	合	計	歲	出	金	額
1	貸	款	付	1	貸	金	510,630
2	事	務	費	1	貸	金	510,630
							7,106
				1	貸	事	務
							費
							7,106
歲	出	合	計				517,736

517,736

千円

第 4 号

令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,300万3千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	額	金 額
	入			千円
1 国庫支出金				80,242
		1 国庫補助金		80,242
2 諸収入				246,920
		1 雑入		246,920
3 掛金収入				45,194
		1 掛金収入		45,194
4 財産収入				21

第 5 号

令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億5,033万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

	歳 入	歳 出	歳 入	
			項 目	金 額
1 諸 収 入				千円 2,785,733
2 県 債			1 貸付金元利収入	2,785,733
				664,600

1 県 債 664,600

歳 入 合 計 3,450,333

歳 出 項 目 金 額 千円

1 貸 付 金 664,600

1 貸 付 金 664,600

2 公 債 費 2,785,733

1 病 院 事 業 債 償 還 金 2,785,733

歳 出 合 計 3,450,333

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人長野県立病院機構 施設整備等資金貸付金	千円 664,600	1 資 金 政府資金、銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金に ついては、その債権者 との協定による。

第 6 号

令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算案

令和6年度長野県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,791億5,961万5千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	額
				千円
1	分担金及び負担金			48,504,294
2	国庫支出金	1	負担金	48,504,294
		1	国庫負担金	50,441,312
		2	国庫補助金	35,938,180
3	前期高齢者交付金			14,503,132
		1	前期高齢者交付金	62,754,622
				62,754,622

4	共同事業交付金		489,978	
		1	共同事業交付金	489,978
5	財産収入		1,694	
		1	財産運用収入	1,694
6	繰入金		11,474,351	
		1	一般会計繰入金	11,474,351
7	繰越金		5,490,955	
		1	繰越金	5,490,955
8	諸収入		2,409	
		1	雑収入	2,409
	歳入合計		179,159,615	
		歳		
		出		
	款	項	金額	
			千円	
1	国民健康保険事業費		179,159,615	
		1	国民健康保険運営事業費	178,166,024
		2	総務費	3,021

3	保 健 事 業 費	177,356
4	予 備 費	813,214
	歲 出 合 計	179,159,615

第 7 号

令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,273万4千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳入	歳入	項	額	金 額
					千円
1 繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	4,224
2 繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	4,224
3 諸収入	諸収入	諸収入	諸収入	諸収入	10,807
					10,807
					317,703
					317,702
					1

歳	入	合	計	332,734
歳	入	合	計	332,734
			出	
			項	
			金	
			額	
				千円
1	小規模企業者等設備導入資金			332,734
			1 小規模企業者等設備導入資金	332,734
歳	出	合	計	332,734

第 8 号

令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,927万7千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入 歳出 予算

款	歳	項	入	金 額
				千円
1 貸付勘定収入		収	入	47,868
	1 諸	収	入	9,114
	2 繰	越	金	38,754
2 業務勘定収入				1,336
	1 諸	収	入	1
	2 繰	越	金	1,335
3 予備費勘定収入				73

1	繰越金	72
2	諸収入	1
	歳入合計	49,277

	歳出	金額
		千円
1	農業改良資金	49,277
1	貸付金	47,868
2	取扱事務費	1,336
3	予備費	73
	歳出合計	49,277

令和6年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

令和6年度長野県漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231万2千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	金	額
1	貸付勘定収入				1,602
		1	繰入金		1
		2	諸収入		940
		3	繰越金		661
2	予備費勘定収入				710
		1	諸収入		2
		2	繰越金		708

歲	入	合	計	2,312
	款	歲	出	金 額
				千円
1	漁業改善資金			2,312
		1	貸	金
		2	予	費
			備	710
歲	出	合	計	2,312

令和6年度長野県営林経営費特別会計予算案

令和6年度長野県営林経営費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,379万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	支出金	歳		金額
		項	入	
1 国庫	支 出 金	1 国 庫	負 担 金	10,660
2 財産	収 入			10,660
				61,476

千円

3	繰入金	1	財産運用収入	1	
			2	財産売却収入	61,475
					217,986
4	繰越金	1	一般会計繰入金		211,036
		2	基金繰入金		6,950
					24,632
5	繰越収入	1	繰越金		24,632
		1	雑収入		24,042
					24,042
6	県債	1	県債		45,000
		1	県債		45,000
					383,796
	歳入合計				
	歳出				
	款		項		金額
					千円
1	県営林経営費	1	管理費		383,796
		1			41,730

2	財	産	費	24,624
3	造	林	費	298,712
4	施	設	費	18,730
歳 出 合 計				383,796

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営林造林事業費	千円 45,000	株式会社日本政策金融公庫 資金	7.0% 以内	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)に定 めるところによる。

第 11 号

令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,944万3千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

款	歳	項	入	金額
				千円
1	貸付	勘定	収入	38,600
	1	諸	収入	33,042
	2	繰越	金	5,558
2	業務	勘定	収入	843
	1	繰入	金	842
	2	諸	収入	1
歳	入	合	計	39,443

款	項	出	金額
1 林業改善資金	1 貸付金		38,843
	2 取扱事務費		38,000
	3 予備費		842
2 林業就業促進資金			1
	1 貸付金		600
歳出合計			600
			39,443

第 12 号

令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,719万6千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

款	入	項	入	額
歳	歳	歳	歳	千円
1 繰入	繰入	繰入	繰入	5,646
2 繰出	繰出	繰出	繰出	5,646
1 繰入	繰入	繰入	繰入	51,550
2 繰出	繰出	繰出	繰出	51,550
歳入	歳入	歳入	歳入	57,196
歳出	歳出	歳出	歳出	57,196

款	項	額
1 貸	1 貸	50,916
付	金	
2 事	1 貸	50,916
務	付	
費	金	5,646
3 償	1 貸	5,646
還	付	
金	事	
	務	5,646
	費	
	3 償	634
	還	
	金	634
歲	1 償	
出	還	634
合	金	
計		57,196

第 13 号

令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 施設年間実施人数 理学療法の実施延人数4,000人、作業療法の実施延人数3,600人
- (2) 補装具製作等件数 義肢装具製作件数123件、義肢装具修理件数147件
- (3) 病院延べ患者数 入院延べ患者数12,123人、外来延べ患者数10,132人
- (4) 建設改良費 224万4千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 リハビリテーション事業収益		1,794,896 千円
第1項 運営事業収益		653,033 千円
第2項 運営事業外収益		1,141,863 千円
	支	出

第1款	リハビリテーション事業費用	1,794,896千円
第1項	運営事業費用	1,794,316千円
第2項	運営事業外費用	580千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款	資本的収入	20,296千円
第1項	負担金	20,296千円
第1款	資本的支出	20,296千円
第1項	建設改良費	2,244千円
第2項	固定資産購入費	18,052千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

運営事業外費用に計上した消費税及び地方消費税、控除対象外消費税に係る予定額に不足を生じた場合における運営事業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費をこの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 11億1,404万7千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3億2,929万9千円と定める。

令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 7,580万9,759立方メートル |
| (2) 1 日平均処理水量 | 20万7,698立方メートル |
| (3) 流域関連市町村数 | 15市町村 |
| (4) 建設改良費 | 55億4,127万円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業	収 益	13,142,143 千円
第 1 項 営業	収 益	6,412,293 千円
第 2 項 営業外	収 益	6,729,850 千円
	支 出	

第1款 下水道事業費用	13,142,143 千円
第1項 営業費用	12,681,745 千円
第2項 営業外費用	460,398 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	7,729,140 千円	
第1項 企業債	1,958,400 千円	
第2項 補助金	4,177,350 千円	
第3項 負担金	1,593,390 千円	
第1款 資本的支出		7,729,140 千円
第1項 建設改良費		5,541,270 千円
第2項 固定資産購入費		26,870 千円
第3項 企業債償還金		2,161,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業	令和7年度～令和11年度	7,100,729 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還金に充てるため

限度額 19億5,840万円

起債の方法 資金 政府、銀行その他の資金

方法 普通貸借又は債券発行

利率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 5億5,835万1千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業経営基盤の強化のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14億8,003万5千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、742万7千円と定める。

令和 6 年度長野県電気事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所の経営

発 電 所 数	25 所
最大出力合計	10 万 5,051 キロワット
年間販売電力量	2 億 6,729 万 4 千キロワットアワー

(2) 主要な建設改良事業

水力発電設備整備事業	168 億 7,882 万 3 千円
------------	--------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 電 気 事 業 収 益	5,866,107 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,454,334 千円
	収 入

第2項 営業外収益	1,411,773千円
第1款 電気事業費用	4,918,965千円
第1項 営業費用	4,762,964千円
第2項 営業外費用	156,001千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額42億4,083万7千円は、過年度分損益勘定留保資金20億5,363万2千円、当年度分損益勘定留保資金6億6,662万円、こどもの未来支援積立金5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14億7,058万5千円で補填するものとする。）。

第1款 資本的収入	13,768,000千円
第1項 企業債	13,768,000千円
第1款 資本的支出	18,008,837千円
第1項 建設改良費	16,921,943千円
第2項 企業債償還金	1,036,894千円
第3項 他会計への繰出金	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電設備整備事業	令和7年度～令和10年度	10,551,986千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 137億6,800万円

起債の方法 資 金 政府、銀行その他の資金

方 法 普通貸借又は債券発行

利 率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	7億9,938万3千円
(2) 交際費	10万円

令和 6 年度長野県水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 末端給水

給水戸数	8 万 948 戸	
年間総給水量	1, 899 万 5, 000 立方メートル	
1 日平均給水量	5 万 2, 039 立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	23 億 3, 588 万 9 千円

(2) 用水供給

年間総給水量	2, 956 万 5, 000 立方メートル	
1 日平均給水量	8 万 1, 000 立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	5 億 5, 579 万 4 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5,667,561千円
第1項 営業収益	5,149,785千円
第2項 営業外収益	517,776千円
支 出	
第1款 水道事業費用	5,412,789千円
第1項 営業費用	5,090,733千円
第2項 営業外費用	322,056千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額27億4,687万円は、過年度分損益勘定留保資金17億2,254万円、当年度分損益勘定留保資金7億9,798万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,634万7千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,831,168千円
第1項 企業債	1,642,000千円
第2項 負担金	189,168千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,578,038千円
第1項 建設改良費	2,891,683千円

第2項 企業債償還金 1,686,355千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
末端給水施設拡張改良事業	令和7年度	1,159,000千円
用水供給施設拡張改良事業	令和7年度	470,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 16億4,200万円

起債の方法 資 金 政府、銀行その他の資金

方 法 普通貸借又は債券発行

利 率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 6 億2,337万9千円 |
| (2) 交 際 費 | 9 万6千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,300万円と定める。

第 17 号

個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条 例案

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

別表第1の6 知事の項中「支給」を「支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

別表第2の1 知事の項中

法別表第2の11の項の第2欄に掲げる事務

を

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の2 知事の項中

法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務

を

児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の3 知事の項中

法別表第2の18の項の第2欄に掲げる事務

を

「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、同表の4 知事の項中

「法別表第2の35の項の第2欄に掲げる事務

を

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に

改め、同表の5 知事の項中

「法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務

を

「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、「（昭和25年法律第123号）」

を削り、同表の6 知事の項中

「法別表第2の39の項の第2欄に掲げる事務

を

「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、同表の7 知事の項中

法別表第2の116の項の第2欄に掲げる事務

を

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の8 知事の項中

法別表第2の147の項の第2欄に掲げる事務

を

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の9 知事の項中

法別表第2の155の項の第2欄に掲げる事務

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

を

に改め、同表の10 知事の項中「（昭和25年法律第226号）」及び「（平成22年法律第18号）」を削

り、同表の15 知事の項中「(昭和22年法律第164号)」及び「(平成6 年法律第30号)」を削る。

別表第3の1 知事の項中

「
法別表第2の37の項の第
2欄に掲げる事務
を

「
生活保護法による保護の
決定及び実施又は徴収金
の徴収に関する事務で
あって規則で定めるもの
に改め、同表の2 知事の項中

「
法別表第2の116の項の
第2欄に掲げる事務

「
中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及
び特定配偶者の自立の支
援に関する法律による中
国残留邦人等支給付等
の支給に関する事務で
あって規則で定めるもの

に改め、同表の5 教育委員会の項中

「
法別表第2の49の項の第
2欄に掲げる事務

「
特別支援学校への就学奨
励に関する法律による特
別支援学校への就学のた
め必要な経費の支弁に関
する事務であって規則で
定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の6 知事の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 18 号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中

ア 複写機により用紙に複写したものの イ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録をフレキシブルディスク カートリッジ（日本産業規格 X6223 に適合する幅90ミリメートルのもの に限る。(2)のイにおいて同じ。)に 複写したもの	1 枚	10円
	”	70円に少額領収書 等の写しの用紙1 枚ごとに10円を加 えた額

を

「ア 複写機により用紙に複写したものの 1 枚 10円」に、「ウ スキャナ」を「イ スキャナ」に、「(2)のウ」を「(2)のイ」に、

ア 複写機により用紙に複写したものの イ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録をフレキシブルディスク カートリッジに複写したもの	”	10円
	”	70円に収支報告関 覧対象文書の用紙 1枚ごとに10円を 加えた額

を

に改め、同表の36の項中

ア 複写機により用紙に複写したもの	10円
-------------------	-----

6,600円
4,600円
3,700円
4,700円
2,900円
5,700円
3,800円

7,200円
5,300円
4,200円
5,300円
2,900円
6,600円
4,400円

を
に改め、同表の39の項中

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができように設計されたものをいう。以下この項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円

を

である場合	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	〃	27,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	〃	44,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	〃	60,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	〃	75,000円
	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	〃	91,000円

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができように設計されたものをいう。以下この項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするものである場合	(1) (7) 以外の者である場合	(7) 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者である場合	〃	6,000円
		処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	〃	7,400円
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	〃	11,000円
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	〃	13,000円

処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円	〃	〃
処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円	〃	〃
処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円	〃	〃
処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円	〃	〃
処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円	〃	〃
処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円	〃	〃
処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円	〃	〃

に改め、「(昭和42年

法律第149号) 」を削り、同表の56の項中

免疫血清注射	炭疽血清注射	〃	1,100円
薬浴	豚丹毒血清注射	〃	1,100円
	大家畜薬浴	〃	1,100円

を

「薬浴」を削り、同表の56の項中

薬浴	大家畜薬浴	〃	1,100円
----	-------	---	--------

に改め、同表の61の項中

「6,500円」を削り、同表の56の項中

6,500円	6,300円	3,600円	3,500円
--------	--------	--------	--------

に改め、同表の61の項中

「3,900円」を削り、同表の56の項中

3,900円	3,800円	100,000円	110,000円
--------	--------	----------	----------

に改め、同表の68の項中

140,000円	190,000円	340,000円
----------	----------	----------

に改め、同表の74の6の項中

「150,000円」を削り、同表の56の項中

150,000円	210,000円	230,000円
200,000円	250,000円	270,000円
360,000円	340,000円	360,000円
	640,000円	680,000円

に改め、同表の74の6の項中

消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の74の7の項とし、同表の74の5の項を同表の74の6の項とし、同表の74の4の項を同表の74の5の項とし、同表の74の3の項を同表の74の4の項とし、同表の74の2の項を同表の74の3の項とし、同表の74の項の次に次のように加える。

74の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		単位	金額
(1) 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請に対する審査	ア 法第91条第1項に規定するセンタ一により作成された法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	1 件	4,000円
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この項において「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	〃	4,000円に1を超える長期修繕計画の数が1,000円を乗じて得た額を加えた額

(2) 法第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	イ	ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	26,000円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
	ア	適合証が提出された場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	4,000円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
	イ	ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	26,000円
			長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
(3) 法第5条の7第1		長期修繕計画の数が1である場合		〃	13,000円

項の規定による管理 計画の変更の認定の 申請に対する審査	長期修繕計画の数が2以上である場合	”	1万3,000円に1 を超える長期修繕 計画の数に7,000 円を乗じて得た額 を加えた額
------------------------------------	-------------------	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の36の項の改正規定及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年5月1日前に受験願書を提出した者が納付すべき消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の36の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 19 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「掲げる職員」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に掲げる職員で、通勤に使用される自動車等の駐車のための駐車場（人事委員会が定めるものに限る。次条第1項第3号において「駐車場」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。）前号に定める額及び支給単位期間につき、人事委員会が定めるところにより算出した当該支給単位期間の通勤に要する当該料金に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）

第19条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第20条第1項第3号中「運賃等」の次に「若しくは駐車場の利用に係る料金」を加える。

第47条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

第 20 号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察職員の職務の円滑な遂行又は警察職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 21 号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「12,700円」を「14,000円」に改める。

第11条第2号を削り、同条第3号中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新手数料」を「認定更新手数料」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第12条中「。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる認定等」を「）第4条の規定による自動車運転代行業の認定」に、「当該各号に定める手数料」を「認定手数料1万2,000円」に改め、同条各号を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第6を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 22 号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例案

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表の1の備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等

区 分		金 額						
		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時30 分から午後 9時30分ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	
長野県県民文化会館	大ホール	平日	円 56,400	円 95,900	円 112,800	円 152,300	円 208,700	円 238,600
		日曜日、土曜 日及び休日	73,300	119,900	135,400	193,200	255,300	295,700
		平日	73,300	124,600	146,600	197,900	271,200	310,100
		日曜日、土曜 日及び休日	95,300	155,800	176,000	251,100	331,800	384,400
		平日	90,200	153,400	180,500	243,600	333,900	381,700
		日曜日、土曜 日及び休日	117,300	191,800	216,600	309,100	408,400	473,100

3,000円を超え5,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	107,200	182,200	214,300	289,400	396,500	453,300
	日曜日、土曜日及び休日	139,300	227,700	257,200	367,000	484,900	561,800
5,000円を超え入場料を利用徴収して利用する場合	平日	129,700	220,500	259,400	350,200	479,900	548,600
	日曜日、土曜日及び休日	168,600	275,700	311,300	444,300	587,000	680,000
入場料を徴収しないで利用する場合	平日	28,100	47,800	56,200	75,900	104,000	118,900
	日曜日、土曜日及び休日	36,500	59,700	67,400	96,200	127,100	147,200
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	36,500	62,100	73,100	98,600	135,200	154,500
	日曜日、土曜日及び休日	47,500	77,600	87,700	125,100	165,300	191,500
1,000円を超え3,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	45,000	76,400	89,900	121,400	166,300	190,200
	日曜日、土曜日及び休日	58,400	95,500	107,900	153,900	203,400	235,600
3,000円を超え5,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	53,400	90,800	106,800	144,200	197,600	225,900
	日曜日、土曜日及び休日	69,400	113,500	128,100	182,900	241,600	279,900
中 小 学 校							

5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	64,600	109,900	129,300	174,500	239,200	273,400
	日曜日、土曜日及び休日	84,000	137,300	155,100	221,300	292,400	338,800
入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,500	14,500	17,000	23,000	31,500	36,000
	日曜日、土曜日及び休日	11,100	18,100	20,400	29,200	38,500	44,600
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,100	18,800	22,100	29,900	40,900	46,800
	日曜日、土曜日及び休日	14,400	23,500	26,500	37,900	50,000	58,000
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,600	23,100	27,200	36,700	50,300	57,500
	日曜日、土曜日及び休日	17,700	28,900	32,600	46,600	61,500	71,300
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,200	27,500	32,300	43,700	59,800	68,400
	日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,800	55,300	73,100	84,700
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	19,600	33,200	39,100	52,800	72,300	82,700
	日曜日、土曜日及び休日	25,400	41,500	46,900	66,900	88,400	102,400
小ホール							

1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋及び11号楽屋	1室について	1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400		
4号楽屋、5号楽屋及び13号楽屋	"	1,100	"	2,200	"	4,100	4,700		
6号楽屋、7号楽屋及び14号楽屋	"	1,300	"	2,600	"	4,800	5,500		
8号楽屋		1,800	3,100	3,600	4,900	6,700	7,700		
12号楽屋		900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800		
リハーサル室		7,000	11,900	14,000	18,900	25,900	29,600		
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで						19,300円	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	"							25,100円
	1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	"							30,900円
第1会議室		2,600	4,400	5,200	7,000	9,600	11,000		
第2会議室		5,300	9,000	10,600	14,300	19,600	22,400		
第3会議室及び第4会議室	1室について	3,400	5,800	6,800	9,200	12,600	14,400		
	入場料を徴収しないで利用する場合	円	円	円	円	円	円		
大ホール	平日	39,200	66,600	78,400	105,800	145,000	165,800		
	日曜日、土曜日及び休日	51,000	83,300	94,100	134,300	177,400	205,600		
長野県伊那									

文化会館	1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合	平日	51,000	86,600	101,900	137,600	188,500	215,600	
		日曜日、土曜 日及び休日	66,200	108,300	122,300	174,500	230,600	267,100	
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	62,700	106,600	125,400	169,300	232,000	265,200	
		日曜日、土曜 日及び休日	81,500	133,300	150,500	214,800	283,800	328,800	
	3,000円を超 え5,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	74,500	126,600	149,000	201,100	275,600	315,100	
		日曜日、土曜 日及び休日	96,800	158,300	178,800	255,100	337,100	390,500	
	5,000円を超 える入場料を 徴収して利用 する場合	平日	90,200	153,300	180,300	243,500	333,600	381,400	
		日曜日、土曜 日及び休日	117,200	191,600	216,400	308,800	408,000	472,700	
	小 ホ ー ル	入 場 料 を 徴 収 し な い で 利 用 す る 場 合	平日	12,400	21,100	24,800	33,500	45,900	52,500
			日曜日、土曜 日及び休日	16,100	26,400	29,800	42,500	56,200	65,100
		1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合	平日	16,100	27,400	32,200	43,500	59,600	68,100
			日曜日、土曜 日及び休日	21,000	34,300	38,700	55,300	73,000	84,600

1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	19,800	33,700	39,700	53,500	73,400	83,900
	日曜日、土曜日及び休日	25,800	42,200	47,600	68,000	89,800	104,000
	平日	23,600	40,100	47,100	63,700	87,200	99,700
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	日曜日、土曜日及び休日	30,600	50,100	56,500	80,700	106,600	123,500
	平日	28,500	48,500	57,000	77,000	105,500	120,600
	日曜日、土曜日及び休日	37,100	60,600	68,400	97,700	129,000	149,500
1号楽屋		1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400
2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋	1室について	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800
	"	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
4号楽屋及び5号楽屋							
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					
	全部を利用する場合	25,500円					
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	33,200円					

			1,000円を超え、入場料を徴収して利用する場合	40,800円	〃	
		一部を利用する場合	全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、知事が別に定める額			
	プラネタリウム	個人	1回について	400円		
		一般				
		小・中学生				150円
		30人以上の団体	1人1回について	320円		
		小・中学生				120円
		入場料を徴収しないで利用する場合	平日	57,200円	97,200円	114,400円
			日曜日、土曜日及び休日	74,400円	121,600円	137,300円
		1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	74,400円	126,400円	148,700円
			日曜日、土曜日及び休日	96,700円	158,000円	178,500円
		1,000円を超え、3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	91,500円	155,600円	183,000円
			日曜日、土曜日及び休日	119,000円	194,500円	219,600円
		3,000円を超え、5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	108,700円	184,800円	217,400円
			日曜日、土曜日及び休日	141,300円	230,900円	260,800円
	大ホール					
	長野県松本文化会館					
						241,900円
						300,000円
						314,600円
						389,900円
						387,100円
						479,800円
						459,800円
						491,700円
						569,700円

中 ホ ー ル	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	131,600	223,700	263,100	355,300	486,800	556,600
		日曜日、土曜日及び休日	171,000	279,600	315,700	450,600	595,300	689,700
	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	21,300	36,200	42,600	57,500	78,800	90,100
		日曜日、土曜日及び休日	27,700	45,300	51,100	73,000	96,400	111,700
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	27,700	47,100	55,400	74,800	102,500	117,200
		日曜日、土曜日及び休日	36,000	58,800	66,500	94,800	125,300	145,200
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	34,100	57,900	68,200	92,000	126,100	144,200
		日曜日、土曜日及び休日	44,300	72,400	81,800	116,700	154,200	178,700
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	40,500	68,800	80,900	109,300	149,700	171,200
		日曜日、土曜日及び休日	52,600	86,000	97,100	138,600	183,100	212,100
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	49,000	83,300	98,000	132,300	181,300	207,300
		日曜日、土曜日及び休日	63,700	104,100	117,600	167,800	221,700	256,900

1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋及び9号楽屋	1室について 1,500	1室について 2,600	1室について 3,000	1室について 4,100	1室について 5,600	1室について 6,400
4号楽屋、5号楽屋、6号楽屋、7号楽屋及び11号楽屋	" 1,100	" 1,900	" 2,200	" 3,000	" 4,100	" 4,700
8号楽屋	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
10号楽屋	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800
リハーサル室	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	22,900
国際会議室	16,600	21,600	22,400	38,200	44,000	54,500
第1会議室及び第2会議室	1室について 8,700	1室について 14,800	1室について 17,400	1室について 23,500	1室について 32,200	1室について 36,800
第3会議室	2,300	3,900	4,600	6,200	8,500	9,700
第4会議室	2,000	3,400	4,000	5,400	7,400	8,500

別表の2中

附属設備を利用する場合	知事が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

附属設備を利用する場合	知事が別に定める額
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 23 号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第107条）」を

「第15章 里親支援センター（第107条—第112条）

第16章 雑則（第113条）」
に改める。

第5条の2第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第31条中「ついて」の次に「、当該乳幼児の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第33条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第40条中「ついて」の次に「、当該母子の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子のそれぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、当該児童の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向」を加え、「個々の家庭」を「家庭の個々」に改める。

第65条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第105条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第107条を第113条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備)

第107条 里親支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備
- (3) その他法第11条第4項に規定する里親支援事業及び法第44条の3第1項に規定する援助（第111条において「業務」という。）を実施するために必要な設備

(職員)

第108条 里親支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
 - (2) 里親等支援員
 - (3) 里親研修等担当者
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養

育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(長の資格要件等)

第109条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳

児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(里親支援)

第110条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第111条 里親支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 里親支援センターは、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第112条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 24 号

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 2 条—第 21 条)

第 3 章 雑則 (第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 1 項の規定により、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。第 10 条第 1 項第 2 号及び第 11 条第 1 号において「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第 2 章 設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第 2 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人種、国籍、信条及び社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。

4 女性自立支援施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(基準の向上)

第3条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 女性自立支援施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画(第16条第4項において「非常災害計画」という。)を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情の公平な解決を図るため、当該女性自立支援施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 女性自立支援施設は、入所者に対する支援その他の業務により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者に対して行った支援その他の業務により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(帳簿)

第9条 女性自立支援施設は、その設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員)

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第

3号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員
- (3) 栄養士又は調理員
- (4) 看護師又は心理療法担当職員
- (5) 事務員
- (6) その他女性自立支援施設の業務を行うために必要な職員

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

3 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

（施設長の資格要件）

第11条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉法第19条第1項各号に掲げる者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。第21条において同じ。）への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年（罰金の刑に処せられた場合にあつては、5年）を経過しない者でないこと。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

（設備）

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす女性自立支援施設の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集會室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(居室の定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立の支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、その者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 入所者に提供する食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びにその者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、入所者に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を使用したものとすよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第17条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう規則で定める措置を講じなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

（秘密保持等）

第19条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 女性自立支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなけ

ればならない。

3 女性自立支援施設は、他の女性支援事業関係機関等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するとき、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得ておかなければならない。

(業務の質の評価)

第20条 女性自立支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉をいう。）、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第68号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第10条の規定により施設長に任用されている者は、第11条の規定により任用された者とみなす。
- 4 この条例の施行前に設置された施設における居室の定員については、第13条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第12条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

第 25 号

長野県女性相談支援センター条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、女性相談支援センターの設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第9条第1項の規定による女性相談支援センターとして長野県女性相談支援センター（以下「センター」という。）を長野市に設置する。

2 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第9条第3項に規定する女性相談支援センターの業務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務

(一時保護施設)

第3条 センターに法第2条に規定する困難な問題を抱える女性（当該困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、当該困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（当該被害者がその家族を同伴する場合にあっては、当該被害者及びその同伴する家族。）及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（当該者がその家族を同伴する場合にあっては、当該者及びその同伴する家族。）を一時保護するための施設として、一時保護施設を置き、その位置は、長野市とする。

(管理の委任等)

第4条 センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(長野県女性相談センター条例の廃止)
- 2 長野県女性相談センター条例（昭和39年長野県条例第28号）は、廃止する。

第 26 号

県立ときわぎ寮条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。次条において「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、ときわぎ寮の設置及びその管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第12条第1項に規定する自立支援を行い、又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（当該被害者がその家族を同伴する場合には、当該被害者及びその同伴する家族。）及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（当該者がその家族を同伴する場合には、当該者及びその同伴する家族。）（以下この条において「被害者等」という。）を保護（被害者等の自立を支援することを含む。）するため、県立ときわぎ寮（次条及び第4条において「寮」という。）を長野市に設置する。

(定員)

第3条 寮の定員は、20人とする。

(管理の委任等)

第4条 この条例に定めるもののほか、寮の管理及びこの条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(県立とぎわぎ寮条例の廃止)

2 県立とぎわぎ寮条例（昭和39年長野県条例第29号）は、廃止する。

第 27 号

医療法施行条例の一部を改正する条例案

医療法施行条例（平成24年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 28 号

貸付金免除条例の一部を改正する条例案

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター（以下この項において「母子健康包括支援センター」という。）」を「児童福祉法第10条の2第2項に規定することも家庭センター」に、

「 | イ 母子健康包括支援センター | を | 」

「 | イ 児童福祉法第10条の2第2項に規定することも家庭センター | に改める。 | 」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 29 号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出しを「（授業料及び入学料の減免）」に改め、同条第2項中「又は保育料」及び「及び保育料」を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 30 号

長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案

(長野県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 長野県精神保健福祉センター条例（昭和47年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「指導」を「援助」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第 2 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「第38条の 2 第 3 項」を「第38条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 31 号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同一敷地内にある」を削る。

第22条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第32条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。
- 第40条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第22条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録第40条の3第1号中「をいう。」の次に「第209条第6項において同じ。」を加える。
- 第47条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第51条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第47条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。
- 第61条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第65条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第61条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第71条第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第72条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。
- 第74条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 第71条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第80条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第80条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第80条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第82条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに理由の記録
- 第88条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第95条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による

る」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第99条中「第95条第2項第3号」を「第95条第2項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第120条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第121条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第124条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第120条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第131条第4項中「身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第141条の次に次の1条を加える。
- (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)
- 第141条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。
- 第142条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第147条中第8項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第148条第2項中「しなければならない」を「しなければならない」に改める。
- 第152条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

い。

第160条第1項第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、「に定める」を「の」から「エ」で、カ及びギに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第163条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第170条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第171条中「及び141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

- 第186条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第190条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合において

- ては、当該指定特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。
- 第192条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第193条中「及び第135条から第137条まで」を「、第135条から第137条まで及び第141条の2」に改める。
- 第202条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第208条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第208条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は第218条に規定する指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。こと。
- 第209条第1項中「指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等」を「規則で定める事項」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「把握を行い」を「把握の結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づきサービスの提供の開始の日から6月以内に

少なくとも1回、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を指定福祉用具貸与の提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第213条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第214条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第208条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第221条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとすること。

(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第221条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第204条に規定する指定福祉

用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第222条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第223条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第221条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第45条の2中「同一敷地内にある」を削る。

第48条の4に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しななければならない。

第49条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を

加える。

- (2) 第52条第4号の規定による身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第52条第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。
- 第60条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 第63条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第63条第14号中「第10号及び第12号」を「第12号及び第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の2号を加える。
- (7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第69条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第72条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に、「第114条」を「第114条第2項」に改め、「1）」の次に「介護支援専門員（同省令第2条第2項に規定する介護支援専門員をいう。第114条第2項において同じ。）」を加え、同条第13号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「第10号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号の前に次の2号を加える。

(9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第72条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第77条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに理由の記録

第80条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第80条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第80条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第102条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第105条第10号の規定による身体拘束等による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第105条第12号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同
条第11号の前に次の2号を加える。
- (9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を
行ってはならないこと。
- (10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければ
ならないこと。
- 第105条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第6号とし、
同条第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション
計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテー
ションに関する情報を把握しなければならない。
- 第112条第1項中「当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」を削り、同条第
2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その
他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第114条第2項中「担当職員」の次に「及び介護支援専門員」を加える。

第115条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービス質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第115条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービス質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならぬ。

第116条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならぬ。

第141条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、「に定める」を「のアからエまで、カ及びキに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第144条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第145条中「及び第115条」を「、第115条及び第115条の2」に改める。

第162条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生^{くわ}の管理)

第162条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第166条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護予防特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。
第168条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第169条中「、第48条の9第1項」を削り、「及び第114条の2」を「、第114条の2及び第115条の2」に改める。

第183条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第185条第2項中「第160条第1項」の次に「、第162条の2」を加える。

第192条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならぬ。

第193条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第196条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第196条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(9) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第196条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において

「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏ま

え、当該選択に係る提案を行うものとする。

第197条第5項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第203条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第206条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第206条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

(6) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第206条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて

て、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第207条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「医師」の次に「及び第32条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条第5号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第32条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「は、」の次に「入所者の病状の急変等に備えるため、」を加え、「特定の病院」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に、「の入院治療」を「への医療の提供」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関

(2) 当該指定介護老人福祉施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機

関

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第32条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所することができるように努めなければならない。

第33条第1項中「前条第1項の病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならぬ。

第39条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び

職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該介護老人保健施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護老人保健施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新

感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護老人保健施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護老人保健施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第21条第1項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の

急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関）にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は次項に規定する協力医療機関その他の医療機関の

医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第24条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

- 5 養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第10条第2項第3号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び第28条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該特別養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定す

る新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、協力医療機関等に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該特別養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条第1項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第1項中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「第32条の2」を「から第32条の3まで」に改める。

第48条第1項中「第32条まで」を「第32条の2」を「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第23条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努

めなければならぬ。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 軽費老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬこと。
 - 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 6 軽費老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該軽費老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。
- 第28条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならぬこと。
- （介護医療院の従業員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）
- 第8条 介護医療院の従業員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

- 第18条第1項中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）」に改める。
- 第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
 - (2) 当該介護医療院から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関
- 第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 介護医療院は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護医療院において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めなければならない。
 - 4 介護医療院は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護医療院において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 5 介護医療院は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護医療院に速やかに入所することができるよう努めなければならない。
- 第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）並びに第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定

介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第48条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第81条及び新指定介護予防サービス等基準条例第76条の規定の適用については、「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項(虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」とする。

附則第3項を次のように改める。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項及び次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第57条第1項、第61条、第65条第2項、第71条、第72条、第74条第2項、第80条、第82条第2項、第120条、第121条及び第124条第2項の改正規定並びに第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項及び次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第57条第1項、第60条第2項、第63条及び第69条第2項の改正規定、第72条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）並びに第77条第2項、第80条、第102条第2項及び第105条の改正規定は同年6月1日から、第1条中指定居宅サービス等基準条例第32条に1項を加える改正規定及び第213条の改正規定、第2条中指定介護予防サービス等基準条例第48条の4に1項を加える改正規定及び第192条の改正規定、第3条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第33条に1項を加える改正規定、第4条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定、第7条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条に1項を加える改正規定並びに第8条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（身体拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（次項及び附則第4項において「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第131条第6項、第147条第8項、第163条第6項及び第174条第8項並びに第2条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第112条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第141条の2（新指定居宅サービス等基準条例第171条及び第193条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第115条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第145条及び第169条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第39条

- の3、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護老人保健施設基準条例」という。）第39条の3、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護医療院基準条例」という。）第39条の3の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- （口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第186条の2及び新指定介護予防サービス等基準条例第162条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- （協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第1項、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項、第5条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項及び新介護医療院基準条例第33条第1項の規定の適用については、これらの規定中「しておかなければ」とあるのは、「しておくよう努めなければ」とする。

第 32 号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 33 号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）第7条
- (2) 長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）第9条
- (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）第6条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

別表の備考の1中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同備考の2中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 34 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、従業員等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第99条の5」を「第99条の6」に、「第9章 生活訓練」を「第9章 生活訓練」を

「第4節 病院等基準該当機能訓練（第102条の2—第102条の4）」を

第9章 生活訓練」に、

「第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」を

「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）」に、
第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」

「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第3条第1項中「及び重度障害者等包括支援」を「、重度障害者等包括支援及び就労選択支援」に改める。

第6条中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護等事業所以外」に改める。

第24条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならないこと。
- 第25条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又はその保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者（第78条第2項において「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付」に改める。
- 第29条に次の1項を加える。
 - 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。
- 第46条第3項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。
- 第52条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と」を削る。
- 第53条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 第55条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と」を削る。
- 第55条の5第2号中「第99条の4第2号」を「第99条の5第2号」に改め、同条第3号中「第99条の4第3号」を「第99条の5第3号」に改め、同条第4号中「第99条の4第4号」を「第99条の5第4号」に改める。
- 第64条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- 第68条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該指定短期入所事業所以外の」と」を削る。
- 第77条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の

支援に配慮しなければならない。

第78条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第80条第1項中「第28条」の次に「、第29条第4項」を加える。

第98条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第99条第1項中「、同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第99条の5中「前2条」を「前3条」に改め、第8章第2節中同条を第99条の6とし、第99条の4を第99条の5とし、第99条の3の次に次の1条を加える。

(指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の4 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。第101条第1号において同じ。）が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。次号において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の指定居宅サービス等基準条例第118条第1項に規定する専用の部屋等が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第100条第1項中「第122条第2号」を「第102条の2第1項に規定する病院等基準該当機能訓練及び第122条第2号」に改める。

第101条第1号中「であって」を「又は指定通所リハビリテーション事業者であって」に、「又は指定地域密着型通所介護」を

「、指定地域密着型通所介護又は指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーション」に改める。

第8章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 病院等基準該当機能訓練

(定義)

第102条の2 この条例において「病院等基準該当機能訓練」とは、地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う機能訓練に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「病院等基準該当機能訓練事業者」とは、病院等基準該当機能訓練の事業を行う者をいう。

(病院等基準該当機能訓練の基準)

第102条の3 病院等基準該当機能訓練の事業者、従業員及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める病院又は診療所であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第102条の4 前条に定めるもののほか、病院等基準該当機能訓練の事業の運営の基準は、第99条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「病院等基準該当機能訓練事業者」とする。

第105条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

(従業者)

第108条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この項及び第108条の4において「指定就労選択支援」という。）の事業を行う者（次条及び第108条の4において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第3項及び第108条の4において「指定就労選択支援事業所」という。）には、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たるとして規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数の基準は、規則で定める。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（指定就労選択支援事業者の要件）

第108条の3 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認めるものでなければならない。

（準用）

第108条の4 第6条、第8条から第19条まで、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第40条まで、第49条、第51条（第2項第1号を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第108条の4第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「第108条の4第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第51条第2項第2号中「前条第1項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第108条の4第1項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは

「第108条の4第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章の2」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第110条第1項中「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」を「第65条の2」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第113条第1項中「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」の次に「第65条の2」を加える。

第114条第1項中「及び第111条」を「第111条及び第112条の2第5項」に改め、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「読み替える」を「第112条の2第5項中「賃金及び第3項」とあるのは「第3項」と読み替える」に改め、同条第2項中「第52条」の次に「第65条の2」を加える。

第118条の2中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第118条の5に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱

える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第118条の6中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「で、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター」を加える。

第118条の12第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削る。

第118条の14第1項中「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第118条の15を削る。

第118条の16の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上」を「定期的に」に改め、同条を第118条の15とし、第118条の17を第118条の16とする。

第118条の18第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「第118条の18第1項」を「第118条の17第1項」に、「第118条の18第2項」を「第118条の17第2項」に改め、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条を第118条の17とする。

第119条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他当該日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第120条の3第6項中「第120条の13」を「第120条の14」に改める。

第120条の4第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第120条の6中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配

慮しなければならない。

第120条の7に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第120条の14に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第120条の14を第120条の15とし、第120条の8から第120条の13までを1条ずつ繰り下げ、第120条の7の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第120条の8 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（次項において「地域連携推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機

会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第121条第1項中「第120条の10」を「第120条の11」に、「第120条の14第1項」を「第120条の15第1項」に改め、同条第2項中「、第31条」を削り、「第13章」を「第15章」に改める。

第121条の2中「入浴」を「相談、入浴」に、「又は」を「若しくは」に、「から」を「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助から」に改める。

第121条の3中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第122条第1号中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型発達支援をいう。）」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条
例の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならぬ。
- 第17条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者又は障害児の保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者に当該療養介護計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「療養介護の」を「利用者及び当該利用者に対する療養介護の」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。
- 第18条に次の1項を加える。
- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。
- 第38条第1項第4号及び第51条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 第53条第1項中「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。
- 第54条及び第59条中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。
- 第60条の次に次の1項を加える。

(規模)

第60条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下この章において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以

下この章において「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

第61条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下この章において「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「就労移行支援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第66条第1項中「から第37条まで」を「、第35条、第37条」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。

第84条第2項中「(昭和22年法律第164号)」及び「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 生活訓練(第55条—第59条)」を

「第5章 生活訓練(第55条—第59条)

に改める。

第5章の2 就労選択支援(第59条の2—第59条の8)」

第17条第7項中「行う者」の次に「(第59条の6第3項及び第4項において「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加える。

第43条の2第2項中「)第118条の2」を「。以下この項及び第59条の5において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第118条の2」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス事業等基準条例」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第59条の2 就労選択支援の事業は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者に対して、それらの者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項に規定する主務省令で定める事項の整理（以下「評価等」という。）を行い、又はこれに併せて、それらの者に対して、当該評価等の結果に基づき、同項に規定する主務省令で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第59条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第59条の4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所以外の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（就労選択支援事業者の要件）

第59条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者（指定障害福祉サービス

事業等基準条例第2条第1項第2号に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第2項において同じ。) であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならない。

(評価等の実施)

- 第59条の6 就労選択支援事業者は、利用者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、評価等を行うものとする。
 - 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関が評価等と同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、評価等の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、評価等の結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行うに当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
 - 4 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行った際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。
- (関係機関との連絡調整等の実施)
- 第59条の7 就労選択支援事業者は、評価等の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
 - 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に係る情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第59条の8 第5条、第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第35条、第37条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第48条までの規定は、就労選択支援の事業、就労選択支援事業者及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第60条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第65条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第80条中「及び第52条」を「、第52条及び第65条の2」に改める。

第83条中「第52条」の次に「、第65条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)目次の改定規定(「第10章 就労移行支援(第109条・第110条)」を

「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）

に改める部分に限る。）、「第3条第1項の改正規定、第9章の次に
第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」

1 章を加える改正規定、第110条第2項の改正規定（「第65条の2」に改める部分に限る。）並びに第113条第2項、第114条第2項及び第118条の2の改正規定並びに第3条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第120条の8の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第24条中「から第45条まで」を「、第44条に、「に」と、「に」と、障害者支援施設基準条例第17条第3項中「するよう努めなければならない」とあるのは「しなければならない」と、「同条第7項」を「同条第5項及び第6項中「第19条の3第1項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第19条の3第1項」と、同条第8項に、「）」と、第19条の3第2項中「第18条第6項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第18条第6項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第44条」に、「第46条」を「第45条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の地域生活における生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）若しくは特定相談支援事業（法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）を行う者と連携を図りつつ、当該利用者の希望に沿って地域生活における生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項及び第19条の3第1項において同じ。）の利用状況等を把握するとともに、その者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第4号のウ及び同項第5号のイ中「又は作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項を1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を行う者に当該施設障害福祉サービス計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、」の次に「利用者及び当該利用者に対する」を加え、「を招集」を「（第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を

「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に、「において」を「において、第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活における生活への移行に関する意向等を踏まえて支援内容を検討するものとし」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（次項において「地域連携推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活における生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえた、その者の希望する生活及び課題等の把握の際に、地域移行等意向確認等において把握して又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域生活における生活への移行前の障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活における生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第39条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、障害者支援施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めなければならない。

4 障害者支援施設は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定

指定医療機関との間で、障害者支援施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第43条を削り、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第3章中第46条を第45条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に於ける第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下この項及び次項において「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の2（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に於ける新障害者支援施設基準条例第19条の3（新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

第 36 号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援（第54条―第57条）」を「削除」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならず、ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第7項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第9条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第10条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要とされる設備を設けなければならない。

第10条第4項中「併せて」を「同項に規定する設備を除き、併せて」に改める。

第11条中「にあつて」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつて」に改める。

第23条第3項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「又は肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等に」を「指定障害児通所支援事業者に」に改める。

第25条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第26条第1項」に

改め、同条第5項中「評価及び改善の内容を」を「規定により自ら行った評価の結果及び保護者評価の結果並びに同項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら」に、「を受けて」を「（次項において「保護者評価」という。）を受けて」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下同じ。）の提供に当たっては、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確実な提供並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する分野を含む総合的な支援を行わなければならない。

第25条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第25条の次に次の2条を加える。

第25条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに前条第4項に規定する分野との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第25条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第26条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同項第4号中「提供する」を「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重さ

れ、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該通所給付決定保護者に対して法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を提供する者に当該児童発達支援計画を交付し」に改める。

第27条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第34条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第38条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第39条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第41条中「は、」を「(治療を行うものを除く。)は、」に改める。

第48条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条の3第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第54条から第57条まで 削除

第58条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第60条の7中「第29条」を「第25条の2まで、第26条から第29条」に、「第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるの

は「第25条第4項に規定する分野との関連性」と、第27条第1項に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「において準用する前条」と」の次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とを加える。

第65条中「第25条第1項から第3項まで、第26条」を「第25条（第4項を除く。）、第25条の3」に、「、第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第26条中」を「同条第6項中」を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（第7項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第26条中「、第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第27条第1項に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「体制」と」の次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とを加える。

第66条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「。」を「。）」及び「障害児（15歳以上のものに限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第45条において「」及び「」という。）を削る。

第4条第2項第1号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第5条第2項第2号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第3号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第4号のア及びイを次のように改める。

ア 支援室

イ 屋外遊戯場

第19条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「に基づき」を「及び移行支援計画に基づき」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第20条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画)

第20条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、前項の規定により把握した障害児及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した移行支援計画を作成しなければならない。

(1) 障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な取組

(2) 当該支援を提供する上での留意事項

(3) その他必要な事項

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに移行支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその入所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

5 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項及び第6項並びに第3項の規定は、移行支援計画の変更について準用する。

第21条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第24条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第45条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第50条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

第51条第2項第1号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第52条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第52条第2項第2号のアを次のように改める。

ア 屋外遊戯場

第52条第2項第2号のウ中「指導」を「支援」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター(第85条—第88条)」を「削除」に改める。

第1条第2項中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第67条第3項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第4項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第5項中「のある」を「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 支援室

(2) 屋外遊戯場

第68条第6項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第7項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第77条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第77条第3項第1号を次のように改める。

(1) 屋外遊戯場

第77条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第78条第3項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第81条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 発達支援室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場（付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合を除く。）

- (4) 医務室
- (5) 相談室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 静養室
- (9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

第81条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げるもののほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第81条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第82条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する職員（嘱託医を除く。）のほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第82条第4項を削り、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第86条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第82条の次に次の1条を加える。

(心理学的及び精神医学的診査)

第82条の2 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第83条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第84条中「、第73条、第74条及び第75条第1項」を「及び第73条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「、第74条中「入所させる」とあるのは「通わせる」と、第75条第1項中「盲ろうあ児を入所させる」とあるのは「難聴児を通わせる」と、「盲ろうあ」とあるのは「難聴の」と」を削る。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項及び附則第4項において「指定通所支援基準条例」という。）第48条第1項の改正規定及び第2条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例第45条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみ

- なされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をうけたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 新指定通所支援基準条例第25条の2（新指定通所支援基準条例第60条の7において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第25条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。
- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第81条第2項に規定する主として重症・心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第81条第2項に規定する主として重症・心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第 37 号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の(19)中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 38 号

長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案

長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 39 号

資金積立基金条例の一部を改正する条例案

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える。

長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金	法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着の推進を図る。	法人等が行う奨学金返還支援の助成に要する費用の財源に充てる。
---------------------	--	--------------------------------

別表の「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金の項の次に次のように加える。

長野県G I G Aスクール構想加速化基金	公立学校における情報通信機器の整備を図る。	公立学校における情報通信機器の整備に要する費用の財源に充てる。
-----------------------	-----------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 40 号

信州登山案内人条例の一部を改正する条例案

信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となる資格を有する。

- (1) 信州登山案内人試験（以下「試験」という。）に合格した者
 - (2) 第5条の2の規定により試験を免除された者
- 2 前項第1号に該当する者に係る資格の有効期間は、試験に合格した日の属する年の翌年3月31日までとする。
- 第4条第3号中「第5号」を「第6号」に改める。
- 第5条の次に次の1条を加える。

（試験の免除）

第5条の2 第7条第3項の更新の登録を受けなかった者で、同条第2項の有効期間の満了の日から起算して1年を経過しないもの
のうち、同条第4項に規定する研修を受けたものについては、試験を免除する。

第8条中「及び第18条」を削る。

第14条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 登録がその効力を失ったとき
- 第14条第3項中「第1項第1号から第4号」を「第1項第2号から第5号」に改める。

第18条第1項中「4,800円」を「6,500円」に改め、同条第2項中「申請者」を「第7条第1項の規定により登録を受けようとする者」に、「1,500円」を「1,500円（第3条第1項第2号に該当する者にあつては、2,400円）」に改め、同条第3項中「登録証」を「第13条の規定により登録証」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第7条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、更新登録手数料2,400円を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の信州登山案内条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に信州登山案内条例第7条第2項に規定する登録の有効期間が満了した者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

第 41 号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	豊丘ダム発電所	須坂市	150
-------	---------	-----	-----

豊丘ダム発電所	須坂市	150
森泉湯川発電所	北佐久郡御代田町	151
金峰山川発電所	南佐久郡川上村	145

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 42 号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 検査の項中 「880」を「970」に改める。

別表の 6 施術の項中

ウ 黄体除去	"	790
(2) 受精卵移植（牛に係るものに限る。）		
ア 過排卵処理	"	21,000
イ 受精卵の採取	"	32,000
ウ 受精卵の凍結処理	"	5,200
エ 受精卵の移植	"	5,700

「ウ 黄体除去」"790」に、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 43 号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する 条例案

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「数」を「数（第4項第1号において「消防団員である者の数」という。）」に改め、同条第3項第1号中「平成27年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年度分から令和6年度分」を「令和7年度分から令和9年度分」に改め、同条第4項第1号中「が20万円」を「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合においては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合においては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」に改め、同項第2号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合においては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合においては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」を「から10万円」を「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（不均一課税に関する規定の適用）
- 2 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び平成22年度分から令和6年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第 44 号

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県道路占用料徴収条例（昭和43年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「給油所」の次に「その他の自動車の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 45 号

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(長野県建築基準条例の一部改正)

第1条 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「1時間準耐火構造の建築物」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第30条第4項中「建築物」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第40条第1項中「第128条の6第2項」を「第128条の7第2項」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中

(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円
(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円

(64) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円
(65) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 46 号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例

第1条中「に医薬品その他衛生上に関係ある物品の」を「及び長野県諏訪湖環境研究センターにおいて行う」に改める。

	6,000円
2,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,000円
4,900円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,000円
8,100円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	2,800円
	4,800円
	3,600円

	6,400円
2,100円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,400円
4,400円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,400円
8,100円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	2,900円
	5,000円
	4,800円

4,700円
7,500円
3,300円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,400円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円
2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額
8,500円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円以上23,000円以下の範囲内で知事が定める額
33,000円
14,000円
35,000円
71,000円
9,900円
12,000円
3,600円
2,600円

別表中

を

5,900円
8,300円
3,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額
17,000円
2,600円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額
9,500円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円以上24,000円以下の範囲内で知事が定める額
38,000円
15,000円
34,000円
73,000円
9,800円
13,000円
3,500円
2,700円

に改める。

1,700円以上3,100円以下の範囲内で知事が定める額	3,900円
10,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
6,000円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	

1,700円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額	3,900円
9,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,600円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
6,400円以上85,000円以下の範囲内で知事が定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

2 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改める。

第 47 号

長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案

長野県自然公園施設条例（令和3年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県志賀高原自然保護センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 48 号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第32条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舍を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法第52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校職員の職務の円滑な遂行又は学校職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 49 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 | 契約金額 | 1,554万2,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 長野市大字安茂里3728番地2
氏名 弓場 法
資格 公認会計士 |

第 50 号

交通事故に係る損害賠償について

交通事故による損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 事故の内容

公務に使用中の千曲警察署の普通乗用自動車が、令和5年3月26日午後0時20分ごろ、千曲市の国道上において、小林椋使用の普通乗用自動車に衝突し、同人に傷害と同車に損害を与え、同車に同乗していた松本蘭に傷害を与えた。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市吉田二丁目6番4号 小林 椋

中野市大字中野188番地2 松本 蘭

(2) 損害賠償者

長野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として次のとおり支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

小林	棕	1,984,332円
松本	蘭	1,286,549円

第 51 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

- | | | |
|---|----------------|-----------------------|
| 1 | 施設の名称 | 長野県飯田創造館 |
| 2 | 指定管理者 | |
| | (1) 名称 | 一般財団法人長野県文化振興事業団 |
| | (2) 代表者 | 理事長 吉本光宏 |
| | (3) 主たる事務所の所在地 | 長野市若里一丁目1番3号 |
| 3 | 指定期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 52 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

- | | | | |
|---|----------------|---|-----------------------|
| 1 | 施設の名 | 称 | 長野県佐久創造館 |
| 2 | 指定管理者 | | |
| | (1) 名 | 称 | 株式会社フードサービスシロ |
| | (2) 代 | 表 | 代表取締役 有坂 康 躬 |
| | (3) 主たる事務所の所在地 | | 南佐久郡小海町大字千代里2392番地1 |
| 3 | 指 定 期 間 | | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 53 号

県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について

減勢工改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事
2	工 事 場 所	上田市真田町
3	変 更 契 約 金 額	7億7,658万9,000円 (変更前契約金額 4億4,657万8,000円)
4	契 約 保 証 金	7,765万8,900円 (変更前 4,465万8,000円)
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年2月14日 (変更前 令和6年3月29日)
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市県町524番地 北野建設株式会社 代表取締役 北 野 貴 裕

第 54 号

県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

ダム取水設備更新工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 上田市真田町 |
| 3 | 変 更 契 約 金 額 | 7億5,631万6,000円 (変更前契約金額 4億2,335万7,000円) |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 7,563万1,600円 (変更前 4,378万円) |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和8年3月31日 (変更前 令和6年3月29日) |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 東京都中央区日本橋室町四丁目2番10号坂田ビル
株式会社丸島アークシステム東京支店 支店長 渡 邊 秀 典 |

第 55 号

県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する県営土地改良事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

1 土地改良法第91条第6項の規定によるもの

事 業 名	負 担 額
県営かんがい排水事業（水門の自動化・遠隔化導入促進事業を除く。）	事業費の $\frac{25}{100}$ 以内の額
県営畑地帯総合土地改良事業	" $\frac{25}{100}$ "
経営体育成基盤整備事業	" $\frac{22.5}{100}$ "
県営農道整備事業	" $\frac{25}{100}$ "
県営中山間総合整備事業（農村生活環境整備事業及び特認事業を除く。）	" $\frac{15}{100}$ "
県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対応事業を除く。）	" $\frac{21}{100}$ "

2 地方財政法第27条第1項の規定によるもの

事 業 名	負 担 額
県営かんがい排水事業（水門の自動化・遠隔化導入促進事業）	事業費の $\frac{15.5}{100}$ 以内の額
県営中山間総合整備事業（農村生活環境整備事業及び特認事業）	” $\frac{15}{100}$ ”
県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）	” $\frac{18}{100}$ ”

第 56 号

県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する県営林道事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

区 分	負 担 額
森 林 基 幹 道	事業費の $\frac{10}{100}$ 以内の額

第 57 号

長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する長野県防災行政無線設備更新事業について、当該市町村及び一部事務組合の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
長野県防災行政無線設備更新事業	防災行政無線設備（基本設備）端末局整備費の $\frac{1}{2}$ 以内の額並びに 防災行政無線設備（市町村及び一部事務組合の追加設備）及び全国瞬時警報システム設備端末局整備費の全額

第 58 号

一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山2工区上部工）請負契約の締結について

災害防除工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金災害防除工事
2	工 事 場 所	一般県道大野田梓橋停車場線 松本市 八景山2工区
3	契 約 金 額	9億3,379万円
4	契 約 保 証 金	9,337万9,000円
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月25日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 大 下 元

第 59 号

一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山2工区）変更請負契約の締結について

災害防除工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助防災・安全交付金災害防除工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道大野田梓橋停車場線 松本市 八景山2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 6億4,468万8,000円（変更前契約金額 6億1,553万8,000円） |
| 4 | 契約保証金 | 6,446万8,800円（変更前 6,155万3,800円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年8月30日 |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請負人住所氏名 | 長野市県町524番地 |

北野建設株式会社 代表取締役 北 野 貴 裕

第 60 号

道路上の事故に係る損害賠償について

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 事故の内容

令和5年7月10日午後2時20分ごろ、損害賠償請求者が、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍において小型特殊自動車を運搬中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市大字若槻東条517番地1 有限会社やまぐち園芸 代表取締役 山口 秀 政

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として3,953,620円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余

の請求は一切しない。

第 61 号

一般国道141号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 平原大橋
3	契 約 金 額	6億1,050万円
4	契 約 保 証 金	6,105万円
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年4月30日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字屋島515番地 株式会社角藤 代表取締役 大久保 公 雄

第 62 号

一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場1号トンネル）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助防災・安全交付金道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道上松南木曽線 木曽郡大桑村から南木曽町 読書ダムから戸場1号トンネル |
| 3 | 契 約 金 額 | 47億4,100万円 |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 4億7,410万円 |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和8年10月23日 |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 長野市大字南長野県町442番地 |

鹿島・守谷・神稲特定建設工事共同企業体

代表者 鹿島建設株式会社長野営業所 所長 豊 泉 修 二

第 63 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀1工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事
2	工 事 場 所	主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀1工区
3	変更契約金額	6億4,860万4,000円（変更前契約金額 4億1,360万円）
4	契約保証金	6,486万400円（変更前 4,136万円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年1月31日（変更前 令和6年6月28日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	諏訪市上川二丁目2190番地1 藤森土木建設株式会社 代表取締役 藤 森 勇 希

第 64 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀2工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 7億1,831万1,000円（変更前契約金額 4億1,580万円） |
| 4 | 契約保証金 | 7,183万1,100円（変更前 4,158万円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年10月31日（変更前 令和6年6月28日） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請負人住所氏名 | 岡谷市幸町6番6号
株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏 |

第 65 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀4工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事
2	工 事 場 所	主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀4工区
3	変更契約金額	12億2,867万8,000円（変更前契約金額 4億5,760万円）
4	契約保証金	1億2,286万7,800円（変更前 4,576万円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年3月28日（変更前 令和6年6月28日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	岡谷市幸町6番6号 株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏

第 66 号

一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋2工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道市ノ沢山吹停車場線 下伊那郡豊丘村 新万年橋2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 5億7,142万8,000円（変更前契約金額 5億3,075万円） |
| 4 | 契約保証金 | 5,714万2,800円（変更前 5,307万5,000円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年7月31日（変更前 令和6年7月1日） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請負人住所氏名 | 長野市松岡二丁目6番18号
トライアン株式会社 代表取締役 松 橋 幹 生 |

第 67 号

一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助大規模特定河川工事
2	工 事 場 所	一級河川岡田川 長野市 篠ノ井2 工区
3	変 更 契 約 金 額	6 億2,168万7,000円（変更前契約金額 6 億1,685万8,000円）
4	契 約 保 証 金	6,216万8,700円（変更前 6,168万5,800円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年2月21日（変更前 令和6年5月21日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	愛知県名古屋市西区菊井二丁目22番7号

株式会社荏原製作所中部支社 支社長 鹿 島 信 孝

第 68 号

一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助大規模特定河川工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一級河川黒沢川 安曇野市 黒沢 |
| 3 | 変 更 契 約 金 額 | 19億7,489万6,000円（変更前契約金額 16億7,146万1,000円） |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 1億9,748万9,600円（変更前 1億6,714万6,100円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和8年3月31日（変更前 令和8年1月13日） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 松本市大字島立635番地1
松本土建株式会社 代表取締役 大 池 太 士 |

第 69 号

一 級 河 川 の 指 定 に つ い て

河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定により、別表の河川を一級河川に指定することについては、異議ないものとする。

別表

信濃川水系

河 川 名	区		間
	上	流 端	
不動沢	大町市平字高瀬入国有林五百四十林班ち小班	端	下 流 端 高瀬川への合流点

第 70 号

河川隣接地の事故に係る損害賠償について

河川隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をとする。

1 事故の内容

令和5年6月29日午前7時ごろ、天竜川水系境ノ沢川の下伊那郡松川町元大島地籍の河川敷地内からの倒木により、損害賠償請求者所有の果樹及び支柱等を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

下伊那郡松川町元大島4679番地3 米山敏明

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

当該事故は、河川管理者の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として1,268,101円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余

の請求は一切しない。

第 71 号

道路事業施行に伴う市町村の負担について

道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、令和6年度において施行する道路事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事 業 名	負 担 額
県 単 道 路 舗 装 事 業	事業費の $\frac{1.5}{10}$ 以内の額
県 単 道 路 改 築 事 業	” $\frac{1.5}{10}$ ”

第 72 号

急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する急傾斜地崩壊対策事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
急傾斜地崩壊対策事業	事業費の $\frac{2}{10}$ 以内の額

第 73 号

都市計画事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する都市計画事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
県単街路事業	事業費の $\frac{1.5}{10}$ 以内の額
街路事業	” $\frac{1}{10}$ ”

第 74 号

令和5年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、次のとおり剰余金を処分します。

会 計 名	処 分 額	処 分 の 内 容
長野県流域下水道事業会計	53,901,060 円	土地売却額の返還 未処分利益剰余金への振替
		14,922,840 円 38,978,220

第 75 号

流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和6年度において施行する流域下水道建設事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
流域下水道建設事業	事業費の $\frac{1}{2}$ 以内の額
県単下水道建設事業	〃

第 76 号

高等学校の統合について

長野県中野立志館高等学校と長野県中野西高等学校を令和12年4月1日に統合したいので、高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）第3条の規定により、議会の同意を求めます。

第 77 号

訴 え の 提 起 に つ い て

次のとおり売買代金等請求事件に関し控訴の提起をするものとする。

1 事 件 名

売買代金等請求控訴事件（長野地方裁判所、令和3年（ワ）第149号、売買代金等請求事件判決に係る控訴）

2 当 事 者

(1) 第一審原告

松本市中央二丁目3番21号 株式会社カタセ 代表取締役 片 瀬 衛

(2) 第一審被告

長 野 県

3 第一審原告の請求の趣旨及び第一審判決要旨

(1) 請求の趣旨

原告が受注した新型コロナウイルス感染防止のための防護服の売買代金を県が支払わないので、金147,659,050円の支払いを求めらる。

(2) 判決趣旨

売買契約の成立は認められないものの、県は、契約準備段階における信義則上の義務に違反したと認められるので、損害賠償として金67,170,927円の支払いを命ずる。

4 控訴の内容

第一審判決の被告敗訴部分につき不服であるから、これを取り消す判決を求める。

第 78 号

令和5年度長野県一般会計補正予算（第6号）案

令和5年度長野県一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ298億9,168万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,063億324万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳入	
款	項	補正前の額	補正額
		千円	千円
1	県 税	236,103,436	11,879,391
1	県 民 税	80,822,081	4,392,551
2	事 業 税	63,003,625	4,860,938
3	地 方 消 費 税	33,958,791	3,092,355
4	不 動 産 取 得 税	5,061,183	△215,204
5	県 た ば こ 税	2,249,178	△14,987
6	ゴ ル フ 場 利 用 税	799,973	5,191
7	軽 油 引 取 税	17,619,519	△334,243
8	自 動 車 税	32,529,216	91,240
11	狩 猟 税	13,424	53
12	旧 法 に よ る 税	43,934	1,497
2	地 方 消 費 税 清 算 金	111,842,000	△4,471,215
			247,982,827
			85,214,632
			67,864,563
			37,051,146
			4,845,979
			2,234,191
			805,164
			17,285,276
			32,620,456
			13,477
			45,431
			107,370,785

1	地方消費税清算金	111,842,000	△4,471,215	107,370,785
4	地方特例交付金	1,240,000	40,894	1,280,894
5	地方交付税	212,003,241	5,158,162	217,161,403
7	分担金及び負担金	2,392,238	△226,042	2,166,196
8	使用料及び手数料	14,419,693	△181,315	14,238,378
9	国庫支出金	186,111,401	△17,245,256	168,866,145
1	地方特例交付金	1,240,000	40,894	1,280,894
1	地方交付税	212,003,241	5,158,162	217,161,403
1	分担金	169,564	6,675	176,239
2	負担金	2,222,674	△232,717	1,989,957
1	使用料	11,384,459	△147,454	11,237,005
2	手数料	68,357	△2,024	66,333
3	証紙収入	2,966,877	△31,837	2,935,040
1	国庫負担金	66,915,931	△2,382,180	64,533,751
2	国庫補助金	117,721,959	△14,552,760	103,169,199
3	委託金	1,473,511	△310,316	1,163,195

10	財 産 收 入	1,340,005	4,602	1,344,607
	1 財 産 運 用 收 入	986,960	3,843	990,803
	2 財 産 売 払 收 入	353,045	759	353,804
11	寄 付 金	1,089,409	95,066	1,184,475
	1 寄 付 金	1,089,409	95,066	1,184,475
12	繰 入 金	20,553,464	△1,752,012	18,801,452
	1 特 別 会 計 繰 入 金	47,516	26,071	73,587
	2 基 金 繰 入 金	20,345,392	△1,767,052	18,578,340
	3 企 業 特 別 会 計 繰 入 金	160,556	△11,031	149,525
13	繰 越 金	1,899,789	3,070,917	4,970,706
	1 繰 越 金	1,899,789	3,070,917	4,970,706
14	諸 收 入	199,004,247	△20,791,874	178,212,373
	3 貸 付 金 元 利 收 入	184,663,964	△19,474,720	165,189,244
	4 受 託 事 業 收 入	3,359,118	△1,696,438	1,662,680
	5 収 益 事 業 收 入	4,209,118	△27,073	4,182,045
	7 雑 入	6,538,034	406,357	6,944,391

15	県	債	108,159,000	△5,473,000	102,686,000
	1	県	債	△5,473,000	102,686,000
		歳入合計	1,136,194,924	△29,891,682	1,106,303,242

歳出

	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	議	会	1,468,858	△20,106	1,448,752
	1	議	1,468,858	△20,106	1,448,752
2	総	務	46,152,568	9,234,595	55,387,163
	1	総	24,442,354	9,335,504	33,777,858
	2	企	6,459,970	24,158	6,484,128
	3	徴	5,771,159	369,617	6,140,776
	4	市	1,941,091	△65,764	1,875,327
	5	選	1,054,754	△471,143	583,611
	6	防	2,034,132	△159,105	1,875,027

7	災 害 救 助 費	17,885	35,137	53,022
8	統 計 調 査 費	391,586	△17,622	373,964
9	生 活 文 化 費	3,581,210	189,812	3,771,022
10	外 事 費	217,474	△3,242	214,232
11	人 事 委 員 会 費	98,428	3,728	102,156
12	監 査 委 員 費	142,525	△6,485	136,040
3	民 生 費	140,085,017	705,207	140,790,224
1	社 会 福 祉 費	97,188,797	542,788	97,731,585
2	児 童 福 祉 費	21,816,572	△727,141	21,089,431
3	障 が い 福 祉 費	18,657,678	856,534	19,514,212
4	生 活 保 護 費	2,421,970	33,026	2,454,996
4	衛 生 費	52,712,903	△8,563,533	44,149,370
1	医 務 費	8,932,529	△742,162	8,190,367
2	保 健 所 費	2,678,669	△350,455	2,328,214
4	公 衆 衛 生 費	34,973,235	△7,467,863	27,505,372
5	環 境 衛 生 費	363,238	△3,053	360,185

5	勞働費		2,981,048	△263,404	2,717,644
		2	職業能力開發費	△261,603	1,892,388
		4	労働委員會費	△1,801	65,722
6	環境費		7,673,955	△901,979	6,771,976
		1	環境管理費	△233,732	2,746,059
		2	水環境費	△378,112	3,670,807
		3	環境自然保護費	△290,135	355,110
7	農林水産業費		50,478,024	△5,729,456	44,748,568
		1	農業費	△2,550,092	11,070,975
		2	畜産業費	215,094	2,918,625
		3	農地費	△2,275,976	15,467,208
		4	林業費	△1,118,994	15,004,834
		5	水産業費	512	286,926
8	商工費		204,590,202	△20,066,786	184,523,416
		1	商工費	△20,065,639	183,462,233
		2	観光費	△1,147	1,061,183

5	高等学 校 費	40,290,210	△1,388,079	38,902,131
6	大 学 費	1,864,115	7,691	1,871,806
7	社 会 教 育 費	938,169	△32,527	905,642
8	保 健 体 育 費	7,772,728	△211,472	7,561,256
12	災 害 復 旧 費	9,348,622	△1,838,869	7,509,753
1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,079,634	△889,835	1,189,799
2	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,265,381	△865,105	5,400,276
3	果 単 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,003,607	△83,929	919,678
13	公 債 費	119,939,726	2,554,094	122,493,820
1	公 債 費	119,939,726	2,554,094	122,493,820
14	諸 支 出 金	102,655,267	1,744,084	104,399,351
1	地 方 消 費 税 清 算 金	33,295,938	2,750,758	36,046,696
2	利 子 割 交 付 金	91,099	4,608	95,707
3	配 当 割 交 付 金	1,335,631	327,718	1,663,349
4	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	964,463	615,813	1,580,276
5	法 人 事 業 税 交 付 金	4,607,421	300,493	4,907,914

6	地方消費税交付金	56,248,737	△2,247,436	54,001,301
7	ゴルフ場利用税交付金	587,980	△18,844	569,136
8	環境性能割交付金	926,021	△17,292	908,729
10	個人県民税徴収取扱費交付金	3,485,850	57,088	3,542,938
12	市町村振興宝くじ交付金	1,088,703	△28,822	1,059,881
	歳出合計	1,136,194,924	△29,891,682	1,106,303,242

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
2	総務費1	総務管理費 中長期修繕・改修事業費	-	251,888	251,888
2	総務費2	企画費 鉄道振興対策費	26,001	64,583	90,584
2	総務費2	企画費 バス等振興対策費	-	19,998	19,998
2	総務費6	防災費 防災行政無線管理費	-	170,522	170,522
3	民生費1	社会福祉費 介護サービス質向上推進事業費	-	730,479	730,479
3	民生費1	社会福祉費 地域医療介護総合確保基金事業費	-	459,252	459,252
3	民生費1	社会福祉費 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費	-	57,742	57,742
3	民生費2	児童福祉費 安心こども基金事業費	-	55,380	55,380
3	民生費3	障がい福祉費 障がい者スポーツ振興事業費	-	19,977	19,977
3	民生費3	障がい福祉費 施設訓練等自立支援給付事業費	14,400	345,386	359,786
3	民生費3	障がい福祉費 障がい者福祉センター運営費	-	14,750	14,750
3	民生費3	障がい福祉費 西駒郷運営費	-	373,464	373,464
4	衛生費1	医療務費 医療対策費	42,519	514,683	557,202
4	衛生費1	医療務費 へき地医療対策費	-	14,672	14,672

4	衛生費	1	医務費	看護専門学校費	-	158,000	158,000
4	衛生費	4	公衆衛生費	感染症対策費	-	1,097,129	1,097,129
4	衛生費	4	公衆衛生費	がん対策費	-	11,000	11,000
6	環境費	1	環境管理費	再生可能エネルギー普及推進事業費	132,992	93,313	226,305
6	環境費	2	水環境費	水道施設整備促進費	288,637	577,732	866,369
6	環境費	3	環境自然保護費	自然公園施設整備事業費	26,442	58,292	84,734
7	農林水産業費	1	農業費	野生鳥獣被害総合対策事業費	-	20,909	20,909
7	農林水産業費	1	農業費	新規就農者支援事業費	-	1,135	1,135
7	農林水産業費	1	農業費	農業大学校費	-	1,518	1,518
7	農林水産業費	1	農業費	特産物振興対策事業費	385,063	64,000	449,063
7	農林水産業費	1	農業費	次世代を担う農業経営体応援事業費	-	159,827	159,827
7	農林水産業費	1	農業費	地籍調査事業費	58,260	91,082	149,342
7	農林水産業費	2	畜産業費	地域畜産対策事業費	406,162	553,029	959,191
7	農林水産業費	2	畜産業費	食肉流通対策事業費	-	24,000	24,000
7	農林水産業費	3	農地費	県営かんがい排水事業費	300,965	1,075,532	1,376,497
7	農林水産業費	3	農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	715,570	158,547	874,117
7	農林水産業費	3	農地費	経営体育成基盤整備事業費	670,544	399,826	1,070,370

7	農林水産業費	3	農	地	費	県営中山間総合整備事業費	572,546	247,050	819,596
7	農林水産業費	3	農	地	費	団体営土地改良事業費	34,698	443,500	478,198
7	農林水産業費	3	農	地	費	地すべり対策事業費	116,310	252,660	368,970
7	農林水産業費	3	農	地	費	県営農村地域防災減災事業費	1,635,127	2,373,429	4,008,556
7	農林水産業費	3	農	地	費	団体営農村地域防災減災事業費	572,707	106,835	679,542
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単農業農村整備事業費	-	5,725	5,725
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単緊急農地防災事業費	-	114,901	114,901
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単農地地すべり対策事業費	-	139,121	139,121
7	農林水産業費	3	農	地	費	農業集落排水事業費	-	121,165	121,165
7	農林水産業費	4	林	業	費	高性能林業機械導入推進事業費	48,651	14,819	63,470
7	農林水産業費	4	林	業	費	森林整備に直結する作業道整備事業費	9,000	15,010	24,010
7	農林水産業費	4	林	業	費	森林サービス産業総合対策事業費	-	1,740	1,740
7	農林水産業費	4	林	業	費	あたりまえに木のある暮らし推進事業費	1,000	3,372	4,372
7	農林水産業費	4	林	業	費	木材産業循環成長対策事業費	251,816	68,609	320,425
7	農林水産業費	4	林	業	費	公共林道事業費	175,512	126,968	302,480
7	農林水産業費	4	林	業	費	公共治山事業費	1,163,288	945,957	2,109,245
7	農林水産業費	4	林	業	費	県単治山事業費	-	406,294	406,294

7	農林水産業	4	林業	信州の森林づくり事業費	333,910	617,098	951,008
8	商工	1	商工	新型コロナウイルス感染症経営支援事業費	454,388	351,848	806,236
8	商工	1	商工	エネルギーコスト削減促進事業費	647,003	645,005	1,292,008
8	商工	1	商工	生活産業総合振興対策事業費	-	759,933	759,933
8	商工	1	商工	信州首都圏総合活動拠点運営事業費	-	101,096	101,096
9	土木	1	土木管理	建設事務所等運営費	-	4,511	4,511
9	土木	2	道路橋梁	災害防除道路費	4,627,131	95,000	4,722,131
9	土木	2	道路橋梁	交通安全施設費	2,704,102	23,024	2,727,126
9	土木	2	道路橋梁	道路改築費	28,642,406	1,100	28,643,506
9	土木	2	道路橋梁	道路橋梁維持修繕費	13,471	2,146,889	2,160,360
9	土木	2	道路橋梁	県単道路舗装費	-	93,400	93,400
9	土木	2	道路橋梁	県単交通安全対策費	-	296,086	296,086
9	土木	2	道路橋梁	県単道路防災費	-	546,556	546,556
9	土木	2	道路橋梁	県単道路改築費	-	3,014,336	3,014,336
9	土木	2	道路橋梁	道路維持受託費	-	148,694	148,694
9	土木	2	道路橋梁	道路建設受託事業費	-	49,321	49,321
9	土木	3	河川	河川調査費	-	71,400	71,400

9	土	木	費	3	河	川	費	水防管理費	-	4,061	4,061
9	土	木	費	3	河	川	費	令和元年河川災害復旧助成費	-	1,644,540	1,644,540
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川維持費	-	1,553,981	1,553,981
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川改修費	-	1,813,950	1,813,950
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川環境改善費	-	89,397	89,397
9	土	木	費	3	河	川	費	河川受託事業費	-	497,943	497,943
9	土	木	費	4	砂	防	費	砂防等調査費	-	132,500	132,500
9	土	木	費	4	砂	防	費	通常砂防費	9,249,392	57,500	9,306,892
9	土	木	費	4	砂	防	費	災害関連緊急砂防費	294,000	471,000	765,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	地すべり対策費	4,218,750	2,000	4,220,750
9	土	木	費	4	砂	防	費	急傾斜地崩壊対策費	3,937,204	2,000	3,939,204
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単砂防維持修繕費	-	104,531	104,531
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単砂防費	-	379,407	379,407
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単地すべり対策費	-	306,800	306,800
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単急傾斜地維持修繕費	-	16,000	16,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単急傾斜地崩壊対策費	-	440,021	440,021
9	土	木	費	5	都	市	費	流域下水道事業会計繰出金	-	35,621	35,621

9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	県単街路費	-	172,817	172,817					
9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	県単公園事業費	-	107,359	107,359					
9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	街路受託事業費	-	715	715					
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅居住環境改善事業費	842,419	640,068	1,482,487					
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅等管理費	-	42,449	42,449					
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅建替事業費	557,408	163,652	721,060					
10	警	察	費	1	警	察	管	理	費	警察施設整備事業費	-	83,893	83,893					
11	教	育	費	4	特	別	支	援	学	校	整	備	事	業	費	32,285	498,701	530,986
11	教	育	費	4	特	別	支	援	学	校	運	營	費		12,221	36,340	48,561	
11	教	育	費	7	社	会	教	育	費	文化財総合対策費	3,441	7,088	10,529					
11	教	育	費	8	保	健	体	育	費	社会体育振興費	-	14,399	14,399					
12	災	害	復	1	農	林	水	産	施	設	災	害	復	旧	費		554,249	554,249
12	災	害	復	1	農	林	水	産	施	設	災	害	復	旧	費		343,685	343,685
12	災	害	復	2	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費		812,000	812,000
12	災	害	復	2	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費		716,959	716,959
12	災	害	復	2	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費		795	795
12	災	害	復	2	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費		3,487,707	3,487,707

12	災害復旧費	3	県単土木施設災害復旧費	令和5年県単災害復旧費	-	61,000	61,000
	繰越明許費		合計		106,691,598	37,285,227	143,976,825

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前 の額	補正 額	補正後 の額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業費	千円 563,000	千円 △ 156,000	千円 407,000	<p>1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。</p>	5.0% 以内	<p>1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。</p>
地域鉄道整備事業費	292,000	△ 3,000	289,000			
空港整備事業費	224,000	△ 14,000	210,000			
県有施設整備事業費	1,911,000	△ 356,000	1,555,000			
庁舎整備事業費	664,000	△ 227,000	437,000			
文化施設整備事業費	248,000	△ 53,000	195,000			
社会福祉施設整備事業費	1,161,000	△ 210,000	951,000			
障がい者福祉センター整 備事業費	127,000	△ 3,000	124,000			
旧木曾看護専門学校除却 事業費	194,000	△ 52,000	142,000			
技術専門校整備事業費	60,000	△ 15,000	45,000			
環境研究施設整備事業費	1,509,000	△ 182,000	1,327,000			
農業農村整備事業費	4,086,000	△ 536,000	3,550,000			

林業総合センター整備事業費	61,000	△ 22,000	39,000
治山事業費	2,735,000	△ 60,000	2,675,000
林道事業費	106,000	△ 3,000	103,000
河川事業費	12,875,000	△ 1,273,000	11,602,000
砂防事業費	11,522,000	△ 63,000	11,459,000
都市計画事業費	4,207,000	△ 290,000	3,917,000
道路事業費	28,551,000	27,000	28,578,000
公営住宅建設事業費	1,471,000	△ 31,000	1,440,000
直轄事業費	19,143,000	385,000	19,528,000
警察施設整備事業費	699,000	△ 7,000	692,000
交通安全施設整備事業費	1,090,000	△ 99,000	991,000
高等学校整備事業費	1,268,000	△ 54,000	1,214,000
特別支援学校整備事業費	943,000	△ 75,000	868,000
総合教育センター整備事業費	241,000	△ 55,000	186,000
県立歴史館整備事業費	180,000	△ 24,000	156,000

体育施設事業費	12,000	4,000	16,000
過年災害復旧費	583,000	76,000	659,000
現年災害復旧費	2,751,000	△ 395,000	2,356,000
臨時財政対策債	8,408,000	△ 1,707,000	6,701,000
合 計	108,159,000	△ 5,473,000	102,686,000

第 79 号

令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億9,896万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,510億6,797万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

	歳 入		補正額	計
	款	項		
1 財 産 収 入	787,460		46,380	833,840
1 財 産 運 用 収 入	787,460		46,380	833,840
2 繰 入 金	160,581,554		2,552,585	163,134,139

1	一般会計繰入金	119,616,875	2,554,094	122,170,969
2	基金繰入金	40,964,679	△1,509	40,963,170
	歳入合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	248,469,014	2,598,965	251,067,979
1	公債費	248,469,014	2,598,965	251,067,979
	歳出合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979

第 80 号

令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,250万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳	項	入	歳入歳出予算補正		計
				補正前の額	補正額	
				千円	千円	千円
2 諸	収	入		248,636	△3,760	244,876
			1 雑	248,636	△3,760	244,876
3 掛	金	収	入	46,906	△3,000	43,906
			1 掛	46,906	△3,000	43,906

5	繰入金	92,403	△240	92,163
	2 基金繰入金	240	△240	0
	歳入合計	469,500	△7,000	462,500
	歳出			
	1 心身障害者扶養共済事業費			
	1 心身障害者扶養共済事業費	469,500	△7,000	462,500
	歳出合計	469,500	△7,000	462,500
	補正前額	千円	千円	千円
	補正額	千円	千円	千円
	計			

第 81 号

令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,031 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,844 億 3,216 万 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳	項	入	補正前の額		補正額	計
				千円	千円		
1	分担金及び負担金			50,631,761	△1,042,077	49,589,684	千円
		1	負担金	50,631,761	△1,042,077	49,589,684	
2	国庫支出金			51,490,488	△411	51,490,077	

5	財産収入	2	国庫補助金	14,217,296	△411	14,216,885
				97	1,720	1,817
		1	財産運用収入	97	1,720	1,817
6	繰入金			12,411,340	△110,595	12,300,745
		1	一般会計繰入金	11,865,329	△88,220	11,777,109
		2	基金繰入金	546,011	△22,375	523,636
7	繰越金			5,280,394	1,092,403	6,372,797
		1	繰越金	5,280,394	1,092,403	6,372,797
8	諸収入			3,726	28,641	32,367
		1	雑収入	3,726	28,641	32,367
	歳入合計			184,462,481	△30,319	184,432,162

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険事業費	184,462,481	△30,319	184,432,162
1	国民健康保険運営事業費	183,469,276	△7,533	183,461,743

歲	出	合	計	3	保	健	事	業	費	177, 110	△22, 786	154, 324
										184, 462, 481	△30, 319	184, 432, 162

第 82 号

令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4,136 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,691 万 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳		入	補正前の額	補正額	計
	項	入				
2	繰越	金		10,184	3,001	13,185
3	繰越	金	1	10,184	3,001	13,185
	収	入		323,777	△244,361	79,416

1	貸付金元利収入	323,776	△244,361	79,415
	合計	338,273	△241,360	96,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	小規模企業者等設備導入資金	338,273	△241,360	96,913
1	小規模企業者等設備導入資金	338,273	△241,360	96,913
	合計	338,273	△241,360	96,913

第 83 号

令和5年度長野県営林経営特別会計補正予算（第2号）案

令和5年度長野県営林経営特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億994万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,983万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	20,707	△10,407	10,300
	1 国庫負担金	20,707	△10,407	10,300
2	財産収入	59,897	△46,399	13,498
	1 財産運用収入	1	21	22
	2 財産売却収入	59,896	△46,420	13,476
3	繰入金	214,890	△10,000	204,890
	1 一般会計繰入金	206,820	△4,000	202,820
	2 基金繰入金	8,070	△6,000	2,070
4	繰越金	14,983	△214	14,769
	1 繰越金	14,983	△214	14,769
5	諸収入	24,300	△2,922	21,378
	1 雑収入	24,300	△2,922	21,378

6	県	債	45,000	△40,000	5,000
	1	県	45,000	△40,000	5,000
		債			
	歳	入	379,777	△109,942	269,835
		合			
		計			
		出			
		歳			
		出			
		款			
		項			
		額			
		補			
		正			
		額			
		計			
		千			
		円			
1	県	管	379,777	△109,942	269,835
		理			
		費	42,231	△1,000	41,231
	1	管			
		理			
		費			
	2	財	22,829	△14,979	7,850
		産			
		費			
	3	造	296,065	△88,463	207,602
		林			
		費			
	4	施	18,652	△5,500	13,152
		設			
		費			
	歳	出	379,777	△109,942	269,835
		合			
		計			

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前 度の額 千円	補正額 千円	補正後 度の額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造林事業費	45,000	△ 40,000	5,000	株式会社日本政策金融公庫 資金	7.0% 以内	株式会社日本政策金融公庫 法(平成19年法律第57号) に定めるところによる。

第 84 号

令和5年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）案

令和5年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,951万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,039万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
1	貸付勘定収入	49,000	△19,510	29,490
	1 諸収入	39,340	△19,510	19,830
	歳入合計	49,909	△19,510	30,399

款	項	出		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
1	林業改善資金	40,909	△19,510	21,399
	1 貸付金	40,000	△19,510	20,490
	歳出合計	49,909	△19,510	30,399

第 85 号

令和5年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）案

令和5年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,928万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,667万4千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
2	諸 収 入	59,157	△19,283	39,874
	1 貸付金元利収入	59,157	△19,283	39,874
	歳 入 合 計	65,957	△19,283	46,674

歳 出		補正前の額	補正額	計
歳 出		千円	千円	千円
1	貸付金	58,164	△19,283	38,881
	1 貸付金	58,164	△19,283	38,881
	合計	65,957	△19,283	46,674

第 86 号

令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 リハビリテーション事業収益	2,150,724	△ 261,037	1,889,687
第1項 運 営 事 業 収 益	1,115,666	△ 370,881	744,785
第2項 運 営 事 業 外 収 益	1,035,058	109,844	1,144,902
	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 リハビリテーション事業費用	2,079,236	△ 189,549	1,889,687
第1項 運 営 事 業 費 用	1,997,215	△ 200,012	1,797,203
第2項 運 営 事 業 外 費 用	462	△ 114	348
第3項 特 別 損 失	81,559	10,577	92,136

(特例的収入及び支出)

第3条 予算第4条の2中「543万3千円及び7,692万1千円」を「7,612万7千円及び4,904万2千円」に改める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予算第6条中「消費税及び地方消費税」を「消費税及び地方消費税、控除対象外消費税」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第7条中「職員給与費 11億4,778万4千円」を「職員給与費 11億995万9千円」に改める。

第 87 号

令和5年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 下水道事業収益	12,630,065	30,635	12,660,700 千円
第2項 営業外収益	6,221,630	30,635	6,252,265
	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 下水道事業費用	12,431,065	69,614	12,500,679 千円
第1項 営業費用	11,937,546	15,180	11,952,726
第2項 営業外費用	493,519	15,455	508,974
第3項 特別損失	-	38,979	38,979

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 資本的収入	8,392,613	14,923	8,407,536
第1項 企業債	1,604,180	△ 3,000	1,601,180
第2項 補助金	5,110,728	3,000	5,113,728
第4項 固定資産売却代金	-	14,923	14,923

支 出

科 目	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 資本的支出	8,392,613	14,923	8,407,536
第4項 固定資産売却額返還金	-	14,923	14,923

(企業債)

第4条 予算第6条中「限度額 16億418万円」を「限度額 16億118万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「19億6,462万1千円」を「19億6,762万1千円」に改める。

第 88 号

令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度長野県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 号中

「年間販売電力量 2 億 3, 224 万 3 千キロワットアワー」

を

「年間販売電力量 2 億 1, 004 万 4 千キロワットアワー」

に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 電 気 事 業 収 益	5, 495, 761 ^{千円}	1, 693, 098 ^{千円}	7, 188, 859 ^{千円}
第 1 項 営 業 収 益	3, 922, 453	1, 402, 164	5, 324, 617
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 573, 308	290, 934	1, 864, 242

支 出

科 目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 電気事業費用	4,499,778	22,955	4,522,733
第2項 営業外費用	66,087	22,955	89,042

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文かっこ書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億7,369万2千円は、過年度分損益勘定留保資金12億4,568万9千円、退職給付引当金5,100万円、減債積立金6億2,066万円、こどもの未来支援積立金4,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16億1,634万3千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42億1,699万円は、過年度分損益勘定留保資金14億7,550万5千円、退職給付引当金5,100万円、減債積立金6億2,066万円、こどもの未来支援積立金4,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20億2,982万5千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 資本的収入	15,521,416	50,000	15,571,416
第3項 寄付金	-	50,000	50,000

第 89 号

令和5年度長野県水道事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 水道事業収益	5,752,226	61,153	5,813,379
第2項 営業外収益	534,360	61,153	595,513
支 出			
科 目	既決予定額 千円		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 水道事業費用	5,475,596	△ 43,302	5,432,294
第1項 営業費用	5,149,223	19,263	5,168,486
第2項 営業外費用	326,373	△ 62,565	263,808

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条中「(1) 職員給与費 6億1,148万3千円」を「(1) 職員給与費 6億3,074万6千円」に改める。

第 90 号

教育委員会教育長の選任について

教育委員会教育長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

上伊那郡南箕輪村8304番地341

武田育夫

第 91 号

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

南佐久郡南相木村3543番地

依田明善

報 第 1 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月16日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の東信県税事務所の軽乗用自動車が、令和5年10月26日午前11時ごろ、上田市の県道上において、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

塩尻市大字堀ノ内167番地1 合同会社TRIDE 代表社員 村 山 武 道

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として9,924円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 2 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者		損害賠償金
<p>公務に使用中の松本警察署の普通乗用自動車、令和5年7月11日午後1時20分ごろ、松本市の市道上において、損害賠償請求者所有のガードパイプに衝突し、損害を与えた。</p>	<p>松本市井川城二丁目6番15号 横山 諭</p>		<p>54,450円</p>
<p>公務に使用中の岡谷警察署の原動機付自転車、令和5年9月22日午後2時30分ごろ、岡谷市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。</p>	<p>岡谷市湊五丁目16番16号 田村 みどり</p>		<p>184,580円</p>
<p>公務に使用中の松本警察署の普通乗用自動車、令和5年11月10日午後4時20分ごろ、松本市の駐車場内において、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。</p>	<p>松本市大字岡田下岡田1416番地3 逸見 秀明</p>		<p>239,118円</p>

報 第 3 号

試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

試験場管理中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年9月19日午後1時18分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、須坂市道村山日野支所線の須坂市大字八重森地籍を走行中、農業試験場ほ場内の草刈り作業中に跳ねた石により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市大字長野東後町26番地1 グランドハイツ表参道番館602 山 岸 功 樹

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として237,070円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 4 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

公務に使用中の佐久地域振興局林務課の普通乗用自動車が、令和5年10月6日午前11時55分ごろ、佐久市の駐車場内において、損害賠償請求者運転の軽貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

北佐久郡軽井沢町大字追分777番地2 両川 正

(2) 損害賠償者

長野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として124,641円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 5 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月29日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者		損害賠償金
<p>公務に使用中の伊那建設事務所の小型貨物自動車、令和5年5月30日午後4時ごろ、伊那市の民地内において、損害賠償請求者所有の車庫に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>伊那市高遠町藤沢3425番地</p> <p>有限会社保科建設 代表取締役 保科清司</p>		<p>480,826円</p>
<p>公務に使用中の長野建設事務所<small>の</small>小型特種自動車、令和5年8月3日午後2時55分ごろ、上水内郡信濃町の町道上において、損害賠償請求者所有の消火栓に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>上水内郡信濃町大字柏原 428番地2</p> <p>信濃町長 鈴木文雄</p>		<p>616,000円</p>
<p>公務に使用中の長野建設事務所<small>の</small>小型特種自動車、令和5年8月3日午後2時55分ごろ、上水内郡信濃町の民地内において、損害賠償請求者所有の車庫に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>上水内郡信濃町大字柏原 126番地</p> <p>中村フサ子</p>		<p>792,200円</p>

報 第 6 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和5年12月25日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求	損害賠償請求者	損害賠償金
令和4年4月27日午前7時30分ごろ、三澤謙一所有の小型乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 株式会社プレス・コアソリューションは、三澤謙一との保険契約に基づき、車両牽引費用全額を支払った。	松本市寿中一丁目26番17号	三澤謙一	10,704円
	秋田県秋田市新屋島木町1番172号	株式会社プレス・コアソリューション秋田 田BPOキヤンパスJ A共済サポートセンター マネージャー村上仁義	11,396円
令和5年3月26日午前9時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道坂城インターラインの埴科郡坂城町大字中之条地籍を走行中、道路上にあつたたねじにより、当該車両を損傷した。	小県郡青木村大字当郷113番地5 森団地15-1	太田綾乃	55,328円
令和5年3月26日午後6時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道塩尻鍋割穂高線の東筑摩郡山形村地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大字塩尻町605番地	後藤俊廣	41,113円
令和5年3月28日午後1時45分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道松川インターラインの大鹿線の上伊那郡中川村大草地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	飯田市鼎切石4808番地19-2 関島アパート1	岩島俊明	112,000円

<p>令和5年3月31日午前7時10分ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、県道長野上田線の埴科郡坂城町大字上平地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>上田市御嶽堂547番地1</p>	<p>高宮 沙紀</p>	<p>150,000円</p>
<p>令和5年4月16日午前10時25分ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、県道松本環状高家線の松本市村井町南地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。</p>	<p>松本市梓川梓3088番地9</p>	<p>二ノ口 正信</p>	<p>7,168円</p>
<p>令和5年5月3日午後2時ごろ、朝倉寛之所有の軽乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>埴科郡坂城町大字上五明925番地1</p>	<p>朝倉 寛之</p>	<p>842,908円</p>
<p>令和5年5月3日午後2時ごろ、朝倉寛之所有の軽乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>上田市天神一丁目8番1号 上田駅前ビル パレオ6階</p>	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社長野サービスセンター 上田駅前上田ステーション長瀬 潤</p>	<p>42,030円</p>
<p>令和5年5月8日午後1時50分ごろ、損害賠償請求者使用の軽貨物自動車が、一般国道151号の下伊那郡下條村陸沢地籍を走行中、道路脇の立木から落下した枝により、当該車両を損傷した。</p>	<p>下伊那郡天龍村平岡878番地</p>	<p>天龍村長永 嶺 誠 一</p>	<p>93,566円</p>
<p>令和5年5月10日午前11時50分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車が、一般国道148号の北安曇郡小谷村大字北小谷地籍を走行中、トンネル上部から落下した金属片により、当該車両を損傷した。</p>	<p>東京都練馬区富士見台三丁目15番2-103号</p>	<p>野中 みどり</p>	<p>315,975円</p>

令和5年6月28日午後3時30分ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、県道町村白川村井停車場線の松本市中山地籍を走行中、道路脇の草刈り作業中に跳ねた石により、当該車両を損傷した。	松本市大字松原45番地5	小林果奈	91,047円
令和5年7月1日午後3時40分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	新潟県上越市大字高和町543番地	萩原初美	6,564円
令和5年7月2日午前1時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道岡谷下諏訪線の諏訪郡下諏訪町赤砂地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	諏訪市大字上諏訪7669番地	坂本浩一	35,563円
令和5年7月2日午前9時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市大字寿豊丘450番地14	古川雄二	21,662円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	12,474円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	11,385円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	11,385円

<p>令和5年7月10日午後2時20分ごろ、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車が、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍を走行中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。</p>	<p>長野市大字屋島3420番地 1</p>	<p>株式会社ニッパ ンレンタル長野 営業所 所長 野 季 岡 田 祐</p> <p>311,058円</p>
<p>令和5年7月16日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道松沢茅野線の諏訪郡原村払沢地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。</p>	<p>諏訪郡原村13088番地 4</p>	<p>菊 池 孝 明</p> <p>49,517円</p>

報 第 7 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月30日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年6月23日午前0時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、伊那市道上の原51号線の伊那市大字美簷地籍を走行中、交差する一般国道153号未供用区間への進入防止柵の破片により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

伊那市荒井4507番地1 武田雄作

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

当該事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として321,431円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

河川隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年2月5日次のおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年10月21日午前11時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、松本市道5267号線の松本市笹賀地籍を走行中、隣接する信濃川水系奈良井川の河川敷地内からの倒木により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

伊那市山寺3192番地 田 中 章

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、河川管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として483,170円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 9 号

急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月18日次のおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年10月11日午後3時ごろ、急傾斜地崩壊危険区域手長丘下の区域内の立ち木から落下した枝により、隣接地に駐車中の損害賠償請求者使用の軽乗用自動車を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

茅野市玉川8899番地3 河 西 まゆみ

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、急傾斜地崩壊防止施設管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として47,740円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 10 号

自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月17日次のおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年9月27日、中部北陸自然歩道の木曽郡大桑村大字須原地籍に設置していた案内標識が倒れたことにより、隣接地に駐車中の損害賠償請求者所有の軽乗用自動車を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

木曽郡大桑村大字野尻1020番地11 花川 年 和

(2) 損害賠償者

長野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として36,960円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、広域にわたり移動するシカやイノシシ等の野生鳥獣による被害を防ぐため、捕獲や侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備等の対策について、市町村や都道府県が連携し、地域ぐるみで取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等による支援を実施しているが、農林業被害は依然として高止まりしている。

地球温暖化に伴う生息域の拡大等により被害の増加が懸念される中、去年はクマによる人身被害が多発するなどの深刻な事態も生じており、被害防止対策の更なる徹底が求められるが、狩猟者の高齢化や捕獲から処理・利活用に係る費用の負担等の課題により、従来の取組の維持が困難であるとの声もある。

鳥獣被害の防止に当たっては、一部の地域での取組の遅れが被害の拡大につながることから、里山における緩衝帯の更なる整備を進めるなど、被害防止対策の徹底とその継続に向けた財源の確保に加え、狩猟者の確保等、捕獲の強化に対する支援や、積極的な対策による捕獲鳥獣の増加を見据えた食肉への利活用の促進が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、鳥獣被害防止対策の更なる充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 野生鳥獣による農林業被害や人身被害等の拡大を防ぐため、地域ぐるみの一体的な対策が不足なく行えるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等については十分な財源を確保すること。
- 2 野生鳥獣の捕獲に係る担い手を確保・育成するため、狩猟免許の取得・更新に向けた研修等や捕獲活動に関する支援を拡充すること。
- 3 捕獲鳥獣をジビエとして活用するため、食肉処理加工施設の整備・運営に対する支援や食肉利用の普及に向けた取組を拡充するとともに、埋設処分等に係る支援を強化すること。

若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在の我が国の少子化対策においては、子育て支援や子どもへの支援が重視される中、結婚前の20代を中心とした若者世代に対する結婚支援を含めた支援策が少ないだけでなく、学校を通じて行政に声が届きやすい高校生までと比べて、高校卒業後の若者からの声は行政に届きにくい環境にある。

若者からの政策への要望が十分に反映されない現状は、若者の実態と行政が行う支援策との乖離を生じさせるだけでなく、人生を歩んでいく上で大きな分岐点となる就職、恋愛、結婚等のライフイベントが集中する若者世代が抱える悩みや課題の解決に向けた情報提供や支援の不足につながりかねない。

こうした中、若者世代への結婚支援については、結婚を希望する若者に必要な情報や支援が不足することで結婚に踏み出せないことがないよう、若者の実態を的確に捉え、国・地方自治体が総力を挙げて取り組むとともに、子育て環境等でも男女共同参画を進め、未婚化・少子化問題を解決する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者世代への結婚支援を拡充し、結婚を望む若者の希望が叶う社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 若者世代をはじめ各世代の実情を把握し、効果的な結婚支援を行うこと。
- 2 若者が将来のライフイベントの際に自ら主体的に希望を実現できるよう、金融知識も含めたライフプランニング教育等の若者が悩みや不安を解消し、前向きになるための支援を強化すること。
- 3 若者の自己肯定感の向上を目的としたアドバイザーによる支援や、職業スキル・コミュニケーションスキルの向上や自分磨きを目的としたセミナー等の若者がなりたい自分になるための支援を強化すること。
- 4 大学・職場でのイベントや共通の趣味・興味を持つ若者の交流会の開催等の若者が望む自然な交流支援等の出会いの創出を促進すること。
- 5 地方自治体が行う若者の結婚支援の取組への財政措置等を拡充すること。

医療的ケア児等への支援の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人工呼吸器の使用や喀痰吸引等の医療行為が日常的に必要な児童である医療的ケア児は、近年、医療技術の進歩に伴い増加傾向にあり、全国で約2万人に上ると推計されているが、24時間体制で、在宅で医療的ケアを行う家族の精神的・身体的負担は大きく、家族の離職や社会的な孤立も生じやすく、その実情や課題等を正確に把握することが困難とも言われている。

医療的ケア児の家族には、看護師や保育士等が配置された病院等に医療的ケア児を預ける医療型短期入所サービスが提供され、家族が一時的に休息（レスパイト）することができるが、家族の希望に対して全国的に施設が不足しており、長期的な医療的ケアやリハビリテーション等を行う医療型障害児入所施設が極めて少ない地域もあり、受けられるサービスに地域格差が生じている。

医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で希望するサービスを受けられるようにするためには、施設が不足する地域への新たな事業者の参入促進に向けた環境づくりや地域格差の実態を踏まえたきめ細かな対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる社会の実現に向けて支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療型短期入所事業所や医療型障害児入所施設の新規参入を促すため、施設や医療機器等の初期投資に係る費用や安定的な施設運営に向けた支援の拡充を行うこと。
- 2 専門的な知識や技術を有する看護師や保育士等の人材を確保するため、基本報酬や処遇改善加算の拡充を行うなど、更なる処遇改善を図ること。
- 3 国において、医療的ケア児等の実態や医療的ケアを行う施設に係る全国的な調査や検証を行い、地域間格差の積極的な解消を図ること。

議 第 4 号

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に
必要な措置を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は、20万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務づけている。

今般の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金収支報告書の記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反で有罪となっている。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する。

災害への対応力の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、令和6年能登半島地震からの復旧・復興が最優先課題であり、国・自治体・事業者等が総力を挙げて取り組んでいるが、被災地においては、水道施設の耐震化率が低い中での被災による長期間の断水に加え、電柱の倒壊や電線の切断が停電を引き起こすとともに、電気・水道等の復旧に必要な車両等の通行の妨げにもなり、インフラ全体の復旧の更なる長期化を招いている。

また、被災地では、避難者の体調悪化を防ぐために必要となる清潔なトイレや温かい食事、簡易ベッド等の物資・設備が地震発生前に十分確保されていない避難所もあり、快適な環境を速やかに提供できない事態も発生した。

こうした中、地方の災害への対応力向上を図るためには、水道施設の耐震化や道路上の電線類の地中化を行う無電柱化等の災害に強いインフラ整備の更なる推進とともに、災害発生時における快適な避難生活に向けた環境整備への支援の拡充が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国全体の災害への対応力を強化するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 給水の維持確保に向けた水道施設の耐震化を推進するため、自治体等の水道事業者への財政支援を拡充すること。
- 2 電力供給や道路の通行の維持確保に向けた無電柱化を推進するため、整備費用を負担する自治体への財政支援を拡充するとともに、低コスト手法の普及拡大等の取組を進めること。
- 3 被災者に対して、良好なTKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境を提供するため、避難所で必要となる物資等の備蓄の推進に向けた自治体への財政支援や備蓄品の普及・保管促進策について検討を進めること。

若者の市販薬の過剰摂取防止対策の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 あ て
こども家庭庁長官
孤独・孤立対策担当大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、処方箋がなくても薬局等で購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあり、市販薬の過剰摂取による薬物依存患者が急増し、令和4年度に公表された依存症に関する調査研究事業では、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生は約60人に1人に上ると報告されている。

市販薬の過剰摂取は、不安や葛藤を抱える若者が社会的孤立にある中、現実逃避や精神的苦痛の緩和を目的に行う場合が多いが、疲労感や不快感が一時的に解消されることもあり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害や重篤な意識障害等を引き起こし、死亡事例も発生している。

市販薬は、過剰摂取による健康被害が深刻になる場合があるものの、違法薬物と異なり所持が罪とならず、複数の薬局等で購入し大量に所持することもできるなど容易に入手できる環境にあることから、若者に市販薬を適正に販売するための取組を推進するとともに、過剰摂取の背景にある若者の社会的孤立や生きづらさの解消も求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化により、薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 濫用等のおそれのある医薬品に指定された6成分を含む市販薬の若者への販売は、含有成分に応じて販売容量を制限するとともに対面又はオンライン通話に限定するほか、販売記録等を活用した購入対策を検討すること。
- 2 6成分を含む市販薬は、若者への販売時に氏名・年齢等の確認や副作用等の説明の徹底を図り、必要な相談窓口等を紹介する体制を整備すること。
- 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定は、実態を把握し的確に進めること。
- 4 若者の市販薬の過剰摂取を孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、被災者の生活の再建を通じた被災地の復興を目的に被災者生活再建支援法に基づく支援制度を設けており、地震等の自然災害で住宅の被害認定が全壊や大規模半壊、中規模半壊となった被災世帯等に対して被災者生活再建支援金を最大で300万円支給し、住宅の建設・購入や補修等を支援している。

現在の制度では、住宅の建設等に対して十分な支給額ではないことや半壊や準半壊、一部損壊の被災世帯は支給対象外であることが課題とされており、被災した住民の住宅の建替え・補修費用を補助するなど、独自の支援を行う自治体もあるが、今回の令和6年能登半島地震の対応として、政府も住宅の再建のための新たな措置を設けることで、早期復旧を目指している。

自治体独自の支援や国の新たな措置については、被災者の生活の再建をより一層促進するものであり、全国各地で発生する地震等に伴う住宅の被害に対しても、住宅の再建を願う被災者の声を踏まえた支援制度の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興のため、被災者生活再建支援金の支給額を引き上げるとともに、支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度を拡充するよう強く要請する。

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 辞職及び資格決定（第111条—第117条）」を「第8章 辞職及び資格決定（第111条—第117条の2）」に、

「第117条（資格決定の審査）」を

「第117条（資格決定の審査）」

第117条の2（資格決定書の交付）」に、

「第14章 補 則

第141条（配布に代わる措置）を

第142条（会議規則の疑義）」

「第14章 補則（第141条—第143条）

第141条（電子情報処理組織による通知等）

第142条（電磁的記録による作成等）

第143条（会議規則の疑義）」

に改める。

第35条に次の1項を加える。

3 法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第108条中「内容が請願に適合するものは、議長は、」を「議長が必要があると認めるものは、」に改める。

第113条中「、押印」を削る。

第117条の次に次の1条を加える。

（資格決定書の交付）

第117条の2 法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第119条中「外とう、えり巻、つえ、かさの類及び録音機、写真機、携帯ラジオ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を受けたときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第141条を次のように改める。

（電子情報処理組織による通知等）

第141条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文

書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第23条第3項、第25条第2項、第43条第3項、第81条第2項、第84条第4項、第102条第3項、第105条第1項、第106条第1項及び第137条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に

については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第142条を第143条とし、第141条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第142条 この規則の規定（第31条第1項を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

会議規則に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めるとともに、現在の社会情勢に照らした用語の改正を行うほか、所要の改正を行う。

委 第 2 号

長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号のうち「観光部」を「観光スポーツ部」に改める。

第3条第3項中「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期）第2項）」を「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期）第3項）」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたもの

とみなす。

(提案理由)

委員会条例に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めるとともに、知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行うほか、所要の改正を行う。

全 議 員 様

長野県議会議長 佐々木 祥 二

令和6年2月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企 画 振 興 部 長	清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(2月20日から2月29日までの会議)	
総 務 部 長	玉 井 直
県 民 文 化 部 長	山 田 明 子
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(2月20日から2月29日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	福 田 雄 一
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監	渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(2月20日から2月29日までの会議)	
観 光 部 長	金 井 伸 樹
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	斎 藤 政 一 郎
(2月20日から2月29日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	宮 原 茂
公 営 企 業 管 理 者 取 扱 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 部 長	内 堀 繁 利
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	小 山 巖
警 務 部 長	小 野 田 博 通
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

5 危第226号
令和6年(2024年)1月4日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項の規定により、報告します。

記

- 1 変更の理由
統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。
- 2 主な変更の概要
 - (1) 人口について、令和5年10月1日時点の統計に変更
 - (2) 資料編の長野県国民保護協議会運営規程、長野県国民保護対策本部規程等について、組織改正等による規程改正に伴う更新
 - (3) 国民保護関係機関一覧、救急告示医療機関一覧等について、組織改正等に伴う更新
- 3 変更年月日
令和6年1月4日

（別冊は掲載を省略する）

(写)

5 監査第62号
令和6年(2024年)2月13日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志
同 青 木 孝 子
同 柄 澤 千 恵 子
同 山 岸 喜 昭

令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、長野県道路
公社以下23団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、そ
の結果に関する報告を別添のとおり提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

5 監査第 4 - 10 号
令和 6 年(2024年) 1 月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 5 年12月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 5 年11月30日現在の令和 5 年度11月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 5 年11月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 5 年11月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 5 年11月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

5 監査第 4 - 11 号
令和 6 年(2024年) 2 月 6 日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 1 月 29 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の令和 5 年度 12 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

5人委第210号
令和6年(2024年)2月15日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和6年2月14日付け5議議第117号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第20号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第48号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(写)

令和6年3月7日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

包括外部監査人 弓 場 法

令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

5 監査第 4 - 12号
令和 6 年(2024年) 3 月 4 日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 2 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の令和 5 年度 1 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計22億4,684万8千円であります。

近年、災害が激甚化、頻発化する中、元日に発生した令和6年能登半島地震は、マグニチュード7.6、最大震度は7で、北陸地方、とりわけ石川県内において、極めて甚大な被害をもたらしました。

長野市、信濃町、栄村では震度5弱を観測し、県では直ちに警戒連絡会議を設置して被害状況の確認を進めました。人的被害はなかったものの、長野市と小谷村において住家の一部破損があわせて12棟確認されました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。なお、当初発生した断水や漏水はすべて翌日の夜には復旧することができ、一時不通となった鉄道や道路等の交通網にも大きな損傷はなかったところです。

一方、石川県への支援について、県では、市町村や関係団体の皆様も構成員として参加いただき、県を挙げて被災地の支援を行う組織として、「能登半島地震復興支援県民本部」を設置し、輪島市・羽咋市に対する人的・物的支援を継続しています。避難生活を余儀なくされている方々に対しては、関係団体の皆様にも御協力をいただきながら、段ボールベッドの活用による生活環境の改善や、県としては初めてとなるキッチンカーによる温かい食事の提供など現場のニーズに応じた支援に努めるとともに、二次避難に対応するため公営住宅等での受入れも積極的に進めてきたところです。ほかにも、珠洲市へ県内13消防本部から編成した緊急消防援助隊長野県大隊を派遣するなど、県全体で幅広い活動を行ってまいりました。引き続き、息の長い支援に努めてまいります。

今回のような大規模地震の発生は、多くの活断層を有する本県にとって、決して他人事ではありません。災害はいつ起こるか分からない、このことを肝に銘じるとともに、能登半島と同様に中山間地域や過疎地域が多く存在する本県の実状を踏まえ、集落の孤立化や避難生活の長期化への対応等も含めた地震防災対策について、今一度振り返る必要があると考えます。このため、県民の生命と安全の確保に向け、長野県地域防災計画を見直すとともに、更なる防災対策の強化と推進に取り組んでまいります。

これらを踏まえて、以下、令和6年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、令和6年能登半島地震を踏まえた地震防災対策の抜本的な強化について申し上げます。

県ではこれまで、平成27年3月に策定した「第3次長野県地震被害想定」に基づき地震防災対策を推進してまいりましたが、今回の地震では、住宅の全半壊が多数発生するとともに、孤立集落の解消や二次避難の実施に相当の日数を要するなど、新たな課題も顕在化しました。こうした状況を受け、緊急対策として、現在の県及び市町村の地域防災力や危機対応力を総合的に評価・分析し、市町村への必要な助言等も行いながら、県全体での底上げを図る「『危機管理能力』向上事業」に取り組みます。あわせて、県民の皆様に物資の備蓄や家具の転倒防止、地震保険への加入等の自主的な防災対策を行っていただくよう集中的な呼び掛けを行います。

これらの緊急対策のほか、関係部局とも連携して、二次避難所の確保や、物資輸送や被災状況確認といった災害時のドローン活用などの重要な課題についても検討を進め、必要な事業は補正予算も視野に入れて、対策の強化を図って

まいります。

次に、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

本年は、令和元年東日本台風災害から5年の節目を迎えます。県内に甚大な被害をもたらしたこの災害の経験を後世に引き継ぎ、住民主体の防災対策等を県民の皆様に広く発信するシンポジウムを開催します。また、浸水等の疑似体験を通じて一人ひとりが災害を自分事として考えていただけるよう、新たにAR（拡張現実）を活用した研修や防災訓練の実施を促進してまいります。地域防災人材の育成及び地域防災力の強化を推進するため、信州大学等と連携して今年度実施した避難行動や避難所開設の対策は、避難支援や避難所運営を行う段階にステップアップするとともに、他地域への横展開も図ってまいります。

避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）については、キッチンカーによる食事提供の実動訓練を行うほか、避難所環境を向上させる県内製品を紹介するための展示会を開催したり、男女共同参画の視点に配慮した避難所の設置・運営の研修を行うなど、引き続き、環境改善に係る取組を進めます。

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

昨年9月には制定後初となる「信州 火山防災の日」を迎え、様々な取組を通じて県民の火山防災に対する意識の向上を図ってまいりました。今年度は平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害から10年の節目を迎えます。これに当たり開催されるNPO法人日本火山学会による火山防災シンポジウムを支援するとともに、小諸市において「信州 火山防災の日」関連イベントを開催し、県全体の火山に対する更なる防災意識の向上に努めてまいります。また、全国有数の火山県として、火山に関する最新の知見や研究者、研究機関との情報共有を一層進めて火山防災体制を強化するため、新たに、火山対策総合アドバイザーを

配置します。

次に、「危機管理防災体制の強化」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への約4年にわたる対応から得た教訓を踏まえて今後の感染症危機に備えるため、これまでの県の対応の成果と課題を取りまとめた記録集を作成した上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画を改定します。

なお、令和6年能登半島地震の被災地への支援対応を優先するため、先月に飯田市内での実施を予定していた国民保護実動訓練は中止としたところであり、来年度の実施を検討してまいります。

次に、「消防体制の充実・強化」について申し上げます。

令和3年4月の運航再開から約3年を経過した消防防災ヘリコプターについては、安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。引き続き、安全運航を確保するため、民間航空会社に赴いて遭難救助を想定した緊急操作訓練を行い、隊員の技術の向上に努めてまいります。

地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援については、消防団の充実強化と消防団員の確保につなげるため、アンケート調査により県内の消防団員の実態を把握するとともに、信州消防団員応援ショップの利便性の向上に向けて、団員カードの電子化を進めて団員確保を促進します。このほか、消防団活動協力事業所に対する事業税の軽減措置を拡大します。

次に、「防災情報基盤の整備」について申し上げます。

災害時に迅速かつ確実な情報の収集及び伝達を行うため、衛星系防災行政無

線の更新を行い、機能の高度化を図ります。

なお、衛星系防災行政無線設備の更新は2か年にまたがることから、令和7年度までを期間とし、債務負担行為44億6,793万7千円を設定いたしました。

以上、令和6年度の主な事業について、御説明申し上げます。

条例案は、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」の1件です。

改正の内容は、消防団が活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を令和8年度まで延長するとともに、当該事業所等における消防団員の人数に応じて減税限度額を100万円まで引き上げるものであります。

事件案は、2件であります。

このうち、「長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について」は、衛星系の防災行政無線設備の更新に伴い、市町村及び消防本部等に設置する無線設備に要する経費の一部を当該市町村及び一部事務組合が負担するものであります。

「訴えの提起について」は、今月9日に言い渡しのあった新型コロナウイルス感染症の感染防止のための防護服の売買代金等請求事件に係る判決に対し控訴するものであります。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

3年以上にわたり厳しい闘いを余儀なくされた新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動の正常化が進む一方、物価高騰とそれに伴う家計の実質所得の低下など厳しい経済情勢や、ウクライナや中東をはじめとする不安定な国際情勢など、国の内外で不透明な環境が継続しています。また、地域に目を向けると、急速な少子化・人口減少の進展により、産業の担い手不足が深刻な状況となって顕在化しています。

このように本県を取り巻く環境が急激に変化する中、県政においては、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」を策定し、基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」ための取組がスタートしました。

来年度は、この計画を着実に推進するため、企画振興部が総合調整機能をより一層発揮して、部局間・政策間を繋ぎ、県組織の外とも十分に連携・協力しながら、具体的な施策を実行に移してまいります。

特に、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトをはじめとした「新時代創造プロジェクト」については、全庁を挙げて施策を構築・推進するよう努め、新しい時代に向けた社会の大きな変革に挑戦してまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

(公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上)

公共交通は、住民の日常生活や観光客の移動に欠かせないものであり、官民連携により地域公共交通の確保を図っていく必要があります。これまで燃料価格高騰により厳しい環境下においても安定的に運行が行われるよう継続的に支援してきたほか、「人材確保・物流 2024 年問題等への対応」として、就職相談窓口の設置、事業者向けセミナーや求職者向けのマッチングイベントの開催等に取り組んでまいりました。

地域公共交通の維持に不可欠な担い手を確保するため、引き続き就職相談窓口の設置等に取り組むとともに、県外から移住し県内バス会社に就職する運転手を対象とした支援金を創設するほか、女性やシニア層の潜在的な労働力の更なる掘り起こしなどに取り組んでまいります。

持続可能な社会を支える地域公共交通ネットワークを確保するため、県有民営方式によるバス車両の導入台数を拡大し県内バス路線の基盤強化を図るとともに、長野・飯田間の主要な都市間を結び基幹的な移動軸として重要な路線である「みすずハイウェイバス」の運行継続に必要な経費を支援してまいります。

地域鉄道については、緊急対策として実施するコンクリート製マクラギへの更新等の安全性確保やバリアフリー化に必要な設備整備を支援するほか、JR大糸線や小海線をはじめ、沿線関係者が一体となった在来線の利用促進の取組を進め、地域鉄道の活性化に取り組んでまいります。

交通空白地における輸送を確保するため、自家用有償旅客運送を行うNPO等が事業開始に必要な経費を支援するほか、タクシーの供給力確保に向けていわゆる「日本版ライドシェア」を含め、県タクシー協会と連携して取り組んでまいります。

このほか、利用しやすい地域公共交通を実現するため、公共交通機関のキャッシュレス決済の導入や公共交通情報のオープンデータ化の取組を支援してまいり

ます。

長野県公共交通活性化協議会で策定を進めている長野県地域公共交通計画では、特に自家用車に頼ることのできない高齢者・高校生・観光客を対象として、全県統一で最低限保証すべき移動やその品質を示してまいります。これらを踏まえ、10 広域圏ごとに行政や交通事業者等の関係者が路線やダイヤ・便数の最適化に向けた検討を行い、実効性ある取組につなげてまいります。

(信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進)

信州まつもと空港は、本年7月にジェット化開港30周年の大きな節目を迎えます。今後も、更なる発展に向けて、市町村や地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、既存発着路線の利用促進に努めるとともに、路線拡充に取り組んでまいります。また、国際チャーター便については、早期の再開に向けて、国内外の航空会社、旅行会社へのセールス等の取組を強化してまいります。

さらに、航空利用者や地域住民にとって親しみやすい空港とするため、ジェット化開港30周年を契機としたイベントの開催や空港の魅力を伝えるフォトスポットを制作・設置してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

(デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現)

人口減少による担い手不足が深刻化する中、デジタル技術の活用はこれからの時代に不可欠です。特に中山間地域が多い本県にとって、時間・距離の制約を克服するデジタル技術は、地域の課題解決に大変有効なツールです。県民の皆様がデジタル化の恩恵を実感できるよう、暮らし、産業、行政などあらゆる分野でDXを推進するため、次期DX戦略を策定し、全県的な取組を県がリードしてまいります。

県・市町村が足並みをそろえて地域社会のDXに取り組むため、県職員と外部

デジタル人材によるアドバイザーチームを組成した上で、市町村におけるDX推進状況の把握や、共通する課題の解決に向けた助言等の伴走支援を実施してまいります。

多様なDX人材の育成・誘致に当たっては、セミナーやコンテスト等の開催により、DX人材候補が相互に刺激し合い、成長できる機会を創出するとともに、その取組を全国に発信してまいります。

また、庁内におけるDX推進を加速させるため、「かえるプロジェクト」の提案を踏まえ、各部局においてDX推進のリーダー役となる人材の育成を強化するとともに、マネジメント層への意識改革を行い、トップダウン・ボトムアップ両面からのDX推進を図ってまいります。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについては、様々なサービスにおける利活用を推進するため、スマートフォン上にマイナンバーカードに紐づくデジタル会員証を作成する仕組みを試験導入し、今後の利活用に向けた知見の蓄積や、利用サービスの創出を検討してまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、昨年9月に設立した「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」を活用し、官民連携のもと社会実装に向けた環境を整備するとともに、県民の皆様の理解促進を図り、長野県が空域活用の先進地となることを目指してまいります。

このほか、デジタル活用に不安のある高齢者の皆様などにデジタルを身近に感じていただけるよう、スマートフォンの基本的な扱い方や、スマートフォンを使用した行政手続等に関する助言等を行う講習を実施してまいります。

(地域活力の維持・発展)

本県の発展は、個性豊かな77市町村が自治の力を発揮し輝き続けることによって成り立ちます。

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそ

それぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進めることが必要です。「地域発 元気づくり支援金」により多様な主体による持続的な地域づくりの取組を支援するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。県民参加型予算のうち、県民の皆様が事業提案や選定に関わっていただく「提案・選定型」については、新たに6つの地域振興局において実施しました。34件の事業提案をいただき、高校生や大学生を含む幅広い年代の公募委員による評価を踏まえて6つの事業を選定し、関係する部局の予算案に計上いたしました。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、新たに県協力隊員を配置し市町村協力隊員の活動事例の情報発信や隊員同士のつながりの強化に取り組むとともに、中間支援組織と連携し市町村の受入体制の充実に取り組んでまいります。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、コーディネーターを設置し組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施します。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値を複合的に生み出す「輝く農山村地域」の創造を目指すため、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」を核とした地域づくりの取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政支援を行うなど様々な政策を集中投下してまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、それぞれの市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士の連携を強化する取組を進めてまいります。定住自立圏などの国の支援制度が適用されない木曾地域及び北アルプス地域においては、引き続き市町村が取り組む連携事業について県独自に支援します。

加えて、県域を越えた様々な主体との連携・協力も重要です。県外企業と地方

創生に取り組む本県とを繋ぐ、企業版ふるさと納税制度を活用し、包括連携協定企業や本県と所縁のある企業に対して寄附や人材派遣を呼びかけてまいります。

(移住・交流・多様なかかわりの展開)

長野県は、田舎暮らしに関する情報誌の「移住したい都道府県」ランキングで18年連続の1位となりました。コロナ禍を契機とした都市部住民の地方回帰の流れを受け、本県への移住者数も近年増加傾向にあります。この流れをより確かなものとし、本県が女性や若者、子育て世帯からも移住先として選ばれるためには、仕事と暮らしをセットにした移住の取組が重要です。

そこで、地域の暮らしの情報を提供する市町村等に加え、県内企業とも連携した移住セミナーや相談会を首都圏等で開催するなど、移住検討者へのワンストップでの支援を強化してまいります。

また、移住者の住まいの確保が課題となっている中山間地域において、地域の空き家を資源ととらえ、その掘り起こしを進める専門人材を育成するための事業を新たに実施します。このほか、地域住民や都市部の者が空き家のDIYイベントを通じて交流する場を設けることで地域と多様に関わる「つながり人口」の創出・拡大を図り、地域のファンを増やす取組も合わせて推進してまいります。

沖縄県との交流連携については、昨年3月に締結した協定を踏まえ、チャーター便の運航や「長野沖縄交流アドバイザー」の委嘱をはじめ、観光や物産振興など様々な分野で交流を進めてきました。来年度も引き続き、関係部局と調整しながら、本県と対極となる強みや魅力を有する沖縄県との交流連携をより一層深化してまいります。

(世界との積極的なつながり・交流の推進)

今年度においては、中国河北省との友好提携40周年を契機に河北省や北京市等を訪問したほか、韓国江原特別自治道や米国ミズーリ州など友好都市との交流を

行いました。また、8年ぶりに欧州を知事が訪問し、産業や環境面での連携強化、インバウンドや県産品のトップセールスを行うなど、コロナ禍を経て海外との連携・交流を活発に行いました。

来年度は在ブラジル長野県人会が創立65周年を迎えることから、ブラジル・サンパウロ市を訪問し、現地の方々と交流するとともに、本県からの移住者が入植して100周年を迎えるブラジル・アリアンサ地区を訪問し、記念式典を行います。

今後とも友好都市等との青少年交流や経済交流等を一層進めるとともに、インバウンド誘致や県産品輸出促進等のため、関係部局と連携し、海外との交流を積極的に進めてまいります。

【総合的な施策の企画・調整】

(少子化・人口減少への対応)

少子化・人口減少により、産業の担い手不足の加速化や、経済活動における生産・消費の縮小など、地域社会に深刻な問題を引き起こすことが懸念されることから、県政の最優先課題と位置づけて、部局横断的に取り組んでいます。

昨年8月に立ち上げた「少子化・人口減少対策戦略検討会議」では、県民の希望をかなえる少子化対策と今後の人口減少を前提とした社会づくりについて議論を進めているところです。こうした議論を踏まえ、取組をさらに深化・加速させていくための「少子化・人口減少対策戦略方針」を今年度内に策定します。

この戦略方針に基づき、女性・若者をはじめとする県民の皆様や産業界との意見交換を実施し、本年秋頃を目途に県、市町村、産業界などが一丸となって主体的に取り組む「少子化・人口減少対策戦略」を取りまとめまいります。

(県民との対話と共創の推進)

県政を推進するうえでの基本姿勢として、「県民との対話と共創」を掲げています。ますます複雑・多様化する県政課題には、民間企業など多様な主体とともに

にお互いの強みを結集して立ち向かうことが必要です。そのため、共創推進パートナー制度による民間人材の活用や、共創を有効に進めるための共創推進指針の試行などを通じて、共創の組織風土の醸成と職員の共創マインドの定着を図ってまいります。また、これまで県民対話集会を県内全市町村で開催してまいりましたが、来年度はオンラインも活用しながら、テーマを絞った形での実施を検討します。

県民参加型予算のうち、提案者と対話を重ねながら事業構築を進める「提案・共創型」については、4つの事業を関係する部局の予算案に計上しました。学生や若者をはじめ現場の声や発想を取り込むなど、これまでになかった視点での事業構築が図られたことから、来年度の実施に向けて取組を進めてまいります。また、県政ティーミーティングや県政に関するアンケートなど、広聴事業の内容をさらに充実してまいります。

併せて、情報発信については、県民の皆様が知りたい情報がきめ細かく伝わるよう、広報紙やテレビ、ラジオ、SNSなどを組み合わせた効果的な発信に努めるとともに、受け手のニーズに応じて情報を届けることができる「LINE」を広報媒体として新たに導入し、県民とのコミュニケーションを強化します。

(データ等を活用した政策形成の推進)

県の施策を一層効果的、効率的に実施するためには、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（EBPM）」が重要です。このため、データを活用した政策立案の手法や、データに基づく政策立案に資する分析モデルを構築する「EBPMモデル構築事業」に取り組んでおります。今年度は、観光部及び長野県立大学と連携して、観光客の属性・周遊の把握等をテーマに、人流データの分析や考察を行い、ターゲットを絞った効果的なプロモーション設計をする際の根拠となるデータを導き出すことができました。そのプロセスと成果を今後の政策立案に活かしてまいります。来年度においても、引き続き大学等の研究機関の協力を仰ぎ、

テーマ及び分析手法を変えながらノウハウの更なる蓄積に努めるとともに、基幹統計調査など統計データ等の利活用に取り組み、職員のEBPMの一層の実践に努めてまいります。

(地方分権・規制改革)

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する義務付け・枠付けの緩和や更なる事務・権限及び税財源の移譲・充実等の提案・要望を、国に対して行ってまいります。

また、地域経済の活性化等を図るためには、不断の規制改革が必要です。社会情勢が目まぐるしく変化している状況下で、経済社会の発展を阻害するような規制・制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計106億9,063万8千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業828万4千円、投開票集計システム再構築事業1,714万4千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償9億7千万円、空港管理事業14億3,143万円の4件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案」など2件です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。
よろしく御審議の程お願い申し上げます。

総務部長議案説明要旨

令和5年度の財政状況と令和6年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和5年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和5年度当初予算は、新たな長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けて、確かな一步を着実に踏み出すことができるよう、プランに掲げる5つの政策の柱に沿って編成いたしました。

その後、長期化するエネルギー・食料価格高騰に対応するため、「物価高克服・経済構造転換のための総合対策」を策定し、県民や事業者への切れ目のない支援と強靱で健全な経済構造への転換の両面から、各種施策を講じてまいりました。また、大雨災害からの復旧や凍霜害被害への対応、道路インフラを集中的に修繕する道路リフレッシュプランの推進、児童生徒の増加に対応するための特別支援学校の校舎改築などといった課題にも対応してきました。これに加え、昨年末に成立した国の総合経済対策関連の補正予算を最大限活用し、県民生活への支援や県内経済の活性化に取り組むため、「『ゆたかな社会』の実現を加速するための長野県総合経済対策」を策定し、物価高への対応を拡充したほか、喫緊の課題である人材確保や教育環境の整備、防災・減災対策の推進などに取り組むための補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は1兆1,361億9,492万4千円となります。今後は、子育て負担軽減に継続的・安定的に取り組むための「長野県こどもの未来支援基金」への積立て

のほか、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところでは、

歳入について申し上げますと、県税収入は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化により、法人関係税や個人県民税などが増加していることから、当初予算額を 118 億円余上回る一方、地方消費税清算金収入は、輸入の減少などにより 44 億円余下回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を 87 億円余上回る 2,146 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用した事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 5 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 113 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 6 年度の国の地方財政計画について申し上げます。

地方財政計画の通常収支分については、歳出面において、こども・子育て政策の強化として、国の「こども・子育て支援加速化プラン」の推進に必要な地方財源の確保や、地方団体が地域独自の施策を実施するための一般行政経費の増額が図られたほか、引き続き、「地域デジタル社会推進費」や「脱炭素化推進事業費」が同額確保されたことなどにより、地方財政計画の規模は 93 兆 6,388 億円で前年度と比べて 1.7 パーセントの増加、公債費等を除く地方一般歳出は 78 兆 4,568 億円で 2.6 パーセントの増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 62 兆 7,180 億円で前年度と比べて 0.9 パーセントの増となっております。その主な内訳は、地方税が 42 兆 7,329 億円で、個人住民税の定額減税の影響により前年

度と比べて 0.3 パーセント減少する一方、これによる減収を全額国費で補填するための地方特例交付金が計上されています。また、地方交付税が 18 兆 6,671 億円で前年度と比べて 1.7 パーセント増加したほか、臨時財政対策債が 4,544 億円で 54.3 パーセントの減少となり、前年度に比べて大幅に発行が抑制されています。

続いて、本県の令和 6 年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、本年度からスタートした「しあわせ信州創造プラン 3.0」の本格展開を図るための予算として編成いたしました。「長野県少子化・人口減少対策戦略方針案」を策定し、中でも、子育て支援に関しては、「子育て家庭応援プラン」による手厚い支援策を展開するとともに、8 つの新時代創造プロジェクトの具体化に向けた予算を計上いたしました。また、本年元日に発生した能登半島地震も踏まえ、地震防災対策の抜本的強化に速やかに着手するとともに、県民のために真に役立ち、職員にとってもあるべき県組織を目指し、県の組織風土改革「かえるプロジェクト」を推進してまいります。

当初予算案の規模は、一般会計で 9,991 億 1,254 万 7 千円と、前年度当初予算額と比べて 464 億円余、率にして 4.4 パーセントの減少となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対応予算が前年度より約 555 億円減少していることなどによるものです。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税収見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて 1.7 パーセント増の 2,402 億 1,320 万 1 千円を計上しました。主な税目別では、県民税 790 億 4,167 万 6 千円、事業税 678 億 5,650 万 9 千円、地方消費税 358 億 8,489 万 7 千円、自動車税 324 億 1,691 万 8 千円、軽油引取税 170 億 7,826 万 8 千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて0.7パーセント増の2,098億1,200万円を、地方譲与税については、4.7パーセント増の412億8,900万円を、地方消費税清算金については、7.8パーセント減の1,031億174万9千円を、地方財政計画等を踏まえ計上しました。また、地方特例交付金については、定額減税による減収補填を含む74億9,600万円を計上しました。

県債については、新規事業箇所の厳選により通常債の発行抑制に努めたほか、臨時財政対策債が地方財政計画により大幅に減少することから、前年度当初予算額と比べて78億円余の減となる680億100万円を計上しました。これにより、来年度の県債残高は減少する見通しです。また、通常債について後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応事業が減少することなどから、前年度当初予算額と比べて184億円余の減となる1,156億555万7千円を計上しました。

このほか、諸収入1,655億6,306万6千円、繰入金284億2,772万8千円、使用料及び手数料145億474万4千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と比べて3億円減の110億円となっており、財政調整基金60億円及び減債基金50億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化による社会保障関係費の増加や金利上昇に加え、防災・減災対策の強化等による通常債残高の増加など、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念されます。このため、長野県行政・財政改革実行本部において、徹底した事業見直しや投資的経費の重点化、業務の集約化やデジタル化を含め、財政改革に全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総務部関係の令和6年度当初予算案は、一般会計2,423億7,581万9千円、公債費特別会計2,684億4,558万7千円をそれぞれ計上しました。

県庁舎について、建築から100年以上の使用を目指す長寿命化と、2050ゼロカーボン達成のためのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を実現するため、照明設備のLED工事と空調設備の省エネルギー改修に向けた設計を実施します。加えて、公用車の電動化を推進するため、県合同庁舎の充電設備を拡充するための設計及び工事を実施します。また、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化等を図る工事を計画的に進めます。さらに、県庁周辺の県有地等の有効活用と県庁の執務環境の改善を図るため、警察本部庁舎の整備を含めた「県庁周辺の整備方針」を策定してまいります。

長野県の組織風土改革を進める「かえるプロジェクト」における検討を踏まえ、職員一人ひとりがやりがいを持って、その能力を最大限発揮し、活躍できるような環境づくりを進めます。職員研修を強化し、若手職員のやりがいの醸成や職場の心理的安全性を高める研修を新たに実施するほか、管理監督職員のマネジメント力の向上に取り組みます。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革に着手し、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上に繋げてまいります。

一方、歳入の確保に向けては、引き続き、県税の納期内納付の促進に一層努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「がちなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの取組を強化してまいります。

条例案は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の1件で、公共交通機関の利用促進のため、通勤において、自家用車から公共交通機関への乗り継ぎ等のために駐車場を利用している職員に対し、駐車料金に係る通勤手当を支給するほか、所要の改正を行うものです。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」1件であります。

以上、概要について御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計392億6,206万円、特別会計5億1,773万6千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、女性・若者から選ばれる県づくりをはじめ、文化芸術の振興、県民生活の安全確保、人権の尊重、男女共同参画や多文化共生社会の実現、学びの県づくりの推進、子ども・子育て支援など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

また、教育委員会から文化財行政を移管し、芸術文化振興施策と一体的に推進するため、新たに「文化振興課」を設置するとともに、多文化共生・パスポート室の所管する多文化共生業務を文化政策課に移管し、「県民政策課」に改称します。

【女性・若者から選ばれる県づくり】

しあわせ信州創造プラン3.0における8つの新時代創造プロジェクトのうち、「女性・若者から選ばれる県づくり」プロジェクトでは、女性や若者の希望を実現することにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある長野県とするため、「子育てしやすい環境づくり」、「女性・若者が働きやすい職場づくり」、「若者とのつながりづくり」の3つの観点から重点的に取り組んでまいります。

「子育てしやすい環境づくり」については、「子育て家庭応援プラン」として

多子世帯や所得が低い世帯に重点を置いて、市町村と共同しながら、保育や教育など子育てに係る経済的負担を軽減するための支援を拡充してまいります。

3歳未満児の保育料について、国の多子世帯への軽減要件である同時入所にかかわらず、第3子以降を無償化、第2子を半額とするほか、低所得世帯への支援を充実するとともに、「子ども・子育て応援市町村交付金」を創設し、一時預かり保育の利用者負担金や予防接種の自己負担金の軽減など、未就学児を育てている家庭に対して市町村が地域の実情に応じて実施する独自の負担軽減策への支援に取り組みます。教育に係る保護者負担を軽減するため、私立高等学校等の授業料について、年収目安590万円以上の世帯のうち、750万円未満の世帯と、910万円未満で子どもが2人以上いる世帯は、国の就学支援金とあわせて半額程度になるよう支援するほか、県立高等教育機関等における多子世帯の授業料減免についても令和7年度の実施に向けて検討を進めてまいります。

また、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、引き続き、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等への支援を行います。

保育ニーズの更なる増加や国における保育士配置基準の改善などを見据えた保育士確保策として、保育士人材バンクを「保育士・保育所支援センター」に改組し、潜在保育士への復職支援や保育士の魅力発信、県外保育士の就職活動や移住への支援などの取組を強化してまいります。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の拡大を目指してまいります。保育の質を向上させるためのフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の実施、認可外の認定園に対する環境整備や保育料の負担軽減に取り組んでまいります。

「女性・若者が働きやすい職場づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じて、働く女性の声を聞きながら、リーダーの意識改革を促し、女性が

自分らしく働ける環境づくりに向けた取組を推進してまいります。

「若者とのつながりづくり」については、将来を担う県内外の大学生・若手社会人等が自ら企画に参画したミーティングを県内・東京で開催するなど、若者が主体となった新たな時代の交流を促進してまいります。

これらのプロジェクトの取組は、「長野県少子化・人口減少対策戦略方針(案)」にも掲げ、人口減少スピードの緩和対策として取り組んでまいります。

次に、しあわせ信州創造プラン 3.0 の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故防止対策や消費者被害防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の交通事故死者に占める高齢者の割合は約 6 割と依然として高く、高齢ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等において高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

安全な自転車利用に向けては、乗用時のヘルメット着用を促進するため、市町村の行うヘルメット購入支援事業に対する助成に加え、高齢者や高校生を対象とした啓発活動などを実施してまいります。

近年増加する「電話でお金詐欺」は、県警、民間企業等と連携して幅広い世代に対する啓発活動にも取り組みます。また、県民が自ら安全に消費生活を営むことができるよう、市町村の消費生活相談員の資質向上に向けた研修会を開催するとともに、学校・地域での消費者教育を進めてまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

◇循環経済への転換の挑戦

持続可能な社会の実現に向けては、消費者が環境や地域などに配慮した商品

等を選択するエシカル消費について、理解し実践していくことが大切です。

新年度は、テレビ、WEB等のメディアを活用した啓発を強化し、エシカル消費への理解を広げるとともに、地元の商品の購入などの実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

◇文化芸術の振興と文化芸術の力の様々な分野への活用

文化芸術の振興は、県民の皆様に心の豊かさと潤いをもたらします。新年度は、新たに設置する「文化振興課」を中心に、文化財の地域振興への活用はもとより、福祉や教育、観光などのあらゆる分野に文化芸術が根つき生かされるよう取組を強化してまいります。

設立から2年が経過する「信州アーツカウンスル」では、文化芸術活動への助成や専門スタッフによる相談・助言に加え、社会包摂や民俗芸能などをテーマに「信州アーツカウンスル 2024 パレード」を開催し、これまでの成果をPRするとともに、地域への理解を一層促進してまいります。

「アートの手法を活用した学び」では、演劇などの身体表現や美術作品の対話型鑑賞が教育現場により一層取り入れられるよう、人材育成や学校との連携など持続可能な仕組みづくりを教育委員会とともに検討してまいります。

ホクト文化ホール、伊那文化会館、キッセイ文化ホールは、新年度から新たな5年間の指定管理が始まります。広域的な文化芸術振興を担う拠点として、県民の皆様の鑑賞や発表の機会が充実できるよう、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、多様な自主事業の展開に努めてまいります。ホクト文化ホールとウィーン楽友協会との姉妹提携協定締結40周年を記念する公演を開催し、多くの皆様に世界水準の音楽文化に触れていただくとともに、同協会との友好協力関係を更に発展させてまいります。

県立美術館は開館から3周年を迎えます。これまでに220万人を超える来館者にお越しいただき、誰もが気軽に訪れることのできる“開かれた美術館”と

して県内外の皆様親しんでいただいております。新年度は、「ダリ版画展」や京都市「細見美術館の名品展」などを開催し、更に多くの皆様に足を運んでいただくとともに、誰もが美術作品を鑑賞し、学びを深めることができるよう取り組んでまいります。

大町市において開催される「北アルプス国際芸術祭 2024」では、多くの皆様にアーティストが滞在制作で創り上げた様々な作品を鑑賞いただき、地域の活性化や観光誘客にも繋がるよう、県として支援してまいります。

飯田創造館の閉館方針に伴い、南信州広域連合が行う南信州広域連合会館（仮称）の改修等に対して助成し、同会館が地域の新たな文化芸術の拠点としてスタートできるよう、県として必要な支援を行ってまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

若者に広域的な出会い・交流の場を提供するため、メタバースを活用した地域・業種を越えたイベント等を開催し、結婚の希望をかなえることのできる機会の確保を図ります。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談と経済的支援を一体的に行う市町村の取組を支援してまいります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

子どもが置かれた環境で自らの希望をあきらめることがないよう、今年度創設した給付型奨学金制度により、将来有望な若者の大学等への進学希望を応援

するとともに、奨学生同士の交流を図り、意見交換や長野県への政策提案などを実施してまいります。

本来、大人が担うことが想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーについて、早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けることが必要です。専用相談窓口の設置、市町村との連携調整や支援体制の構築を後押しするコーディネーターの配置、本人や家族のための通訳の派遣など、県におけるヤングケアラー支援体制を整備してまいります。

ひとり親家庭の就業・自立に向けて、生活・子育て支援、就業・相談支援などに取り組みます。児童扶養手当の支給、職業能力開発に係る受講料助成や訓練期間中の生活費支援、弁護士による専門法律相談や公正証書の作成支援などを総合的に実施してまいります。また、子どもの進学段階における貧困を防ぐため、経済的課題を抱える家庭に対して模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として増加傾向にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進していく必要があります。

社会的養護が必要な児童の養育環境の改善を図るため、子どもアドボカシーとして、社会的養護下にある子どもの声を第三者が聴き、その声適切に対応するための新たな仕組みを導入するほか、妊娠期から出産後において悩みや困難を抱える妊産婦等への相談支援や入所等による生活支援を実施してまいります。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

本年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に合わせて検討している「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、現在実施しているパブリックコメントを経て、今年度中に策定する予定です。今後、この計画に基づき、困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知、信頼関係構築に向けた相談支援の質の向上、一時保護機能を含めた支援の多様化などの施策を強化してまいります。

性的マイノリティの生活上の障壁を取り除くための長野県パートナーシップ届出制度の周知のほか、犯罪被害者等に対する見舞金の給付及び長野県弁護士会と連携した無料法律相談などによる支援等、様々な人権に関する課題の解消に向け取り組んでまいります。

外国人と共に学び共に活躍できる社会を目指し、長野県多文化共生相談センターによる情報発信のほか、日本語教師の資格を持っている方に新たに研修を受講いただき、地域の日本語教室等で教えることができる人材として養成してまいります。また、外国人県民が地域で安心して暮らしていけるよう、医療機関受診時における多言語での電話通訳を導入してまいります。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

昨年9月に立ち上げた「信州学び円卓会議」においては、「長野県の子どもたちにとって最適な学びのあり方」をテーマに議論を開始し、その後、児童・生徒、教員、フリースクール関係者等様々な主体との意見交換を行ってきました。先日開催された第2回会議ではこれまでの議論や意見を踏まえ、子どもや教員がチャレンジしやすい学校づくりの仕組みのあり方や、中山間地域における小規模校での学びの実現等について議論を行いました。委員からは、「学校での自由な学びの実現のためには仕組みや制度の大きな変革や学校のみならず県民の

理解を深めることが必要」、「多様性のある小規模校を地域と連携してつくっていくことが重要」などの意見が出されたところです。今後は具体的な方策の検討を行うとともに、中山間地域の学びのあり方について地域住民が自ら考える対話・検討の場の開催を支援してまいります。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

このためフリースクール等民間施設を対象とした「信州型フリースクール認証制度」を創設し、その運営経費等を支援するとともに、支援力向上のための研修の実施や、総合的な情報を発信するポータルサイトの構築のほか、不登校児童生徒の支援機関相互の連携等を促進するサポート人材を配置し、学校以外の学びの場の確保・充実を図ってまいります。

夏休みなどを活用し、子どもたちが、様々な分野の最前線で活躍する社会人や国内外の大学生など多様な先輩と関わりながら、国境や地域、世代を超えて学び合う「信州サマー・ウインタースクール」を民間団体等と連携して推進することにより、多様な学びの機会を県内各地で創出します。

また、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どもたちの多様な学びを支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立幼稚園が実施する長期預かり保育などの特色ある取組の充実に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、新年度から第2期中期目標の期間が始まります。大学がそ

の理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、取組を進めてまいります。

新年度は、デジタル化やグローバル化など変化する社会に対応できる人材の育成や、地域の特性を踏まえた研究の推進等に力を入れることとして運営費交付金を拡充し、大学とともに取り組んでまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、県内高校生の大学進学者の8割以上が県外に進学していることから、県内の大学進学希望者の選択肢を増やすことが必要です。地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されております。このため、今年度実施した県外大学を対象とした意向調査結果などを踏まえ、市町村と連携して県外大学へアプローチするなど、県内への立地促進活動に取り組んでまいります。

また、理工系の県外大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、女子高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、理工系人材の確保・育成に取り組めます。

以上、令和6年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げます。

令和6年度特別会計当初予算案につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に5億1,773万6千円を計上し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、ひとり親家庭、寡婦への福祉の充実を図ってまいります。

条例案は、県立3文化会館の利用料金等を改めるため所要の改正を行う「長野県文化会館条例の一部を改正する条例案」以下5件であります。

事件案は、指定管理者の指定に関する議案2件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。
何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計1,402億9,230万4千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,300万3千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計34億5,033万3千円、国民健康保険特別会計1,791億5,961万5千円、総合リハビリテーション事業会計18億1,519万2千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「第2期信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和6年度は、2年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、令和6年4月から始まる次期「信州保健医療総合計画」、「長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「自然災害や感染症などの脅威」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「社会全体での健康づくり・疾病予防の推進」、「医療人材確保・医療提供体制の強化」、「県民生活の安全確保」、「困難を抱える人々への支援」に重点的に取り組んでまいります。

なお、元日に発生した能登半島地震は、甚大な被害をもたらし、今なお多くの方が不自由な生活を余儀なくされております。犠牲になられた方々に謹んで哀

悼の意を表すとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

健康福祉部では、災害発生直後から石川県や厚生労働省、県内医療機関と連携して、医師や看護師等を被災地へ派遣し、災害医療に取り組んでまいりました。

また、長野市、松本市の保健所の協力を得て、医師や保健師等からなるチームを編成し、1.5次避難所と呼ばれる避難施設の立ち上げ支援や、避難者の健康管理・衛生管理等に当たるとともに、県社会福祉協議会と協力し、大規模災害ボランティア助成金等による災害ボランティアの支援などに取り組んでおります。

被災地では生活再建のめどが立たないなど、現在も不安が募る状況が続いております。一日も早い復興に向け、今後も被災した方々に寄り添い、効果的な支援に積極的に取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「災害に強い県づくりを推進する」こと、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進)

はじめに、逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進についてでございます。

災害時の個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされておりますが、日常生活等を営むために人工呼吸器による呼吸管理などが恒常的に必要な医療的ケ

ア児等につきましては、医療専門職と連携して個別避難計画を作成することが必要であることを踏まえ、市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する際の医療専門職への謝金等を助成し、計画作成と医療的ケア児等の適切な避難行動を支援いたします。

(信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進)

次に、信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE (エース) プロジェクト」に取り組んでまいります。

県民の生活の質の向上と、医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するとともに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により、市町村等の保健活動を支援するほか、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

若い世代につきましては、食生活をテーマとした出前講座を開催し、食への関心を高めるとともに、健全な食生活が実践できるよう支援いたします。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングの実施や、健康に配慮した食事を選択できる環境づくりなどに取り組み、運動習慣の定着・食生活の改善を促します。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、要介護などの危険性が高まる転倒防止や、フレイル予防の取組を支援いたします。

また、歯科口腔保健につきましては、歯科保健指導の助言を行う歯科衛生士を市町村に派遣するとともに、歯科を設置していない病院へ歯科専門職を派遣

し、入院患者等に歯科口腔管理を実施するなど、全身の健康づくりと一体化した取組を推進してまいります。

さらに、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチン接種の積極的勧奨が差し控えられていたことにより、定期接種の機会を逃した方々に対する救済措置（キャッチアップ接種）が、令和7年3月末に終了することを踏まえ、対象となる方々がその機会を逸することが無いよう、ウェブ広告等を活用し広く周知を図ってまいります。

このほか、市町村国保では、被保険者の高齢化等により、一人当たり医療費の増加が避けられず、医療費増加の抑制効果が見込まれる取組の強化が重要となっていることを踏まえ、重複・多剤服薬者の抽出や、服薬指導後の改善状況を客観的に把握するツールの提供など、医薬品の適正使用に向けた取組を推進してまいります。

（医療・介護提供体制の充実）

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化が進む中で、限られた医療資源を最大限有効に活用し、医療ニーズの変化に対応した医療提供体制の構築を図るため、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期信州保健医療総合計画」において、県民全体で共有する共通理念としての「グランドデザイン」を掲げ、病院を、高度・専門医療を中心に担う「広域型病院」と、地域包括ケアの要となる機能等を担う「地域型病院」に類型化し、それぞれが分担された役割の下で十分に機能を発揮できるよう、施設・設備整備や連携強化に向けた取組を支援いたします。

また、医療機関や薬局における電子処方箋管理サービスの導入を支援し、電子処方箋の普及、利活用による重複投薬の抑制や業務の効率化を促進するなど、質

の高い医療サービスの提供に向け取り組んでまいります。

さらに、急速な少子化に対応するため、子どもの通院医療費の助成について、県の補助対象を、現行の「小学校3年生まで」から、「中学校3年生まで」に拡大し、長野県で安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和6年4月以降、一部継続していた特別な対応を含め、全て通常医療による対応となることが予定されております。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応における経験を踏まえ、新たな感染症の発生に備えるとともに、有事の際に迅速かつ的確に対応できるよう、県と医療機関との間で医療措置協定を締結するなど、新興感染症に対する医療提供体制の整備を推進してまいります。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年4月以降、65歳以上の高齢者等を対象に毎年秋冬に定期接種を実施することとなります。定期接種が順調に実施できるよう、引き続き市町村と体制を整えてまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の深化・推進を令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9期長野県高齢者プラン」の重点施策に位置付け、関係機関と連携したアクティブシニアの就労と社会参加の促進、高齢者のニーズが高い移動サービスの立ち上げ、市町村へのアドバイザーの派遣や制度相談のためのコールセンター設置に向けた支援に重点的に取り組んでまいります。

また、今年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

を踏まえ、認知症の正しい理解の促進等について、介護保険事業の実施主体である市町村と協働して推進してまいります。

さらに、85歳以上人口がピークとなり介護需要が高まると見込まれている2040年を見据え、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスを展開するための起業セミナーの開催やアドバイザーの派遣、有料老人ホーム等の介護保険施設以外の多様な住まいの整備と質の確保に取り組んでまいります。

(医療・福祉人材の確保)

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り組むほか、信州大学医学部地域枠の増員や、修学資金を貸与する医学生に対するキャリア形成支援の充実等により、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、医師の負担軽減に向けた勤務環境改善に対する支援や、専門知識を有するアドバイザーによる相談・助言等により、医師の働き方改革を着実に推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、看護学生への修学資金の貸与等により、新規養成に向けた支援に取り組むほか、特定行為研修の受講に対する支援の充実等による資質向上、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じた再就業の促進に努めてまいります。

また、看護補助者の確保・定着促進に向けた処遇改善を図るため、賃金の引上げに対する支援に取り組んでまいります。

介護職員の確保につきましては、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与や、外国人介護人材の受入環境の整備のほか、資格取得から入職後までの一体的な支援など、特に不足感が高い訪問介護職員の確保等に向け、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、介護サービスの質の確保や介護職員の負担軽減などに取り組む事業所に対応するワンストップ相談窓口を設置し、介護現場の環境改善や生産性向上を促進してまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者への復職・就業説明会や、中高生等を対象とした説明会を開催するほか、病院に勤務する薬剤師が特に不足している状況を踏まえ、病院薬剤師の奨学金の返還に対する助成制度を新たに創設いたします。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言・指導を行い、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を推進してまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査・助言を行うとともに、研修会等により薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬局の機能の向上を推進してまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によると、令和5年における本県の自殺者数は346名、自殺死亡率は17.1と、それぞれ前年より減少しましたが、長期化する物価高騰などにより、自殺者の増加が危惧される状況であることに変わりはありません。

このため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係部局や市町村、関係機関等と連携して、各種施策を展開してまいります。

特に、この計画の重点施策に位置付けた、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策や、傾向として女性や若者が多い自殺のリスクを抱える未遂者への支援を強化いたします。

子どもたちの生きることに対する促進要因の向上や、自殺リスクの抑止に向け、長野県の取組が国のモデルとして全国展開されることとなった「子どもの自殺危機対応チーム」による支援のほか、自殺未遂経験者による講演会の開催や、医療機関を受診した未遂者を地域において支援するためのネットワークの構築に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

総合5か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造することなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大や、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備に取り組んでまいります。

（文化芸術の力の様々な領域への拡大）

はじめに、文化芸術の力の様々な領域への拡大についてでございます。

障がいのある方が身近な地域で文化芸術に親しみ、文化芸術活動を通じて自己実現や社会参加ができる環境の整備を進めるため、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）」において、文化芸術活動に取り組む障がいのある方や、障害福祉サービス事業所等の相談支援対応、支援人材の育成、「ザワメキアート展」の開催など、各種施策に取り組んでまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等）

次に、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等についてでございます。

令和10年に本県で開催予定の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会（信州やまなみ国スポ・全障スポ）」まで残り4年となりました。

大会に向け、競技団体に対し、選手強化費用や大会への参加経費を助成するなど競技力向上対策を推進するほか、障がい者スポーツの普及や指導員養成等に取り組んでまいります。

なお、令和6年4月から、現在教育委員会が所管するスポーツ行政と、健康福祉部が所管する障がい者スポーツ行政が、新たに設置される観光スポーツ部に移管されることを機に、信州やまなみ国スポ・全障スポの準備業務等が観光スポーツ部に一元化されることとなります。健康福祉部では、観光スポーツ部と連携し、引き続き福祉に配慮した障がい者スポーツの裾野拡大や普及促進に努めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

総合5か年計画は、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」ことも政策の柱の一つに据えており、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会を

つくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

若い世代が妊娠・出産の希望を実現し、身近な地域で安心して子育てができるようにするためには、多様化するニーズに応じた、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村の母子保健事業の推進に向けた人材育成や情報発信等の支援を行い、母子保健事業の質の向上や、地域格差の是正に取り組んでまいります。

また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、ウェブサイト「妊活ながの」による情報発信や、看護職等による専門相談を行うとともに、妊娠を望む夫婦等の経済的負担を軽減するため、妊活検診（不妊検査）費用や、保険診療と併用可能な先進医療に要する費用を助成いたします。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べて大学等への進学率が大幅に低い状況にあります。その要因としては、進学後の経済的負担への不安のほか、十分な学習環境や機会を得られていないことが考えられることから、市と連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、高校等の卒業年度及びその前年度における学習塾費用などを助

成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援いたします。

(総合的な人権政策の推進)

次に、総合的な人権政策の推進についてでございます。

がんの治療における化学療法による脱毛や、乳房切除等をきっかけにした外見の変容は、がん患者の社会参加の妨げとなる場合もあることから、アピアランスケアの重要性が高まってきております。

このため、ウィッグや乳房パッドなど、外見の変容に対する医療用補整具等の購入費用の一部を市町村と共同で助成し、がん患者の就労や社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上を推進してまいります。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」や、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「長野県障がい者プラン」に基づき、障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。

社会的障壁を発見し、その改善策を障がい当事者とともに考えるワークショップの開催や、動画等による広報・啓発により、共生社会の実現に向けた体験機会を創出するとともに、引き続き、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大や、出前講座の拡充を図ってまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター

(まいさぼ)」を中心に、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

生活にお困りの方のニーズに応じ、「長野県フードサポートセンター」において食料を支援するほか、「生活就労支援センター(まいさぼ)」を通じて、タオル、トイレットペーパー、LED電球等の生活必需品を支援いたします。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎える中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など、様々なステージでより一層活躍できる社会の実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発などを推進し、シニア世代が存分に活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を支援し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和 6 年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和 6 年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について 46 万 9 千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案 10 件、廃止条例案 1 件の、合わせて 11 件でございます。

一部改正条例案のうち、「長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案」は、多様化する保育に対する需要に対応できる保育士の養成に資するため、長野県福祉大学校内で民間保育事業者が認可保育所を設置することに伴い、保育実習室を廃止するものでございます。

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の基準に関する条例の一部を改正する条例案」は、近年の子どもの心身の成長を考慮し、混浴に関するトラブルを防止するため、公衆浴場において混浴を制限する年齢を7歳以上に引き下げるものでございます。

「医療法施行条例の一部を改正する条例案」ほか7件は、関係する法令や国で定める基準等の一部改正に伴い、引用している条例等について所要の改正を行うものでございます。

廃止条例案は、「旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案」ですが、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により令和6年3月31日までなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る基準がその効力を失うことに伴い、条例を廃止するものでございます。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計66億2,196万円、流域下水道事業会計208億7,128万3千円であります。

本県は、県土の8割を森林が占め、清らかな水や空気に恵まれているとともに、南北に長く急峻で標高差が大きい地形は四季の変化に富み、全国でも有数の豊かな自然環境や多様な生態系を育んでいます。こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、今年度が計画初年度となる「長野県総合5か年計画」及び「第五次長野県環境基本計画」、また、令和3年度に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和6年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。

長野県ゼロカーボン戦略では、2030年度の温室効果ガス正味排出量6割削減を目標に掲げておりますが、国及び県の全施策や人口増減等の影響を定量化したところ、現状ペースでの進捗では126万t-CO₂不足し、このままでは目標達成が困難であることが分かりました。このため、十分な効果が見込まれる施策や取組を加速する必要がある分野を明らかにした上で、施策効果の高い「重点施策」を新たに掲げるなど、削減目標を達成するためのシナリオとなる「長野

県ゼロカーボン戦略ロードマップ」を策定しました。このロードマップを多くの皆様と共有し、県民全体でゼロカーボンに取り組んでまいります。ロードマップの重点施策は、総合5か年計画の「ゼロカーボン加速化プロジェクト」に位置付けており、部局横断で取組を加速させてまいります。

省エネルギーの推進につきましては、国際的にサプライチェーンにおける脱炭素化を目指す動きが広がる中、事業者において、年3%減の省エネの継続とともに、2030年度には再生可能エネルギー利用率を現状から20%増加させる必要があります。このため、「事業活動温暖化対策計画書制度」により県内の産業・業務部門における温室効果ガスの約6割を排出する大規模事業者の排出抑制に引き続き取り組むほか、県の入札制度において、事業活動温暖化対策計画書の策定を加点の対象とすることを検討するなど、中小事業者の参画を促してまいります。また、信州省エネスペシャリスト等による省エネ診断や、国事業である省エネ最適化診断等を活用するとともに、再生可能エネルギー100パーセント電力の共同購入事業に取り組むことにより、事業者の脱炭素化を一層促してまいります。

電気自動車（EV）は、2030年度には10万台に増やすことを目標とし、EVを利用しやすい環境を構築するため、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」に基づき未設置区間ゼロ・電池切れゼロを目指し、「電気自動車用充電インフラ整備促進事業」により、道の駅や観光地等における急速充電設備の設置を促進してまいります。公用車についても、新たに公用車23台をEVに置き換えるほか、松本合同庁舎に充電と配車を管理するシステムを導入し、公用車の効率的な運用とともに、使用電力の平準化にも取り組んでまいります。

また、建設部とともに検討する新築住宅のZEH水準への適合義務化と併せて、屋根ソーラー設置の標準化に向けた検討を行ってまいります。屋根ソーラーは居住場所などによって、発電量が異なるなどの課題もありますので、様々な面から検討を進めてまいります。

再生可能エネルギーの普及拡大につきましては、2030年度には太陽光パネルの設置を住宅屋根の3割に当たる22万件に拡大するため、「既存住宅エネルギー自立化補助金」や「共同購入事業（グループパワーチョイス）」に加え、初期費用ゼロ円モデルの構築に向けた検討を進めてまいります。さらに、太陽光発電に関する情報を一元化し発信する「屋根ソーラーポータルサイト」を開設するなどの普及啓発強化により、屋根ソーラーが当たり前の信州を目指して取り組んでまいります。

野立て太陽光発電は、4月の「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の施行に向けて、条例の実効性を確保するため、万全の体制を整えてまいります。

小水力発電は、2030年度には103.2万kWに増加させるため、県内事業者を支援する「収益納付型補助金」の補助上限を拡充するとともに、引き続き、設置の障壁となりやすい地域の合意形成に関し、他部局とも連携し、候補地選定や地域調整に積極的に関わることにより、事業の促進に取り組んでまいります。

災害時における電源確保や地域内経済循環にもつながる、マイクログリッドやVPP等も活用したエネルギー自立地域を創出するため、地域の強みを生かした再エネ活用やエネルギーの地消地産に向けた市町村等の取組を支援してまいります。

県有施設は、再生可能エネルギー100パーセント電力を令和6年度から新たに23施設に導入し合計158施設で使用するとともに、2030年度までに太陽光発電設備を設置可能な県有施設の約6割に整備することを目指してまいります。

また、県民参加型予算として北信地域振興局長から提案があった、積雪地域における太陽光発電設備導入のためのガイドブック等の作成により、積雪地における太陽光発電の普及を促進してまいります。

総合的な地球温暖化対策の推進につきましては、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」を活用して、ゼロカーボン戦略ロードマップ

で示した「県民・事業者等の皆さまに重点的に取り組んで欲しいこと」を発信し、県民一丸となった脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

生活排水処理事業で発生する汚泥の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減や地域内での資源循環を図るため、農政部と連携しながら汚泥を原料とする肥料の安全性と有効性を検証する試験を実施し、その結果を広く周知して農業関係者等の理解を促進し、下水汚泥等の肥料利用の拡大を図ってまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

県内の自然公園などで、美しい自然に多くの方々がふれ、満喫できるよう、自然環境の保護と適切な利用推進の両面から取組を進めているところです。

生物多様性・自然環境の保全の推進につきましては、本県の県鳥であるライチョウの保護対策に、昨年 11 月から募集を開始したクラウドファンディングを活用して取り組むほか、環境保全に関心のある企業等の参画を推進する「生物多様性保全パートナーシップ協定」の更なる拡大等により、官民連携で希少種等の保護と環境保全の機運醸成に取り組んでまいります。

自然を保護し、その大切さを伝えていくため、自然環境や歴史・文化を解説するガイド人材を育成するほか、本県の自然公園を旅の目的地に選んでいただくための新たな旅行商品の造成を支援するなど、自然公園の更なる利用を推進し、積極的に魅力を発信してまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

諏訪湖のヒシの大量繁茂やワカサギの漁獲量減少をはじめとする水環境に関する諸課題を解決するため、水質と生態系の調査研究を一体的に行う「諏訪湖環境研究センター」を本年 4 月に新たに設置します。センターにおいて得られた科学的知見は諏訪湖創生ビジョンに生かすほか、県内の河川、湖沼にも広く

展開し、清らかな水とともに多様な生態系を育む水環境の保全に取り組んでまいります。

廃棄物の適正処理等の推進につきましては、一層の減量化、リサイクルの取組を促進するため、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施に係る指導を通して、排出抑制など自主的な取組を支援するとともに、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導により、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保のため、引き続き、産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査の実施や違反に対する行政処分など厳正かつ迅速な対応を行うとともに、ドローンによる上空監視、夜間パトロールなど、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、不法投棄等の抑止と早期対応に努めてまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

将来に向けて水道事業を持続していくためには、広域化による経営基盤の強化が必要です。このため、市町村等水道事業者からご意見や考え方をお聞きし、事業者間の調整を十分図るとともに、「水道広域連携に向けたアドバイザー派遣事業」を実施するなど、広域化に向けた取組を推進してまいります。

汚水処理につきましては、本県の令和4年度末の普及率は98.3%と、全国で7番目に高い水準にあります。将来にわたりこの高い普及率を維持するには、施設の改築更新や耐震化・耐水化対策を計画的に実施するほか、広域化・共同化による事業運営の効率化や、人口減少に対応した汚水処理方式の最適化を図る必要があるため、昨年3月に県と市町村が一体となって策定した「長野県生活排水処理構想（2022改定版）」に基づき、引き続き、広域化等の取組を推進してまいります。

このうち流域下水道事業につきましては、企業会計への移行に合わせて策定

した「長野県流域下水道事業経営戦略」について、策定後に発生した令和元年東日本台風災害を踏まえた投資計画の見直しのほか、エネルギー価格の高騰、下水汚泥の肥料としての利用などの新たな課題に対応するため、現在、改定作業を進めております。改定案においては、令和元年東日本台風で浸水したクリーンピア千曲をはじめとする終末処理場の100年に一度の降雨に備えた耐水化、ストックマネジメント計画の見直しによる事業の平準化及び脱炭素化への更なる取組などにより、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

また、今回の能登半島地震では、社会インフラが大きな被害を受け、特に住民の生活に欠くことのできない上下水道は被害が大きく、その復旧が急務となっております。この現状を踏まえ、上下水道施設の耐震化を加速化させるとともに、ソフト面においても災害発生時における体制を改めて確認し、必要な見直しを行ってまいります。来年度からは水道事業を水大気環境課から生活排水課へ移管し、「水道・生活排水課」に改称いたします。これにより広域連携の推進や施設整備における市町村への支援等、水道と生活排水処理に係る業務を一体的に行い、上下水道の基盤強化や強靱化等に取り組んでまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

昨年公表された令和3年度の1人1日当たりの一般廃棄物排出量が800gとなったことを機に「“チャレンジ800”ごみ減量推進事業」を「信州エコスタイルごみ減量推進事業」に名称変更し、消費者のエコスタイル（環境負荷の小さい生活様式）を創り出すため、信州プラスチックスマート運動や食品ロス削減を推進してまいります。さらに、家庭ごみの約6割を占める容器包装廃棄物の処理が課題となっていることから、消費者の皆様に簡易包装商品を選択していただくためのプロモーションを行うとともに、製造事業者や小売事業者における簡易包装への転換を促進してまいります。

以上、令和6年度当初予算案の主な事業について申し上げます。

次に、債務負担行為としましては、一般会計で再生可能エネルギー発電施設の建設等に係る経費に補助する「再生可能エネルギー普及総合支援事業」について1億8,000万円を設定し、流域下水道事業会計で千曲川流域下水道事務所の運転管理業務委託等、71億72万9千円を設定いたしました。

条例案につきましては、諏訪湖環境研究センターの設置に伴う「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案」及び、志賀高原自然保護センターの山ノ内町移管に伴う「長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案につきましては、「令和5年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について」及び、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について」の2件であります。

専決処分報告につきましては、「自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償」の1件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計1,653億1,689万8千円、小規模企業者等設備導入資金特別会計3億3,273万4千円であります。

【令和6年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、足元の物価高への対策として、特別高圧受電事業者やLPガス利用者の負担軽減、県内中小企業のエネルギーコスト削減のための設備導入支援などを行うとともに、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

労働生産性の向上や担い手不足の解消、物価高の克服や持続的な賃上げの実現は、待ったなしの課題です。令和6年度は、「人口減少社会に対応した産業構造への転換」、「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」、「喫緊の課題への対応」の3つの柱を掲げ、新たな施策も含め、あらゆる施策を総動員し、課題解決に向け全力で取り組んでまいります。

【新年度に注力する取組】

以下、3つの柱に沿って、令和6年度当初予算案に計上した主要事業について、順次御説明申し上げます。

第一に、「人口減少社会に対応した産業構造への転換」について申し上げます。

(女性・若者から選ばれる産業づくり)

まず、女性・若者から選ばれる産業づくりを進めるため、女性・若者が働き

やすい職場の環境整備、日本一創業しやすい県づくり、賑わいのある街づくりに取り組みます。

出産・育児を契機とする女性のキャリアロス解消を実現するため、男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に奨励金を支給するとともに、コンサルタントを派遣するなど体制整備を伴走支援します。奨学金返還支援の制度を設ける企業に対し、負担額の助成を行う「奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金」について、新たに「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」を創設するとともに、市町村による支援制度との併用を可能とするなど要件緩和を行うことにより、導入企業の拡大を図ります。さらに、昨年11月補正で予算化した「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」を広く活用いただくことにより、若年層の実質賃金の上昇、県内企業の魅力向上を図るとともに、「長野県産業投資応援助成金」により、女性・若者から選ばれる企業等の集積を促進するなど、女性・若者の県内企業への就職と定着を進めます。

松本市と長野市に開設している創業支援拠点「信州スタートアップステーション」を中核とし、官民連携ファンド「信州スタートアップ・承継支援ファンド」や産学官金の連携により、スタートアップ・エコシステムの機能強化を図ります。新たに、県内企業や支援機関等とスタートアップ企業との交流の場を設けるとともに、短期間の集中的支援を行う「アクセラレーションプログラム」において、県内企業等と連携する可能性のあるスタートアップ企業を積極的に採択するなど、協業による事業成長を促進します。事業承継については、引き続き地域振興局・市町村・商工会による合同チームを編成し、サポートが行き届いていない郡部事業者への個別支援を実施することに加え、長野県産業振興機構に設置されている事業承継・引継ぎ支援センターに松本サテライトオフィスを開設し、中南信地域の支援体制を強化します。

郊外大型店やネット通販等の普及により厳しい経営環境に置かれている商店街は、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える場として再生していくことが必要です。各地域で意欲的に地域活性化に取り組む女性・若者

等への活動支援や、商店街における課題解決を目的とするソーシャル・ビジネスの創業支援を通じて、商店街の魅力向上・活力創出に取り組みます。

(人材確保とシェアリングの推進)

人口減少による労働供給が制約される社会の到来を見据え、多様な人材の労働参加を促進するとともに、本県の特徴を活かした人材の呼び込み、若者の県内定着に取り組みます。

子育て中の女性や障がい者、高齢者など短時間での就業を希望する方や、副業・兼業人材などスポット的に働く外部人材等の就労を促進するため、短時間正社員やジョブ型雇用など企業のショートタイムワーク求人の創出を支援します。「外国人材受入企業サポートセンター」の取組に加え、新たに「長野県外国人材マッチング支援デスク」を設置し、県内企業と登録支援機関・人材紹介会社等のマッチングを行うなど、県内企業による外国人材の活用に向けた支援を拡充します。

本県へ人材を呼び込むため、これまでのU I Jターンによる就業・創業に伴う移住支援金に加え、県内企業へ就職しようとする県外の大学生等に対して、就職活動にかかる交通費の一部を補助します。また、県内外の若者から本県の仕事や暮らしの魅力への共感を得るため、ブランド発信においても企業との連携を強化します。コンセプトブックの作成、シンポジウムの開催等により、認識共有と機運醸成を図り、統一性ある情報発信を行います。

未来を担う子どもたちに地域の産業や企業の魅力を伝えるため、信州ものづくりマイスターや企業等と連携した県内小中学生への職業体験の場の提供に加え、新たに児童・生徒の地域産業イベントへの参加を促す取組や、高校生を対象とした県内IT企業へのデジタルインターンシップを実施します。さらに、このような信州と若者をつなぐ取組が、地域において主体的に進められるよう意識醸成を図るとともに、産学官の関係者と連携し、充実に向けた検討を進めます。

(産業DXの推進)

あらゆる分野で担い手が不足し、地域の活力低下が懸念される中であっても、本県産業を持続的に発展させていくことができるよう、デジタル技術の活用による生産性向上、IT人材・企業の誘致の取組を加速します。

デジタル化の機運醸成から現状把握、導入支援に至るまで一貫した支援体制を整備します。各種業界団体等との連携や、ウェブ上でのプラットフォームの構築により、顧客管理システムやPOSレジなどデジタル機器等に関する情報やデジタル化に関する支援情報を提供します。導入に際しては、専門家を派遣するほか、中小企業融資制度資金や補助金による資金的な支援を行います。また、企業内でDX（デジタルトランスフォーメーション）をリードできる人材を育成するため、経営者や現場リーダーを対象として、実践演習などの講座を開催します。

IT人材の獲得競争が激しさを増している中、国内での獲得も進めつつ、海外にも視野を広げて取り組んでまいります。国内では、新たに北陸新幹線延伸や大阪・関西万博の開催を控える関西圏に着目し、関西IT人材と本県人材の交流機会を創出するなど、IT人材・企業の誘致に向けたPRを実施します。海外人材の確保に向けては、国策で若く優秀なIT人材を数多く輩出する国があることから、県内企業における海外IT人材活用の需要の掘り起こし、海外とのネットワーク構築、先行事例の研究などを行います。

第二に、「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」について申し上げます。

(世界での競争に勝てる企業の創出)

県内製造業の付加価値額は平成12年の2.7兆円をピークに減少傾向が続いています。GX（グリーントランスフォーメーション）、LX（ライフ・サービス・トランスフォーメーション）といった動きに対応した市場競争力のある製品・サービスの開発支援、海外市場への展開を強化します。

「長野県ゼロカーボン基金」を活用して企業の技術開発プロジェクトを支援するなど、脱炭素化に資するプロダクトイノベーションを促進します。世界的なEVシフトの潮流やスマートモビリティ社会の到来を見据え、EVの構造研究や分解調査を実施して関連部品の開発を促進するとともに、EV関係展示会への出展支援を行うなど県内企業の海外販路拡大を促進します。コロナ禍から脱却し回復局面に入りつつある航空機産業については、新たな技術開発や展示会出展による販路開拓、人材育成等を一層支援します。資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー」の普及のため、県内製造業を中心として、事例研究や企業間交流を行う場を設けるとともに、企業が持つ技術と未利用資源を活かした製品開発を促進します。食品ロス等環境負荷問題の解決に向け、食品残さの有効活用を図るため、産学官連携によるフードテックを活用した商品開発を支援します。

本県の強みである材料・精密加工技術などを活かし、県内企業の参入が期待される医療機器産業については、県内企業と県内外の企業の連携による医療機器開発プロジェクトの組成や、医療系ベンチャー・スタートアップの創出支援に新たに取り組めます。信州地酒産業の振興のため、醸造技術者の技術向上支援を継続するとともに、GI長野及び長野県原産地呼称管理制度のブランド化や認知度向上に向けた取組を進めます。全国的にもトップクラスの出荷額を誇る発酵食品について、人材の育成や新商品開発等を支援するとともに、酒蔵・ワイナリーや味噌蔵などを旅行プランに組み込む「発酵・健康食ツーリズム」の実証実験を行うなど、発酵食品のブランド価値の向上に取り組めます。伝統的工芸品産業については、産地が抱える個別の状況に応じたより細やかな支援を行うため、産地実態調査を実施します。また、県民参加型予算事業として、木曾くらしの工芸館における伝統的工芸品とクラフト作品の魅力を発信する常設展示や、木曾平沢地区におけるワークショップやイベントの開催などを行い、新たなファン・消費者の拡大を図ります。

(世界のスタンダードへの対応)

近年、気候変動対策が企業にとって経営上の重要課題となり、脱炭素化やESG経営への転換の動きが加速しています。県内企業の温室効果ガス削減やSDGs達成のための取組を後押しし、世界から選ばれる企業を創出します。

サプライチェーン全体のカーボン排出量の削減を図るため、カーボン排出量の可視化や排出削減計画の策定サポートに引き続き取り組みます。金融機関等と連携し、導入設備ごとのコスト削減効果等を試算できる「エネルギーコスト削減促進ツール」の普及を図るとともに、ツール利用事業者に対してゼロカーボン向けの中小企業融資制度資金に係る信用保証料の補助率を引き上げるなど、事業者の自主的な省エネ設備の導入を促します。県内企業の水素利活用に向け、既存設備を水素関連機器に更新した場合の水素の潜在需要量やカーボン排出削減量等について調査・分析を行うとともに、産学官連携による「長野県水素利活用プロジェクトチーム」を立ち上げ、課題の洗い出しと解決策の検討に着手します。

「長野県SDGs推進企業登録制度」については、先月末現在で2,229者が登録しており、企業経営にSDGsの理念を取り入れる動きが着実に広がっています。こうした企業の具体的な取組を共有し、次のアクションにつなげられるよう、登録企業間の交流を促進するとともに、先進的な事例を学ぶ機会を提供します。

最後に、「喫緊の課題への対応」について申し上げます。

(物価高、「物流2024年問題」への対応)

長期化する物価高や「物流2024年問題」に対応するため、昨年11月に策定した『「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策』に基づき、事業者の事業継続を支援するとともに、強靱で健全な経済構造への転換に向け、適正な価格転嫁の促進、産業の生産性向上、地域内経済循環の確立に取り組み

ます。

まず、中小企業融資制度資金において、厳しい経営環境におかれている中小企業者等への資金繰り支援の継続に加え、抜本的な経営改善・事業再生への支援を強化するとともに、事業転換や新分野進出等の前向きな取組を後押しします。具体的には、経営健全化支援資金について、ゼロゼロ融資等の借換需要への対応や、物価高の影響を受ける中小企業者等の資金繰り支援を継続します。また、抜本的な経営改善・事業再生支援として、経営改善サポート資金を拡充し、信用保証付き融資全般からの借換を可能とするとともに、信州創生推進資金（事業展開・物流革新向け）の貸付利率の引下げを継続することで、生産性向上などを目的とした前向きな設備投資等を支援します。

適正な価格転嫁を促進するため、下請企業との望ましい取引慣行の遵守等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、昨年10月から長野県SDGs推進企業登録制度の登録要件に追加するなど同宣言の啓発強化に取り組むとともに、長野県産業振興機構に設置されている「価格転嫁サポート窓口」及び「下請かけこみ寺」と連携して適正な下請取引の実現を支援します。

先ほど申し上げた「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」や、商工団体等と連携した中小企業のデジタル技術の活用による省力化・生産性向上支援、さらには、中小企業の業務効率化に資する補助金等の制度周知や助言を行う「業務改善支援員」の設置により、生産性向上に向けた取組を促進します。

地域内経済循環の確立に向けては、「しあわせバイ信州運動」を強化します。企業等の皆様に「しあわせバイ信州運動パートナー」への登録を広く呼び掛け、登録事業所数の拡大を目指します。全県統一キャンペーンの実施や、メディアと連携したポータルサイトによるパートナーの取組事例の発信、スーパー、コンビニエンスストア等での「バイ信州コーナー」の設置、中高生による県産品PR動画コンテンツ作成など、機運醸成に向けた取組を本格展開します。加えて、金融機関やソフト開発会社との連携により、デジタル地域通貨の普及・拡

大にも取り組みます。

【債務負担行為の設定等】

令和6年度当初予算案における債務負担行為は、「ものづくり産業応援助成」など3事業、総額17億1千万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案」、「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」の2件です。

「長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案」は、雇用の確保、地域経済の発展を図るため、産業投資応援地域において、製造業、情報サービス業等を営む法人等が家屋等を取得した場合における不動産取得税の課税免除及び補助の対象期間を令和8年度まで延長するものでございます。

「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」は、法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着を図るため、「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」を新設するものでございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。
何卒よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

観光部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、観光部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計7億9,394万4千円です。

(観光を巡る状況)

全国の宿泊旅行の動向については、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年1年間の各月の延べ宿泊者数速報値の累計は5億9,351万人、前年の同期間と比べ31.8パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は1億1,417万6千人で、前年の同期間と比べ約7倍と大幅な増加となり、コロナ禍前とほぼ同程度まで回復してきたところです。

県内の動向を見ますと、同調査における昨年1月から11月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は1,576万4千人で、前年の同期間と比べ21.5パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は124万5千人で、前年と比べ13倍と大幅な増加となっています。

昨年の統計の推移を見ますと、経済活動の回復により、延べ宿泊者数は前年を上回り、コロナ禍前の9割以上まで回復することが見込まれる一方、諸物価の高騰や人手不足など、観光関連産業を取り巻く環境は不透明な状況が続いております。

(「しあわせ信州創造プラン3.0」における観光振興施策の方向性)

本年度が初年度となる長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」における観光施策については、コロナ禍で停滞した観光交流が回復し、観光産業の活性化や地域課題の解決が図られ、暮らす人も訪れる人も楽しむ姿を目指し、「観光地域づくりの推進」、「長野県観光」のプロモーションの展開、「イ

ンバウンドの推進」を柱に位置付け、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進することとしております。各施策を進めるに当たっては、「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱を横軸とし、具体的には、今後、長野県観光戦略推進本部においてとりまとめる観光振興アクションプランにより、関係部局と連携し取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

(観光地域づくりの推進)

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、DMOの形成・経営支援に取り組んでまいりました。今後も引き続き、マーケティングやデジタル化への対応など経営上の課題に対し支援を行ってまいります。

また、世界の潮流であるSDGsの視点を取り入れた持続可能な観光「サステナブルツーリズム」への意識が高まる中、本県においても、白馬村や小布施町において国際的な表彰や認証を取得する地域が現れております。県としても、持続可能な観光地認証である「GSTC認証」を取得しようとする意欲のある地域の取組支援を本年度から開始いたしました。現在、選定した7地区とともに取組を進め、まずは、支援地域における「世界の持続可能な観光地TOP100」への選出を目指してまいります。

長野県の冬季誘客の重要なコンテンツであるスノーリゾートは、県内の一部地域ではインバウンド需要の高まりが見られるものの、県内スキー場利用者数は減少傾向にあり、索道施設の老朽化等もあって厳しい経営状況が続いていることから、知事と県民の皆様との対話集会においても、地域の方から心配の声が寄せられたところです。

こうした声を踏まえ、昨年開催した「スキー場の将来を考える懇談会」において、有識者や索道事業者から御意見をお聞きしたところです。その中では、「地域における存廃を含めた議論を促すためにも『スキー場が地域経済に与える影響』について客観的な評価が必要」との意見が多くを占めるとともに、県

としても、中小規模のスキー場の多くが今後の課題として挙げる資金調達や今後の成長戦略策定に必要となる知見の収集や有識者による助言の機会が必要であると認識に至りました。

このため、経済波及効果の分析ツールの開発によるスノーリゾートエリアの地域経済への影響評価の支援や、スノーリゾートの再構築に向けた検討を後押しするため、アドバイザーボード（助言機関）を設置し、県内スノーリゾートエリアの再構築と持続可能なスノーリゾートの形成を支援してまいります。

世界水準の山岳高原観光地を実現するための重要なコンテンツであるサイクルツーリズムについては、昨年4月に全県一周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」の公表を行い、ルートのPRや走行環境整備のほか、沿線でのサイクルラック等の設置や、サイクリストに配慮した宿泊施設等の受入環境整備への支援を進めてまいりました。今後は、国内外のサイクリストへの知名度向上とブランド化を図るため、日本を代表し世界に誇りうるサイクリングルートとして国が指定する「ナショナルサイクルルート」を目指し、官民連携の推進組織を立ち上げ、全県を挙げた機運醸成を図ってまいります。

観光産業における人材関連施策については、従来から経営者等の経営力向上のための研修会の開催等を通じ、経営人材の育成等に取り組んできたところです。現在、コロナ禍からの観光需要の回復もあって人材不足が深刻化し、一部の宿泊施設では客室稼働を制限して対応していることなどから、観光産業の人材不足解消は喫緊の課題であると認識しております。このため、本年度から新たに開始した、県内外の学生等が県内観光地で様々な観光業の就業体験ができるパッケージ型のインターンシップ事業を引き続き実施するほか、去る11月議会において予算をお認めいただいた、宿泊施設における業務の細分化・見直しから求人・採用まで伴走支援するモデル事業の実施により、地域内の新たな担い手の参画による人材確保や業務効率化の効果を地域内外へ波及させ、人手不足の解消の一助となるよう取り組んでまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では、コロナ期に実施してきた旅行代金の割引などの需要喚起策からの切れ目ない誘客施策として、本県の多彩な「アウトドアカルチャー」をテーマに、「G o N a t u r e . G o N a g a n o .」をキャッチフレーズとした戦略的なプロモーションを展開してまいりました。現在は、県公式観光サイト「G o N A G A N O」閲覧者の利便性向上や季節に応じた特集記事の発信のほか、県内各地で観光振興にチャレンジする人やグループにフォーカスしたプロモーションに取り組んでいるところです。

今後はこれらの取組に加え、T i k T o k や I n s t a g r a m などのSNSを活用した動画発信の強化やp o d c a s tといった音声メディアの活用、県内で開催予定の、世界レベルのアウトドアブランドが一堂に会するイベントとのタイアップによるマスメディアでの露出拡大などにより情報発信を強化し、若年層を中心として多くの方に「アウトドアと言えば長野県」と想起していただく機会を増やし、新たな顧客獲得を図ってまいります。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドは急激に回復が図られており、こうした需要を取り込めるよう、従来の中国、台湾や東南アジア向けの取組のほか、現地の観光コーディネーターの新規設置やトップセールスによりアメリカ、オーストラリアやヨーロッパ等の高付加価値旅行市場の開拓に取り組んでいるところです。

一方で、開拓すべき市場における「NAGANO」の認知度はまだまだ低いことから、コーディネーターによる現地旅行会社に対する売り込みや、旅行博をはじめとしたイベントへの出展に加え、雑誌やW e b サイトへの広告掲載等を通じた認知度向上に引き続き取り組んでまいります。

また、プロモーションにより生じた本県への観光需要を確実な送客につなげるため、高付加価値旅行商品の企画から造成、販売までの一貫した体制を備えた「N a g a n o O p e r a t i o n C e n t e r（仮称）」を長野県観光機構に設置し、高付加価値旅行市場からの誘客と観光消費額の一層の拡大につなげてまいります。

これらに加え、本県の強みである自然・アウトドア・文化体験コンテンツを活かした「アドベンチャーツーリズム」をPRする海外商談会への出展や、アメリカでの観光セミナーの開催など、あらゆる機会を通じ、積極的なインバウンド誘致のプロモーションを展開してまいります。

(観光スポーツ部の発足とスポーツツーリズムの振興)

昨年の11月議会でお認めいただきました「知事の事務部局の組織に関する条例」の改正により、本年4月から新たに「観光スポーツ部」が発足することとなりました。競技団体との連携を強化したスポーツ合宿等の誘致促進に加え、長野県公式観光サイト「Go NAGANO」等によるスポーツ関連情報の発信や、プロスポーツ団体との連携による誘客強化のほか、一般スポーツの指導者活用による障がい者スポーツの競技力向上など、一般スポーツと障がい者スポーツの一体的推進を図り、県民生活の充実と地域活性化の好循環を生み出せるよう取り組んでまいります。

(条例案)

条例案につきましては、諸経費の増減や受益者負担の適正化等を図るため各種手数料の見直し等を行う、「信州登山案内人条例の一部を改正する条例案」でございます。

コロナ禍も明け、観光をめぐる状況も好転してまいりました。今後も、引き続き観光消費額の最大化に向け、ターゲットを明確にした国内外の観光プロモーションをはじめ、受入環境整備や人材確保などの持続可能な観光地域づくりを推進することにより、観光産業の持続的発展と地域の活性化に県組織一体となって取り組んでまいります。あわせて、今後の取組を一層推進するために必要となる観光振興財源の検討も丁寧に進めてまいります。

以上、観光部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、最近の農業を巡る情勢について申し上げます。

【自然災害への対応】

昨年は、4月の凍霜害により、松本地域をはじめ県内全域の果樹を中心に23億3千2百万円余の被害が発生した他、6月1日から3日にかけて南信州地域などで発生した大雨や、7月から8月にかけての降雹、12月16日に白馬村で発生した大雨による土砂災害などにより、果樹、野菜等の農作物で26億3千万円余、農地・農業用施設で15億9千7百万円の被害が発生いたしました。

また、3月上旬から9月下旬までは気温が高く、7月半ばからは降水量が少ない傾向であったことから、水稻については胴割粒・白未熟粒などの発生、果樹についてはりんごの日焼け果の発生等による品質の低下が問題になるなど、多くの自然災害に見舞われた年となりました。

さらに、本年1月1日には令和6年能登半島地震が発生し、県内では、長野市や小布施町、中野市、飯山市のきのこ栽培施設で栽培ビンの落下や生育棚の倒壊、機械の破損等の被害が発生いたしました。

被害に遭われました皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。

県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行うとともに、凍霜害の被害を受けた果実の有利販売に向けた流通・販売対策を令和5年9月補正予算で措置しました。また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、市町村への支援を行っております。

併せて、令和6年能登半島地震により被災したきのこ栽培施設の復旧・整備や生産資材の導入については、国庫事業を活用し支援してまいります。

なお、気象庁の予報によると、今月から向こう3か月の東日本の気温は高い見通しであることから、本年も農作物の凍霜害の発生が危惧されます。県では、JA等関係機関と連携しながら、暖冬の影響に対する今後の農作物の栽培管理に関する技術対策を広く周知し、凍霜害の未然防止に努めてまいります。

【食料・農業・農村基本法の見直しへの対応】

農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定されてからおよそ四半世紀が経過する中、昨今の世界情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢は法制定時には想定されなかったレベルで急激に変化しております。

国は、このような状況を踏まえ、昨年からは基本法の検証に着手し、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点で見直しに向けた議論を行ってきており、本年の通常国会に改正法案を提出し、成立を目指すこととしております。

また、基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案についても、本国会への提出を目指しており、食料安全保障の強化に向けた対策を講じるための新たな法的枠組みの創設や、農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し、更には、本格的な人口減少に対応した生産性の向上のため、スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設が進められております。

県としましては、こうした基本法の見直しの方向性に加え、関連法案やその他の具体的な施策の展開方向などにも注視してまいります。

【国の令和6年度農林水産関係予算】

農林水産省は、基本法の見直しの方向を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁

村の次世代への継承等の実現に向けた各種対策を総合的に実施するための予算として、令和6年度当初予算案2兆2,686億円を計上しました。

主な施策としましては、水田での戦略作物の本作化や畑地化による高収益作物等の導入・定着への支援、国内肥料資源の利用拡大に向けた堆肥のペレット化による広域流通の促進や国産飼料生産組織の人材確保・育成、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成の強化・拡大等があげられます。

また、地域計画の策定に向けた協議や受け皿経営体の強化等の取組への支援や、新規就農の推進、農業教育機関におけるスマート農業等の教育の充実、農地の区画拡大や汎用化・畑地化の推進等の他、環境負荷の低減と高い生産性の両立に向け、気候変動やスマート農業技術に対応した新品種・新技術の迅速な開発と、研究成果の社会実装に向けた環境整備の一体的な推進などについても重点的に措置されております。

県としましては、本県の農業・農村振興の推進に重要な施策も数多く措置されていることから最大限の活用を図ってまいります。

【令和6年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和6年度当初予算案総額は、一般会計281億9,708万9千円、農業改良資金特別会計4,927万7千円、漁業改善資金特別会計231万2千円です。

今回提出いたしました令和6年度当初予算案は、2年目を迎える「第4期長野県食と農業農村振興計画」に位置づけた「担い手の確保・育成と農地の活用」、「日本一をめざす果樹の産地力向上」、「持続可能な農業の展開」、「輸出拡大」の対策に重点的に取り組むとともに、計画の3本柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」に沿った事業を着実に推進できるよう編成しました。

以下、令和6年度の主要な施策につきまして、「第4期長野県食と農業農村振興計画」に沿って、順次、御説明申し上げます。

まず、1つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」では、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の3つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」では、少子高齢化による農業者の減少が進む中、農業・農村の発展と農業生産の維持を図るため、地域の女性農業者グループの事業活動等への新たな支援の他、売上額 10 億円以上を目指す大規模法人の育成を目的とした研修の実施や研修修了生に対するフォローアップなどにより、地域の営農活動や農業生産の中心となる農業リーダーの育成を進めてまいります。

また、活躍する若手農業者等の事例紹介や就農支援策等の情報発信を強化するなど、農業のイメージアップを図る取組や、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入支援、親元就農者の経営発展等を支援する取組により新規就農を一層推進するとともに、1日農業バイトアプリの利用拡大や農福連携の取組などにより、多様な担い手の育成と人材活用を進めてまいります。

さらに、地域の協議によって将来の担い手や農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定及び計画に基づき実践する取組を支援するため、農業農村支援センターを中心とした現地支援チームによる市町村等への支援や助言等を行ってまいります。

これらに要する経費として、25 億 8,427 万円を計上いたしました。

「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」では、ゼロカーボンの実現や持続可能な農業の展開を図るため、農業生産活動に起因する環境負荷低減の取組を促進する他、学校給食での有機農産物等の活用など市町村が主体となって取り組む有機農業の産地づくりに向けた支援や、有機農業に係る新たな認証制度の検討などを進めてまいります。また、温室効果ガス削減技術の普及推進を図るため、水田の中干し期間を延長する技術等を検証するための現地実証ほの設置や、水田の中干しが困難な地域でも実施が可能な新たな技術の検討を進めてまいります。

品目別の取組としては、果樹では、りんご高密度植栽培やぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を促進するため、現地推進チームによる生産拡大やトップセールスによる本県オリジナル品種等の魅力発信、品質の高い果実を生産・出荷するための果樹棚や冷蔵機器等の導入支援、凍霜害に強い産地を構築するための防霜ファン等の導入支援の他、新たに農作物の盗難を抑止するための盗難防止月間の取組などにより、日本一の果樹産地を目指して、果樹生産者の稼ぐ力の向上に取り組んでまいります。

土地利用型作物では、水田農業の体質を強化するため、県産米の高品質化やコスト削減を推進するとともに、需要が高まっている麦・大豆・そばや、野菜などの高収益作物等への転換を進める他、県産小麦の品質向上のための助成などにより、農業者の経営安定を図ってまいります。

また、県内で薬草を栽培する生産者の課題解決や、生産者と県産薬草の取引をしたい県内生薬取扱企業等をつなぐ「長野県薬草振興ネットワーク」を設立し、県産薬草の振興を図ってまいります。

畜産では、地域の中核となる畜産経営体に対し、収益力の向上やコスト削減等に必要な施設整備を支援することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する体制の構築を推進してまいります。

特定家畜伝染病については、今年度も全国で発生が確認されている高病原性鳥インフルエンザや、依然として根絶できていない豚熱など、本県においても発生リスクが高い状態にあることから、県内のウイルス浸潤状況を随時確認するとともに、農場のバイオセキュリティレベルの向上や、万が一の発生に備えて、防疫措置体制の強化に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、効率的で生産性の高い農業の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地の区画拡大や畑地化、中山間地域の水田における用水管理の省力化など、稼ぐ農業を支える基盤整備に引き続き取り組んでまいります。

これらに要する経費として、96億1,098万3千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」では、国内の市場規模が縮小する中、輸出に意欲的な生産者や事業者で構成する長野県農産物等輸出事業者協議会の取組支援や、県産ぶどうの認知度向上に向けた取組等により、輸出先国との取引の維持・拡大を図ってまいります。

また、本県の強みである「ぶどう」、「コメ」、「花き」を輸出重点品目として設定し、ぶどうはシンガポール、コメはアメリカ（ハワイ州）、花きは香港をターゲットに、輸入事業者の招へいや現地小売店等における販促活動の展開、インターネットを活用した広報などの産地PR活動を実施するなど、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に進めてまいります。

これらに要する経費として、1億5,770万9千円を計上いたしました。

2つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」では、地方回帰の流れの中で、農ある暮らしアドバイザー、地域サポーターによる相談活動や栽培セミナー等を実施し、農ある暮らしや半農半Xを実践する者など多様な担い手による農地の有効利用を図ることで、農村地域の維持・保全を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、地域コミュニティの維持や集落機能の再編を図り、地域で支え合う村づくりを支援するため、農業者を含む地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進する他、農村RMOが実施する農村コミュニティ機能の維持・強化への調査、計画作成、実証事業の支援を行ってまいります。

さらに、中山間地域は平坦地域に比べて人口流出による過疎化や高齢化の進行が顕著であり、集落機能の低下や農業生産活動の衰退が懸念されることから、各地域の特性を活かした新品目の導入など、農村集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援することにより、農業・農村の持つ美しい農村景観等の多面的機能の維持や中山間地域の活性化を図ってまいります。

併せて、激甚化、頻発化する気象災害などに対応するため、引き続き排水機場の改修や防災重点農業用ため池の耐震化の他、ため池を活用した雨水貯留の取組への支援など県土強靱化を重点的に推進し、災害に強い県土づくりを進めてまいります。

これらに要する経費として、104億6,099万7千円を計上いたしました。

3つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」では、観光協会や商工会等における地域食材を活かした観光地域づくりへの支援などにより、観光分野等における県産農畜産物の地域内での利用を促進してまいります。

また、農業体験等の広報活動の実施などにより、県民や消費者等の農業生産現場への理解を醸成し、県産農畜産物の地域内利用の拡大や、農畜産物の適正な価格形成等を促進してまいります。

さらに、国内人口の減少による米などの需要減退や国際的な飼料・肥料価格の上昇等は、県内農業にも大きな影響を及ぼしており、これまで以上に、持続的に成長し海外情勢に左右されない食料システムの確立が求められていることから、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」において、徹底した地産地消・地産地消を推進するため、有機農産物等の学校給食や社員食堂での利用拡大などを支援することで、自立度の高い経済圏の確立を目指してまいります。

これらに要する経費として、1,137万7千円を計上いたしました。

【債務負担行為の設定等】

令和6年度当初予算案における債務負担行為の設定は、「県営農村地域防災減災事業」など15事業です。

条例案につきましては、「長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の1件です。

事件案につきましては、「県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について」など3件です。

専決処分報告につきましては、「試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告」の1件です。

【組織改正】

最後に、令和6年4月の農政部関係の組織改正について申し上げます。

所属の体制を強化するための全庁的な小規模課室の見直しにより、家畜防疫対策室を園芸畜産課へ統合し、新たに畜産支援・防疫対策担当課長を配置します。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和6年2月県議会
定例会における 林務部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

林務部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計150億7,002万3千円、県営林経営費特別会計3億8,379万6千円、林業改善資金特別会計3,944万3千円であります。

県土の約8割を占める本県の森林については、民有林人工林のうち約8割が50年生を超えるなど、カラマツをはじめとした森林資源の多くが利用期を迎えており、「伐って、使って、植える」という森林の循環利用を進めていく段階に入っています。

一方で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などから森林への関心が低下している状況にあり、主伐・再造林による森林の若返りや間伐などの森林整備の推進、それを支える担い手の確保・育成の取組が益々重要になっています。

こうしたことから、昨年度、本県の森林・林業を巡る現状と課題を整理し、概ね100年先の森林のあるべき姿とその姿を実現するために取り組むべき森林づくりに関する方向性を明らかにした長野県森林づくり指針を策定しました。この指針では、森林資源の循環利用を推進する「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、森林の空間の多面的利活用を推進する「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、森林のもつ公益的機能の高度発揮を目指す「県民の暮らしを守る森林づくり」の3つの基本方針により、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会を目指すこととしています。

以下、令和6年度の主要施策につきまして、この3つの基本方針に沿って、順次

御説明申し上げます。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

2050 ゼロカーボンの実現に向け、本県の森林が CO2 吸収能力を十分に発揮できるよう若い森林への更新が必要です。そのための計画的な主伐・再造林を着実に推進するため、森林所有者の費用負担が大きい再造林とその後の下刈り等の標準的な経費の全額支援を、引き続き実施し、木材生産量の増加と森林の若返りを促進します。また、地形が急峻で森林作業道の開設が困難な地域において架線を活用した全木集材から再造林までの一貫作業や自走式下刈り機による作業の省力化、再造林後の苗木をニホンジカ等の食害から守る見まわり活動への支援などの予算を新たに計上し、令和6年度の再造林面積目標としては、今年度の360ヘクタールから160ヘクタール増やした520ヘクタールを目指します。

主伐・再造林の推進のためには、林業の生産性向上も重要です。このため、高性能林業機械の導入やICTを活用したスマート林業の取組の推進、林道や森林作業道の整備、森林境界明確化の取組支援などの効率的な木材生産につながる取組を進めてまいります。

主伐・再造林や効率的な木材生産には、林業人材の確保も欠かせません。近年、林業従事者は約1,500人で推移していますが、就業者のうち、素材生産の従事者数は、ほぼ横ばいで推移している一方で、再造林や下刈り、間伐等に従事する保育作業の従事者数は減少傾向にあります。こうしたことから、若年層や転職・移住者などの担い手の確保を促進するため、新卒者の就職や他産業からの転職者への支援金の支給、新規就業者のためのシミュレーターを活用した研修の実施、保育従事者を新規雇用した事業者への奨励金の支給等、引き続き全国トップクラスの働きやすい林業県づくりを推進してまいります。

県産材の活用については、最新の令和4年の木材生産量を見ると、製材用及び合板用の木材生産が堅調であったことから、前年比で4千立方メートル増の62万9千立方メートルとなっております。

県産材の需要拡大や木材の安定供給、流通体制の強化に向け、引き続き木材産業等に精通した「信州ウッドコーディネーター」を配置し、川上から川下までの連携体制の強化と併せ、事業者等の水平連携の構築に努めるとともに、県産材製品を扱う事業者や県産材を活用した施設等の情報発信を強化し、県産材製品を入手しやすい環境を整えてまいります。

身近な製品を木質に転換する「ウッドチェンジ」の取組については、令和4年度から22件の製品開発や販路拡大を支援してきており、来年度は県民や観光客が店頭で手軽に購入できる製品の開発などターゲットをより明確化し、県産材の利用拡大の新たな展開を図ってまいります。

「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる新時代創造プロジェクトの一つである「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」に関連する取組としては「徹底した地消地産・地産地消」の推進の一環として、化石燃料から薪やペレットなど木質バイオマスへのエネルギー転換を進めるため、市町村やハウスメーカー等と連携した研究会を設置するとともに、県民や企業向けの体験会・相談会を通じて、導入効果事例や補助制度等のPRを強化し、取組を促進してまいります。

また、「人口減少下における人材確保プロジェクト」に関連する取組としては、森林・林業を支え、森林資源を生かしたイノベーションを創出する人材を育成するため、市町村や人材育成機関、試験研究機関と連携して、「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の形成を目指します。経営感覚を有する林業人材の育成や木や森に関することを幅広く学べるリカレント教育、及び森林ベンチャースクールの開設によ

り、創業支援の取組を推進し、木や森を活かす豊かな社会をつくるための知識と技術基盤が整う全国随一の地域へ形成を図ってまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県の豊かな森林資源を生かし、森林空間を健康増進や教育などの様々な分野で活用する「森林サービス産業」の振興を図るため、創業セミナーの開催や創業に必要な経費の支援、専門家による助言等の伴走支援を行うとともに、質の高いサービスを提供できる人材育成に取り組んでまいります。

一方で、地域住民による主体的な集落周辺の里山の整備や利活用の取組が、多くの県民や県外から訪れる皆様が気軽に活用できる「開かれた里山」の活動に発展し、里山の利用が広がることが重要です。その活動の前提となる森林所有者等の合意形成への支援や計画作成、研修会の開催を進めるとともに、利用の先進事例等を情報収集したホームページの開設などにより、多くの皆様が森林に親しむことができるよう推進してまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

近年、短時間で強く激しい降雨が頻発しており、それに伴う山地災害等も激甚化しています。県土の保全や森林の持つ公益的機能を発揮させるため、荒廃山地の復旧や森林整備と施設整備を一体的に実施する治山事業や土砂災害防止等の森林の多面的機能の維持・増進を図る造林事業を着実に進め、災害に強い森林づくりに取り組んでまいります。

国民の4割が罹患していると言われる花粉症の対策として昨年5月に「花粉症に関する関係閣僚会議」において、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の3本柱が決定されました。国の補正予算を活用して、スギの多い南信、北信地域を中心に

伐採や植替えとともにスギ材利用を進めてまいります。

昨年 11 月に「長野県ツキノワグマ対策あり方検討会」を設置し、クマの捕獲許可権限や、ゾーニング管理の導入、錯誤捕獲時の対応などの課題について議論を進めてまいりました。

市町村等へのアンケート調査や対策にあたる現場の声をお聴きしながら、対応策について検討し、2月13日に開催した検討会では、新たなツキノワグマ対策の方向性のたたき台が示されたところです。今後は、検討会での議論を踏まえ、効果的な防除対策と里地での人身被害防止を目指して検討を進め、今年度末までに意見集約を図ってまいります。

また、鳥獣被害対策全般では、森林づくり県民税を活用した林内の見通しを確保するための緩衝帯の整備を積極的に支援するとともに、センサーカメラ等のICT技術を用いたシカ等の捕獲事業により効果的な捕獲手法の普及を図ってまいります。

【県民参加型予算】

県民等の新たな発想や問題意識を取り入れ、共創する「県民参加型予算」の提案・選定型として二つの取組を進めます。

上伊那地域においては、地域材の地域内加工と消費促進を図るため、地域材製品の情報を入手できるアンテナショップやECサイトの開設、子ども向け木工体験も含めた青空市での展示販売等の実施により、地域材の認知度向上と発信力の強化に取り組めます。

木曽地域においては、木工の歴史と伝承が継承される木曽地域ならではの付加価値の高い「新たな木製品」の開発・試作や地域住民など誰でも日常生活で使える「木質空間づくりDIYキット」の開発・活用実践に取り組めます。

以上、令和6年度当初予算案における主な施策について申し上げます。

【信州F・POWERプロジェクト】

信州F・POWERプロジェクトについては、事業主体の一つである征矢野建材株式会社が民事再生手続を進めており、2月22日には同社の再生計画案について決議する債権者集会が開催される見込みです。県としては、部局横断の「事業継続支援チーム」において、補助事業が円滑に継続され所期の目的が達成されるよう支援してまいります。こうした取組に加え9月補正予算や11月補正予算による木材の有効活用やサプライチェーンの構築に向けた取組の支援や主伐・再造林の推進、林業の担い手の確保などにより県内全体の原木の安定供給を図ってまいります。

債務負担行為といたしましては、長野県林業公社の造林資金借入金に対する損失補償ほか2事業で総額8億3,087万円を設定いたしました。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の1件、報告案件としましては「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」1件でございます。

令和6年4月の林務部関係の組織改正について申し上げます。

課題への対応力の強化を図る観点からの全庁的な小規模課室の見直しにより、鳥獣対策室を森林づくり推進課へ統合し、鳥獣対策担当課長を配置します。また、保安林解除や林地開発許可業務等を一部の地域振興局に集約し、専任職員の配置による迅速かつ適正な事務処理を推進してまいります。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

令和6年2月県議会
定例会における 建設部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本年1月1日、最大震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県を中心に甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

長野県内においても長野市、信濃町、栄村で震度5弱の大きな揺れを観測し、幸いにも人的被害はなかったものの、長野市や小谷村では家屋の一部が損壊する被害が発生しました。

令和6年能登半島地震のような大規模な地震は、糸魚川－静岡構造線断層帯をはじめ多くの活断層を抱える本県でも今後発生することが予測され、平成27年3月に作成された「長野県地震被害想定調査報告書」では、今回の地震を超える人的・物的被害が想定されております。

そのため、建設部としましては、地震から県民の命を守る喫緊の対策として、住宅の耐震化をより一層推進してまいります。

併せて、今回の地震による被害も踏まえ、「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「持続可能で安定した暮らしを守る」ため、緊急輸送道路の整備、迂回機能の強化、法面对策など災害時における道路ネットワークの強化や、流域治水対策、土砂災害対策、インフラ老朽化対策などによる県土の強靱化を着実に進めるとともに、防災教育などのソフト対策も推進することにより、ハード・ソフト両面から災害に強い県づくりに取り組んでまいります。

このほか、同プランに掲げる「創造的で強靱な産業の発展を支援する」、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」につきましても、関係部局をはじめ、地域振興局や市町村、地域の皆様など様々な主体と連携・協働して施策を進めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和6年度当初予算案の総額は1,151億2,003万4千円であります。

令和5年度11月補正予算と一体的に切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要につきまして、「しあわせ信州創造プラン3.0」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

住宅等の省エネルギー化、グリーンインフラの推進などによる地球環境への貢献や、インフラ整備等による県土の強靱化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による生命・生活リスクの軽減に取り組めます。

(持続可能な脱炭素社会の創出)

住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、地域の工務店と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進します。昨年11月に策定した「ゼロカーボン戦略ロードマップ」において、住宅部門では、国の計画を前倒し、2025年度以降できるだけ早い時期に全

ての新築住宅をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化することを目標としました。その目標達成のため、信州健康ゼロエネ住宅助成金について、「新築」では、再生可能エネルギー関連設備の助成対象を拡充するとともに、「リフォーム」では、ZEH基準を超える省エネリフォームに対する助成額の増額や、天井や床の部分断熱改修も助成対象とするなど制度を拡充し、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、本年度に作成したZEHの標準的な仕様書を用いた設計・施工の研修会を開催し、住宅供給の主力である県内工務店の技術力のボトムアップを図りながら、「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する高断熱・高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、^{おおがや}大萱団地と^{ときわかみいち}常盤上一団地において、ZEH水準に加え太陽光発電システムを導入した建替工事を行うほか、^{やしろ}社団地においては外壁や窓などの高断熱化を図るゼロエネ・リフォーム工事の2棟目に着手するなど、既設県営住宅の更なる省エネルギー化も進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、令和4年度に策定した長野、松本、上田及び飯田の4市による「エリアビジョン」の実現に向け、まちなか緑地の整備や保全事業を実施することにより、緑あふれる空間を創出してまいります。

（災害に強い県づくりの推進）

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靱化を推進してまいります。

流域治水対策としましては、堤防・護岸等の河川施設の整備による「流す」取

組、県有施設への雨水貯留浸透施設の設置など雨水を貯留・浸透させる「留める」取組、浸水想定区域図の作成などによる「備える」取組を、「流域治水プロジェクト」や「長野県流域治水推進計画」に基づき着実に進めます。併せて、本年度作成した学習用模型や動画を活用し、児童生徒を起点にした県民全体への「流域治水対策」の更なる普及啓発を図ってまいります。

土砂災害対策としましては、土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急対策や除石等による既存堰堤の機能増進などによる「流域を保全する土砂災害対策」を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等に立地する要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防堰堤等の整備を計画的に進めてまいります。併せて、住民の実践的な避難行動につなげるため、小学校の防災教育や各地で実施される防災訓練に土砂災害に関する豊富な知識を有する講師を派遣し、訓練計画の作成や訓練への助言等の支援を実施しながら地域防災力の向上を図るとともに、地区防災マップの作成など、住民の自主的な防災活動を促進してまいります。

災害時における道路ネットワークの確保については、これまでも重点的に取り組んでまいりましたが、今回の地震における道路の被災状況を踏まえ、更に予算を重点配分して取り組んでまいります。

道路の防災・減災対策では、緊急輸送道路の法面对策について、要対策箇所の半数以上を令和7年度までに完了するとともに、可能な限り早期に全ての対策を完了するよう事業の進捗を図ってまいります。また、災害時に発生する道路の長期の通行止めは県民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急車両の通行確保や道路利用者への影響を最小限にするため、緊急輸送道路の整備を重点的に実施するとともに、迂回機能の強化も図ってまいります。

加えて、災害発生時の孤立解消や物流の確保には、被害状況を迅速に確認した

上で、最も効果的なルートを選定して集中的な対策を講じる必要があることから、災害時の道路の被害状況を迅速に把握するためのドローンの活用や、平常時から関係機関等と情報を共有するための災害情報共有システムの運用方法について検討を行ってまいります。

冬期交通の確保にあたっては、国、NEXCO等との連携強化に努め、大雪警報が発令されるなど同時通行止めの可能性があるときは、WEB会議等により道路及び降雪状況の情報共有を行いながら、相互で必要に応じた対応を行うことにより、大雪時の安全で円滑な交通を確保してまいります。引き続き、堆雪帯の整備や融雪施設の更新などのハード整備を進めるほか、現在、44工区で実施しているJV（共同企業体）による除雪業務の更なる拡大を図るとともに、除雪機械を効果的に配備することにより、除雪業務の効率化も図ってまいります。

能登半島地震では、犠牲者の多くが家屋の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化は急務です。これまで、震災時の膨大な復旧費用の軽減を図るため、「長野県耐震改修促進計画（第三期）」に基づき、市町村と協調して耐震改修を促進してまいりましたが、改修を躊躇する主な理由として、令和元年に国土交通省が行ったアンケート調査では「費用負担が大きい」ことが挙げられております。そのため、コストを抑えた耐震工法の普及を図るとともに、耐震改修に対する補助の上限額を増額し、最大150万円までの耐震改修には自己負担が生じないよう制度を拡充することにより、耐震化の一層の加速化を図ってまいります。併せて、耐震改修の効果と必要性を、住宅の所有者はもとより所有者と離れて暮らす御家族にも届くよう、様々な媒体を活用して周知してまいります。

昨年5月、土砂等の盛土の崩落による災害から国民の生命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が施行されました。本県におい

ても、盛土の崩落等により人家等に被害を及ぼす可能性のある区域を規制区域として指定するため、引き続き基礎調査を進めるなど、令和7年度の規制開始を目指して取り組んでまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラの老朽化が進行しております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを縮減するため「事後保全型」から「予防保全型」へ早期の転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる約170キロメートルの区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、歩行の支障となる除草や景観を悪化させる支障木の伐採、視認性が悪く安全な走行に支障をきたしている区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。

（県民生活の安全確保）

児童・生徒を交通事故から守るため、「通学路の安全確保に関する方針」に基づき通学路等の安全対策を進めており、一部暫定的な対応を含め、今年度末までに全箇所対策を完了する予定です。今後は、用地買収等を伴う歩道の整備が必要な箇所について引き続き事業の進捗を図り、可能な限り早期の対策完了を目指してまいります。

【創造的で強靱な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う人材の確保・育成、生産性向上と労働環境の改善に取り組めます。

（地域の建設業等における担い手の確保の推進）

人材の確保については、産・学・官が連携し、これまで実施していた高校生等を対象にした就労促進事業や中学生への職場体験学習などに加え、首都圏で学ぶ大学生等への合同企業説明会や小学生を対象とした現場見学会の開催など、建設産業の魅力を伝え入職を促す様々な取組を広く展開してまいります。

（建設産業の振興）

建設産業の生産性向上と労働環境の改善を図るため、建設工事におけるICTを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認や、AIやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより業務の効率化を図るとともに、建設関連企業を対象としたBIM/CIM講習会による人材の育成を行い、建設DXを推進してまいります。

また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏まえ、本年度から、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事を実施しており、今後は、全ての現場への展開を目指してまいります。併せて、市町村と連携しながら施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、入札関連手続きの集約化等により、入札契約制度の適正化にも取り組んでまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進」、の6点に取り組みます。

(地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進)

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などによる、まちなかの賑わいづくりを推進するため、歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）により、上田市をモデルとした社会実験のための基礎調査を実施するなど、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

景観行政を取り巻く状況変化に対応し、広域的な観点から守るべき景観の保全・育成を推進するため、「長野県景観育成計画」改定に向けた取組を進めます。景観行政団体に移行した市町村も含めた広域的な指針となる「長野県景観育成ビジョン」の策定、太陽光発電施設や宅地開発の増加などの新しい景観阻害要因に対応した基準の設定や重点的に景観誘導を行う「景観育成重点地域」の指定などにより、信州らしい美しい景観形成を推進してまいります。

松本平広域公園の更なる魅力向上を図るため、園庭整備の専門家をアドバイザーに委嘱し、「年間を通じて楽しめる公園」にするための植栽管理や園庭整備を進めるとともに、指定管理者や地元住民等を対象としたセミナー等の開催を通じてボランティア活動を中心とした地域コミュニティの活性化を図り、観光客や地域

住民に愛される美しい公園を目指してまいります。

(地域活力の維持・発展)

「信州地域デザインセンター（UDC信州）」では、多くの市町村から、多岐にわたるまちづくりの御相談をいただき、公・民・学連携による専門的かつ広域的な視点から助言や提案を行ってまいりました。本年1月には、更なる利便性の向上を図り、南信地方の市町村からの相談にも迅速に対応するため、下諏訪町にサテライトオフィスを設置したところです。今後は、エリアビジョンの策定など広域的な課題に対しては「重点支援地域」として集中的に支援するなど、より効果的・効率的な体制を構築し、快適で賑わいのあるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

移住者・子育て世帯向けの住宅は十分な供給がない一方で、空き家は様々な事情により市場への流通が進まない状況があることから、移住者や子育て世帯の住まいの確保に向けた取組を進めます。空き家や公共の遊休建物を有効活用し、「移住したくなる住まい」や「子育てしやすい住まい」を増やすための仕組みを検討する場を設置するとともに、有効な取組については、広く市町村で活用されるよう普及を図ってまいります。

(本州中央部広域交流圏の形成)

高規格道路につきましては、県内3路線で国による整備が進められており、県といたしましても整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」につきましては、唯一の未整備区間となっている^{ながさか}長坂から^{やちほ}八千穂間について、長野・山梨両県が環境影響評価と都市計画決定

の手続きを進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」につきましては、「飯^{いいだか}喬道路」3工区の橋梁工事や「青^{あおくずれとうげ}崩^{なげ}峠^{とうげ}道路」のトンネル工事が進められております。また、現道活用区間として県が整備する「小^{こおろし}嵐^{あらし}バイパス」につきましては、「青^{あおくずれとうげ}崩^{なげ}峠^{とうげ}道路」のトンネル発生土を活用しながら工事を着実に進めてまいります。

「中部縦貫自動車道」につきましては、「松本波田道路」の用地取得や新村地区における橋梁工事が進められております。先線の波田から中^{なか}ノ湯^{のゆ}間につきましては、計画段階評価の着手に向けて、引き続き、国や松本市とともに検討を進めてまいります。

県では、「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」を令和4年度に事業化しており、早期の着工に向けて引き続き調査・設計を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、本年1月に最適ルート帯を決定したところであり、引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曾連絡道路」の「姥^{うばがみとうげ}神^{かみ}峠^{とうげ}道路延伸工区」につきましては、令和5年度補正予算を活用して工事着手に向けた手続きを進めており、早期完成をめざし事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備につきましては、長野県駅と中央自動車道を直結する「座^{ざこうじかみさと}光^{こう}寺^じ上^{かみ}郷^{さと}道路」や国道153号の「飯田北改良」などの整備を進めるほか、直轄権限代行として事業中の国道153号「伊^い駒^{こま}アルプスロード」の調査を国と連携して行うなど、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及できるよう、着実な事業の進捗を図ってまいります。

リニア中央新幹線の県内における工事の状況につきましては、現在トンネル7

工区において掘削工事や準備工事が行われ、天竜川橋梁や土曾川橋梁の下部工事においても着実に進捗しているところです。引き続き事業主体のJR東海に対して安全管理の強化や地域に寄り添った誠実な対応を求めてまいります。

県では、リニアを活用したまちづくりを関係市町村との共通認識のもと連携して推進するため、地域特性を踏まえた開発適地の抽出などを内容とする、リニア駅近郊の土地利用の「グランドデザイン策定」に取り組むとともに、国が設置した中間駅周辺圏域の取組を支援する「関係府省による会議」への参画等を通じ、本県の立地を生かした戦略を提言するなど、リニアバレー構想等の実現への取組を強化してまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

県民参加型予算として、御提案いただいた労働者協同組合ワーカーズコープ松本事業所及び松本大学と協働して「県営住宅の空き住戸の有効な利活用」に取り組みます。提案者や地元町会等と対話を重ねながら、県営住宅内で若者や子育て世帯、高齢者など多様な世帯がいきいきと暮らせる「ミクストコミュニティ」を形成するための交流施設を整備するとともに、活動人材の育成を支援してまいります。

（世界水準の山岳高原観光地づくりの推進）

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など6箇所において事業を実施しております。引き続き計画的な事業の進捗を図り、安全で快適な通行空間はもとより、魅力ある良好な景観形成や観光振興にも資するよう取り組んでまいります。

自転車を活用した観光地域づくりやサイクリストの安全確保を図るため、県内を1周する「Japan Alps Cycling Road」の整備を進めており、その一部である諏訪湖周サイクリングロードが今年度末までに完成する予定です。引き続き関係部局や地域振興局と連携し、矢羽根型路面標示の設置など、快適で安全な自転車通行空間の整備を進めてまいります。

道の駅については、リニューアルを必要とする18駅中、16駅のトイレリニューアルを完了していることから、残る2駅のトイレの洋式化やバリアフリー化への改修を進めるとともに、来年度に開業を予定する「道の駅 八千穂高原」の工事を着実に進め、観光拠点としての利便性向上やイメージアップを図ってまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

令和10年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場について、国に対し必要な予算の確保を強く求めながら、令和7年度の完成を目指し着実に整備を進めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

関係団体との連携による居住支援や、子育て世帯に配慮した県営住宅の改修などにより、子育て世帯や若者が住みやすい環境を確保します。

（子どもや若者の幸福追求を最大限支援する）

高齢化や新型コロナウイルス感染症による収入減などにより、増加する住宅確

保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、地域の基盤となる市町村居住支援協議会の設立に向け、市町村や関係団体等を対象とした勉強会等を開催し、関係者の連携強化を図ってまいります。

住宅セーフティネットの中心的な役割を担う県営住宅において、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、古い中高層住宅をメゾネット形式により子育て世帯・ひとり親世帯向けにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

まちづくりや観光振興など地域課題解決に向け、地域戦略推進型公共事業では、^{おぼすて}姨捨の棚田や温泉地などを結ぶ周遊観光を進める「^{とぐらかみやまだ}戸倉上山田温泉をめぐる賑わいのあるまちづくり」や、諏訪湖の環境保全やサイクリングロード整備を一体的に進める「諏訪湖を活かしたまちづくり」など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和6年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、1,057億2,133万4千円を設定いたしました。

条例案は、「長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」など一部改正条例案2件であります。

事件案は、「一般県道^{おおの だあずさばし}大野田 梓 橋停車場線災害防除工事（^{やけやま}八景山2工区上部工）

請負契約の締結について」など16件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など5件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

= 6・2定例会 =

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|----------|
| 1 | 依田明善 | 自由民主党県議団代表
(議席番号・43番) | 県政一般について |
| 2 | 小林東一郎 | 改革信州代表
(議席番号・45番) | 県政一般について |
| 3 | 小山仁志 | 新政策議員団代表
(議席番号・27番) | 県政一般について |

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 6・2定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	清水純子	(公明党・39)	15分	県政一般について
2	和田明子	(共産党・48)	19分	県政一般について
3	共田武史	(自民党・32)	25分	県政一般について
4	小林あや	(新政団・15)	13分	県政一般について
5	続木幹夫	(改革信・36)	18分	県政一般について
6	藤岡義英	(共産党・24)	12分	県政一般について
7	大畑俊隆	(自民党・30)	22分	県政一般について
8	高島陽子	(改革信・33)	18分	県政一般について
9	宮下克彦	(自民党・29)	22分	県政一般について
10	佐藤千枝	(改革信・10)	16分	県政一般について
11	小林陽子	(改革信・2)	15分	県政一般について
12	奥村健仁	(新政団・6)	13分	県政一般について
13	勝山秀夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
14	竹村直子	(改革信・1)	14分	県政一般について
15	酒井茂	(自民党・41)	25分	県政一般について
16	丸茂岳人	(自民党・20)	21分	県政一般について
17	林和明	(改革信・3)	14分	県政一般について
18	大井岳夫	(自民党・19)	21分	県政一般について
19	山田英喜	(自民党・18)	21分	県政一般について
20	向山賢悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
21	川上信彦	(公明党・25)	10分	県政一般について
22	加藤康治	(公明党・14)	10分	県政一般について
23	両角友成	(共産党・38)	12分	県政一般について
24	グレート無茶	(新政団・5)	13分	県政一般について
25	早川大地	(自民党・9)	22分	県政一般について
26	毛利栄子	(共産党・47)	12分	県政一般について
27	勝野智行	(公明党・13)	10分	県政一般について
28	垣内将邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
29	丸山寿子	(改革信・11)	15分	県政一般について
30	望月義寿	(改革信・22)	12分	県政一般について
31	青木崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
32	花岡賢一	(改革信・21)	13分	県政一般について
33	小林君男	(無所属・12)	11分	県政一般について
34	清水正康	(新政団・16)	12分	県政一般について
35	小池久長	(新政団・40)	12分	県政一般について
36	百瀬智之	(新政団・26)	12分	県政一般について

令和6年2月定例会

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 の 要 旨	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
陳第 222号	上信自動車道の建設促進について	上信自動車道建設促進期成同盟会 会長 小淵 優子	5. 12. 20	危機管理建設
陳第 223号	上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について	東部湯の丸インター関連道路網整備促進期成同盟会 会長 花岡 利夫	5. 12. 20	危機管理建設
陳第 224号	沖縄県辺野古への基地建設中止に関する意見書提出について	小県郡青木村村松1825 木幡 佑司	6. 2. 6	総務企画警察
陳第 225号	学校プールの整備、水泳授業の継続に係る財政支援について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	環境文教
陳第 226号	中信地域における広域的な道路ネットワークの整備促進について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	危機管理建設
陳第 227号	带状疱疹ワクチンへの公費助成制度の創設並びに定期接種化について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	県民文化健康福祉
陳第 228号	学校給食費の無償化について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	環境文教
陳第 229号	子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、早急にギャンブル等依存症対策推進計画の策定を求めることについて	沖縄県南城市字つきしろ1739-7 ギャンブル被害を無くす沖縄県民の会 代表 砂川 竜一	6. 2. 13	県民文化健康福祉

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年2月21日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 77 号 訴えの提起について

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 7 項 中央新幹線建設費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 43 号 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 44 号 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第 45 号 長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 57 号 長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

第 58 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）請負契約の締結について

第 59 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区）変更請負契約の締結について

第 60 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 61 号 一般国道 141 号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について

第 62 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）請負契約の締結について

第 63 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 1 工区）変更請負契約の締結について

第 64 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 2 工区）変更請負契約の締結について

- 第 65 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 4 工区）変更請負契約の締結について
- 第 66 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 67 号 一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について
- 第 68 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について
- 第 69 号 一級河川の指定について
- 第 70 号 河川隣接地の事故に係る損害賠償について
- 第 71 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 72 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 73 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中
- 第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中
 - 歳 出 第 2 款 総 務 費
 - 第 6 項 防災費
 - 第 7 項 災害救助費
 - 第 9 款 土 木 費
 - 第 1 項 土木管理費
 - 第 2 項 道路橋梁費
 - 第 3 項 河川費
 - 第 4 項 砂防費
 - 第 5 項 都市計画費の一部
 - 第 6 項 住宅費
 - 第 8 項 直轄事業負担金
 - 第 12 款 災害復旧費
 - 第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部
 - 第 3 項 県単土木施設災害復旧費
- 第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 222号 上信自動車道の建設促進について
- 陳第 223号 上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について
- 陳第 226号 中信地域における広域的な道路ネットワークの整備促進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 50号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 4 項 市町村振興費の一部

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 3 号 令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第 4 号 令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第 5 号 令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第 6 号 令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第 13 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第 22 号 長野県文化会館条例の一部を改正する条例案

第 23 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 24 号 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

第 25 号 長野県女性相談支援センター条例案

第 26 号 県立ときわぎ寮条例案

第 27 号 医療法施行条例の一部を改正する条例案

第 28 号 貸付金免除条例の一部を改正する条例案

第 29 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

第 30 号 長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案

第 31 号 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第 32 号 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案

第 33 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

- 第 34 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 35 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 37 号 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 51 号 指定管理者の指定について
- 第 52 号 指定管理者の指定について
- 第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中
- 第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中
 - 歳 出 第 2 款 総 務 費
 - 第 9 項 生活文化費
 - 第 10 項 外事費の一部
 - 第 3 款 民 生 費
 - 第 4 款 衛 生 費
 - 第 11 款 教 育 費
 - 第 1 項 教育総務費の一部
 - 第 6 項 大学費
- 第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部
- 第 80 号 令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 81 号 令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 86 号 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 8号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 55号 市町村における福祉医療制度の安定的な維持のための乳幼児等医療給付事業の助成の拡大について
- 陳第 143号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 177号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 227号 帯状疱疹ワクチンへの公費助成制度の創設並びに定期接種化について
- 陳第 229号 子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、早急にギャンブル等依存症対策推進計画の策定を求めることについて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 6号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 34号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 144号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 178号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について

(6) 公衆衛生対策について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 12 号 令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 46 号 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案

第 47 号 長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案

第 48 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 74 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について

第 75 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 76 号 高等学校の統合について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

- 第 85 号 令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 87 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

環境文教委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 225号 学校プールの整備、水泳授業の継続に係る財政支援について

陳第 228号 学校給食費の無償化について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 52号 公立高校が魅力的で特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるための支援を求めることについて
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 95号 特別支援教育の支援充実について
- 陳第 96号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 97号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて
- 陳第 98号 中学校部活動の地域移行のあり方について
- 陳第 99号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 137号 教育環境の整備について
- 陳第 171号 教育環境の整備について

- 陳第 201号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 202号 特別支援教育の充実について
陳第 203号 へき地手当支給率の改善について
陳第 204号 教職員数の増員について
陳第 205号 学校における働き方改革について
陳第 208号 30人規模学級の継続について
陳第 209号 日本語指導・外国籍等児童生徒支援指導の充実について
陳第 210号 不適応・不登校児童生徒への支援充実について
陳第 211号 養護教諭に対する代替措置について
陳第 212号 教育予算の確保について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習・スポーツの振興及び文化財の保護について
- (9) 教育機関の運営について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

農政林務委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 8 号 令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第 9 号 令和 6 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第 10 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号 令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第 42 号 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 53 号 県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について

第 54 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

第 55 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第 56 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 83 号 令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 84 号 令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

農政林務委員長 百 瀬 智 之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

産業観光企業委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

産業観光企業委員長 酒 井 茂

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 7 号 令和 6 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第 15 号 令和 6 年度長野県電気事業会計予算案

第 16 号 令和 6 年度長野県水道事業会計予算案

第 38 号 長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案

第 39 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案

第 40 号 信州登山案内人条例の一部を改正する条例案

第 41 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 82 号 令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1
号）案

第 88 号 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 89 号 令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

産業観光企業委員長 酒 井 茂

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 歳入歳出予算中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費の一部

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 15 款 予 備 費

第 2 条 債務負担行為中の一部

第 3 条 地 方 債

第 4 条 一時借入金

第 5 条 歳出予算の流用

第 2 号 令和 6 年度長野県公債費特別会計予算案

第 17 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 18 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 20 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 21 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 49 号 包括外部監査契約の締結について

第 50 号 交通事故に係る損害賠償について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

第 79 号 令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 224号 沖縄県辺野古への基地建設中止に関する意見書提出について

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について
- 陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について
- 陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について
- 陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について
- 陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

(6・2定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委員							無所属
		自民党	改革信	新政団	公明党	共産党	無所属		
総務企画警察	10	寺萩佐風丸 沢原木間山 功祥辰栄	小荒井 林井武志	百瀬智之	清水純子	毛利栄子			
県民文化健康福祉	10	大山堀共青 井岸内田木 岳喜孝武	埋林 橋茂和 人明	小山仁志	勝野智行	藤岡義英			
産業観光企業	9	宮山早 下本田川 彦司喜地	小高島 林島陽子	小林あや	勝山秀夫	和田明子			
農政林務	9 (欠員1)	竹小酒 内池井 美清茂	中丸 川山博寿 司子	奥村健仁		両角友成	小林君男		
危機管理建設	10	大服依垣 畑部田内 俊宏明将	竹続望 村木月 直幹義	小池久ト無茶 グレー	加藤康治				
環境文教	9	丸西向 茂沢山 人隆悟	花佐 岡藤賢千 一枝	清水正康	川上信彦	山口典久	宮澤敏文		
議会運営	11	共西酒丸垣 田沢井茂内 武正岳将	丸高花 山島岡 寿陽賢	小林あや	加藤康治	山口典久			

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

(6・2定例会)

委員会名	委員長	副委員長
総務企画警察	寺沢功希	百瀬智之
県民文化健康福祉	小山仁志	大井岳夫
産業観光企業	宮下克彦	小林陽子
農政林務	中川博司	竹内正美
危機管理建設	大畑俊隆	竹村直子
環境文教	花岡賢一	丸茂岳人
議会運営	共田武史	丸山寿子